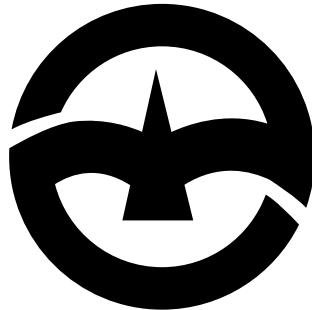


# 町田市地域防災計画

(2020年度修正)



町田市防災会議

## 目 次

※ () 内の数字は通し頁数

### 第1章 総 則

第1節 計画の策定方針 .....	総則- 1	(1)
第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務 .....	総則- 8	(8)
第3節 市の概況 .....	総則-21	(21)
第4節 被害想定 .....	総則-30	(30)
第5節 防災ビジョン .....	総則-48	(48)
第6節 減災目標 .....	総則-52	(52)

### 第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い人と組織づくり .....	予防- 1	(55)
第2節 災害に強いまちづくり .....	予防-12	(66)
第3節 災害応急活動体制の整備 .....	予防-29	(83)
第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備 .....	予防-39	(93)
第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備 .....	予防-49	(103)
第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備 .....	予防-52	(106)
第7節 避難体制の整備 .....	予防-55	(109)
第8節 緊急輸送体制の整備 .....	予防-61	(115)
第9節 生活救援体制の整備 .....	予防-63	(117)
第10節 災害時建物対策実施体制の整備 .....	予防-70	(124)
第11節 要配慮者等支援体制の整備 .....	予防-73	(127)
第12節 応急教育・応急保育体制の整備 .....	予防-77	(131)
第13節 その他各種災害別対策 .....	予防-78	(132)

### 第3章 地震災害応急対策

第1節 応急活動体制の確立 .....	地震- 1	(137)
第2節 災害情報の収集・整理及び報告 .....	地震-29	(165)
第3節 災害救助法の適用 .....	地震-40	(176)
第4節 災害時の広報 .....	地震-45	(181)
第5節 相互協力・応援要請 .....	地震-51	(187)
第6節 消防・救助・救急活動 .....	地震-64	(200)
第7節 災害時の医療救護・保健 .....	地震-71	(207)
第8節 危険物等対策 .....	地震-87	(223)
第9節 災害時の警備対策 .....	地震-94	(230)
第10節 土砂災害警戒区域等対策 .....	地震-96	(232)

第 11 節 帰宅困難者対策.....	地震－99 (235)
第 12 節 避難対策 .....	地震－106(242)
第 13 節 要配慮者対策.....	地震－120(256)
第 14 節 外国人支援対策.....	地震－127(263)
第 15 節 緊急輸送対策.....	地震－129(265)
第 16 節 ライフライン・都市公共施設の応急対策.....	地震－137(273)
第 17 節 遺体の収容・火葬等 .....	地震－146(282)
第 18 節 生活救援対策.....	地震－149(285)
第 19 節 災害時の環境・衛生対策.....	地震－163(299)
第 20 節 災害時の建物対策 .....	地震－171(307)
第 21 節 応急教育・保育活動・文化財の保護 .....	地震－186(322)
第 22 節 被災地等支援体制の確立.....	地震－196(332)

#### 第4章 風水害応急対策

第1節 応急活動体制の確立 .....	風水害－ 1 (339)
第2節 情報の収集・伝達.....	風水害－36 (374)
第3節 災害救助法の適用（共通） .....	風水害－52 (390)
第4節 災害時の広報 .....	風水害－53 (391)
第5節 相互協力・応援要請（共通） .....	風水害－58 (396)
第6節 水防活動.....	風水害－59 (397)
第7節 救助・救急活動.....	風水害－67 (405)
第8節 災害時の医療救護・保健（共通） .....	風水害－71 (409)
第9節 土砂災害警戒区域等対策.....	風水害－72 (410)
第10節 危険物等対策（共通） .....	風水害－76 (414)
第11節 災害時の警備対策（共通） .....	風水害－77 (415)
第12節 避難対策 .....	風水害－78 (416)
第13節 要配慮者対策（共通） .....	風水害－97 (435)
第14節 外国人支援対策（共通） .....	風水害－98 (436)
第15節 緊急輸送対策（共通） .....	風水害－99 (437)
第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策（共通） .....	風水害－99 (438)
第17節 遺体の収容・火葬等（共通） .....	風水害－101 (439)
第18節 生活救援対策（共通） .....	風水害－102 (440)
第19節 災害時の環境・衛生対策（共通） .....	風水害－103 (441)
第20節 災害時の建物対策（共通） .....	風水害－104 (442)
第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護（共通） .....	風水害－105 (443)
第22節 被災地等支援体制の確立（共通） .....	風水害－106 (444)

## 第5章 雪害対策

第1節 雪害対策.....	雪害－ 1 (445)
---------------	-------------

## 第6章 原子力災害対策

第1節 放射線使用施設対策.....	原子力－ 1 (455)
第2節 大規模原子力災害対策 .....	原子力－ 2 (456)

## 第7章 火山災害対策

第1節 火山災害対策 .....	火山－ 1 (463)
------------------	-------------

## 第8章 大規模事故等対策

第1節 応急活動体制 .....	大規模事故－ 1 (471)
第2節 航空機事故 .....	大規模事故－ 3 (473)
第3節 鉄道事故.....	大規模事故－ 5 (475)
第4節 道路災害.....	大規模事故－ 6 (476)
第5節 ガス事故.....	大規模事故－ 7 (477)
第6節 NBC災害.....	大規模事故－ 8 (478)
第7節 危険物等災害 .....	大規模事故－ 9 (479)
第8節 大規模火災 .....	大規模事故－12(482)

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

第1節 策定の趣旨 .....	東海地震－ 1 (483)
第2節 基本的な考え方.....	東海地震－ 3 (485)
第3節 防災関係機関の業務大綱.....	東海地震－10(492)
第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から 警戒宣言が発せられるまでの対応措置 .....	東海地震－21 (503)
第5節 警戒宣言時の対応措置 .....	東海地震－30(504)
第6節 市民・事業所等のとるべき措置 .....	東海地震－66(548)

## 第10章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための措置.....	復旧－ 1 (553)
第2節 災害復旧事業 .....	復旧－15(567)
第3節 災害復興対策 .....	復旧－21(573)



## 第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

第3節 市の概況

第4節 被害想定

第5節 防災ビジョン

第6節 減災目標

本章は、地域防災計画の目的、防災業務に関する関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、被害想定、防災ビジョンなどについて明らかにするものである。



## 第1節 計画の策定方針

### 第1 計画の目的及び前提

#### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（1961年（昭和36年）法律第223号）第42条及び町田市防災会議条例第2条の規定に基づき、町田市防災会議が作成する計画であって、市・都及び関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、相互に連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 2 計画の前提

この計画は、「首都直下地震等による東京の被害想定」などの被害想定や東日本大震災、集中豪雨等による都市型水害及び土砂災害などの最近の災害から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。

災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進する。

### 第2 本計画で扱う災害の範囲

本計画は、災害対策基本法に基づき、以下の自然災害及び大規模事故の対応を定めたものである。

- ① 地震災害
- ② 風水害
- ③ 雪害
- ④ 原子力災害
- ⑤ 火山災害
- ⑥ その他大規模事故等（鉄道災害、道路災害、N B C 災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災等 その他の大規模な事故による被害）

### 第3 計画の構成

この計画には、市及び防災関係機関が行うべき災害対策を総合的に記す「本編」、災害対策に用いる各種様式やデータ類を掲載する「資料編」からなる。本冊子は「本編」にあたり、「資料編」は別の冊子に記す。

これら各編の構成は、それぞれ次のとおりである。

## 第1章 総則

### 第1節 計画の策定方針

#### 1 本編

本編には、市及び防災関係機関が行うべき災害対策を、予防対策、応急対策、復旧・復興の各段階に応じて具体的に記載している。構成は、以下のとおりである。

第 1 章	総則
第 2 章	災害予防計画
第 3 章	地震災害応急対策
第 4 章	風水害応急対策
第 5 章	雪害対策
第 6 章	原子力災害対策
第 7 章	火山災害対策
第 8 章	大規模事故等対策
第 9 章	東海地震対策
第 10 章	災害復旧・復興計画

#### 2 資料編

資料編には、市が災害対応時に使用する様式、例規の条文の引用、市の防災施設や防災拠点等に関するデータベース、市域の災害環境等を示す資料等を掲載している。構成は以下のとおりである。

第 1 章	様式
第 2 章	例規・協定・基準
第 3 章	データベース
第 4 章	災害環境

## 第4 他の計画との関係

### 1 法令に基づく防災業務計画及び都地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、町田市の区域に係る災害から市民（来訪者を含む）の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するよう定める。

### 2 町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」との関係

町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」（以下「まちだ未来づくりプラン」という）は、町田市の将来を見据え、2012年度（平成24年度）から2021年度（令和3年度）までの10年間に、何を目標にどのようなまちづくりを進めていくのかを示すものである。

本計画は、まちだ未来づくりプラン「まちづくり基本目標」における

基本目標Ⅱ：安心して生活できるまちをつくる

基本政策4：安全に生活できるまちをつくる

政 策 1：災害に強いまちづくりを進める

を踏まえて策定したものである。

## 第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、町田市各部及び関係機関は関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議事務局（防災安全部防災課）に提出しなければならない。

また、本計画をはじめとした3つの危機管理計画における対応は、関連・類似している部分も多いことから、他の計画に修正が生じた場合、必要に応じて速やかに整合を図り、本計画を修正するものとする。

## 第6 計画の習熟

市及び関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。また、各対策部は地域防災計画に基づき、具体的な各対策部の応急対策を「各対策部マニュアル」として策定するとともに、隨時見直しを図る。

## 第7 用語の定義

用語	定義もしくは内容
地域防災計画	市町村や都道府県などの『一定地域に係る防災に関する計画』で、市町村・都道府県等に設置される防災会議が作成・修正するもの。(災害対策基本法第2条・第40条・第42条)
防災会議	市町村にあっては、『当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため』に設置される会議。
木造住宅密集地域	老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。
特定建築物	耐震改修促進法第14条第12項第1号、第2号に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模が同じ全ての建築物 (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
緊急地震速報	緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。
指定緊急避難場所	『災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退き』先となる施設又は場所のこと。洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに定めなければならない。
指定避難所	『避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民、その他の被災者を一時的に滞在させるための施設』
要配慮者	『高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者』
避難行動要支援者	『要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの』
避難行動要支援者名簿	『避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という)を実施するための基礎とする名簿』のこと。 以下の事項を掲載するものと定められている。 一 氏名 二 生年月日 三 性別 四 住所又は居所 五 電話番号その他の連絡先 六 避難支援等を必要とする事由 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

用語	定義もしくは内容
避難施設	いわゆる避難所。体育館など、避難者が仮宿泊することが可能な施設を有する場所。法に規定される「指定避難所」にもあたる。
避難施設（震災）	震災時の避難先となる避難施設。市立小中学校のほか、都立高校や一部の文教施設が指定されている。全て耐震性を有した施設となっている。
避難施設（洪水・土砂）	洪水時・土砂災害・暴風時の避難先となる避難施設。洪水・土砂災害・暴風が予想される大雨時には、オープンスペースは避難先として適さないため、避難広場のみの施設は含まない。法に規定される洪水時・土砂災害・暴風時の「指定緊急避難場所」もある。
避難施設（洪水・土砂）	洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、避難してきた避難者を直接収容する避難者仮宿泊施設のある避難施設（小・中学校、都立高校等）。
臨時避難施設（洪水・土砂）	洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、避難してきた避難者を一時的に収容する避難施設（市民センター等）。避難施設よりも早期に、自主避難者の受入も行う。
予備避難施設（洪水・土砂）	災害等の状況により、上記の施設に加えて、予備的に開設する避難施設（小・中学校、都立高校等）。
洪水時集合場所	避難施設が少ない地域に設置する、避難者をバス等の指定地方公共機関等により、他地区の避難施設（洪水・土砂）等に収容するための集合拠点（バスの発着可能な広場・駐車場）。
二次避難施設	避難施設での生活が長期化し、そこで生活が困難な要配慮者を市からの要請で受け入れる施設。受け入れにあたっては、施設の状況などを総合的に判断して、対象者を二次避難施設へ移送する。
避難広場	いわゆる避難場所。学校のグラウンドや公園などの、一定以上の広さを有するオープンスペース。避難施設（震災）は、グラウンド等のオープンスペースを有するため、避難広場をも兼ねる。地震災害時の「指定緊急避難場所」もある。
一時集合場所	近所の公園や広場など、小規模なオープンスペース。町内会・自治会の班など、近隣の小規模な単位で集まって安否確認をする場所として、自主防災組織や近隣の家同士で取り決めておくことが望ましい。
一時滞在施設	駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者（屋外滞留者）を一時的に受け入れる施設。
災害拠点連携病院（連携病院）	市域全体に被災した場合、医療救護活動の拠点となる市内の中規模病院。殺到する負傷者にトリアージを実施し、軽症者・中等症者には手当て・治療を施す。重症者は、災害拠点病院へ搬送する。 東京都が定める災害拠点連携病院と同様の位置づけの拠点とする。
震災時医療拠点	災害拠点連携病院が離れた地域において、拠点となる病院の代わりに、負傷者への医療救護活動を実施するための拠点。相原小学校、大蔵小学校、成瀬台小学校が指定されている（地震-82 参照）。医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。

第1章 総則  
第1節 計画の策定方針

用語	定義もしくは内容
救護連絡所	災害発生時に、必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。震災時は概ね72時間以内に開設することとなる。
災害医療コーディネーター	東京都災害医療コーディネーター 都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定する医師。
	東京都地域災害医療コーディネーター 各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師。
	区市町村災害医療コーディネーター 区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定する医師。
東京 DMAT (DMAT (ディーマット) : Disaster Medical Assistance Team)	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。
東京 DPAT (東京 Disaster Psychiatric Assistance Team:ディーパット)	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。
災害薬事センター	地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難施設等への医薬品等の供給拠点となる。
心的外傷後ストレス障害 (PTSD:Posttraumatic Stress Disorder)	生命の危険を伴うか、それに匹敵するような強い恐怖をもたらす体験の記憶が心的トラウマとなり、それによって生じるトラウマ反応の一つ。体験のありありとした光景と恐怖などの感情がフラッシュバックのように想起され（侵入症状）、これに交感神経系の亢進を伴う強い不安（過覚醒症状）、現在の出来事や過去の体験についての現実感の失われる麻痺症状、出来事を思い出させる刺激を避けようとする回避症状などが生じ、1か月以上持続したもの。 なお、発症後1か月未満であれば、ASD (Acute Stress Disorder)と診断される。
検視・検案	検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。 検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。
物資集積所	防災基本計画上の「地域内輸送拠点」のこと。災害時協定機関からの調達物資、及び都・他県市町村等から供給される物資を受け入れ・保管し、配布するための仕分けを行う物資集積の拠点。
支援物資	被災した地方公共団体を支援するための物資。 本計画上では、調達物資、義援物資を含むものとする。
調達物資	市が調達し、物資集積所を経由して避難施設に輸送される物資。本計画上では、他自治体や協定機関から提供される物資を指す。
義援物資	企業・個人が無償で被災地域に提供する支援物資。

用語	定義もしくは内容
障害物除去	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。
緊急通行車両	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。 (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車 (2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの
緊急道路障害物除去路線	原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。
緊急輸送ネットワーク	震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク。
緊急交通路	災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。
緊急輸送路	都緊急輸送ネットワーク及び市が指定する道路

## 第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

災害に対応するために、各機関が実施すべき役割を以下に示す。

### 第1 市

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町田市防災会議及び町田市災害対策本部に関すること</li> <li>② 防災に関する組織の整備</li> <li>③ 防災都市づくり事業の推進</li> <li>④ 防災に関する施設及び設備の整備、点検</li> <li>⑤ 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、点検</li> <li>⑥ 市民防災組織・ボランティア団体等の育成、指導</li> <li>⑦ 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施</li> <li>⑧ 防災に関する調査研究</li> <li>⑨ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査</li> <li>⑩ 市民等への避難の勧告、指示及び誘導</li> <li>⑪ 市民等への災害時広報及び災害相談の実施</li> <li>⑫ 被災者に対する救助・救護及び避難受け入れ</li> <li>⑬ 緊急道路及び緊急輸送の確保</li> <li>⑭ 被災した市施設・設備の応急復旧</li> <li>⑮ 災害時における給食・給水、医療救護、保健衛生等の応急措置</li> <li>⑯ 管内の関係機関が実施する災害応急対策の調整</li> <li>⑰ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置</li> <li>⑱ 所掌に係る災害復旧に関すること</li> <li>⑲ 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること</li> </ul>

## 第2 東京都・神奈川県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
都水道局	① 水道施設に関すること ② 応急給水に関すること
都税事務所	① 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること ② 災害時における他の局及び市区町村の応援に関すること
南多摩東部建設事務所 厚木土木事務所津久 井治水センター 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	① 河川の保全に関すること ② 道路及び橋梁の保全に関すること ③ 水防に関すること ④ 河川、道路等における障害物の除去に関すること
警視庁 第九方面本部 町田警察署 南大沢警察署	① 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること ② 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること ③ 行方不明者の捜索及び調査に関すること ④ 遺体の調査等及び検視に関すること ⑤ 交通の規制に関すること ⑥ 緊急通行車両等確認標章の交付に関すること ⑦ 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 第九消防方面本部 町田消防署	① 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること ② 救助及び救急に関すること ③ 危険物等の措置に関すること ④ 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること

## 第3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 陸上自衛隊 第1施設大隊 航空自衛隊 航空総隊司令部	① 災害派遣の計画及び準備 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成 ウ 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 ② 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 イ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の、無償貸付及び譲与に関すること

## 第4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 財 務 局	<p>① 地方公共団体に対する資金融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む)に関すること</p> <p>② 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること</p>
関 東 信 越 厚 生 局	<p>① 被害情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>② 関係機関との連絡調整に関すること</p>
関 東 農 政 局	<p>① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>② 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>③ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>④ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>⑥ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>⑨ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>⑩ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
関 東 森 林 管 理 局	<p>① 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること</p> <p>② 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること。</p>
関 東 地 方 測 量 部	<p>① 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること</p> <p>② 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること</p> <p>③ 地殻変動の監視に関すること</p>
関 東 経 濟 産 業 局	<p>① 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>② 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>③ 被災中小企業の振興に関すること</p>
関東東北産業保安監督部	① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
関 東 運 輸 局	<p>① 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること</p> <p>② 災害時における輸送車両のあっ旋に関すること</p>
東京管区気象台	<p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと</p> <p>② 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること</p> <p>③ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること</p> <p>④ 区市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>⑤ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や区市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</p> <p>⑥ 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の</p>

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
関東地方環境事務所	<p>① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</p> <p>② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること</p> <p>③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</p> <p>④ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること</p>
関東総合通信局	<p>① 災害時における通信の確保に関すること</p> <p>② 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</p>
東京労働局	<p>① 産業安全（鉱山保安関係を除く）に関すること</p> <p>② 雇用対策に関すること</p>
関東地方整備局	<p>① 防災上必要な教育及び訓練に関すること。</p> <p>② 通信施設等の整備に関すること</p> <p>③ 公共施設等の整備に関すること</p> <p>④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること</p> <p>⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること</p> <p>⑥ 豪雪害の予防に関すること</p> <p>⑦ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること</p> <p>⑧ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること</p> <p>⑨ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること</p> <p>⑩ 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること</p> <p>⑪ 災害時における復旧資材の確保に関すること</p> <p>⑫ 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること</p>
北関東防衛局	<p>① 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</p> <p>② 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</p>

## 第5 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便	<p>① 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること</p> <p>② 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p>
JR東日本 JR東海	<p>① 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること</p> <p>② 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること</p> <p>③ 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること</p> <p>④ 計画運休に関すること</p>

## 第1章 総則

### 第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
NTT東日本	<p>① 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</p> <p>② 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること</p>
NTTコミュニケーションズ	<p>① 国内・国際電話等の通信の確保に関すること</p> <p>② 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p>
NTTドコモ	<p>① 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること</p> <p>② 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p>
KDDI	<p>① 重要通信の確保に関すること。</p> <p>② 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること</p>
ソフトバンク	<p>① 重要通信の確保に関すること</p> <p>② 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p>
東京電力グループ	<p>① 電力施設等の建設及び安全保安に関すること</p> <p>② 電力需給に関すること</p>
日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸	災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京ガス	<p>① ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む）の建設及び安全保安に関すること</p> <p>② ガスの供給に関すること</p>
日赤東京都支部	<p>① 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び死体の処理を含む）の実施に関すること</p> <p>② 災害時における避難施設等での救護所開設及び運営に関すること</p> <p>③ こころのケア活動に関すること</p> <p>④ 赤十字ボランティアの活動に関すること</p> <p>⑤ 輸血用血液の確保、供給に関すること</p> <p>⑥ 義援金の受付・配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない）</p> <p>⑦ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること</p> <p>⑧ 災害救援物資の支給に関すること</p> <p>⑨ 日赤医療施設等の保全、運営に関すること</p> <p>⑩ 外国人の安否調査に関すること</p> <p>⑪ 遺体の検案協力に関すること</p> <p>⑫ 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること</p>
日本放送協会	<p>① 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む）に関すること</p> <p>② 広報（避難施設等の受信機貸与等を含む）に関すること</p> <p>③ 放送施設の保全に関すること</p>

## 第6 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
都 医 師 会	① 医療に関すること ② 防疫の協力に関すること ③ 遺体の検案の協力に関すること
都 歯 科 医 師 会	歯科医療活動に関すること
都 薬 劑 師 会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
献血供給事業団	血液製剤の供給に関すること
都 獣 医 師 会	動物医療救護に関すること
東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	① 鉄道施設等の安全保安に関すること ② 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること ③ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること ④ 計画運休に関すること
東京バス協会 神奈中バス 小田急バス 京王バス	バスによる輸送の確保に関すること
東京ハイヤー・タクシー協会	① タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること ② 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること
都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関すること
都 トラック 協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資等の輸送の協力に関すること
日本エレベーター協会関東支部	① 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る）に関すること ② エレベーターの早期復旧に関すること
テレビ・ラジオ放送各社※注	① 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること ② 放送施設の保全に関すること

※注：日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ、

文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、ラジオNIKKEI社、InterFM897

※法人名称は、東京都地域防災計画中の表記に準ずるため、一部略称を含む。

## 第1章 総則

### 第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

## 第7 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関すること</li> <li>② 災害等の情報収集に関すること</li> <li>③ 地域住民への火災予防、初期消火、応急救護活動等の普及・啓発</li> <li>④ その他消防に関すること</li> </ul>
自主防災組織 (町内会、自治会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること</li> <li>② 出火防止及び初期消火に関すること</li> <li>③ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること</li> <li>④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難施設内の生活支援等の協力に関すること</li> <li>⑤ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること</li> </ul>
MFFアマチュア無線クラブ	災害時非常無線通信の協力に関すること
町田市米穀小売商組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 米穀の調達に関すること</li> <li>② 地域の炊き出しの支援に関すること</li> </ul>
東京都LPガス協会 南多摩支部町田部会 日本瓦斯 アストモスリテイリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関すること</li> <li>② 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関すること</li> <li>③ 被災施設の応急処理と復旧に関すること</li> <li>④ 加盟各事業者との連絡調整に関すること</li> </ul>
小田急百貨店 東急百貨店 西友 ダイエー オダキューOX 東急ストア 相鉄ローゼン 三和 ミスターマックス 東京コカ・コーラ ボトリング 伊藤園 カインズ コストコ・ホール セールル・ジャパン NPO法人コメリ災 害対策センター	食料、飲料水、生活必需品等の調達に関すること
町田市農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 物資の調達に関すること</li> <li>② オープンスペースとしての農地活用の協力に関すること</li> </ul>
町田青年会議所	物資の供給・輸送に関すること
東日本段ボール 工業組合	災害時における段ボール製品の調達に関すること
「5日で5000枚の 約束」プロジェクト 実行委員会」	災害時における畳の供給協力に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
ボランタリー・アーキ テクツ・ネットワーク	簡易間仕切りシステムの供給に関すること
町 田 清 掃 社	し尿の収集運搬に関すること
ベ ク セ ス	避難施設等に設置する仮設トイレの調達に関すること
一 般 社 団 法 人 町田市建設業協会	<p>① 道路・河川・下水道等公共土木施設の応急対策の協力に関すること</p> <p>② 救出・救護の協力に関すること</p> <p>③ 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること</p> <p>④ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること</p> <p>⑤ その他災害時における復旧活動の協力に関すること</p> <p>⑥ 加盟各事業者との連絡調整に関すること</p>
町 田 市 管 工 事 協 同 組 合	<p>① 災害時における下水道の復旧活動の協力に関すること</p> <p>② 救出・救護の協力に関すること</p> <p>③ 加盟各事業者との連絡調整に関すること</p> <p>④ 災害時の応急給水活動への協力に関すること</p>
町田電設工業協会	<p>① 災害時開設された避難施設等の電気設備の応急措置に関すること</p> <p>② 障害物の除去に関すること</p>
東京土建一般労働 組合町田支部	<p>① 倒壊建物等からの救助救出活動及び重機類・電動工具等の資機材の提供に関すること</p> <p>② 避難施設及び市施設の応急修繕に関すること</p> <p>③ 応急仮設住宅の建設に関すること</p>
町田市ホテル・旅 館 業 同 業 組 合	要配慮者の緊急受け入れに関すること
赤 帽	災害時における軽自動車による輸送の確保に関すること
ヤ マ ト 運 輸	災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
カーレスキュー塚本	道路啓開への協力に関すること
東京都自動車整備 振興会町田支部	災害時における応急活動に関すること
ジャパンケネルクラブ 日本 救 助 犬 協 会	災害救助犬による被災者捜索活動への協力に関すること
ジェイコムせたまち イツ・コミュニケーションズ 多摩テレビ	<p>① 災害時における災害関連情報の迅速な放送に関すること</p> <p>② 放送施設の保守に関すること</p>
エフエムさがみ 横浜エフエム放送	<p>① 災害時における災害関連情報の迅速な放送に関すること</p> <p>② 放送施設の保守に関すること</p>
ヤフー株式会社	<p>① キャッシュサイトの作成</p> <p>② ヤフー「避難場所マップ」への情報提供</p> <p>③ 「Yahoo!防災速報アプリ」登録者への情報発信</p>
米海軍厚木航空施設	災害時における迅速な物資・人員等の提供による人道的援助に関すること
細野コンクリート	災害時における消火活動業務への協力に関すること
一般社団法人 町田市緑化協会	<p>① 公園、緑地、街路樹の啓開活動に関すること</p> <p>② 公園、緑地、街路樹の障害樹木の撤去処分に関すること</p> <p>③ 市施設植栽樹木に係る障害樹木の撤去処分に関すること</p>

## 第1章 総則

### 第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京都理容生活衛生 同業組合町田支部	災害時の避難施設等における理容活動に関すること
ホテル・ラポール千寿閣 レンブラントホテル 東京町田 河 合 塾 町 田 校 メ ガ ロ ス 町 田 町田ボウリングセンター 東急株式会社	<p>① 一時滞在施設としての施設提供に関すること</p> <p>② トイレ及び飲料水の提供に関すること</p> <p>③ 物資の配布、情報提供に関すること</p>
アルフレッサ 酒 井 薬 品 スズケン町田支店 東 邦 薬 品 バイタルネット メ デ ィ セ オ	災害時における医薬品等の調達業務に関すること
クライスマッパーズ 町田ローンテニスクラブ	<p>災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関すること</p> <p>災害時等における施設提供に関すること</p>

## 第8 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町田市社会福祉協議会	① 災害時の一般ボランティアの受け入れに関すること ② 要介助者への生活支援活動の協力に関すること ③ 都による生活福祉資金貸付の申込み受付に関すること
町田市医師会	① 医療救護及び助産活動に関すること ② 防疫及び遺体の検案の協力に関すること ③ 都医師会及び各医療機関との連絡調整に関すること
町田市歯科医師会	① 歯科医療活動に関すること ② 遺体の検案の協力に関すること ③ 都歯科医師会及び各医療機関との連絡調整に関すること
町田市薬剤師会	① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること ② 医薬品の調達、供給に関すること ③ 都薬剤師会及び薬剤師との連絡活動に関すること
町田市柔道整復師会	① 接骨診療に関すること ② 都柔道整復師会及び接骨師との連絡活動に関すること
東京都獣医師会 町田支部	① 動物医療救護に関すること ② 臨時動物保護所の運営に関すること
町田市福祉サービス協会	要介助者への救助及び生活支援活動の協力に関すること
防犯協会 交通安全協会	① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること ③ その他災害応急対策の業務の協力に関すること
町田商工会議所	① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 災害時における下水道の復旧活動の協力に関すること ③ 救助物資、復旧資材の確保、あつ旋、輸送等についての協力に関すること ④ 加盟各事業者との連絡調整に関すること ⑤ 被災者に対する炊き出しの支援に関すること
東京都石油商業組合 町田支部	災害時の燃料の優先的な供給に関すること
一般財団法人町田市文化・国際交流財団	① 災害時における外国人支援に関すること ② 一時滞在施設に関すること
危険物・有毒物等保管施設、地下施設	安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること
病院等	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における入居者の保護に関すること
学校法人乳幼児施設	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における児童・生徒及び乳幼児の保護に関すること
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること

## 第9 市・市民・事業所の責務

### 1 基本理念

2011年（平成23年）に発生した東日本大震災では、広域で甚大な被害が発生したことから、行政機関による迅速な応急対応が困難であった。市域で想定される首都直下地震においても、町田市ののみならず、周辺の各都市での甚大な被害が予測されており、行政による公助の限界が指摘されている。

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためにには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす市とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

そのことから、市は、防災の第一義的責任を有する基礎的自治体として、市民の生命、身体及び財産を災害から守る為、防災関係機関と協力の上、災害予防及び災害対応を実施する。さらに、市民、事業所等の地域の各構成員が防災に対する自らの役割を自覚できるよう、「自助」、「共助」への取り組みを推進する。

### 2 基本的責務

災害に強い人づくり、災害に強いまちづくりのために、市及び自治の主体である市民・その組織及び事業所は、日頃より次の役割をよく理解し、実行するよう努める。

機 関 の 名 称	責務
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払う。</li> <li>② 災害に強いまちづくりに努めるとともに、被災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制と資器材を整備し、防災関係機関がその責務を遂行するように、その先頭に立ち、被害の最小化に努める。</li> <li>③ 住民の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</li> <li>④ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟且つ機敏に対応するとともに、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を推進する。</li> <li>⑤ 災害により重大な被害を受けた場合、速やかに市民生活の復興と計画的な都市の復興を図るため、震災復興基本方針及び震災復興基本計画を策定し、全力を挙げて復興事業を推進する。また、被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。</li> </ul>

機 関 の 名 称	責務
市 民	<p>① 各家庭において、会社、学校、外出先で被災した場合等、様々な状況を想定した連絡方法等の対応を、あらかじめ話し合って決めておく。また、徒歩による帰宅経路についても確認をしておく。</p> <p>② 家具類の転倒・落下・移動防止や食器・ガラス類の落下防止対策を図る。</p> <p>③ 灯油・電気・ガス等の器具類の整備、住宅用火災警報器の設置をし、消火器や水の汲み置きによる出火防止対策を図る。</p> <p>④ 水・食料・携帯トイレや簡易トイレ・トイレットペーパー等の最低3日分（可能な限り1週間分に）の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備。</p> <p>⑤ ブロック塀等の点検補修及び倒壊防止対策など、敷地内の安全対策を図る。</p> <p>⑥ 都・市・町内等で行う防災訓練に積極的に参加し、隣近所での声かけ・助け合い体制を確立する。</p> <p>⑦ 町内会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。</p> <p>⑧ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）及び避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）がいる家庭では、差し支えのない範囲で事前に地域組織や近隣に知らせておく。</p> <p>⑨ 避難の経路、場所及び方法について確認をしておく。</p> <p>⑩ 市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努める。</p>
地 域 組 織 (自主防災組織、組織未結成の町内会・自治会及びマンション管理組合等)	<p>① 初期消火、救出・救護、避難訓練等を積極的に行い、組織内住民に対して防災知識の普及や出火防止の徹底を図る。</p> <p>② 災害に対応するための組織化を図り、消火、救助、炊き出し資機材等の整備、保守及び非常用食料等の備蓄を図る。</p> <p>③ 地域内の危険箇所・避難路を点検・把握し、周知する。</p> <p>④ 地域内住民の連携を高め、住民間の支援体制を確立するよう努める。</p> <p>⑤ 避難施設が開設された際、市・施設と協力し、主体となって運営に関わる。</p> <p>⑥ 行政及び地域内企業・事業所、近隣地域組織との連携・協力体制を整える。</p> <p>⑦ 団地・マンション等の集合住宅について、建物に被害が無ければ、居住者全體が避難施設への避難は必要が無くなることとなるため、日ごろから、より強く自助・共助を意識した取組みを推進する。</p> <p>⑧ 高層マンション等、エレベーターを有する建築物の住民組織は、エレベーターを含めた、ライフライン停止時を想定した対策を講じておく。</p>

## 第1章 総則

### 第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

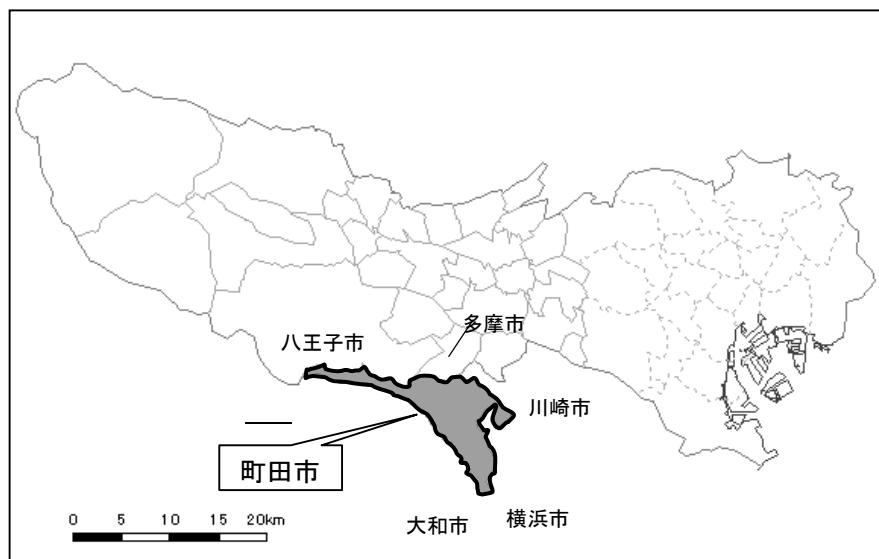
機 関 の 名 称	責務
事 業 所 (法人組織等)	<p>① 事業所内外の安全化を図り、防災計画や非常用のマニュアルの整備など事業活動の継続対策をたてる。</p> <p>② 防災資機材・水・食料の備蓄等、顧客の安全対策・安否確認体制・帰宅困難者対策の整備を図る。</p> <p>③ 地域の防災訓練等に積極的に参加し、地域組織や関係機関との協力関係、また、事業所間での協力関係を整える。</p> <p>④ 東京都帰宅困難者対策条例（2013年（平成25年）4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努める。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努める。</p> <p>⑤ あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法、徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努める。</p> <p>⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。</p> <p>⑦ 事業活動に関して震災を防止するため、都及び市が作成する地域防災計画を参考として、事業所単位の防災計画を作成する。</p>

## 第3節 市の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置及び地勢

町田市は、都心から南西 30~40 キロメートルの東京都の南西端に位置し、半島状に神奈川県と境を接している。市の位置及び地勢は、次のとおりある。



市面積	71.55 km <sup>2</sup>	
市方位 (緯度経度)	極東	東経：139度31分
	極西	東経：139度16分
	極南	北緯：35度30分
	極北	北緯：35度37分
広ぼう	東西	22.3 km
	南北	13.2 km
海拔	最高	364 m (草戸山)
	最低	27 m (三輪地区)
町田市庁舎位置	緯度	北緯：35度33分
	経度	東経：139度26分
	海拔	81.380 m
隣接市町	東	川崎市
	西	相模原市
	南	横浜市、大和市
	北	八王子市、多摩市

## 2 地形、地質

### (1) 地形

本市は、多摩丘陵の南西部と相模原台地の境界に位置しており、北部から東部にかけて多摩丘陵、南西部から南部にかけて相模原台地が分布している。

多摩丘陵は、鶴見川・恩田川などの河川による浸食が進み、谷底平野の上流には多数の開析谷（浸食作用によって削られた谷状の地形）が樹枝状に発達し、起伏の多い地形となっている。一方、相模原台地は、比較的平坦で北西から南部にかけて緩やかに傾斜しており、立川面、武蔵野面から成る段丘地形が形成されている。本市と神奈川県の県境付近は、境川による谷底平野が形成されている。

また本市は、昭和30年代頃から首都圏のベッドタウン的要素の宅地開発が進み、多摩丘陵の一部は、開析谷を切土・盛土により造成した人工改変が行われている。

### (2) 地質

多摩丘陵は中期更新世の上総層群により形成されており、相模原台地は後期更新世の新規ローム層（立川ローム、武蔵野ローム）より覆われている。鶴見川、恩田川、境川などの河川により形成された谷底平野では、河川氾濫堆積物による比較的軟弱な地盤が形成されている。

※資料編 地形分類図

※資料編 表層地質図

※資料編 地質断面図

## 3 気象

2016年（平成28年）～2020年（令和2年）の気象データを整理した。

なお、本市域内には、気象台の観測所がないことから、降水量は、直近の観測所である相模原中央地域雨量観測所（降水量のみ観測）、気温は八王子地域気象観測所と横浜地方気象台のデータを整理した。

降水量の平年値を通してみると特に9～10月は200mmを超えており、前線や台風の通過等による大雨が観測される場合が多い。

気象概況（2016年（平成28年）1月～2020（令和2年）年12月）（平年値）

### ■降水量（単位：mm）

観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総降水量
相模原中央	58.1	31.5	1486	152.3	118.8	179.8	178.8	241.0	286.7	345.2	69.9	47.0	1857.7

### ■気温（単位：℃）

観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
八王子	3.9	5.3	9.0	13.7	19.1	21.8	25.4	27.2	23.0	17.2	11.4	6.1	15.3
横浜	6.7	7.6	10.7	15.0	19.9	22.4	25.8	27.9	24.2	18.8	13.7	9.0	16.8

※気象データ 東京管区気象台資料：気温（八王子地域気象観測所及び横浜地方気象台）

降水量（相模原中央地域雨量観測所）

#### 4 市内の河川

本市は、境川、鶴見川の上流域にあたる。

境川は、相模原市緑区川尻の城山湖付近に源を発し、本市と相模原市との境を流れ相模湾へ流入する幹線流路延長約 52km の二級河川である。

鶴見川は、上小山田町を源流として本市と横浜市及び川崎市を流れて東京湾に注ぐ幹線流路延長約 43km の一級河川である。また、鶴見川の支流である恩田川と真光寺川の源流があり、恩田川は、本町田付近を源流として横浜市緑区で鶴見川と合流し、真光寺川は、真光寺町付近を源流として川崎市麻生区で鶴見川と合流する。鶴見川の支流にはこの他に、本市と川崎市麻生区との都県境を流れる麻生川があり、鶴川駅の下流で鶴見川と合流する。

## 第2 社会的条件

本項に示す内容は、特に出典を記すものを除いては、「第 53 号町田市統計書」によるものとする。

### 1 人口・産業

#### (1) 人口

本市の人口は、2020年（令和2年）1月現在で42万8,821人であり、うち外国籍を有する人は6,862人である。また、人口は年0.1～0.5%程度の割合で増加しているが、その増加率は減少傾向にある。人口密度は1 km<sup>2</sup>当たり5993人で、世帯数は19万7,711世帯（1世帯当たり人口は約2.17人）である。

年齢別的人口ピラミッドをみると、幼年人口（0～14歳）は少なく53,072人、生産年齢人口（15～64歳）が、260,524人と多い。65歳以上の高齢者は115,225人で、高齢化率は26.9%である。

第1章 総則  
第3節 市の概況

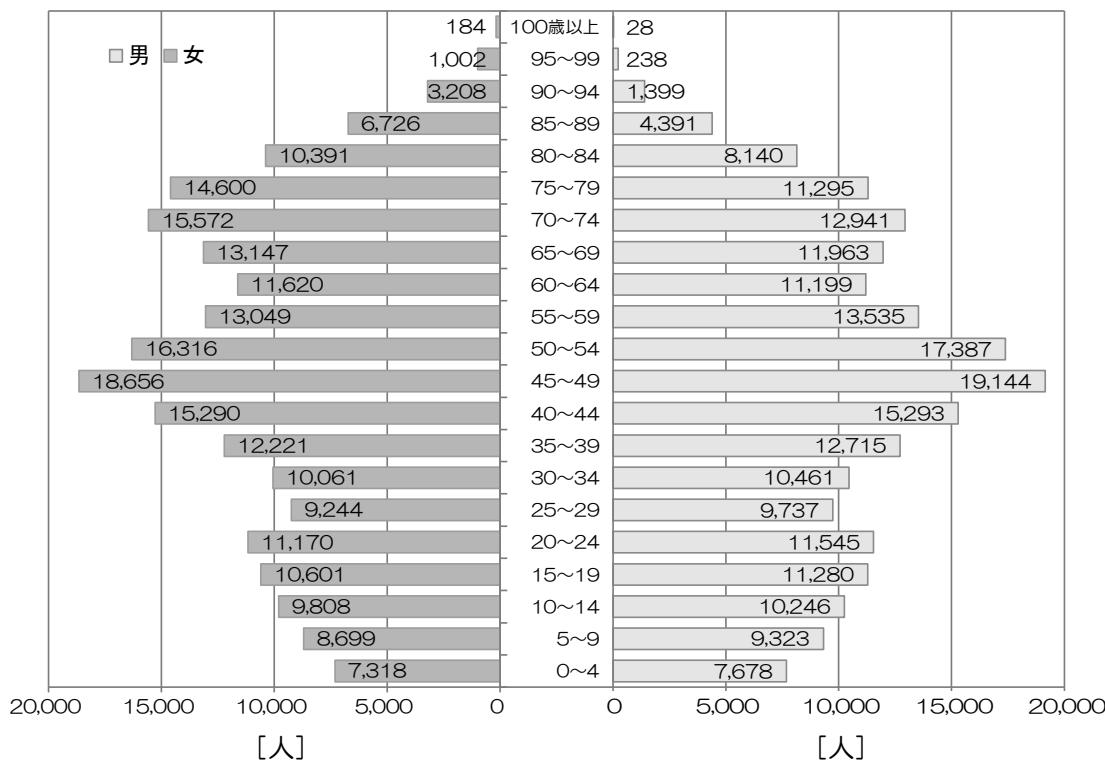
■人口及び人口推移（2020（令和2年）年1月現在）

			人口総数	男	女	世帯数
人口	総数		428,821	209,938	218,883	197,711
	上記のうち外国人		6,228	2,900	3,328	5,107
	人口密度			5993		
	1世帯当たりの人口			2.17		
人口推移	年 次	人 口	世帯数	人口（人・%）		世帯数（世帯・%）
				増加数	増加率	増加数
	2016年	426,937	190,100	289	0.07	1,694
	2017年	428,572	192,320	1,635	0.38	2,220
	2018年	428,742	194,121	170	0.04	1,801
	2019年	428,685	195,643	△57	△0.01	1,522
	2020年	428,821	197,711	136	0.03	2,068

※外国人人口を含む

(出典：第54号 町田市統計書)

■人口ピラミッド（2020年（令和2年）1月現在）



人口ピラミッド

(出典：第54号 町田市統計書)

(2) 産業

2016年（平成28年）の町田市の民間事業所数は、経済センサス（活動調査）によると12,106所（公務を除く）で、2012年（平成24年）の11,985所と比較すると、微増となっている。産業別に見ると、事業所数構成比は、「卸売・小売業」が24.7%で第1位、続いて「宿泊業、飲食サービス業」12.8%、「医療、福祉」11.0%、「生活関連サービス業、娯楽業」9.6%、「建設業」9.2%となっている。従業員規模別で見ると、従業者数10人未満の事業所が7割を占めており、市内産業において小規模事業所が目立っている。

■産業別事業所数

区分	事業所数 (活動調査)			区分	事業所数 (基礎調査)			
	2016年(平成28年) 6月28日公開				2014年(平成26年) 7月1日公開			
	実数	構成比 (%)	順位		実数	構成比 (%)	順位	
全産業	12,106		—	全産業(公務を除く)	12,663		—	
農業、林業	28	0.2%	14	農業、林業	26	0.2	16	
漁業	0	0.0%	—	漁業	0	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	—	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	18	
建設業	1,114	9.2%	5	建設業	1,166	9.2	5	
製造業	452	3.7%	10	製造業	496	3.9	10	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.0%	15	電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.0	17	
情報通信業	205	1.7%	10	情報通信業	219	1.7	12	
運輸業、郵便業	155	1.3%	12	運輸業、郵便業	173	1.4	13	
卸売業、小売業	2,990	24.7%	1	卸売業、小売業	3,082	24.3	1	
金融業、保険業	204	1.7%	11	金融業、保険業	204	1.6	11	
不動産業、物品販賣業	928	7.7%	6	不動産業、物品販賣業	1,016	8.0	6	
学術研究、専門・技術サービス業	692	5.7%	7	学術研究、専門・技術サービス業	688	5.4	7	
宿泊業、飲食サービス業	1,546	12.8%	2	宿泊業、飲食サービス業	1,578	12.5	2	
生活関連サービス業、娯楽業	1,167	9.6%	4	生活関連サービス業、娯楽業	1,224	9.7	4	
教育、学習支援業	646	5.3%	8	教育、学習支援業	728	5.7	9	
医療、福祉	1,333	11.0%	3	医療、福祉	1,322	10.4	3	
複合サービス事業	43	0.4%	13	複合サービス事業	47	0.4	15	
サービス業(他に分類されないもの)	600	5.0%	9	サービス業(他に分類されないもの)	630	5.0	8	
公務(他に分類されるものを除く)	調査対象外		—	公務(他に分類されるものを除く)	58	0.5	14	

(出典：平成26年経済センサス - 基礎調査、平成28年経済センサス - 活動調査)

※ 2014年(平成26年)分は経済センサス(基礎調査)による。2016年(平成28年)分は経済センサス(活動調査)による。調査が異なるため、2014年(平成26年)分と2016年(平成28年)分の区分は必ずしも一致しない。また、2016年(平成28年)分の事業所数の構成比は、公務を除いたものである。

■産業別の従業者規模別事業所数の割合（2016年（平成28年）6月1日現在）

区分	卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		医療、福祉		生活関連サービス業、娯楽業		その他	
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)
総数	2,990	100.0%	1,546	100.0%	1,333	100.0%	1,167	100.0%	5,070	100.0%
1～4人	1,457	48.7%	637	41.2%	441	33.1%	766	65.6%	3,048	60.1%
～9人	679	22.7%	310	20.1%	345	25.9%	221	18.9%	975	19.2%
～19人	465	15.6%	277	17.9%	266	20.0%	92	7.9%	518	10.2%
～29人	190	6.4%	182	11.8%	93	7.0%	38	3.3%	189	3.7%
～49人	101	3.4%	106	6.9%	94	7.1%	21	1.8%	149	2.9%
～99人	49	1.6%	26	1.7%	48	3.6%	14	1.2%	107	2.1%
100人以上	27	0.9%	4	0.3%	41	3.1%	6	0.5%	71	1.4%
出向・派遣従業者のみ	22	0.7%	4	0.3%	5	0.4%	9	0.8%	13	0.3%

(出典：平成28年経済センサス - 活動調査 事業所に関する集計)

## 2 交通

広域道路網は、都心から放射線状に国道246号と東名高速道路が市の南東部を通過し、環状線として国道16号が市の西部から南部にかけて通過する。また、隣接市町を結ぶ主要路線である都道は、町田街道、鎌倉街道、鶴川街道、南多摩尾根幹線道路、芝溝街道、成瀬街道、多摩ニュータウン通りがあり、それぞれ整備が進められている。都市計画道路は、54路線、総延長約159.5kmが都市計画決定され、完成延長は87.5kmの整備状況である。

鉄道網は、北部を京王相模原線、中部を小田急小田原線、南部を東急田園都市線がほぼ東西に横断し、それらを北西～南東方向に縦断するJR東日本横浜線が連絡する。

市内の主要な駅

小田急 (小田急線)	町田駅、玉川学園前駅、鶴川駅
東急 (田園都市線)	南町田グランベリーパーク駅、すずかけ台駅、つくし野駅
JR東日本 (横浜線)	成瀬駅、町田駅、相原駅
京王 (相模原線)	多摩境駅

### 3 建物

2020年（令和2年）1月現在の固定資産データによると、建物の総数は117,092棟で、そのうち木造建物が約8割を占め、面積あたり平均では、約16棟／haとなる。また、延床面積は約2,077万m<sup>2</sup>で、そのうち木造が半分を占め、1棟あたり平均では約177m<sup>2</sup>となる。

#### ■建物構造別棟数・延床面積

建物構造	棟 数 (棟)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	1棟あたり延床面積 (m <sup>2</sup> ／棟)
課税建物（木造）	89,432	9,934,448	111.08
課税建物（非木造）	25,376	9,141,449	360.24
非課税建物	1,476	1,671,977	1132.78
免税点以下の建物	864	25,254	31.25
総 数	117,092	20,773,128	177.41

（出典：第54号 町田市統計書）

用途別では、住宅系（一般住宅・併用住宅・集合住宅等）103,553棟、サービス系（小売店・飲食店・大規模店舗・業務施設等）3,078棟、工業系（工場等）1,447棟で、住宅系が全建物の88.4%を占める。

#### ■用途別棟数

用 途	棟 数 (棟)	割 合 (%)
住 宅 系	103,553	88.4%
サ ー ビ ス 系	3,078	2.6%
工 業 系	1,447	1.2%
そ の 他	6,730	5.7%
非課税建物	1,476	1.3%
免 稅 点 以 下 の 建 物	808	0.7%
総 数	117,092	100.0%

（出典：第54号 町田市統計書）

市は従来から不燃化促進事業、市街地再開発事業、防火地域の指定等による個々の建築物の規制、誘導等を通じ、都市防火構造化の施策を実施してきたが、市街地の不燃化は依然として重要課題として残されている。

市域における不燃化の状況は以下のとおりである。

#### ■不燃化率の推移（各年1月1日現在）

年度	不燃化率 (%)
2015年（平成27年）	48.50
2016年（平成28年）	48.33
2017年（平成29年）	48.38
2018年（平成30年）	48.20
2019年（平成31年）	48.01

※建物不燃化率＝非木造建物床面積／総建物床面積×100

（出典：「東京都統計年鑑」東京都総務局統計部をもとに作成）

#### 4 林野

市内には 837ha の山林が存在しており、地目別土地面積における山林の比率は 13.1% となっている。

##### ■地目別土地利用面積（2020年（令和元年）1月1日現在）

宅地	田	畠	山林	雑種地	その他	計
47.85%	1.1%	8.7%	13.1%	5.9%	23.3%	100%
3,069ha	73ha	558ha	837ha	381ha	1,496ha	6,414ha

※ 2015 年度（平成 27 年度）より集計方法の変更により、総面積は行政面積と異なる。

（出典：第 54 号 町田市統計書）

#### 5 河川及び下水道の整備概況

##### （1）河川の整備状況

市内の河川の多くは、市街地に囲まれた丘陵地域を流れるという特性から、周辺緑地と河川を一的な環境資源として整備が進められているほか、境川と鶴見川は、総合治水対策特定河川として位置付けられ、河川整備の促進とともに、流域の開発計画、土地利用計画等と有機的な連携、調整を図り治水対策を実施している。

また、浸水被害防止のための対策を推進し、公共の福祉の確保に資することを目的として制定された「特定都市河川浸水被害対策法」（2004年（平成16年）5月施行）に基づき、2005年（平成17年）4月1日に全国に先駆けて鶴見川流域が、2014年（平成26年）6月1日に境川流域が『特定都市河川流域』に指定されている。

『特定都市河川流域』に指定されると河川管理者、下水道管理者及び流域の地方公共団体は、近年全国で多発する集中豪雨の発生なども踏まえ、新たに「流域水害対策計画」（鶴見川流域水害対策計画は2007年（平成19年）3月策定。境川流域水害対策計画は策定中）を共同で策定し、連携は強化され、更に安全性を高める有効的かつ効率的な浸水被害対策（河川改修、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備等）を着実に実施することになる。

## (2) 下水道の整備状況

近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。このような浸水被害は、下水道未普及地域だけでなく、普及地域においても発生するようになっている。下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。

多摩地域の多くの自治体は、多摩川流域で東京都が整備・維持管理している「流域下水道」で下水を処理しているが、町田市は地理的条件で「流域下水道」への接続が困難なことなどから、大部分で「単独公共下水道」を選択し、町田市単独で2箇所の下水処理場と1箇所のポンプ場を整備・維持管理し、下水を処理している。

東京23区等は、汚水と雨水を同一の下水管で排除する「合流式下水道」を採用しているが、町田市では、「汚水管と雨水管を分けることで、河川や海への汚水の流出が発生しない」、「雨水の流入がないので汚水処理のみを考えればよく、下水処理場の規模が小さくて済む」という理由により、「分流式下水道」を採用している。

町田市の下水道事業は、1964年度（昭和39年度）に事業認可を取得し、住環境の改善と水質向上を目的に下水道の整備を進め、2013年度（平成25年度）末には市街化区域の汚水管整備が概ね完了し、2017年度からは、「町田市公共用水域水質改善10ヵ年計画」に基づいて市街化調整区域の一部を事業計画区域とし、下水道整備を進めている。

町田市の下水道区域は、町田処理区、鶴川処理区及び流域関連処理区等に区分されている。町田処理区は成瀬クリーンセンター、鶴川処理区は鶴見川クリーンセンターで下水を処理している。また、流域関連処理区等は、東京都流域下水道の南多摩水再生センターで小山ヶ丘地区の下水が処理され、この他に横浜市及び川崎市に下水処理を委託している地区がある。

町田市の2018年度末の下水道普及率は、水洗化率が98.8%、雨水管の面積整備率が37.3%となっており、今後とも効率的かつ計画的に整備を進めていく。

## 6 危険物施設等

大規模事故を引き起こす可能性がある施設として、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等が挙げられ、市域には合計で772箇所存在する。

施設名称	箇所数
危険物施設	280
高圧ガス施設	274
火薬類施設	1
毒物・劇物施設	205
放射線等使用施設	11

## 第4節 被害想定

本節では、地震・風水害その他の災害により、市域にどのような被害が及ぼされるか、その危険性について示す。

### 第1 地震被害の想定

#### 1 被害想定の概要

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに地域危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要である。町田市における地震被害想定は、東京都防災会議が2012年（平成24年）4月に策定・発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づくものとし、これを計画策定の前提条件とする。

##### 【東京都の被害想定策定の経緯】

東京都は1991年（平成3年）に、関東大地震（マグニチュード7.9、死者など14万人）の再来を想定した「東京都における地震被害の想定に関する調査研究」を公表した。また、1997年（平成9年）には、阪神・淡路大震災を踏まえ、中央防災会議で切迫性が指摘された直下地震の被害想定が公表された。

その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を2005年（平成17年）2月に公表したことなどから、新たに「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、2006年（平成18年）5月に東京都防災会議で決定した。

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しが行われ、2012年（平成24年）4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定、公表された。東京都は、今回の被害想定の作成に当たって、客観的なデータや科学的根拠に基づいて、可能な限り、実際に起こりうる最大の被害像の把握に努めている。

#### (1) 被害想定の前提

今回、都において想定されている被害想定の前提は次のとおりである。

##### ① 想定する地震

東京都防災会議は、以下に示す4つの種類の地震のパターンを想定している。

種類	首都直下地震		海溝型地震	活断層で発生する地震
	東京湾北部地震	多摩直下地震		
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	元禄型関東地震	立川断層帯地震
規模(マグニチュード)	M7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km
発生頻度	南関東において、同種の地震は「1885年から2004年までの119年間に」5つ発生している。(M6.7～7.2)		平均発生間隔2,300年程度	平均活動間隔10,000～15,000年程度
発生するとされている確率	今後30年以内に発生する確率が70%		今後30年以内に同様の地震が発生する確率はほぼ0%とされている。	今後30年以内の発生確率は0.5～2%

② 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝 5 時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間</li> <li>○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li> <li>○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
冬の昼 12 時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。</li> <li>○ 住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝 5 時の場合と比較して少ない。</li> </ul>
冬の夕方 18 時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留</li> <li>○ ビル倒壊や落下物等により被災する可能性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い</li> </ul>

(2) 本市の地震防災対策の主軸となる被害想定

東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定」上で4パターンの地震の型を想定している。

((1) 被害想定の前提 ①想定する地震・参照) 被害想定の結果及び地震の規模をみると、本市において最も大きな被害をおよぼす地震は「元禄型関東地震」である。しかし、東京都は報告書の中で、「元禄型関東地震については、地震調査研究推進本部では海岸地形の調査研究から、平均発生間隔が 2,300 年程度と推定され、今後 30 年以内に同様の地震が発生する確率はほぼ 0% とされている。」としたうえで、「発生頻度が低い場合でも、過去に発生した地震で、ひとたび発生すると大きな被害を及ぼすおそれがあるものについては、検討を行っておく必要がある。」として被害想定を行っている。

これらの地震の発生確率や頻度を比較すると、東京湾北部地震並びに、本市に大きな影響を与える多摩直下地震は、今後 30 年以内に発生する確率が 70% と可能性が高く、対策が急務といえる。

そこで、本市の地震防災対策は、東京都の被害想定の4つの地震の型の中で、市域に与える被害が元禄型地震に次いで大きく、かつ最も切迫性の高い「多摩直下地震（M7.3）」の被害想定を軸として、計画の検討を行っていくこととする。

ただし、被害想定の最大となる元禄型関東地震や、想定外の災害・想定以上の災害、複合災害等についても念頭において、防災対策を推進するものとする。

## 第1章 総則

### 第4節 被害想定

#### (3) 多摩直下地震（M7.3）による市域の被害想定結果の概要

本市の、多摩直下地震（M7.3）による被害想定結果の概要は以下のとおりである。

- ① 想定地震による本市の震度は、市域の北～中央にかけて震度6強、市南部で震度6弱を示す。
- ② 建物の全壊棟数は、3,931棟である。原因是、ゆれによるものが大部分である。
- ③ 火災延焼による焼失棟数は、冬18時・風速8m/sでは3,443棟（ゆれ等による倒壊建物との重複を除いた場合は、3,324棟）である。
- ④ 死者の数は、冬5時・風速8m/sで267人である。また、負傷者の数は、冬5時・風速8m/sで4,278人である。
- ⑤ 死者及び負傷者の主な原因是、ゆれ、液状化による建物被害、及び火災である。
- ⑥ 避難人口は、冬18時・風速8m/sでは92,758人である。
- ⑦ 閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数は、冬18時・風速8m/sでは100台である。
- ⑧ 町田駅周辺の滞留者は38,196人であり、その中でも屋外に滞留すると見られる人数は12,268人である。（第3章第11節第1参照）
- ⑨ 冬18時・風速8m/sでは停電率が11.4%、固定電話不通率が3.2%となる。また、上水道断水率が34.9%、下水道管きょ被害率が25.9%である。
- ⑩ 震災廃棄物の量は、冬18時・風速8m/sでは重量120万トン・156万m<sup>3</sup>である。

■町田市の被害想定結果一覧（出典：2012年（平成24年）4月 首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

地震の種類			多摩直下		東京湾北部		元禄型関東		立川断層帯	
マグニチュード			M7.3		M7.3		M8.2		M7.4	
風速			8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
建物被害	ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊	原因別建物全壊棟数	計（棟）	3,931	870		8,500		306	
		ゆれ（棟）	3,797	789		8,358		253		
		液状化（棟）	7	6		7		1		
		急傾斜地崩壊（棟）	128	76		135		53		
		計（棟）	12,521	7,396		15,486		2,970		
	火災延焼による建物被害	原因別建物半壊棟数	ゆれ（棟）	11,857	6,903		14,768		2,800	
		液状化（棟）	368	310		415		41		
		急傾斜地崩壊（棟）	296	184		303		130		
		焼失棟数（棟）	冬5時	658	625	218	208	1,088	1,032	170
			冬12時	999	947	288	274	2,701	2,556	170
死者	死者		冬18時	3,443	3,255	506	481	7,609	7,188	312
		計（人）	冬5時	0.6	0.6	0.2	0.2	1.0	0.9	0.2
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬12時	0.9	0.9	0.3	0.2	2.5	2.3	0.2
			冬18時	3.1	3.0	0.5	0.4	6.9	6.5	0.3
		急傾斜地崩壊（人）	冬5時	11	11	7	7	12	12	5
			冬12時	7	7	4	4	8	8	3
			冬18時	8	8	5	5	9	9	3
		火災（人）	冬5時	17	16	6	5	29	27	3
			冬12時	20	19	6	5	53	50	3
			冬18時	68	63	10	10	149	141	6
人的被害	負傷者	津波（人）	冬5時	—	—	—	—	0	0	—
			冬12時	—	—	—	—	0	0	—
			冬18時	—	—	—	—	0	0	—
		ロック塀等（人）	冬5時	1	1	1	1	2	2	0
			冬12時	1	1	1	1	2	2	0
			冬18時	1	1	1	1	2	2	0
		屋外落下物（人）	冬5時	0	0	0	0	0	0	0
			冬12時	0	0	0	0	0	0	0
			冬18時	0	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物(参考値)（人）	冬5時	13	13	7	7	15	15	4
負傷者	うち重傷者		冬12時	7	7	4	4	8	8	2
			冬18時	8	8	4	4	10	10	2
		計（人）	冬5時	4,278	4,276	1,882	1,881	6,919	6,912	743
			冬12時	2,575	2,570	1,048	1,047	4,380	4,368	423
			冬18時	3,200	3,167	1,271	1,270	5,406	5,369	509
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬5時	4,189	4,189	1,840	1,840	6,757	6,757	716
			冬12時	2,464	2,464	1,009	1,009	4,099	4,099	398
			冬18時	2,863	2,863	1,224	1,224	4,675	4,675	479
		急傾斜地崩壊（人）	冬5時	14	14	8	8	15	15	6
			冬12時	9	9	6	6	10	10	4
負傷者	うち重傷者		冬18時	10	10	6	6	11	11	4
		火災（人）	冬5時	30	28	10	9	86	79	6
			冬12時	56	52	10	9	211	198	6
			冬18時	282	249	17	16	660	623	11
		ロック塀等（人）	冬5時	43	43	23	23	56	56	15
			冬12時	43	43	23	23	56	56	15
			冬18時	43	43	23	23	56	56	15
		屋外落下物（人）	冬5時	2	2	0	0	5	5	0
			冬12時	2	2	0	0	5	5	0
			冬18時	2	2	0	0	5	5	0
負傷者	うち重傷者	屋内収容物(参考値)（人）	冬5時	253	253	135	135	291	291	43
			冬12時	171	171	94	94	192	192	30
			冬18時	175	175	95	95	200	200	31
		計（人）	冬5時	453	453	104	104	981	979	39
			冬12時	286	284	65	65	632	628	26
			冬18時	389	379	76	76	846	835	30
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬5時	421	421	88	88	927	927	28
			冬12時	248	248	51	51	546	546	16
			冬18時	288	288	59	59	634	634	19
		急傾斜地崩壊（人）	冬5時	7	7	4	4	7	7	3
負傷者	うち重傷者		冬12時	5	5	3	3	5	5	2
			冬18時	5	5	3	3	5	5	2
		火災（人）	冬5時	8	8	3	3	24	22	2
			冬12時	16	14	3	3	59	55	2
			冬18時	79	69	5	5	184	174	3
		ロック塀等（人）	冬5時	17	17	9	9	22	22	6
			冬12時	17	17	9	9	22	22	6
			冬18時	17	17	9	9	22	22	6
		屋外落下物（人）	冬5時	0	0	0	0	1	1	0
			冬12時	0	0	0	0	1	1	0
負傷者	うち重傷者		冬18時	0	0	0	0	1	1	0
		屋内収容物(参考値)（人）	冬5時	56	56	30	30	64	64	8
			冬12時	37	37	21	21	42	42	5
			冬18時	38	38	21	21	43	43	6

※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

第1章 総則  
第4節 被害想定

地震の種類			多摩直下		東京湾北部		元禄型関東		立川断層帯			
マグニチュード			M7.3		M7.3		M8.2		M7.4			
風速			8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s		
停電率(%)			冬5時	9.4	9.4	2.7	2.7	19.7	19.7	1.0	1.0	
			冬12時	9.7	9.6	2.8	2.8	20.8	20.7	1.0	1.0	
			冬18時	11.4	11.3	3.0	3.0	24.1	23.9	1.2	1.1	
固定電話不通率(%)			冬5時	0.8	0.8	0.3	0.3	1.5	1.5	0.1	0.1	
			冬12時	1.1	1.1	0.3	0.3	2.9	2.8	0.2	0.2	
			冬18時	3.2	3.1	0.5	0.5	7.1	6.7	0.3	0.3	
低圧ガス供給支障率(%)			①ブロック内全域でSI値が60kine超のケース	0.0		0.0		64.2		0.0		
			②ブロック内1/3でSI値が60kine超のケース	68.7		0.0		95.7		0.0		
上水道断水率(%)			34.9		9.3		64.1		6.6			
下水道管きよ被害率(%)			25.9		22.3		27.9		20.3			
避難	避難人口 (人)		冬5時	83,126	83,011	30,151	30,114	137,634	137,461	15,942	15,914	
			冬12時	84,304	84,126	30,414	30,363	142,660	142,208	16,117	16,078	
			冬18時	92,758	92,109	31,235	31,142	157,946	156,634	16,657	16,587	
	避難生活者数 (人)		冬5時	54,032	53,957	19,598	19,574	89,462	89,350	10,363	10,344	
			冬12時	54,798	54,682	19,769	19,736	92,729	92,435	10,476	10,451	
			冬18時	60,293	59,871	20,303	20,242	102,665	101,812	10,827	10,782	
	疎開者人口 (人)		冬5時	29,094	29,054	10,553	10,540	48,172	48,111	5,580	5,570	
			冬12時	29,506	29,444	10,645	10,627	49,931	49,773	5,641	5,627	
			冬18時	32,465	32,238	10,932	10,900	55,281	54,822	5,830	5,805	
帰宅困難者			滞留者数 (人)		319,134							
帰宅困難者数 (人)					86,680							
滞留者	駅周辺滞留者		屋内滞留者 (人)		25,928							
			屋外滞留者 (人)		12,268							
			合計 (人)		38,196							
	町田駅		自宅 (人)		7,715							
			移動無し (人)		7,638							
			移動開始前 (人)		3,240							
	待機人口			合計 (人)		18,593						
	滞留場所不明人口 (人)			2,011								
	合計 (人)			58,800								
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 (台)			冬5時	96	96	72	72	122	122	56	56	
			冬12時	97	97	72	72	124	124	56	56	
			冬18時	100	99	73	73	130	129	56	56	
災害時要援護者(死者数) (人)			冬5時	118	117	28	28	248	247	11	11	
			冬12時	86	86	21	21	188	187	9	9	
			冬18時	133	131	28	28	287	282	12	12	
自力脱出困難者 (人)			冬5時	1,609		335		3,543		107		
			冬12時	948		193		2,084		63		
			冬18時	1,100		227		2,421		73		
震災廃棄物	重量(万トン)		冬5時	114	114	44	44	191	191	19	19	
			冬12時	114	114	44	44	195	195	19	19	
	体積(万m³)		冬5時	120	120	45	45	206	205	19	19	
			冬12時	144	144	61	61	234	234	25	25	
			冬18時	145	145	61	61	241	241	25	25	

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※ 東京ドーム 1 個分の体積（容積）は 124 万m<sup>3</sup>

(4) 避難施設への避難人口及び食糧備蓄必要数量の想定

当計画において、水・食糧等の備蓄必要数を算定する基礎人口は、避難行動をとると見られる最大数の92,758人とする。

また、避難施設の収容人員は、家屋倒壊等の建物被害により避難せざるを得ないと見られる52,939人を基礎として算定する。

区分	人数	備蓄食料	避難施設収容
避難者数	92,758 人		
建物被害による避難人口 <sup>※1</sup>	52,939 人	○	○
ライフラインの支障により物資を求める人口 <sup>※2</sup>	39,819 人	○	—

※1 建物の全壊・焼失による被害人口と、半壊による被害人口の 50.3% の合計

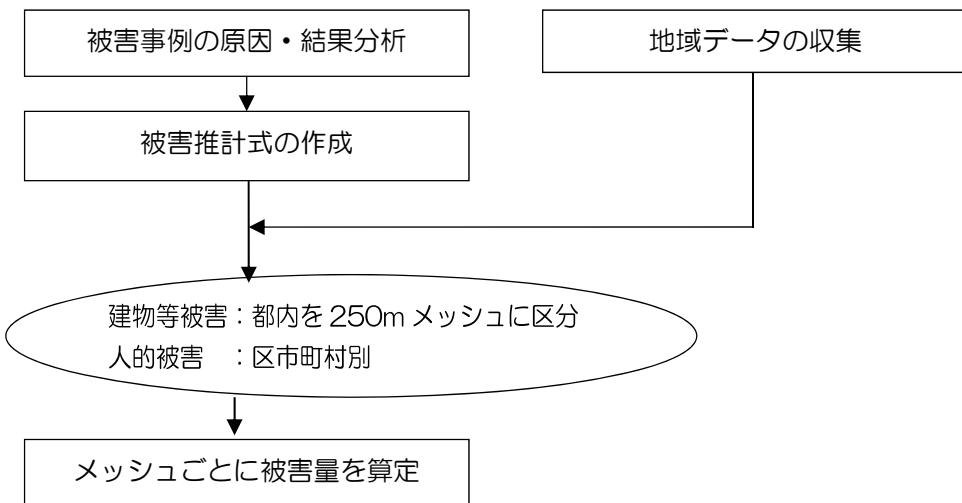
※2 ライフラインの支障による被害（断水）を受けた被災者のうち、水・食糧等の物資を避難施設へ求める（避難行動の一種）と見られる一定割合の人口

#### (5) 想定手法

- ① 被害想定は、概ね以下のようなプロセスで進められている。

過去の地震被害のデータに基づき、被害項目ごとに被害の原因と結果の関係を分析し、被害推計式を作成する。

次に、地域の特性を詳細に分析するために、都内を250m×250mメッシュに区分し（東京都全体で約28,000メッシュ）、各項目につきその地域データを被害推計式に投入して、メッシュごとの被害量を算出する。

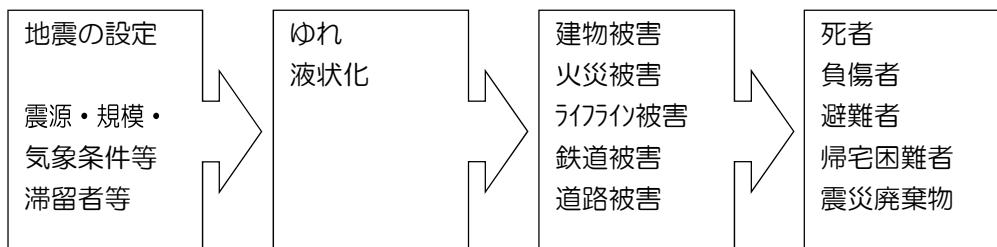


- ② 各項目の被害の推計は、以下のような関係で行っている。

地域状況をメッシュごとに調査分類した後、それぞれに想定地震のゆれを加え、地盤のゆれやそれに伴う液状化を推計する。

次に、ゆれによる被害と液状化による被害に分けて、建物被害、火災被害、ライフライン被害、交通被害等を推計する。

さらに、建物被害、火災被害等から死傷者数等を推計し、建物被害、火災被害、ライフライン被害等からは避難者数を、滞留者等からは帰宅困難者数を推計する。



## 2 地震の種類

地震は、その発生機構の違いから、①プレート境界付近で発生する「海溝型地震（プレート境界型地震）」、②陸域のプレート深部で発生する「内陸型地震（プレート内地震）」の2つに大別することができる。

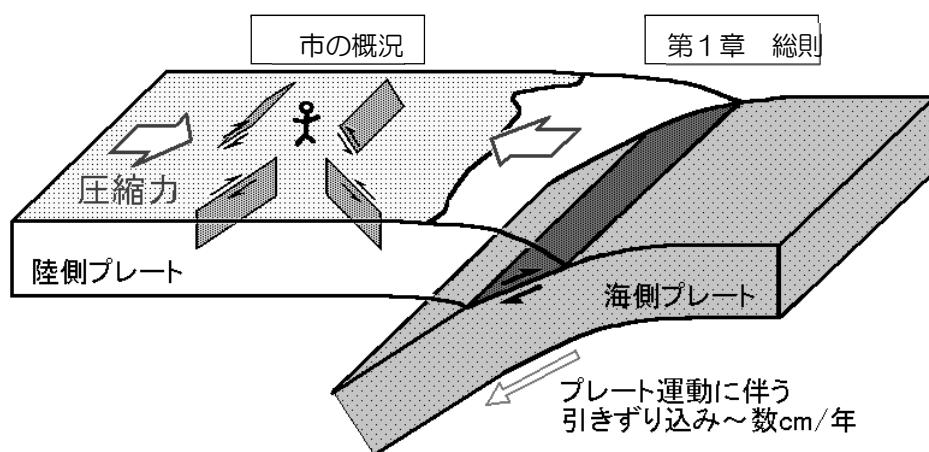
このうち、東京都を含む南関東地域に被害を及ぼすおそれのある地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する海溝型地震と、活断層の活動による内陸型地震である。

首都東京の直下では、陸側のプレートの下に、東から太平洋プレートが、南からフィリピン海プレートが沈み込んでおり、これらのプレート境界では、プレート先端が跳ね上がることでマグニチュード8クラスの海溝型地震が発生する可能性がある。

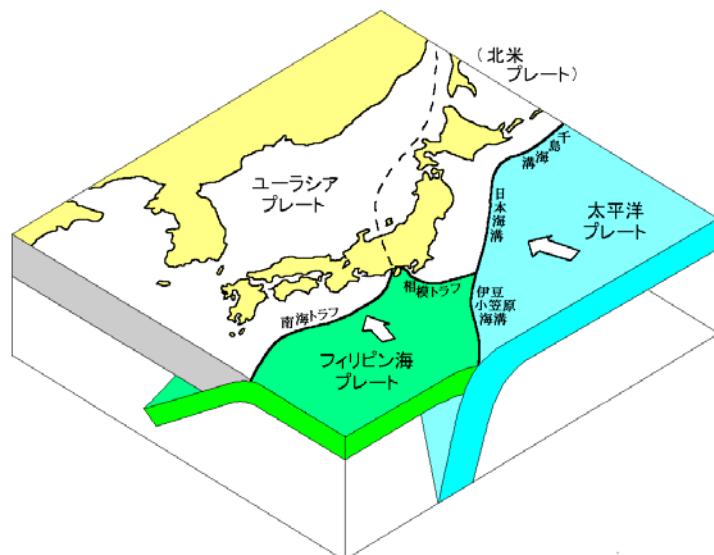
南関東では、200～300年間隔で発生する関東大震災クラスの地震の間に、マグニチュード7クラスの直下型地震が数回発生すると想定されている。

さらに、東京は、都市機能を支える電力のほか、食糧や生活必需品など多くの物資を他の地域に依存しており、東日本大震災のように、首都圏以外で発生した地震災害によって、電力供給停止や物流の途絶などの連鎖的被害が引き起こされることも懸念される。

■海溝型地震と内陸型地震の模式図



■日本周辺のプレート



■地震の種類と地震例

地震の種類	具体的な地震例
首都直下地震	東京湾北部地震(M7.3)、プレート境界多摩地震(M7.3)など
海溝型地震	大正型関東地震(M7.9)、元禄型関東地震(M8.2)など
活断層で起こる地震	立川断層帯地震(M7.4程度)など
連鎖的被害が懸念される(又は発生した)地震	東海・東南海・南海連動地震など

### 3 地震災害の歴史及び周辺の活断層

#### (1) 地震災害歴史

##### ① 関東地震

本市において記録に残る過去の地震災害で最も大きなものは、1923年（大正12年）9月1日に相模トラフを震源とした関東地震（関東大震災；マグニチュード7.9）であり、関東一円に大きな被害をもたらした。

町田市史によると、関東地震による人的被害は、市全体で53人（死者16、負傷者37）で、南多摩郡の人的被害の70.6%を占めた。このうち旧堺村での被害が17人（死者6、負傷者11）と多かった。これは旧堺村相原付近の集落（谷戸の縁に立地）における山崩れ・崖崩れによるものである。

建物被害でみると、町田市全域で家屋の全壊 1,333戸、半壊 2,223戸で、合計3,556戸が被害を受けた。旧町村別にみると、鶴川村で全壊 328戸、半壊 578戸（計 906戸）と最も多く、次いで旧忠生村の全壊 305戸、半壊 539戸（計 844戸）、旧町田村の全壊 264戸、半壊 468戸（計 732戸）等の被害があった。

##### ② 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であった。日本の観測史上では最大、世界的に見ても4番目の大きさとなるマグニチュード9を記録した巨大地震であり、面的に見ても、東北から関東地方に至る東日本の太平洋岸全体にわたる広範な範囲に甚大な被害を及ぼした。巨大地震が引き起こした大津波は、一部で海上高約40mの高さに達し、東北地方を中心とする太平洋岸の地域に襲いかかり、沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

想定外の大きさの津波に襲われた福島第一原子力発電所では、電源設備が破壊され、冷却機能の喪失に伴う炉心溶融、建屋の水素爆発などの大事故が引き起こされた。この結果、放射性物質が広範な地域に拡散し、大量の避難者や放射能による土壤汚染、農畜産物への影響など、様々な被害を及ぼした。

震源から遠く離れた都内においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった直接的な被害に加え、放射性物質の拡散、電力供給不足に伴う計画停電の実施などにより大きな混乱が生じた。また、道路ネットワークの寸断、医薬品や製造業部品等の工場の被災により、物流ネットワークやサプライチェーンが寸断され、都民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼした。

町田市における震度は5強、町田市の被害は、死者2人、負傷者11人（スーパーの車道スロープの崩壊による）、106,400軒が停電、一部地域で断水、建物被害については全半壊は無く一部損壊のみ、避難者数は約1,500人であった。

(2) 本市周辺の活断層

本市近郊の主要な活断層として「立川断層帯」が挙げられる。立川断層帯は、都が平成9年度及び10年度に立川断層の調査を実施したほか、文部科学省では平成24年度から3か年で重点的調査観測を実施している。

立川断層帯は、活動度B級の活断層であり、多摩地区の北西一南東方向に延びている。活断層調査の結果によると、立川断層帯の南端部では、西暦約1100年以降、北部では約1800年前に活動したと推定され、平均活動間隔は10,000～15,000年程度と推定される。

立川断層帯で、予想される地震規模及び発生確率は、マグニチュード7.4程度、30年以内発生確率が0.5～2.0%とされているが、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、地震発生確率がさらに高くなっている可能性も懸念される。（「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」地震調査研究推進本部、平成31年2月26日より）

※ 活断層の活動度とは、活断層の活動の程度をいい、過去の平均変位速度（1,000年あたりの変位量）によってA、B、Cの3ランクに区分したもの。

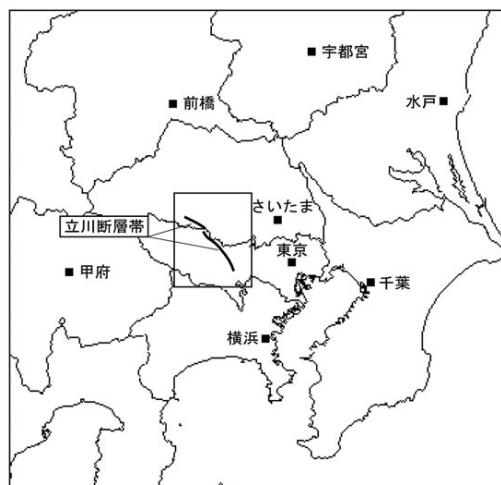
活動度A :  $10 > s \geq 1$

活動度B :  $1 > s \geq 0.1$

活動度C :  $0.1 > s \geq 0.01$

ここで、 $s$ は平均変位速度（単位はm／1,000年）

■立川断層帯の概略位置



#### 4 地域危険度

都では東京都震災対策条例に基づき、1975年（昭和50年）11月に第1回（区部）を公表して以来、概ね5年おきに地震に関する地域危険度測定調査を行っており、2018年（平成30年）2月に第8回の結果が公表された。

(1) 目的

地域危険度は、防災都市づくりを進める地域の選定に利用するとともに、都民が住まいの危険性を正しく理解し、地震への備えを進めるために活用する。

公表することで、都民一人ひとりが、住んでいる地域の危険について正しく理解し、日頃からの備えと十分な対策を講じるための周知・啓発を行う。

(2) 調査概要

都内都市計画区域のうちの市街化区域の5,177町丁目について、各地域における地震に対する危険性を把握するための指標としての建物倒壊危険度、火災危険度に加えて、第7回から測定を始めた災害時活動困難度を加味した総合危険度について1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を算定している。

① 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、地震動による建物の倒壊の危険性を評価しており、危険度は地盤と地域にある建物の種類などによって判定している。

- 地盤は、地盤分類により危険性の大小を評価したほか、地盤の液状化の可能性等についても考慮
- 建物については、阪神・淡路大震災の被害事例も参考にしながら、構造別（木造、鉄筋コンクリート造など）、建築年次別、階数別などに分類し、その耐震性能を評価
- ただし、建物全壊率について、同一の地盤、構造、年代別の建物でも、全て同一ではなく、確率的に分散する仮定で測定

② 火災危険度

火災危険度は、地震による出火と延焼の危険性を測定して、火災の危険性を評価している。

- 出火の危険性は、ガスコンロ、電気ストーブ、化学薬品などの数や使用状況などから算定
- 延焼の危険性は、出火した場合の燃え広がりのシミュレーションを実施し、出火点数及び出火点ごとの全焼棟数をもとに算定

③ 災害時活動困難度

災害時活動困難度は、地域の道路の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価している。

④ 総合危険度

総合危険度は、建物倒壊危険量（棟/ha）、火災危険量（棟/ha）の各値に、地域レベルの道路整備状況などから評価した災害時活動困難度の値を掛け合わせ、それを合算し測定している。

(3) 本市における危険度ランク

本市の危険度ランクは、総合危険度では、大部分の町丁目において、相対的に危険度が低いランク1ないし2の評価を得ており、金森1丁目、森野3丁目、高ヶ坂1丁目の3地区がランク3の評価となっている。（危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。）

## 第2 風水害

### 1 風水害

大雨や強風等によって生じる、河川の氾濫や道路等の冠水、崖崩れや土石流等の土砂災害、強風による建物や土木構造物の倒壊・損傷、風倒木及び農作物被害などをいう。

近年の水害は、都市部において地表面のほとんどがアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水の流出率が増大するとともに、河道又は下水道（雨水管）への流出時間が短くなり、一度に多量の雨水が河川や下水道に集中して生じる都市型水害が深刻化しつつある。また、地下空間を有する建物や地下街への浸水など新たな水害形態もみられるようになってきている。

### 2 風水害の履歴

本市での風水害の履歴を以下に示す。

本市では昭和30年代以降に住宅開発が盛んになり、急激に都市化が進行したが、治水対策が追いつかず昭和50年代前半までは、頻繁に水害に見舞われ床下・床上浸水等の被害が大きかった。しかしその後は、着実に治水対策が進み、近年は水害による被害件数は減少している。

1966年（昭和41年）から2020年（令和2年）までの54年間では、140回の風水害が発生しており、概ね1年に2.6回の割合で発生していたことになる。月別には、8月と9月が64回と際立って多く全体の45.7%を占める。

月別風水害件数（1966年（昭和41年）～2020年（令和2年））

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
被害件数	1	0	2	10	9	12	20	32	32	16	4	2	140

過去の大きな被害のあった風水害としては、1966年（昭和41年）の台風4号によるものと、1976年（昭和51年）の台風17号によるものがあげられる。

1966年（昭和41年）の台風4号では、鶴見川・境川流域において、強い雨が降り始め、市内で床上浸水410棟、床下浸水1,502棟、道路冠水18箇所、崖崩れ35箇所の被害があった。

1976年（昭和51年）の台風17号では、町田での総雨量が297mmに達し、鶴見川・恩田川の本・支川沿いの低地の多くが浸水し、床上浸水123棟、床下浸水205棟、道路冠水20箇所、崖崩れが128箇所と多くの被害が発生した。

2005年（平成17年）9月4日には、時間最大雨量96mmの集中豪雨が発生し、床下浸水10棟、道路冠水27箇所の被害が生じた。

2008年（平成20年）8月29日～30日には、総雨量165mm、時間最大雨量115mmの集中豪雨が発生し、床上浸水27棟、床下浸水50棟、土砂崩れ22箇所の被害が生じた。

2014年（平成26年）10月5日～6日には、台風18号に伴い、総雨量319mmの集中豪雨が発生し、管渠被害、斜面崩壊2箇所、防災調整池の越水が生じた。

2017年（平成29年）10月22日～23日には、台風21号に伴い、総雨量365.5mm、時間最大雨量45.5mmの大雨が発生し、住家一部損壊3棟、土砂崩れ3箇所の被害が生じた。

2018年（平成30年）7月28日には、台風12号に伴い、総雨量116.5mm、時間最大雨量27mmの大雨が発生し、住家一部損壊1棟、2箇所で土留め崩壊が生じた。

2019年（令和元年）9月8日～9月9日の令和元年房総半島台風（台風15号）では、総雨量147mm、時間最大雨量19.5mmの豪雨が発生し、住家一部損壊53棟、道路冠水3箇所、

倒木 52 箇所、ブロック塀倒壊 1 件等の被害が生じた。同年 10 月 11 日～10 月 12 日の令和元年東日本台風（台風 19 号）では、総雨量 452mm、時間最大雨量 61mm の豪雨が発生し、住家半壊 2 棟、住家準半壊 1 棟（内、床上浸水 1 棟）、住家一部損壊 45 棟（内、床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟）、道路陥没 10 箇所、土砂、法面崩れ 18 箇所、汚水溢水 5 箇所、倒木 20 箇所等の被害が生じた。

- ※ 資料編 風水害等履歴一覧
- ※ 資料編 町田市洪水ハザードマップ

### 3 風水害における危険箇所

現在把握されている市内での風水害の危険箇所は、水防上注意を要する箇所（洪水）として境川で 8 箇所、鶴見川で 5 箇所、水防上注意を要する箇所（工事施工箇所）として、境川で 5 箇所、鶴見川で 1 箇所がある。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、2013 年（平成 25 年）3 月から順次、指定・公表され、2019 年（平成 31 年）3 月 15 日をもって全域で区域指定完了となった。2019 年（令和元年）6 月 28 日現在、土砂災害警戒区域が 1,986 箇所、土砂災害特別警戒区域が 1,736 箇所指定されている。

また、宅地造成工事規制区域については、市内 6,306.8ha が指定されている。

- ※ 資料編 災害危険箇所一覧
- ※ 資料編 災害危険箇所分布図
- ※ 資料編 土砂災害ハザードマップ

### 4 浸水予想区域

都市型水害に対するソフト対策の一つとして、東京都都市型水害対策連絡会で作成・公表している浸水予想区域図は、東京都管理河川の流域毎に作成されており、2015 年度（平成 27 年度）の水防法改正を受け、想定し得る最大規模の降雨に更新された。

本市を流れる主な流域としては、境川流域と鶴見川流域（鶴見川・恩田川・真光寺川）がある。境川流域の浸水予想区域図は、2005 年（平成 17 年）7 月に公表され、2018 年（平成 30 年）6 月に最大規模の降雨に改定された。また、鶴見川流域（鶴見川・恩田川・真光寺川）浸水予想区域図は、2007 年（平成 19 年）10 月に公表され、2018 年（平成 30 年）10 月に最大規模の降雨に改定された。

#### （1）対象降雨

境川及び鶴見川における浸水予想区域図の対象降雨は、以下のとおりである。

対象とした 降雨	<境川流域（鶴瀬橋上流域）> 想定最大規模降雨 • 総雨量 710mm（鶴瀬橋上流域） (境川流域全体で総雨量 632mm) • 時間最大雨量 170mm	<鶴見川流域> 想定最大規模降雨 • 総雨量 792mm • 時間最大雨量 163mm
-------------	---	--

#### （2）浸水概要

境川流域における浸水予想区域図では、境川に沿って形成されている谷底平野において、ほぼ全域に渡り浸水深 3.0m 以上と想定されている。また、浸水幅は境川団地付近で最も広く約 400 m あり、小田急・JR 町田駅付近でも 100m～200m 程度ある。

## 第1章 総則

### 第4節 被害想定

境川は、幅の狭い谷底平野を流れる河川で、狭い部も多く、また対象降雨が非常に大きいため、浸水深が比較的大きくなつたと想定される。

鶴見川流域における浸水予想区域図では、鶴見川・恩田川・真光寺川沿いに連続した浸水予想区域があるが、一部では3m～5mの浸水が想定されている。

鶴見川の流域では、0.2～0.5m程度の冠水が予測される箇所が点在するが、これは流域の宅地化と下水道の整備にともない、一時的に下水道の雨水排水能力を超えるために生じる都市型浸水である。

※ 資料編 町田市洪水ハザードマップ

## 第3 原子力災害

### 1 本市における原子力災害の危険性

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）<sup>\*1</sup>に、本市及び都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態<sup>\*2</sup>が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波災害を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた町田市においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定するものである。

#### 《注釈》

##### ※1 【緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）】

緊急時に屋内退避等が必要とされる防災対策の重点区域にあたり、原子力発電所から概ね半径30km以内の範囲とされている。UPZとはUrgent Protective action Planning Zoneの略。2011年（平成23年）11月に原子力安全委員会（現・原子力規制委員会）における専門部会防災指針検討ワーキンググループが示した「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の文中にて、従来用いられていたEPZ（緊急時計画区域のこと）で、原子力発電所からの距離およそ8～10kmの範囲）に代わり用いられるようになった概念。

##### ※2 【原子力緊急事態】

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をさす。原子力災害対策特別措置法第二条に規定されている。

### 2 東京都における協議の対象となる原子力事業所

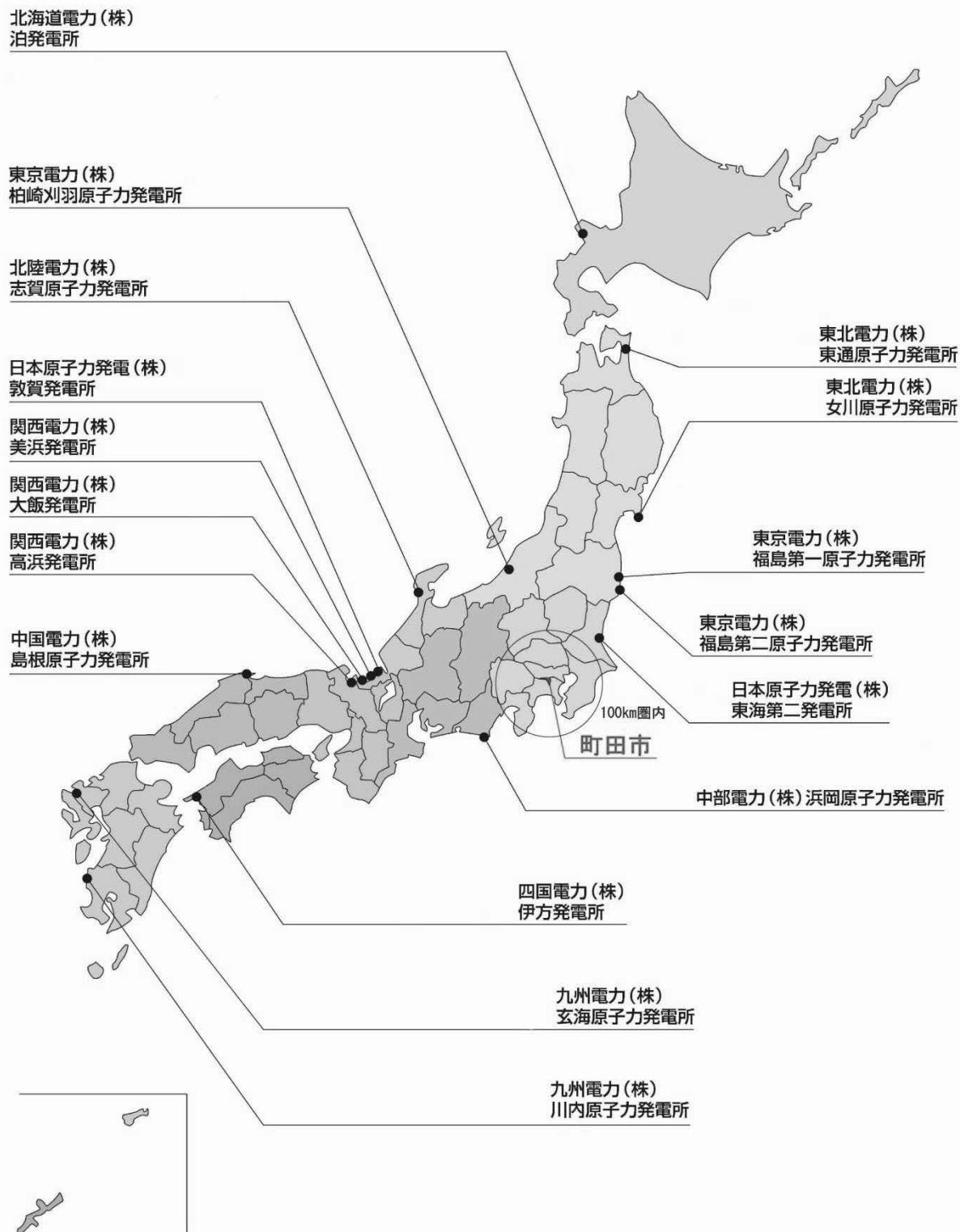
東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は神奈川県内の1ヶ所である。

（株）東芝 原子力技術研究所

所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号 電話：044-288-8030 FAX：044-266-4801
事業者名	名称：（株）東芝 所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設

（「東京都地域防災計画 原子力災害編」より）

### 3 日本の原子力発電所



(出典:「電源立地制度の概要」資源・エネルギー庁 HP に加筆・修正)

## 第4 火山災害

### 1 本市に影響を及ぼす火山災害

本市の近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、水蒸気爆発、噴石、火碎流、泥流等による直接的な火山災害を引き起こすような火山はないが、市の西方に位置する富士山において、宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合、火山灰等の影響を受ける可能性が指摘されている。

### 2 富士山の概要等

#### (1) 富士山の概要

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

我が国に111存在する活火山の一つであり、活動度はランクB（100年活動度または1万年活動度が高い活火山）とされている。

標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km<sup>3</sup>で我が国の陸域で最大の火山である。

標高1,000m以下の山腹の斜面勾配は10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

市内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、町田市小山田緑地から眺める富士山は、関東の富士見百景の一つとなっている。富士山山頂火口から市庁舎までの距離は、約67.7kmとなっている。



（出典：東京都地域防災計画 火山編）

## (2) 富士山の活動史

富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円錐形の火山となったと考えられている。それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

最近の活動では、2000年（平成12年）10月から12月及び翌年4月から5月にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識された。

## (3) 富士山における噴火の特徴

- ① 噴火タイプは、火碎物噴火、溶岩流噴火及びこれらの複合型噴火。少数であるが火碎流の発生も確認されている。
- ② 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火。
- ③ 噴火規模は、小規模なものが圧倒的に多い。宝永噴火は約2200年前以降で最大の火碎物噴火。
- ④ 781年以降10回の噴火が確認。

## (4) 国による検討

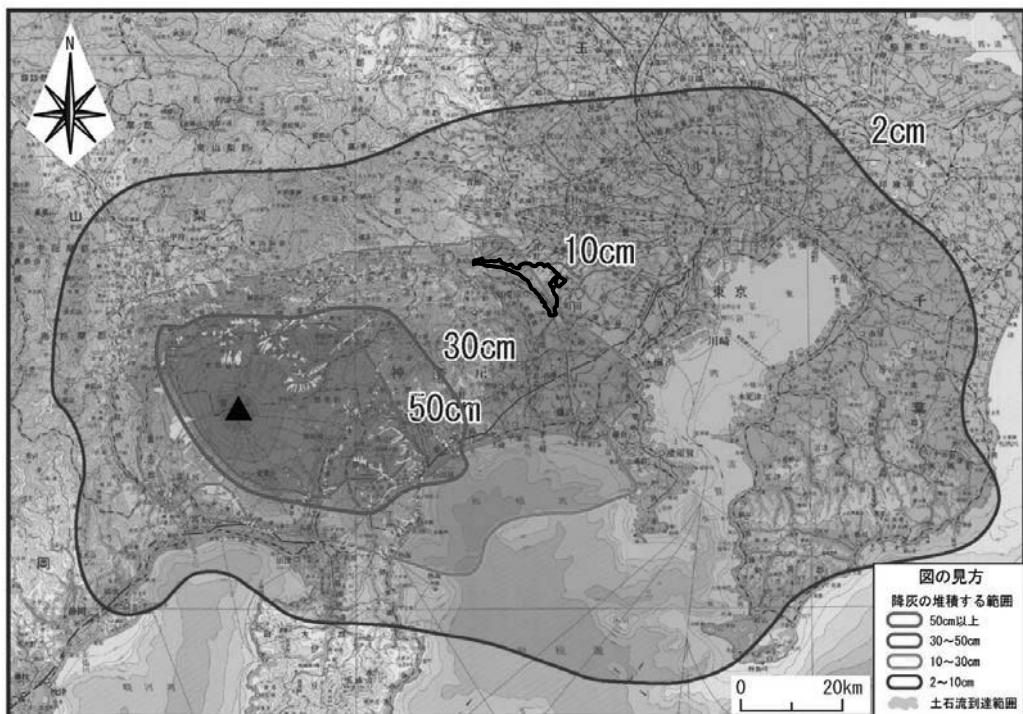
2001年（平成13年）7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（のちに東京都も参加）された。その後、火山防災対策の確立のため、2004年（平成16年）6月に富士山ハザードマップ検討委員会によって富士山ハザードマップが作成され、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」が公表された。この中で、宝永噴火と同程度の噴火による被害想定が行われている。

## 3 本市における降灰の可能性

富士山ハザードマップ検討委員会の報告において、降灰可能性マップは、富士山山頂で宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰分布図（ドリルマップ）を12ヶ月分重ね合わせ、各地点で最も厚く堆積しているドリルマップの降灰堆積深をその地点の降灰堆積深として作成されている。

これによると、本市は南西側で10～30cm程度、北東側で2～10cm程度の降灰堆積深が予想されている。

■降灰危険性マップ



#### 4 降灰による被害

降灰を大量に吸い込むと呼吸器系疾患などの健康被害を引き起こすおそれがある。

厚さ 10cm 程度以上の降灰があった地域では、降灰後の降雨により土石流が発生するおそれがある。また、厚さ 30cm 程度で建物の倒壊のおそれが生じるため、屋根の上の除灰を行うか、堅牢な建物に避難するなどの対応が求められる。

その他降灰による被害としては、停電、交通マヒ、農作物の被害、商工業・観光業への影響等が挙げられる。

## 第5 大規模事故災害

1997年(平成9年)の国の防災基本計画の修正において社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、大規模事故等の災害への対応が追加された。

本市においては、東京都地域防災計画(大規模事故編)を参考に、市の関わる大規模事故として以下の災害を計画の対象とする。

このような大規模事故が発生した場合、市は都及び関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための態勢を確立する必要がある。

■ 対象とする大規模事故

- |         |                        |          |
|---------|------------------------|----------|
| ○ 航空機災害 | ○ 鉄道災害                 | ○ 道路災害   |
| ○ ガス事故  | ○ NBC 災害               | ○ 危険物等災害 |
| ○ 大規模火災 | ○ その他大規模な事故による被害（事故災害） |          |

なお、本市の大規模事故災害における計画の策定にあたり、林野火災は大規模火災に含めるものとした。原子力災害については、2012年修正より、第6章に単独の章として独立させている。

## 1 航空機災害

- (1) 定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落

※ 実際、本市においても1964年（昭和39年）には原町田に米軍機が墜落し、4名もの死亡者がいる事故が起きている。また、町田市周辺においても墜落事故が起きており、尊い命が失われている。

## 2 鉄道災害

- (1) 旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災  
(2) 化成品積載列車からの危険物・毒物劇物等の流出等

## 3 道路災害

- (1) 車両の多重衝突・火災  
(2) 危険物・毒物劇物等運搬車両からの流出等

## 4 ガス事故

- (1) ガス管等からのガス漏えいによる事故

## 5 NBC 災害

- (1) N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）が使用される災害の発生

## 6 危険物等災害

- (1) 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等  
(2) 運搬中における危険物等の漏えい・爆発等

## 7 大規模火災

- (1) 多数の者や要介助者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル、デパート、病院、社会福祉施設等）の火災  
(2) 市街地における大規模延焼火災  
(3) 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

## 第5節 防災ビジョン

### 第1 計画の理念

市の地域特性や今後の都市開発動向を踏まえた上で、本計画では災害軽減化を図るために次の3つの理念を掲げ、防災計画を推進することとする。

- (1) 災害に強い人と組織をつくる
- (2) 災害に強いまちをつくる
- (3) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える

### 第2 基本目標

市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

理念	災害予防計画	基　本　目　標
災害に強い人と組織をつくる	第1節 災害に強い人と組織づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>●市民一人ひとりが、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、市及び関係機関の職員については、知識と技術を身につけ臨機応変に任務を遂行できるようにする。</li><li>●混乱期における被害の抑制や避難行動要支援者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。</li><li>●市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。</li><li>●多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点等に配慮し、男女共同参画を推進する。</li></ul>
災害に強いまちをつくる	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>●河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。</li><li>●崖崩れや液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。</li><li>●大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、オープンスペース・緑地の保全とそれを活用した延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。</li><li>●不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。</li><li>●道路、橋梁、鉄道、ライフライン施設の耐震性及び安全性を確保する。</li></ul>

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基 本 目 標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第3節 応急活動体制の整備	第1節（地震・風水害） 応急活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。</li> <li>●大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。</li> </ul>
		第2節（地震） 災害情報の収集整理及び報告 第2節（風水害） 災害予警報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の防止・軽減に必要な情報を積極的に収集する。</li> <li>●被害状況を的確かつ迅速に把握する。</li> <li>●市域の全地区について、被害の全体像を把握する。</li> </ul>
		第4節（地震・風水害） 災害時の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●二次的被害・混乱等を防止する。</li> <li>●情報の空白地域・時間を解消する。</li> <li>●被災者からの受付、相談、広報サービスを各拠点（市民センター）で行う。</li> </ul>
		第5節（地震・風水害） 相互協力・応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、都、自衛隊、民間団体、事業所、ボランティア等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受入体制を確保する。</li> </ul>
	第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備	第6節（地震） 消防・救助・救急活動 第7節（風水害） 救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、消防署、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。</li> <li>●多数の救助・救急事象に対処するため、住民、消防団、救助隊員等が協力して、倒壊建物等からの救助及び救護搬送を迅速に行う。</li> </ul>
		第7節（地震） 第8節（風水害） 災害時の医療救護・保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護班、救護拠点、資機材等を迅速に確保する。</li> <li>●高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。</li> <li>●避難施設及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。</li> </ul>
		第8節（地震） 第11節（風水害） 危険物等対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●危険物・有毒物等を取り扱う施設において、地震や火災による爆発、有毒ガスの漏洩を防止する。</li> <li>●災害発生時には、危険防除のため、周辺住民・事業所等の安全確保等、適切な応急措置を行う。</li> </ul>
		第9節（地震） 第10節（風水害） 災害時の警備対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察と協力し、市、事業所、団体、市民等が、災害時の犯罪等の防止に努める。</li> </ul>
	第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備	第6節（風水害） 水防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水・台風等による水害の発生を警戒・防御する。</li> <li>●地下集客施設等における情報収集・伝達、浸水警戒活動、施設利用者の安全確保について定める。</li> </ul>
		第9節（地震） 第10節（風水害） 土砂災害警戒区域等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●余震や降雨による災害の発生を警戒する。</li> <li>●倒壊の危険がある建物やガラス・看板類の落下、ブロック塀等の倒壊について、余震等による2次災害の発生を防止する。</li> </ul>

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第7節 避難対策実施体制の整備	第11節（地震） 帰宅困難者対策 第12節（地震） 第12節（風水害） 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●局所的な被害が発生した場合の一時的な避難者受け入れ対策を定める。</li> <li>●消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し、市民・外来者等を安全に避難させる。</li> <li>●災害発生直後から避難施設を開設し、運営は住民組織等の自主運営に移行させる。</li> <li>●帰宅困難者対策を策定する。</li> <li>●要配慮者等に配慮し居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。</li> <li>●逸走した動物の保護及び避難施設等での飼育動物対策について定める。</li> </ul>
	第8節 緊急輸送体制の整備	第15節（地震） 第15節（風水害） 緊急輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損、停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。</li> <li>●輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。</li> </ul>
	第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備	第16節（地震） 第16節（風水害） ライフライン・都市公共施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。</li> <li>●生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。</li> <li>●公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止・低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。</li> </ul>
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第9節 生活救援体制の整備	第17節（地震） 第17節（風水害） 遺体の収容・火葬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺体の腐乱を防止するため、搜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。</li> </ul>
		第18節（地震） 第18節（風水害） 生活救援対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。</li> <li>●ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。</li> <li>●災害相談、罹災証明等の発行を円滑に行い、被災者の自立復興を支援する。</li> </ul>
		第19節（地震） 第19節（風水害） 災害時の環境・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生後の伝染病その他感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康への悪影響、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。</li> <li>●ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。</li> </ul>

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基　本　目　標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第10節 災害時建物対策実施体制の整備	第20節（地震） 第20節（風水害） 災害時の建物対策	●余震等による建物の危険防止、また仮設住宅供給体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定の実施を行う。 ●仮設住宅供給体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建物の補修・解体を迅速に進める。
	第11節 要配慮者等支援体制の整備	第13節（地震） 第13節（風水害） 要配慮者対策 第14節（地震） 第14節（風水害） 外国人支援対策	●高齢者・障がい者・乳幼児・人工透析者等の要配慮者及び外国人に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ●避難施設、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。
	第12節 応急教育体制の整備	第21節（地震） 第21節（風水害） 応急教育・保育活動	●学校を利用した避難施設の早期閉鎖を促し、学校教育の早期再開を行う。 ●児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童、生徒等に対し適切な教育的ケアを行う。
	第13節 その他各種災害別対策		●高層建築物、駅周辺の不特定多数の外来者に対して安全を確保し、混乱を防止する。 ●都市化に伴う、風害や雪害に対する脆弱性を補う。 ●法に基づく国（及びその補助機関としての東京都）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。

理念	災害復旧計画	基　本　目　標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第1節 市民生活安定のための緊急措置	●独力での再建が困難な市民、中小企業、農家に対して、国・都・市及び各機関は各種援助措置を行う。
	第2節 災害復旧事業	●被災施設の被害の再発を防止するため、将来の災害に備えた事業計画を策定する。 ●災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第3節 災害復興事業	●被災前の地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する。 ●関係する権利者等との調整及び合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。

## 第6節 減災目標

都は、都地域防災計画の中で、地震時における減災目標を定め、市区町村及び都民、事業者と協力して対策を推進していくとしている。また、この減災目標は、10年以内に達成するとしている。

市は、先に述べた基本目標に基づき市の減災目標を定めるとともに、目標達成に向けて、災害に強い人づくり、災害に強いまちづくりを推進していくものとする。

- 減災目標 1**
- ①死者を約 1/3 に減少させる。
  - ②避難者を半減させる。
  - ③建築物の全壊・焼失棟数を約 1/3 に減少させる。

- 多摩直下地震M7.3、風速 8m/s、冬 18 時のケースで、揺れや火災による死者 220 人を 76 人に、避難者約 93,000 人を約 46,500 人に、建築物の全壊・焼失棟数約 7,400 棟を約 2,500 棟に減少させる。

### 目標達成に向けた市の取組

#### 【死者・避難者・建築物被害の減】

- 住宅の耐震化率を 2020 年度（令和 2 年度）までに 95%、2025 年度（令和 7 年度）末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。

- 木造住宅の耐震設計・改修助成制度
- 耐震改修促進税制の周知
- リフォーム時の耐震化の促進
- 分譲マンションの耐震化促進助成制度
- 住宅非構造部耐震工事の助成
- 木造住宅の耐震シェルター等設置助成

- 市街地の不燃化（第 2 章第 2 節第 3）

- 都市計画マスタープランの推進
- 防火・準防火地域の指定（東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の適用区域）
- 都市防災構造化
- 中心市街地・周辺市街地の整備と良好な市街地の形成

- オープンスペースの確保（第 2 章第 2 節第 4）

- 主要な都市計画道路の整備を推進する。

- 地域防災力の向上

- 自主防災組織の結成促進・行動力強化（目標：毎年新規加入世帯 1,000 世帯増）
- 市民や事業所の火災対応力の強化（第 2 章第 4 節第 1）
- 事業所防災計画の作成促進
- 自衛消防隊等の設置等の推進
- ボランティアの組織化（目標：市職員OBによる防災ボランティア制度の創設）
- 地域における相互協力の促進
- 各種防災訓練の実施（第 2 章第 1 節第 3）

- 消防団活動体制の充実による、災害活動力の向上

- 新入団員への入団教育の実施
- 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能を向上
- 学生や女性の消防団への入団推進

○その他

- ・家具類の転倒等防止対策の推進（第2章第2節第9）
- ・救助・救急体制の整備（第2章第4節第3）
- ・土砂災害対策の実施（第2章第2節第2）
- ・土砂災害警戒体制の整備（第2章第6節）

**減災目標2 ①中枢機能を支える機関（市、病院等）の機能停止を回避する。**

②企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者86,000人の安全を確保する。

③災害時における犯罪発生を防止する。

○市や消防、病院などの関係機関について、発災後も、その機能を確実に発揮できるようにする。

○帰宅困難者86,000人について、企業による備蓄を推進し一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進めることで、全ての帰宅困難者の安全を確保する。

### 目標達成に向けた市の取組

#### 【中枢機関の機能維持】

○町田市の災害対応・中枢機能の発揮

- ・町田市庁舎における、町田市防災センター機能の活用（情報連絡・共有や広報等の機能）
- ・防災システム・衛星携帯電話等の情報連絡ツールの配備・活用と、運用方法の確立

○最適な医療資源の配分を行う体制づくりと医療機能不全の防止

- ・医師会、歯科医師会等との連携強化
- ・市災害医療コーディネーター機能の確立
- ・救護活動の拠点整備（災害拠点連携病院）

○救護活動を行う拠点などで医薬品等が不足した場合に対応できるよう、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築

- ・災害対策用医療品・医薬品の配備
- ・医薬品販売業者・薬剤師会等との協力体制の確保

○災害時に医療機能の維持が特に必要な病院（災害拠点連携病院等）についての防災対策

- ・病院及び薬局等のBCP策定の促進
- ・通信機能の多重化
- ・水や非常用発電に必要な燃料を確保するための、都・協定締結団体等と連携した供給体制確立

○避難施設や町田市民病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を進める。

#### 【帰宅困難者の安全確保】

○東京都帰宅困難者対策条例に基づく対策の周知徹底

- ・一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底
- ・事業所における3日分の備蓄確保の取組み推進と従業員等への周知

○企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。

○徒步帰宅が困難な要配慮者のために、バスなどの代替輸送手段を確保する。

○帰宅支援の強化

- ・駅等の混乱防止対策の推進（第2章第13節）
- ・道路・橋梁・鉄道の整備（第2章第2節第6）

## 第1章 総則

### 第6節 減災目標

#### 【災害時の犯罪予防】

- 地域の防犯ボランティア団体の防犯活動の支援
- 災害に便乗した詐欺等の被害防止のための広報啓発

**減災目標 3 ①ライフラインを 30 日以内に 95%以上回復する。**

②避難施設の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

③災害関連死の死者数をゼロにする。

- 市民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と市の機能を早期に回復する観点から、市はライフラインの復旧目標を設定する。  
具体的には、被災から 30 日以内に全てのライフラインの機能を 95%以上回復させることを目標とする。
- 各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。
  - ・電力 7日 ・通信 14 日 ・上水道 30 日 ・下水道 30 日 ・ガス 30 日
- 避難施設の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

#### 目標達成に向けた市の取組

##### 【ライフラインの回復】

- ライフライン応急体制の整備
  - ・ライフライン協議会の設置
  - ・復旧マニュアルの作成
- ライフライン施設の整備
  - ・施設の耐震化の推進
- 避難施設や町田市民病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を進める。

##### 【生活再建の早期化】

- 災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに、罹災証明を速やかに発行できる体制を構築する。
- 義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。
- 市は、被害状況に応じて応急的な住宅を供給するための市営住宅等の公的住宅の確保
  - ・オープンスペース台帳の作成
  - ・関係機関との連携体制の強化

##### 【災害関連死の防止】

- 帰還できる環境（道路、住宅等）の早期整備
- 早期の医療提供体制の確保
- 被災者の心のケアを含めた健康の確保

## 第2章 災害予防計画

- 第1節 災害に強い人と組織づくり
- 第2節 災害に強いまちづくり
- 第3節 災害応急活動体制の整備
- 第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備
- 第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備
- 第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備
- 第7節 避難体制の整備
- 第8節 緊急輸送体制の整備
- 第9節 生活救援体制の整備
- 第10節 災害時建物対策実施体制の整備
- 第11節 要配慮者等支援体制の整備
- 第12節 応急教育・応急保育体制の整備
- 第13節 その他各種災害別対策

本章は、災害が発生する前の対策として、「災害に強い人をつくる」、「災害に強いまちをつくる」、「実践的な応急・復旧対策を確立し非常時に備える」ための施策を体系化し、本市に必要な災害予防策を示したものである。

なお、全ての計画には、実施する主体、市役所内での担当部署、実施期間の目安を示し、計画の実施状況を確認しやすいように表現している。

※ 実施期間の目安

短期：およそ5年以内に達成する計画

中期：およそ10年以内に達成する計画

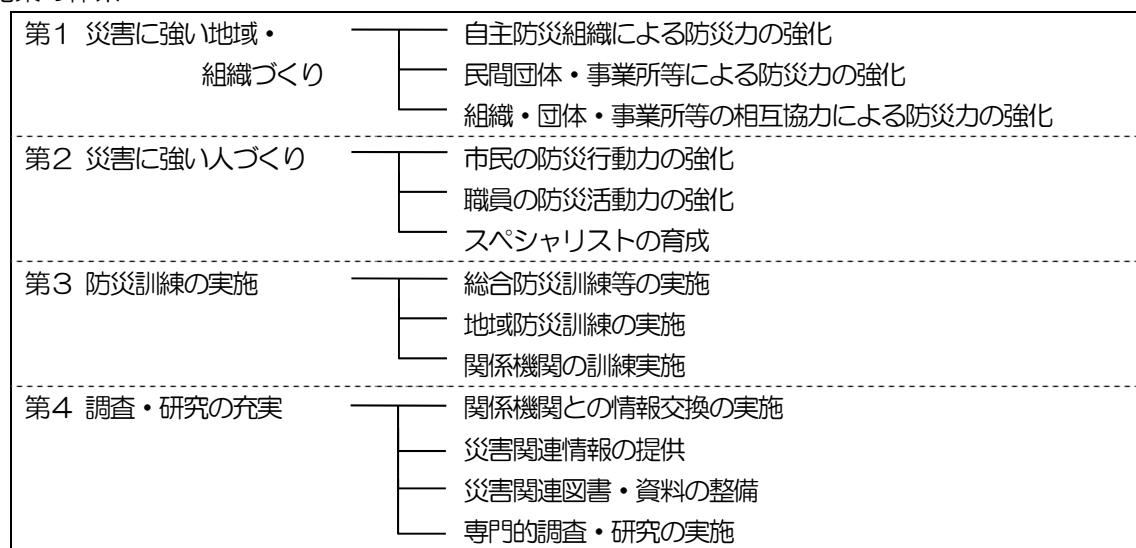
長期：達成に10年以上を要する計画

継続：特に期限を定めず、継続して実施する計画



## 第1節 災害に強い人と組織づくり

### ◆施策の体系



### 第1 災害に強い地域・組織づくり

#### 1 基本方針

- 地域ぐるみで助け合う
- 日頃の活動・交流を活発にする

#### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
自 主 防 災 組 織 に よ る 防 災 力 強 化	自主防災組織の結成促進・行動力強化 [都・市]	自主防災組織の結成を促進し、市民相互が助け合う自 主的な防災活動の推進を図る。(目標: 毎年新規加入世 帯1,000世帯増) <ul style="list-style-type: none"> <li>●組織の役割分担、情報連絡体制、要配慮者の把握等、 活動体制・計画づくりの育成指導</li> <li>●自主防災組織への助成</li> <li>●自主防災組織が行う出火防止等防災知識の普及及び 初期消火・避難・応急救護訓練等の実施促進と支援・ 指導</li> <li>●自主防災組織の育成・指導のためのリーダー講習の実 施</li> <li>●女性の参画の推進</li> </ul>	防災安全部 市民部	継続

第2章 災害予防計画  
第1節 災害に強い人と組織づくり

地区防災計画の取り込み [市]	<p>災害対策基本法第42条の2に規定される地区防災計画について、市内の一定の地区に居住する市民等（事業者含む）の団体から提案を受けて町田市地域防災計画に位置づけがなされるよう、支援等の取組みを推進する。</p> <p>提案のあった地区防災計画は、市防災会議での承認を受けて、町田市地域防災計画内に位置づけがなされるものとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地区防災計画にかかる様式・ひな形等の作成</li> <li>●地区防災計画制度の町内会・自治会等への周知</li> <li>●地域における地区防災計画策定の支援</li> <li>●地区防災計画に基づく、地域独自の防災対策の推進</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【地区防災計画】</b></p> <p>一定の地区内の市民（事業者含む）は、地区内で共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における相互の支援その他の防災活動に関する計画として、地区防災計画を策定することができる。市民や事業者等からの要請により、地区防災計画を地域防災計画へ位置づける場合は、防災会議は地域防災計画等の各種計画やマニュアル等との整合性を検証し、地区防災計画の承認又は助言等の支援をする。</p> </div>	防災安全部 市民部	継続
<b>【防災会議認定済地区一覧】</b>			
地区・事業者 シーアイハイツ町田管理 組合・自治会	計画策定日 2006年7月 (2019年5月改定3版)	防災会議認定日 2021年2月18日	
防災市民組織の活性化 [都・市]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、町内会・自治会等の防災市民組織の結成を推進する。</li> <li>●市及び都は、町内会・自治会等の防災市民組織の育成・指導を推進し、地域防災力の向上を図る。</li> </ul>	防災安全部 市民部	継続

民間 団体 ・事業	事業所防災計画の作成促進 [都・市・消防署]	<p>消防計画に地震時対策を含めて作成するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模小売店舗、病院、集客施設、事業所等防火管理業務を有する事業所には、地震対策・帰宅困難者対策（備蓄の実施等）の策定を指導する。</li> <li>●その他の事業所には、それに準じた措置を講ずるよう、防災パンフレットの配布等を通じて促進する。</li> </ul>	防災安全部 各施設所管部	継続
所等による防災力強化	東京都帰宅困難者対策条例の徹底 [都・市]	<p>●市民や事業者、そして行政機関が取組むべき基本的事項について定めた、「一斉帰宅抑制の基本方針及び帰宅困難者対策条例」の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により、普及啓発を図る。</p> <p>【「一斉帰宅抑制の基本方針」の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等従業員の施設内待機</li> <li>・施設内待機に必要な3日分の水・食糧等の備蓄</li> <li>・大規模な集客施設や駅等における利用者保護</li> <li>・学校など関係機関における児童、生徒等の安全確保（学校など関係機関とは、「幼稚園、小中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高専、専修学校、各種学校、保育園」とする）</li> <li>・安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備</li> </ul> <p>【帰宅困難者対策条例の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等従業員の施設内待機の努力義務化</li> <li>・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化</li> <li>・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化</li> <li>・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化</li> <li>・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等</li> <li>・一時滞在施設の確保にむけた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力</li> <li>・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）</li> </ul> <p>●町田駅周辺における官民一体となった帰宅困難者対策の推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田駅周辺帰宅困難者対策協議会において、企業等の取り組むべき基本的事項とその考え方についてまとめたガイドラインを作成</li> <li>・町田駅帰宅困難者対策訓練の実施</li> <li>・一時滞在施設案内マップの改善</li> <li>・新しい「一時滞在施設開設情報」の提供方法の検討</li> <li>・職員用備蓄の常時確保を継続</li> <li>・町田駅周辺地域アリア防災計画の作成</li> </ul>	防災安全部 財務部 総務部 一時滞在施設所管部	継続

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害に強い人と組織づくり

自衛消防隊の設置及び自衛消防活動の中核となる要員配置の推進 [都・市・消防署]	<p>消防法及び火災予防条例第55条の4並びに第55条の5に基づき自衛消防組織及び自衛消防の組織並びに自衛消防隊（以下「自衛消防組織等」という）を編成するとともに、自衛消防活動の中核となる要員や装備の配置を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一定規模以上の多数の者が出入りする観覧場・集会場・飲食店・デパート・物販店・病院・社会福祉施設・ホテル・工場・駐車場・事務所等に自衛消防組織等の編成を推進する</li> <li>●自衛消防組織等の活動に必要な人員や装備の配置を推進するとともに、自衛消防活動の中核となる要員の配置を指導し、隊員講習・訓練等の指導を行う</li> <li>●危険物施設においては、自衛消防組織等の編成を指導する</li> </ul>	防災安全部 各施設所管部	継続
事業所による自助・共助の強化 [消防署]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛消防訓練を通じ、初期消火、通報、避難誘導、応急救護の活動能力向上を図るよう指導する</li> <li>●救命講習等の受講促進</li> </ul>	防災安全部	継続
関係機関・関係事業所との災害時協力協定締結等の促進 [都・市]	<p>市・消防・警察等の関係機関は災害時の協力が必要となる事業所・団体等と積極的に協力協定を締結する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建設・土木、資機材業者、レンタル業者、レッカーユーザー、食料取扱業者等</li> <li>●民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する</li> <li>●契約業者との契約に際し、災害時の特別な対応が想定される場合は、契約仕様に「災害時対応」等の条項を盛り込む</li> </ul>	防災安全部 各部	継続

	<p><b>ボランティアの組織化</b> [都・市・消防署・警察署・赤十字]</p>	<p><b>【一般ボランティア】</b> ボランティアの円滑な受け入れ及び十分に活動可能な環境整備の為の検討を実施、推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会を中心とした町田市災害ボランティアセンターの設置及びボランティア支援団体等との協力による運営体制の整備</li> <li>●活動支援に必要な体制・機能等の検討</li> <li>●市・社会福祉協議会等の役割分担等の検討</li> <li>●市ボランティア活動支援マニュアルの作成</li> <li>●市・社会福祉協議会・ボランティア団体等の検討会支援</li> <li>●平常時、ボランティア団体の活動の場を提供</li> </ul> <p><b>【専門ボランティア・登録ボランティア】</b> ボランティアの円滑な受け入れ及び十分に活動可能な環境整備の為の検討を実施、推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●専門ボランティアの受入体制、登録ボランティアの組織体制の整備</li> <li>●市職員OBによる防災ボランティア制度創設</li> </ul> <p>また、応急復旧・復興を迅速に進める為、各担当機関による特殊な技能、知識を有する登録ボランティアの育成・組織化を推進する。(地震-61～63 参照)</p>	<p>市民部 地域福祉部 各担当機関</p>	継続
相互協力による防災力の強化	<p>地域における相互協力の促進</p> <p>[都・市・消防署]</p>	<p>地域における組織間の相互協力を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町田消防署、町田市消防団、自主防災組織、コミュニティ団体、事業所間の協力促進</li> <li>●鉄道事業者及び駅周辺事業者と帰宅困難者の誘導等に関する協定の締結推進</li> <li>●要配慮者・避難行動要支援者の通所・入所施設と地域内他組織との協力促進</li> <li>●事業所・自主防災組織（町内会・自治会）との応援協定の締結促進</li> <li>●地域、防災関係機関等と学校の連携による防災教育の推進</li> <li>●自助・共助による地域の防災力の向上</li> </ul>	<p>防災安全部 市民部 地域福祉部 いきいき生活部 保健所</p>	継続

## 第2 災害に強い人づくり

### 1 基本方針

- 災害発生初期における「生命・身体・財産」は市民自らが守る
- 個人が保有する資格、特技、経験等を活用する

### 2 計画内容

施 策	計 画 名 [計画主体]	計 画 内 容	担 当 部 署	期 間
市 民 の 防 災 行 動 力 の 強 化	防災情報の定期広報 [都・市・消防署]	広報紙・ポスター・パンフレット・ホームページを通して定期的に防災情報を広報する。また、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。 <ul style="list-style-type: none"><li>●町田市地域防災計画のあらまし</li><li>●大規模災害時における行動基準</li><li>●各家庭における対応の指針等</li><li>●地域の防災対策に関する情報の提供</li><li>●観光客への防災情報の提供</li><li>●地域の防火防災功労賞制度等の紹介</li></ul>	防災安全部	継続
	防災マップ・洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等による周知・啓発 [市]	ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、るべき行動や適切な避難先を判断できるよう、防災マップや洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップにより、災害の危険性のある区域や防災施設等を周知する。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 地図情報（避難広場、危険箇所等）</li><li>• 啓発情報（避難の手順、連絡先等）</li><li>• 在宅避難・縁故避難</li><li>• 警戒レベル等の避難に関する情報の意味の理解促進</li></ul>	防災安全部	継続
	防災イベントの開催 [都・市・消防署]	関係機関と連携し、市民への防災知識普及のための事業を開催する。 <ul style="list-style-type: none"><li>●施設見学会、講演会、講習会、映画会等</li><li>●防災週間・防災とボランティア週間の活用</li></ul>	防災安全部	継続
	防災教育の推進 [都・市]	各施設管理者と協力して、防災訓練・防災講話・座談会等の機会を積極的に活用し、園児・児童・生徒・従業員等への防災教育を推進する。 都教育委員会が作成の「安全教育プログラム」を実践し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。 <ul style="list-style-type: none"><li>●身体の安全確保、非常時の生活技術の修得、助け合い精神、避難行動の習得</li><li>●ボランティア精神の育成・活動の実践</li><li>●防災思想の普及、防災意識の啓発</li><li>●自主防災組織の育成</li></ul>	防災安全部 学校教育部 各部	継続

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域特性に合わせた危機意識の喚起と自助及び共助の重要性の普及啓発</li> <li>●事業所における応急手当の指導者（従業員）の養成及び自主救護能力の向上</li> <li>●市民及び事業所との協働による応急手当の普及</li> <li>●市民や事業所を対象とした応急救護知識及び技術の普及</li> <li>●事業所の一斉帰宅の抑制等についての普及啓発</li> <li>●事業所における事務機器等の移動・転倒防止の促進</li> <li>●安否確認手段の普及啓発</li> <li>●災害時のために備蓄の必要性の普及啓発（食料・飲料水・携帯トイレ・トイレットペーパー・モバイルバッテリー等）</li> <li>●買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え</li> <li>●自転車を安全に利用するための、適切な点検整備</li> <li>●保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</li> <li>●ブロック塀等の転倒防止対策の推進</li> <li>●東日本大震災等の災害教訓の伝承</li> <li>●高層建築物居住者に対する防火対策及び長周期地震動の危険性等に関する周知</li> <li>●地域の行動ルールの普及啓発 【地域の行動ルール】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織は組織で対応する（自助）           <p>事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。</p> </li> <li>・地域が連携して対応する（共助）           <p>駅前協議会が中心となって、組織化されていない買い物客、観光客等に地域で対応する。</p> </li> <li>・公的機関は地域をサポートする（公助）           <p>市、都県、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。</p> </li> </ul> </li> <li>●私立学校への防災教育推進のための情報の提供等の支援の実施</li> <li>●幼稚園児等に対する幼児期からの体系的な防災教育の実施</li> <li>●住民に対する被災地支援に関する知識の普及</li> <li>●小中学校を対象とした緊急地震速報対応訓練</li> </ul>		
特殊技能等資格の修得奨励 [都・市]	<p>市民に対し、特に災害時に活用できる資格修得機会を周知し、積極的に修得を奨励する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●無線、特殊機器、気象、応急手当、防災管理、カウンセラー等</li> </ul>	防災安全部	継続

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害に強い人と組織づくり

職員の定・見直し [市]	各対策部マニュアルの策定・見直しを図る。 地域防災計画に基づき、具体的な各対策部の応急対策を「各対策部マニュアル」として策定し、また随時見直しを図る。	各対策部	継続	
防災活動力の強化	災害時職員行動マニュアルの改訂 [市]	災害時職員行動マニュアルを整備し、地域防災計画に基づく応急対策の実用化を図る。 ●町田市地域防災計画のあらまし ●大規模地震時における初期活動の基準・要領 ●連絡先リスト、報告様式等の資料	防災安全部	継続
	防災研修の実施 [市]	職員の研修プランを充実させ、有効な資格取得や防災対応研修の効果的な実施に努める。 ●特殊無線技術等の育成と無線従事者の研修 ●新任研修、職場研修、幹部研修等の場における防災研修の実施	防災安全部	継続
支援システムの育成	登録ボランティアの参加促進と育成指導 [国・関係機関]	関係機関は、各々が組織化する登録ボランティアへの参加を呼びかけ、災害時に各担当機関と登録ボランティアが連携して対応出来るよう育成指導する。	防災安全部 都市づくり部 道路部	継続
	各組織内のリーダーの育成指導と人材ネットワークづくりの促進 [都・市]	自主防災組織・事業所等で作成する防災計画の中で、活躍するリーダーを支援し、研修・講習会、座談会等を通じて育成指導する。 ●リーダーマニュアルの作成・配布 ●各種研修・講習会の開催 ●育成した人材同士のネットワークづくり ●女性防災人材の育成推進	防災安全部 市民部	継続

### 第3 防災訓練の実施

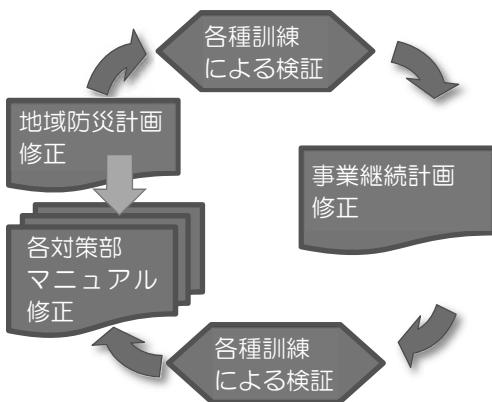
#### 1 基本方針

- 困難及び混乱事象、不測の事態を想定し、被害を最小限にいくとめる
- 防災訓練をより実践的なものにし、防災行動力の向上を図る

#### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
総合防災訓練等の実施	総合防災訓練等の各種訓練の実施 [国・都・市・関係機関]	<p>「町田市総合防災訓練」をはじめとする様々な訓練を災害時の対応計画の実証の場として、地域住民、関係機関及び協力団体等との協力・連携訓練に主眼をおいて毎年実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民を参加主体とした訓練内容、条件・テーマの設定及び訓練指導</li> <li>●非常参集・情報収集及び情報連絡・出火防止・救助・救急・医療救護・避難施設開設・道路啓開・物資輸送・遺体安置・一時滞在施設の運用・報道対応・ボランティア活動支援・応急仮設住宅の供給等各種訓練等の指導実施</li> <li>●災害教訓を反映した実践的な訓練の実施と訓練成果の取りまとめ</li> <li>●訓練成果の検証</li> <li>●水防訓練の実施</li> <li>●社会福祉協議会を中心とし、ボランティア団体等と連携した町田市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施</li> <li>●課題の発見能力向上のための訓練の実施</li> </ul>	防災安全部 各部	継続

#### 【計画・対策部マニュアル・訓練のサイクル】



町田市地域防災計画の下には、震災・風水害時における行動マニュアルとなる「対策部マニュアル」があり、地域防災計画の修正に伴い、各対策部マニュアルも見直しを図ることとなる。

このような修正を経た計画及びマニュアルについては、上記にあるような各種訓練を通じ、常に検証と問題点の洗い出しを図っていくものとする。

第2章 災害予防計画  
第1節 災害に強い人と組織づくり

地域 防 災 訓 練 の 実 施	地域防災訓練の実施促進 [都・市・関係機関・ 地域組織・事業所]	<p>自主防災組織等各地域を単位とする防災訓練の実施を促し、各種訓練指導を通じて地域の防災行動力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭内で行うべき防災対策の確認</li> <li>●情報連絡体制・避難経路の確認、初期消火・救出訓練等による近隣居住者間の協力の円滑化</li> <li>●各地域間の合同訓練や地域内事業所等を巻き込んだ連携訓練</li> <li>●訓練の技術指導、体験訓練等に必要な資機材の整備等の実施</li> <li>●都市型水害等を想定した各種防災訓練の指導、技術指導を通じた自主防災組織の活性化の推進</li> <li>●避難施設の立ち上げや運営・資機材の使用などを行う訓練の実施</li> <li>●要配慮者を含めた防災訓練の推進</li> <li>●事業所・自治会等との合同防災訓練</li> <li>●近隣世帯や小規模な住民単位による街かど防災訓練の推進</li> </ul>	防災安全部	継続
関 係 機 関 等 に お け る 訓 練	関係機関における対策要員の訓練 [国・都・市・関係機関]	<p>関係機関内の連携、応急対策計画の習熟を図り、災害時の対応力が円滑に実施できるように、隨時、防災訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関内の災害対応計画の検証</li> <li>●参集訓練・無線通信訓練・図上訓練・実地訓練等</li> </ul>	防災安全部	継続
実 施	事業所における訓練の実施促進 [都・市・事業所]	<p>防火管理業務を有する事業所、また、集客施設等帰宅困難者対策を要する事業所において防災訓練を実施する。また、関係機関との協定団体等においては、総合防災訓練等への参加により連携を強化する。</p>	防災安全部	継続
	登録ボランティアへの訓練 [都・市]	<p>各担当機関において組織化している各々の登録ボランティアへの訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特殊知識・技術の研鑽</li> <li>●担当機関との連携訓練</li> </ul>	都市づくり部	継続
	学校・社会福祉法人等の防災訓練 [都・市・学校法人 ・社会福祉法人等]	<p>各小中学校では年11回以上、社会福祉法人などでは年2回以上の防災訓練実施を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難訓練・引渡し訓練・通報（通信）訓練</li> <li>●各施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容を充実</li> <li>●家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした訓練</li> <li>●各学校における登下校中や放課後など多様な場面や状況を想定した避難訓練</li> <li>●学校等の種別及び地域の実情に即した訓練</li> </ul>	学校教育部 地域福祉部 いきいき生活部	継続

## 第4 調査・研究の充実

### 1 基本方針

- 関係機関との情報交換を活発にする
- 知識と意識の向上のため情報を提供する
- 過去の災害事例、経験を活かす
- 最新の防災関連技術を活かす

### 2 計画内容

施 策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
関 係 機 関 と の 情 報 交 換	他市区町村との情報交換 [市]	他市区町村と、防災に関する情報交換を積極的に行う。 ●地域防災計画、防災資料 ●災害応急対策活動の経験 ●予防対策に関すること	防災安全部	継続
	都、国等関係機関との情報交換 [市]	都、国等関係機関と、防災関連情報の交換に努める。 ●活断層、火災等に関する調査・研究 ●都市直下地震、東海地震等に関する調査・研究 ●富士山噴火に関する調査・研究 ●震災復興研究等	防災安全部	継続
災 害 関 連 情 報 提 供	地盤情報の公開 [都・市]	地盤災害危険度、地形、地質、土質、地下水位等の情報を公開し、液状化等の地盤災害に関する知識と意識を向上させる。 ●都の地盤情報システム ●都、市の防災アセスメント調査結果	防災安全部 道路部 都市づくり部	継続
図 書 の 整 備 ・ 調 査 研 究	災害関連図書ライブラリーの整備 [市]	災害関連の研究報告書、出版物、資料等を収集し、ライブラリーとして整備する。	防災安全部	継続
	防災施設整備に関する調査 [市]	災害に強いまちづくりのための、ハード及びソフトの整備方法について調査研究を進める。 ●防災アセスメント等、既存の防災調査の活用方法等	防災安全部 道路部 都市づくり部	継続

## 第2節 災害に強いまちづくり

### ◆ 施策の体系

第1 総合的治水対策	保水・遊水機能の確保 河川・水路の整備促進 雨水流出抑制施策の推進
第2 土砂災害対策	土地利用・開発の適正化 土砂災害防止対策の推進
第3 市街地の不燃化	防災ブロック化 市街地の不燃化
第4 オープンスペースの確保	オープンスペースの確保 都市公園の整備 緑化の推進 緑地の保全 空地の集積
第5 消防水利の整備	防火水槽・消火栓の整備 自然水利活用の整備 その他の消防水利の強化
第6 道路・橋梁・鉄道の整備	道路、橋梁の耐震性強化 道路、橋梁の整備 鉄道施設の整備
第7 ライフライン施設の整備	ライフライン施設の整備強化
第8 建築物の耐震性強化	建築物の耐震性 耐震化へのPR等促進強化
第9 ブロック塀・落下物等対策	ブロック塀等の倒壊防止 転倒・落下物の防止
第10 液状化対策	土木構造物・ライフライン施設の液状化対策推進 液状化に関する情報提供の促進
第11 災害復興対策	災害復興対策

### 第1 総合的治水対策

#### 1 基本方針

- 境川、鶴見川、恩田川、真光寺川等の洪水・氾濫を防止する
- 宅地開発の急激な進展による、河川流域全体の保水・遊水能力の減少を抑制する

## 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
保水・遊水	保水・遊水機能の確保 [市]	人口の集中する地域を中心に、治水施設の早期整備、流域の保水・遊水機能の維持増進を図り、都市型水害を減少させる。 ●調整池の設置指導、維持管理 ●貯留浸透施設の設置指導 ●緑地保全地域の指定、遊水地域の盛土抑制	下水道部 都市づくり部	長期
	市街化調整区域の保持 [都]	河川流域全体の保水・遊水能力の減少を抑制するため、市街化調整区域を保持することにより、急激な市街化を押さえ、水が浸透しやすい畠や草地などの緑地帯を残す。	都市づくり部	長期
河川・水路の整備	河川の改修整備 [都]	都事業による1・2級河川の河川整備を促進し、安全性が確保されるよう適宜要請する。 ●河川整備計画等に基づく河川整備の推進 ●雨水流入量増大に対応する河川改修工事の要請 ●鶴見川、境川については特定都市河川に指定されており、改修・整備を推進	下水道部	長期
	排水路の整備清掃 [市]	集中豪雨などの水害対策の根幹である身近な排水路・道路側溝、U字溝等の排水口・柵の整備、清掃を行う。	道路部 下水道部	継続
雨水流出抑制	雨水流出抑制施策の推進 [国・都・市]	雨水の流出による浸水被害を軽減する。 ●境川、鶴見川各流域の総合治水対策を、河川管理者等と連携して推進 ●所管する道路及び施設の排水施設整備に伴う雨水流出抑制施設（透水性舗装、道路浸透枡、浸透U字溝、浸透枡、雨水貯留施設等）の導入促進 ●宅地開発、中高層建築等に伴う、雨水流出抑制施設の設置に関する事業者等への指導	下水道部 道路部 施設所管部 都市づくり部	長期
	雨水等の活用 [市]	雨水等を活用した水の有効利用を図る。 ●公共施設の雑用水等への雨水利用の導入	施設所管部	長期
下水道の整備	下水道の整備 [市]	総合的な取り組みにより、浸水被害の軽減を図る。 ●内水により相当な損害を生ずるおそれがあるものについて、水位周知下水道として指定 ・内水氾濫のおそれがある場合に、市民等に対し、迅速に広く伝達を図る	下水道部	継続
地盤沈下防止	地盤沈下防止対策の推進 [都]	地盤沈下は、建物や地下埋設物に損害を与え、台風等の出水時には人の生命・財産に大きな被害を与える可能性があるので積極的に防止する。 市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」により、揚水量の報告義務と揚水施設の構造基準等の規制を行う。	環境資源部	継続

## 第2 土砂災害対策

### 1 基本方針

- 土砂災害の発生を防止する

### 2 計画内容

施 策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
土地利用・開発の適正化	安全性を重視した土地利用の確保 [都・市]	土砂災害危険性のある地区について、本市の諸計画と整合を図りながら、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する。 <ul style="list-style-type: none"><li>●危険箇所の周知</li><li>●安全な土地利用の検討</li></ul>	都市づくり部	継続
	災害防止に関する指導・監督 [都・市]	都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"><li>●造成地開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督</li><li>●造成後の巡視等による違法開発行為の取り締まり</li></ul>	都市づくり部	継続

土砂災害防止対策	土砂災害防止対策の整備推進 [都・市]	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法、宅地造成等規制法等を有効に活用し、土砂災害対策の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害警戒区域等の整備促進（特に避難施設等重要施設周辺の整備の優先）</li> <li>●土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害防止法により、都知事から指定を受けた土砂災害警戒区域については、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するため必要な警戒避難体制に関する事項を定める。</li> <li>・土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。</li> <li>・土砂災害防止施設等の整備により、土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなったと認められる場合には、当該特別警戒区域の指定を速やかに解除する。</li> </ul> </li> <li>●要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という）や学校がある場合は、施設管理者に対し避難確保計画の作成を指示する。</li> <li>●かけ地近接危険住宅の移転促進、所有者への安全対策の実施、是正勧告</li> <li>●土砂災害警戒区域等内の住民に対し、降雨の状況に応じてとるべき防災行動を周知</li> <li>●土砂災害警戒区域等の点検・パトロール等の実施</li> <li>●土砂災害により避難施設が使用できない可能性のある地域における代替施設を確保</li> </ul> </li> </ul>	防災安全部 都市づくり部 各部	継続
農地・農業用施設対策	農地・農業用施設対策 [都・市]	<p>農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事の他、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p> <p>農業施設の防災計画では、かんがい、排水施設に重点をおき、特に降雨時の湛水排除問題をあわせて考慮する。</p>	防災安全部 経済観光部	継続

### 第3 市街地の不燃化

#### 1 基本方針

- 延焼火災の発生を抑制する
- 無秩序な市街化を抑制し、災害に強い土地利用を誘導する

#### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
防災ブロック化	都市計画マスタープランの推進 [都・市]	都市の延焼遮断機能の強化、建築物の不燃化等を、土地利用の誘導その他多様な手法の活用により、総合的に推進する。 ●町田市都市計画マスタープランの推進 ●土地利用現況調査の実施	都市づくり部	長期
	沿道・沿線の不燃化推進 [国・都・市]	沿道開発・道路改良にあたって、延焼遮断帯のネットワーク機能を強化する。 ●幅員 15m 以上の幹線道路の沿道の不燃化、沿道区画整理事業を活用した面的整備促進 ●鶴見川、境川、恩田川、真光寺川等の河川や鉄道沿線の不燃化・緑化及び公共施設とのネットワークの形成推進	道路部 都市づくり部	長期
	防火・準防火地域の指定 [市]	防火及び準防火地域の指定により、耐火・耐震建築を誘導し、安全な街区の形成を目指す。 ●不特定多数の人々が集積する主要な商業地区 ●延焼遮断帯となる幹線道路沿道の地区 ●東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の適用区域	都市づくり部	継続
	都市防災構造化 [市]	既成の市街地において、防災上骨格となる施設を面的に整備し、安全な都市環境を整備する。 ●都市基盤施設、緑地、避難地・避難路・誘導標識、共同溝、防災拠点等	防災安全部 道路部 都市づくり部	中期
市街地の不燃化	中心市街地の整備 [都・市]	災害に強い街区形成に努め、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。 ●市街地再開発事業等の推進 ●町田駅周辺地区の整備促進	都市づくり部 道路部	長期
	周辺市街地の整備 [都・市]	公園、道路等の面的整備に努め、無秩序な市街地の拡大を防止する。 ●土地区画整理事業、地区計画制度の導入等推進 ●鶴川駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺の整備促進や、北部丘陵地区の環境整備等	都市づくり部	長期

	<p>良好な市街地の形成 [都・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑地やオープンスペース等の保全・整備・ネットワーク化に努め、良好な居住環境を持つ住宅地の形成を目指す。</li> <li>●宅地開発指導に関する条例、中高層建築物に関する指導要綱</li> <li>●町田市住みよい街づくり条例の活用による街づくりの推進</li> <li>●住民に対する災害に関する危機意識の喚起</li> </ul>	都市づくり部	長期
	<p>消火活動困難地域の解消 [消防署]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消防活動が困難な地域の解消に向けて消防活動の立場から防災都市づくり事業等に関して提言、要望を行う。</li> </ul>	防災安全部	継続
	<p>高層建築物及び地下街等における安全対策 [消防署]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した防火安全対策を講じるよう指導する。</li> <li>●高層の建築物の防火安全対策</li> <li>●防火区画等の煙等の漏えい防止対策</li> <li>●大規模建築物群等の消防アクセス確保対策</li> <li>●鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策</li> </ul>	防災安全部	継続
	<p>高層建築物・駅・事業所等に対する指導 [消防署]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高層建築物・駅・事業所等に対する指導。以下のような事項を指導していく。           <ul style="list-style-type: none"> <li>【火災予防対策】</li> <li>●火器使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進</li> <li>●火器使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置</li> <li>【避難対策（混乱防止対策）】</li> <li>●避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保</li> <li>●事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成</li> <li>●避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底</li> <li>●警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進</li> <li>【防火、防災管理対策】</li> <li>●従業員に対する消防計画の周知徹底</li> <li>●救出救護知識の普及及び必要な資器材の整備</li> <li>【消防活動対策】</li> <li>●消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進</li> </ul> </li> </ul>	防災安全部	継続
	<p>長周期地震動対策の強化 [消防署]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止対策等の重要性を広く市民や事業者に周知</li> </ul>	防災安全部	継続

## 第4 オープンスペースの確保

### 1 基本方針

- 自然のオープンスペースの減少を抑制する
- 緑化、空地の集積により、延焼遮断効果を考慮した防災上有効なスペースを確保する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
オープニングスペース	オープンスペースの確保 [市]	<p>緑の保全、創出、育成について、災害予防及び応急対策活動上も有効な観点から、自然環境整備、公園・緑地整備を総合的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画マスターplan</li> <li>●緑の基本計画2020</li> <li>●まちだエコプラン</li> <li>●町田市緑の保全と育成に関する条例</li> <li>●町田市ふるさとの森設置要領</li> <li>●消防活動円滑化のため部隊集結を考慮したオープンスペースの確保</li> <li>●消防団施設充実強化のための用地確保</li> </ul>	都市づくり部	継続
都市公園の整備	都市公園等の整備 [市]	<p>公園の空白地域を最優先に、防災機能を有した都市公園を計画的に整備し、市民1人当たり公園・緑地面積の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既存都市計画決定公園の見直し、大規模公園、住区基幹公園の整備促進</li> <li>●未利用地の有効活用</li> <li>●既存公園の避難広場としての安全性向上のための整備の実施</li> </ul>	都市づくり部	長期
	南町田グランベリーパーク駅周辺地区の拠点整備に伴う公園整備 [市]	<p>南町田グランベリーパーク駅周辺地区の拠点整備の推進にあたり、鶴間公園の公園区域を拡大し、拡大する区域についても避難広場としての要件を満たすよう、整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画公園区域の拡大</li> <li>●公園区域拡大部分への、耐震性を有する地下式調整池の設置</li> <li>●公園供用開始に伴い、避難広場として指定</li> </ul>	都市づくり部 防災安全部	短期
緑化の推進	緑化の推進 [市]	<p>防災上有効な緑化を図る。(目標: 安定した緑地の割合32%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化推進計画の策定</li> <li>●公園緑地・ふるさとの森等の確保・拡大</li> <li>●街路樹整備、道路の緑化</li> <li>●公共施設及び学校の緑化推進</li> <li>●難燃性の樹木の植林</li> <li>●歩車分離を基本とした歩行者専用道・緑道の整備促進</li> </ul>	都市づくり部 道路部 学校教育部	長期

緑地の保全	農地・緑地の保全 [都・市]	農地や開発未利用地として市内に残された緑地を防災上も有効に活用できる形で保全する。 ●東京都の緑地保全地域制度等の活用検討 ●自然を確保する経過的保全制度の導入検討 ●北部丘陵地域のマスター・プラン策定 ●土地区画整理事業等による緑地の保全	都市づくり部 経済観光部	長期
空地の集積	空地の集積・連担化の推進 [市]	公共施設や公園等の配置をオープンスペースの確保として、関係計画との連携・調整を積極的に行う。また、公共施設の接道部緑化やポケットパークの整備、公開空地の確保等の手法活用により「空地」部分の集積を推進する。 ●緑道、歩行者専用道路による緑のネットワーク化 ●水と緑のネットワークの形成	都市づくり部 道路部	長期

## 第5 消防水利の整備

### 1 基本方針

- 消火栓設備の耐震性の強化を図る
- 大規模震災時には水道消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽、河川、プール等、様々な水利の整備・活用を図る

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
防火水槽・消火栓自然水利	防火水槽・消火栓の整備 [国・都・消防署・市]	消防水利の不足地域の解消、避難施設・避難路の安全確保のため、防火水槽及び消火栓を順次整備し、計画的に消防水利の充実を図る。 ●防火水槽、消火栓設置事業の推進 ●町田市宅地開発事業に関する条例、町田市中高層建築物に関する指導要綱等に基づく、事業者等への消防水利設置指導 ●木造住宅密集地域等の道路狭い地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織が初期消火に使用する水源として活用 ●防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織が利用しやすい防火水槽を整備 ●経年防火水槽の再生や深井戸等の整備を推進	防災安全部	継続
	河川、池等の活用整備 [国・都・市]	鶴見川、境川、恩田川、真光寺川等を中心とする市内河川や薬師池等常時留水のある調整池などを消防水利として活用できるよう調査し整備を進める。 ●防災用取水階段、取水口等の設置	防災安全部	継続

第2章 災害予防計画  
第2節 災害に強いまちづくり

その他の水利	その他の消防水利活用のための整備 [市]	大規模災害時における多様な消防対応に応じるため、様々な消防水利を確保し整備を進める。 ●学校等プールの耐震化と水利活用 ●ビル保有水 ●親水公園（河川水の利活用の検討）等	防災安全部 各施設所管部	長期
--------	-------------------------	--	-----------------	----

## 第6 道路・橋梁・鉄道の整備

### 1 基本方針

- 災害時の物流、広域的な救援に関わる道路ネットワークの確保を推進する
- 橋梁及び高架橋等の耐震化を図り、分断を防止する
- 道路・鉄道がもつ延焼遮断効果を発揮させる
- 道路環境を整備し、避難や輸送ルートの安全を確保する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
耐震性強化	道路、橋梁の耐震性の強化	地震時における避難や救助・救援、復旧活動等に支障のないよう、各道路管理者は、道路・橋梁の耐震性を強化し、安全確保を図っていく。		
道路・橋梁の整備	[市]	市が管理する道路について耐震性の強化、必要な防災施設の整備を図る。 町田市橋梁管理計画に基づき、市道橋梁の点検、落橋防止等の耐震化を図る。	道路部	中期
	[都]	都が管理する道路について、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある橋梁から計画的に落橋防止や橋脚の補強等を、必要に応じ、継続して実施していく。	道路部	継続
	[国]	補強を要する橋梁について対策をさらに行っていく。 ●震災対策を必要とする橋梁について、緊急を要するものから逐次整備 ●道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内共同溝の震災対策	道路部	中期
道路・橋梁の整備	広域幹線道路の整備 [国・都・市]	国・都と連携をとり広域的的道路整備計画を検討し、町田市と周辺地区とを結ぶ主要幹線道路の整備を推進する。 ●首都圏の業務核都市を結ぶ広域的な道路網の整備促進 ●町田街道、鎌倉街道、鶴川街道、芝溝街道、成瀬街道等、都道の整備推進 ●相模原市、八王子市、多摩市、川崎市、横浜市、大和市等との都市間ネットワークの整備推進 ●都と連携し、都市計画道路の優先整備路線の整備	道路部	長期

地区幹線道路の整備 [市]	都市計画道路等、既存の主要市道について、緊急輸送や避難行動等の防災活動上の機能を配慮した環境整備を促進する。 ●沿道区画整理事業を活用した面的整備 ●線形不良、歩車道不分離区間の計画的な改良、局部改修	道路部 都市づくり部	長期
生活関連道路の整備 [市]	生活道路の幅員 4.0m 未満を解消し幅員 5.0m 以上の確保に努め、地域住民の円滑・安全な避難路を確保する。また、延焼遮断帯としての幅員 11.0m 道路の整備を進める。 ●準幹線道路の整備推進 ●狭あい道路拡幅整備事業、市街地道路拡幅整備事業、私道等整備事業の促進 ●各種助成制度による狭あい道路に面する建築物の後退整備促進 ●私道の状況調査、指導による私道移管・整備の促進、補助制度のPR等 ●道路維持事業の推進等、計画的な道路の維持補修 ●排水施設を含めた拡幅整備事業の促進 ●透水性舗装の普及	道路部	継続
道路環境の整備 [都・市]	災害時の避難活動、消防活動、救助活動、避難行動要支援者の安全性を確保する観点から道路の整備を推進する。 ●難燃性、風雪に強い等の樹種による道路の緑化と整備 ●歩道の両側設置、段差の解消 ●横断歩道橋の補修 ●放置自転車等対策、駅周辺の自転車等駐車場整備の促進 ●違法駐車防止の啓発 ●行き止まり道路の解消 ●U字溝等の暗きよ化、コーナー部分の隅切整備 ●道路の沿道建築物の耐震化の促進 ●町田市災害・停電時 LED 街路灯「消えないまちだ君」の整備 ●震災時における交通の安全と円滑に資する情報の提供 ●分かりやすい標識整備	防災安全部 道路部 都市づくり部	継続
橋梁の整備 [市]	管理する橋梁について、町田市橋梁管理計画に基づき、単独的な予防保全型管理を推進し、災害時の安全性と交通の確保を図る。 ●橋梁維持事業の推進等、定期的な点検維持 ●幹線道路整備、河川整備に伴う橋梁の架替・新設の推進	道路部	中期
共同溝への対応 [消防署]	●一定規模以上の洞道（とうどう）・共同溝及び道路トンネル等についての情報を把握（火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け） ●非常用施設の設置、出火防止に関すること等についても、届出に添付を求める。	道路部 防災安全部	継続

第2章 災害予防計画  
第2節 災害に強いまちづくり

	道路と鉄道の立体交差化の推進 [都・市・各鉄道会社]	踏切を除去することにより、交通渋滞の解消、交通安全の確保を図る。	防災安全部 道路部 都市づくり部	継続
鉄道施設の整備	鉄道施設の耐震化 [都・各鉄道会社]	<p>施設の耐震性等の防災強度を把握し、機能が低下しているものについて整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的検査の促進</li> <li>●駅部や高架橋等の鉄道施設の耐震性及び災害防止の定期点検、補強・取り替え事業の推進</li> <li>●2018年（平成30年）3月に改正された鉄道耐震に係る省令に基づく耐震対策等の促進</li> <li>●トンネル内の補強工事、のり面保護等の実施</li> </ul>	防災安全部	継続
	風水害対策 [各鉄道会社]	<p>風水害、雪害に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●沿線樹木の倒壊予防</li> <li>●架空電線の振れ止め強化</li> <li>●風速計による、橋梁・高架階層の風速監視</li> <li>●雨量計、河川情報センター端末機による、降雨状況、河川水位、台風等の情報収集</li> </ul>	防災安全部	継続
	鉄道事故予防対策 [各鉄道会社]	<p>鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保安施設の整備</li> <li>●脱線防止ガードの設置</li> <li>●規定等の整備</li> </ul>	防災安全部	継続

## 第7 ライフライン施設の整備

### 1 基本方針

- ライフラインの機能障害を抑制する
- ライフライン施設の損壊による二次災害の発生を防止する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
施設の整備・強化	施設の耐震化			
	水道施設 [都]	地震時に備えた施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時に対応可能な浄・給水所の整備</li> <li>● 導水管の二重化及び送水管ネットワーク化によりバックアップ機能強化</li> <li>● 水道施設の耐震化</li> <li>● 水道管路の耐震継手化</li> <li>● 首都中枢機関、医療機関及び避難施設等の重要施設への供給ルート耐震継手化</li> <li>● 空気弁の耐震化</li> <li>● 私道内給水管の耐震化</li> <li>● 自家用発電設備の増強</li> <li>● 配水本管テレメータの電源確保</li> <li>● 震災時に迅速な応急給水が行えるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を改造</li> <li>● 災害時給水ステーション（給水拠点）の配備状況の再検討</li> </ul>	防災安全部	長期
	下水道施設 [都・市]	下水処理場・ポンプ場・幹線管渠・し尿等投入施設等の根幹的施設について、地震等で被災した際にも機能を保持する構造化を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震診断、耐震補強工事の実施（特に汚水幹線を中心とした重要な幹線等及び下水処理場等を対象とした耐震化）</li> <li>● 重要なラインのループ化検討</li> <li>● 非常用発電機の充実</li> <li>● 太陽光発電設備等の導入の検討</li> </ul>	下水道部 環境資源部	長期

第2章 災害予防計画  
第2節 災害に強いまちづくり

	電力施設 [東京電力グループ]	変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震整備を進める。 ●変電設備における、主要機器の耐震構造化、構造物の耐震設計の採用等 ●鉄塔の巡視点検 ●橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用 ●地中設備に係る不同沈下発生箇所の改修 ●配電設備の地中化に関する、都市整備と協調した計画的整備 ●二次災害防止のため、変電所に配電設備故障時の電気供給停止措置を行う保護装置を整備	防災安全部	中期
	電話施設 [NTT]	地震に対する電話施設の防災性能を向上させる。 ●通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ●予備電源設備の強化 ●通信網の信頼性向上 ●ネットワークシステムの監視・措置機能強化 ●指定避難施設への特設公衆電話設備の整備 ●公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置	防災安全部	中期
	電気通信設備 [NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク]	市役所等の重要エリアの通信を確保するためにエンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。	防災安全部	中期
	都市ガス [東京ガス]	ガス設備については、以下の通り機能確保に努める。 ●ガス施設の機能確保 ・系統の多重化・拠点の分散 ・代替施設の整備 ●ガス漏洩防止 ・感震遮断機能を有するガスマーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進 ・供給停止ブロックの細分化 ●移動式ガス発生設備による臨時供給の実施	防災安全部	短期
	LP ガス [LP ガス協会、アストモシリティリング、日本瓦斯]	地震に対する LP ガス施設の防災性能を向上させる。 ●耐震化に伴うガスボンベの転倒予防の推進 ●S 型メーターの設置（感震器内蔵タイプ） ●高圧部の張力式ホースの推進 ●低圧部のフレキ鋼管の推進	防災安全部	短期

## 第8 建築物の耐震性強化

### 1 基本方針

- 建築物の倒壊による人的被害、道路障害を軽減する
- 防災拠点施設建物の機能壊滅を軽減する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
耐震性強化	社会福祉施設等の耐震性確保 [市]	1981年（昭和56年）以前に建築された市立社会福祉施設について耐震診断・耐震補強工事を計画的に行う。また、民間施設についても同様の措置を講ずるよう促進する。 ●要配慮者二次避難施設の優先整備	地域福祉部 いきいき生活部	長期
	特定建築物の耐震化促進 [都・市]	学校、病院、劇場等の特定建築物のうち、1981年（昭和56年）以前に建築された建築物等について耐震診断・改修の指導、相談を実施する。（目標：2020年度（令和2年度）末耐震化率95%） ●都のセーフティーローン制度の活用促進 ●建築関係者への耐震診断・改修等の技術向上促進	都市づくり部	中期
	市有公共建築物の耐震化 [市]	不特定多数が利用する市有公共建築物における耐震化を促進する。（目標：2020年度（令和2年度）末市有公共建築物耐震化率100%） ●耐震診断の促進 ●耐震化の指導、補強工事のあっせん	都市づくり部 財務部 各施設所管部	短期
	住宅の耐震化促進 [都・市]	木造住宅や分譲マンションの耐震診断・改修助成制度により耐震化を促進する。（目標：2020年度（令和2年度）末耐震化率95%） ●建築関係者への耐震診断・改修等の技術向上促進 ●木造住宅の無料簡易診断の実施 ●木造住宅・分譲マンションの耐震診断・改修助成の実施 ●耐震診断・改修促進の啓発	都市づくり部	中期
	耐震シェルター、耐震ベッド等の普及 [市]	高齢者等、迅速な避難が困難な人や、すぐに耐震改修に取組めない場合の対応として、助成制度により耐震シェルターや防災ベッド等の設置及び普及に努める。 ●助成制度による耐震シェルター等の設置普及	都市づくり部	継続
	特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化促進 [市]	都が指定する特定緊急輸送道路沿道建築物のうち、倒壊した場合において、道路の過半を閉塞する恐れのある建築物の耐震化を促進する。（目標：2025年度（令和7年度）までに耐震化率100%）	都市づくり部	中期

第2章 災害予防計画  
第2節 災害に強いまちづくり

P R 等	耐震診断・改修のPR [市]	国・都の示す指針や町田市耐震改修促進計画に基づき、民間建築物所有者に対し、建築物の安全確保に関する普及・啓発を行う。 ●耐震診断・改修啓発パンフレットの配布 ●耐震診断・改修助成制度のPR ●高層建築物の居住者に対する長周期地震動を踏まえた防災対策の普及啓発 ●建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、住民が安心して建築物を利用することができるよう都が創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図る	都市づくり部	継続
-------------	-------------------	--	--------	----

## 第9 ブロック塀・落下物等対策

### 1 基本方針

- 屋外の転倒・落下物による人的被害、道路障害を軽減する
- 屋内落下物による人的被害を軽減する
- 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）の落下等による人的被害を軽減する

### 2 計画内容

施 策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
ブ ロ ック 塀 等 対 策	不適格ブロック塀等の改善指導 [市]	小・中学校等の避難広場周辺、狭い道路沿いを中心に、不適格なブロック塀等について所有者、管理者への改善指導を徹底する。 ●個別の危険度調査の実施 ●日本建築防災協会の技術基準等の普及啓発 ●改修者に対する改修・支援制度の紹介	都市づくり部	中期
	安全対策の指導強化 [都・市]	都及び建設・建築関係者と協力し、ブロック塀の施工等に関し適切に行われるよう徹底する。 ●建築確認の事前指導強化 ●ブロック塀の安全な施工方法・補強方法の周知	都市づくり部	継続

転倒・落下物対策	各家庭及び事業所における対策 [市・消防署]	各家庭及び事業所における家具類、大型家電製品による転倒・落下・移動防止対策の実施を促進する。 ●家具類の転倒・落下・移動防止器具の普及啓発 ●オフィス家具・家電製品等の関係団体と連携した転倒・落下・移動防止対策の推進	防災安全部	継続
	公共施設等の対策 [市]	小中学校、保育園等の公共施設における、窓ガラスや本棚等について、転倒・落下危険の防止に努める。 ●飛散防止用フィルムの装着、安全ガラス化 ●吊り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策	各施設所管部	継続
	不特定多数の集まる公共公益施設等の対策 [市・各事業者]	大規模小売店舗、文化施設等の不特定多数の人が集まる公共公益施設等について、公共施設に準ずる措置を講ずるよう要請する。 大規模空間を有する建築物について、技術基準に適合しない建築物の所有者・管理者に対し、天井材等の非構造部材の落下防止対策の指導及び改善指導を行う。	防災安全部 都市づくり部	継続
	個別の対策 [都・市]	広いガラスや外壁面に空調機器等をもった建築物について、危険度の高いものを中心に改修指導を行う。 ●個別調査の実施 ●国・都が示す技術基準の普及・啓発	都市づくり部	継続
	屋外広告物の規制 [都・市]	屋外広告物条例等に基づき、広告塔・看板等の屋外広告物の脱落等を防止する。 ●設置の許可申請、設置後の維持管理に関する改善指導	道路部	継続
	屋根瓦の崩落防止 [市]	住宅のリフォームや新築に合せて、耐震・耐風瓦の使用やガイドライン工法等、屋根瓦の崩落防止対策の普及・啓発を行う。	都市づくり部	新規
	自動販売機の転倒防止 [都・市]	自動販売機の設置者及び自動販売機業界に対し、道路上の違法占用がないよう、また耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS 規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。 ●違法占用の通報、撤去体制の確立	道路部	継続

## 第10 液状化対策

### 1 基本方針

- 土木構造物、ライフライン施設の地震被害を抑制する
- 液状化対策工法を有効に活かす

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
液状化対策	公共土木構造物の液状化対策 [国・都・市]	地盤の特性を考慮した液状化防止対策を実施し、地震時の公共施設の機能障害を最小限にする。 ●地盤改良、基礎形式の改良等 ●防災拠点施設、避難広場等の優先的整備	道路部 財務部	長期
液状化対策	ライフライン施設の液状化対策 [都・市・各ライフライン機関]	地盤の特性を考慮した液状化防止対策を実施し、地震時の公共施設の機能障害を最小限にする。 ●地盤改良、基礎形式の改良等 ●防災拠点施設、避難広場等の優先的整備 ●マンホールの浮上抑制対策の推進	防災安全部 下水道部	長期
	その他液状化対策の指導 [都・市]	液状化の危険性が高い区域について、液状化対策を指導する。 ●地盤改良、基礎形式の改良等 ●東京都液状化アドバイザー制度の紹介	都市づくり部	継続

## 第11 災害復興対策

### 1 基本方針

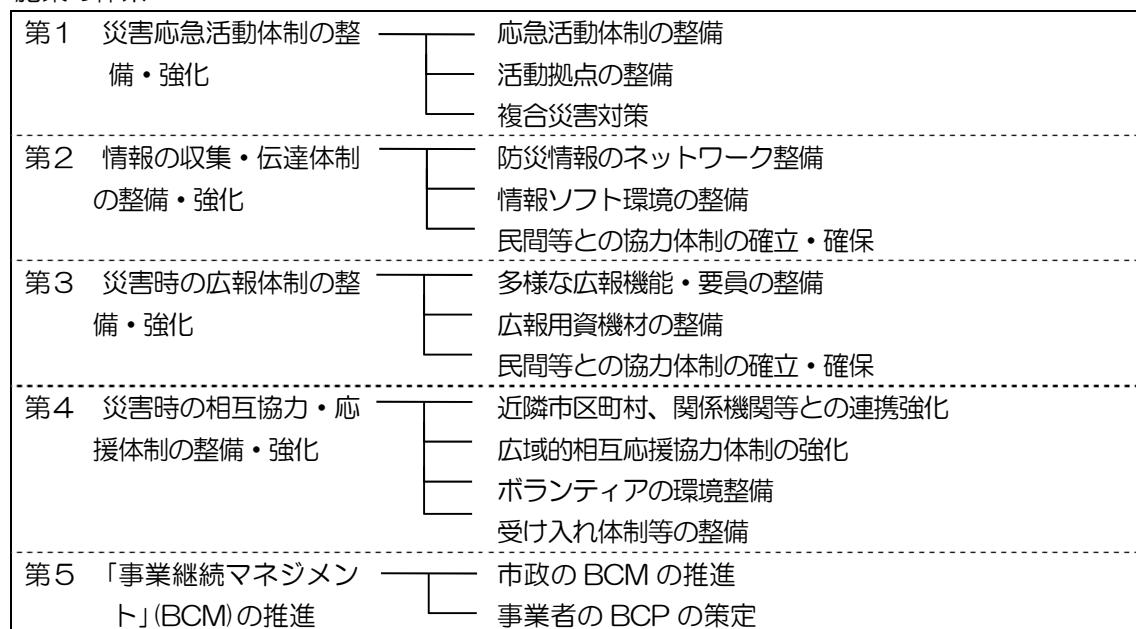
- 迅速かつ円滑な大規模災害からの市の復興を実現する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
災害復興対策	災害復興対策の推進			
	復興マニュアルの策定 [市]	災害復興対策がスムーズに行われるよう、事前にマニュアル等を作成し、復興体制を整備する。	政策経営部 防災安全部 各部	継続
災害復興対策	都市復興対策 [市]	災害時の都市復興事業がスムーズに行われるよう、(仮称)町田市災害復興の推進に関する条例の整備等、都市復興マニュアルに沿った復興体制を確立しておく。	都市づくり部 政策経営部 防災安全部	継続

## 第3節 災害応急活動体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 第1 災害応急活動体制の整備・強化

#### 1 基本方針

- 突発的な大規模災害時に、迅速な初動活動が行える体制を整備する
- 職員への災害時の役割と体制を周知徹底する
- 各対策部間での職員の連携体制を強化する
- 防災対策の拠点となる施設を整備する

## 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
活動体制	応急活動体制の整備 [市]	防災に係る組織体制を整備し、非常時における職員の人事管理の効率化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●各部総務担当課との情報交換、連携強化</li> <li>●職員動員配備計画表の作成</li> <li>●防災システムを活用した定期的な職員参集訓練の実施</li> <li>●防災システムへのメールアドレス等登録率の向上</li> <li>●災害対策要員の災害時の安全確保対策の強化</li> <li>●業務継続性の確保（安全性確保、自家発電設備の整備、衛星携帯電話の整備等）</li> <li>●道路啓閉に関する関係機関との連携体制の確保</li> <li>●退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備</li> <li>●被災者生活再建支援金の支給を迅速かつ的確に処理するための体制整備</li> </ul>	防災安全部 各部	短期
	個別応急対策活動マニュアルの作成 [市]	地域防災計画に基づき、災害時の各部各班が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できるマニュアルを作成し、周知を図る。	防災安全部 各部	短期
活動拠点	防災拠点整備 [市]	災害対策本部の設置及び防災対策実施の拠点となる町田市庁舎、市民センター、和光大学ボブリホール鶴川（鶴川緑の交流館）、本部代替設置予定施設について、最小限必要な性能と資機材の整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震・耐火・耐水性能</li> <li>●情報通信・処理システム、非常用自家発電装置</li> <li>●水・燃料・トイレ等の備蓄</li> <li>●燃料貯蔵設備の設置検討</li> </ul>	防災安全部 各施設所管部	中期
	地域における防災拠点整備 [市]	地域住民や自主防災組織が応急対策を実施する拠点を、災害危険度の高い地区から、小・中学校の施設を目安に順次整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急車両の出入りを想定した環境整備</li> <li>●応急対策用資機材の備蓄</li> <li>●地域防災無線、パソコンネットワークの整備</li> <li>●多目的広場など防災上多目的に利用できる施設の整備</li> </ul>	防災安全部 各施設所管部	中期

複合災害対策	複合災害対策 [市]	<p>複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災体制等を見直し、備えを充実する。</p> <p>災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。</p> <p>様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。</p>	各部	中期
--------	---------------	---	----	----

## 第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化

### 1 基本方針

- 電話の輻輳もしくは途絶に対応する
- 情報の空白地帯、空白時間帯をなくす
- 情報収集・分析を迅速に行う
- 防災行政無線を補完する通信手段の多様化により安定的な通信を確保する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
ネットワーク	災害時用情報網の整備 [市]	<p>市の防災関連施設・職員を結ぶネットワークを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線設置・デジタル化事業の推進</li> <li>●防災行政無線（屋外拡声子局）の調整及び増設による聴取困難地域の解消</li> <li>●防災行政無線を活用した地域情報拠点（市民センター）の整備</li> <li>●情報収集用バイク、自転車等機材の整備</li> <li>●緊急地震速報の利用体制の整備</li> <li>●設備・機器の点検、通信機器の操作の習熟</li> </ul>	防災安全部	継続
	衛星携帯電話の配備 [市]	<p>市の防災関係施設・防災関係機関・職員を結ぶネットワークを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市庁舎、防災関係機関</li> </ul>	防災安全部	短期
	災害時優先電話指定の周知 [市・NTT]	<p>指定されている災害時優先電話の活用方法について周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市各部・拠点施設、避難施設、防災関係機関</li> </ul>	防災安全部 各施設所管部	継続

第2章 災害予防計画  
第3節 災害応急活動体制の整備

	地震計ネットワークシステム整備事業 [都、市]	地震計を東京都災害情報システムと接続し、震度情報による被害予測を行う等震災直後の迅速な活動を行う。	防災安全部	継続
	インターネット等による情報網の整備 [市]	庁内及び防災拠点間の回線を整備し、防災関連情報の各分野での共有化を推進する。 ●インターネット等による情報伝達手段の確立	防災安全部	中期
	ソーシャルメディアの活用 [市]	災害時の迅速な情報提供のため、SNSなどソーシャルメディアの活用を推進する。	政策経営部 各部	継続
ソ フ ト	町田市防災システムへの習熟 [市]	2018年4月導入の防災情報システムを活用し、防災関連情報の共有・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能等を災害時に発揮できるよう、訓練などを通じて職員の習熟を図る。	防災安全部	短期
	災害用自家発電装置の整備拡充 [市]	常に通信の支障を来さないよう、災害用自家発電装置を拡充するとともに、それらの点検・補修・管理を行う。また、庁舎内の特定場所に業務端末を設置し、閲覧等の最低限の業務を行える場所を設置する等の対策を検討する。	防災安全部	継続
	情報対策要員の養成 [市]	電話不通時、情報力が少ない場合を想定した、迅速な状況判断と初動措置について必要な情報対策要員を確保・養成する。 ●無線従事者確保のための資格取得者の養成 ●情報分析の訓練、マニュアル化 ●情報収集要員の確保・養成	防災安全部 各部	継続
協 力 ・ 応 援	災害時の電話利用ルールの周知 [市・NTT・その他電話会社]	市民に対し、災害発生直後の電話騒動防止のためのPRを行う。 ●関係機関への通報等、きわめて緊急時以外の電話利用の自粛 ●携帯電話会社各社による災害用伝言ダイヤル(171)等の利用法	防災安全部	継続
	無線通信に関する関係者との連携強化 [市]	無線を取り扱う事業所、民間団体等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多ルート化を図る。 ●タクシー無線・MCA無線取扱業者、アマチュア無線登録者 ●災害時相互協力協定の締結 ●情報連絡の訓練、技術研修の実施	防災安全部	短期

### 第3 災害時の広報体制の整備・強化

#### 1 基本方針

- 大量な広報ニーズに迅速に対応する
- 障がい者向、外国人向、その他専門的ノウハウが必要な広報に対応する

#### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
機能・要員	多様な情報媒体の広報への活用方法検討 [市]	市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで提供する手段を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページによる情報提供 (アクセス集中にも耐え得る災害に強い市ホームページの構築及びシステムダウン時の対応方法の検討)</li> <li>●CATV・文字放送局、コミュニティFM局との連携</li> <li>●ソーシャルメディアの活用</li> <li>●代表電話による情報提供(各課から情報提供によるものについて)</li> </ul>	政策経営部 各部	短期
		●防災行政無線フリーダイヤルの活用 ●携帯電話緊急速報メール配信の活用	防災安全部	
	代表電話機能の活用推進 [市]	災害が予想される場合、早期に代表電話へ情報を集約することで、代表電話への問合せを通じた市民への迅速な情報提供の実現を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●各部局から代表電話(広聴課)への早期情報集約</li> <li>●情報集約のための早期呼びかけ及び運用の確立</li> <li>●各部局の関係機関からの情報収集及び必要な情報の代表電話への提供</li> </ul>	政策経営部 各部	継続
	災害時広報要員の養成・確保 [市]	広報まちだの編集、アナウンス、要配慮者向け広報活動等に必要な広報要員の養成・確保を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●点字、手話、要約筆記、外国語技術等の資格取得奨励や養成</li> <li>●一般ボランティア登録、ボランティア団体等との連携による要員確保</li> </ul>	政策経営部 地域福祉部 いきいき生活部 市民部 文化スポーツ振興部	短期
資機材	広報活動用資機材の整備 [市]	災害時を想定した広報活動用資機材の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●拡声器付車両、ハンドマイク、アンプ等の増強</li> <li>●市民・事業所・団体等との協定、広報活動用資機材の数量把握</li> </ul>	政策経営部	短期

第2章 災害予防計画  
第3節 災害応急活動体制の整備

	「広報まちだ被災者支援情報」の事前準備 [市]	「広報まちだ被災者支援情報」を災害発生後2日目以降、毎日作成する体制を整備する。 ●フォーマット作成 ●第1号分発行原稿の事前準備	政策経営部	短期
応援協力	「広報まちだ被災者支援情報」の発行協力体制の整備 [市]	編集から配達までの各分野にわたる関係業者と連携し、「広報まちだ被災者支援情報」を災害発生後速やかに発行する体制を整備する。 ●編集、印刷、配達の各業者等との協定締結 ●他市区町村との連携協力	政策経営部	短期
	報道機関との協力体制強化 [市]	ラジオ・テレビ・新聞等報道機関と連携し、市からの救援・救護対策に関する情報等について、被災者の立場とそれぞれのメディアを活かした提供方法について検討する。 ●対応窓口の一元化、報道フォーマットの作成、広報対応の方針作成 ●聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人への提供 ●地域に密着した情報提供 ●物資の流通等に係る情報提供の充実	政策経営部	短期

## 第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

### 1 基本方針

- 大量かつ特殊な救援対策ニーズに対応する
- 官民を問わず、広域的に連携する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
近隣との連携	防災会議の充実 [市]	市及び各関係機関は、地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、相互の連絡を密にする。 ●対策項目ごとの部会の設置	防災安全部	短期
連携	近隣市区町村との連携強化 [市]	近隣市区町村との連携を強化し、災害対策の適切な相互協力を図る。また、定期的な情報交換を行い、マニュアルの整備等を進める。 ●通勤・通学者等の安否情報の交換 ●行政境界地域における広報や避難広場の相互提供 ●物資・人員等の相互応援 ●河川の総合的治水対策の推進 ●多摩25市3町1村、横浜市、川崎市、相模原市、大和市との相互応援協力の推進 ●帰宅困難者に関する近隣市区町村との連携体制の確保	防災安全部 政策経営部	短期
広域応援	広域的市区町村相互応援協定の締結 [市]	広域交通体系を想定した災害時の相互応援協定を整備する。	防災安全部 政策経営部	中期
	救援物資の広域集配拠点の指定・整備 [市]	大規模災害時における、広域的救援物資の受入・保管・仕分・配送を行う拠点を指定し、必要な環境を整備する。	経済観光部	中期
	広域応援体制の整備 [市]	遠方での大規模災害発生時における長期的な職員の応援派遣に対する市の体制を整備する。 また、被災地支援業務について、明確に業務として位置づける。	総務部 各部	継続

第2章 災害予防計画  
第3節 災害応急活動体制の整備

ボランティア	ボランティアの受け入れ体制の整備 [都・市]	一般ボランティア、登録ボランティア、防災関係機関の対策事業に協力できる専門的知識技能を有する専門ボランティアのそれぞれの受け入れ体制をあらかじめ整備しておく。 ●一般ボランティア：社会福祉協議会を中心とする「町田市災害ボランティアセンター」の事前計画 ●登録ボランティア：各関係機関で受け入れ体制を整備 ●専門ボランティア：市は、各対策部内のセクションで、各関係機関はそれぞれに受け入れ体制を整備 ●ボランティアコーディネーターの育成・強化 ●市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ●市民や自治会等における受援体制の強化 ●ボランティア活動上の安全確保及び被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備推進	地域福祉部 政策経営部 各部	短期
	ボランティア等との連携・協力体制の整備 [市]	NPO 等民間ボランティア団体及びボランティア支援団体を把握するとともに、必要に応じて災害時の連携・協力体制について事前調整する。	地域福祉部	短期
	ボランティア活動支援体制の整備 [市]	ボランティア活動グループの育成と、グループの支援強化を図る。 ●啓発、普及、相談、情報提供、保険	地域福祉部	短期
受入体制	応援要請及び受援体制の整備 [都・市]	大規模災害発生時の関係機関、自衛隊、他自治体への応援要請方法を検討し、効率的運用に向け必要な整備を図る。 ●受援計画の作成 ●応援要請、受入、派遣実施手順の検討 ●災害対策本部及び各対策部への受援班(受援担当)の設置検討 ●各応援部隊の活動拠点の確保 ●受援対象業務の特定 ●マニュアルの作成	防災安全部 政策経営部	短期

## 第5 「事業継続マネジメント」(BCM) の推進

### 1 基本方針

- 町田市事業継続計画(BCP)に基づき、非常時優先業務実施対策及び教育・訓練を行い、その結果を点検して計画の課題や是正処置を検討し、計画の見直しを行う、事業継続マネジメント(Business Continuity Management、以下「BCM」という)を推進する
- 災害時に市の各部局の機能をあらかじめ定められた優先順位に基づき効果的に復旧させ、被害の影響を最小限に抑える
- 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図る

## 2 計画内容

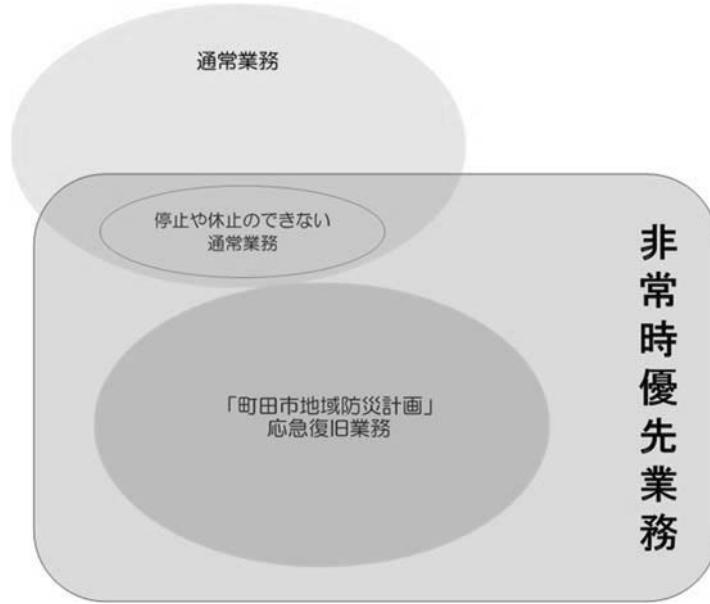
施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
町田市版のBCMの促進	町田市版のBCMの促進	<p>市は、災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。</p> <p>応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、再開可能な業務から順次復旧できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要があることから、市では、災害時に市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市政のBCPを策定している。</p> <p>市政の機能を確保するために、計画の策定にとどまらず、非常時優先業務実施対策及び教育・訓練を行い、その結果を点検して計画の課題や是正処置を検討し、計画の見直しを行う、BCMを推進し、災害対策のブラッシュアップを行う。</p>	防災安全部 政策経営部 各部	長期

### ●町田市BCPの役割

町田市BCPは、発災直後から、市として全庁を挙げて災害対応に当たるために、通常業務は市民から真に必要とされる最低限のものに限定し、注ぎこむことのできる全ての人的・物的資源を応急復旧業務に充てることで、早期かつ高いレベルで非常時優先業務（下図）を実施することを目的に策定している。災害時には、町田市BCPに基づき、各対策部が時系列ごとに必要となる業務を選別し、優先順位が高いものから業務を行っていく。

なお、災害後に活用できる資源に制限がある状況を想定し、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などについても併せて定めている。

### ■ 非常時優先業務の範囲

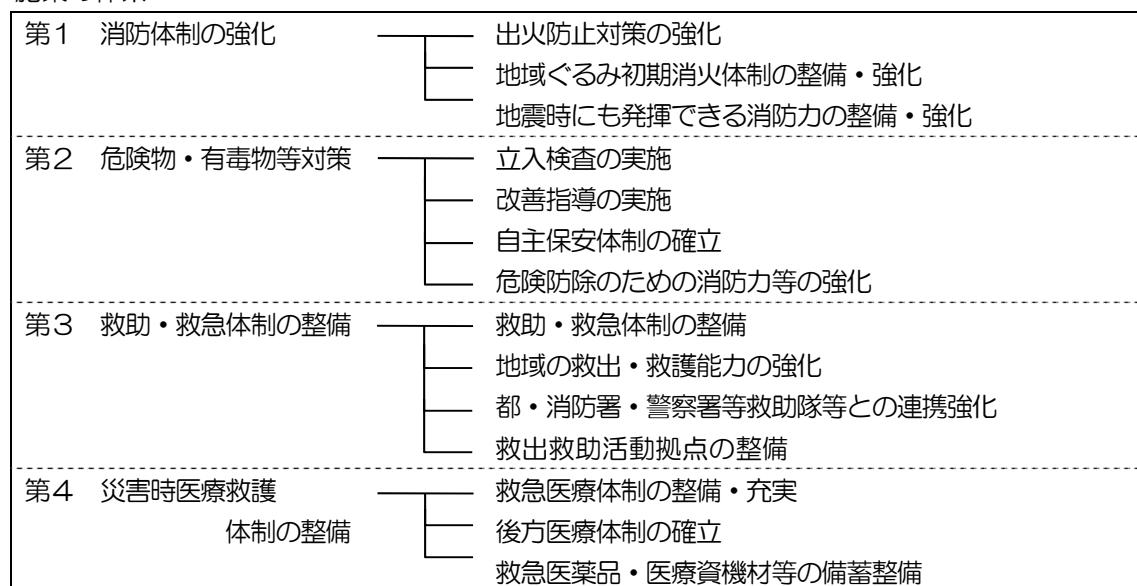


第2章 災害予防計画  
第3節 災害応急活動体制の整備

	<p>■ 町田市版BCMのイメージ</p> <p>BCMの推進では、事業継続計画の策定にとどまらず、研修・訓練、点検・見直しを踏まえ、災害対策のさらなる向上を図る。町田市BCPでは、この従来の考えに加え、BCPの修正サイクルに地域防災計画の修正内容を取り込み、BCPの修正から明らかとなった課題を地域防災計画の修正に反映させ、両計画の修正を相互に循環させる「町田市版BCM」について定めている。</p> <p>(町田市事業継続計画（地震編）2018年（平成30年）3月より)</p>	
事業者のBCPの策定	<p>事業者のBCPの策定促進 [都・市]</p> <p>事業者のBCP策定に関する啓発活動を通じ、BCMの推進を図り、顧客や従業員の安全確保及び地域の早期復興に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●BCPを策定した企業が取り組む対策に係る費用の補助の案内</li> <li>●市内中小企業が自社で開発・製造した、都市防災力を高める優れた技術・製品等の改良・実用化及び販路開拓に係る経費の助成の案内</li> </ul>	<p>防災安全部 経済観光部</p> <p>短期</p>

## 第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 第1 消防体制の強化

#### 1 基本方針

- 同時多発出火及び老朽木造建築物の密集地域における延焼火災を防止する
- 地域における初期消火体制を強化する
- 地震時においても発揮できる消防体制を整備する

#### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
出 火 防 止 対 策	火気使用設備・器具の 安全化 [都・市・消防署]	各家庭、事業所に対し、広報・訓練・技術指導等あらゆる機会を利用して、出火防止措置や安全対策について普及促進する。 ●対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底 ●火気使用設備の固定 ●各種安全対策の推進 ●火気使用設備の器具の点検整備	防災安全部	継続
	石油等危険物施設の安全 対策 [都・消防署]	石油等の危険物施設に対して、立入検査の強化等により出火防止、流出防止を図っていく。 ●耐震性強化及び適正な貯蔵取扱いの指導 ●自衛消防体制及び防災資機材の整備	防災安全部	継続

## 第2章 災害予防計画

### 第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

	LPガス設備の安全化 [都]	LPガスを取扱う家庭及び事業所に対して、販売事業者等の協力を得て、安全化の指導促進を図る。 ●容器の転倒防止及びガス放出防止機の設置 ●ガスの漏洩防止及び漏洩拡大防止の普及 ●一酸化炭素中毒防止など安全器具の普及	防災安全部	継続
	化学薬品への安全対策 [都・消防署]	化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的に実施し、個別に具体的な安全対策を指導する。 ●薬品容器の落下、収納棚の転倒防止措置 ●適正保管と整理整頓の推進 ●初期消火資機材の整備 ●混合、混触発火性物品の近接貯蔵防止処置	防災安全部	継続
	電気設備等の安全対策 [都・消防署]	火災予防条例による変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の保守・管理を徹底するとともに、安全対策の強化を図る。 ●電気火災の防止に向けた普及啓発の推進 ●耐震化・不燃化、出火防止等の強化 ●安全対策基準の作成 ●地震時の電気器具や配線からの出火防止のため、信頼性の高い安全装置の設置の指導 ●電気事業者等に対する出火防止対策を講じた装置の開発の要請	防災安全部	継続
	その他出火防止の査察指導 [都・消防署]	人命への影響が極めて高い百貨店・病院等の防火対象物や多量の火気を使用する工場等へ重点的に立入検査を実施し、指導する ●火気使用設備の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置 ●災害時の従業員の対応要領 ●その他の事業所への立入検査や一般住宅への防火診断を通じて指導を行う ●地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う ●製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所に対して ・立入検査の実施 ・適正な貯蔵取り扱い ・出火危険排除のための安全対策の指導	防災安全部	継続

第2章 災害予防計画  
第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

	市民指導の強化 [都・消防署]	<p>各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育の推進と防災行動力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底</li> <li>●ガス漏れ警報器、漏電しや断器、住宅用火災警報器の普及</li> <li>●家具類の転倒・移動、日用品等の落下防止の徹底</li> <li>●火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底</li> <li>●カーテンなどの防炎品の普及</li> <li>●灯油など危険物の安全管理の徹底</li> <li>●停電時及び停電復旧時（通電火災等）の防火安全対策等の周知・啓発</li> <li>●防災訓練への参加</li> <li>●起震車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進</li> <li>●地震が起きた際には、まず身の安全の確保を図り、火気使用時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末を行うことの徹底</li> <li>●「地震 その時 10 のポイント」及び「地震から命を守る『7つの問い合わせ』」の普及促進</li> <li>●避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしや断確認など出火防止の徹底</li> <li>●ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底</li> <li>●ライフラインの復旧における電気・ガス器具からの出火防止の徹底</li> </ul>	防災安全部	継続
初期 消 火	初期消火資機材の普及 [都・市]	<p>各家庭や事業所等における、社会環境に即した消火資機材の普及を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消火器、三角消火バケツ等の普及啓発</li> <li>●避難行動要支援者への住宅用スプリンクラーの普及</li> <li>●消防用設備等の適正化指導</li> <li>●地震時における機能の確保</li> <li>●耐震処置の推進についての指導を強化する</li> <li>●初期消火対策に関する研究開発</li> <li>●住宅用火災警報器をはじめとした住宅用防災機器の普及</li> </ul>	防災安全部	継続
	街頭消火器の設置事業 [市]	地域組織の管理のもと、50世帯に1本を基準に街頭消火器を設置する。	防災安全部	継続
	スタンドパイプを利用した地域の初期消火能力の向上 [都・消防署・市]	<p>道路狭い地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設を水源として自主防災組織が活用し、震災時の初期消火活動を実施できるよう、消防署・市が連携して、普及啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●スタンドパイプの自主防災組織への普及</li> <li>●自主防災組織による発災対応型訓練など実災害に則した訓練の支援</li> </ul>	防災安全部	継続

## 第2章 災害予防計画

### 第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

	市民、事業所の自主防災体制の強化 [市・消防署]	市民の防災行動力の向上のため、段階的な体験ができるような訓練を推進し、要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。 また、町田市が実施する自主防災組織を対象とした講習会や町田消防署が実施する「町田防火防災コーディネーター講習」の推進等を通じて地域防災活動のリーダーを育成する。 事業所については、防災計画の推進、各種訓練等を通じた防災行動力の向上、自主防災体制の強化、事業所相互間の協力体制の強化、防災市民組織等との連携強化、地域との協力体制づくりの推進を図る。	防災安全部	継続
森林火災の予防	森林火災の予防対策 [市]	市長が森林法に基づき火入れを許可するとき、または国もしくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署に協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を管轄警察署長に通報する。	防災安全部	継続
	森林火災の予防対策 [都]	森林火災の未然防止のため、次のとおり実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●森林の巡視、指導の励行</li> <li>●森林内でのたき火・喫煙等の指導</li> <li>●防火標識の設置・充実</li> <li>●歩道や防火線の整備</li> <li>●ポスターの掲示</li> <li>●通信機器の整備</li> </ul>	防災安全部	継続
	森林火災の予防対策 [消防署]	森林火災の未然防止のため、次のとおり実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●予防広報・防火パトロールの実施</li> <li>●林野に近接した民家の防火診断の実施</li> <li>●消防活動訓練の実施</li> <li>●各種指導の徹底</li> </ul>	防災安全部	継続
消防力強化	消防団の活性化 [市]	消防団機能及び活動基盤の充実・強化を図るため、資機材・要員を整備・増強する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●消防器具置場建設事業・耐震化促進</li> <li>●消防用資機材の計画的導入・配備</li> <li>●消防団の活動拠点となる敷地の確保</li> <li>●消防団員募集事業の強化</li> <li>●学生や女性の消防団への入団・定着促進のため、対象に応じた募集活動の実施</li> <li>●電力供給不足における消防活動体制の整備推進</li> <li>●教育訓練の推進により消防団員の応急救護技能を向上</li> <li>●各種資機材を活用して地域特性に応じた教育訓練の実施</li> <li>●新入団員への教育の実施</li> <li>●消防団員が有している重機操作、自動車等運転等の各種資格を災害時に有効活用できるよう訓練を推進</li> <li>●消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定</li> <li>●自主学習用教材、e ラーニング等の活用による能力開発の促進</li> </ul>	防災安全部	継続

## 第2 危険物・有毒物等対策

### 1 基本方針

- 危険物・有毒物取扱施設の安全対策の推進を強化する
- 危険物・有毒物等の出火・漏洩・爆発等を防止する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
立入検査	立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導 [市・消防署]	事業所からの情報収集に努め、必要に応じ、都その他関係機関・団体等と連携して、立入検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する。	防災安全部 各施設所管部	継続
改善・指導	取扱施設の改善・指導 [都・消防署]	関係機関・団体等と連携して、各施設管理者に対し、対象施設の立入検査の結果を踏まえて改善・指導を行う。	防災安全部 各施設所管部	継続
	危険物施設等	各対象物について、位置・構造・設備及び管理状況等の関係法令基準へ適合性を定期的に検査する。 ●施設設備の不備欠陥事項の改善指導 ●タンクローリー・危険物搬送車両の一斉查察 ●危険物の運搬また配達中における連絡用資料(イエローカード)の車両積載の確認及び活用の推進		
	高圧ガス施設等	法令等に基づく立入検査を定期的に実施するほか、高圧ガス等の貯蔵取扱届出を促進し、適正な指導に努める。 ●火気使用設備の位置・構造・取扱管理等 ●施設の耐震性向上 ●防災計画の策定、災害時の対応措置		
	劇物・毒物、化学薬品等保管施設	登録・届出義務のある事業所の定期監視のほか、使用量が多く注意を要する「非届出業務上取扱者」の事業所についても検査・指導を行う。 ●適切な取扱い ●施設の安全化 ●事業所防災計画の作成指導 ●PCB の保管状況等の情報共有		
	放射線等使用施設	関係施設の火災予防立入検査を実施するほか次の事項について指導する。 ●関係施設及び周辺 ●放射性物質の適切な管理と予防措置 ●消防計画の策定 ●予防管理組織、自衛消防組織等の設置 ●事業所防災計画の作成指導		

## 第2章 災害予防計画

### 第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

	温泉における可燃性天然ガス安全対策	<p>温泉の掘削時、採取時及び廃止時における可燃性天然ガスによる災害の防止を指導する。</p> <p>温泉法に基づき掘削時及び採取時の災害防止規程を作成させ、日常点検及び自主保安体制を確立させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●温泉掘削許可及び温泉採取許可申請時の事前指導</li> <li>●温泉掘削工事現場及び温泉施設の立入検査</li> <li>●温泉採取施設の温泉安全管理担当者を対象とした講習会を開催</li> </ul>		
自 主 防 災 体 制	自主防災体制の確立指導 [都・消防署]	<p>関係機関・団体等と連携して、各施設管理者に対し自主防災体制の確立を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震性強化の指導、立入検査の実施</li> <li>●事業所防災計画の作成促進指導及び作成状況の確認</li> <li>●自衛消防組織結成指導、自主防災体制の整備、活動要領等の制定、防災資機材の整備促進</li> </ul>	市民部 防災安全部 各施設所管部	継続
	危険物対策	<p>関係機関・団体等と連携し、各施設管理者に対し、自主防災体制を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の点検及び取扱作業等の適正</li> <li>●予防規程の作成</li> <li>●施設規模・実態に応じた自衛組織の設置</li> <li>●保安教育、防御活動</li> <li>●消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄</li> <li>●自衛消防隊の相互応援体制の促進</li> </ul>		
	高圧ガス・液化ガス・劇毒物等対策	<p>建築同意の段階での適切な指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防火上の欠陥是正、消火活動の障害物除去</li> <li>●消防用設備等の設置、初期消火体制の整備</li> <li>また、消防法第8条に基づく防火に関する消防計画の作成を指導する。</li> <li>●対象物の実態・危険性を考慮した計画</li> <li>●自衛消防隊の訓練</li> </ul>		
	放射性物質対策	<p>消防法第7条の規定により、建築同意する場合、次の事項について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消火作業時の汚染拡大防止</li> <li>●固定消火装置の設置</li> <li>また、同法8条に基づき、消防計画を策定すべき施設に対して、次の事項を指導する。</li> <li>●貯蔵取扱い等をする放射性物質の変更届出</li> <li>●火災発生時の放射性物質の所在</li> <li>●到着消防隊と連絡要員の指定等</li> </ul>		
消 防 力 強 化	危険防除のための消防力の強化 [都]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備</li> <li>●航空消防活動態勢の整備</li> <li>●関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立</li> </ul>	防災安全部 各施設所管部	短期

### 第3 救助・救急体制の整備

#### 1 基本方針

- 救助・救急機関の能力を大幅に上回る対応件数を想定する
- 一刻を争う救助・救急事案（挫滅症候群等）を想定する
- 地震発生直後の救出・救護活動を地域ぐるみ（市民や事業所）で行う

#### 2 計画内容

施 策	計 画 名 [計画主体]	計 画 内 容	担当部署	期間
資 機 材 ・ 隊 員 の 充 実	救助・救急資機材の整備			
	市の備蓄整備 [市]	市の保有する初動期救出・救護用資機材の更新・整備を推進する。 ●大ハンマー、チェーンソー、大型バール、のこぎり、鉄線鋏、スコップ、救助ロープ等	防災安全部	短期
	警視庁の体制強化 [都]	町田警察署及び南大沢警察署において、震災時用の救出救助資器材を逐次整備する。	防災安全部	短期
	東京消防庁の体制強化 [東京消防庁]	町田消防署に資機材を整備するとともに、各消防署に災害初期の救急用資機材を整備する。	防災安全部	短期
	地域が一体となつた協力体制づくりの推進	災害時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である避難行動要支援者（高齢者・身体障がい者等）の安全を確保するため、地域が一体となつた協力体制づくりを推進する。 ●避難行動要支援者を近隣で助け合う地域の協力体制づくりの推進 ●社会福祉施設等の被災に備え、町内会・自治会・自主防災組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制づくりの推進		
	町田市建設業協会等との応援体制の強化 [市]	町田市建設業協会、土木関係団体等との連携を強化する。 ●救助用資機材・作業員の派遣協力 ●実施細目の策定	防災安全部 道路部	短期
地 域 の 活 動 強 化	消防団の救出・救護活動力強化 [市]	消防団の応急救護資機材等の増強・充実を図る。 ●担架、簡易救助器具等の整備 ●応急手当普及員の養成 ●市民への救出・応急救護の教育・訓練	防災安全部	短期
	地域の救出・救護活動能力の強化 [都・市・消防署]	消防署と協力し、自主防災組織や事業所等へ、救出救護に関する啓発を行う。 ●地域組織、事業所等での訓練指導による、救出救護知識・技術の普及・向上 ●応急救護訓練の積極的実施、地域・事業所内の応急手当の指導者の養成 ●町田市が自主防災組織を対象に実施する講	防災安全部	短期

## 第2章 災害予防計画

### 第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

		<p>習会や町田消防署が実施する「町田防火防災コーディネーター講習」の推進等を通じた地域防災活動のリーダーを育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東京消防庁災害時支援ボランティアの育成強化</li> <li>●救助に対する応援協力団体と地域組織との連携体制づくり</li> <li>●救助従事者の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うための連携体制の強化</li> </ul>		
連携強化	警察等救助隊との連携強化 [国・都・市]	<p>警察機関・消防機関・自衛隊等他機関救助隊との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●同時多発型救助事象への対応体制</li> <li>●重症患者（挫滅症候群の者を含む）の救命対策</li> <li>●市管理施設等へのヘリサイン整備の促進</li> </ul>	防災安全部	短期
救出救助活動拠点の整備等	広域応援部隊の活動拠点の整備 [都・市]	<p>消防関係機関が、大規模災害時における被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点として、町田消防署を位置づける。</p> <p>また、平常時に消防団、消防署の訓練施設として活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域応援部隊のベースキャンプ地（オープンスペース）等の整備</li> <li>●広域応援部隊等の活動拠点として、緑ヶ丘グラウンドの活用</li> <li>●消防団・消防署が使用する訓練施設の活用</li> <li>●木曽山崎グラウンド（大規模災害発生時のヘリポート）の有機的活用</li> <li>●町田市立野津田公園（大規模救出救助活動拠点）の有機的活用</li> <li>●町田市民球場及び鶴見川クリーンセンター（医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場）の有機的活用</li> </ul>	防災安全部	短期

## 第4 災害時医療救護・保健体制の整備

### 1 基本方針

- 被災地内医療機関の医療救護能力が大幅にダウンすることを想定する
- 同時多発的な救急医療事案を想定する
- 被災地外の医療機関への迅速な転送体制を整える
- 精神科救急医療活動を整える

### 2 事業計画

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
医療救護・保健体制の整備	医師会、歯科医師会等との連携強化 [市]	<p>市医師会、歯科医師会等との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時マニュアルの作成、訓練の実施</li> <li>● トリアージ*技術の研修実施等</li> <li>● 災害時の医師等人材確保に関する制度の検討</li> </ul>	保健所	短期
	市災害医療コーディネーター機能の強化 [市]	<p>市内の災害時医療救護活動を統括・調整するため医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを任命する。</p> <p>【市災害医療コーディネーターの位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市により指名された、災害医療に精通した医師は、原則として災害時には市庁舎に参集し活動する</li> <li>● 災害時には東京都地域災害医療コーディネーター（南多摩医療圏）と連携し、災害医療活動を統括・調整する町田市に助言する</li> </ul> <p>市災害医療コーディネーターは市庁舎にて災害対策本部の情報を元に、救護統括班・保健班・衛生班及び医師会と連携して活動を行う。</p> <p>市は、緊急医療救護所を設置して、重症者や中等症者等の収容・治療を担う病院の医療が円滑に実施される体制を整備する。</p> <p>また、市内の医療救護活動体制を把握した上で、災害医療コーディネーターの判断のもと救護連絡所を準備、設置する。</p> <p>また、二次保健医療圏ごとに実施する図上訓練、情報通信訓練等に参加する。</p>	保健所	短期
	保健医療調整本部の設置 [市]	保健医療調整本部を設置して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。	保健所	中期
	市内災害医療拠点の確保・整備 [都・市]	<p>災害発生直後の医療救護活動の拠点となる医療施設を確保し、計画的に整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震診断、耐震補強の促進</li> <li>● 人工透析設備、自家発電装置、井戸・受水槽等の耐震化等整備</li> <li>● 医療用の水の確保等非常時対応計画の策定</li> <li>● 難病等在宅で医療ケアが必要な人への体制の確保</li> <li>● 病院及び薬局等のBCP策定の促進</li> </ul>	いきいき生活部 保健所 市民病院	中期

## 第2章 災害予防計画

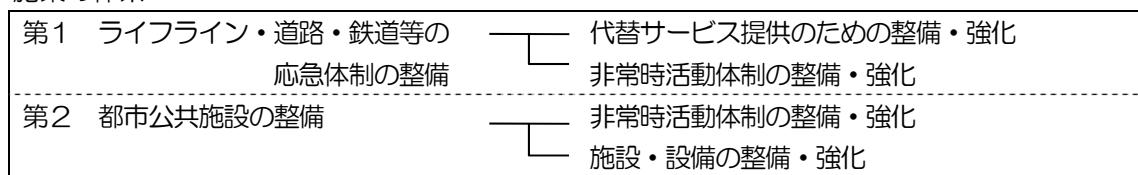
### 第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●通信機器の多重化</li> <li>●通信に関する非常用発電機の導入促進</li> <li>●常用及び非常用の自立分散型電源の設置推進</li> <li>●緊急医療救護所の設置場所の確保</li> </ul>		
	救急救護活動拠点の機能整備 [市・医師会・薬剤師会]	<p>市内の救急救護活動拠点である、災害拠点連携病院（連携病院）・震災時医療拠点の機能の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●連携病院(及びその敷地内に設置する緊急医療救護所)における運用方法の確立</li> <li>●連携病院における医療資機材等の整備</li> <li>●震災時医療拠点における拠点開設手順等の確立</li> <li>●震災時医療拠点へ配備する医療資機材等の整備の検討</li> <li>●各拠点への医療従事者（医師・薬剤師・看護師等）配置体制の確立</li> <li>●災害用医薬品の配備</li> </ul>	防災安全部 保健所	短期
	精神医療体制の確保 [都・市]	<p>都（精神保健福祉センター）、DPAT、市医師会、市内の医療機関等が協力し、災害対策を考慮した精神科救急医療体制を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医師、保健師、看護師、カウンセラー、PSW（精神保健福祉士）等の確保</li> <li>●災害時のメンタルヘルスケア実施体制の整備</li> </ul>	保健所 地域福祉部	短期
後方医療	広域的後方支援医療機関ネットワークの確保 [都・市]	<p>都・市・隣接市町との後方支援医療ネットワークを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多摩地域、神奈川県との協力強化</li> <li>●医療情報の一元化促進</li> </ul>	市民病院 保健所	短期
・医薬品	災害用医薬品等の配備 [市]	<p>救急救護活動拠点施設に災害用医薬品等の配備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医師・薬剤師による医薬品配備計画の検討</li> <li>●医薬品・医療資機材等の備蓄と調達計画</li> </ul>	保健所 防災安全部	短期
・医療資機材	医薬品販売業者・薬剤師会等との協力体制の確保 [市]	<p>市薬剤師会・医薬品卸業者との協力関係をより強固なものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●協力協定に基づく連絡体制の構築</li> <li>●災害時の医薬品調達実施手順の確立</li> <li>●町田市災害薬事センターの運用方法の確立</li> <li>●訓練等の実施検討</li> </ul>	保健所 防災安全部	短期
	緊急医療救護所と近隣薬局との協力体制構築 [市・都・薬剤師会]	<p>医薬品の市外からの供給が困難な発災直後において、医療活動を行う災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近隣の薬局が、緊急医療救護所等で手当てを受けた軽症者に対し、医薬品の処方（災害時処方）を行えるよう、体制を構築していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●協力関係の構築</li> <li>●共同での災害医療救護訓練実施</li> <li>●災害処方箋等の様式の共通化</li> </ul>	保健所 防災安全部	中期

\*トリアージ：災害発生時など多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急性や重症度に応じて治療優先順度を決めることをいう。また、トリアージを実施する際にはトリアージタグを使用し、症状に加え収容医療機関への緊急連絡事項等はトリアージタグに簡記する。一見して重症に見えない挫滅症候群への注意が必要。

## 第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 第1 ライフライン・道路・鉄道等の応急体制の整備

#### 1 基本方針

- 災害時に代替サービスを供給する
- 関係機関の相互協力により、災害復旧を迅速かつ効率的に行う

#### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
代替サービス	災害用伝言ダイヤルのPR [NTT]	災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの周知を徹底する。 ●利用方法の周知、PR	防災安全部	継続
非常時体制	ライフライン協議会の設置 [都・各ライフライン機関]	電気、ガス、通信、水道、下水道の各施設を所管する機関及び都の実務担当者、及び道路管理者等を交えた協議会を設置し、被害の拡大を防ぎ、効率的な復旧を図る。 ●地震発生時の連携協力方法の検討 ●被害の最小化、効率的な復旧等の作業実施手順の検討	防災安全部 下水道部 道路部 環境資源部 各施設所管部	短期
	迅速な被害情報把握 [市]	市民通報アプリ「まちピカ町田くん」により、道路被害状況等についてICTを活用した迅速な被害情報把握を図る。	道路部	継続
	復旧マニュアルの作成 [各ライフライン機関]	地震時の、迅速な非常活動体制の確立、二次災害防止、効率的な復旧を行えるよう、マニュアルを整備する。	防災安全部 各施設所管部	短期
	鉄道の非常活動体制の整備・強化 [各鉄道会社]	大規模災害時（震度6弱以上の地震発生等）の、運転再開指示、被害状況報告等、乗客の安全確保を的確に行う体制を整備し、社会的影響を回避する。 ●震災対策本部体制の社員への周知 ●緊急停止装置の整備 ●運転士、指令間の情報連絡設備の整備 ●資機材・物資等の備蓄 ●都・市・関係機関等との連携体制強化 ●事業所防災計画の作成	防災安全部	継続

## 第2章 災害予防計画

### 第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備

	水道の緊急時体制の強化 [都]	地震発生等の緊急時に備え、応急復旧・給水体制を確立する。 ●漏水調査作業の充実化、漏水の早期発見のPR促進 ●必要な給水機材の備蓄 ●安全な飲料水の確保と供給体制の整備	防災安全部	短期
--	--------------------	---	-------	----

## 第2 都市公共施設の整備

### 1 基本方針

- 災害時にも施設の機能を維持する

### 2 計画内容

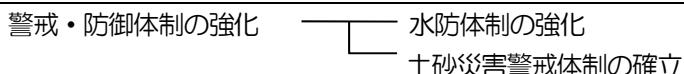
施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
非常時体制	各施設における防災体制の整備 [市]	施設の特性に応じて、災害時の職員・施設利用者の行動を想定し、障がい者や外国人に配慮しながら安全対策を講ずる。避難施設に指定されていない施設においては、利用者の指定避難施設への誘導や災害対策本部への備蓄物資の供給依頼等の方法についても検討する。 ●防災手引書の作成 ●実践的な訓練の定期的実施 ●要配慮者に配慮した施設内外の標識・案内板等の設置 ●避難者誘導マニュアルの作成	防災安全部 各施設所管部	短期
施設・設備	各施設における防災点検の実施 [市]	普段から施設内の危険排除に努める。 ●事務用機器・備品類の固定 ●危険物等の引火性物質の安全管理 ●施設建物及び構等の防災性能の調査・補強 ●防災設備の作動点検等	防災安全部 各施設所管部	短期
	行政情報電算処理の災害対策 [市]	災害によるシステムダウンを最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行えるよう対策を講じる。 ●バックアップデータの分散保管 ●非常時専用回線の確保 ●非常時電源の整備	総務部 各部	短期

第2章 災害予防計画  
第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備

	<p>災害危険性を考慮した施設整備の推進 [市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の危険性を考慮した立地及び設備等の検討</li> <li>●災害危険性がある場所に所在する施設における防護措置等の検討</li> <li>●施設内での利用者保護及び職員の安全確保等の運用確立</li> </ul>	各施設所管部	継続
	<p>町田市バイオエネルギーセンターの防災機能の整備 [市]</p> <p>町田市バイオエネルギーセンターに、避難のための施設としての機能を追加し、所在する地域における避難施設の配置を充実させていく。</p> <p>また、当該地はライフライン復旧活動拠点として、電力・ガス・通信等事業者の広域応援を受け入れるための候補地（大規模救出救助活動拠点（屋内施設）候補地）に指定されており、その有機的活用を図っていく。</p>	環境資源部	短期

## 第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 1 基本方針

- 降雨時に洪水を防御し、被害を軽減する
- 地震時、降雨時の土砂災害発生を未然に防止する

### 2 計画内容

施 策	計 画 名 [計画主体]	計 画 内 容	担 当 部 署	期 間
水 防 体 制	水防施設・資機材の整備 [都・市]	水防倉庫の設置及び資機材の種類、数量、配置等の管理について万全を期する。 ●必要資機材の備蓄、更新、補充及び拡充 ●災害応急対策等に必要な車両・資器材等の水没を回避するための対策の実施	防災安全部 各部	継続
	水防災総合情報システムの整備 [都・市]	都が構築する水防災情報システムの有効活用に努める。 ●水位計・雨量計観測データ等の把握等	防災安全部 下水道部 道路部	継続
	防災情報の提供の充実 [国・都・市]	的確な警戒避難体制が講じられるよう、精度の高い予測情報等を提供できる体制を構築する。 ●中小河川等における洪水予測等の充実 ●市長が的確に避難勧告等の発令をするための情報の充実 ●災害を実感でき判断・行動に役立つ情報の提供 ●民間気象会社より提供された地域雨量情報の市ホームページ等での提供	防災安全部	長期
	洪水ハザードマップの充実 [市]	公表した洪水ハザードマップについて、内容の充実を図る。 ●洪水予報の伝達方法、避難施設、避難経路等の記載の充実 ●想定しうる最大規模の降雨を踏まえた洪水ハザードマップの作成	防災安全部	短期
	浸水する可能性のある箇所及び地下集客施設・要配慮者利用施設等の把握 [市]	浸水予想区域図及び既往の浸水箇所等を踏まえて、道路冠水が予想される箇所・施設等を把握する。 ●道路冠水が予想される箇所 ●地下集客施設（不特定多数が利用する可能性のある地下施設） ●要配慮者利用施設	防災安全部 下水道部 道路部 いきいき生活部 保健所 地域福祉部 子ども生活部	短期

地下集客施設等における避難誘導体制の整備及び浸水防止のための措置 [国・都・市]	<p>浸水が予想される地下集客施設等の事業者に対し、雨量情報の収集及び浸水が予想される場合の避難誘導体制等、施設利用者の安全確保対策の整備及び浸水の防止を図るために必要な訓練等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難確保計画及び浸水防止計画の作成*</li> <li>●訓練の実施*</li> <li>●自衛水防組織の設置</li> </ul> <p>*水防法第15条の2により策定・実施が義務付けられた浸水防止計画・避難確保計画及び訓練を指す。</p>	防災安全部	継続
要配慮者利用施設における避難誘導体制の整備 [市]	<p>浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設に対し、利用者の円滑な避難誘導が可能となるよう、対策を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難確保計画の策定*</li> <li>●訓練等の実施*</li> <li>●自衛水防組織の設置の推進</li> </ul> <p>*水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2により策定・実施が義務付けられた避難確保計画及び訓練を指す。</p> <p>避難確保計画は、当該施設ごとに、「水害時の防災体制」「情報収集及び伝達」「避難する場所・避難経路・誘導方法」等について定めるものとなる。</p>	防災安全部 いきいき生活部 保健所 地域福祉部 子ども生活部 各部	継続
広報・PR活動 [都・市]	<p>市民が、避難勧告等の情報の入手如何にかかわらず、自らが的確な判断・避難を行えるよう、防災意識向上のための広報・PR活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップを活用した周知</li> <li>●河川清掃活動等民間活動の育成</li> <li>●パンフレット等の配布</li> <li>●土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等を実施</li> <li>●住民主体のハザードマップの作成等、住民の取組の活性化を支援</li> <li>●地区の防災リーダーについて、講習会の実施等を通じて育成</li> </ul>	防災安全部	長期
土砂災害警戒区域等の把握・啓発 [都・市]	<p>集中豪雨等による、崖崩れや擁壁等の崩壊の危険がある居住者宅へ、危険箇所・災害についての予防策の周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施</li> <li>●新規危険箇所の把握・指定</li> <li>●梅雨・台風期の巡回強化及び注意呼びかけ</li> <li>●土砂災害ハザードマップによる周知</li> </ul>	防災安全部 都市づくり部 道路部	継続

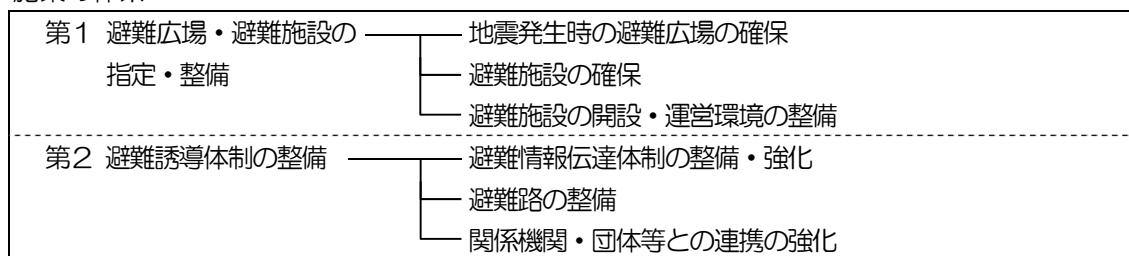
## 第2章 災害予防計画

### 第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備

	<p><b>土砂災害警戒体制の確立</b> [都・市]</p>	<p>雨期や地震発生後の、危険性のある斜面や土石流危険渓流についての警戒体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震・集中豪雨時の巡視</li> <li>● 土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める</li> <li>● 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により市民への周知を図る</li> <li>● 建設防災ボランティアとの連携強化</li> <li>● 資機材や通信手段等の確保・調達計画等の確立</li> </ul>	<p>防災安全部 道路部 都市づくり部</p>	継続
	<p><b>土砂災害ハザードマップの作成</b> [都・市]</p>	<p>土砂災害警戒区域の新規指定が完了した地区について、土砂災害ハザードマップを作成・配布することで、市民への普及啓発を図る。</p>	<p>防災安全部</p>	短期
	<p><b>応急体制の確立</b> [国・都・市]</p>	<p>土砂災害や公共土木施設被害の応急対策を支援する専門家等の派遣・受け入れ体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災宅地危険度判定士、防災工キスパート</li> </ul>	<p>都市づくり部</p>	継続

## 第7節 避難体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 第1 避難広場・避難施設の指定・整備

#### 1 基本方針

- 大規模地震時に備えた避難広場を確保する
- 被災者の一時的な生活の場を確保・維持する
- 災害対策基本法に基づく避難場所・避難所の指定とともに、周知を図る

#### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
避難広場・避難施設	避難広場の指定及び避難路の指定・安全化 [市]	<p>大規模地震が発生した場合等に、一時的な避難や自主防災組織（町内会・自治会等）が互いの確認を行なうために集合する場所として避難広場を指定する。</p> <p>避難広場は大きな公園や各小・中学校等に指定し、地域の情報連絡・救援活動の拠点機能を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市本部との相互情報連絡手段の多ルート化</li> <li>●初期消火・救助救援活動を行うのに必要な資器材の備蓄</li> <li>●夜間・休日の避難に必要な準備措置等</li> <li>●避難広場及び避難路周辺における避難者の安全確保を図るための防火水槽等の設置促進</li> </ul>	防災安全部 各施設所管部	中期
	避難施設の整備 [市]	<p>避難施設に必要となる機能及び安全性等を確保・整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通信体制の確保（災害時用公衆電話（特設公衆電話）等）</li> <li>●テレビ、ラジオ、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器</li> <li>●災害時のトイレ機能及びトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備</li> <li>●施設の安全性</li> <li>●体育館等へ空調設置</li> </ul>	防災安全部 下水道部 各施設所管部	中期

第2章 災害予防計画  
第7節 避難体制の整備

	避難施設の指定・確保 [市]	<p>地震による自宅倒壊等、住居を失った被災者が、避難生活を送るための避難施設について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>主に小・中学校について指定されている避難施設に加え、大規模災害時を想定した次の避難施設について指定・確保を行う。</p> <p>※施設確保は、建物被害による避難人口 52,939 人という想定に基づいて検討していく。(総則-34 参照)</p>		
	地震発生時における避難施設	<p>大規模地震発時の住宅被災者に対して、一時的な居住場所として転用が可能な耐震性の高い施設を指定する。</p> <p>●私立学校、企業保養所、ホテル等宿泊施設等との協力協定</p>	防災安全部 各施設所管部	短期
	風水害時における避難施設の見直し	浸水予想区域内等において、指定されている避難施設の見直しを行う。	防災安全部 各施設所管部	短期
	二次避難施設	避難施設での避難生活が困難な要配慮者のため、社会福祉施設等と協定を結び、要配慮者を受け入れられる避難施設を確保する。	地域福祉部 いきいき生活部 防災安全部	短期
	避難広場・避難施設の周知	地震災害と風水害において、対応する避難施設が異なる場合があるため、そのことを住民に周知する。	防災安全部	短期

環 境 整 備	避難施設開設のための備品類の備蓄等 [市]	各小・中学校等に防災倉庫を設置し、避難施設の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行う。 避難施設の開設・運営に必要な、感染防止対策物資を整備する。	防災安全部	短期
	避難施設の住環境整備 [市]	避難施設について、地域組織及び避難施設管理者との連絡会を実施し、居住や要配慮者を考慮した環境整備を行う。		
	避難施設の運営	<p>避難施設開設・運営マニュアルを作成するとともに、運営に即対応できるよう避難施設指定職員を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開設、受入、統合、閉鎖手順</li> <li>●水、食料、その他物資の供給手順</li> <li>●避難者への配慮（長期化、要配慮者対策）</li> <li>●男女のニーズの違い等男女双方への視点による配慮</li> <li>●男女ともに避難施設運営に関わるような体制作り（女性リーダーの育成）</li> <li>●授乳、オムツ替え、着替え、幼児・児童等のため、生活スペースと切り離しておくべきスペースの検討とマニュアルへの盛り込み</li> <li>●避難施設での生活ルール（土足厳禁・禁酒等）の検討・取り決めと、災害時の周知方法の検討</li> <li>●要配慮者の避難施設生活を支援する器具等の充実</li> <li>●プライバシー保護スペースの確保</li> <li>●外国語表記、掲示板の設置等</li> <li>●帰宅困難者が既存の避難施設に避難した場合に備え、避難施設における避難者と帰宅困難者の受け入れ場所の分離等の運営ルールの検討</li> <li>●避難施設におけるボランティア受入体制の整備</li> <li>●感染症対策の観点を踏まえた避難施設運営体制の整備</li> </ul>	防災安全部 学校教育部 地域福祉部 いきいき生活部 保健所 生涯学習部 文化スポーツ振興部 子ども生活部	短期
	住民主体による避難施設運営体制の確立	地域組織と協力して、住民主体の避難施設運営体制を確立する。  ●避難施設運営訓練の実施を促進	防災安全部 地域福祉部	短期
	施設の利用計画	<p>避難施設としての施設の開設、利用計画を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校の空き教室の有効活用</li> <li>●受入施設（区域）の事前計画</li> <li>●用途別スペース設置の検討</li> <li>●優先順位をつけた整備の実施</li> <li>●段差の解消</li> <li>●受水槽の水の確保</li> <li>●トイレの改善（洋式・車椅子用等）</li> </ul>	防災安全部 各施設所管部	短期

第2章 災害予防計画  
第7節 避難体制の整備

	避難施設周辺環境の整備 〔消防署〕	避難広場、避難道路、避難道路周辺の水利の確保及び安全化に留意する。 ●避難施設に対する火災予防指導の実施	防災安全部	継続
	帰宅困難者用備蓄の推進 〔市〕	災害時に一時滞在施設において帰宅困難者を保護するため、必要な食料・物資等の備蓄を推進する。 ●東京都の備蓄品配備支援事業の周知等	防災安全部	継続
その他	その他	福祉関連施設、その他集会施設等について、要配慮者向けの必要な整備を実施する。 ●段差の解消、外国表記、掲示板の設置等 ●トイレの改善、簡易ベッドの設置等	地域福祉部 いきいき生活部 保健所 文化スポーツ振興部 防災安全部 各施設所管部	短期
		平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。	防災安全部	継続
		避難施設における飼育動物の管理について留意事項を周知する。 ●災害時の飼育動物の飼育・管理は、飼い主の責任で行うこと、また災害に備えて餌、ケージ、医薬品等を用意することなどを周知する	いきいき生活部 保健所 防災安全部	短期
		居住地以外の市町村に避難する避難者に対する支援体制を整備する。 被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。 全国避難者情報システムの活用を検討する。	防災安全部	継続
		避難広場、避難施設、一時集合場所等の役割、安全な避難方法について市民に対し周知する。	防災安全部	継続
		車中泊者発生抑制に向け、次の事項について普及啓発を実施する。 ●東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止） ●大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼 ●緊急輸送道路以外の道路等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること ●市内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること ●過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること	防災安全部	継続

※地域組織とは、自主防災組織、町内会、自治会、マンション管理組合等、地域のコミュニティー組織を総称している。

## 第2 避難誘導体制の整備

### 1 基本方針

- 多様な事態を想定した避難誘導が行える体制を確立する
- 防災関係機関・団体と連携した対策を行う

### 2 計画内容

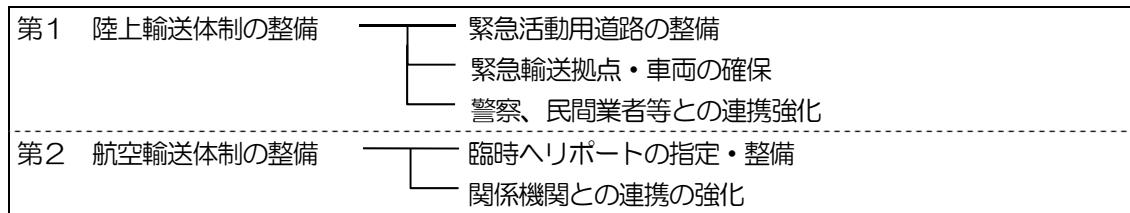
施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
情報 伝達	避難情報伝達体制の整備・強化 [市]	各避難施設に指名された「指定職員」が収集した、危険箇所、通行可能箇所等避難誘導に必要な情報を速やかに、かつ適切に伝達する体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の広報車、防災行政無線による伝達</li> <li>●市ホームページ等の活用</li> <li>●自主防災組織による伝達</li> <li>●CATV、FMラジオ局等との協力体制</li> </ul>	防災安全部 政策経営部	継続
避 難 体 制	避難体制の整備 [市]	第4章 風水害応急対策、第12節 避難対策、第2に定める避難勧告等の判断やその伝達のための運用マニュアルを策定するなど、適切なタイミングで適当な対象地域に避難勧告等が発令できるような体制を整備する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 また、立退き避難が必要な居住者等に求める行動（近隣の安全な場所への移動、屋内安全確保等）について周知徹底に努める。	防災安全部	短期
	土砂災害警戒区域に係る警戒避難体制の整備 [市]	土砂災害警戒区域に対し、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するため必要な警戒避難体制を整備する。	防災安全部	継続
避 難 路	避難路の整備等 [市]	都市計画道路等の主要幹線道路及び生活関連道路について避難路としての整備を順次進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難広場誘導表示板等の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本工業規格に基づく災害種別一般図記号の使用</li> <li>・標識の見方に関する周知</li> <li>・多言語対応の検討</li> </ul> </li> <li>●延焼遮断を考慮した不燃化、緑化等の面的整備</li> <li>●ガラス・看板等の落下物の防止</li> <li>●夜間の避難行動や要配慮者、帰宅困難者の安全避難への配慮</li> <li>●町田市災害・停電時LED街路灯「消えないまちだ君」の整備</li> </ul>	防災安全部 道路部 都市づくり部	中期

第2章 災害予防計画  
第7節 避難体制の整備

連携強化	警察・交通安全協会等との連携強化 [市・警察署]	警察、交通安全協会、商工会議所、警備業者等と連携し、避難誘導を混乱なく行うように努める。 ●夜間の災害発生時、不特定多数の人が集まる地域での実施手順の検討	防災安全部 各施設所管部	短期
	地域の実情の把握 [市]	地域又は町内会(自治会)単位に、避難時に おける集団の形成や自主統制の状況につい て、地域の実情を把握するよう努める。	防災安全部 市民部	継続
安全保持	風水害時の避難施設における避難者の安全保 持等対策 [市]	風水害時に、避難施設において事態の推移 に即応した適切な措置を講ずるため、その運 用について、あらかじめ要領等を定めておく。 ●情報伝達手段の確保 ●傷病者への対応方法 ●水、食料及び救急物資等の適正な配分 ●避難解除となった場合の避難者の帰宅誘導	防災安全部 地域福祉部 学校教育部 市民部 文化スポーツ 振興部 都市づくり部 子ども生活部 生涯学習部	継続

## 第8節 緊急輸送体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 第1 陸上輸送体制の整備

#### 1 基本方針

- 緊急輸送道路を整備する
- 救援物資等の配達拠点を確保する
- 民間運送業者・団体と連携する

#### 2 計画内容

施 策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
緊 急 活 動 用 道 路	緊急活動用道路の指定・整備 [国・都・市]	都は、指定の緊急交通路、緊急輸送道路及び緊急道路障害物除去路線について、優先的に整備する。 市は、市指定の啓開道路について、都指定に準じて優先的に整備する。 ●第一次啓開道路の優先的な耐震強化 ●沿線の不燃化、耐震化促進	道路部	中期
	道路啓開用資機材等の整備 [都・市]	都、警視庁及び市の役割に応じた道路啓開用資機材の整備を行う。	道路部	中期
拠 点 ・ 車 両 確 保	救援物資の集配拠点施設の指定・整備 [市]	市外からの広域的な救援物資の受入・保管・仕分け・配達を円滑に行うため、救援物資集配拠点施設を指定し整備する。 ●案内標識の設置 ●迅速かつ効率的に物資を搬出するために必要な保管体制の整備	防災安全部 経済観光部	短期
	緊急通行車両の事前届け出 [市]	市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察署への事前届け出を行う。 ●緊急通行車両等の事前把握 ●確認事務の省力化、効率化	財務部	短期

第2章 災害予防計画  
第8節 緊急輸送体制の整備

連携強化	警察その他関係機関との連携の強化 [市]	警察その他関係機関と連携し、臨時交通規制実施の円滑化を図る。 ●交通情報板等資機材の調達体制検討 ●迂回路設定計画 ●第二次交通規制実施時には、緊急通行車両等の優先通行を実施	道路部	継続
	土木業団体等との応援体制の強化 [市]	町田市建設業協会等と協力し、緊急道路確保作業の応援体制を整備する。 ●応援協定の締結 ●区間担当業者、資機材等の調達実施体制の検討 ●出動・復旧等の訓練	道路部	中期
	民間事業者等との応援協力体制の整備 [市]	トラック協会、輸送事業者、物販事業者等と連携し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう整備する。 ●応援協定締結 ●連携方法に関する実施細目の検討 ●民間事業者等と連携した訓練等を実施	防災安全部 財務部	継続
	無線に関する民間との協力体制の確保 [市]	無線使用事業所、アマチュア無線有資格者等と、災害発生直後の道路の被害状況や渋滞状況に関する情報提供を行えるよう、必要な協力体制の確保を図る。	防災安全部	短期

## 第2 航空輸送体制の整備

### 1 基本方針

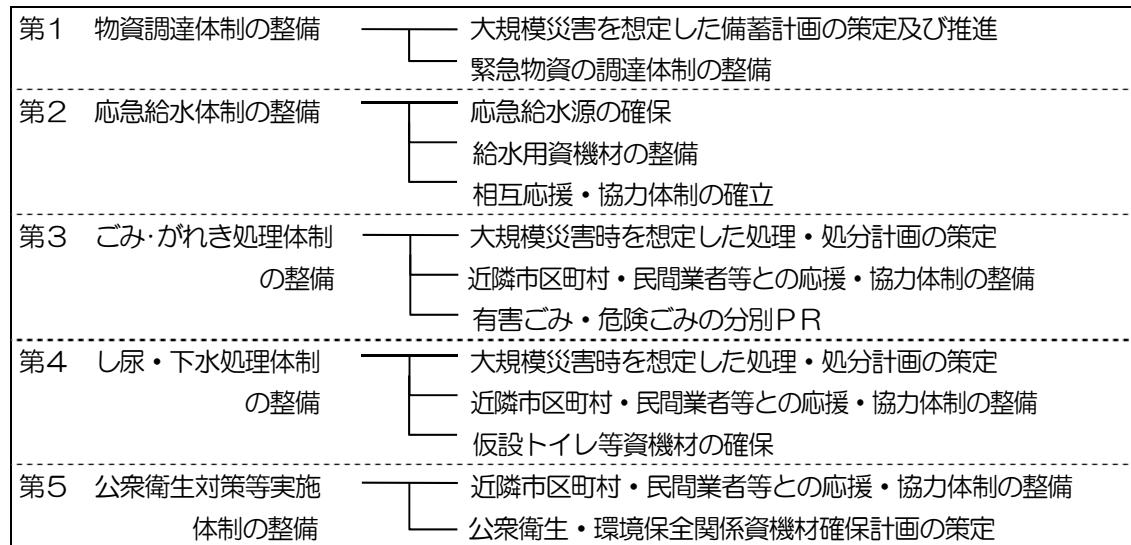
- 重症者の被災地外病院への搬送を迅速に行う
- 輸血用血液・その他救急医療活動用医薬品等の供給を迅速に行う
- 大規模地震発生直後における航空輸送手段を確保する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
ヘリポート	臨時ヘリポートの指定・整備 [市]	災害時の臨時ヘリポートを、防災上拠点となる施設もしくはその周辺地に確保する。 ●重症者の災害拠点病院への搬送、輸血用血液・医療用資材、救援物資等の緊急輸送の中継基地としての整備検討	政策経営部 防災安全部	短期
連携強化	警察その他関係機関との連携強化 [市]	警察等関係機関と協力し、臨時ヘリポートに指定される場所が災害時に有効に利用し得るよう必要な措置を講ずる。 ●市民への周知、理解・協力等	政策経営部 防災安全部	短期

## 第9節 生活救援体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 第1 物資調達体制の整備

#### 1 基本方針

- 大規模災害に備え、災害発生後3日間は自力で生活ができる備えをする
- 各避難施設もしくは各地域に分散して備蓄する

## 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進	物資調達体制の整備	<p>市は、多摩直下地震の被害想定に基づき、避難者数の概ね3日分の飲料水、食料の備蓄を整備しているが、ライフラインの停止や帰宅困難者への支援等により市域での必要食料数に対し、大幅に不足することも考えられる。</p> <p>このため、市は物資調達体制の整備とともに、市民、事業所等の各主体者による自助の理念に基づく必要物資の備蓄を推進する。必要な備蓄量としては、「最低3日分、可能な限り1週間分へ近づける」ことを呼びかける。</p>	防災安全部 各対策担当部	継続
	災害対策拠点施設における備蓄推進 [市]	市役所、市民センター等の災害対策拠点施設における備蓄計画の策定及び備蓄の推進を図る。	防災安全部 各対策担当部	継続
	地域における防災拠点の整備 [市]	<p>災害時に避難施設となる小・中学校等において初期救援対策・避難施設運営に必要な食料・資機材・物資等の備蓄を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性、乳幼児、高齢者への配慮</li> <li>●アレルギー対応食品の確保</li> <li>●授乳期・高齢期の被災者に配慮した食料の確保</li> <li>●離乳期の子どもの食料の確保</li> <li>●備蓄物資に関する住民ニーズの把握</li> <li>●トイレットペーパーやティッシュペーパーの備蓄</li> </ul>	防災安全部	継続
	地区の避難者数に応じた備蓄の整備 [市]	各避難施設においては、市全体の避難者数を均等に割った750人（在宅避難者を含む）避難者では1,300人）を各避難施設の避難者数と想定し対策をとっているが、2018年度に実施した避難施設別避難者数の推計調査では、避難施設間で避難者数に差が生じていることが判明したため、調査結果に基づき、各地域の推計避難者数に応じた備蓄の整備を推進する。	防災安全部	中期
	市立小中学校における児童生徒・教職員用備蓄の推進 [市]	市立小中学校において、保護者が帰宅困難になつた場合の児童生徒及び教職員用の備蓄を推進する。	学校教育部 防災安全部	継続
	家庭内備蓄の奨励 [市]	<p>各家庭・事業所における食料、水、生活必需品、非常時に備えた物資、資機材の備蓄の奨励に努める。</p> <p>国は南海トラフ巨大地震対策として、被災が予想される地域へ「1週間分の備蓄」を呼びかけている。町田市は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される地域ではないものの、直下型地震による周辺交通網の寸断等の事態に備え、「最低3日分、可能な限り1週間」の備蓄を市民に呼びかけるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●最低3日分、可能な限り1週間分相当の備蓄の励行</li> <li>●常備薬、持病の薬の確保</li> <li>●広報まちだ等の活用</li> </ul>	防災安全部	継続

緊急物資の調達体制の整備	都からの調達に関する実施要領の作成 [市]	都からの物資等の調達に関する手順等を統一し、非常時における実施要領を作成する。	防災安全部 財務部	短期
	食料、生活物資供給協力協定の推進 [市]	流通業者、製造業者と連携し、災害時の食料、生活物資等の円滑な調達、確保を図る。 ●災害時の調達・供給方法、実施計画の検討	防災安全部 財務部	継続
	物資輸送協力協定の推進 [市]	トラック協会等運送業者と連携し、災害時の食料、生活物資等の円滑な配送を図る。 ●非常時の連絡・調整方法、実施計画の検討 ●民間物流業者の活用	防災安全部 財務部	継続
	寝具類のリース協定の推進 [市]	避難施設で必要となる寝具類（布団等）で備蓄品の不足を補うため、レンタル・リース業者と協定を締結する。	防災安全部 財務部	短期
	炊事用燃料・機材の調達協定の推進 [市]	LPガス協会等と連携し、炊き出しをするための炊事用燃料・機材の円滑な確保を図る。 ●非常時の連絡・供給方法等の実施計画検討	防災安全部 財務部	継続
	石油類燃料の確保 [都・市]	近年の災害時における石油類燃料の供給不足を踏まえ、災害時の石油類燃料の確保を図る。 ●石油類元売業者等との協定締結の推進 ●病院や緊急通行車両等への優先的な燃料の供給の検討 ●「満タン＆灯油プラス1缶運動」等による自家用車等の燃料の日常備蓄の促進	防災安全部 財務部	継続

## 第2 応急給水体制の整備

### 1 基本方針

- 病院等の緊急給水を要する施設への給水体制の確保
- 地震発生後2～3日までの初期応急給水用給水源を市域内で確保する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
給水資源の確保	臨時応急給水所の整備 [都・市]	災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域については、拠点給水ができるよう臨時応急給水体制を整備する。 ●ペットボトル飲料水の備蓄 ●受水槽、プール、消火栓等及び避難所応急給水栓などの活用 ●給水管の耐震化、応急給水栓の整備 ※原則として、プールの水は、生活用水として活用	防災安全部	短期
	井戸の協定締結の推進 [市]	生活用水確保のため、井戸の所有者・施設管理者と災害時における開放の協定締結を推進する。	防災安全部	短期

## 第2章 災害予防計画

### 第9節 生活救援体制の整備

	病院、学校等公共施設の飲料用貯水槽兼受水槽の整備 [市]	震災時の給水途絶を想定して、飲料用貯水槽兼受水槽を公共施設に整備し、必要最小限の水を確保する。	防災安全部 各施設所管部	中期
	医療施設等への応急給水体制の確保 [市]	医療施設等（特に人工透析等治療に大量の水を使用する医療機関）への応急給水体制については、町田市から東京都災害対策本部へ緊急要請を行い、必要に応じて車両輸送による応急給水を実施する。	保健所 防災安全部	短期
資器材整備	給水用資器材の整備 [都・市]	水道局員不在時にも市及び自主防災組織による円滑な応急給水活動を行うための資器材の整備を図る。 ●避難施設配備用のスタンドパイプ ●ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク ●ウォーター・パック、可搬型ろ水機 ●可搬型発電機等	防災安全部	短期
相互援・協力体制の確立	都・他市町水道事業体等との相互応援協力体制の確立 [市]	都水道局、他市町水道事業体、日本水道協会等関係機関との相互応援協力体制を確立し、応急給水や水道施設の迅速な復旧を図る。 ●応援、受け入れの具体的手順の検討 ●供給量の段階的拡大	防災安全部	短期
	民間事業者等との災害時協力体制の整備 [市]	町田市管工事協同組合、その他関連組織・業者と協力し、応急給水、応急復旧活動を円滑に行う体制を整備する。 ●資機材等の緊急調達体制の検討 ●協力要項の策定 ●応急給水訓練の実施	防災安全部 生涯学習部	短期
立	応急給水用飲料水の消防水利としての利用調整 [都・市]	消防署、都水道局において、震度6弱以上の地震が発生した場合の、応急給水用飲料水を消防水利として利用するための調整をする。 ●地震発生直後、防火水槽使用後の措置 ●協力実施手順の検討	防災安全部	短期

## 第3 廃棄物処理体制の整備

### 1 基本方針

- 倒壊建物等のがれき、避難施設からのごみ等について大量の排出を想定する
- 処理施設職員や施設の被災等を想定する
- 大量の災害廃棄物処理・処分体制を広域的に整備する

## 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
処理・処分計画	町田市災害廃棄物処理計画の作成 [市]	大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物に対応するための「町田市災害廃棄物処理計画」を適宜修正し、災害時に備える。 ●発生源・発生量の想定 ●処理施設の耐震化 ●十分な広さの仮置場（一時仮置場）の確保 ●仮設処理施設の候補地の検討 ●都及び国への協力要請及び広域処理の方法の検討	環境資源部	短期
	最終処分場の確保等の推進 [市]	大規模地震時に大量に発生することが想定されるごみ等の最終処分量を想定し、処分場の確保を検討する。	環境資源部	中期
応援・協力	近隣市区町村との応援協力体制の整備 [市]	近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量の災害廃棄物の迅速かつ効果的な処分を図る。 ●非常時の実施手順等具体的な検討	防災安全部	短期
	民間業者等との協力体制の整備 [市]	民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等と連携し、大量の災害廃棄物の迅速かつ効果的な処分を図る。 ●災害時の人員、資機材等の確保 ●民間処理施設への受け入れ応援の検討 ●運搬用トラックや資機材調達のための建設業界との協定締結の推進	環境資源部 防災安全部	短期
分別	ごみ分別等の事前PR [市]	大量のごみの排出を抑制するため、平常時からごみの分別を徹底する。 ●リサイクル事業との連携 ●市民・事業所等へのごみ分別の事前PR	環境資源部	継続

## 第4 し尿・下水処理体制の整備

### 1 基本方針

- 避難施設を主な排出源とする大量のし尿を想定する
- 大規模災害により処理施設や収集・処理に携わるスタッフ自身の被災を想定する
- 平常時を大幅に上回る収集体制確保と「し尿」処理施設を確保する

## 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
回収・処理	大規模災害時想定し尿回収計画の作成 [市]	大規模災害による、避難施設を中心としたし尿発生に対応するための「非常時し尿回収計画」を作成し、災害時に備える。 ●避難施設、被災者数の想定	下水道部 環境資源部 防災安全部	短期
	下水処理場の整備 [市]	大規模災害時にも、汚水処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備の整備等を進める。	下水道部	短期
応援・協力	近隣市区町村との応援協力体制の整備・推進 [都・市]	市は、都下水道局とのし尿搬入・受入に関する覚書に基づき、南多摩水再生センターへのし尿搬入体制を整備している。また、近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量のし尿の迅速かつ効果的な処理と下水道施設の早期復旧を図る。 ●非常時の実施手順等具体的な検討	下水道部 防災安全部	短期
	民間業者等との協力体制の整備 [市]	下水道復旧のための建設業者やし尿運搬事業者等と連携協力し、し尿の収集・運搬、下水道の応急対応体制の整備を図る。 ●災害時の人員、資機材等の確保	下水道部	短期
仮設トイレ	仮設トイレ等の資機材の確保及び整備 [市]	市備蓄、都・他市区町村・民間収集業者・レンタル・リース会社等と連携し、高齢者・障がい者等への配慮をした仮設トイレ等の調達・確保体制の整備を図る。 ●バキュームカー ●仮設トイレ、携帯用トイレ ●マンホールトイレ (避難施設にマンホールトイレシステムの整備を進める)	防災安全部 下水道部	短期
	災害用トイレの普及啓発 [市]	仮設トイレ等の設置場所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。	防災安全部	継続
	避難施設における生活用水の確保 [市]	各小中学校等の避難施設予定施設の管理者と連携し、水道停止時の水洗トイレ使用のための水の確保に努める。 ●河川、プール、民間井戸水等の利用検討 ●水洗トイレ、仮設トイレの利用方法・維持管理办法に関するマニュアル整備等	防災安全部 各施設所管部	継続
	公園等における災害時兼用トイレの設置の検討 [市]	公園の災害時の利用について検討し、公園等におけるトイレの設計を検討する。 また、公園へのトイレの設置に当たっては、災害時にも利用できるトイレの設置を進める。	都市づくり部	短期

## 第5 公衆衛生対策等実施体制の整備

### 1 基本方針

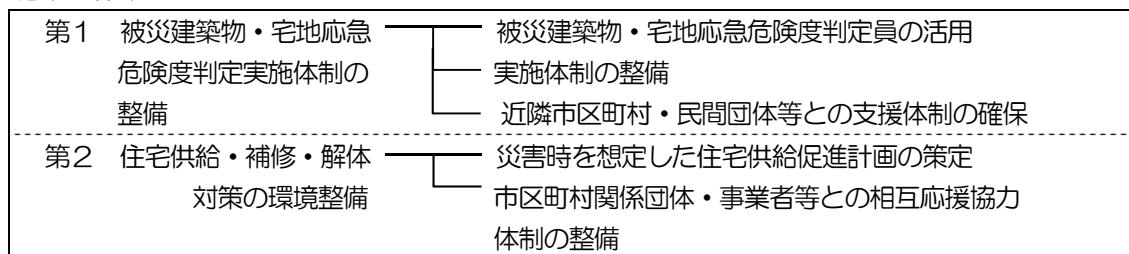
- 水道・電気・ガスの停止等による食中毒や感染症の発生を防止する
- 避難施設等公衆衛生的アプローチの必要な場所が多数発生することを想定する
- 大規模災害により処理施設や収集・処理に携わるスタッフ自身の被災を想定する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
作業体制整備	斎場・火葬場等の整備 [市]	大規模災害時に大量の火葬対応を適切に行えるよう、施設の整備を促す。 ●斎場・火葬場の耐震化等 ●身元不明遺体の一時安置施設の検討	市民部	中期
応援・協力体制	近隣市区町村との相互応援協力体制の整備 [都・市]	都の指導調整のもと、近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量の公衆衛生対策事案の効果的処理を図る。 ●相互応援協力協定の締結 ●非常時の実施手順等の具体的な検討 ●広域火葬体制の充実	保健所 市民部 環境資源部	短期
	関係機関・民間業者等との協力体制の整備 [都・市]	関係機関・関連業者・団体等と協力し、大規模災害時の人員・資機材の確保等の応援協力体制を整備し、大量の公衆衛生対策事案の処理を図る。 ●相互応援協力協定の締結 ●非常時の実施手順等の具体的な検討	保健所 環境資源部 地域福祉部 防災安全部	短期
資機材確保	公衆衛生関係資機材等の確保 [都・市]	市備蓄の推進並びに都・他市区町村・民間業者からの調達による公衆衛生・環境保全関係資機材の確保に努める。 ●防疫用薬剤、散布器、棺、環境測定装置、専用車両等の確保 ●大人数が使用できるシンク（手洗い場）等の確保 ●避難施設衛生チェックリストの作成	保健所 地域福祉部 防災安全部	短期

## 第10節 災害時建物対策実施体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 第1 被災建築物・宅地応急危険度判定実施体制の整備

#### 1 基本方針

- 余震、降雨等による二次的な被害を防止する

#### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
判定員の活用	被災建築物応急危険度判定員制度の活用 [都・市]	被災建築物応急危険度判定員制度を活用し、地震により破損した建築物が余震等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う応急危険度判定員の組織化を図る。	都市づくり部	短期
実施体制の整備	被災宅地危険度判定士制度の活用 [都・市]	被災宅地危険度判定士制度を活用し、宅地のり面等が余震や降雨等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う宅地応急危険度判定士の組織化を図る。	都市づくり部	短期
	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び住家被害認定調査の実施体制の整備 [市]	大規模地震発生後に、速やかに建築物及び宅地の危険度判定等を実施するために必要な体制を整備する。(目標: 市総合防災訓練時における訓練の実施) ●被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備 ●被災宅地危険度判定の実施体制の整備 ●住家被害認定調査の実施体制の整備 ●他機関・他団体等への応援協力要請を折り込んだ事前計画の検討と指示体制の確立 ●調査票、判定ステッカー、建物関係書類、住宅地図等の必要備品の整備 ●応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知	都市づくり部 財務部 政策経営部	短期

第2章 災害予防計画  
第10節 災害時建物対策実施体制の整備

罹 災 証 明	罹災証明書の交付 [市・消防署]	<p>内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に、罹災証明書を遅滞なく交付するための体制整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に係る家屋・住家被害認定調査、罹災証明書の交付、罹災台帳の作成まで一貫した実施体制の構築</li> <li>●罹災証明書の迅速な交付のために必要な被災者生活再建支援システムの整備</li> <li>●罹災証明書の交付について研修・訓練の実施</li> <li>●町田消防署と連携した被害状況調査体制の充実及び、協定締結や事前協議等を実施する等、罹災証明書の交付に係る連携体制の確立</li> </ul>	財務部	継続
支 援 体 制	他自治体・民間団体等からの支援体制の確保 [都・市]	<p>他自治体や建築関係団体等からの支援体制を中心として、罹災証明書交付に係る支援要員・応急危険度判定員等を早期に確保するための体制の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●協定の締結</li> <li>●受け入れ時の案内方法及び受け入れ体制の整備</li> <li>●備品等の検討</li> </ul>	防災安全部 財務部 都市づくり部	短期

## 第2 住宅供給・補修・解体対策の環境整備

### 1 基本方針

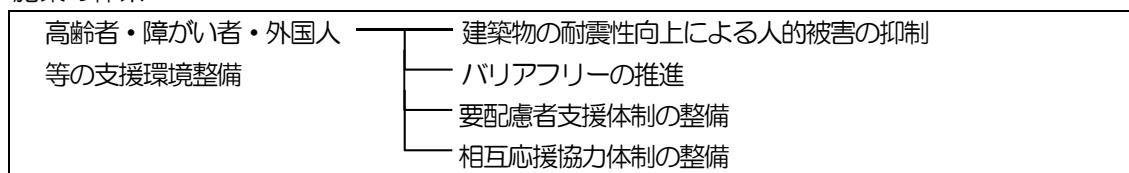
- 災害時の大量の住宅供給・補修・解体に対応する
- 避難施設生活早期解消、仮設住宅等の効率的な供給を行う

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
住宅供給計画	大規模災害時想定住宅供給促進計画の策定 [市]	大規模災害時に想定される住宅必要量に基づき、「災害時住宅供給促進計画」を策定する。	都市づくり部	短期
	オープンスペース台帳の作成 [市]	オープンスペースの台帳を作成し、大規模災害時における迅速な住宅建設候補地を検討する。 ●公園、公有地、その他生産緑地をはじめとする民間未利用地等	防災安全部 都市づくり部 財務部	短期
	応急仮設住宅供与等体制の構築 [市]	民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅なども含め、応急仮設住宅の早期確保について検討する。	都市づくり部	継続
	応急仮設住宅の防火対策の推進 [市]	応急仮設住宅の建設に係る関係団体に対し、仮設住宅の防火対策を推進するよう要請する。	都市づくり部	継続
応援体制	都、他市区町村、関係団体・事業者等との協力体制の整備 [市]	大規模地震時の大量の住宅供給・補修・解体事案に対応するため、官民それぞれのルートについて、広域的な応援協力体制を整備する。 ●協定の締結 ●住宅建設・補修用建材、建設関係技術者等のあつ旋、調達実施体制の検討	都市づくり部	短期

## 第11節 要配慮者等支援体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 1 基本方針

- 高齢者や障がい者・乳幼児・外国人・病弱者等の救援体制を強化する
- ノーマライゼーションの理念に基づき防災対策を推進する
- 要配慮者向け救援サービス実施に向け、関係団体等と積極的に協力する

### 2 計画内容

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
耐震性向上	社会福祉施設等の耐震性の確保 [国・都・市]	要配慮者が利用する市社会福祉施設の耐震診断・耐震補強、電源の確保や備蓄、その他必要な設備の整備を促進する。また、民間施設についても、同様の措置を講ずるよう推進する。	地域福祉部 いきいき生活部 保健所 防災安全部 子ども生活部	中期
	要配慮者居住住宅の耐震補強等支援 [市]	高齢者世帯、障がい者世帯を対象とした、住宅の耐震化等の支援を行う。 ●耐震診断・耐震補強工事等のあっ旋 ●サービス給付、屋内家具の固定化サービス措置等	地域福祉部 いきいき生活部 都市づくり部	中期
バリアフリー	福祉まちづくりの推進 [市]	高齢者や身体障がい者等多様な利用形態に対応した基盤整備を推進し、災害時の安全性と利便性の強化を図る。 ●福祉のまちづくり総合推進条例等に基づく公共施設の整備推進 ●民間事業等の整備の誘導 ●誘導ブロック、歩道の整備、段差の解消 ●案内板の多言語化・ピクトグラムの表記 ●点字等による案内板の設置	都市づくり部 道路部 地域福祉部 いきいき生活部 各施設所管部	中期
支援体制	要配慮者を念頭においた施策・計画の検討 [市・消防署]	防災に関する環境整備・対策等のあらゆる施策を行う上で、要配慮者に配慮した計画を策定する。 ●要配慮者支援の全体計画の推進と個別支援計画の作成促進 ●要配慮者用の二次避難施設の確保 ●手話通訳者や要約筆記者等の福祉ボランティアの確保 ●地域が一体となった協力体制づくりの推進 ●職員を対象とした要配慮者研修の推進	各部	継続

## 第2章 災害予防計画

### 第11節 要配慮者等支援体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子利用者など、介助・介護を必要とする人の避難など安全確保対策の検討</li> <li>●避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達方法の検討</li> <li>●要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成</li> <li>●ヘルプマークやヘルプカードの活用促進</li> </ul>		
避難行動要支援者の把握 [市]	<p>災害時における避難誘導及びその他支援を効率的・効果的に行うために、避難行動要支援者を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者のいる家庭では事前にできるだけ住民組織等に情報提供するよう呼びかける。</li> <li>●避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援者」）への名簿情報の提供を検討する。避難支援者と情報提供内容は以下のとおり。</li> </ul> <p><b>【避難行動要支援者名簿の提供先】</b> 消防署、警察署、社会福祉協議会、民生・児童委員、提供を希望する地区社会福祉協議会、提供を希望する町内会・自治会・自主防災組織等</p> <p><b>【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲(対象者)】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>ア 身体障害者手帳1級及び2級の者 イ 愛の手帳1度及び2度の者（東京都） ウ 介護保険要介護認定要介護度3から5の者</p> </div> <p><b>【避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及び入手方法】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>«個人情報の種類» 氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他連絡先、世帯状況、避難支援等を必要とする事由、福祉施設利用情報</p> <p>«個人情報の収集元»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 住民基本台帳情報</li> <li>• 障がい者手帳交付情報</li> <li>• 介護保険認定情報</li> <li>• 介護保険サービス等利用情報</li> <li>• その他、避難行動要支援者の状況把握に必要な情報</li> </ul> <p>«入手方法» 市・各部が保有する情報を集約して名簿化する。</p> </div>	地域福祉部 いきいき生活部 保健所	短期

	<p><b>【名簿の共有】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の名簿の実用性を高めるため、市各部や関係機関、民生・児童委員、協定を締結した自主防災組織等と事前に共有しておくものとする。</li> <li>・災害時には、全ての避難支援者へと名簿が行き渡るよう、仕組みを構築していく。</li> <li>・避難行動要支援者の生命等の安全その他に資する場合、災害時の市内部においては目的外にも利用できることとする。</li> <li>・その他、名簿の提供先、配置等について検討を図っていくものとする。</li> <li>・名簿情報の行政機関外への提供に関する事項は、個人情報審議会による承認を経るものとする。(2019年度時点で登録済)</li> </ul> <p><b>【名簿の更新】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、上記個人情報を1年ごとに集約して避難行動要支援者名簿を更新する。</li> <li>・更新した名簿は、共有する関係機関等に新たに提供するものとする。</li> </ul> <p><b>【名簿情報の漏洩防止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係機関共有方式」を採用するため、平常時の名簿提供先は、関係機関（消防署、警察署、民生・児童委員、協定締結した自主防災組織等）に限るものとし、その他の避難支援者へは、災害時のみ提供するものとする。</li> <li>・名簿を共有する関係機関は、提供された個人情報を目的外に利用しないことに留意するほか、情報漏えいの防止及び秘密保持について徹底する。</li> </ul>		
地域ぐるみの支援体制づくり [市]	<p>市民（自主防災組織）や民生委員、ボランティア組織等と連携し、要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者在宅サービスセンターとの連携</li> <li>●福祉施設と自主防災組織、周辺地域の事業所等の協定締結の推進</li> <li>●声かけ・見守り活動等地域の活動の推進</li> <li>●防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会の実施</li> <li>●避難行動要支援者一人ひとりに対する「個別支援計画」の作成の支援</li> <li>●要配慮者向け防災パンフレットの作成</li> <li>●避難施設運営訓練や防災訓練等への要配慮者・避難行動要支援者と家族の参加に対する支援</li> </ul>	地域福祉部 いきいき生活部 保健所 防災安全部	短期

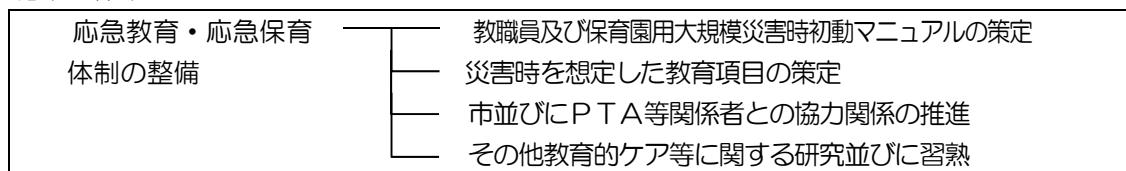
## 第2章 災害予防計画

### 第11節 要配慮者等支援体制の整備

	外国人支援策の推進 [市]	災害時における外国人の安全の確保を図るために、防災知識の普及・啓発等に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●多国語防災パンフレットの作成、配布</li> <li>●「やさしい日本語」を活用した、外国人を対象とする防災教室等の実施</li> <li>●避難カードの配布</li> <li>●避難施設における多言語標記、やさしい日本語、ピクトグラム等の整備を推進する。</li> <li>●災害時語学ボランティア登録の普及啓発</li> <li>●住民登録窓口等で、都から配布された在住外国人向け防災啓発資料を参考に、地震についての説明や、日頃からの備え、避難施設情報、緊急連絡先等、防災知識の普及を図る。</li> </ul>	防災安全部 文化スポーツ振興部	継続
	要配慮者優先ルールの周知 [市]	災害発生直後、避難施設生活等における要配慮者優先ルールについて、市民への周知徹底を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●マニュアル、ハンドブック等の作成</li> </ul>	地域福祉部 いきいき生活部 保健所 防災安全部	短期
相互応援	他市区町村との相互応援協力体制の整備 [市]	他市区町村と連携した、要配慮者ケアのための人員・資機材・救援物資等の確保体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●相互応援協定締結、実施手順の策定</li> <li>●要配慮者専用二次避難施設の受入検討</li> </ul>	地域福祉部 いきいき生活部 保健所 防災安全部	短期
	要配慮者支援協定の締結促進 [市]	要配慮者の支援・受入等について自主防災組織等との協定締結を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会等との支援協定</li> <li>●障がい者団体等との連携体制の確保</li> </ul>	地域福祉部 いきいき生活部 防災安全部	短期

## 第12節 応急教育・応急保育体制の整備

### ◆ 施策の体系



### 1 基本方針

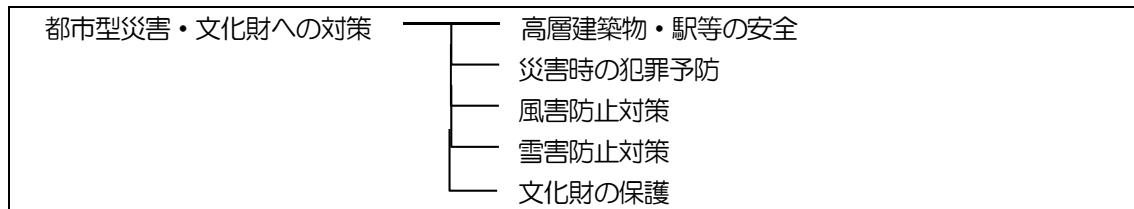
- 教職員の避難施設開設・運営への協力を要請する
- 被災した多数の乳幼児・児童・生徒に対し適切にケアする
- 避難施設運営への協力と学校運営とを両立する

### 2 計画内容

施 策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
マ ニ ュ ア ル	大規模災害発生時における教職員及び保育士等の初動マニュアルの策定 [市]	大規模災害発生を想定した教職員及び保育士等の初動マニュアルを策定する。 ●教職員及び保育士等の連絡体制 ●教職員及び保育士等の待機及び出勤 ●学校の避難施設開設及び運営 ●避難と学校・保育施設等の運営 ●被害状況の把握	学校教育部 子ども生活部	短期
応 急 教 育	応急教育計画の策定 [市]	大規模災害発時における応急教育内容を検討する。 ●安全確保、避難、連絡、生活（避難施設）のしかた等の指導 ●正しい備えと災害時の適切な行動力の確保 ●教科書がない場合の教育実施方法の検討	学校教育部	短期
応 急 保 育	応急保育計画の検討 [市]	大規模災害発時における応急保育内容を検討する。 ●安全確保、避難、連絡体制 ●正しい備えと災害時の適切な行動力の確保 ●職員の確保等応急保育実施方法の検討	子ども生活部	短期
協 力 計 画	PTA等関係者との協力関係の推進 [市]	PTA等関係者との協力関係を推進する。 ●学校の対策本部の設置 ●市対策本部と学校の対策本部との連携 ●学校とPTA及び地域との連携 ●被災者への援助、協力体制 ●避難施設の開設・運営	学校教育部	短期

## 第13節 その他各種災害別対策

### ◆施策の体系



### 1 基本方針

- 市街地の高層建築化や戸間の人口の増加による災害時の混乱を防止する
- 都市化の進展による風害や雪害への脆弱性をカバーする

### 2 計画内容

施 策	計 画 名 [計画主体]	計 画 内 容	担当部署	期間
高 層 建 築 物 ・ 駅 等 の 安 全	高層建築物の安全対策 [都・各施設管理者・消防署]	<p>地震時の避難や消防活動の困難を想定し、査察の強化、安全措置の徹底化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●防災計画の作成</li><li>●家具・調度品の不燃化、都市ガスの器具・配管等の維持管理徹底</li><li>●中間階の一時避難場所の確保</li><li>●ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用スペースの設置</li><li>●非常電源の確保</li><li>●ガラス等落下物の防止対策の推進</li><li>●エレベーターの閉じこめ防止対策の推進</li><li>●市施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置</li><li>●復旧時における「1ビル1台」の原則ルールの普及</li><li>●高層難民の発生防止のため、エレベーターや給水ポンプのための電源確保の促進</li><li>●エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築</li><li>●長周期地震動発生時の避難対策の検討（避難経路における手すりの設置等）</li><li>●長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進</li><li>●高層建築物における制震装置（制振ダンパー等）の設置推進</li><li>●建築主及び建築士や建設業の団体等に対し、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などについて情報提供</li></ul>	防災安全部 都市づくり部	継続

	<p>駅周辺の混乱防止対策（帰宅困難者対策）</p> <p>〔都・市・各鉄道会社・警察署・消防署・各一時滞在施設〕</p> <p>駅及びその周辺地区において、多数の帰宅困難者が滞留し、混乱が生ずる事態に備え、以下に示す視点から、各主体が連携しつつ適切な事前対策を講ずる。</p> <p>○市・警察・消防○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町田駅周辺帰宅困難者対策協議会の実施</li> <li>●「町田駅周辺地域エリア防災計画」に基づく取組の推進</li> <li>●鉄道事業者等と駅等の混乱防止に関する協定の締結等による連携・協力体制の確立</li> <li>●拡声器、メガホン等の避難誘導資機材整備</li> <li>●帰宅困難者のための一時滞在施設の確保と一時滞在施設の情報通信基盤の強化及び自家発電設備の整備と燃料の確保</li> <li>●一時滞在施設の開設・運営訓練の実施</li> <li>●一時滞在施設案内マップの改善</li> <li>●市民、企業、学校等に対する以下の普及啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組</li> <li>・一斉帰宅抑制の基本方針</li> <li>・帰宅困難者の行動心得 10か条や行動ルール等</li> <li>・物資の備蓄</li> <li>・備品等の固定、安全化</li> </ul> </li> </ul> <p>○各鉄道会社○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●駅構内における利用者の安全確保及び保護の実施</li> <li>●駅周辺における滞留者の誘導に関する市との連携体制の強化</li> <li>●東京都震災対策条例第 11 条に基づく、防災計画策定推進</li> <li>●従業員に対する訓練の実施、地震後の対策の策定</li> </ul> <p>○駅周辺集客施設・事業所等○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模集客施設における利用客の安全確保及び保護の実施</li> <li>●従業員・利用客の保護を含めた一時受入れの要請</li> <li>●駅周辺における一時滞在施設確保への協力</li> <li>●一時滞在施設の運営に係る要員の確保</li> <li>●鉄道の運行状況や安否に関する情報提供の充実</li> </ul> <p>○その他関係機関・駅周辺地域組織○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●駅周辺での帰宅困難者対策の主旨を踏まえた連携体制の構築</li> <li>●一時滞在施設への避難誘導等への協力体制構築</li> </ul>	<p>防災安全部 市民部 財務部 文化スポーツ振興部 生涯学習部 経済観光部 保健所 子ども生活部</p>	継続
--	--	---	----

## 第2章 災害予防計画

### 第13節 その他各種災害別対策

災 害 時 の 犯 罪 予 防	災害時の犯罪予防 〔警察署〕	災害時に多発する空き巣などの被害や、義援金詐欺等の犯罪を防止する。 ●地域の防犯ボランティア団体の防犯活動の支援 ●地域安全運動の推進 ●停電時でも機能する防犯設備の普及	防災安全部	継続
風 害 対 策	電気施設の風害防止対策 〔東京電力グループ〕	風による被害の未然防止、早期発見に努め、電気の機能維持を図る。 ●建築基準法、電気設備に関する技術基準等の徹底	防災安全部	継続
	電話施設の風害防止対策 〔NTT〕	風害による迅速な電気通信設備の復旧体制を整備し、通信の疎通維持を図る。	防災安全部	継続
	立木・街路樹の風害防止対策 〔国・都・市〕	強風による倒木、幹折れ、傾き、電線の切断、その他破壊等を防止する措置を講ずる。 ●枝おろし、支柱等の手入れ等	道路部 各施設所管部	継続
	農作物の風害防止対策 〔市・農協・各生産者〕	強風による作物被害を防止するため、農業協同組合等を通じて予防対策を指導する。 ●防風林、防風垣、防風網等の設置等	経済観光部	継続
雪 害 対 策	雪害対策の推進 〔都・市・各協定団体〕	雪害対策の実施マニュアル及び必要物品等を、市各部にて整備する。また、必要に応じマニュアル内容を関係機関・企業等と事前共有し、連携を図る。 ●「雪害対策マニュアル」の改善 ●除雪用スコップ、凍結防止剤、その他物品の配備 ●関係機関との連携体制構築 ●大雪時の行動について市民・事業者等へ注意喚起	防災安全部 各施設所管部 各部	継続
	道路の雪害対策 〔国・都・市〕	道路管理者、関係機関・団体と協力し、積雪時の通行障害の防止を図る。 ●職員の動員・実施手順の検討 ●道路除雪用物品・機材等の配備充実	道路部	継続
	消防水利の確保 〔都・市〕	降雪時には、消防水利を確保するため取水口の除雪点検を行う。	防災安全部	継続
	電気施設の雪害防止対策 〔東京電力グループ〕	氷雪の付着、樹木の傾斜・倒壊等による電線の切断、支持物の破損を防止する。 ●施設設置箇所の地形、施工法の検討 ●樹木の伐採、倒壊危険工作物の接近回避	防災安全部	継続
	電話施設の雪害防止対策 〔NTT〕	風害防止対策に準じ、通信線路設備、局内設備の対策を実施する。 ●可搬型無線機の配備等	防災安全部	継続

文化財	<p>文化財の保護対策 [都・市・消防署・各管理者・各所有者]</p> <p>重要な建造物等に対する有効な災害防止措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政令に基づく消防用設備の設置促進</li> <li>●文化財防火デー(1/26)の査察指導</li> <li>●消防演習の実施、広報の推進</li> <li>●展示ケースや固定具等の免震化</li> <li>●美術品等の安全な保管方法の検討</li> <li>●文化財防災点検表の作成</li> </ul>	<p>生涯学習部</p>	<p>継続</p>
<p>&lt;点検内容（主要項目）&gt;</p> <p>① 文化財周辺の整備・点検</p> <p>　ア 文化財周辺の定期的な見回り・点検</p> <p>　イ 文化財周辺環境の整理・整頓</p> <p>② 防災体制の整備</p> <p>　ア 防災計画の作成</p> <p>　イ 巡視規則や要項の作成等</p> <p>③ 防災知識の啓発</p> <p>　ア 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加</p> <p>　イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ</p> <p>④ 防災訓練の実施</p> <p>⑤ 防災設備の整備と点検</p> <p>　概観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備</p> <p>⑥ 緊急時の体制整備</p> <p>　消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。</p>			
被災者支援	<p>迅速な被災者支援のための対策 [市]</p> <p>中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成のため体制整備に努める。</p>	<p>政策経営部 総務部 財務部 防災安全部 市民部 地域福祉部 いきいき生活部 子ども生活部 都市づくり部 各部</p>	



## 第3章 地震災害応急対策

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 災害情報の収集・整理及び報告
- 第3節 災害救助法の適用
- 第4節 災害時の広報
- 第5節 相互協力・応援要請
- 第6節 消防・救助・救急活動
- 第7節 災害時の医療救護・保健
- 第8節 危険物等対策
- 第9節 災害時の警備対策
- 第10節 土砂災害警戒区域等対策
- 第11節 帰宅困難者対策
- 第12節 避難対策
- 第13節 要配慮者対策
- 第14節 外国人支援対策
- 第15節 緊急輸送対策
- 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策
- 第17節 遺体の収容・火葬等
- 第18節 生活救援対策
- 第19節 災害時の環境・衛生対策
- 第20節 災害時の建物対策
- 第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護
- 第22節 被災地等支援体制の確立

本章は、地震災害に対して、市及び関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本的事項を定めたものである。

各対策項目は、大規模地震が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

初動活動期：災害発生日～2・3日程度

応急活動期：災害発生2・3日後～1・2週間程度

復旧活動期：災害発生1・2週間～1ヶ月程度



## 第1節 応急活動体制の確立

概要	市は、市民の生命、身体及び財産の確保を図るため、適切な救援救護を実施する責務がある。本節は、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外においても迅速に指揮命令系統の確立を図るため、「職員の参集・配備」「災害対策本部の設置」「動員・配置」の手順等、応急活動体制に関する措置を定めたものである。
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
応急活動体制の確立	第1 職員の参集・配備	●			災害統括班、該当班
	第2 災害対策本部設置	●	●	●	災害統括班、広報広聴班、該当班
	第3 災害対策本部の組織・運営	●	●	●	各対策部各班
	第4 防災関係機関の活動体制	●	●	●	各防災関係機関
	第5 公共空間の使用調整		●	●	災害統括班
	第6 緊急時の支払対応	●	●		各対策部各班

## 応急活動体制の確立

### 第1 職員の参集・配備（災害統括班、該当班）

#### 1 職員の配備態勢及び本部の設置基準

地震が発生した場合における、職員の配備態勢及び本部の設置基準は次による。

##### ■地震災害時における職員の参集・配備基準

本部	配備態勢	市域の震度 (自動参集基準)	想定される被害等	主な活動	配備する職員 (自動参集職員)
警戒本部  (災害対策本部)	警戒態勢	● 震度4		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内状況の情報収集</li> <li>● 関係機関との情報連絡</li> <li>● 市民等からの通報に基づく現地確認及び対応処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災安全部（職員の1/3以上）</li> <li>● 消防団（消防団長の判断により、必要に応じて自宅待機）</li> </ul>
	震災第1配備態勢	● 震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物被害（壁や柱の損壊等）が生じることがある。</li> <li>● 負傷者（軽症）が発生することがある。</li> <li>● 不安に駆られた住民が避難を開始する場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の活動に加えて</li> <li>● 震度情報や今後の余震情報など、気象庁の発表する情報にもとづく注意の呼びかけ（必要に応じて）</li> <li>● 被災者への支援</li> <li>● 被災建物の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の職員に加えて</li> <li>● 各課及び事務所ごとに 管理職を除く2名</li> <li>● 防災安全部 全員</li> <li>● 職員課 4名</li> <li>● 総務課 4名</li> <li>● 市有財産活用課 車両管理係を除く 5名</li> <li>● 車両管理係 50%</li> <li>● 災害対策本部指定職員 全員</li> <li>● 管理職 全員</li> <li>● 被害の状況等に応じて、必要な職員を招集する。</li> </ul>
災害対策本部	震災第2配備態勢	● 震度5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加えて</li> <li>● 耐震性の低い建物が傾く等の被害が生じる可能性がある。</li> <li>● 補強されていないブロック塀の倒壊やガラスの飛散等により負傷者が発生する可能性がある。</li> <li>● 水道及びガス施設の停止等が生じることがある。</li> <li>● 必要に応じて、一部地域の住民等に対し、避難勧告等を行う必要が生じることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の活動に加えて</li> <li>● 避難勧告等</li> <li>● 施設の応急点検と被災施設の応急復旧</li> <li>● 道路啓開の必要性の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各課及び各事務所の50%</li> <li>● 被害の状況等に応じて、必要な職員を招集する。</li> </ul>
	震災第3配備態勢	● 震度6弱以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加えて</li> <li>● 市全域での被害（建物の倒壊及び人的被害、ライフライン被害）や、道路被害等が発生する可能性がある。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性の低い建物の倒壊</li> <li>・ガス、水道施設の被害</li> <li>・一部区域の停電等</li> </ul> </li> <li>● 斜面の崩壊等が発生することがある。</li> <li>● 火災、電気被害、ガス管被害による災害が発生することがある。</li> <li>● 全庁的な災害対策活動が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急対策の全ての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての職員</li> <li>※ 避難施設指定職員及び市民センター指定職員は、あらかじめ定めた職場に参集する。</li> </ul>

## 2 職員の動員

### (1) 招集及び配備態勢

#### ① 勤務時間内における態勢

市域内において、勤務時間内に震度4以上の地震が発生した場合には、観測された震度及び職員の配備態勢について、庁内放送等を通じて連絡・指示する。

震度5弱以上の地震が発生した場合、各部長は、その時点での職員の配置状況を遅滞なく、防災安全部へ報告する。

※ 震度4の地震の場合は、原則として防災安全部で対応するが、被害状況に応じて必要な職員を招集する。

#### ② 勤務時間外（休日、夜間等）における態勢

##### ア 職員の自動参集

勤務時間外において、震度4以上の地震が発生した場合には、自動参集職員は、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

自動参集職員は、参集途中及び職場の被害状況について、各職場内でとりまとめ、各部事務局から情報統括班に報告する。

各所属長は、被害状況に応じて、災害対応が実施できるよう職員を招集する。

このとき、参集職員は、次の事項をふまえて行動する。

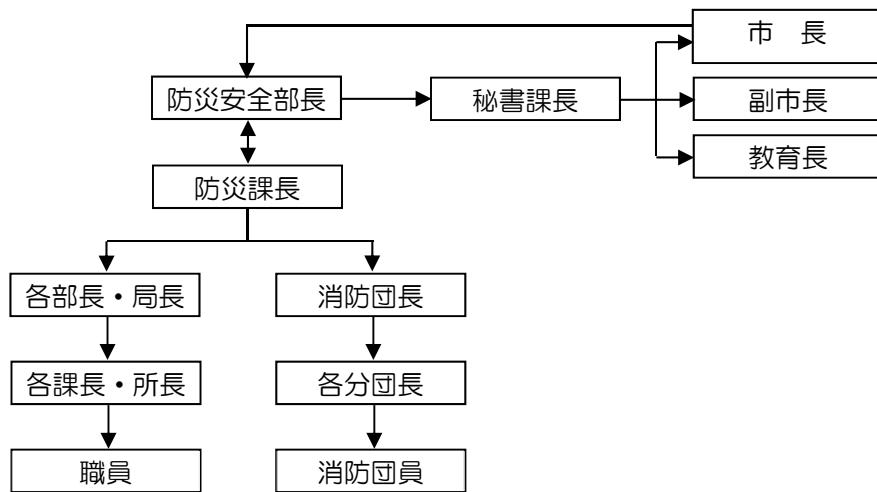
- 服装は、作業等に適する服装とする。
- 特に指示がなくとも、次の備品、食料等を携行する。
  - 食料（最低3食分を携行する）
  - 飲料水（ペットボトル又は水筒に入れて携行する）
  - ラジオ
  - 懐中電灯 等
- 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の収集に努める。参集後は、収集した情報を直ちに参集場所の責任者に報告する。

##### イ 勤務時間外の連絡

- 市内に居住する自動参集職員は、市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の震度情報により、自主的に参集する。
- 市外に居住する自動参集職員は、テレビ・ラジオ等による市域の震度を確認し、自主的に参集する。
- その他勤務時間外における職員の情報連絡系統は、次のとおりとする。

### 第3章 地震災害応急対策 第1節 応急活動体制の確立

#### ＜勤務時間外における町田市職員連絡系統＞



#### ウ 職員の参集状況の報告

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置された場合には、各対策部長は、「参集記録簿」（資料編参照）に職員の参集状況を記録し、その累計を各対策部事務局を通じて、情報統括班に報告する。

##### 【参集記録簿への記載事項】

- 参集者の氏名
- 所属部署
- 参集場所（所属職場もしくは出先施設等）
- 本来の参集場所（本来の参集場所に参集できなかった職員）

情報統括班は、各対策部から受け取った参集状況について、とりまとめ、災害統括班に報告する。

なお、参集状況の報告時期は、本部長が指示した場合を除き、概ね発災から6時間が経過するまでは1時間ごととし、以後の報告については、本部長の指示に基づいて行う。

※ 各対策部長は、職員参集状況の報告にあわせて、参集途上で職員が収集した被害情報等についても報告する。（第2節第4）

(2) 参集の区分

各対策部長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

■職員の参集場所

参集区分	参集職員	配備態勢
① 本部参集職員 (警戒本部、又は災害対策本部に参集)	ア 災害対策本部の本部員、本部連絡員となる職員	災害対策本部の設置
	イ 災害統括班、災害統括応援班及び災害対策本部指定職員	震災第1配備態勢
② 所属職場参集職員 (勤務場所へ参集)	ア 所属職場において災害対策活動を実施する職員 ・各対策部が行う災害対策活動を指揮するための職員 ・各対策部において業務の遂行上必要な職員 ・各対策部の事務局担当職員	震災第1配備態勢以上 必要に応じて
③ 指定職員 (あらかじめ指定された場所へ参集)	ア 避難施設対策要員として指名された職員 (避難施設指定職員) イ 勤務時間外に市民センターに参集するよう指名された職員(市民センター指定職員)	原則として、 震災第3配備態勢以上

(3) 勤務時間外において所定の場所に参集できない職員の対処

あらかじめ指定された配置場所に参集することができない職員は、次のように対処する。

■所定の場所に参集できない場合の職員の措置

状況	対処
○ 災害の状況(道路閉塞や鉄道、バスの運休等)により、所定の参集場所への参集ができない場合	最寄りの町田市の施設に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害対策に従事する。
○ 災害の状況(道路閉塞や鉄道、バスの運休等)もしくは本人又は家族の負傷等、その他やむを得ない事情により、いずれの施設にも参集できない場合	なんらかの手段を以って、その旨を所属長若しくは最寄りの町田市の施設へ連絡する。

### 3 職員の配置及び職務の代行

#### (1) 職員の配置

各対策部長は、町田市災害対策本部所掌事務に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行う。なお、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、各対策部長は、各班長を通じて職員を招集し、配置する。

##### 【職員配置を行うまでの配慮事項】

- 災害に対処できる配置であること。
- 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務及び交代時期などの措置が考慮されていること。
- 高次の非常配備態勢に移行できる措置であること。
- 必要に応じて、他部への応援の要請、派遣を行うこと。

また、災害統括部長（不在のときは災害統括班長）は、勤務場所以外に登庁した職員や、他の対策部職員に対し、必要に応じて、次の指示を行う。

- 所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じて、本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示する。
- 各対策部からの応援要請、又は職員の参集状況等から必要と認めるときは、各対策部長と協議の上、各対策部または各個の職員に対し応援体制を指示する。
- 統括責任者（対策部長、班長等）の不在により、対策部の職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示ができる。ただし、統括責任者が登庁したときは、直ちにその後の職務遂行等について協議する。
- 指定職員の指定場所への配置を指示する。

#### (2) 職務の代行

次の職員が不在のときは、次の順位で職務を代行するものとする。

##### ① 災害統括部長（防災安全部長）

　　災害統括班長（防災課長）

##### ② 対策部長・対策副部長

　　最初に登庁した班長

　　最初に登庁した班長は、「情報統括班」に対策部長が不在である旨を報告し、災害統括部長の指示を仰ぐ。この場合、災害統括部長は、任意の職員をその部の臨時統括者として指定する。臨時統括者に指定された職員は、正規の職を有する者が登庁したとき、直ちにそれまでにとった処置を報告して、その職務を引き継ぐものとする。

## 第2 災害対策本部等の設置（災害統括班、広報広聴班、該当班）

### 1 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部の設置等

##### ① 災害対策本部の設置基準

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策が必要と認めたときは、町田市災害対策本部（以下、「本部」という）を設置する。本部の設置基準は次による。

##### 【本部の設置基準】

###### 【地震の場合】

- 1 震度5強以上の地震が発生したとき
- 2 その他、被害状況により、本部を設置し総合的応急対策を行う必要があると認めたとき

##### ② 災害対策本部長

災害対策本部長（以下、「本部長」という）は、市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長又は防災安全部長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

###### 【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

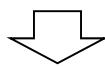
- |                       |
|-----------------------|
| 第1順位： 副市長（防災安全担当）     |
| 第2順位： 副市長             |
| 第3順位： 防災安全部長、又はその他の部長 |

##### ③ 災害対策本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下、「部長等」という）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

###### 【部長等による本部設置の要請手続き】

- |  |
|--|
| ○ 「部長等」は、本部を設置する必要があると認めたときは、防災安全部長を通じて、市長に本部の設置を要請する。 |
|--|



- |  |
|--|
| ○ 防災安全部長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。 |
|--|

※ 部長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあっては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

(2) 本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所を設置場所とする。また、町田市庁舎が被災した場合は、市施設等の被害状況に応じて、次のように対応する。

【災害対策本部の設置場所】

拠点名	設置場所
災害対策本部	町田市庁舎3階とする。
	<p>【町田市庁舎が被災した場合の対応】</p> <p>① 本部等の代替施設（サン町田旭体育館）では、建物の被害状況を確認し、利用の可否について災害統括班に報告する。</p> <p>② 市施設の被災状況に応じて、以下の順に本部の設置場所とする。</p> <p>ア サン町田旭体育館</p> <p>イ その他の市施設</p> <p>③ 町田市庁舎内の各対策部における他施設への配置については、本部より指示する。</p>

(3) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

災害統括班は、本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

本部の標識等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部を設置する施設（町田市庁舎もしくは代替施設）の正面玄関及びその他の適切な場所に「町田市災害対策本部」の標識板等を掲示する。</li> </ul>
本部の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部開設のため相当スペースの部屋を確保する。</li> <li>○ 各対策部連絡員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する。</li> </ul>
本部開設に必要な資機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パソコン、プロジェクター、ディスプレイ、被害状況図板、ホワイトボード等の設置</li> <li>○ 住宅地図等その他地図類の確保</li> <li>○ 携帯ラジオ、テレビの確保</li> <li>○ コピー機等の複写装置の確保</li> <li>○ ビデオ、テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保</li> <li>○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）</li> <li>○ 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保</li> <li>○ 被害状況連絡票その他の書式類の確保</li> <li>○ 懐中電灯その他必要資器材の確保</li> </ul>
通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災行政無線（移動系）</li> <li>○ 携帯電話 ○ 衛星携帯電話 ○ 臨時電話 ○ ファクシミリ</li> </ul> <p>※ 第2節第1「情報連絡体制の確立」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。</p>
自家発電設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 停電に備え自家発電設備の点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。</li> </ul>
腕章の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部長、副本部長、現地本部長、本部員、班長、本部連絡員及び班員が災害応急活動に従事するとき着用する腕章を確保する。</li> </ul>

(4) 本部の廃止

本部長は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部の廃止を決定する。

なお、災害対策本部廃止後も、継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行う。

(5) 本部の設置又は廃止についての通知

本部を設置または廃止した場合、防災安全部長は、直ちに次に揚げるもののうち必要と認めたものについて、電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

【本部設置又は廃止の報告・通知・公表先】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市庁舎内各対策部	防災課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
市民センター その他市出先機関	各施設を所管する担当課長	市防災行政無線、ファクシミリ・電話・口頭その他迅速な方法
町田消防署長 消防団長 町田警察署長 南大沢警察署長 都知事 近隣市長 市防災会議委員 都の機関 指定地方行政機関 指定地方公共機関 公共機関 公共的団体 防災上重要な施設の管理者	防災課長	都防災行政無線 市防災行政無線 ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
協定締結先		ファクシミリ・電話・口頭または文書
報道機関	広報課長 (広報広聴班)	ファクシミリ・電話・口頭または文書
市民		市防災行政無線・広報車・報道機関・口頭・その他迅速な方法

※ 資料編 機関別指定電話及び連絡責任者一覧

## 2 現地災害対策本部の設置

### (1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置する。

- 被害が局所的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき
- 土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の勧告または指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき

### (2) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

拠点名	設置場所
現地災害対策本部	災害現地近くの公共施設及び空地

### (3) 現地災害対策本部の組織及び事務分担

現地災害対策本部の組織及び事務分担は、次ページの表（現地災害対策本部の組織及び事務分担）を基準とする。

なお、本部長は、現地災害対策本部長の指名にあたって、次の権限を委譲する。

委譲権限	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現地災害対策本部所管地域の避難の勧告及び指示、警戒区域の設定</li><li>● 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担</li></ul>
------	--

### (4) 人員の配置

現地災害対策本部長は、災害対策本部副本部長とする。副本部長が不在等の場合は、本部員から災害対策本部長が指名する。

また、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の組織的行動を可能とする為、現地災害対策本部の組織及び事務分担表を参考に人員を配置し、各班の構成員の中に班長となる管理職員の配置を行う。

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

■現地災害対策本部の組織及び事務分担

	構成員となる職員	事務分担
現地災害対策本部長	副本部長、本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地災害対策本部配備職員の指揮、監督</li> </ul>
現地災害対策副本部長	本部員 (1~2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地災害対策本部長の補佐</li> <li>● 現地災害対策本部長の不在若しくは事故のときの代理</li> </ul>
現地本部班	災害統括班員 総務対策部員 (5~10名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること</li> <li>● 避難の勧告・指示等現地災害対策本部長指令の伝達に関すること</li> <li>● 町田市庁舎本部及び各対策部との連絡に関すること</li> <li>● 関係機関、自主防災組織、事業所、その他団体との連絡調整に関すること</li> <li>● 資機材、食料の調達等現地災害対策本部の庶務に関すること</li> </ul>
現地情報班	総務対策部員 政策経営対策部員 (5~10名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及びとりまとめに関すること</li> <li>● 避難の勧告・指示等の市民への伝達に関すること</li> <li>● 広報に関すること</li> <li>● 要捜索者名簿の作成に関すること</li> <li>● 災害相談に関すること</li> <li>● その他当該対策部に関すること</li> </ul>
現地救護班	市民対策部員 福祉対策部員 健康対策部員 生涯学習対策部員 病院対策部員 (20~40名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者の誘導及び収容に関すること</li> <li>● ボランティアセンターとの連絡調整に関すること</li> <li>● 応急給水に関すること</li> <li>● 生活救援活動に関すること</li> <li>● 医療救護活動に関すること</li> <li>● 遺体の収容、火葬等に関すること</li> <li>● その他当該対策部に関すること</li> </ul>
現地道路班	都市づくり対策部員 下水道対策部員 道路対策部員 (20~40名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の確保その他土木救援活動に関すること</li> <li>● 災害危険箇所に関するパトロールその他の危険回避のための監視に関すること</li> <li>● その他当該対策部に関すること</li> </ul>
現地消防団	所管地域の消防団員 (所属員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害及び火災の警戒及び防御</li> <li>● 救急及び被災者の救助</li> <li>● 避難者の誘導</li> <li>● 災害情報の収集伝達</li> <li>● その他消防・救助活動に関すること</li> </ul>

### 3 警戒本部の設置

#### (1) 警戒本部の設置

防災安全部長は、震度4または震度5弱の地震が発生したとき、自らを本部長とする警戒本部を設置する。

防災課長は、警戒本部を設置する場合には、消防署、消防団及び警察署に対し、その旨を連絡する。

#### (2) 警戒本部の組織

警戒本部の組織は、次表による。

警戒本部長	副本部長	配備態勢
防災安全部長	防災課長	震度4：警戒態勢 震度5弱：震災第1配備態勢

#### (3) 職員の配備

警戒本部長は、災害対応において配備職員での対応が困難と認められる場合は、必要な所屬長に連絡をとり、必要職員の招集を要請する。

#### (4) 警戒本部の活動

警戒本部長は、配備した要員をもって、情報の収集と連絡、市民等からの通報に基づき、現地確認等の警戒活動等にあたる。また、消防署・消防団と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

#### (5) 災害対策本部への移行

警戒本部長は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合、市長に状況を説明し、設置を要請する。市長は、必要と認めたときは、災害対策本部の設置及び配備態勢を決定する。

#### (6) 本部の廃止

警戒本部長は、次の場合において、警戒本部を廃止し、その旨を各関係部長及び関係機関へ連絡する。

①市域に被害がなく、警戒の必要が無くなったと判断した場合

②災害対策本部が設置された場合

### 第3 災害対策本部の組織・運営（各対策部各班）

本部の組織及び運営は、町田市災害対策本部条例の定めるところに基づいて行う。

#### 1 本部における任務

##### (1) 災害対策本部の任務

###### ① 本部長、副本部長、本部員

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 防災会議、本部会議の議長となること</li><li>○ 避難の勧告・指示、警戒区域の指定を行うこと</li><li>○ 国、自衛隊、都、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと</li><li>○ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li><li>○ 本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督すること</li></ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各対策部間の調整に関すること</li><li>○ 本部長が不在、若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること</li></ul>
災害統括部長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 全ての対策部が実施する災害対策活動を統括すること</li><li>○ 本部長及び副本部長の補佐を行うこと</li><li>○ 災害統括班の職員を指揮監督すること</li></ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各対策部の職員を指揮監督すること</li><li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li><li>○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること</li></ul> <p>※ 本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</p>

###### ② 本部会議、事務局

本部会議	災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は隨時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、災害統括部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。本部会議事務局は、災害統括班長、同班員及び本部連絡員により構成する。なお、本部連絡員は、防災関係機関が派遣する職員とし、防災関係機関相互の密接な連携及び情報交換に努める。

## 2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

町田市防災会議			活動組織		
本部長	副本部長	本部員	対策部	班	
市長	副市長	政策経営部長 経営改革室長 広報担当部長	政策経営対策部	企画班 広報広聴班	
		総務部長 議会事務局長		災害統括応援班 情報統括班 情報システム班	
		財務部長	財務対策部	財政班 調達輸送班 市庁舎管理班 施設管理班 被害調査班	
		市民部長		生活支援班 市民班 市民センター班	
		文化スポーツ振興部長	文化スポーツ振興対策部	避難施設応援班	
		地域福祉部長		福祉班	
		いきいき生活部長 保健所長	健康対策部	救護統括班 保健班 衛生班 高齢者福祉班	
		子ども生活部長		子ども生活班	
		経済観光部長	経済観光対策部	産業班	
		環境資源部長		生活環境班 清掃総務班 資源循環班 清掃収集班	
		道路部長	道路対策部	道路班	
		都市づくり部長		住宅都市復興班 住宅供給班 公園管理班	
		下水道部長	下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班 下水処理場班	
		会計管理者		会計班	
		(教育長) 学校教育部長	学校教育対策部	学校教育班	
		生涯学習部長		生涯学習対策部 避難施設・応急給水応援班	
		市民病院事務部長	病院対策部	病院管理班 病院医療班	
		防災安全部防災課長		災害統括班	
		消防団長	町田市消防団		
		教育長		町田市立小中学校	
			災害統括部長		
			防災安全部長		

※本部員については上記に記載された者のほか、必要があると認めたときは町田市の職員のうちから指名することができる。

### 3 各対策部の班編成及び事務分掌

各対策部の班編成及び事務分掌は、「町田市災害対策本部所掌事務」とおりとし、各班長は責任者として班を統括するとともに、各班員は班長の指示に従い任務を遂行する。各対策部長は、毎年5月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統を作成し、同月末日までに防災課長に提出する。また、配備要員に異動があった場合は、その都度修正し、防災課長に通知する。

なお、災害対策本部が設置されない災害に係る事案についても、「町田市災害対策本部所掌事務」に基づき、各対策部に属する部・局等において対応する。

【町田市災害対策本部 所掌事務】

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
各対策部共通	各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○班内職員の動員及び配備に関すること</li> <li>○所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及びとりまとめに関すること</li> <li>○所管施設の点検及び応急復旧に関すること</li> <li>○来庁者の安全確保に関すること</li> <li>○都への応援要請（各対策部及び班が独立して行う活動内容に関する応援要請）に関すること</li> <li>○各対策活動の財務及び庶務に関すること</li> <li>○専門的支援団体（ボランティア等）の受入れと関係業者との連絡調整に関すること</li> <li>○所掌事項に係る災害復興対策に関すること</li> <li>○災害救助法に伴う日ごとの記録と整理に関すること</li> </ul>	●		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 災害の程度や対策の進行状況等により、他班の応援が可能な状況にあるときは、積極的に応援活動を行う。</li> <li>※ 各対策活動に必要な資機材の備蓄を行う。</li> </ul>			
災害対策本部付 ◎防災安全部長	<p>【災害統括班】 班 長：防災課長 副班長：市民生活安全課長</p> <p>防災課 市民生活安全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部及び現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること</li> <li>○本部会議の庶務に関すること</li> <li>○配備態勢その他本部長命令の伝達に関すること</li> <li>○総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関すること</li> <li>○避難の勧告、避難の指示及び警戒区域の設定に関すること</li> <li>○気象情報等関連情報の収受及び伝達に関すること</li> <li>○国、自衛隊及び都との連絡調整に関すること</li> <li>○警察署、消防署、消防団等との連絡調整に関すること</li> <li>○ライフライン等防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>○防災行政無線の統制及び活用に関すること</li> <li>○各対策部への情報伝達に関すること</li> <li>○議会との連絡調整に関すること</li> <li>○他の自治体等との相互協力に関すること</li> <li>○他の対策部及び班に属さない事項に係る総合調整に関すること</li> <li>○防災会議の庶務に関すること</li> <li>○防犯に関すること</li> </ul>	●		

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
政策経営対策部  ◎政策経営部長 ○経営改革室長 ○広報担当部長	政策経営対策部事務局  企画政策課	○政策経営対策部が実施する災害対策活動に係る とりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○災害対策本部からの指令に対する具現化の指示 及び調整に關すること ・臨時ヘリポートの開設 ・公園緑地及び生産緑地等の避難広場、がれき・ ごみの仮置場及び応急仮設住宅建設用地等と しての利用に關する調整 ・遺体安置所の選定	●		
	【企画班】  班 長：企画政策課長 副班長：経営改革室課長  企画政策課 経営改革室	○各種支援団体の受入れに關すること ・広域消防応援部隊の受入れ ・自衛隊派遣部隊の受入れ ・他自治体からの災害派遣職員の受入れ	●		
		○専門ボランティア（医療、東京都防災（語学）ボ ランティア及び応急危険度判定員等）の受入れに 關すること	●		
		○災害復興本部に關すること ・復興方針及び復興計画の策定 ・復興対策の総合調整		●	
		○合同慰靈祭の運営に關すること			●
		○広報活動に關すること ・広報車及び広報紙等による広報 ・町田市ホームページによる情報提供	●		
	【広報広聴班】  班 長：広報課長 副班長：広聴課長  広報課 広聴課 秘書課	○報道機関への情報提供（プレスリリース）及び調 整に關すること	●		
		○本部長及び副本部長の秘書業務に關すること	●		
		○代表電話への問い合わせ対応に關すること	●		
		○来庁者から総合案内への問い合わせ対応に關す ること	●		
		○被災者相談窓口の開設及び運営に關すること ・相談員の派遣 ・その他災害相談に關する調整		●	
		○災害視察及び見舞者等への対応に關すること		●	
		○災害支援等への対応に關すること	●		

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
総務対策部  ◎総務部長 ○議会事務局長 ○情報システム担当部長 ○次長（労務担当）	総務対策部事務局  総務課	○総務対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【災害統括応援班】 班 長：総務課長 副班長：法制課長  総務課 法制課	○災害統括班への応援に關すること	●		
	【情報統括班】 班 長：職員課長 副班長：工事品質課長  職員課 市政情報課 工事品質課 議会事務局	○職員の動員及び配備の把握に關すること ○災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理 その他のバックアップ業務に關すること ○各対策部からの情報のとりまとめに關すること ○被害情報の収集に關すること	● ● ● ●		
	【情報システム班】 班 長：情報システム課長  情報システム課	○避難者・負傷者・死亡者等の情報の管理に關すること ○コンピュータシステムの保守及び復旧に關すること		●	
	財務対策部事務局  財政課	○財務対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【財政班】 班 長：財政課長  財政課	○災害対策予算の調整及び編成に關すること ○災害救助法の適用申請及び報告資料の作成に關すること ○復興にむけての財政措置に關すること		● ● ●	
	【調達輸送班】 班 長：契約課長 副班長：監査事務局課長 選挙管理委員会事務局課長  契約課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 市有財産活用課（車両管理係）	○災害対策に係る物資の調達に關すること ○備蓄物資及び調達物資の管理及び輸送に關すること ○応援物資を管理する産業班との調整に關すること ○車両の配車受付と配車指示に關すること ○車両その他輸送手段の確保及び緊急輸送の実施に關すること ・水（水タンク、給水パック）、食料及び生活必需品等の応援物資の輸送 ・遺体及び負傷者の搬送 等	● ● ● ● ●		
	【市庁舎管理班】 班 長：市有財産活用課長  市有財産活用課	○下水道総務・応急給水編成班との連携に關すること ・市民への応急給水 ・災害時給水ステーション（給水拠点）の開設及び運営		●	
	【施設管理班】 班 長：営繕課長  営繕課	○諸室等を災害対応に使用するための調整 ○町田市庁舎の点検及び応急復旧に關すること	● ●		
	【被害調査班】 班 長：市民税課長 副班長：資産税課長 納稅課長  市民税課 資産税課 納稅課	○市有施設等の点検及び応急復旧に關すること ○市有施設等の危険建築物及び危険区域の安全対策に關すること ○応急仮設住宅建設に係る住宅供給班との調整に關すること ○町田市庁舎周辺の災害情報の収集及び連絡に關すること ○ターミナル駅周辺の避難誘導及び混乱防止に關すること ○帰宅困難者対策に關すること ○建物及び宅地の被害調査に關すること ○罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に關すること ○被災者等への税の減免等に關すること	● ● ● ● ● ● ● ● ●		

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
市民対策部  ◎市民部長 ○市民総務課長 ○市民協働推進担当部長	市民対策部事務局  市民総務課	○市民対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○一般のボランティア及びNPOの受入れの協力に關すること	●		
	【生活支援班】 班 長：市民総務課長（兼務） 副班長：市民協働推進課長  市民総務課 市民協働推進課	○集会施設の活用に關すること	●		
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること	●		
		○町内会・自治会組織との連絡調整に關すること	●		
		○くらしの復興に關すること		●	
		○賃占め、売惜しみ行為の自粛の啓発に關すること		●	
		○消費生活に關する相談及び苦情処理に關すること		●	
	【市民班】 班 長：市民課長  市民課	○遺体の収容並びに検視検案所の開設及び運営に關すること ・火葬場の被害状況及び運営状況の調査に關すること	●		
		○死亡届出受理、埋火葬許可及び火葬に關すること		●	
		○身元不明遺骨等の生活環境班への引継ぎに關すること			●
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること	●		
文化スポーツ振興対策部  ◎文化スポーツ振興部長 ○文化振興課長	文化スポーツ振興対策部事務局  文化振興課	○地域の情報拠点としての災害情報の収集及び連絡に關すること	●		
		○消防団分団本部の開設に關すること	●		
	【避難施設応援班】 班 長：文化振興課長（兼務） 副班長：スポーツ振興課長  文化振興課 スポーツ振興課 オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課 国際版画美術館	○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること	●		
		○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
		○国際交流関係団体との連絡調整に關すること	●		
		○所管施設の活用に關すること ・応援隊の受け入れ施設としての活用		●	
		○外国人被災者の対応に關すること ・外国人被災者への情報提供 ・東京都防災（語学）ボランティアの受入れ、市内各所への派遣、及び国際交流団体との連絡調整	●	●	

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
福祉対策部  ◎地域福祉部長 ○福祉総務課長	福祉対策部事務局  福祉総務課	○福祉対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
	【福祉班】  班 長：福祉総務課長(兼務) 副班長：生活援護課長  福祉総務課 指導監査課 生活援護課 障がい福祉課 ひかり療育園	○要配慮者の救援及び避難誘導に關すること	●		
		○二次避難施設（障がい者施設）の統括に關すること	●	●	
		○二次避難施設の開設、運営に關すること	●	●	
		○ボランティアに關すること ・都ボランティアセンター、赤十字及び個人ボランティアとの連携・調整 ・町田市社会福祉協議会へ町田市災害ボランティアセンターの設置・運営の要請 ・町田市災害ボランティアセンターとの連携・調整	●	●	
		○被災者の生活支援に關すること		●	
		○義援金の募集及び受付並びに配分計画の立案及び配布に關すること		●	
		○くらしの復興に關すること		●	●
		○支援金、弔慰金等の支給・貸付に關すること		●	●

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
健康対策部  ◎：いきいき生活部長 ○：保健所長 ○：いきいき総務課長 ○：保健総務課長	健康対策部事務局  いきいき総務課 保健総務課	○健康対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係団体または医療機関との連携及び調整に関すること	●		
	【救護統括班】 班 長：保健総務課長(兼務) 副班長：保険年金課長 健康推進課長  健康推進課 保健総務課 保険年金課	○市災害医療コーディネーターとの連携及び調整に関すること	●		
		○保健医療調整本部の設置及び連絡調整に関すること	●		
		○病院対策部との連絡調整に関すること	●		
		○応急医療救護に関すること	●		
		○救護所の設置及び管理に関すること	●		
		○医療機関等の情報収集に関すること	●		
		○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に関すること	●		
		○専門職の受援に関すること	●		
		○医療救護に関する応援の要請に関すること	●		
		○負傷者等の搬送の調整に関すること	●		
		○毒物を保管する事業所の状況把握に関すること	●		
【保健班】 班 長：保健予防課長  保健予防課	○被災者の健康管理（感染予防、精神保健医療及びエコノミックラス症候群対策等）	●			
		○妊娠婦への対応に関すること	●		
		○要配慮者の特殊医療（人工透析等）の相談・支援に関すること	●		
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●		
		○感染症の予防及び拡大防止、防疫活動に関すること		●	
	○獣医師会、支援ボランティアとの連携調整に関すること  【衛生班】 班 長：生活衛生課長  生活衛生課	●			
		○食品の安全確保に関すること		●	
		○飲料水の安全等環境衛生の確保に関すること		●	
		○避難施設での飼育動物（ペット）対策に関すること		●	
		○被災動物の保護に関すること		●	
【高齢者福祉班】 班 長：いきいき総務課長(兼務) 副班長：高齢者福祉課長 介護保険課長  いきいき総務課 高齢者福祉課 介護保険課	○要配慮者の救援及び避難誘導に関すること  ○二次避難施設の開設及び運営に関すること	●			
		●	●		
		○被災高齢者の生活支援に関すること		●	
	○高齢者福祉団体との連絡調整に関すること  ○福祉班への応援に関すること		●		
			●		
		○福祉班への応援に関すること		●	

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期			
			初動	応急	復興	
子ども生活対策部  ◎子ども生活部長 ○子ども総務課長	子ども生活対策部事務局	○子ども生活対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
	子ども総務課	○保育に係る総合調整に關すること ○乳幼児及び児童の救助救援及び保護に關すること ○各保育施設及び幼稚園等との連絡調整に關すること ○緊急保育に關すること ○乳幼児及び児童に係る相談に關すること ○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○保育の再開に關すること ○応急保育に關すること ○くらしの復興に關すること ○所管施設の点検、維持管理及び活用に關すること ○避難施設の開設及び運営に關すること	●			
	【子ども生活班】 班 長：子ども総務課長(兼務) 副班長：児童青少年課長 保育・幼稚園課長 子育て推進課長	○保育に係る総合調整に關すること ○乳幼児及び児童の救助救援及び保護に關すること ○各保育施設及び幼稚園等との連絡調整に關すること ○緊急保育に關すること ○乳幼児及び児童に係る相談に關すること ○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○保育の再開に關すること ○応急保育に關すること ○くらしの復興に關すること ○所管施設の点検、維持管理及び活用に關すること ○避難施設の開設及び運営に關すること	●			
	子ども総務課 児童青少年課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども家庭支援センター 子ども発達支援課 大地沢青少年センター	○保育に係る総合調整に關すること ○乳幼児及び児童の救助救援及び保護に關すること ○各保育施設及び幼稚園等との連絡調整に關すること ○緊急保育に關すること ○乳幼児及び児童に係る相談に關すること ○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○保育の再開に關すること ○応急保育に關すること ○くらしの復興に關すること ○所管施設の点検、維持管理及び活用に關すること ○避難施設の開設及び運営に關すること		●		
	経済観光対策部  ◎経済観光部長 ○北部・農政担当部長 ○農業委員会事務局長	経済観光対策部事務局 産業政策課	○経済観光対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【産業班】 班 長：産業政策課長 副班長：農業振興課長  産業政策課 観光まちづくり課 農業振興課 農業委員会事務局	○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○商工農業関係被害の調査に關すること ○商店等の早期営業再開に關すること ○物資集積所の開設及び運営に關すること ○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との調整に關すること ○産業復興に關すること ○商工農業関係の融資等に關すること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整	●			
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○商工農業関係被害の調査に關すること ○商店等の早期営業再開に關すること ○物資集積所の開設及び運営に關すること ○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との調整に關すること ○産業復興に關すること ○商工農業関係の融資等に關すること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整	●			
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○商工農業関係被害の調査に關すること ○商店等の早期営業再開に關すること ○物資集積所の開設及び運営に關すること ○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との調整に關すること ○産業復興に關すること ○商工農業関係の融資等に關すること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整	●	●		
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○商工農業関係被害の調査に關すること ○商店等の早期営業再開に關すること ○物資集積所の開設及び運営に關すること ○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との調整に關すること ○産業復興に關すること ○商工農業関係の融資等に關すること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整	●			
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○商工農業関係被害の調査に關すること ○商店等の早期営業再開に關すること ○物資集積所の開設及び運営に關すること ○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との調整に關すること ○産業復興に關すること ○商工農業関係の融資等に關すること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整			●	
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること ○商工農業関係被害の調査に關すること ○商店等の早期営業再開に關すること ○物資集積所の開設及び運営に關すること ○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との調整に關すること ○産業復興に關すること ○商工農業関係の融資等に關すること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整			●	

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
環境資源対策部  ◎環境資源部長 ○施設建設担当部長	環境資源対策部事務局	○環境資源対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	環境政策課	○災害廃棄物の収集及び処理に係る総合調整に関すること ・災害廃棄物の収集及び処理計画の作成 ・収集及び焼却の応援要請 等	●		
	【清掃総務班】 班 長：環境政策課長 副班長：環境・自然共生課長	○有害化学物質を保管する事業所の状況把握に関すること ○身元不明遺骨及び遺留金品等の市民班からの引継ぎに関すること	●		
	環境政策課 環境・自然共生課 循環型施設整備課	○生活環境班 班 長：環境保全課長	○資源循環班 班 長：資源循環課長	●	●
	環境保全課	○清掃施設の点検に関すること ○清掃施設の応急復旧に関すること	●	●	
	【清掃班】 班 長：3R 推進課長	○災害廃棄物の処理に関すること		●	
	3R 推進課	○道路班の道路啓開への応援に関すること ○調達輸送班への応援（車両の運転等）に関すること ○災害廃棄物の収集に関すること ○へい死動物の収容に関すること	●	●	●
	道路対策部事務局	○道路対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	道路政策課	○道路啓開に関すること ○道路通行不能時の誘導協力に関すること ○道路及び橋梁等の応急点検に関すること ○道路施設等の水防活動及び他の水防活動への支援に関すること ○重機及び資機材を使った災害活動への応援に関すること ○道路及び橋梁等の応急復旧に関すること ○下水道対策部が実施する下水道施設及び水路の応急復旧活動への応援に関すること ○応急対策用資機材の調達に関すること ○道路啓開に支障となるがれきその他の障害物の除去に関すること ○建設業団体等との連絡調整に関すること ○都市復興に関すること ○道路施設の本復旧に関すること	●		
	【道路班】 班 長：道路管理課長 副班長：道路整備課長 道路維持課長	道路政策課 道路整備課 道路管理課 道路維持課			

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
都市づくり対策部  ◎都市づくり部長 ○都市整備担当部長	都市づくり対策部事務局  都市政策課	○都市づくり対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○民間住宅等の応急危険度判定実施本部の設置及び判定実施計画の立案に関すること ○斜面災害に関すること ・調査及び危険区域等の安全確保	●		
	【住宅都市復興班】 班 長：都市政策課長 副班長：建築開発審査課長  都市政策課 土地利用調整課 地区街づくり課 交通事業推進課 建築開発審査課	○民間住宅等の応急危険度判定の実施に関すること ・応急危険度判定員の招集及び班分け ・民間住宅等の危険建築物及び危険区域等の安全対策		●	
		○被災宅地の危険度判定に関すること ○住宅の新築または改築及び宅地改修等の相談に関すること ○復興まちづくりに関すること		●	
		○市営住宅の応急復旧に関すること ○応急仮設住宅建設用地の確保及び建設に関すること ○市営住宅その他住宅供給に関すること ○住宅復興に関すること ○応急仮設住宅への入居受付に関すること	●	●	●
		○公園緑地等の災害対応に関すること ○道路班への応援に関すること ○公園緑地等の利用に関すること ・避難広場、がれき・ごみの仮置場及び仮設住宅建設地 等	●		
		○所管施設の活用に関すること ・避難施設及び応援隊の受け入れ施設としての活用 ○重機及び資機材を使った災害活動への応援に関すること		●	
下水道対策部  ◎下水道部長 ○下水道経営総務課長	下水道対策部事務局  下水道経営総務課	○下水道対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること ○下水道施設及び水路の応急復旧計画に関すること ○都市復興に関すること ○下水道施設等への悪質汚水流（水質事故）に関する情報収集及び関係機関への連絡に関すること	●	●	
	【下水道総務・応急給水編成班】 班 長：下水道経営総務課長（兼務）  下水道経営総務課	○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設調整及び避難施設・応急給水応援班の編成に関すること ○広報広聴班、調達輸送班、避難施設・応急給水応援班との連絡調整に関すること ○都流域下水道本部との災害時支援に関する連絡調整に関すること ○開設された拠点からの情報収集及び各種対応の調整に関すること	●		
		○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること ○下水道施設及び水路の点検及び被害状況調査に関すること ○し尿の緊急収集及び運搬に関すること ○下水道施設及び水路の応急復旧に関すること ○仮設トイレの設置及び管理に関すること	●	●	●
		○下水処理施設の点検に関すること ○下水処理施設の応急復旧に関すること	●		●
	【下水道応急復旧班】 班 長：下水道管理課長 副班長：下水道整備課長  下水道管理課 下水道整備課	○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること ○下水道施設及び水路の点検及び被害状況調査に関すること ○下水道施設及び水路の応急復旧に関すること ○仮設トイレの設置及び管理に関すること	●	●	●
		○下水処理施設の点検に関すること ○下水処理施設の応急復旧に関すること	●		●

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 <input checked="" type="checkbox"/> 対策部長 <input type="checkbox"/> 対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
出納対策部  <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input type="checkbox"/> 会計課長	出納対策部事務局  会計課	○出納対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○災害対策に必要な金銭の出納及び保管に關すること	●		
	【会計班】 班 長：会計課長（兼務）  会計課	○指定金融機関との調整に關すること		●	
		○災害対策に係る決算に關すること		●	
		○市内の金融機関の情報収集に關すること		●	
	学校教育対策部  <input checked="" type="checkbox"/> 学校教育部長 <input type="checkbox"/> 教育総務課長	学校教育対策部事務局  教育総務課	○学校教育対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●	
			○児童及び生徒の避難及び救護に關すること	●	
		【学校教育班】 班 長：教育総務課長（兼務） 副班長：施設課長 学務課長	○児童及び生徒の安否確認に關すること	●	
			○避難施設の開設への協力に關すること	●	
			○避難施設の開設及び運営に關すること	●	
		教育総務課 施設課 学務課 保健給食課 指導課 教育センター	○避難施設に關すること ・開設及び運営に係る福祉班との調整に關すること ・市立小中学校との調整に關すること	●	
			○学校施設の応急復旧に關すること	●	
			○応急教育の実施及び学校教育の再開に關すること ・被災児童及び生徒への学用品の供与 ・学校教育体制の再建 等	●	
			○被災学校施設の復興に關すること		●
生涯学習対策部  <input checked="" type="checkbox"/> 生涯学習部長 <input type="checkbox"/> 生涯学習総務課長	生涯学習対策部事務局  生涯学習総務課	○生涯学習対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○所管施設の点検及び維持管理に關すること	●		
	【避難施設・応急給水応援班】 班 長：生涯学習総務課長（兼務） 副班長：図書館長  生涯学習総務課 図書館 生涯学習センター	○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
		○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設及び運営に關すること ・都水道局により開設された浄水所、給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水の実施 ・応急給水槽における応急給水の実施 ・臨時応急給水所における応急給水の実施	●		
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること	●		

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
病院対策部  ◎市民病院事務部長 ○市民病院事務部総務課長	病院対策部事務局  総務課	○病院対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○災害時災害拠点病院としての体制確保に關すること	●		
	【病院管理班】 班 長：総務課長(兼務) 副班長：施設用度課長  総務課 施設用度課 経営企画室 医事課	○病院施設の点検、管理及び復旧に關すること	●		
		○救急告示医療機関及び他の医療機関等との連携に關すること	●		
		○救護統括班との連絡調整に關すること	●		
		○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に關すること	●		
		○応急医療への応援に關すること	●		
	【病院医療班】 班 長：統括部長 副班長：看護部長  診療部門 看護部門	○被災患者の健康管理に關すること		●	
		○入院患者の避難、救護及び安全確保に關すること	●		
		○災害時、災害拠点病院としての活動に關すること	●		
		○応急医療救護に關すること	●		
		○妊娠婦の保護に關すること	●		
		○感染症への対応に關すること	●		
		○トリアージ (START、PAT) の実施	●		
		○医療救護及び助産に關すること		●	
町田市消防団  ◎消防団長	○消火活動及び水防活動に關すること			●	
	○その他、市の行う災害対策活動等への協力に關すること ・災害情報の収集及び伝達 ・負傷者等の救助及び救出 ・行方不明者及び遺体の捜索 ・避難広報及び避難誘導 等		●		
	○消防署等との連携に關すること	●			
	○他自治体等の消防団との連携に關すること	●			
	○児童及び生徒の避難及び救護に關すること	●			
町田市立小中学校  ◎教育長	○児童及び生徒の引渡しまでの保護に關すること ○学校施設の点検に關すること ○児童及び生徒の安否確認に關すること ○避難施設の開設への協力に關すること ○応急教育の実施に關すること ○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に關すること ○学校施設の応急復旧に關すること ○被災学校施設の復興に關すること	○児童及び生徒の引渡しまでの保護に關すること	●		
		○学校施設の点検に關すること	●		
		○児童及び生徒の安否確認に關すること	●		
		○避難施設の開設への協力に關すること	●		
		○応急教育の実施に關すること		●	
		○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に關すること		●	
		○学校施設の応急復旧に關すること		●	

#### ※指定職員について

指定職員は、初動期（発災～2・3日）において、あらかじめ定められた場所へ参集し、避難施設の開設・運営、市民センターでの情報の収集伝達又は災害対策本部要員としての業務に従事し、おおむね4日目以降は通常の勤務部署に戻るものとする。

#### 4 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催予定場所	町田市庁舎3階災害対策本部室とする。ただし、町田市庁舎の被災により災害対策本部が町田市庁舎に設置できない場合は、災害対策本部を設置する施設において本部会議を開催する。
主な報告事項	① 各対策部の配備態勢 ② 緊急措置事項
主な協議事項	① 被害状況の把握 ② 応急対策に関すること ③ 防災関係機関の本部会議への参加及び本部の廃止に関すること ④ 自衛隊、東京都、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること ⑤ 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関すること ⑥ 災害救助法の適用に関すること ⑦ 激甚災害の指定に関すること ⑧ 市民に対する緊急声明の発表に関すること ⑨ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ⑩ 国、都等への要望及び陳情等に関すること ⑪ その他災害対策の重要事項に関すること

#### 5 国・都の現地災害対策本部との連携

市は、都及び国の連絡員等を庁舎内に受け入れる等して、連携を図る。また、都及び国の現地災害対策本部が設置される場合についても、設置場所の選定等について積極的な連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。また、東京都災害対策本部が設置された後、都から要請を受けた場合は、都本部長室の事務に協力するため、市職員を同本部に派遣する。

〈現地災害対策本部の名称〉

国	<input type="radio"/> 非常災害現地対策本部	<input type="radio"/> 緊急災害現地対策本部
都	<input type="radio"/> 東京都現地災害対策本部	

〈連絡員の名称〉

国（国土交通省関東地方整備局）	<input type="radio"/> リエゾン（情報連絡員）
都	<input type="radio"/> 現地機動班

## 第4 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

### 1 懇意

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

### 2 活動体制

指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

## 第5 公共空間の使用調整（災害統括班）

### 1 使用調整の趣旨

地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて都災害対策本部で総合的に調整される。

### 2 オープンスペースの使用調整

市は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出する。都災害対策本部は、市の利用要望と、都現地機動班、都各局、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都災害対策本部へ報告する。

## 第6 緊急時の支払対応（各対策部各班）

非常災害により市庁舎・指定金融機関等が被災し、支払いに要する公金の準備が困難である状況で、緊急に現金での支払いが必要とされる場合、所属長等の承諾により現場の職員等が現金で支払い、後日の事務処理により職員に弁償することが可能である。

## 第2節 災害情報の収集・整理及び報告

概要	<p>災害が発生した場合、市は、被害の有無・状況等をできる限り早期に把握するとともに、今後予想される事象等を整理し、必要な情報については、防災関係機関や市民等と共有しながら、応急対策活動を進めることが重要である。</p> <p>本節では、上記のような観点から「情報連絡体制の確立」、「情報の収集」、「情報の管理及び報告」の手順等について定める。</p>
----	--

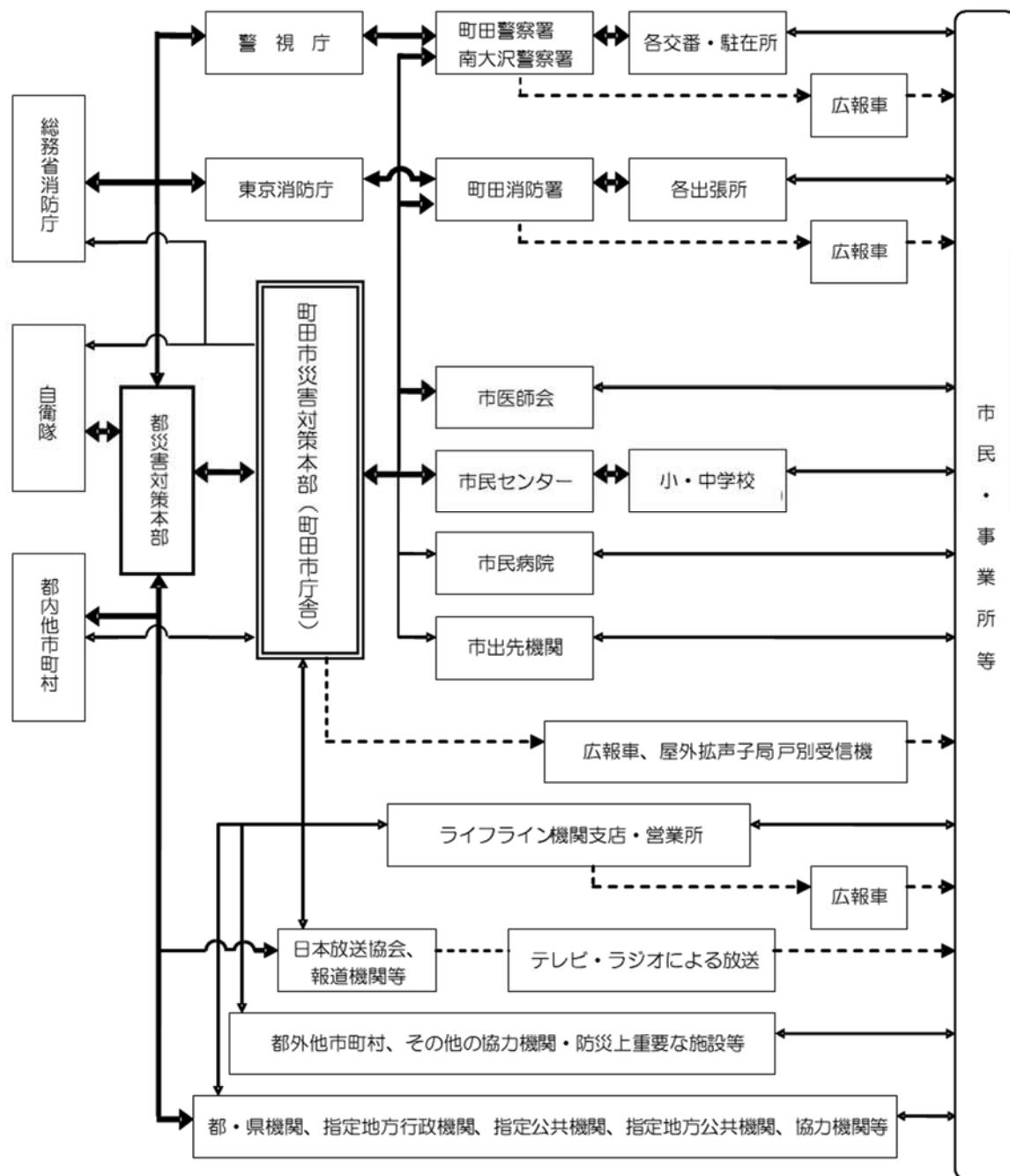
項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
情報連絡体制の確立	第1 情報連絡体制の確立	●	●	●	災害統括班、各防災関係機関
情報の収集	第2 地震情報の収集	●	●	●	災害統括班、各防災関係機関
	第3 概況調査	●			災害統括班、情報統括班、被害調査班、該当班、各防災関係機関
	第4 各種被害調査		●	●	災害統括班、情報統括班、該当班、各防災関係機関
被害情報の報告	第5 都への報告	●	●	●	災害統括班

## ■ 情報連絡体制の確立 ■

市域において震度4以上の地震が発生したとき、市は、直ちに電話、衛星携帯電話、インターネット、ファックス（以下、「FAX」という）、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

### 第1 情報連絡体制の確立（災害統括班、各防災関係機関）

＜災害時の情報連絡系統＞



→ 有線通信、無線通信、口頭  
→ 有線通信、口頭  
→ 無線通信

## 1 通信施設・設備の機能確認等

### (1) 通信施設・設備の機能確認と応急対策

#### ① 電話・FAX等の機能確認

市の各対策部は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能確保に努める。

各班は、電話・FAX等の通信施設・設備の機能確認を行い、停電や機器の故障等が生じている場合には、他の通信手段を用いて市庁舎管理班（市有財産活用課）に連絡する。

市庁舎管理班（市有財産活用課）は、被災した通信施設・設備の応急修理に努める。

なお、各施設の所管する通信施設（電話・FAX等）については、各施設の担当者が応急修理に努める。

#### ② 無線施設の機能確認

通信設備のうち、都防災行政無線の機能確認は、災害統括班（防災安全部）が都と協力して実施し、市防災行政無線の機能確認は、災害統括班（防災安全部）と市民センター班（各市民センター）、市庁舎管理班（市有財産活用課）及び所管する各対策部が協力して実施する。

#### ③ 庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認

通信設備のうち、庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認は、情報システム班が行う。

ただし、東京都災害情報システム（DIS）の機能確認は、災害統括班（防災安全部）が都と協力して実施する。

### (2) 一般電話・市防災行政無線が機能しない場合の措置

#### ○ 伝令による連絡

一般電話・市防災行政無線が使用できない場合は、市民センターを中心とした徒歩等の伝令による連絡体制を構築する。

## 2 非常通信手段の活用

災害時には、次の通信手段を活用する。

### ■ 災害時の主な通信手段

主な災害時通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線通信	FAX	市災害対策本部・市の各施設・防災関係機関	左記機関間の、指令の伝達及び報告は、原則としてFAX文書で行う
	災害時優先電話		電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る
	非常通話・緊急通話		加入電話、災害時優先電話が不能・困難な場合、他に優先して取り扱うよう請求する
	非常用公衆電話	設置予定場所（救護連絡所・町田駅周辺）	通信手段を失った市民の利用に供するため、特に必要な場所に非常公衆電話の設置を要請する
無線通信	都防災行政無線	市災害対策本部・都・近隣市町・防災関係機関	<管理方法>
	市防災行政無線（移動系）	市災害対策本部～市民センター・警察署・消防署・消防団・市医師会・現地災害対策本部・災害現場職員等	防災安全部長の指示による携帯局の搬出 <管理方法> (1) 統制者による通信指示 (2) 子局間通信の禁止 (3) 緊急通信
	警察・消防・電気事業を行う機関の保有する無線 ※	市災害対策本部～都・近隣市町・防災関係機関	「緊急」ボタンを押し、統制者を呼び出し、統制者からの呼び出しを受け通信する。 ※受信状態が悪いときは、場所を変えるなど少し移動してみる。それでも駄目な時は固執せず伝令等別の手段を考える。
	非常無線通信協議会構成員の保有する無線 ※	市災害対策本部～災害現場職員・市民・事業所	
	流通・運輸業者のMCA無線 ※		
	アマチュア無線 ※		
口頭	伝令	災害対策本部会議～各対策部・市内防災関係機関	市各対策部、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り無線機・携帯電話を携行する。

（＊電波法第52条第1項第4号の規定による）

※資料編 無線施設等一覧

※資料編 非常用公衆電話設置予定場所一覧

※資料編 衛星携帯電話配備先一覧

### 3 連絡窓口の統一

市の各部及び関係機関は、災害時の連絡窓口を統一するため、災害情報通信用の電話をあらかじめ指定するとともに、連絡責任者と専用従事者を配置する。

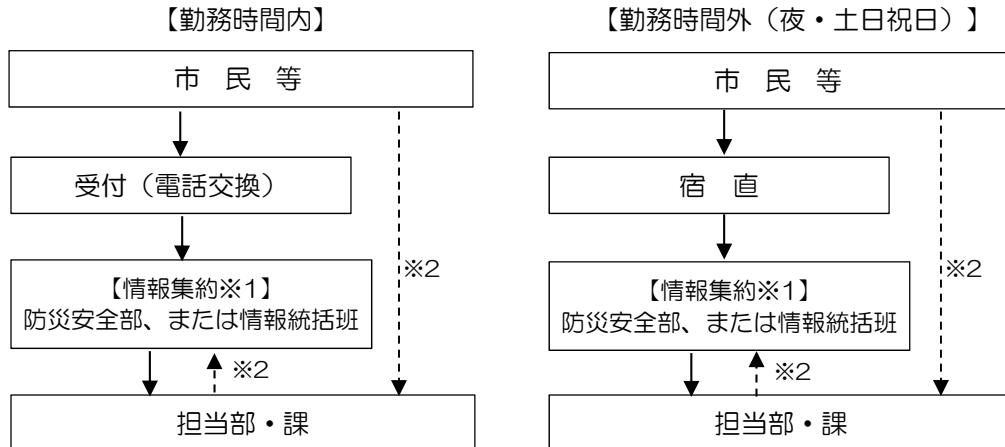
災害情報通信用電話は、NTTに事前登録された災害時優先電話を活用する。

なお、災害時優先電話は、電話を発信するときの優先的な機能であることから、発信先は災害時優先電話に指定されている電話以外にするなど効率的な運用に努める。

※資料編 機関別指定電話及び連絡責任者一覧

### 4 市民等からの通報の集約

#### ■市民等からの通報の流れ



#### (1) 市民等からの通報の流れ

7時から19時まで、代表電話のオペレーターが受付し、防災安全部（警戒本部のとき）または情報統括班（災害対策本部のとき）に転送する。

19時から7時は、宿直職員が対応し、防災安全部または情報統括班に転送する。なお、通報件数が多く対応しきれない場合は、機械式対応に切り替え、対策要員の到着を待つものとする。

#### (2) 市民等からの通報集約

市民等からの通報の集約は、震度4または警戒本部が設置された場合は、防災安全部が集約する。また、震度5弱以上で災害対策本部が設置された場合は、情報統括班が集約する。

各担当部・課に直接通報があった場合は、その旨及び対応等について、防災安全部または情報統括班に報告する。

### 5 各対策部間の情報連絡

各対策部間の情報連絡は、対策部内での情報の共有化及び一元化を図るため、原則として、各対策部事務局を通じて行うものとする。

## ■ 情報の収集 ■

### 第2 地震情報の収集（災害統括班、各防災関係機関）

市域において災害の発生が懸念されるような大きな地震を覚知したときは、防災安全部（災害統括班）及び各防災関係機関は、速やかに次の情報を収集する。

- 1 市内で観測された震度
- 2 震源位置（震央及び震源の深さ）
- 3 地震の規模（マグニチュード）
- 4 震度分布状況（主要な各地の震度及び協定締結市町村の震度）

なお、町田市庁舎に設置された震度計において、震度4以上の地震が観測された場合には、防災行政無線屋外拡声子局等により市民等に情報を伝達する（自動放送）。

また、市は気象庁が提供する「緊急地震速報」を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。

## ■被害の調査

### 第3 概況調査（災害統括班、情報統括班、被害調査班、 該当班、各防災関係機関）

#### 1 概況調査の実施

各班は、地震発生後直ちに収集し、所管する施設の被害状況や所管事項等に関する被害調査を実施し、情報統括班に報告する。概況調査は、初動期において市が行う応急対策活動と市民等の行う自助・共助活動への情報提供を目的として実施するものであり、限られた人員と時間の中で迅速に被害の概況を把握し得るよう、各班が創意工夫して実施する。

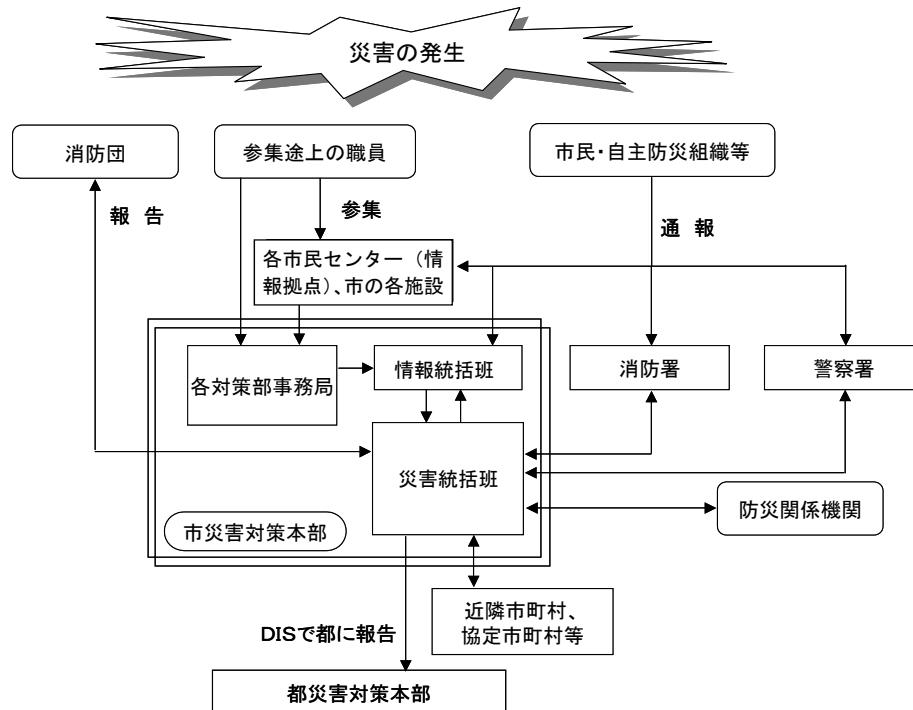
#### ■概況調査における情報収集項目と担当対策部

情報の種類	収集担当	情報の集約
人的被害	福祉対策部、健康対策部、 市民対策部、病院対策部	情報統括班
	警察署、消防署	
建物被害	財務対策部	情報統括班
	消防署	
道路・橋梁施設関係被害	道路対策部	情報統括班
	南多摩東部建設事務所	
下水道施設被害	下水道対策部	
水道施設被害	都水道局	
指定避難施設被害	学校教育対策部	
	各都立学校	
電気・ガス・通信・鉄道等の 所管施設・所管業務関係被害	各防災関係機関の市内出先機関	

※ 公共輸送機関の運転状況及びライフラインの状況等については、復旧見込みの情報もあわせて収集する。

## 2 概況調査結果の整理・報告

〈災害直後の情報収集体系〉



### (1) 情報の集約

各対策部は、収集した情報を情報統括班に報告する。

情報統括班は、各対策部から寄せられた情報を、①情報源別、②地域別、③被害種別等にとりまとめ、災害統括班に報告する。

情報のとりまとめに際しては次の点に留意するものとする。

〈概況調査のとりまとめにおける留意点〉

- 災害の全体像の把握に努める。
- 被害情報の集まらない地区について、情報収集の手立てを講じる。
- 情報の確認・未確認の区分を明確にする。
- 二次災害等により被害の拡大する可能性がある地区の情報収集に努める。

なお、情報統括班は、情報整理班に情報の整理、入力を要請する。

### (2) 都への報告

災害統括班は、集約された被害情報を、東京都災害情報システム（以下、「D I S」という）への入力により、遅滞なく都へ報告する。（第5「都への報告」参照）

## 第4 各種被害調査（災害統括班、情報統括班、各対策部各班、各防災関係機関）

### 1 被害家屋数の推定

被害家屋数が災害救助法の適用基準となる滅失世帯数に達すると推定される場合、迅速に災害救助法の適用を申請する（第3節「災害救助法の適用」参照）ことが求められる。

災害統括班及び被害調査班では、市内の震度分布、建築年が古い家屋の分布及び火災の発生状況等に基づき、サンプリング調査を実施し、被害家屋数を推定する。

この結果が、災害救助法の適用基準を満たす場合は、直ちにその適用を申請する。

情報源	適用基準を満たすと推定される根拠	参照
概況調査	<input type="radio"/> 市内全域で家屋が多数全壊した。 <input type="radio"/> 延焼火災が多数発生した。	第2節第3

### 2 各種被害状況等の調査

各対策部、各防災関係機関は、次の被害情報について調査・収集し、情報統括班に報告する。

#### ■情報収集の項目と担当班（詳細調査）

調査事項		情報収集の担当部・班	情報の集約
被災状況	人的被害	死者	情報統括班
		負傷者	
		行方不明者	
	建物被害	住家被害	
		非住家被害	
	公共土木施設被害	道路被害	
		河川の被害	
	教育施設の被害	都立教育施設の被害	
		市立教育施設の被害	
		私立教育施設の被害	
	福祉施設の被害	都立福祉施設の被害	
		市立福祉施設の被害	
		私立福祉施設の被害	
	商工関係・農林関係被害	産業班	
サービスの状況等	医療機関の状況	市民病院の被害	病院管理班
		市内医療機関の被害	救護統括班
	ライフラインの状況等	下水道の被害	下水道応急復旧班
		電力供給の状況	災害統括班
		ガス供給の状況	
		水道供給の状況	
		通信の疎通状況	
	公共交通機関の運転状況等	鉄道	住宅都市復興班
		バス	
		タクシー	

なお、建物被害調査は、「第20節 災害時の建物対策」に基づき、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定、及び住家被害認定調査を実施する。

### 3 情報のとりまとめ

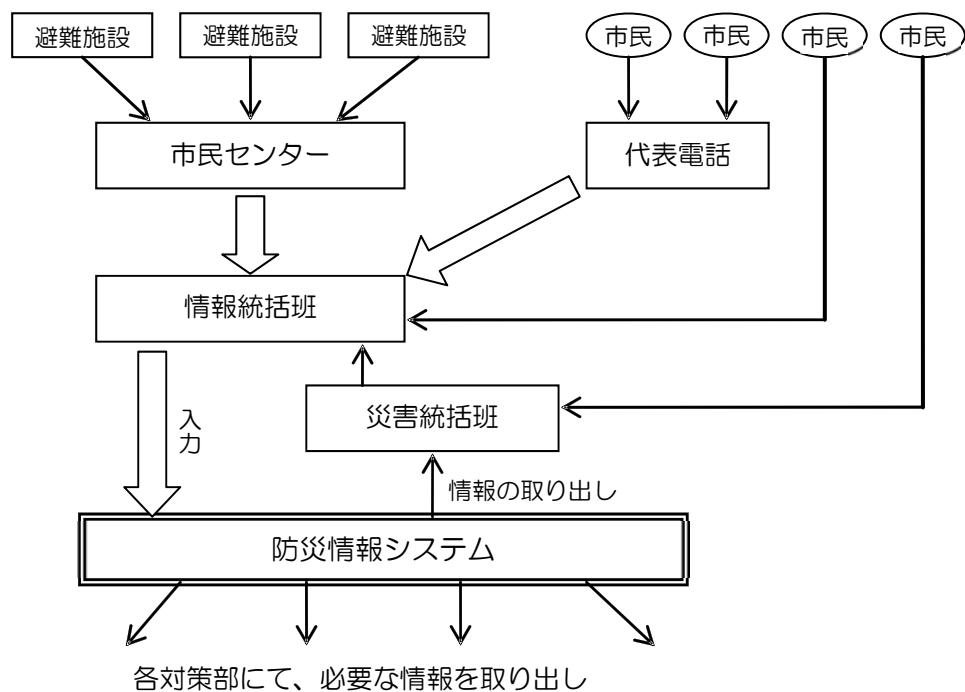
情報統括班は、各対策部各班、防災関係機関が調査・収集した被害情報を、次の点に留意し、市防災情報システムへ集約してとりまとめ、災害対策本部に報告する。

- 市全体の被害状況       現在の災害の進行状況
- 被害箇所の復旧状況       未確認の情報等

### 4 町田市防災情報システムの活用

各対策部各班は、町田市防災情報システムに集約させた情報を取り出すなどして被害状況の把握に努め、対策部活動に活用する。

『情報収集のイメージ図』



## ■ 被害情報の報告 ■

### 第5 都への報告（災害統括班）

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害の具体的な状況を都に報告する。

#### 1 報告する事項・方法

災害統括班は、東京都災害情報システム（D I S）への入力により、次の事項を都へ報告する。報告にあたっては、都の現地機動班（「第1節 応急活動体制の確立 第3 災害対策本部の組織・運営 5 都・国との連携」を参照）へ協力を仰ぐ。また、システム障害等によりD I Sに入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害状況〔被害の程度は、都地域防災計画の認定基準（都総務局）に基づく〕
- (5) 災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置
- (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

#### 2 報告の種類・期限等

災害統括班は、「災害報告取扱要領」（1993年（平成5年）4月都総務局災害対策部）に従って、必要な報告を行う。

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	被害第1報報告
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知	即時	支援要請
確定報 災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
各種被害報告	同上	被害箇所報告
災害年報	4月20日	被害数値報告

※資料編 被害程度の認定基準

#### 3 都への報告ができない場合

都への報告ができない場合、災害統括班は直接、国（総務省消防庁）に報告する。

国（総務省消防庁）連絡先 Tel. 03-5574-0119  
Fax. 03-5574-0190

## 第3節 災害救助法の適用

概要	大規模な災害が発生し、市域の被害が甚大でかつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることが求められる。 本節では、災害救助法に基づく国による救助実施の決定を求めるにあたって必要な「災害救助法の適用基準」、「災害救助の内容及び手続きの方法等」について定める。
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
災害救助法の適用基準	第1 災害救助法の適用基準				
災害救助の内容及び手続きの方法等	第2 災害救助法の適用申請	●	●		災害統括班
	第3 災害救助法による救助の実施	●	●	●	災害統括班、財政班

## 災害救助法の適用基準

### 第1 災害救助法の適用基準

#### 1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 150世帯以上	第1項第1号
(2) 都内の住家が滅失した世帯の数そのうち 市内の住家が滅失した世帯の数	都 2,500世帯以上 かつ市75世帯以上	第1項第2号
(3) 都内の住家が滅失した世帯の数	都12,000世帯以上	
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものであ る等被災者の救護が著しく困難である場合	※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

(注) ※印の場合は、都知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

(注2) 上記(4)に係る事例

- ア. 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること
- イ. 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

(注3) 上記(5)に係る事例

住家被害の程度に係らず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

- ア. 交通事故等により多数の者が死傷した場合
- イ. 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ. 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ. 山崩れ、かけ崩れ等により、多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合
- オ. 被災者が現に救助を要する状態にあるものである場合

## 2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの。
住家の半壊、半焼等	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。
住家の一部損壊（準半壊）	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が住家の延床面積の10%以上20%未満のもの。
住家の一部損壊（10%未満）	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が住家の延床面積の10%未満のもの。
住家の床上浸水、土砂の堆積等	上記に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているものは、それぞれ「1住家」として取扱う。

※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

## 3 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

## ■ ■ ■ 災害救助の内容及び手続きの方法等 ■ ■ ■

### 第2 災害救助法の適用申請（災害統括班）

#### 1 災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

#### 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに都知事に報告する。その後の処置に関しては、都知事の指揮を受ける。

#### 3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は都知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

### 第3 災害救助法による救助の実施（災害統括班、財政班）

財政班は、救助の実施に当たって各対策部に関係帳簿の作成を指示し、整理する。また、災害統括班はこれを都知事に報告する。その他災害救助は、災害対策基本法第5条に基づき、市長が応急措置を実施する。

#### 1 災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるものであり、災害統括班は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

また、災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、救助種目ごとに帳票の作成が義務づけられている。このため、関係各対策部各班は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録・整理し、財政班に報告する。財政班は、帳票を整理し、災害統括班を通じて都知事に報告する。

※資料編 災害救助法の適用申請様式

## 2 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、都知事が実施者となり、市長は、都知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

## 3 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- (8) 学用品の供与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

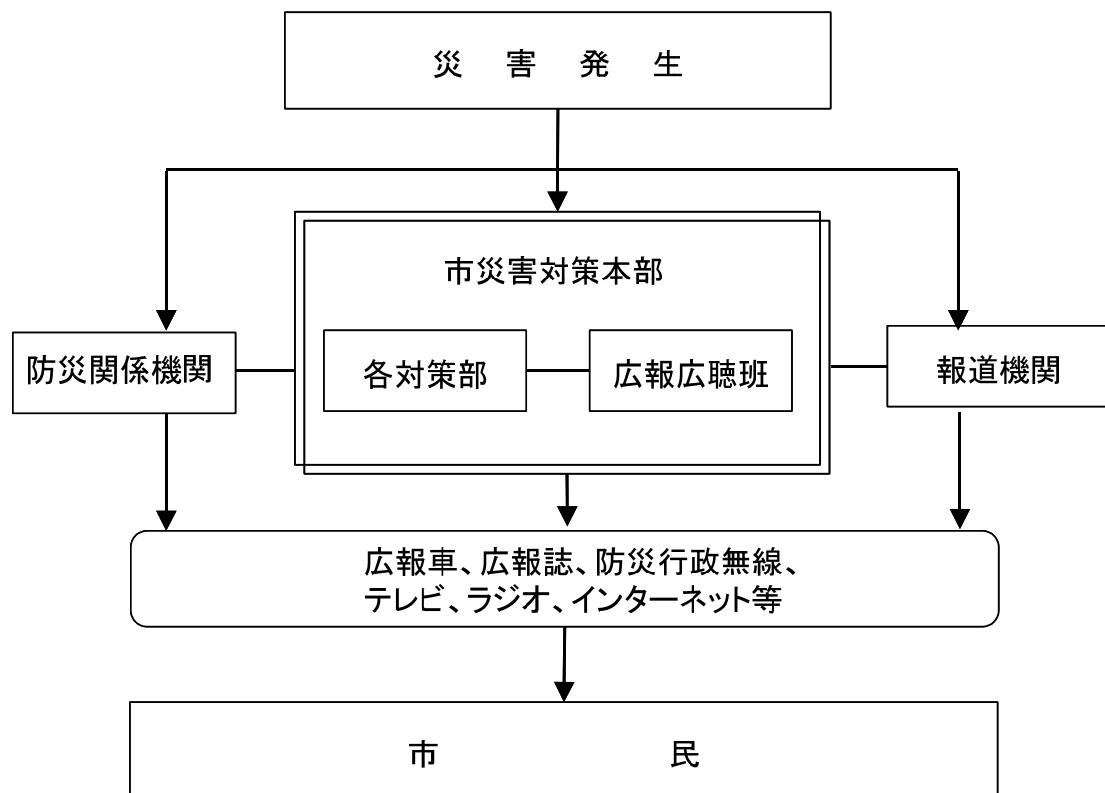
## 4 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は資料編「災害救助法による救助の程度」のとおりとする。基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

## 第4節 災害時の広報

概要	災害時には、市民等に対して被害の状況、ライフラインの被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等の情報を提供し、二次的被害や混乱の防止を図る必要がある。
	本節では、市民等へ広報すべき情報の種類、広報の手段、報道機関への対応、防災関係機関が行う広報等及び被災者からの相談受付について定める。

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
広報	第1 市からの広報	●	●	●	広報広聴班、各担当班、消防署、警察署
	第2 被災記録の収集			●	各対策部各班
	第3 防災関係機関からの広報		●	●	警察署、消防署、気象台、自衛隊、日本郵便、東京電力グループ、NTT、東京ガス、鉄道各社
報道	第4 報道機関への対応、要請		●	●	広報広聴班
広聴	第5 相談窓口の開設		●	●	広報広聴班、消防署



## 広 報

### 第1 市からの広報（広報広聴班、各担当班、消防署、警察署）

#### 1 初動活動期の緊急的な広報

初動活動期においては、災害統括班が緊急対策上必要な情報を整理する。

広報広聴班は、消防署、警察署と協力し、防災行政無線（固定系）、防災情報メール配信サービス、ソーシャルメディア、広報車、拡声器、町内会自治会掲示板等への掲示、報道機関等への情報提供により、避難及び注意等、市民・企業等が当面とるべき行動について市民等への緊急広報を行う。

#### 2 応急活動期の広報

応急活動期においては、各担当班の生活関連情報を広報広聴班が集約し、広報する。ただし、地域が限定される情報等は、広報広聴班と調整のうえ、必要に応じて各班が行う。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮する。特に、避難施設にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。更に、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を実施する。

視聴覚障がい者等の要配慮者及び外国人については、ボランティア等の協力を得て的確に情報を提供する。

#### ■広報内容

時期	広報内容	主な実施機関・市担当班	参 照
初動活動期	地震情報	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	出火防止・初期消火措置等	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ	災害統括班、広報広聴班	—
	市民・企業等が当面とるべき対応	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	要配慮者等対策	福祉班、子ども生活班、広報広聴班、各班	第13節
	外国人支援対策	避難施設応援班	第14節
	避難誘導、避難の勧告・指示	警察署、消防署、消防団、道路班	第12節
	避難施設の開設・運営	福祉班、学校教育班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班	第12節
	帰宅困難者等の臨時便情報	被害調査班	第11節
	被害状況や危険箇所の情報	住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団、広報広聴班	第10節

応急活動期	地震・余震等の情報	災害統括班、広報広聴班、消防署	一
	救護活動の実施	救護統括班	第7節
	精神保健医療	保健班	第7節
	外国人支援対策	避難施設応援班	第14節
	緊急輸送路及び交通規制	広報広聴班、道路班、警察署	第15節
	水道の応急・復旧対策	災害統括班、都水道局	第16節
	下水道の応急・復旧	下水道対策部、広報広聴班	第16節
	下水道の使用自粛の呼びかけ		
	飲料水、生活用水の給水	下水道総務・応急給水編成班、調達輸送班、福祉班	第18節
	食料の供給	福祉班、調達輸送班	第18節
	生活必需品の供給	福祉班、調達輸送班	第18節
	衛生・防疫	保健班、衛生班、清掃収集班	第19節
	生活ごみの処理	環境資源対策部各班	第19節
	建物の修理・解体、応急仮設住宅の募集	住宅都市復興班、福祉班、広報広聴班、生活環境班	第20節
	被災者生活支援に関する情報	災害統括班、広報広聴班	一

■広報手段

手段	実施方法
○防災行政無線（固定系）	広報文を作成し、屋外スピーカーを通じて、市内全域又は必要に応じて地域別に放送する。
○防災情報メール配信サービス	防災行政無線で放送した内容や必要に応じて災害情報等を、事前登録者のパソコンや携帯電話へメールで配信する
○防災行政無線フリーダイヤル	防災行政無線で放送した内容を電話で確認できる音声応答サービスにより、放送内容を聞き取れなかった市民への情報提供を行う。
○代表電話	防災行政無線で放送した内容や、市が取りまとめた災害情報及び広報内容を情報提供する。また、適切な情報提供先への案内を行う。
○広報車	必要に応じて、市有車両、調達車両で出動・巡回し、広報を行う。
○テレビ・ラジオ等	必要に応じて、都及び市が協力協定を締結している下記の放送機関に放送を要請する。緊急時等のやむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに都へ報告する。 <b>【市の協定先】</b> J:COM、イツツ・コミュニケーションズ、多摩テレビ、横浜エフエム（FMヨコハマ）、エフエムさがみ（FM HOT 83.9）、ヤフー株式会社 <b>【都の協定先】</b> 日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、ラジオNIKKEI、InterFM897、ヤフー株式会社
○掲示板	隨時、避難施設、本部、市民センター入口等に掲示する。
○ハンドマイク	隨時、避難施設、本部、市民センター入口等にて広報を行う。
○広報紙	適時に発行し、避難施設、本部、市民センター等で配布する。
○町田市ホームページ	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。
○その他	ソーシャルメディア、災害情報共有システム（Lアラート）等を通じて情報発信する。

## 第2 被災記録の収集（各対策部各班）

各対策部各班は、収集した被災記録、被害状況等の災害に関する経過記録、写真記録及び資料収集等に努める。

広報広聴班は、これらの記録を集約し「災害の記録」を作成するとともに、市ホームページに掲載する。

## 第3 防災関係機関からの広報（消防署、警察署、気象台、自衛隊、日本郵便、東京電力グループ、通信各社、東京ガス、鉄道各社）

防災関係機関は災害が発生した場合、次の広報内容及び手段で、応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機関	広報内容と主な伝達手段	参照
町田消防署	火災、避難、危険物施設等を広報車等で広報	第8節 第12節第1
町田警察署 南大沢警察署	避難、交通規制、防犯、二次災害発生防止のための避難をパトカー等で広報	第12節第1 第15節第2
東京管区 気象台	地震・津波の詳細情報や解説、地震活動の見通しや防災上の注意点等を広報	
自衛隊	広報に優先する救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報を実施 人命財産の保護に影響する緊急情報、自衛隊及び関係機関の活動状況、関係機関の告示事項等	
日本郵便	業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について報道機関及び郵便局窓口等で広報	
東京電力 グループ	避難時の注意、復旧状況をテレビ、ラジオ、ホームページ、広報車等で広報	第16節第4
N T T K D D I ソフトバンク	利用の制限、仮設電話の設置、公衆電話の無料化、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス提供開始の案内等をテレビ・ラジオ等で広報	第16節第5
東京ガス	災害発生時の状況に応じ、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等を通じた広報	第16節第6
J R 東急電鉄 小田急電鉄 京王電鉄	不通区間、復旧状況、代替交通手段等を駅改札、テレビ・ラジオ等で広報	第16節第10

## 報道

### 第4 報道機関への対応、要請（広報広聴班）

#### 1 記者会見の実施

広報広聴班は、定期的に記者会見を行い、情報の提供を行う。また、機関対応のために各班の活動記録等を集約し、紙面での配布、及び災害対策本部室外壁面（アトリウム側）での掲示などの方法により必要に応じて情報提供する。

発表者	内 容
広報広聴班長	<input type="radio"/> 災害の種別、発生場所、日時、状況 <input type="radio"/> 災害応急対策の状況

※記者会見場については、庁舎の使用状況に応じて設置する。

#### 2 取材活動の自粛

広報広聴班は、報道機関に対し、次の場所での取材活動の自粛を依頼する。

- 災害対策本部内     市民センター内     避難施設内

#### 3 広報の要請、依頼

広報広聴班は、都を通じて応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

ただし、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに都にその旨を連絡する。

#### 4 広報内容の受付け

広報広聴班は、災害対策本部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受付ける。広報する内容はおおむね次のとおりである。

- 不要不急の電話の自粛                               被災者の情報
- 開業病院の情報                                       二次災害防止のためにとるべき措置
- 交通情報     食料・生活必需品に関する情報
- 電気・ガス・水道等の復旧の見通し                 その他

## 広聴

### 第5 相談窓口の開設（広報広聴班、消防署）

#### 1 市の相談窓口の開設

広報広聴班は、市域に大規模な災害が発生した場合、並びにその他必要と認める場合には、直ちに町田市庁舎内、市民センターに被災者総合相談窓口を開設し、相談員を派遣して、広聴活動を行う（第18節第6「被災者総合相談窓口業務」を参照）。

また、広報広聴班は、必要と認める場合は、各避難施設等に相談員を巡回させ、臨時市民相談を行い、被災した市民の相談、要望などの聞き取りに努める。相談員の人員が足りない場合は、災害対策本部と相談員の増員等の調整を図る。

その他、電話による市民からの問い合わせや来庁者からの相談・要望等にも、代表電話及び総合案内にて対応・案内する。

#### 2 消防署の相談窓口の開設

災害の規模に応じて、必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。また、市民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

## 第5節 相互協力・応援要請

概要	大規模災害が発生し、市職員だけでは対応しきれない事態と判断される場合、都、自衛隊、他自治体、民間団体・事業所等の応援活動が必要である。 本節では、各種団体への応援要請、ボランティアの受け入れについて定める。
----	--

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
協力・応援要請	第1 自衛隊派遣要請	●	●	●	災害統括班
	第2 自治体への応援要請	●	●	●	災害統括班
	第3 その他協力要請	●	●	●	各担当班
	第4 自衛隊、消防、警察、協定市区町村等の受け入れ	●	●	●	企画班、災害統括班
ボランティア	第5 ボランティアの受け入れ、活動	●	●	●	福祉班、企画班、生活支援班

### 協力・応援要請

#### 第1 自衛隊派遣要請（災害統括班）

市長（本部長）は、自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第68条の2に基づき、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

##### 1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣（自衛隊法第83条）には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

都知事の要請による派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都知事が人命及び財産の保護のため、自衛隊に災害派遣を要請し派遣される場合</li> <li>○ 市長が応急措置を実施するため、都知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が災害派遣を要請し派遣される場合</li> </ul>
市町村等の要請による派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合</li> </ul>
自主的な派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に際し、自衛隊が自らの判断で自主的に派遣する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都知事との連絡が不能、又は都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合</li> <li>・ 自衛隊の実施すべき救助活動が明確で、人命救助に関するものであると認められる場合</li> <li>・ 関係機関に対し情報を提供するため、情報収集の必要があると認められる場合</li> <li>・ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍で災害が発生した場合</li> </ul> </li> </ul>

## 2 派遣要請依頼の方法

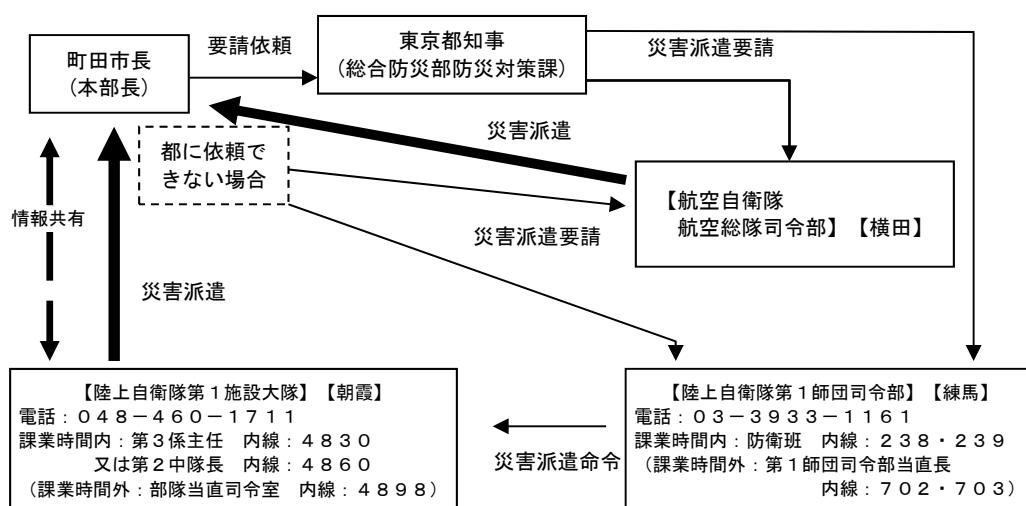
市長（本部長）は都知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うときは、文書にて依頼する。

ただし、緊急を要し、かつ都知事に対して依頼を行うことができないとき、市長はその旨及び災害の状況を陸上自衛隊第1師団司令部及び航空総司令部に通知する。上記事項とあわせて、第1施設大隊と災害状況の情報共有を行う。

この場合、都と連絡がとれ次第、事後速やかに都知事にその旨を通知する。

要請依頼先	東京都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請文あて先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 陸上自衛隊 第一師団（練馬）: 03-3933-1161 (防衛班 内線 238・239) 〒179-8523 練馬区北町4-1-1</li> <li>○ 航空自衛隊 航空総隊司令官（横田） 〒197-8503 福生市大字福生 2552</li> </ul>
緊急時の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1施設大隊（朝霞）: 048-460-1711 課業時間内：第3係主任 内線：4830 又は第2中隊長 内線：4860 (課業時間外：部隊当直司令室 内線：4898)</li> <li>○ 航空総隊司令部（横田）: 042-553-6611 課業時間内：企画課長又は防衛班長 内線：2259・2604 (課業時間外：防空指揮群当直幹部 内線：2348)</li> </ul>
要請・通知の伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後、文書で送付する)
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の状況及び派遣を要請する事由</li> <li>○ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>○ 派遣を希望する期間</li> <li>○ その他参考となるべき事項</li> </ul>

※資料編 自衛隊派遣の様式



### 3 活動内容

自衛隊の活動内容は、次に示すとおりである。

- |                 |               |             |
|-----------------|---------------|-------------|
| ○ 被害状況の把握       | ○ 避難の援助       | ○ 避難者等の搜索援助 |
| ○ 水防活動          | ○ 消防活動        | ○ 道路又は水路の啓開 |
| ○ 応急医療、救護及び防疫   | ○ 人員及び物資の緊急輸送 | ○ 被災者生活支援   |
| ○ 救援物資の無償貸付又は譲渡 | ○ 危険物の保安及び除去  | ○ その他臨機の措置等 |

### 4 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、東京都地域防災計画に基づき、原則として市が負担する。

## 第2 自治体への応援要請（災害統括班）

### 1 都、他の市町村への応援要請

#### (1) 都への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第68条に基づき、都本部（人員調整部門）、都本部（物資調整チーム）に対し応援の要請を行う。

応援要請又は職員の派遣要請は、まず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

要請先	都本部（人員調整部門）、都本部（物資調整チーム）
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
応援の要請	<input type="radio"/> 業務名 <input type="radio"/> 要請人数 <input type="radio"/> 期間（想定） <input type="radio"/> 集合場所 <input type="radio"/> 活動内容 <input type="radio"/> 応援職員に求める要件（職種、資格、経験） <input type="radio"/> 活動場所（拠点、現場、資機材等） <input type="radio"/> その他必要な事項

※資料編　自治体への応援要請

#### (2) カウンターパート団体への応援要請

大規模な災害により被害が広範囲にわたるなど、応援対象の自治体が複数となる場合には、被災自治体ごとに支援を担当する自治体（カウンターパート団体）が割り振られる。カウンターパート団体は、被災自治体を原則一対一で担当し、支援業務や人員に関する調整などを主体的に行うこととなる。

町田市の支援を担当するカウンターパート団体が決定した場合、都から決定通知があり、カウンターパート団体決定後の応援職員に関する具体的な調整は、市とカウンターパート団体で直接実施することとなる。

なお、カウンターパート団体への応援要請は、(1)「都への応援要請」と同様に行う。

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第5節 相互協力・応援要請

##### (3) 他市町村への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第67条及び災害時相互援助協定に基づき、協定市町村、又は他の市町村長に対し応援の要請を行う。

他の市町村への応援要請は、(1)「都への応援要請」と同様に行う。

##### ■災害時相互援助協定締結先

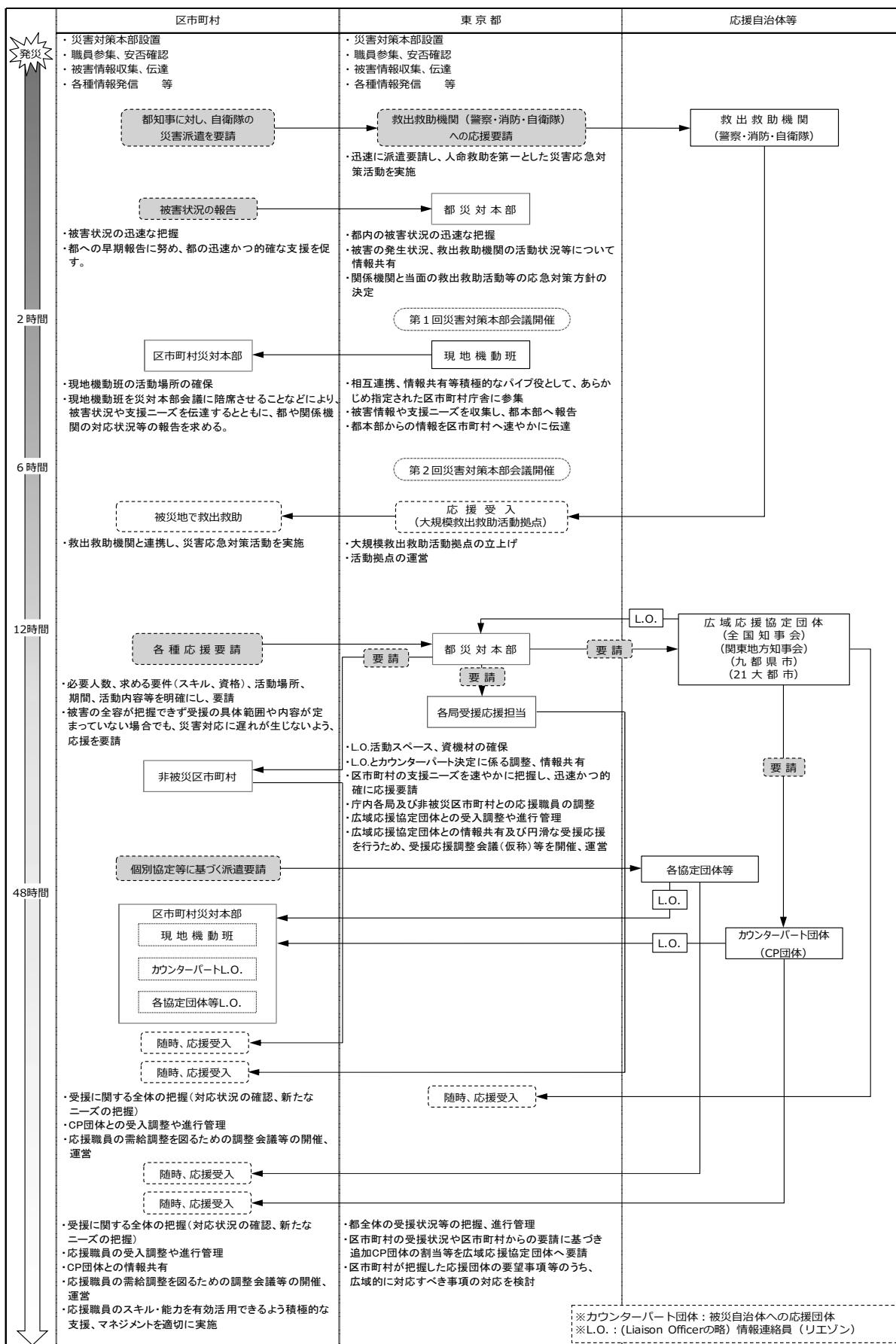
- |                   |               |              |
|-------------------|---------------|--------------|
| ○ 多摩 25 市 3 町 1 村 | ○ 長野県長野市      | ○ 長野県南佐久郡川上村 |
| ○ 山形県東置賜郡川西町      | ○ 山梨県南巨摩郡富士川町 | ○ 神奈川県相模原市   |
| ○ 神奈川県大和市         | ○ 神奈川県横浜市     | ○ 神奈川県川崎市    |

※資料編 協定等の一覧

##### (4) 各対策部・班からの応援要請への対応

各班が他市町村等の職員派遣が必要な場合は、人員・活動計画を立案し、災害統括班に要請する。災害統括班は、この計画に基づき必要な人員を勘案し、要請先を決定し要請する。

■区市町村と東京都と応援自治体の連携図



（出典：東京都災害時受援応援計画）

### 第3章 地震災害応急対策 第5節 相互協力・応援要請

#### 2 職員の派遣要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長、又は指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条に基づき、都知事に対し、他の市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関等の職員派遣のあつ旋を求める。

要請先	指定地方行政機関の長、指定地方公共機関等 東京都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
職員の派遣 要請・あつ旋	<input type="radio"/> 派遣・あつ旋を要請する理由 <input type="radio"/> 派遣・あつ旋を要請する職員の職種別人員数 <input type="radio"/> 派遣を必要とする期間 <input type="radio"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="radio"/> その他必要な事項

#### 3 派遣職員の給与等経費負担

他市町村等から派遣された職員の給与等経費負担は、災害対策基本法施行令第18条の規定に基づき行う。

#### 4 他市町村からの応援申込等

企画班は、他市町村からの応援協力の申込みや、都が市からの要請を待たずに実施する人的支援（プッシュ型人的支援）があった場合、町田市事業継続計画（BCP）に掲載されている受援業務確認シートに基づき、各対策部に案内する。

各対策部は、協力の申出に対し、災害対策の状況によって調整し応答する。また、協力する市町村の活動が終了したときは、企画班にその内容を報告する。

### 第3 その他協力要請（各担当班）

各担当班は、次のとおり協力要請を行う。

各対策部において協定先の協力が必要な場合は、各要請先の担当班を通して依頼する。

要 請 先	要 請 項 目	担 当 班	参 照
日本郵便	情報収集	情報統括班	第2節
市医師会	応急救護、医療救護	救護統括班	第7節
市歯科医師会	応急救護、歯科医療救護		
市薬剤師会	応急救護、医薬品等の調達		
市柔道整復師会	応急救護		
都獣医師会町田支部	臨時動物保護所の運営、飼育の適正指導	衛生班	第12節
民間一時滞在施設等	帰宅困難者一時滞在施設としての施設提供	被害調査班	第11節
トラック協会、赤帽	自動車輸送	調達輸送班	第15節
町田青年会議所	物資の供給・輸送	調達輸送班	第15節
LPGガス協会、ガス会社等	燃料調達、早期の仮設住宅へのLPGの設置	調達輸送班	第15節 第18節
米穀商組合等	食料の調達	調達輸送班	第18節
スーパー、デパート等	食料、生活必需品類の調達		
町田市農業協同組合	野菜類、穀類等生鮮品の提供 協力農地の使用		
		企画班	第5節 第15節 第16節
町田市管工事協同組合	救助活動支援、下水道の復旧工事	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班	第16節
	応急給水活動支援	災害統括班 下水道総務・応急給水編成班 避難施設・応急給水応援班	第18節
ベクセス	仮設トイレの調達	下水道応急復旧班	第19節
町田市建設業協会	救助活動支援、道路啓開作業、建設・土木復旧作業及び資機材調達	道路班	第5節
カーレスキュー塚本	車両撤去の協力	道路班	第15節
石油商業組合	消防用車両等への燃料供給	消防署	第6節
ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会	災害救助犬の派遣	企画班	
町田市緑化協会	公園・緑地・街路樹の啓開作業、障害樹木の撤去処分	公園管理班	第16節
報道機関（イツツコム、J:COM、多摩テレビ、エフエムさがみ、横浜エフエム）	市の災害情報の配信	広報広聴班	第4節

※資料編 協定等の一覧

## 第4 自衛隊、消防、警察、協定市町村等の受け入れ（企画班、災害統括班）

### 1 自衛隊等の受け入れ

企画班は、自衛隊等の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。なお、受け入れ拠点候補地の利用が困難な場合は、その状況に応じて受け入れ先を確保する。

連絡窓口	企画班から連絡担当者を定め、派遣自衛隊等には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。</li><li>○ 必要な資機材を確保する。</li><li>○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。</li><li>○ ヘリポートを設置、確保する。</li></ul>
派遣部隊の受け入れ拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 野営地、宿舎、屋内施設を確保する。</li><li>○ 資材置場、炊事ができる広場を確保する。</li><li>○ 事務のできる部屋、駐車場を確保する。</li><li>○ 派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。</li></ul>
受け入れ拠点候補地	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 野津田公園</li><li>○ 町田中央公園</li><li>○ 鶴見川クリーンセンター</li><li>○ 木曽山崎スポーツ広場</li><li>○ 協力農地の活用</li></ul>

### 2 協定市町村の受け入れ

企画班は、協定市町村からの職員の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	企画班から連絡担当者を定め、応援隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。</li><li>○ 必要な資機材を確保する。</li><li>○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。</li></ul>
応援受け入れ拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 宿舎、屋内施設として社会教育施設等を確保する。</li><li>○ 資機材等の置き場所として、協力農地を確保する。</li></ul>

### 3 その他協力要請先の受け入れ

その他協力要請した場合の受け入れについては、要請した各担当班で対応する。ただし、受け入れが困難な場合は、企画班に調整を依頼する。

応援部隊の食料等については、各担当班で必要人数を把握し、情報統括班がとりまとめを行い、調達輸送班が確保する。

4 撤収要請

(1) 自衛隊等災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収要請を行うとき、都知事及び派遣部隊長と協議する。

## (2) 他の自治体から応援隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害対策の状況を把握の上、応援隊の撤収要請を行う。

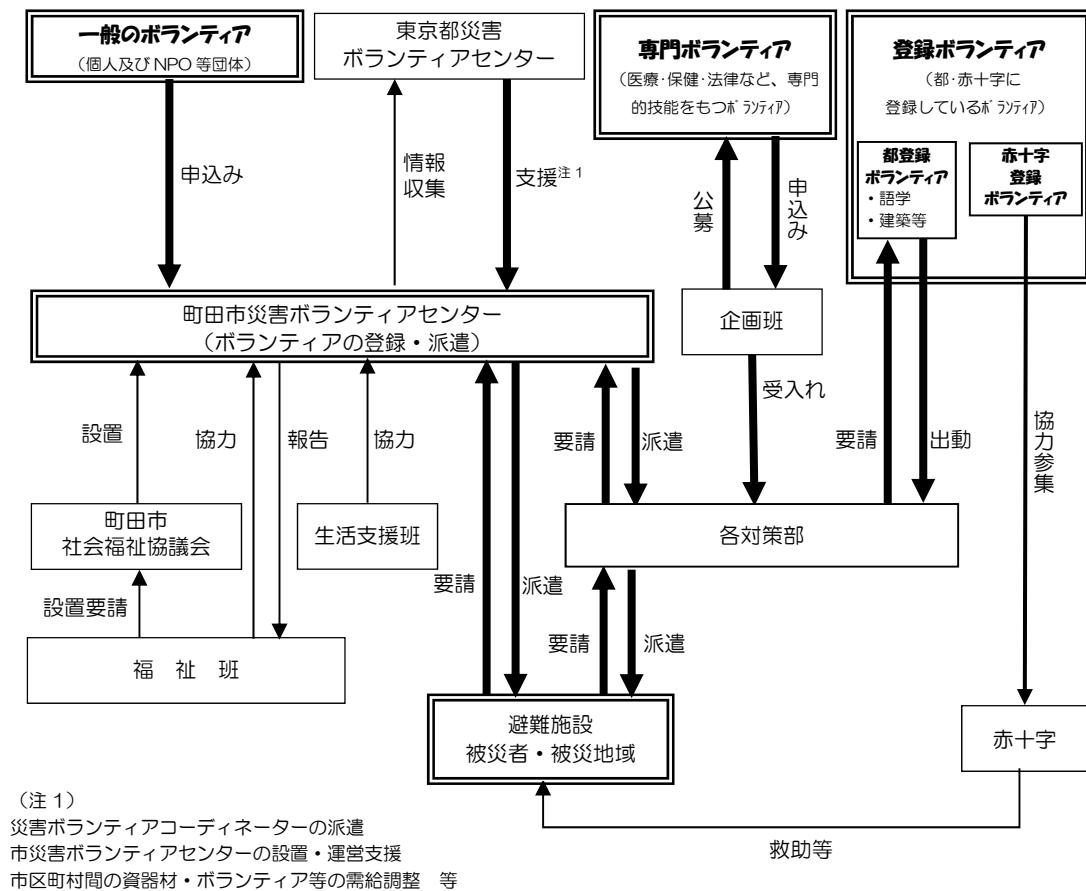
ボランティア

## 第5 ボランティアの受け入れ、活動（福祉班、企画班、生活支援班）

大規模災害時に、被災者の救援活動等の市の対策活動を効果的に実施するためには、ボランティアとの連携が必要である。

ボランティアは、一般のボランティア（個人及びNPO等その他団体）、一定の技能を習得した専門ボランティア及び東京都等で登録されている登録ボランティアに大別することとする。

＜ボランティア受け入れ派遣のながれ＞



### 第3章 地震災害応急対策 第5節 相互協力・応援要請

#### 1 一般のボランティア

##### (1) 町田市災害ボランティアセンターの開設

福祉班は、一般のボランティア活動の拠点としての「町田市災害ボランティアセンター」について、物資集積所の設置場所（総合体育館）を町田市災害ボランティアセンターの設置場所とし、町田市社会福祉協議会に対し、設置・運営を要請する。

町田市社会福祉協議会は、福祉班及び生活支援班の協力を得て一般のボランティアの受け入れ・コーディネートをするための町田市災害ボランティアセンターを開設する。

町田市災害ボランティアセンターの主な役割は次のとおり。

- ボランティアコーディネーターの確保
- ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示
- ボランティア活動の連絡、調整
- ボランティア保険加入手続き
- 被災地・避難施設等におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- 東京都災害ボランティアセンターとの連絡、調整

##### (2) 一般のボランティア（個人、NPO等その他団体）の活動

福祉班及び生活支援班の担当者は、町田市災害ボランティアセンターの担当者及びボランティアコーディネーターとボランティア活動が円滑に行われるよう隨時、情報交換を行う。

一般のボランティアの主な活動は次のとおりである。

活動内容	担当班	参考
○ 災害情報、生活情報、安否情報等の収集及び伝達	広報広聴班	第18節
○ 避難施設の運営補助及び避難施設生活者の支援 避難施設運営の補助、情報伝達、飲料水・食料・生活必需品等の配給、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け・配送等	福祉班	第12節
○ 物資配送拠点における支援 物資の搬入・搬出、仕分け、配送・輸送等	調達輸送班 産業班	第15節
○ 要配慮者の支援 在宅要配慮者の安否確認、生活支援等	福祉班 高齢者福祉班	第13節
○ 外国人の支援 外国人への情報提供支援等	避難施設応援班	第14節
○ 臨時動物保護所の運営協力等	衛生班	第12節
○ その他被災者等の支援のために必要な活動	—	

※ ボランティアコーディネーターとは、一般のボランティアと希望者との調整役である。

##### (3) 各対策部が一般のボランティアを必要とする場合

各対策部・各班は、一般のボランティアの支援を必要とする場合、必要な人数及び活動内容を明らかにし、町田市災害ボランティアセンターに要請する。

## 2 登録ボランティア

登録ボランティアには、都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録しているボランティア、東京消防庁災害時支援ボランティア及び赤十字ボランティアがある。

東京都防災ボランティアの要請及び受け入れは、所管する各対策部（担当班）で行う。

なお、東京消防庁、警視庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれを所管する組織の指示により活動を行う。

### (1) 東京都防災ボランティア

都は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき、「応急危険度判定員」、「東京都防災（語学）ボランティア」、「東京都建設防災ボランティア」及び被災宅地危険度判定士の確保、育成を行っている。

登録ボランティア 所管・担当班	資 格	活動内容
①応急危険度判定員 都：都市整備局 市：住宅都市復興班	建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は都知事が認めたものであって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
②被災宅地危険度判定士 都：都市整備局 市：住宅都市復興班	宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度を判定する。
③東京都防災（語学）ボランティア 都：生活文化局 市：避難施設応援班	一定以上の語学能力を有するもの（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
④建設防災ボランティア 都：建設局 市：道路班	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有するもの	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難広場における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

第3章 地震災害応急対策  
第5節 相互協力・応援要請

(2) 東京消防庁災害時支援ボランティア

資 格	活動内容	所 管
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳(中学生を除く)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 應急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として 1 年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。  2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。	東京消防庁

(3) 交通規制支援ボランティア（警視庁）

要 件	活動内容
警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う。 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う。 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動を行う。

(4) 赤十字ボランティア（日本赤十字社東京都支部）

① 赤十字ボランティアの役割

分 類	活動内容
赤十字災害救護ボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施する。
赤十字奉仕団及び個人ボランティア	1 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には市区町村と連携し、避難施設及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。 2 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有したもので組織された奉仕団で、災害時には各団の特色を生かし、避難施設等において被災者のケア等の活動を展開する。 3 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部並び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者への支援活動を行う。

② 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）

目的	1 隅間都民対策の一環として、災害時に多数の市民（帰宅困難者）が都心部から郊外の居住地に徒歩で帰宅するにあたり、その主要な道路に簡易な支援所（エイドステーション）を設置し、各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当などを行うことにより帰宅困難者の帰宅の支援を行う。 2 災害時に、避難施設や広域避難広場へ移動する人々に各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当などのケアを行う。
内容	炊き出し食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供など必要に応じ組み合わせて行う
開設時期・時間	災害発生直後・36時間以内
活動主体	赤十字ボランティア及び周辺住民などの協力者

### 3 専門ボランティア

専門的な技能を有するボランティアは、企画班が受け入れ窓口となり、各対策部（各班）を紹介する。

各対策部（各班）は、専門ボランティアが必要な場合は、企画班に要請する。企画班は、必要に応じてホームページ等を活用して、呼びかけを行う。

〈専門ボランティアを必要とする各対策部各班の例〉

活動区分	技能・資格	担当班
○ 保健・福祉	栄養士、保健師、精神保健福祉士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、ソーシャルワーカー等	福祉班、子ども生活班
○ 災害相談	弁護士、建築士等	広報広聴班

### 4 市の役割

市は、町田市社会福祉協議会及び関係機関と連携し、ボランティア活動を円滑に推進していく。ただし、ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等のボランティア活動の特性を發揮できるよう、行政の過度の関与は避け、自主性を尊重するよう留意する。

市の主な役割は以下のとおりである。

- ボランティアセンターの応援・調整
- 専門ボランティアの受け入れ
- ボランティアの要請
- ボランティアセンターへの情報提供
- 必要な資機材の確保
- 都との連絡、調整 等

## 第6節 消防・救助・救急活動

概要	震災発生時には、同時多発的に火災が発生し、断水のため消火栓が機能しない中で迅速な消火活動が必要である。また、家屋が倒壊し、下敷きになった被害者については、早急な救助・救急が、特に、挫滅症候群等重傷者には、より迅速な救急体制が必要となる。 本節では、震災発生時の「消火活動」、「救助救急活動」、「行方不明者の捜索活動」について定める。
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
消防活動	第1 消火活動	●			消防署、消防団、災害統括班
	第2 火災のパトロール		●		消防署、消防団、自主防災組織
	第3 火災の調査			●	消防署
救助救急活動	第4 救助救急活動	●	●		警察署、消防署、消防団、協力団体、各対策部、市民
行方不明者捜索	第5 行方不明者の把握		●	●	警察署、情報統括班
	第6 行方不明者の捜索		●		警察署

※ 挫滅症候群（クラッシュシンドローム）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。これについては、死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動（人工透析等）が重要となってくる。

### 消防活動

#### 第1 消火活動（消防署、消防団、災害統括班）

##### 1 基本方針

同時多発火災に対応するため、基本事項を次のように定める。

- 市民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- 消防署、消防団は、災害状況を的確に把握し、全消防力をあげて消火活動及び救助、救急活動等人命の安全確保を最重点とした活動を行う。
- 災害活動を行う人員の安全確保に努める。
- 災害活動を行った人員の惨事ストレス対策を行う。

※資料編 町田市の消防力

## 2 消防署、消防団の活動

### (1) 消防署の活動態勢

震 災 配 備 態 勢	東京地方に震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助・救急事象が多数発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震 災 非 常 配 備 態 勢	東京地方に震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助・救急事象が多数発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非 常 招 集	震災配備態勢を発令した時は発令時に勤務している人員及び所要の人員、また震災非常配備態勢を発令した時は全消防職員が各招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

### (2) 消防署の活動方針

- 火災が発生した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

### (3) 消防団の活動態勢

災害発生後、直ちに町田市消防団震災時任務分掌に基づき、団本部、各分団本部、各部に参集し、活動を展開する。

### (4) 消防団の活動の基本

- 発災と同時に近隣住民に対し、出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- 被災状況の情報収集と伝達を行う。
- 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行うとともに、道路障害排除等の活動を行う。
- 救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- 避難命令、勧告等が出された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、避難広場の防護活動を行う。

### (5) 情報の収集と活動の留意事項

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の延焼状況と予測システムによる延焼シミュレーションの活用</li> <li>○ 消防車の配備状況及び通行可能な道路</li> <li>○ 消防水利等の利用可能状況</li> </ul>
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院、避難広場、幹線道路、防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。</li> <li>○ 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動を実施する。</li> <li>○ 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する。</li> <li>○ 延焼火災が少ない地区を集中消火し、安全地区を確保する。</li> <li>○ 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路を確保する。</li> <li>○ 防火水槽、自然水利を優先利用するとともに、充水体制を確立し、早めに使用防火水槽等への充水を実施する。</li> </ul>

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第6節 消防・救助・救急活動

##### (6) 人員の安全確保等

災害活動に従事する人員に対しては、その安全確保を第一とする。また、災害活動を行った人員の惨事ストレス等のストレス対策を必要に応じて実施する。

### 3 市民、事業所、自主防災組織の協力

市民、事業所等は、地震発生直後に、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止、ブレーカーの遮断等の措置を講じる。また、火災が発生したときは、安全確保した上で、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

### 4 消防隊の応援

運用可能な消防力で対応が困難な場合、消防組織法又は消防相互応援協定等に基づき、応援消防隊の派遣要請及び応援受け入を行う。

要請元	要 請 先	摘 要	関係法令
市 長	近隣市町村長 協定市町村長	市町村長は、必要に応じて消防の相互応援に関する協定を締結することができる。	消防組織法 第39条
消 防 総 監	協定市町村長		

また、市長は、緊急消防援助隊の出動について、都知事等と緊密な連携を図るものとする。

※資料編 協定等の一覧

消防署は企画班と協力し、次の点に留意して、応援消防隊の受け入れを行う。

- 消防水利に関する資料の配布
- 連絡要員の配備
- 宿舎等の確保

### 第2 火災のパトロール（消防署、消防団、自主防災組織）

消防署、消防団は、全ての消火が終了した後も、市民と協力して次の点を留意して市内をパトロールする。

- 停電回復後の通電火災の警戒
- 放火等の防犯、防止
- 消火後の再燃警戒
- ガス復旧時の火災の警戒

### 第3 火災の調査（消防署）

消防署長は、火災の原因並びに火災のために受けた損害の調査を行う。

## 救助救急活動

### 第4 救助救急活動（警察署、消防署、消防団、協力団体、各対策部、市民）

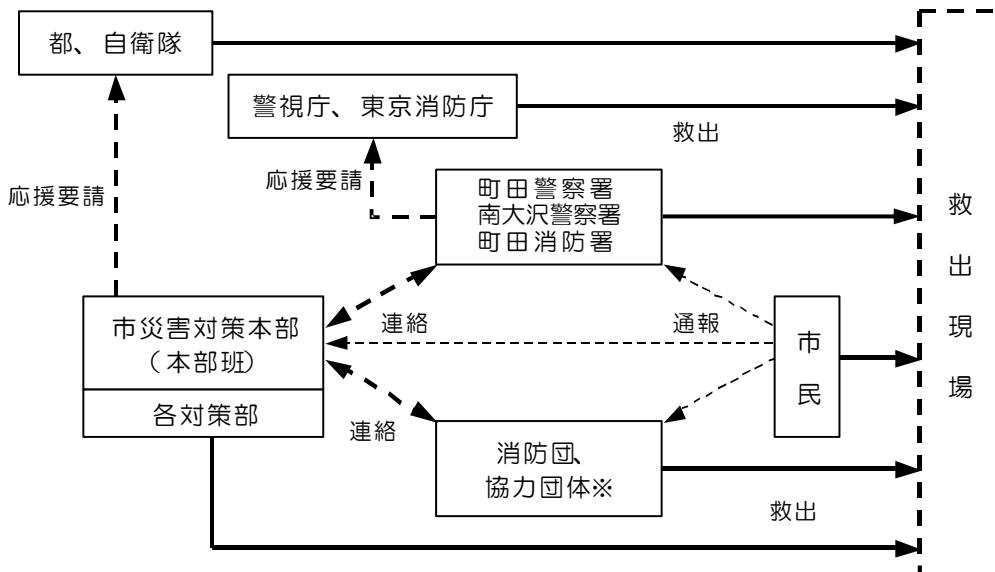
#### 1 基本方針

救出・救護にあたっては、次の事項を基本方針とし、より多くの人命を守ることを最重点とする。

〈救出・救護にあたっての基本方針〉

- その1 救命処置を必要とする者を優先する。
- その2 軽傷者は、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて救出する。
- その3 多数の要救出者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。
- その4 多数の救出事象がある場合は、火災現場近くを優先する。

#### 2 活動体制



※協力団体：町建協災害対策連絡協議会 市管工事組合  
ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会 市柔道整復師会等

※市民から消防署への通報は、多摩災害救急情報センターを介して情報が伝達される。

市民から警察署への通報は、警視庁通信指令センターを介して情報が伝達される。

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第6節 消防・救助・救急活動

##### (1) 活動態勢

警察署、消防署、消防団は、協力団体及び自主防災組織等と協力連携し、資機材をフルに活用し救出救護・救助救急活動を実施する。また、対応が困難な場合は、都・自衛隊等に応援部隊の派遣を要請する。受け入れに際して、各部隊に地理に詳しい連絡要員を派遣し案内する。

機関名	活動内容
警察署	<p>① 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</p> <p>② 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。</p> <p>③ 救出救助活動にあたっては、現有する装備資器（機）材のほか、協定締結事業者等から借用する建設用資機材等の重機類を有効に活用する。</p>
消防署	<p>① 救助・救急活動は、特別救助隊、救急隊が連携し救助救急資機材を活用し、組織的な救助事象に対しては、必要な部隊等を要請し、迅速な救助活動を実施する。</p> <p>② 救助救急活動に必要な重機・救急資機材等に不足を生じた場合は、関係業者との協定に基づいて迅速な調達を図る。</p> <p>③ 救助活動にあたっては、消防署に仮救護所を設置するとともに、必要に応じ救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、救急資機材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</p> <p>④ 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用し、医療機関へ迅速に搬送する。</p>
消防団	保有資機材を活用し住民と一緒にした救出救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、連携病院・震災時医療拠点への搬送に協力する。
協力団体	<p>《救助》</p> <p>① ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会は、市からの要請に対し、災害救助犬を派遣し、救助活動を行う。</p> <p>② 町田市建設業協会、町田市管工事協同組合は、市及び地域からの要請に対し、保有する資機材を活用して救助活動を行う。</p> <p>《救護》</p> <p>① 町田市柔道整復師会は、市からの要請に対し、救護所、救出現場等において、骨折者の手当てを行う。</p>

※資料編 機関別指定電話及び連絡責任者一覧

##### (2) 救出資機材

初動活動期における救出資機材は、市及び各機関が保有するものを活用するが、不足が生じる場合は、都や建設・建築業者等に要請して調達する。

### 3 救出救護活動の援護

#### (1) 市民、事業所の協力

市民及び事業所は、近隣に家屋の倒壊等による要救出者を発見した場合、防災関係機関に連絡するとともに、近所の人たちと協力して可能な限り救出救護に努める。救出隊員に協力を要請された場合は、救出救護活動に協力する。

また、防災関係機関が現場に駆けつけることが困難とみられる場合、救出された者を最寄の災害拠点連携病院・震災時医療拠点等の医療救護拠点まで搬送することにも協力するものとする。

#### (2) 市柔道整復師会による応急手当の協力

市柔道整復師会会員は、救出された医療処置にいたらない負傷者について、応急手当を行う。

#### (3) 交通規制・調査等

警察署は、救出活動とあわせて、救出現場の交通規制・調査活動等を実施する。また、自主防災組織は、警察に要請された場合、現場付近の交通整理等に協力する。

- 激甚被災地等、不特定多数の人が集合する場所を重点とした救出活動
- 救出活動現場周辺の交通規制
- 立入禁止地域の設定・監視
- 死傷者の身元確認
- 要救出者の救出時の状況記録
- 事故原因の調査

#### (4) 救護・搬送等

消防署は、救助活動とあわせて救護統括班と協力し、負傷者の救護搬送活動を実施する。

- 災害の状況などを判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊と連携を図り救護活動を行う（第7節第4「救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動」参照）。
- 救命処置を要する者を優先して、災害拠点病院等への移送を行う（第7節第5「災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立」参照）。
- 搬送については、原則として被災現場から救急救護活動拠点までは市民（自主防災組織）が対応し、救急救護活動拠点から災害拠点病院等の医療機関までは市（都県をまたぐ場合等は都）が対応する。救急救護活動拠点の責任者は、災害拠点病院に収容すべき傷病者がいる場合には、市に搬送を要請する。
- 東京消防庁は可能な限り、これら医療機関等への搬送について実施する。

## ■ 行方不明者捜索 ■

### 第5 行方不明者の把握（警察署、情報統括班）

#### 1 捜索依頼届出の受付

警察署は、市（情報統括班）と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼届出の受付及び要捜索者名簿の作成を行う。

#### 2 行方不明者の把握

警察署と情報統括班は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- ① 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- ② 「届出」のリストを市に1部送付する。
- ③ 市（情報整理班）は、「届出」リストを、「避難者名簿（福祉班）」、「医療実施状況（救護統括班・病院医療班）」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者をリストアップする。また、その結果を警察署へ連絡する。

※資料編 行方不明者捜索の様式

### 第6 行方不明者の捜索（警察署）

警察署は、要捜索者名簿に基づく行方不明者の捜索を、自主防災組織、自治会・町内会、自衛隊、協力団体、ボランティア等の協力を得て次のとおり実施する。

市は行方不明者の捜索に際し、協力団体であるジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会に災害救助犬による人命検索活動を要請する。

- 捜索活動中に行方不明者を発見したときは直ちに保護し、警察署に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。
  - 捜索活動中に遺体を発見したときは、警察署に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。
  - 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し、検視を行う。
- ※ 検視した遺体は、第17節「遺体の収容・火葬等」による。

## 第7節 災害時の医療救護・保健

概要	災害発生時には、混乱の中で医療体制を確立し、多数の負傷者に対する医療救護活動が必要である。また、災害が長期化した場合は、避難者の健康管理、精神保健医療などが必要となる。本節では、被災直後の「情報連絡」、「応急救護」、「後方医療」、「特殊医療」及び「医療ケア」について定める。
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
情報連絡	第1 医療情報の収集伝達	●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、消防署、市医師会、市歯科医師会
応急救護	第2 医療救護チームの編成	●	●		救護統括班、病院医療班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会
	第3 医薬品・医療用資機材等の調達	●	●		救護統括班、病院管理班、市薬剤師会
	第4 救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動	●	●		救護統括班、消防署、病院医療班、市医師会、市薬剤師会
後方医療	第5 災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立	●	●		救護統括班、消防署、警察署、災害統括班
	第6 市民病院の活動	●	●		病院管理班、病院医療班
特殊医療	第7 特殊医療	●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、病院医療班
医療ケア	第8 保健活動の実施		●	●	保健班
	第9 精神保健医療対策			●	保健班

## 情報連絡

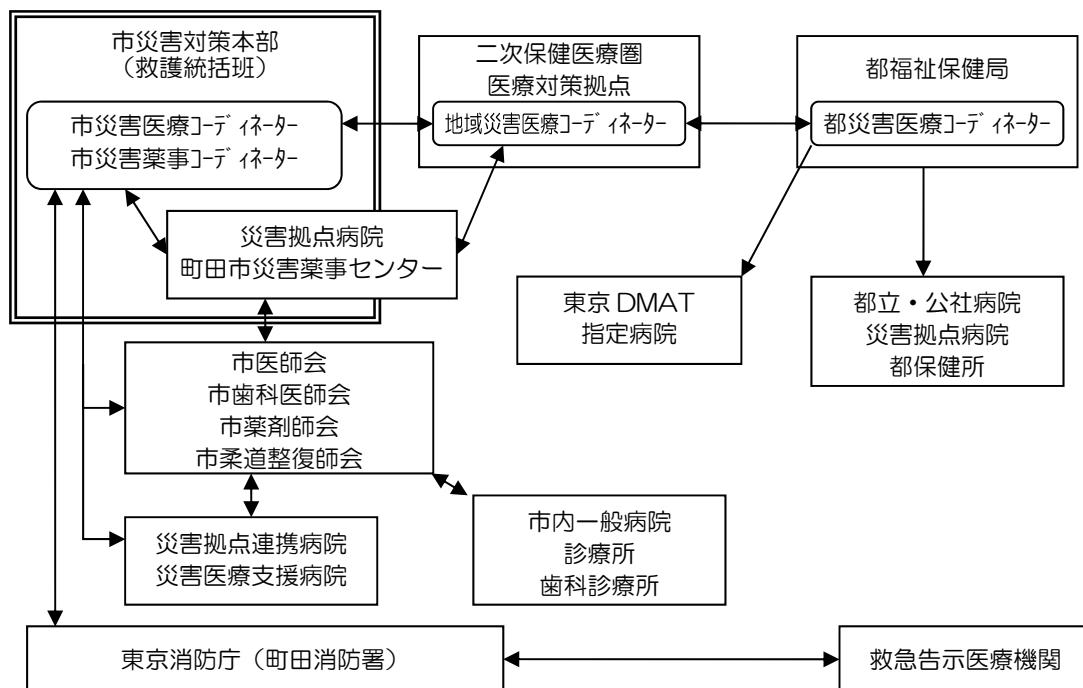
### 第1 医療情報の収集伝達

(救護統括班、保健班、病院管理班、消防署、市医師会、市歯科医師会)

#### 1 医療情報の連絡体制確立

救護統括班は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整するとともに、医療情報の連絡体制を確立する。また、地区医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の東京都地域災害医療コーディネーターに對して報告する。

医薬品及び薬局に関しても、救護統括班が市災害薬事コーディネーター及び市薬剤師会と連携し、市内の医薬品供給状況及び薬局の被災状況等を把握する。



## 2 市内医療機関の区分と活動状況等の把握

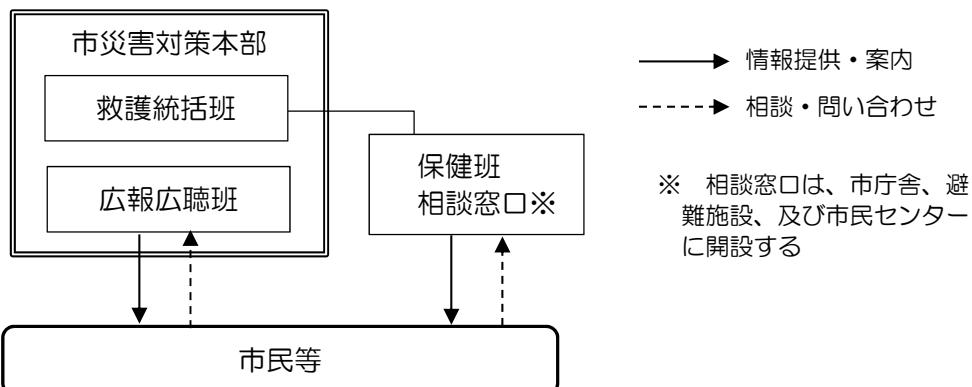
市内医療機関の区分と活動状況等の把握は、次のとおりとする。

区分	役割	活動状況等の把握
災害拠点病院	<p>主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。</p> <p>災害拠点病院の敷地内には、市が緊急医療救護所を設置し、医師会等との協力の下、トリアージ及び軽症者への手当てを行う。</p>	<p>【町田市民病院】</p> <p>病院管理班が、市民病院の被害状況及び活動状況等を救護統括班（市災害医療コーディネーター）に報告する。</p> <p>【南町田病院】</p> <p>南町田病院の事務局より救護統括班（市災害医療コーディネーター）へ、活動状況等を報告する。</p>
災害拠点連携病院	<p>主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院及び市が独自に定める病院。</p> <p>災害拠点病院と同様に、敷地内に市が緊急医療救護所を設置し、医師会との協力の下、軽症者への手当てを行う。</p>	<p>救護統括班が、市医師会等の協力を得て、市内の病院等の被害状況及び活動状況等を把握し、情報統括班に報告する。</p>
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応等の医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院※）	<p>また、救護統括班（市災害医療コーディネーター）は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）やFAXも活用して、災害拠点連携病院等の状況について情報収集を図る。</p>
その他一般の医院 診療所 歯科診療所	病院※ではない市内の医院・診療所及び歯科診療所	
薬局	薬剤師の救急救護活動拠点への派遣について市に協力する。また、必要に応じて、可能な範囲で市へ薬剤の供給を行う。	救護統括班（市災害薬事コーディネーター）が、市薬剤師会の協力を得て、活動状況を把握する。

※病院とは、「二十人以上の患者を入院させる施設を有するもの」（医療法）

### 3 市民への情報提供

市民への医療情報の提供・案内及び市民からの医療相談は、保健班が、町田市庁舎、市民センター、避難施設等に相談窓口を設置するとともに、広報広聴班と連携して行う。



### 4 都への応援要請

救護統括班は、必要に応じて、市災害医療コーディネーターを通じて東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める他、都に対し応急救護の協力を要請する。

## 応急救護の実施

### 第2 医療救護・保健体制の確立

#### (救護統括班、病院医療班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会)

災害により多数の負傷者が発生した場合、あるいはその可能性がある場合において必要と認めるときは、救護統括班を中心とした関係機関及び各コーディネーターは、医療救護チームを編成する。

##### 1 町田市災害医療コーディネーター・町田市災害薬事コーディネーター

市は、救護統括班を中心として、市が任命する町田市災害医療コーディネーター（3名）及び町田市災害薬事コーディネーター（3名）による統括・助言のもと、市内の医療救護活動を実施する。

なお、各コーディネーターは、原則として市庁舎へ参集し、以下に示す活動を行う。

##### ■各コーディネーターの活動内容等

区分	選出区分	災害時の主な活動内容
町田市災害医療コーディネーター	・市医師会医師 ・市民病院医師	<ul style="list-style-type: none"><li>① 医療救護チームの派遣に関すること</li><li>② 東京都地域災害医療コーディネーター（南多摩医療圏）との調整</li><li>③ 市災害薬事コーディネーターとの連携協力</li><li>④ 医療情報の集約</li><li>⑤ 医薬品及び医療資機材の確保</li><li>⑥ 緊急医療救護所の設置</li><li>⑦ 収容先医療機関の確保</li></ul>
町田市災害薬事コーディネーター	・市薬剤師会薬剤師	<ul style="list-style-type: none"><li>① 市内の医薬品供給状況を踏まえた医薬品の管理に関する調整業務</li><li>② 薬剤師チームの動員等に関する調整業務</li><li>③ 市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院等の病院薬剤部との連携協力</li></ul>

##### 2 保健医療調整本部の設置

保健医療調整本部を設置して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。本部長は、保健所長が担い、事務局は、救護統括班が行う。

##### 3 医療救護チームの編成

救護統括班は、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの協力を得て市医師会による「医療救護チーム」を編成し、市内の救急救護活動拠点等に派遣する。また、必要に応じて市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会に協力を要請する。

第3章 地震災害応急対策  
第7節 災害時の医療救護・保健

■医療救護チームの主な活動内容

区分	活動内容
町田市医師会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 傷病者に対する応急処置</li><li>○ 災害拠点病院等への搬送の要否の判定（トリアージ）</li><li>○ 搬送困難な患者、軽傷者等に対する医療</li><li>○ 助産救護</li><li>○ 死亡の確認</li><li>以上のか、状況に応じて遺体の検案に協力する（第17節参照）</li></ul>
町田市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</li><li>○ 災害拠点病院等への転送の要否の判定（トリアージ）</li><li>○ 避難施設内における転送の患者、軽傷者等に対する歯科治療、衛生指導</li><li>○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</li></ul>
町田市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 緊急医療救護所・震災時医療拠点・救護連絡所における傷病者に対する調剤、服薬指導</li><li>○ 緊急医療救護所・震災時医療拠点・救護連絡所及び町田市災害薬事センターにおける医薬品の仕分け、管理</li><li>○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</li><li>○ 避難施設の衛生管理・防疫対策への協力</li></ul>
町田市柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 緊急医療救護所・震災時医療拠点・救護連絡所における負傷者に対する接骨診療</li></ul>

(1) 市民病院の対応

市民病院（病院対策部）は、都の災害拠点病院としての対応活動が最優先になることから、医療救護チームの編成は、災害拠点病院の活動を考慮して行う。

(2) 市医師会の対応

市医師会は、会員の安否及び被害状況の確認を行い、市災害医療コーディネーターに報告するとともに、会員の派遣等について調整を図る。

(3) 市薬剤師会の対応

市薬剤師会は、救護統括班（市災害薬事コーディネーター）からの災害派遣要請に基づき、会員の派遣等について調整を図る。また、救護統括班からの薬剤の供給依頼があった場合、可能な範囲での医薬品供出等に協力するものとする。

(4) 市歯科医師会・市柔道整復師会の対応

市歯科医師会及び市柔道整復師会は、救護統括班からの災害派遣要請に基づき、会員の派遣等について調整を図る。また、必要に応じて、本部組織等を立上げ、連絡員を派遣する等して市との連絡調整を図る。

市歯科医師会については、別途警察署とも連携し、検視・検案への協力も行う。

### 3 東京都地域災害医療コーディネーターへの報告及び応援要請

市災害医療コーディネーターは、救急救護活動拠点を設置し、医療救護チームを派遣した場合、東京都地域災害医療コーディネーターに市の医療救護活動状況を報告する。また、市の対応能力では十分でないと認められる場合、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める他、東京都地域災害医療コーディネーターを通じて都（福祉保健局）に医療救護班の派遣を要請する。

救護統括班は、派遣要請を行ったことを災害統括班に報告する。

都では、2004年（平成16年）に災害医療派遣チーム（東京DMAT）を発足させ、2019年度（令和元年度）現在25病院を指定しており、災害発生直後からおおむね72時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、派遣することにしている。また、都医療救護班、東京DPAT等を確保するとともに、災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施するなど、初動医療体制を整備している。

さらに、医療搬送業務協定による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。

## 第3 医薬品・医療用資機材等の調達（救護統括班、病院管理班、市薬剤師会）

### 1 町田市災害薬事センターの設置

救護統括班（市災害薬事コーディネーター）は、医薬品供給及び調達を実施するため、町田市災害薬事センターを設置し、市内の医薬品供給体制の統括を実施する。

#### ■町田市災害薬事センターの概要

設置場所	第1候補：市庁舎 第2候補：その他市施設（健康福祉会館等） ※ 医薬品の管理及び運搬に適した部屋を確保する
設置期間	発災後14日間までを基本とする。ただし、市内の医薬品供給状況等を踏まえ、期間延長することがあり得る。
構成員	センター長：市災害薬事コーディネーター その他の構成員：救護統括班職員、市薬剤師会会員
業務	① 救急救護活動拠点及び避難施設等における医薬品ニーズの掌握 ② 卸への医薬品発注・東京都への医薬品供給要請 ③ 救急救護活動拠点・避難施設等への医薬品分配 ④ 薬剤師班の差配、支援要請等薬剤師班に関する調整業務 ⑤ 病院薬剤部・薬局・卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者の調整

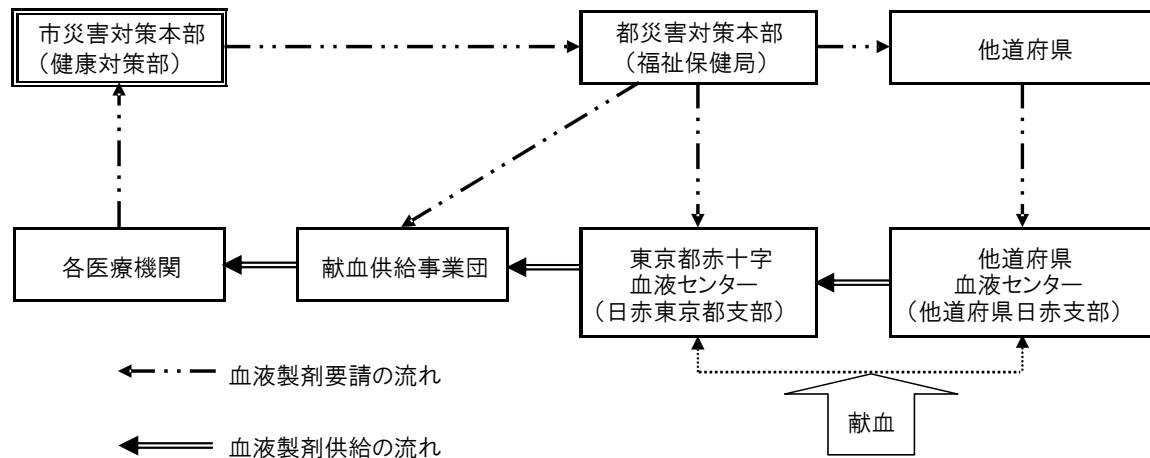
## 2 医薬品等の使用方針及び調達

医療救護所での医療救護活動に必要な医薬品・医療用資機材等（以下、「医薬品等」という）の使用方針及び調達の方法は、次のとおりとする。

- ① 市内の備蓄品等の使用  
原則として、市民病院、救急救護活動拠点等に備蓄されている医薬品等を使用して医療救護活動を展開する。不足する場合は、町田市災害薬事センターが、市薬剤師会に流通在庫品等による供給協力を要請するほか、市内薬局等医薬品販売業者の調達を検討する。
- ② 卸売販売業者への要請  
①による調達で医薬品等が不足する場合は、市は、市薬剤師会等から供給を受ける医薬品等の保管及び緊急医療救護所・救護連絡所等への配送仕分けのため、発災後速やかに、町田市災害薬事センター（医薬品調整窓口）を設置する。町田市災害薬事センターでは、卸売販売業者への発注や、市薬剤師会等から提供された医薬品等の管理や仕分けを行うとともに、緊急医療救護所・救護連絡所等からの医薬品等の供給依頼への対応を行う。
- ③ 都への要請  
市として医薬品等の入手が困難な場合には、都（福祉保健局）に調達の協力を要請する。
- ④ 医療救護チーム等の医薬品等の活用  
医療救護チーム及び都医療救護班の携行した医薬品等は、積極的に活用する。  
なお、医療救護チームの医薬品等を使用した場合は、災害救助法が適用された場合を除き、市の費用負担とする。
- ⑤ 調達した医薬品等の納品・分配  
調達した医薬品等については、救急救護活動拠点へ供給する分については、災害薬事コーディネーターの助言のもと分配し、卸売販売業者から直接拠点へ納品される。

## 3 血液製剤の調達

血液製剤が、通常方法での調達が困難となり不足する場合は、市を通して都（福祉保健局）に調達の協力を要請し、確保する。



## 4 その他の要請

飲料水、洗浄のための給水、電気、電話等通信手段は、災害統括班を通じて都水道局、東京電力パワーグリッド、NTTに要請する。

## 第4 救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動 (救護統括班、消防署、病院医療班、市医師会、市薬剤師会)

### 1 救急救護活動拠点

災害時は、市内各所に設置される救急救護活動拠点を中心に、救護活動を実施する。市の定める救急救護活動拠点を以下に示す。

#### (1) 災害拠点連携病院

救護統括班と市医師会は協力して、地域の被災者の救急救護活動拠点となる市内の9箇所の病院で傷病者受入れの環境を整える。※ 資料編 災害拠点連携病院

#### (2) 震災時医療拠点・救護連絡所・準救護連絡所等

救護統括班は、地域の被災者の救急救護活動拠点として、次の場所に救護連絡所を設置し、市医師会及び市薬剤師会と協力して環境を整える（最大14日間での終了目標）。

設置順位	区分	期間	内容
1	震災時医療拠点 (全避難施設のうち3箇所)	発災直後開設～ 14日目まで	災害拠点連携病院が離れた地域において、発災直後から傷病者が受け入れられるよう、避難施設である市立学校に設置する救急救護活動拠点。市災害医療コーディネーターは、必要な医師、看護師等の人員を早急に確保し、発災後なるべく早期の設置を目指す。
2	救護連絡所 (全避難施設のうち5箇所)	3日目まで (72時間以内)に開設～ 14日目まで	大地震等により災害が発生した場合、必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。
3	準救護連絡所 (全避難施設のうち13箇所)	(局地災害の場合、必要に応じ開設)	市内の局地災害時に、市の要請に基づき必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。
4	その他の避難施設 (全避難施設のうち50箇所)	(必要に応じ開設)	上記の指定21箇所を除いた避難施設。上位の指定場所に設置終了後、必要に応じて設置する。

※ 資料編「町田市指定避難広場」

#### (3) 現場救護所

消防署は、集団救出現場等で負傷者が多数発生した場合、現場近くに現場救護所を設置する。

### 第3章 地震災害応急対策 第7節 災害時の医療救護・保健

#### ■市内の災害拠点病院及び災害拠点連携病院の一覧

区分	病院名	所在地	都指定	市指定
災害拠点病院	町田市民病院	旭町 2-15-41	○	
	南町田病院	鶴間 4-4-1	○	
災害拠点連携病院	ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8		○
	多摩丘陵病院	下小山田町 1491	○	
	おか脳神経外科	根岸町 1009-4		○
	町田病院	木曽東 4-21-43	○	
	鶴川サナトリウム病院	真光寺町 197	○	
	鶴川記念病院	三輪町 1059-1		○
	町田胃腸病院	旭町 1-17-21	○	
	あけぼの病院	中町 1-23-3		○
	町田慶泉病院	南町田 2-1-47	○	
	相原小学校	相原町 1673		○
震災時医療拠点	成瀬台小学校	成瀬台 2-5-2		○
	大蔵小学校	大蔵町 286		○

※上記の災害拠点病院及び災害拠点連携病院の近傍（敷地内）には、主に軽症者の手当て等を行う緊急医療救護所が設置される。

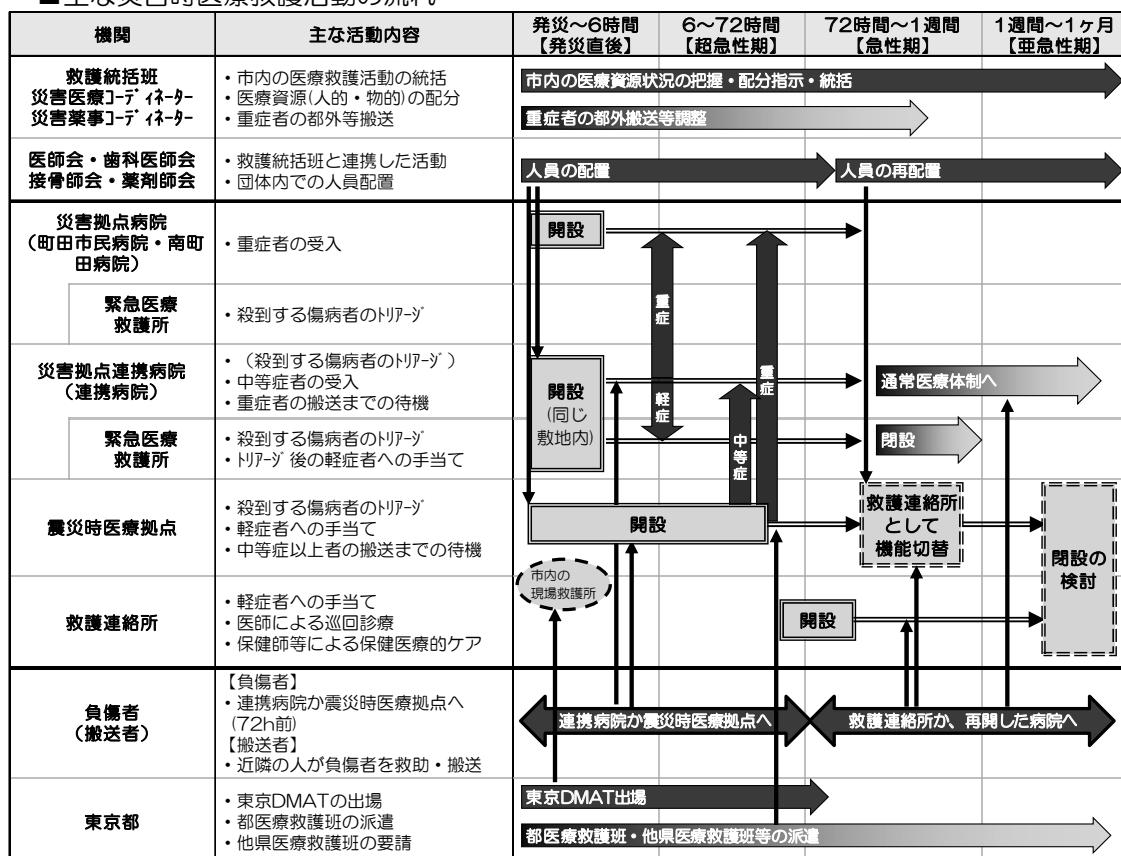
※本表には、東京都の定める災害拠点連携病院のほか、同病院が果たす役割と同様の役割を担う災害時医療の拠点として、町田市が、町田市医師会との協議のもと、独自に定める病院も含む。

## 2 救護活動

### (1) 救護活動

初動期の救護活動は、負傷者が多数発生した災害現場等の現場救護所及び負傷者が殺到する災害拠点連携病院での活動を中心とし、そのあとは、避難施設等における救護連絡所の活動を中心とする。

### ■主な災害時医療救護活動の流れ



第3章 地震災害応急対策  
第7節 災害時の医療救護・保健

時期	状況	活動内容
発災後6時間	建物の倒壊や火災等の発生により、負傷者が多数発生し、救助活動が開始される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、市災害医療コーディネーターの統括のもと、災害拠点連携病院や医師会等の関係機関と早急に連絡体制を確立する。</li> <li>○ 医療は、主として災害により現場で負傷したものを対象とし、救助・救出に伴う現場救護所での医療救護活動を行う。</li> <li>○ 救出救助に伴う医療救護活動については、必要に応じて消防機関及び東京DMATと連携して行う。</li> <li>○ 多数の負傷者がいる場合はトリアージ*を行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者は、災害拠点病院への搬送に努める。</li> <li>○ 医薬品・医療資機材等は、主に外傷の対応とする。</li> </ul>
6～72時間	救助された多数の負傷者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶している状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師会等は、事前の参集計画等に従って、災害拠点連携病院へと医師等のチームを派遣する。</li> <li>○ 災害拠点連携病院での医療救護活動を行う。災害拠点連携病院に搬送等された傷病人に対して、トリアージを実施。重症者は災害拠点病院（市民病院・南町田病院・他県拠点病院等）への搬送、中等症の者は災害拠点連携病院内での治療を受ける。軽症者は、応急手当や症状に応じた処方を受ける。軽症者で応急手当等の済んだもののうち、避難の必要がある者は、後に設置される救護連絡所へと向かうこととする。</li> <li>○ 歯科医療救護活動を同時に実施する。</li> <li>○ 市内の医療救護活動体制を把握した上で、災害医療コーディネーターの判断のもと救護連絡所を準備、設置する。</li> <li>○ 市は、開設した救護連絡所について、市民へ広報する。</li> </ul>
72時間～1週間程度	被害状況が少しづつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点連携病院での混雑状況が緩和されてきた場合、医師会等は順次救護連絡所へと医療チームをシフトさせる。</li> <li>○ 開設された救護連絡所では、医師による巡回診療による軽症者の手当を行なう。中等症以上で継続的な治療が必要な者は、災害拠点連携病院へ搬送等により向かう。</li> </ul>
1週間～1ヶ月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点連携病院は、通常医療体制へと徐々に移行できるようを目指す。</li> <li>○ 市と医師会等は協力して、避難施設等における定点・巡回診療の実施を検討する。</li> <li>○ 市と医師会は、慢性疾患等により専門医療が必要な者に対し、災害医療支援病院*等における治療が提供できるよう、調整する。</li> </ul>

\*災害医療支援病院 … 東京都地域防災計画上で、専門医療、慢性疾患への対応を行うとしている医療機関で、災害拠点病院（町田市では町田市民病院、南町田病院）及び災害拠点連携病院を除く全ての病院施設が該当する。

\*トリアージ … トリアージとは、災害発生時など多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて治療優先順度を決めることう。また、トリアージを実施する際にはトリアジタグを使用し、症状に加え収容医療機関への緊急連絡事項等はトリアジタグに簡記する。一見して重傷にみえない挫滅症候群への注意が必要。

第3章 地震災害応急対策  
第7節 災害時の医療救護・保健

■トリアージの実施基準

分類	優先順位	識別票	症状の状態等
無呼吸群／死亡群	第4	黒	既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性のないもの。または、気道を確保しても呼吸がないもの。
最優先治療群 (重症群)	第1	赤	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの。窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの。
待機的治療群 (中等症群)	第2	黄	ア 多少治療の時間が遅れても、生命には危険がないもの。 イ 基本的には、バイタルサイン※が安定しているもの。
保留群 (軽症群)	第3	緑	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないものなど。

※ バイタルサインとは…体温、意識、呼吸、脈拍など、生きている基本的兆候

(2) 搬送手段の要請

救護統括班は、災害拠点連携病院等からの負傷者の搬送が、市だけでは対応できない場合、東京都地域災害医療コーディネーター及び都（福祉保健局）に搬送手段を要請する。

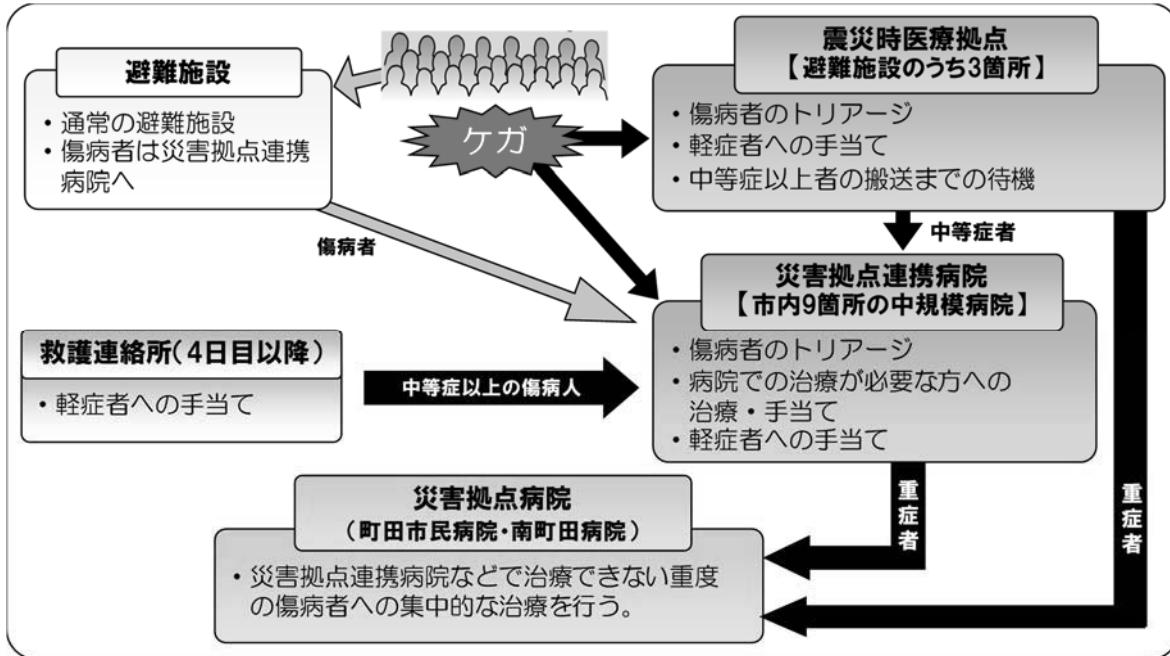
3 助産所の設置・活動

病院医療班は、助産所を助産施設のある市民病院内または、市内産科医療施設内に設け、災害のため助産の途を失った者に対し、介助等必要な救護を行う。

- 分娩の介助
- 分娩前及び分娩後の処置
- 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

## 災害時医療救護

<災害時医療救護活動の流れ（超急性期（72時間以内））>



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。

## 第5 災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立

(救護統括班、消防署、警察署、災害統括班)

### 1 災害拠点連携病院等からの搬送態勢

救護統括班は、市内の救急告示医療機関、その他病院の被災状況、稼動状況及び収用可能ベッド数を速やかに把握し、被災地・医療救護所及び災害拠点連携病院等からの負傷者・重傷者等の搬送態勢を確保する。

市内の病院で対応できない場合、救護統括班は、東京都地域災害医療コーディネーターに南多摩二次保健医療圏及び隣接二次保健医療圏の他医療施設へ転送を要請する。また、東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに被災地外・他県等の医療施設への転送を要請する。

※ 資料編 災害医療施設

### 2 被災地外・他県等の医療施設への搬送

救護統括班は、災害拠点連携病院の医師の判断により負傷者、医療制約者等のうち被災地外・他県等の医療施設に収容する必要のある者が生じた場合、消防署に搬送を要請する。

消防署で対応できない場合、救護統括班は、東京都地域災害医療コーディネーターに搬送手段を要請するほか、民間患者等搬送車の要請や調達輸送班の管理する緊急通行車両等による搬送を要請する。

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第7節 災害時の医療救護・保健

【搬送手段】	【救急隊の支援】
○ 医療救護チームの車両の使用	○ 傷病者の収容先医療機関の選定
○ 東京消防庁への搬送の要請	○ 災害拠点病院等への搬送
○ ヘリコプターによる搬送の要請	○ 傷病者の応急処置

#### 3 医療スタッフ及び医薬品等の搬送

救護統括班は、被災地及び災害拠点連携病院・震災時医療拠点・救護連絡所等への医療スタッフ及び必要な医薬品等の搬送について、必要に応じて調達輸送班と調整する。搬送にあたっては、市所有の車両の他、すでに締結している関係機関との協定に基づき、バス等による搬送を活用する。

市による搬送が対応できない場合は、都に応援を要請する。

### 第6 市民病院の活動（病院管理班、病院医療班）

病院管理班は、市民病院内の被災状況、稼動状況及び収容可能ベッド数を速やかに把握し、他の災害拠点連携病院等から搬送される重傷病者の災害拠点病院としての態勢を確保する。

なお、市外の災害拠点病院への転送が必要な場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに近隣市町村の医療機関での救護を要請する。

知事の要請があり、かつ市内の状況を踏まえて対応が可能な場合、傷病者の受入及び医療救護チームの派遣等、災害拠点病院としての必要な医療救護活動を行う。

## ■ 特殊医療

### 第7 特殊医療（救護統括班、保健班、病院管理班、病院医療班）

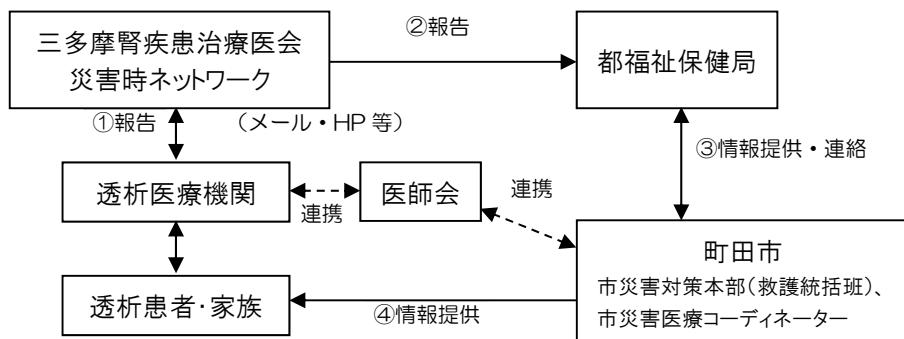
#### 1 人工透析患者への対応

人工透析患者は、その多くが一回2時間以上を要する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも、透析医療の確保が必要である。透析医療機関と患者で検討されている災害時行動が円滑にとれるよう、市は適切な情報提供を行う。東京都福祉保健局や三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワークからの情報を収集し、患者や家族からの問い合わせに対応する。

医療機関から透析医療用の水道水の要請があったときは、災害統括班が避難施設・応急給水応援班と調整し、必要な水の確保を行う。確保が困難な場合は、都保健福祉局に支援を要請する。

保健班は、避難施設運営を担当する各班と連携して、避難施設において透析が必要な患者を把握する。

＜人工透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図＞



#### ■ 市内の透析医療機関

- |           |                |            |
|-----------|----------------|------------|
| ○市民病院     | ○南町田病院         | ○あけぼの病院    |
| ○町田慶泉病院   | ○ふれあい町田ホスピタル   | ○鶴川駅前クリニック |
| ○成瀬腎クリニック | ○グランハート透析クリニック |            |

#### 2 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には要配慮者として医療施設などに救護する必要がある。

このため、保健班は関係する班と連携し、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成する個別支援計画で定めた方法等により、在宅難病患者の療養継続のための支援、また必要に応じて搬送及び救護を行う。

## ■■■ 被災者への保健対策（医療ケア） ■■■

### 第8 保健活動の実施（保健班）

保健班は、巡回健康相談チームを編成し、避難施設における健康相談や巡回健康相談を行う。また、市の編成では不足する場合は、都へ巡回健康相談チームの派遣を要請する。また、巡回健康相談チームは、東京 DPAT（第9参照）や医療機関等と連携し、次のような対応を行う。

- 健康相談の実施
- 保健活動の実施・評価
- 避難者への健康維持・増進活動についての支援
- 地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア
- 歯科疾患や誤嚥性肺炎の予防を目的とした口腔ケアの啓発
- 健康調査の実施
- 避難施設や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握
- 避難者、在宅生活者や車中泊の被災者の健康相談の支援
- 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整
- 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設に対し、必要な情報の提供
- 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動の実施
- 災害関連死や二次的健康被害の予防活動の実施

### 第9 精神保健医療（保健班）

保健班は、知的・精神障がい者や大規模な災害による急性ストレス障害（A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）に対処するため福祉保健局へ東京 DPAT の派遣を要請し、情報提供等を行う。

なお、東京 DPAT は、次の項目の活動を実施し、福祉保健局等との連携により、応援職員及び他道府県DPAT 等の受け入れ、診療医療機関の確保及び入院可能な病院の確保等を行う。また、東京 DPAT の活動は巡回健康相談チームと連携を図りながら行う。

- 被災した精神障がい者への継続的医療の確保
- 避難施設等での精神疾患の発症への救急対応
- 避難施設巡回相談等
- 相談や、治療に関する医療機関の紹介

## 第8節 危険物等対策

概要	危険物・有毒物の取扱施設において、災害によって誘発される爆発、有毒ガスの漏えいを防止する必要がある。また、これらの危険から従業員・周辺住民等の安全を確保するために施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。 本節では、災害発生時に危険物を取り扱う各機関が行うべき活動を定める。
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
対策活動	第1 石油類等危険物取扱施設対策	●	●		消防署、警察署、災害統括班、都環境局、各施設
	第2 火薬類等取扱施設対策	●	●		消防署、警察署、災害統括班、都環境局、関東東北産業保安監督部、各施設
	第3 毒物・劇物・有害化学物質等取扱施設対策	●	●		消防署、警察署、都教育庁、災害統括班、生活環境班、救護統括班、各施設
	第4 高圧ガス等取扱施設対策	●	●		消防署、警察署、都総務局・環境局、災害統括班、各施設
	第5 流出油及び危険物等輸送車両の応急対策	●	●		消防署、警察署、都環境局・総務局・建設局、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、JR 貨物、災害統括班、各施設
	第6 危険動物逸走時の応急対策	●	●		消防署、警察署、都総務局・福祉保健局・産業労働局・建設局、衛生班

対策活動

**第1 石油類等危険物取扱施設対策  
(消防署、警察署、災害統括班、都環境局、各施設)**

石油類等危険物取扱施設等が被害を受け、危険物の流出、火災、爆発等のおそれがある場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

施設責任者	<input type="checkbox"/> 発火源の除去 <input type="checkbox"/> 消防署、警察署への通報	<input type="checkbox"/> 油類の流出、拡散防止 <input type="checkbox"/> 消防隊への協力(情報)
都環境局	<input type="checkbox"/> 施設責任者への指導	
消防署	<input type="checkbox"/> 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業及び移送の停止 <input type="checkbox"/> 施設の応急点検 <input type="checkbox"/> 混触発火等による火災防止措置 <input type="checkbox"/> 初期消火活動と流出・異常反応等による拡散防止措置と応急対策 <input type="checkbox"/> 災害状況に応じた従業員・周辺住民への人命安全措置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動 <input type="checkbox"/> 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、応急措置命令を実施	
警察署	<input type="checkbox"/> 避難の指示 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定
市	<input type="checkbox"/> 避難勧告等 <input type="checkbox"/> 避難施設の開設 <input type="checkbox"/> 情報提供	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 避難住民の保護 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡

**第2 火薬類等取扱施設対策（消防署、警察署、災害統括班、都環境局、  
関東東北産業保安監督部、各施設）**

火薬類製造事業所等の施設等が危険な状態となった場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

施設責任者	<input type="radio"/> 保管、貯蔵中の火薬類の安全措置又は必要に応じた移動 <input type="radio"/> 消防署、警察署への通報 <input type="radio"/> 付近住民の避難 <input type="radio"/> 消防隊への協力（情報）
都環境局	<input type="radio"/> 施設責任者への指導 <input type="radio"/> 必要に応じて緊急措置命令等の実施
関東東北産業 保安監督部	<input type="radio"/> 危険防止措置の監督又は指導 <input type="radio"/> 必要に応じて緊急措置命令等の実施
消防署	<input type="radio"/> 延焼火災等による誘発の防止 <input type="radio"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動 <input type="radio"/> 関係機関との連絡
警察署	<input type="radio"/> 警戒区域の設定 <input type="radio"/> 避難誘導 <input type="radio"/> 関係機関との連絡
市	<input type="radio"/> 避難勧告等 <input type="radio"/> 避難誘導 <input type="radio"/> 避難施設の開設 <input type="radio"/> 避難住民の保護 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 関係機関との連絡

### 第3 毒物・劇物・有害化学物質等取扱施設対策（消防署、警察署、 都教育庁、災害統括班、生活環境班、救護統括班、各施設）

毒物・劇物・有害化学物質等を保有する事業所等が危険な状態になった場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

施設責任者	<input type="radio"/> 発火源の除去 <input type="radio"/> 毒物・劇物・有害化学物質等の安全な場所への移動 <input type="radio"/> 漏出防止、除毒措置 <input type="radio"/> 消防署、警察署への通報 <input type="radio"/> 付近住民の避難 <input type="radio"/> 消防隊への協力（情報）
消防署	<input type="radio"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告等及び市へのその内容の通報 <input type="radio"/> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 <input type="radio"/> 必要に応じて、応急措置命令を実施
警察署	<input type="radio"/> 避難の指示 <input type="radio"/> 避難誘導 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 警戒区域の設定
市	<input type="radio"/> 毒物・劇物・有害化学物質等の飛散、漏えい、浸透防止 <input type="radio"/> 中和剤等による除毒作業の指示
都教育庁	<input type="radio"/> 学校における事故発生時の活動について指導の実施
市	<input type="radio"/> 避難勧告等 <input type="radio"/> 避難誘導 <input type="radio"/> 避難施設の開設 <input type="radio"/> 避難住民の保護 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 関係機関との連絡

#### 第4 高圧ガス等取扱施設対策（消防署、警察署、都総務局・環境局、 関東東北産業保安監督部、災害統括班、各施設）

高圧ガス貯蔵施設等が被害を受け、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、市、各関係機関は直ちに都環境局に通報し対策にあたる。なお、高圧ガスの輸送中の事故についても同様に行う。

施設責任者	<input type="radio"/> 作業員の避難・安全措置 <input type="radio"/> 都（環境局）への通報 <input type="radio"/> 消防隊への協力（情報）	<input type="radio"/> 消防署、警察署への通報 <input type="radio"/> 付近住民の避難
都 総 務 局	<input type="radio"/> 関係機関に対する情報通知の実施	
都 環 境 局	<input type="radio"/> 高圧ガス保安協会への連絡	<input type="radio"/> 防災事業所への出動要請
消 防 署	<input type="radio"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告等及び市へのその内容の通報 <input type="radio"/> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 <input type="radio"/> 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 <input type="radio"/> 必要に応じて、応急措置命令を実施	
警 察 署	<input type="radio"/> 避難の指示 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 警戒区域の設定	<input type="radio"/> 避難路の確保及び避難誘導 <input type="radio"/> 交通規制
関東東北産業 保安監督部	<input type="radio"/> 施設責任者への指導	<input type="radio"/> 関係機関との情報連絡
市	<input type="radio"/> 避難勧告等 <input type="radio"/> 避難施設の開設 <input type="radio"/> 避難住民の保護	<input type="radio"/> 避難誘導 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 情報提供

## 第5 流出油及び危険物等輸送車両の応急対策

(消防署、警察署、都環境局・総務局・建設局、関東東北産業保安監督部、  
関東運輸局、JR貨物、災害統括班、各施設)

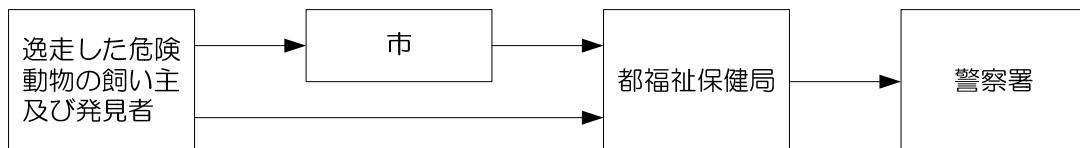
施設からの流出や危険物等輸送車両の事故等がおきた場合、各機関は連携し出火防止・事故の拡大防止対策を講じる。

施設責任者	<input type="checkbox"/> 作業施設内の安全処置 <input type="checkbox"/> 出火及び拡大防止措置 <input type="checkbox"/> 付近住民の避難	<input type="checkbox"/> 消防署、警察署への通報 <input type="checkbox"/> 消防隊、警察への協力
都環境局 都総務局 都建設局	<input type="checkbox"/> 関係機関との情報連携 <input type="checkbox"/> 関係機関への要請	<input type="checkbox"/> 緊急措置命令の実施
消防署	<input type="checkbox"/> 救助・救急 <input type="checkbox"/> 被害の拡大防止 <input type="checkbox"/> 交通規制の要請	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動
警察署	<input type="checkbox"/> 警戒区域の設定、避難誘導 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 交通規制
関東東北産業 保安監督部	<input type="checkbox"/> 関係機関との情報連携 <input type="checkbox"/> 防災事業所に対する応援出動の要請	<input type="checkbox"/> 緊急措置命令の実施
関東運輸局	<input type="checkbox"/> 危険物輸送に関する対策の推進	
JR貨物	<input type="checkbox"/> 消火、火気厳禁、立入禁止等の措置 <input type="checkbox"/> 関係機関への通報	
市	<input type="checkbox"/> 避難勧告等 <input type="checkbox"/> 避難施設の開設 <input type="checkbox"/> 情報提供	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 避難住民の保護 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡

## 第6 危険動物逸走時の応急対策（消防署、警察署、 都総務局・福祉保健局・産業労働局・建設局、衛生班）

特定動物等（特定動物、及びその他、人に危害を加える恐れのある危険動物）逸走時における対策は、次のとおりとする。

都 総 務 局	○ 情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
都 福 祉 保 健 局	○ 情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関係局（庁）との連絡調整を行う。
都 産 業 労 働 局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導を行う。
都 建 設 局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置を行う。
消 防 署	○ 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。
警 察 署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。
市	○ 危険動物逸走の通報受理及び都福祉保健局へ通報を行う。 ○ 必要に応じて、避難勧告等、避難誘導、避難施設の開設、避難住民の保護、情報提供、関係機関との連絡を行う。



## 第9節 災害時の警備対策

概要	大規模災害時には、要請後すぐに救援が得られるとは限らず、個人自らが自分の身を守ることが必要となる。また、災害による危険の外、社会的混乱に乘じた各種犯罪が誘発される可能性がある。 本節では、災害発生時の「警備・防犯」「秩序維持」について定める。
----	--

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
警備・防犯	第1 被災地の警備・防犯	●	●		警察署、災害統括班、道路班
秩序維持	第2 秩序維持・犯罪の抑止			●	警察署

### 警備・防犯

#### 第1 被災地の警備・防犯（警察署、災害統括班、道路班）

##### 1 警察署の警備態勢

警察署長は、警察署に現場警備本部を設置して指揮態勢をとり、警備態勢を確立する。

また、最高警備本部長または方面警備本部長から特に命令のない限り、警察署長は管内の災害に対し、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、被災地の警備に当たる。

##### 2 協力態勢

警察署は、町内会・自治会等と連携・協力し、犯罪防止のための巡回パトロールを行う。なお、災害統括班は、被災地の防犯啓発活動を行う。

また、関係各対策部は、その所管する施設や業務に基づき必要な「警備・防犯」活動の協力をを行う。

##### 3 街路灯等の調査・復旧

道路班は、それぞれの所管に基づき、地震により被災した街路灯等の調査を行うとともに、道路管理者・関係機関等と連携・協力して復旧・設置等の必要な措置を講ずる。

## 秩序維持

### 第2 秩序維持・犯罪の抑止（警察署）

警察署は、大規模災害の発生後に予想される被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難施設におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難施設等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

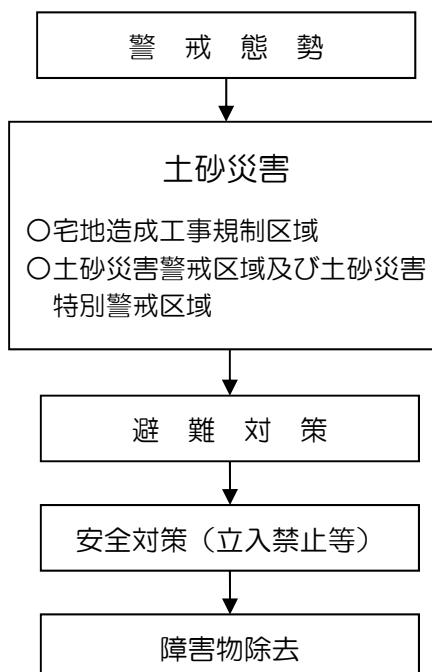
さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

市民に対しては、義援金詐欺等の震災便乗犯罪への注意喚起など、犯罪の発生状況に応じた迅速な広報を実施する。

## 第10節 土砂災害警戒区域等対策

概要	地震後の降雨により、斜面崩壊や土石流発生の危険がある。本節では、土砂災害警戒区域等における二次災害を防止するために、避難対策、立入禁止等の措置等について定める。
----	--

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
土砂災害警戒区域等対策	第1 避難対策	●			住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団
	第2 安全対策		●		住宅都市復興班、下水道応急復旧班、消防署、消防団
	第3 土砂・竹木等の除去		●		道路班



## ■ 土砂災害警戒区域等対策 ■

### 第1 避難対策（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団）

危険区域の市民に対しては、必要に応じ、避難の勧告・指示・警戒区域の設定及び誘導を行う。なお、これらについては、第12節「避難対策」を参照のこと。

### 第2 安全対策（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、消防署、消防団）

各関係機関は、土砂災害警戒区域等の安全確保するために、斜面の亀裂や変状等が確認された場合、必要に応じて次のような措置を行う。

対象地域・箇所	措置
○ 宅地造成工事規制区域	<ul style="list-style-type: none"><li>安全に留意した監視の実施</li><li>立入禁止の措置</li><li>安全が確認されるまで避難指示の継続</li><li>落石防止、降雨対策のためのシートによる保護、応急排水路の設置</li></ul>
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	

### 第3 土砂・竹木等の除去（道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班）

災害により発生した土砂・竹木等については、次のとおり除去する。（町田市災害廃棄物処理計画参照）

#### 1 住居

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次のとおり行う。

##### (1) 実施の決定

災害救助法に基づき知事が障害物の除去に着手したときは、市は補助機関として実施に協力する。また、知事から委任された場合は、市が除去する。

ただし、災害の事態が急迫し、災害救助法に基づく（知事による）実施を待つことができないときは、市が除去に着手する。その際、実施状況を都知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

##### (2) 対象者

障害物の除去の対象者は、次の基準に該当するものとする。

- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することできない者

## 第3章 地震災害応急対策

### 第10節 土砂災害警戒区域等対策

#### (3) 除去の方法

災害救助法による障害物の除去については、都に実施を依頼するが、都から委任された場合や市が着手するものについては、次のとおり行う。なお、除去費用は災害救助法の限度内を基準とする。

- 除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告する。
- 市内建設業者等と協力して対象となる土石・竹木等を仮置場へ撤去する。
- 障害物の搬出・仮置場の運用等にあたっては、第20節の第6「一般建物の解体・撤去」と整合させる。

※資料編 災害救助法による救助の程度

#### 2 道路・道路施設等

道路班は、倒壊や崩壊により道路及び橋・トンネル等の敷地内に入り込んだ、早急に除去する必要がある障害物について、市内建設業者等と協力しぬれども除去作業を行う。

- 除去する障害物は、道路・道路施設内で応急対策活動上早急に除去が必要なもの

#### 3 仮置場の設置及び管理・運営（共通：第20節 第6「一般建物の解体・撤去」参照）

除去した土砂・竹木等の仮置場の開設は清掃総務班が企画班に調整を依頼し、公園管理班が協力して実施する。道路啓開や家屋等の解体・撤去等により、がれきが大量に発生することが予想される場合には、道路班は仮置場の設置について清掃総務班と調整する。

企画班は災害廃棄物発生状況を勘案し、仮置場候補地から開設場所を選定する。周辺住民に対しては、大型車の通行による騒音・振動の発生や防疫活動の実施に関する広報を行う。

清掃総務班、資源循環班、道路班、公園管理班、衛生班は協力して、仮置場の監視や分別、環境対策を実施する。

大規模災害に伴い大量のがれき等が発生した場合には、必要に応じて二次仮置場の確保に努める。

#### 4 応援協力

市の有する除去能力を上回る場合は、都を通じて、広域的応援体制の確立及び派遣を要請する。また、国、関係団体等に広く協力をもとめる。

※ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）に基づく対応

土砂災害防止法における土砂災害警戒区域に指定された場合には、当該区域の避難計画に基づいて対応する。

## 第11節 帰宅困難者対策

概要	大規模災害時には、鉄道等が運行を休止し、駅周辺では多数の帰宅困難者が発生することが予想される。 本節では、災害発生時の「帰宅困難者対策」について定める。
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
帰宅困難者対策	第1 帰宅困難者対策	●	●		被害調査班、各施設所管部、各事業所

### 帰宅困難者対策

#### 第1 帰宅困難者対策（被害調査班、各施設所管部、各事業所）

被害調査班及び各施設所管部は、駅周辺で発生することが予想される多数の帰宅困難者に対し、必要に応じて駅周辺の施設を利用して一時的保護を行う。また、各事業者及び警察と連携して駅前の混乱防止に努める。

なお、対策の実施は、鉄道等が運行を休止し、復旧の目途がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であると判断される場合とする。

##### 1 帰宅困難者の推計等

###### (1) 算定基準

東京都防災会議が、2012年（平成24年）4月に見直した「首都直下地震等による東京の被害想定」においては、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者として次により算定している。

- ① 自宅までの帰宅距離が10km以内の人は、全員「帰宅可能」とする。
- ② 自宅までの帰宅距離が10km～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ「帰宅可能」者が遞減するものとする。
- ③ 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、全員「帰宅困難」とする。

###### (2) 定義

滞留者数	地震発生直後の鉄道や道路等の交通機関の運行停止及び不通区間の発生によって、自宅のある市区町村以外で足止めされた人の数
帰宅困難者数	外出者のうち徒歩で帰宅することが困難な人の数

###### (3) 帰宅困難者の推計

滞留者（人）	319,134
滞留者の内帰宅困難者（人）	86,680

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定）

第3章 地震災害応急対策  
第11節 帰宅困難者対策

(4) 町田駅における滞留者数

駅周辺滞留者		待機人口			滞留場所不明人口	計		
屋内滞留者	屋外滞留者	自宅	移動無し	移動開始前				
25,928	12,268	38,196	7,715	7,638	3,240	18,593	2,011	58,800

(出典：首都直下地震等による東京の被害想定)

※駅を起点に 4km<sup>2</sup>圏内に存在する人数をカウントしている。上記のうち「屋外滞留者」が駅に集積すると考えられる。

※屋内滞留者＝駅周辺で学校、職場の目的で滞留している人の総数

※屋外滞留者＝駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数

(5) 予想される事態

群集の発生	外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから、心理的な不安が一段と増加するものと考えられ、とりわけ路上を移動中や買物等で繁華街にいる人は、帰属する場所がないことから無統制な群衆となってターミナルへ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることが予測される。
安否確認電話の集中	阪神・淡路大地震災では、安否確認のため、ピークには平常時の 50 倍の電話が集中し、電話がかかりにくい状態となった。首都圏の人口の多さ、携帯電話の普及度などを考慮すると更に大きな輻輳が予測され、また家族等の安否確認ができるか否かによって、帰宅困難者の行動パターンは大きく変わるものと予想される。
帰宅行動の発生	東京における通勤、通学等の手段は、大量輸送機関である鉄道に大きく依存しているため、その機能が停止したり低下した場合、多数の徒歩帰宅者が発生することが予測される。  その数は、直下地震の被害想定結果から推計しても、都内では概ね 400 万人と見込まれ、しかも時間的経過とともに幹線道路を中心に、都心地域から周辺地域に移動していくものと考えられる。
帰宅困難者の発生	交通途絶により、自宅が遠隔なため即時帰宅をあきらめ、事業所内での残留を決意する人や、一旦、徒歩での帰宅を開始したものの、途中で帰宅が困難となり保護が必要になる人の発生が予測される。
公的施設や民間施設等への集中	帰宅困難者の中には、地域の公共施設や大規模民間施設を安全度が高く、かつ一時休息や情報確保ができる場所として捉え、数多くの人が保護や情報等の提供を求めて集まってくることが予測される。

## 2 事業所等における安全確保

事業所及び施設の管理者は、災害が発生した場合、従業員、施設利用者、来客者の安全を確保し、その保護を行うとともに、チェックシートにより施設の安全を確認する。

国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、一斉帰宅行動を抑制し、駅周辺の混乱を事前に防止するために、交通機関の運行状況等の情報をテレビ、ラジオ、インターネット等から収集し、帰宅できる者に対する的確な情報提供と帰宅への支援、家族の安否確認等を行う。なお、帰宅できない者（以下、「帰宅困難者」という）に対しては、保護又は一時滞在施設等への誘導を行う。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族との安否確認方法や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

事業所及び施設の管理者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。また、留まった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助となるよう努める。

## 3 学校等における帰宅困難者対策

学校等は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が一斉帰宅抑制に伴い企業等に留まることで帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、学校等は、災害時における保護者との連絡方法について、あらかじめ保護者に確認しておく。

## 4 駅周辺の混乱防止

### (1) 駅周辺混乱防止対策の方針

町田市内の各駅周辺における混乱防止対策（帰宅困難者対策）は、以下の視点をもって、各主体の相互協力のもと実施する。

#### ① 事業所における一斉帰宅の抑制

事業所においては、従業員の一斉帰宅を抑制し、徒歩帰宅が可能とされる10km圏内に在住する従業員から帰宅させるものとする。徒歩帰宅が困難な従業員は、鉄道運行が再開するまで、事業所に留めおくものとする。

#### ② 集客施設及び駅等の内部における利用者の保護

集客施設及び駅等においては、地震発生時に施設内にいた利用者等を一時的に保護し、安全確保に努めるものとする。またその際、利用者への情報提供に努めるものとする。建物や周辺が安全でないために、施設内での保護が困難等の事情がある場合、市と連携し、利用者の一時滞在施設への誘導を行うものとする。

#### ■対応時の留意点

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| ○施設の安全性確認 | ○利用者への情報提供 | ○要配慮者への対応 |
|-----------|------------|-----------|

③ 一時滞在施設での駅前滞留者保護

駅周辺に滞留者が殺到し、混乱が生じることを防止するため、駅周辺の状況を把握した被害調査班は、災害統括班との協議のうえ、帰宅困難者向けに一時滞在施設の開設を決定し、滞留者の保護を図る。避難誘導、一時滞在施設の開設及び運営は、財務対策部から施設を所管する対策部へ協力を依頼し、施設管理者及び施設職員と被害調査班が協力して開設運営を実施する。開設する一時滞在施設は、各駅において以下の施設を充てるものとする。

なお、町田駅以外の駅周辺の一時滞在施設については、各駅周辺の状況に応じて、施設管理者が空室を開放する。被害調査班は、各駅周辺を調査及び情報収集し、必要な職員を派遣する。

施設の開放順は、原則として、市のー時滞在施設を最初に開放し、市のー時滞在施設のみで帰宅困難者を収容できないことが見込まれる場合に民間ー時滞在施設の開放を要請する。ただし、これらの施設の開放順は、施設の被災状況や発災時の利用状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

■一時滞在施設一覧

相原駅	○堺市民センター
多摩境駅	○小山市民センター
町田駅 ※○数字は開放順	①市施設 町田市民ホール、町田市立中央図書館、町田市生涯学習センター（まちだ中央公民館）、町田市民フォーラム、町田市文化交流センター、町田市民文庫、健康福祉会館、子どもセンターまあち ②民間ー時滞在施設 ホテル・ラポール千寿閣、レンブラントホテル東京町田、河合塾町田校、メガロス町田、町田ボウリングセンター
鶴川駅	○和光大学ポプリホール鶴川
玉川学園前駅	○玉川学園コミュニティセンター
成瀬駅	○なるせ駅前市民センター
つくし野駅	○つくし野コミュニティセンター
南町田グランベリーパーク駅	○南町田グランベリーパーク

※玉川学園コミュニティセンターは、工事中のため使用不可（2021年5月開所予定）。

また、駅周辺の集客事業者は、交通機関・市・他の事業者・関係機関と連携し、開放されたー時滞在施設の情報提供・当該施設内での待機にかかる案内・安全な場所への誘導・その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努める。

【一時滞在施設とは】

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者（屋外滞留者）を一時的に受け入れる施設。

【避難施設とは】

避難施設とは、地震による自宅倒壊等、住居を失った被災者の仮宿泊施設となる場所。学校の体育館等の屋内施設。

(2) 帰宅困難者の一時的な保護

被害調査班は、施設管理者及び鉄道会社、バス会社等の各事業者と協力して、一時的な休憩場所等に交通機関の運行状況等を掲示し、帰宅困難者へ帰りの交通手段の情報提供を行う。

- 駅前及び駅周辺の一時滞在施設に交通機関の運行状況等を掲示する。
- 周辺市町村への案内マップを作成・配布する。
- 都との協定によるガソリンスタンドや郵便局での休憩場所の提供などについて、駅でアナウンスを行う。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（災害時帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）  
※災害時帰宅支援ステーションとは、徒歩帰宅者を支援する都立施設あるいは店舗のこと。都立学校のほか、コンビニエンスストアやガソリンスタンドも、東京都との協定に基づいて支援を実施する。災害時帰宅支援ステーションでは、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を可能な範囲で行う。

(3) 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会を踏まえた対策

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、市及び都が連携し、あらかじめ市、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会を設置している。災害時には協議会で策定された混乱防止対策に係る計画、マニュアル等に基づき、市、消防署、警察署、鉄道事業者、駅前周辺事業者等の協力のもと、駅周辺滞留者の保護・誘導・一時滞在施設での受入等の対策を実施する。

また、町田駅周辺地域における帰宅困難者対策の被害想定は、町田駅周辺地域での屋外滞留者想定数である12,268人を対象として用いる。

### 第3章 地震災害応急対策 第11節 帰宅困難者対策

#### 5 帰宅困難者の帰宅支援

市、都、日本赤十字社及び関係機関は、帰宅困難者の徒歩による帰宅において、次の支援を行う。

市の支援	市で開設した避難施設において、徒歩での帰宅者に対して、水、食料、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。
都の支援	混乱収拾後、徒歩帰宅者に対し、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供等、沿道支援体制に基づく支援を展開する。(東京都とコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等民間企業との協定により、各種店舗等が徒歩帰宅者への支援を実施する)
警察署の支援	避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
消防署の支援	市に対しての災害情報の提供及び駅周辺の二次的災害防止に係る支援を行う。
日本赤十字社の支援	登録ボランティアとの協力により、帰宅困難者の帰宅支援のために、主要な道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション）を設置し、帰宅困難者の帰宅の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 支援内容：炊き出し食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供など必要に応じ組み合わせて行う。</li><li>○ 開設時期・時間：災害発生直後・36時間以内</li><li>○ 活動主体：赤十字ボランティア及び周辺住民などの協力者</li></ul>
郵便局の支援	集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
東京電力グループの支援	首都中枢並びに人命尊重等を最優先にした電力供給と自治体等と連携した早期復旧に努める。
東京ガスグループの支援	ガス保安の確保、早期復旧、供給継続が担保できることを前提として「災害時帰宅支援ステーション」に準じた対応を行う。(水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供する)

#### 6 帰宅困難者等の臨時輸送

鉄道会社、バス会社等の各事業者は、臨時便の運行等の帰宅困難者の交通手段の確保に努める。

また、各事業者は、被害調査班及び広報広聴班と協力して、その旨の広報を実施する。

※ 第4節「災害時の広報」を参照のこと。

## 7 備蓄食料等

### (1) 供給対象者

食料等の供給対象者は次のとおりである。

- 帰宅困難者で他に食料を得る手段のない人

### (2) 配給基準

1人あたり配給数量は、主食1食分（1食あたり200g）、飲料水1本を基準とする。

### (3) 需要の把握

情報統括班は、被害調査班、各対策部と連携し、次の方法で食料の需要を把握する。

- 各一時滞在施設の所管課職員と協力し、各施設の食料等の需要について調査する。
- 食料等の需給状況を取りまとめ本部へ報告を行う。

## 第12節 避難対策

概要	<p>災害発生時あるいは発生するおそれのある場合、市民及び市域内にいる全ての人々（以下、「市民等」という）の身体・生命の安全を図るため、適切な避難対策活動が必要である。また、避難施設では、避難者の把握、生活物資等の供給、良好な衛生状態の確保、要配慮者への対応等の対策が必要である。</p> <p>本節では、「避難誘導」「避難施設の開設・運営・閉鎖」「飼育動物対策」「避難施設の感染症対策」について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難誘導 避難準備及び勧告・指示、避難区域・警戒区域の設定の手順、避難誘導方法について記した。</li><li>○ 避難施設の開設・運営・閉鎖 災害発生直後から速やかに避難施設を開設し、計画的な運営ができるよう、避難施設の開設・運営並びに閉鎖の手順を記した。また、要配慮者及び避難施設以外で生活している者への配慮、長期化対策について記した。</li><li>○ 飼育動物対策 都及び獣医師会等関係団体との協力による飼育動物の保護や避難施設での対策等について記した。</li><li>○ 避難施設の感染症対策 避難施設を開設・運営する担当者及び避難者が、感染症対策として配慮すべき対策等について記した。</li></ul>				
	項目	活動項目	初動	応急	復旧
	避難誘導	第1 避難の勧告・避難の指示、警戒区域の設定等の実施	●		
		第2 避難誘導	●		
	避難施設の開設・運営・閉鎖	第3 避難施設の開設・避難者の受け入れ	●		
		第4 避難施設の運営	●	●	●
		第5 避難者への配慮	●	●	●
		第6 避難施設の統合・閉鎖			●
飼育動物対策	第7 飼育動物対策	●	●	●	衛生班、都福祉保健局
避難施設の感染症対策	第8 避難施設の感染症対策	●	●	●	防災安全部、保健所、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班、各避難施設

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
避難誘導	第1 避難の勧告・避難の指示、警戒区域の設定等の実施	●			市、警察署、消防署、消防団
	第2 避難誘導	●			警察署、消防署、消防団
避難施設の開設・運営・閉鎖	第3 避難施設の開設・避難者の受け入れ	●			福祉班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班、市立小中学校
	第4 避難施設の運営	●	●	●	福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班、市立小中学校
	第5 避難者への配慮	●	●	●	保健班、衛生班、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班、市立小中学校
	第6 避難施設の統合・閉鎖			●	福祉班
飼育動物対策	第7 飼育動物対策	●	●	●	衛生班、都福祉保健局
避難施設の感染症対策	第8 避難施設の感染症対策	●	●	●	防災安全部、保健所、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班、各避難施設

## 避難誘導

### 第1 避難の勧告・避難の指示、警戒区域の設定等の実施 (市、警察署、消防署、消防団)

#### 1 避難の勧告・避難の指示

市長（本部長）は災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市民の身体・生命に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、避難の勧告又は避難の指示（以下、「避難勧告等」という）を行う。なお、市長が避難勧告等を行えない場合、都が避難勧告等を代行する。このほか、警察官、水防管理者、自衛官、消防署長またはその命を受けた職員が行うことができる。

市は、避難勧告等を実施した場合には、当該地区の近くに避難施設を開設し、避難者の誘導と受け入れを行う。

- 避難の「準備」  
要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階に発令される行為
- 避難の「勧告」  
その地域の居住者等に対し避難を拘束するものではないが、その勧告を尊重することを期待して、避難を促す行為
- 避難の「指示」  
被害の危険が切迫している場合に発令し、勧告よりも拘束力が強く、居住者等に避難を指示する行為

	発令時の状況	住民に求める行動
避難の「準備」	要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難広場への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難の「勧告」	通常の避難行動ができる者が避難行為を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難広場等への避難行動を開始
避難の「指示」	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

### 第3章 地震災害応急対策 第12節 避難対策

#### (1) 避難の準備

実施者	災害種類	根拠法	備考
避難の勧告・指示の実施者	災害全般	災害対策基本法第56条	

#### (2) 避難の勧告

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事 (都災害対策本部 (総務局))	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行

#### (3) 避難の指示

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
(水防管理者)	洪水	水防法第29条	
知事 (都災害対策本部 (総務局))	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
知事 その命を受けた職員	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまがないとき
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき

## 2 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該地域への立入制限・禁止、または当該地域からの退去を命じる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	
消防署長 消防吏員、消防団員	水災以外の災害	消防法第23条の2 消防法第36条において準用する消防法第28条	第23条の2：火災警戒区域 第28条：消防警戒区域 第36条：消防警戒区域として水災を除く他の災害に準用
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合または市長（委任を受けた職員を含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む）、警察官がその場にいないとき

## 3 勧告・指示・警戒区域の設定の基準

勧告・指示・警戒区域設定の主な基準は、次のとおりである。

- 建物の倒壊及びそれに準ずる被害が、相当数発生したとき。
- 火災発生時において、周辺に拡大するおそれがあるとき。
- 周囲の状況から判断して危険が予想されるとき
- 地震後の降雨の継続や台風の襲来により、土砂災害及び水害等の二次災害の発生が予想されるとき

#### 4 励告・指示・警戒区域の設定の伝達

##### (1) 伝達事項

避難勧告等を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は、当該地区の居住者及び滞在者等その他の者に対し、次の事項を通知する。

- ① 発令者
- ② 避難の勧告・避難の指示、警戒区域の設定の理由
- ③ 避難の日時、避難先及び避難経路

##### (2) 伝達方法

避難勧告等及び警戒区域の設定の伝達は、次の方法を用いて迅速に行う。

【広報広聴班】  
○市防災行政無線 ○広報車 ○テレビ・ラジオによる報道 ○市のホームページ

【警察官及び現地対応職員(道路班・住宅都市復興班・下水道応急復旧班)・消防団】

○警察官による戸別訪問(口頭) ○サイレン・警鐘

※現地対応職員及び消防団は、警察官の対応の補助にあたる。

#### 5 励告・指示者または警戒区域設定者の措置

勧告・指示者または警戒区域設定を行ったものは、その旨を関係機関(市・警察署・消防署・消防団)に通知する。

## 第2 避難誘導（警察署、消防署、消防団）

### 1 危険地域における避難誘導

建物等の倒壊が多数発生した地域、及び火災による延焼の恐れがある地域から避難させる場合、または避難施設が危険となり他の施設等に再避難させる場合、避難誘導者は、自治会単位等で集団避難を促し、要配慮者（乳幼児、高齢者、障がい者等）及び外国人に配慮して行う。

- 警察官、消防吏員、消防団員は、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに努める。
- 避難誘導の実施者は、次の事項にも留意する。
  - ・市への避難勧告等の必要性や安全な方向等の通報
  - ・人命危険が著しく切迫し、市へ通報するいとまがない場合の関係機関と連携した避難勧告等の実施
  - ・市が発令した避難勧告等は、余力に応じ、広報車等により周知を実施
- 施設の管理者は、学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導を行う。

※資料編 町田市指定避難広場

### 2 避難道路の安全確保

災害状況に応じて、避難道路の安全を確保する。

### 3 避難者への周知事項

避難誘導者は、避難誘導に際し市民等に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難（自動車不可）
- 非常持出品の携行
  - 【携帯品】
    - ・ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
    - ・ 食料と飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
    - ・ 動きやすい服装、着替え、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
    - ・ その他必要と判断されるもの（紙おむつ、メガネ等）
- 二次災害の防止（危険建物の使用の自粛）
- 避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断

#### 4 避難の誘導方法

避難誘導者は、次に示す事項に留意して誘導を行う。

- 避難誘導に当たっては、町内会・自治会単位等の集団避難を促し、「3 避難者への周知事項」に留意・周知する。
- 状況が許す限り、指示者はあらかじめ経路の安全を確認する。
- 傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、高齢者を優先して避難を行うとともに、障がいやそれぞれの特性・住環境、言語の違いなどを踏まえ、関係機関と連携した避難を行う。

### ■ 避難施設の開設・運営・閉鎖

避難施設は、避難施設運営担当の各班が指定職員、施設管理者及び自主防災組織（地域住民）と協力して設置する。

#### ■ 避難施設の開設・運営の原則

避難施設は、開設及びその後の運営にあたって非常に多くの事務や対応が求められ、市職員のみでは対応が追いつかない想定される。避難施設においては、自主防災組織等の地域住民が力を合わせ、市・施設・地域の協働で開設及び運営に携わるよう、各者とも努める。

また、運営に当たっては、事前に避難施設関係者連絡会等において避難施設ごとに策定している避難施設開設・運営マニュアルの内容に基づき、行う。

⇒資料編・避難施設開設・運営マニュアル

### 第3 避難施設の開設・避難者の受け入れ（福祉班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班、市立小中学校）

#### 1 開設の担当

- 開設は、指定職員が行う。ただし、指定職員が開設を担当する避難施設に到着するいとまがない場合は、協力者としての施設管理者が開設を担う。
- 施設管理者は指定職員が避難施設を開設する際にも協力する。

※資料編 町田市指定避難広場

#### ■ 避難施設の施設管理者

区分	管理者
学校	学校長（教職員）
指定管理者管理施設	指定管理者
市の直営施設	担当課所長（職員）

## 2 開設の手順

開設担当者は、次の手順で避難施設の開設を行う。

開設手順	行う内容	市	施設	自主防災組織（市民）
①施設の門の開錠	・避難者数及び施設周辺の被害状況等の確認 ・避難者の施設敷地内への誘導	↓	↓	↓
②施設の安全確認	・施設が利用可能かどうか確認			
③避難者の受入れ準備	・施設（体育館等）の開錠 ・施設内の片づけ・掃除 ・収容スペースの確保・割り当て（要配慮者への配慮、避難生活に必要となる共用スペースの区画）			
④避難者の誘導受入れ	・収容スペースへの避難者の誘導			
⑤避難施設内の事務所の開設	・事務所の開設			

開設手順の初期は、平日日中⇒施設、夜間帯や休日⇒市といったように、施設に早く参集できる者が主となって手順を進める。その際、施設の安全確認や受入れ準備等、人手が必要な部分については自主防災組織（市民）も協働して開設作業を進めていく。特に、専門的な知識（建築関係等）を持つ市民がいた場合、その協力を仰ぐよう求める。

## 3 避難施設内事務所の開設

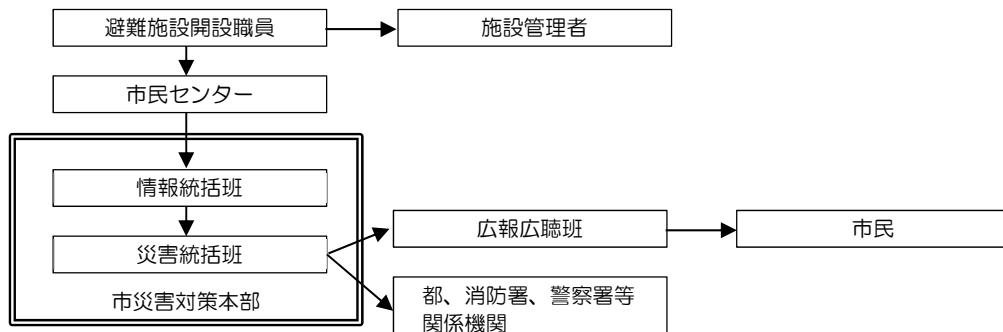
開設の担当者（第4「避難施設の運営」参照）は、避難施設内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難施設運営の責任者の所在を明らかにする。なお、事務所には要員を常時配置し、避難者名簿、事務用品等を準備する。

## 4 避難施設開設の報告

開設の担当者は、情報拠点である市民センターへ対し、市防災行政無線（移動系）、町田市防災情報システム、伝令等の方法をもって、以下の事項を報告する。市民センターがない地区については、情報統括班へ直接報告する。

- (1) 開設日時
- (2) 避難者数及びその被害状況
- (3) その他必要事項

### ＜避難施設開設の報告の流れ＞



## 5 避難者の受け入れ

避難施設では、開設の担当者（指定職員）と施設管理者、地域住民の三者が協力し、避難住民を受け入れる。

### (1) 収容スペース

収容スペースとして使用する場所は、避難施設開設運営マニュアルに従う。マニュアルで定めた場所の使用に支障がある場合、開設の担当者は施設管理者と協議する。なお、避難施設が学校の場合、避難者の収容スペースは、体育館を第一優先とする。更に、避難者の増加等、避難の状況を勘案して受入施設が必要な場合は、体育館以外の校舎等を可能な範囲で使用する。

自動車による避難の受け入れは、原則、徒歩による避難が困難な要配慮者が使用した場合のみとする。

なお、市は、避難施設等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

### (2) 居住区域の割振り

避難施設に収容する者は、被害を受け、または受けるおそれがある者（避難勧告等を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む）とし、次のように居住区域を割振る。

- 居住区域の割振りは、できるだけ地域地区（町内会・自治会等）ごとに設定する。
- 各居住区域は、避難者の人数に応じて編成し、代表者（班長）を選出する。
- スペース指定の表示は床面に色テープ、掲示等わかりやすいものにする。

### (3) 避難施設の入居スペースの基準

避難施設の入居スペースの基準は、次のとおりである。

なお、避難の長期化に伴い、この基準での生活が困難となることが想定されることから、避難施設責任者は、次の段階で避難者への帰宅を促し、避難者数の状況に応じて、適宜一人当たりのスペースを拡張していくものとする。

- 避難施設の入居スペースの基準：居室 3.3 m<sup>2</sup>あたり2人
- 避難者への帰宅を促す段階
  - ・ 災害の危険性が去った段階
  - ・ 交通機関等が復旧した段階
  - ・ 住宅等の応急危険度判定が終了した段階
  - ・ ライフラインが復旧した段階

## 6 避難施設の設置・維持の適否の検討

避難施設の被災状況、避難施設のライフラインの復旧に時間を見込む場合や道路の途絶による孤立が続く場合、災害統括班は当該地域に避難施設を設置・維持することの適否を検討する。

## 7 避難施設が不足・受け入れ困難な場合

### (1) 野外受け入れ施設の開設

避難施設が不足する場合、福祉班は災害対策本部と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設（テント、広場等）の開設を行う。

野外受け入れ施設の受け入れ期間は、新たな避難施設の開設または応急仮設住宅が完成するまでの間とし、次の点に留意する。

- 野外受け入れ施設の開設・運営・閉鎖については、避難施設に準する。
- 開設エリアの衛生管理・火災防止等への配慮
- 野外施設資材（テント等）の不足する場合、対策本部は都（福祉保健局）に調達を依頼する。
- 開設した場合、対策本部は、都及び関係機関にその旨を報告する。

### (2) 被災者の他地区への移送

本部長は、市内の避難施設への受け入れが困難なときは、他市区町村（近隣の非被災地区若しくは小被災地）への移送を知事（都福祉保健局）に要請し、福祉班は各対策部と協力して被災者の移送を行う。

- 職員の中から避難施設の運営担当者を選任し、移送先の市区町村に派遣し避難施設の運営を行う。
- 移送時には、引率者を添乗させる。

## 第4 避難施設の運営（福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班、市立小中学校）

### 1 運営の担当者

- 避難施設開設直後の運営は、市の指定職員が行う。
- 施設管理者は、指定職員による避難施設の運営に協力する。ただし、避難施設開設直後に、指定職員が避難施設に到着していない場合は、施設管理者が代わりとなって初期の運営を実施する。
- 避難施設の運営にあたっては、開設の担当者（指定職員）、施設管理者、地域住民の三者が協力して行う。
- 応急期以降は、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班が派遣する「避難施設責任者」と「避難施設担当者（2～3人）」により行う。
- その後、状況が落ち着いたら、役割分担等を定め、自主防災組織、町内会、ボランティア等を中心として組織する「避難施設運営委員会」による自主運営を目指す。
- 避難施設運営委員会の委員は、避難者（市民）、施設管理者、市職員（指定職員若しくは交替した避難施設運営を担当する班）で構成する。
- 避難施設運営委員会の委員は、避難施設の「運営責任者」として運営に取り組む。
- 避難施設運営委員会には、女性の委員を配置するなど女性の参画を推進し、意見を積極的に取り入れるとともに、男女のニーズの違いに的確な対応を行う。
- 避難施設運営委員会の委員及び避難者から、衛生管理を担当する者を選任する。担当者は、衛生班の指導等を受けながら、避難施設の衛生管理に努める。
- 避難施設運営委員会の委員及び避難者から、防火を担当するものを選任し、防火安全対策を講じる。

## 2 運営の手順

- ① 避難者名簿・台帳の作成
- ② 居住区域ごとに代表者を選出（第4の3参照）
- ③ 飲料水、生活用水、食料、生活必需品の請求、受取、配布（第18節参照）
- ④ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）

### (1) 避難者名簿・台帳の作成

避難施設責任者は、避難施設を開設した際、「避難者名簿」用紙を配り世帯単位に記入するよう指示する。「避難者台帳」は、集まった「避難者名簿」を基にして作成し、保管するとともに福祉班へ報告する。

### (2) 運営状況の報告及び運営記録の作成

- 避難施設責任者は、避難施設の運営状況について1日に1回福祉班へ「避難施設状況報告書」を提出する。
- また、傷病者の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告する。

※資料編 避難施設運営の様式

## 3 居住区域の代表の選出及び役割

避難施設責任者は、町内会・自治会等区域を考慮し、居住区域ごとに代表を選出するよう避難者に指示する。

選出された代表は、避難施設運営委員会に委員として加わり、運営に必要な役割分担及びルールづくりを行う。

- 避難生活のルールづくり
- 公的機関・避難施設責任者からの避難者への指示・伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

## 4 要配慮者等の要望の把握と支援

避難施設責任者は、避難施設の運営にあたっては、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要望を把握し、これらの者への情報提供に配慮する。

また、必要に応じて、二次避難施設（要配慮者専用避難施設）への移動を実施する。（第13節「要配慮者対策」を参照）

二次避難施設が満員の場合、災害統括班は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、協定を結んでいる旅館・ホテル等を避難施設として借り上げる等、多様な避難施設の確保に努める。

## 第5 避難者への配慮（保健班、衛生班、福祉班、避難施設応援班、 避難施設・応急給水応援班、学校教育班、市立小中学校）

### 1 避難生活の長期化

保健班、衛生班及び避難施設の運営を担当する班（福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班）は、協力して、避難生活の長期化、災害関連死※の抑制のため、仮設住宅が建設されるまでの1ヶ月程度を目安に、次の対策を実施する。施設管理者は、施設管理面での協力を図る。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難施設の早期解消に努めることを基本とする。

※ 災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾患により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

対策	配慮する事項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 床敷マット、布団、入浴施設、冷房器具（暑さ対策）、暖房器具、洗濯機等の調達</li><li>○ 段ボールベッド等の協定機関からの支援物資の活用</li><li>○ プライバシー確保のための間仕切りの設置</li><li>○ 報道機関等の取材、器材持込、立入の制限</li><li>○ 被災者の精神安定</li><li>○ パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難施設における防犯及び安全性の確保</li><li>○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）</li><li>○ 食料の確保や配食等の状況等の避難施設の衛生状態等の把握に努める。</li><li>○ オムツ替えスペース（乳児・高齢者用）を生活スペースと別に配置し、プライバシー及び衛生面に配慮する。</li><li>○ 体調の優れない人、病人、妊娠婦等のためのスペース（別室）等の確保</li><li>○ 郵便・市ホームページ・ソーシャルメディア等、複数の情報伝達手段による避難者への情報提供</li><li>○ 立入禁止区域、土足禁止区域、禁煙（分煙）区域の設定</li><li>○ 「運営に関わらない一般の車両の出入禁止」や「禁酒」など、避難施設ルールの明確化と周知</li><li>○ 空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保</li><li>○ 物資ニーズの把握と集約（生活の長期化に伴い変化するニーズへの対応）</li><li>○ 避難者のための通信手段確保（災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の手配）</li><li>○ 車中泊など避難施設に滞在することができないと判断した被災者への配慮</li></ul>
男女のニーズの違いへの対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一人暮らしの女性、妊娠婦や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースを確保</li><li>○ 仮設トイレの設置にあたり、特に女性の安全・安心に配慮して、男性用とは離れた場所を確保。夜間照明などにも配慮する。</li><li>○ 男女別の更衣（又は化粧）スペースを用意</li><li>○ 男女別の洗濯物の洗い場・干し場を確保</li><li>○ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペース用としての別室を</li></ul>

対策	配慮する事項
	<p>確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡回相談等による、女性向け相談の受けやすい体制の検討</li> <li>○ 地域の自主防災組織等から女性の運営メンバーを加える等して、女性ならではのニーズが避難施設運営に活かされるような体制を構築する。</li> </ul>
要配慮者対策	第13節第2「避難施設等における応急支援対策」、第3「二次避難施設等の確保と移送」を参照
飼育動物対策	第12節第7「飼育動物対策」を参照

## 2 避難施設以外で生活している避難者への配慮

避難施設以外の空地等で生活している避難者や、避難施設で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者、車中泊など避難施設に滞在することができないと判断した被災者については、自主防災組織や消防団等の地域組織が、生活している場所、その状況及び要望等を把握し、福祉班に報告する。

福祉班は、状況に応じてその対応について検討する。

特に、車中泊等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群※」になる危険性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

※ 長時間、座席に同じ姿勢で座ったままでいることで、膝の裏あたりの静脈の血が流れにくくなり、血の固まりができてしまう病気。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

## 3 被災者の他地区への移送

市長は、市の避難施設に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地）への移送について協議を行う。また、隣接県への移送など県境を越える移送については、知事（都福祉保健局）に要請する。

なお、相互応援協定等の締結先市町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。

被災者の他地区への移送を実施する場合、市長は、市職員の中から移送先における避難施設管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

## 第6 避難施設の統合・閉鎖（福祉班）

福祉班は、災害の復旧状況や避難施設の人数の減少状況を鑑み、関係部署との調整を図り、本部と協議しながら避難施設の統合及び閉鎖を行う。

## ■ ■ ■ 飼育動物対策 ■ ■ ■

### 第7 飼育動物対策（衛生班、都福祉保健局）

災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。しかし、放し飼い状態になる動物又はこれらが負傷する場合が多数生じると同時に、多くの飼育動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが予想される。市は、動物愛護及び危害防止の観点から、都及び獣医師会、ボランティア団体等関係団体と協力して、これら飼育動物の保護や避難施設での対策を行う。

※ ここで、飼育動物とは、人に飼育されている犬や猫、小型の哺乳類や鳥類とする（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第2条に規定する特定動物及び、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令第1条に規定する外来生物は除く）。

#### 1 逸走した動物の保護

逸走した動物については、衛生班が獣医師会に要請し「臨時動物保護所」を開設し、その保護にあたる。

「臨時動物保護所」は、市が指定する施設等の場所に設置し、獣医師会及びボランティアの協力において運営する。

衛生班は、「災害時動物情報管理窓口」を設置し、捜索情報・保護情報の集約、関係機関との連絡を行い、飼育者のもとに速やかに戻るようにする。

逸走した動物が発生した場合は、市民の協力により「臨時動物保護所」に保護する。市民による確保ができない場合は、衛生班が確保を行うが、確保や保護が困難な場合は都福祉保健局と協議して対応する。逸走動物が負傷している場合は、応急手当を施す。

#### 2 避難施設での飼育動物対策

避難施設での飼育動物の対策は、下記のとおりとする。衛生班は、獣医師会等と協力し、避難施設に同行避難した飼育動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行うとともに、飼い主に対し、避難施設における適正飼養について周知する。

また、衛生班は避難施設における動物の飼養状況の把握に努め、都・関係団体への情報提供を行う。

- 避難施設の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 飼育動物の避難場所は、原則、人の居住スペースとは別とし（盲導犬・聴導犬・介助犬は除く）、飼い主及び避難施設へ周知・徹底する。
- 特定動物及び特定外来生物は、避難施設へ持ち込めないものとする。
- 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。
- 飼育動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 飼育動物の避難場所の運営上、適正管理・公衆衛生上問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を求めるものとする。

## 避難施設の感染症対策

## 第8 避難施設の感染症対策

(防災安全部、保健所、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、  
子ども生活班、学校教育班、各避難施設)

避難施設開設・運営に当たっては、原則、第3章12節第3から第7までの対応を行うが、感染症対策を特に行うべきと市が判断した場合については、下記にて対応する。

## 1 事前準備

- 防災安全部は、保健所と連携し、発災時における、体調不良者や感染者、感染の可能性が高い者（以下、体調不良者等という）が避難してきた場合の対応について、事前に定めておく。
  - 防災安全部は、避難施設の開設・運営に必要な感染防止対策物資を整備する。
  - 避難施設の運営は、原則、開設の担当者（指定職員）、施設管理者、地域住民の三者が協力して行う。応急期以降は、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班が派遣する「避難施設責任者」と「避難施設担当者（3～4人）」により行う。
  - 避難施設の開設・運営を担当する職員は、業務従事前後に検温、体調の確認を行う。
  - 施設管理者は、避難施設での「密閉空間、密集場所、密接場面」を避けるため、極力多くのスペースを開放するよう協力する。
  - 避難者は、避難に際し、マスクや体温計、手指消毒液など、感染防止対策に必要な物資を携行するよう努める。

## 2 施設の開設・運営

- 体調不良者等については、一般的な避難者と避難スペースや導線、トイレを分ける。
  - 避難施設の入居スペースは、原則1世帯あたり4m<sup>2</sup>とし、通路は少なくとも1m確保する。
  - 避難者の受け入れに際しては、受付を2段階に分けるなど、体調不良者等を専用の避難スペースへ誘導する。
  - 避難施設では、定期的に消毒・換気を行う。
  - 避難施設内で生じたごみについて、体調不良者等のスペースから生じたものについては、その他一般のごみとは分けて管理する。
  - 避難者は、マスクの着用やこまめな手洗いなど、感染防止対策を行う。
  - 体調不良者等が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで必要に応じて避難施設から市（保健班）に連絡する。市（保健班）は、必要に応じて、医療機関への受診について調整を行う。

### 3 施設の閉鎖

- 避難施設内の、特に体調不良者等が使用したスペースのドアノブや手すりを中心に消毒を行う。

## 第13節 要配慮者対策

概要	要配慮者及び避難行動要支援者は、災害が起った時、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言葉の障がいから迅速、的確な行動がとりにくいため、災害時は被害を受ける場合が多い。 このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。
----	---

要配慮者とは	要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。(その他特に配慮を要する者の例: 妊産婦、外国人)
避難行動要支援者	避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者をいう。
避難支援者	消防署、警察署、民生・児童委員、自主防災組織、消防団、その他市が判断した地域組織等、避難支援等の実施に携わる関係者

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
要配慮者対策	第1 要配慮者の安全確保・安否確認	●			福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、社会福祉施設
	第2 避難施設等における応急支援対策	●			福祉班、高齢者福祉班
	第3 二次避難施設等の確保と移送		●		福祉班、高齢者福祉班、調達輸送班
	第4 巡回ケア・広報・相談窓口の設置		●		福祉班、高齢者福祉班、保健班、広報広聴班、該当班
	第5 要配慮者向け仮設住宅の供給と復旧期ケア対策			●	福祉班、高齢者福祉班、保健班

## 要配慮者対策

### 第1 要配慮者の安全確保・安否確認（福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、社会福祉施設）

要配慮者は、災害発生時または災害発生の恐れがある場合に、災害情報の把握及び避難に時間を要することが想定される。

このため、市は地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮した上で、平時より要配慮者に関する情報の把握に努める。災害発生時には、これらの情報に基づき迅速に安全確保、安否確認、避難支援、情報提供等を実施する。

〈要配慮者への支援〉

高齢者 障がい者 難病患者 妊産婦 医療ケアを必要とする児（者）	病気や衰弱による震災関連死を防止し、避難施設等において、健康的な生活を営み、適切な医療処置を受けられるよう支援に努める。	福祉班 高齢者福祉班 保健班
乳幼児	保護者が不明な乳幼児の保護・養育を行う。	子ども生活班

#### 1 要配慮者への情報の伝達

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または災害発生の恐れがある場合、要配慮者及び社会福祉施設等の利用者が、早めに避難準備及び避難ができるよう早期の情報伝達に努める。

また、要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、早い段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達においてわかりやすい表現、高齢者や障がい者にも適した情報伝達、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。

#### 2 避難行動要支援者の安全確保

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、地域や社会福祉施設等における避難支援者による避難支援及び安全確保を実施する。

なお、避難行動要支援者の支援は、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで行うこととなる。そのため、平時から災害時の避難行動の支援は、法的な責任や義務を負うものではなく、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う旨を周知する。

〔避難支援者が避難支援を実施するにあたっての安全確保指針〕

- ・避難支援は、避難支援者本人又はその家族等の安全を守ったうえで行う。
- ・災害時の避難行動支援は可能な範囲で行う。

※ 平時から避難支援者に周知を図る。

## 第3章 地震災害応急対策

### 第13節 要配慮者対策

#### (1) 地域における安全確保

地域組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署等に協力し、事前に把握している情報をもとに避難支援を行う。そのため、市は特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者に対し避難行動要支援者名簿情報を提供するほか、避難支援者は個別支援計画等の情報を活用し、避難支援を行う。

避難支援にあたり避難支援等関係者は、責任を持って避難施設での登録手続きまで行うものとする。

#### (2) 社会福祉施設等における安全確保

施設管理者は、施設の被害及び利用者の状態を把握し、迅速に避難誘導を実施する。

施設職員だけで避難誘導等の安全確保が困難な場合は、近隣の地域組織、社会福祉関係団体、警察、消防署、福祉班及び高齢者福祉班または子ども生活班等に協力を要請する。

### 3 所在・安否の確認

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設責任者、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、要配慮者の所在及び安否の確認を行う。

#### (1) 避難施設での所在確認

福祉班及び高齢者福祉班は、避難者名簿に基づき要配慮者を把握する。

#### (2) 在宅している要配慮者の安否確認

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している要配慮者の安否確認に努める。

#### (3) 避難施設及び居宅で所在・安否が確認できない場合

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設及び居宅で所在及び安否が確認できない場合、情報統括班に行方不明者として報告する。

## 第2 避難施設等における応急支援対策（福祉班、高齢者福祉班）

### 1 避難施設における応急支援

#### (1) 応急介助支援措置実施のためのリスト作成

福祉班及び高齢者福祉班は応急的な介助支援措置の必要性を把握するためのリストを、次に示す点に留意して作成する。なお、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

- 避難施設単位で作成する。
- 必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に作成する。  
その他車椅子・つえ等介助用具、手話通訳者、点字広報紙等の要否を把握する。
- 二次避難施設、または特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握する。

#### (2) 応急支援の実施

要配慮者の避難施設における生活を支援するに当たり、福祉班、高齢者福祉班及び避難施設責任者は、以下の応急支援を実施する。

##### ① 必要な設備及び生活スペース等の確保

【設備】

- 段差の解消及び手すり等の設置、専用トイレの整備（仮設トイレ、ポータブルトイレ等）、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・つえ等の介助用具の確保、マットレスや畳部屋等の確保、入浴の確保、授乳場所の確保 妊産婦用のマットや組立式ベッド等

【生活スペースの確保における配慮】

- スペースの割り当て（区画スペースの提供）、冷暖房等の配慮（適切な室内温度の調節）、プライバシー・トイレの配慮、付添い人への配慮 等

② 必要物資の配給

【飲料水・食料】

- 初動活動期：飲料水及び食料（おかゆ、粉ミルク等）の優先的な配給
- 応急活動期：炊き出し等による要配慮者の状態を考慮した食料の配給（塩分、油分、野菜不足、暖かい食事、軟らかい食事、栄養食品（妊産婦用）等）

【生活物資】

- 紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保

③ ボランティア等の配置

- 手助けが必要な人及びその状況を把握し、町田市災害ボランティアセンターや職能団体を通じて介護・介助、手話等必要な人員を確保し配置する。

④ その他避難施設での配慮

- 健康状態のチェック、健康相談
- 聴覚障がい者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供
- 避難施設での生活が困難な人の二次避難施設への移送
- 精神保健対策の実施
- 避難施設で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回ケアサービスの実施
- 要配慮者に対する必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用
- その他、生活支援・福祉サービスの提供

## 2 社会福祉施設等における生活救援物資等の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、福祉対策部及び健康対策部に協力を要請する。

### 3 在宅している要配慮者の応急支援

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び福祉団体の報告等により、避難施設等での受け入れが望ましい在宅している要配慮者が把握された場合、その状況に応じて避難施設、二次避難施設、または医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

在宅する要配慮者に対しては、以下の応急支援を実施する。

- 住宅及び居住者の安全確認
- 情報サービスの提供
- 精神的な不安の排除（声かけの実施）
- ホームヘルプサービスの提供
- 入浴サービスの提供
- 移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣
- 配食サービス・日用品・補装具等の提供
- 保健・医療の提供

## 第3 二次避難施設等の確保と移送（福祉班、高齢者福祉班、調達輸送班）

### 1 二次避難施設等の確保

市では、市内の社会福祉施設等の一部と、災害時に避難施設で生活することが困難な要配慮者等を受け入れる内容の協定を締結しており、これら施設を『二次避難施設』という。二次避難施設では、通常の入所者・利用者のほか、可能な限りの範囲で、市から要請された要配慮者等の受入に応じることとなる。よって、避難者は直接二次避難施設へ避難するのではなく、一般の避難施設を経由し、市内での二次避難施設利用ニーズと受入余力を総合的に判断し、二次避難施設への移送及び他自治体等への移送を行う必要がある。

#### (1) 二次避難施設の開設

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設からの要配慮者支援要請に対して、要配慮者専用の二次避難施設を開設する。

##### 【二次避難施設】

- 協定締結福祉施設 ○ 都立町田の丘学園

#### (2) 二次避難施設では対応できない場合

福祉班及び高齢者福祉班は、要配慮者の二次避難施設での受け入れが困難な場合、または二次避難施設での介助等の措置ができない場合は、以下のように受け入れの先を確保する。

- 市内の病院等への特別受け入れ要請
- 都への他市町村社会福祉施設への特別受け入れ要請
- 都(日赤、医師会等)へ市外老人ホーム・老人病院への特別受け入れ要請
- 民間アパート、家庭での受け入れ募集、あっ旋

## 2 二次避難施設等への移送

福祉班及び高齢者福祉班は、二次避難施設が確保され次第、調達輸送班及び関係機関に要請して、隨時要配慮者を移送する。主に次の方法で実施する。

- 調達輸送班による移送措置（食料等必要な物資も同時に輸送するよう努める）
- 町田市災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 避難施設入所者の協力支援による移送措置
- 市内バス会社、高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

なお、被災した要配慮者は、精神的に不安になることが多い。そのため、心の頼りとなる家族等の同伴による入所を検討する。

## 3 二次避難施設等の運営支援

### (1) 生活救援物資等の供給

市は、二次避難施設からの要請があった場合、以下に示すような物資をはじめとする必要物資の配給を行う。

また、市が要配慮者を移送する場合は、できる限り物資の輸送を同時に行う。

- |      |     |                    |   |
|------|-----|--------------------|---|
| ○飲料水 | ○食料 | ○生活必需品（毛布、マット、オムツ） | 等 |
|------|-----|--------------------|---|

### (2) 福祉専門職員の確保

福祉避難所等において運営に支障を来たしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

## 第4 巡回ケア・広報・相談窓口の設置（福祉班、高齢者福祉班、保健班、広報広聴班、該当班）

## 1 巡回ケアサービス

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設及び社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設において、要配慮者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施する。主に次のことを行う。

- 各要配慮者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務
- 医師会（医療救護班を中心として）等との連携・協力による健康チェック
- ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助
- 障がい者施設職員等の協力による「生活環境チェック」サービス

## 2 相談業務

福祉班、高齢者福祉班及び保健班は、町田市庁舎及び市民センターの開設された相談窓口（第18節第6「被災者総合相談窓口業務」参照）において、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、要配慮者やその家族に対し総合的な相談に応じる。

### 3 広報活動の要配慮者への配慮

広報広聴班の広報活動（第4節「災害時の広報」参照）、並びに町田市庁舎及び市民センターに開設された相談窓口は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意しながら行う。

- 放送・拡声器等の音声情報に偏らないよう聴覚障がい者向け伝達手段の併用  
(戸別訪問、拡大文字による情報提供、点字情報等)
- 周囲の市民に理解を得られるような配慮

## 第5 要配慮者向け仮設住宅の供給と復旧期ケア対策 (福祉班、高齢者福祉班、保健班)

### 1 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向け仮設住宅の供給は、第20節第8「応急仮設住宅の用地確保及び建設」により行うが、福祉班及び高齢者福祉班は、住宅供給班に協力し、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

- 要配慮者の住宅仕様別のニーズを把握する。
- 巡回ケア対策を配慮しながら、要配慮者が優先的に入所できるよう配慮する。

### 2 復旧期ケア対策の実施

福祉班、高齢者福祉班及び保健班は、関係各対策部及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け仮設住宅に必要な措置として復旧期ケア対策を、おおむね次のとおり行う。

- 要配慮者向け仮設住宅地等への24時間スタッフの派遣
- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・精神保健医療対策
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向けサービスの実施
- グループホーム入所者への支援措置

### 3 復旧期ケア対策に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談窓口設置期間中は、第18節第6「被災者総合相談窓口業務」により行う。

また、被災者総合相談窓口閉鎖後は、福祉対策部が窓口となり関係各対策部、関係機関・団体等の協力のもと実施する。

## 第14節 外国人支援対策

概要	言語、生活習慣が異なる外国人が、災害発生時に適切な行動をとれるよう、支援体制を確立し、外国人の安全確保を図る。
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
外国人支援対策	第1 情報提供・広報活動	●	●		避難施設応援班
	第2 避難施設生活		●		避難施設応援班

### 外国人支援対策

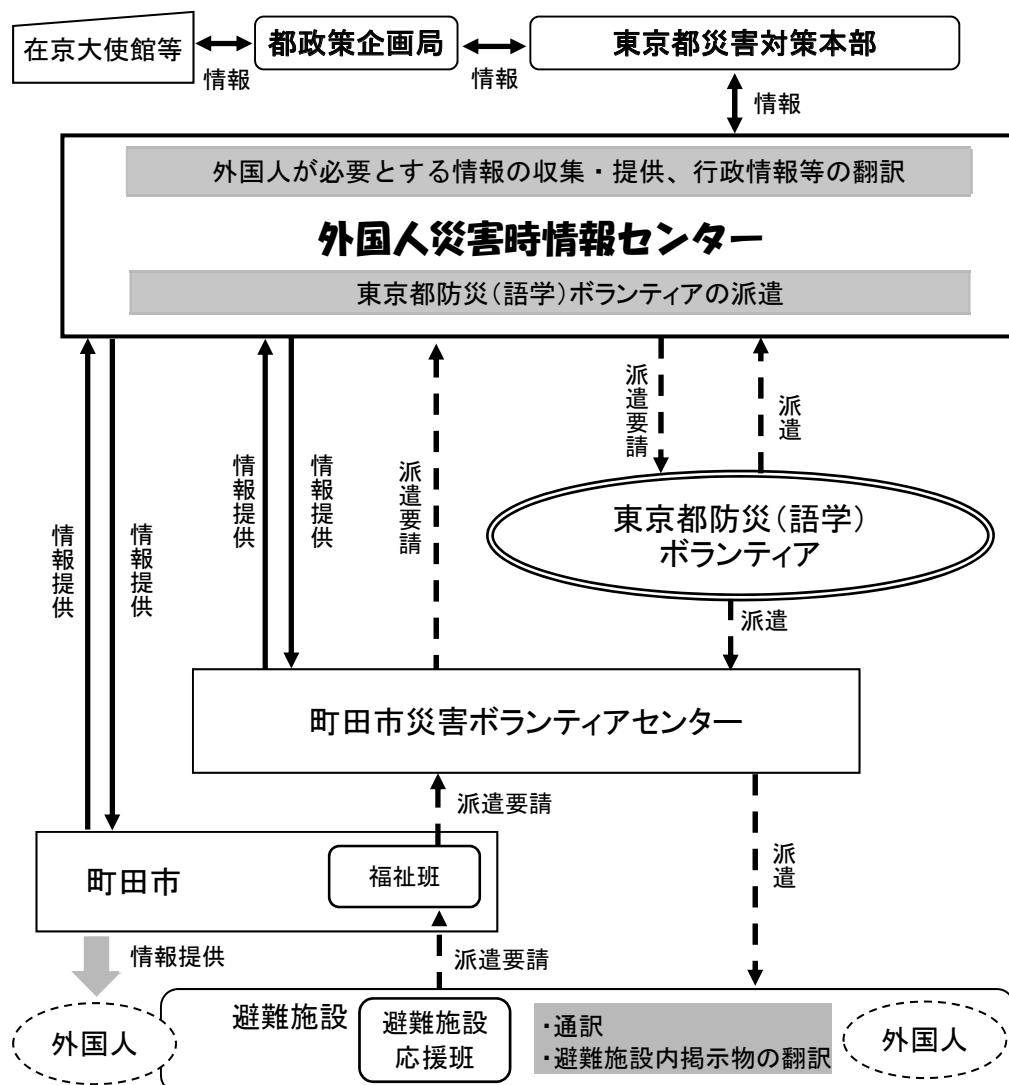
#### 第1 情報提供・広報活動（避難施設応援班）

災害発生時には、避難施設応援班及び各避難施設は、福祉班を通じて、町田市災害ボランティアセンターに通訳等のボランティアを要請し、外国人に対する適切な情報提供が行われるよう、調整を図る。

都生活文化局は、災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施する。

- 外国人が必要とする情報の収集・提供
- 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- 東京都防災（語学）ボランティアの派遣

＜都と連携した外国人支援の流れ＞



## 第2 避難施設生活（避難施設応援班）

避難施設生活をする言葉の不自由な外国人に対し、ボランティア等の協力を得て、広報内容や生活ルールの周知に努める。

## 第15節 緊急輸送対策

概要	<p>災害発生時には、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等、交通対策が応急対策の生命線となる。</p> <p>本節では、災害発生時の「交通対策」、「輸送対策」について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通対策：道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する手段を記した。</li> <li>○ 輸送対策：輸送拠点を適切に配置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、緊急輸送体制を確立する手順を記した。</li> </ul>
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
交通対策	第1 緊急輸送路及び緊急交通路の確保	●			道路班、住宅都市復興班、広報広聴班
	第2 交通の規制	●			警察署、自衛隊、道路班、住宅都市復興班
輸送対策	第3 緊急通行車両等の届出	●			調達輸送班、災害統括班
	第4 緊急輸送の実施	●			調達輸送班、災害統括班
	第5 臨時ヘリポートの開設	●			企画班、災害統括班
	第6 物資集積所の設置	●	●		調達輸送班、産業班
	第7 帰宅困難者等の臨時輸送	●			被害調査班、各施設所管部、各事業所

## ■ 交通対策 ■

### 第1 緊急輸送路及び緊急交通路の確保（道路班、住宅都市復興班、広報広聴班）

地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送路（都緊急輸送ネットワーク及び市が指定する道路を緊急輸送路という）の被害状況の把握と必要な道路啓開措置を行う。

なお、警視庁は緊急輸送の実効性を担保するため、交通規制を実施し、緊急交通路を確保する。

#### 1 被害状況の把握

道路班、住宅都市復興班は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、次の要領で緊急輸送路を確保する。

- 警察署、各道路管理者と協力し、道路の被害状況を調査し、情報を収集する。
- 緊急輸送路は、次の基準により第1順位、第2順位道路を中心として指定し、確保する。
  - ・被災地域と非被災地域を結ぶ主要路線
  - ・市内の避難施設、救護所、医療機関、各防災関係機関、物資輸送拠点に通じる路線
- 各道路管理者へ緊急輸送路の被害状況を通報するとともに、道路・橋梁等の復旧要請を行う。
- 警察署へ緊急輸送路の被害状況を連絡するとともに、交通を規制する必要があるときは、都公安委員会に通知し、緊急交通路での緊急車両以外の車両に対する交通規制を要請する。
- 広報広聴班と協力し、緊急輸送路線及び交通規制について市民や運転者等に周知徹底する。

※資料編 緊急輸送路

#### 2 啓開作業

道路班、住宅都市復興班は、警察署、各道路管理者、建設業団体と協力し、第1順位道路、第2順位道路を中心に順次、2車線の車両走行帯を確保するよう努める。

なお、啓開作業により発生したがれき等の撤去は、第20節の第6「一般建物の解体・撤去」を準用して実施する。

##### ■主な啓開措置

- 倒壊物・落下物等については、人力・牽引・重機等により道路端（やむを得ない場合は他人の土地など）へ移動し、交通路を確保する。
- 路面の陥没・亀裂等及び橋梁取付部の段差等については、車両走行に支障のない程度で応急復旧する。
- かけ崩れ等による道路遮断については、う回路を設定する。適当なう回路がない場合は、通行に必要な最小限の除去作業を行う。
- 落橋、土砂崩壊等のおそれがある箇所は、警察署等関係機関に連絡の上、交通規制の表示等必要な措置を講じる。

### 3 放置自動車等の移動

道路班、住宅都市復興班は、市が管理する道路において、車両の通行が停止又は著しく停滞し、放置自動車等が緊急通行車両等の通行の妨害となる場合等は、災害対策基本法（第76条）の権限により、区間を指定して車両の運転者等に移動の命令を行う。運転者の不在時等は、人力・牽引・重機等により道路端（やむを得ない場合は他人の土地など）へ移動し、交通路を確保する。

車両等の移動は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（2014年（平成26年）11月）」に基づき実施する。

#### (1) 道路区間の指定

放置自動車等の移動を含む啓開作業を行う道路区間指定は、地震規模や被害状況を総合的に判断し、災害対策本部決定や内部決裁等により速やかに行う。

＜指定実施の判断例＞

放置自動車や立ち往生車両によって、緊急通行車両等が通行する最低限の空間、例えば、一車線すら確保されておらず、被災現場までの通行ルートを確保する必要がある場合 等

なお、区間指定の際は、関係する道路管理者間で、情報収集、道路啓開に関する調整や指示等について連携を図る。

#### (2) 放置自動車等の移動

##### ① 運転者等への命令による移動

- 道路啓開作業の支障となる車両の運転者等に対して、移動先を指示の上車両等を移動させる。
- 車両等の移動先は、道路外もしくは道路の左端を想定するが、現場の状況に応じて適宜判断する。
- 数多くの運転者等に命令を伝える場合には、拡声器等で各運転者に伝達する。
- 命令の実施方法は、書面の提示や口頭等、現場の状況に応じて適宜判断する。

##### ② 道路管理者自らによる車両の移動

- 次のケースに該当する場合は、道路管理者自らによる車両の移動を行う。
  - ・車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合（タイヤのパンク、燃料切れ、その他）
  - ・運転者等が不在で、運転者による車両等の移動ができない場合
  - ・前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむをえない場合
- 車両等の移動の際には、現場の判断でやむをえない限度で車両等を破損させることができる。
- 運転者等が不在で、道路管理者自らによる車両の移動を行う場合は、移動した車両、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等に、移動理由及び移動した道路管理者名を掲示する。
- 車両等の移動にあたり、建設業者、レッカーベンダー等の民間事業者と連携を図る。

##### ③ 土地の一時使用

- 車両等の移動において、道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地などが無い場合、現場の判断で、沿道の民地を一時的に使用するものとする。
- 一時使用を行う場合、民地の所有者及び使用者が現場で見つかる場合は、道路啓開のた

### 第3章 地震災害応急対策 第15節 緊急輸送対策

めに使用することを説明する。ただし、民地の所有者及び使用者が現場で見つからない場合も、同意を得なくとも民地の使用やそれに伴う竹木の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由、使用した道路管理者を掲示する。

#### ④ その他

- 車両等の移動及び土地の使用の際は、事後の補償も鑑み、車両等及び土地の啓開作業前後の写真やビデオ等により記録する。

## 第2 交通の規制（警察署、自衛隊、道路班、住宅都市復興班）

### 1 交通規制

警察官、自衛官等は、次のような状況において、交通規制を実施する。

道路班、住宅都市復興班は、市道の被害状況について警察署に通報し、危険箇所の交通規制を行う。

実施機関等	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法 第4条
	都内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法 第5条又は第114条の3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためにやむを得ないと認めるとき	道路交通法 第6条又は第75条の3
自衛官及び消防吏員 (警察官がその場にいない場合に限る)	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両等の通行の妨害となるとき	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者 (国道・都道・市道)	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ・規制標識の設置(区間を定めての通行禁止、制限、理由、回り道等) ・道路標識の設置	道路法 第45条1項 及び 第46条1項

### 2 交通規制情報の収集・周知

道路班、住宅都市復興班は、警察署から、交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じ車両を用いる班に伝達する。また、交通規制の実施の報告を受けたときは、災害対策本部へ連絡し、広報広聴班は直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知するよう努める。

## 輸送対策

### 第3 緊急通行車両等の届出（調達輸送班、災害統括班）

#### 1 緊急通行車両等の運行に必要な手続き等

##### (1) 緊急通行車両等の事前届出

調達輸送班は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため使用する緊急通行車両、交通規制対象除外車両（以下、「緊急通行車両等」という）について、公安委員会に事前に届出を行い、届出済証の交付を受けておくものとする。

※資料編 緊急通行・道路啓開の様式

##### (2) 緊急通行車両等の運行

事前届出車両の使用者（運転者を含む）は、次の手続きを行う。

###### ① 緊急通行車両等の確認手続

災害による交通規制下において事前の届出済証の交付を受けた車両を運行する場合、事前届出車両の使用者（運転者を含む）は、公安委員会（警察署）に当該届出済証及び確認申請書を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

###### ② 標章の掲示等

緊急通行車両等の使用者（運転者を含む）は、①により交付された標章を、車両の助手席側ウインドガラスの上部（前面から見やすい箇所）に貼付した上で、緊急通行車両等の運行を行う。

###### ③ 緊急通行車両等の確認証明書の提示を求められた場合の措置

緊急通行車両等の使用者（運転者を含む）は、①により交付された確認証明書を必ず携行し、警察官等から確認証明書の提示を求められたときは、これを提示する。

### 第4 緊急輸送の実施（調達輸送班、災害統括班）

#### 1 協定先からの車両、燃料の調達

調達輸送班は、市内及び協定先の輸送車両、燃料の調達を行う。

調達先	調達物
市所有	車両
東旅宿町田7社会	
神奈中バス町田営業所	車両（バス）
小田急バス町田営業所	
日本通運	
ヤマト運輸	車両（トラック）
赤帽首都圏自動車運送共同組合	
（一社）東京都トラック協会多摩支部 第7地区	
町田市石油類販売組合加盟店業者	燃料

## 第3章 地震災害応急対策

### 第15節 緊急輸送対策

#### 2 市・協定先で車両を調達できない場合

災害統括班は、市・協定先で車両を調達できない場合や、道路の途絶や渋滞によって陸上輸送が不可能な場合は、都（財務局）に、次の事項を明示して依頼する。

- 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量（重量）
- 車両等の種類及び台数
- 輸送を必要とする区間及び借り上げ期間
- 集結場所及び日時

#### 3 配車計画

##### (1) 配車手続き等

調達輸送班は各対策部で所有する車両、応援派遣された車両を総合的に調整し配分する。なお、配車手続き等は、次のとおり行う。

- 各班において、車両等を必要とするときは、市庁用車両管理規程に基づき、調達輸送班に要請する。
  - ・車両配車手続きは、平常時と同じ手続きをとることとする。
  - ・配車申請書に基づき、配車の可否を検討の上配車する。
- 車両の運行に必要な人員は、原則として使用する各班の要員をあてる。
- 防災関係機関から要請があったときは、待機車両等を活用し可能な限り協力する。

##### (2) 料金等及び負担者

災害対策用車両等の料金及び負担者は、次のとおりである。

- 災害対策用車両等の使用料金は、原則として平常時の契約料金とし、その他特別のものについては別に定める（待機車両を含む）
- 料金等は、市が負担する。
- 車両用燃料の単価については、原則として契約料金とする。

##### (3) 輸送の優先対象

輸送車両は次の対象を優先して行う。

輸送対象	参考
① 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、資機材	第6節
② 被災者の救出救助、医療救護のための対策要員、資機材	第6節、第7節
③ 被災者の避難のための対策要員、資機材	第12節
④ その他初動期の応急対策に必要な応援要員、物資	各節
⑤ 災害拠点病院等へ搬送する傷病者、災害弱者等	第7節
⑥ 拠点施設の応急復旧のための要員及び資機材	第16節
⑦ 飲料水、食料等生命維持に必要な物資	第18節
⑧ 救助物資、生活必需品等	第18節
⑨ 遺体の搜索及び処理のための物資及び遺体	第17節
⑩ 埋火葬のための物資	第17節
⑪ その他災害対策に必要な要員及び物資	各節

## 第5 臨時ヘリポートの開設（企画班、災害統括班）

市は、ヘリコプター輸送の必要を認めるときは、適宜、ヘリコプター臨時離着陸場（以下、「臨時ヘリポート」という）を開設し、航空輸送の確保を図る。

### 1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの開設場所の選定は企画班が行い、災害統括班に報告する。

市長（災害統括班）は、企画班に対して、臨時ヘリポートの開設と運営を指示するとともに、都知事を通じ、国土交通省へ管制権の設定など、安全の措置を要請する。

#### (1) 救助・救急の搬送

救助・救急の搬送のための臨時ヘリポートは、東京消防庁で協定を結んでいる次の場所のうちいずれか、あるいは全ての施設とする。

- 町田市民球場 ○日大三高 ○法政大 ○鶴見川クリーンセンター
- 町田GIONスタジアム（町田市立陸上競技場） ○木曽山崎公園
- 鶴間公園内広場 ○その他

※資料編 ヘリコプター発着可能地点一覧

#### (2) 物資輸送

物資輸送のための臨時ヘリポートは、調整の上、必要に応じて開設する。自衛隊宿営候補地も対象となる。

### 2 臨時ヘリポートの開設・運営

企画班は、災害統括班からの指示があった場合、臨時ヘリポートを開設し、その運営にあたる。

## 第6 物資集積所の設置（調達輸送班、産業班）

調達輸送班は、調達物資及び他県市町村等からの応援物資を受け入れ・保管し、配布するための仕分けを行うため、総合体育館を物資集積所とし、協定機関や外部の支援団体等からの物資の受入及び分配を行う。

物資集積所の開設は産業班が行い、管理・運営は産業班と調達輸送班が協力して行う。また、必要に応じ、運送業を営む協定機関等による、輸送用資機材・役務及び物資集積所内での仕分け作業等の支援を、災害統括班を通じて要請する。

なお、総合体育館が施設容量的に不足する場合は、企画班に調整を依頼し、郵便局や協力農地等を活用する。

## 第3章 地震災害応急対策

### 第15節 緊急輸送対策

#### ■物資集積所の運営にあたっての事務

- 物資の在庫総括・出入管理・仕分け
  - 食料・飲料・生活必需品等の項目ごとに分類して、仕分ける  
(分類種別は第18節を参照のこと)
- 避難施設の物資ニーズ集約
  - 上記同様、ニーズを分類して集約する
- 避難施設への配送計画作成
  - 在庫とニーズとをマッチングし、各避難施設でのニーズに応じ比例配分する
- 調達物資・救援物資の受入れ
  - 協定機関や、各種支援団体・企業からの物資提供に応じる
- 災害統括班との連絡調整（協定機関への物資要請）
  - 協定機関へ追加的な物資供給を要請する場合、災害統括班を通じて行う

※ 資料編 物品受け払い簿（集積所用・避難施設用）

なお、備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合には、報道機関等を通じた、企業・団体等への支援の要請を検討する。要請する場合、報道機関等への周知伝達は、広報広聴班を通じて行う。

ただし、報道機関を通じた要請は、均一でない物資の増加が円滑な受入れ・配送の妨げる恐れもあるため、呼びかけにあたっては物資の提供・梱包に際しての留意事項について、併せて周知を行う。また、災害発生直後における個人からの義援物資は、仕分け等の対応が困難であることから受け入れしないこととし、これも同時に広報周知する。

なお、都が定める陸上輸送基地、航空輸送基地、並びに自衛隊施設のうち、最寄りのものは次のとおりである。

区分	施設名称	備考
陸上輸送基地	立川地域防災センター	都総務局
航空輸送基地	東京国際空港（羽田）	東京航空局
	東京都調布飛行場	都港湾局
	東京ヘリポート	
輸送拠点（その他）	多摩ニュータウン市場	都中央卸売市場
陸上自衛隊	立川駐屯地	自衛隊

物資ごとの調達・供給方法の詳細は、  
第18節第2「食料の確保・供給」  
第18節第4「生活必需品の確保・供給」  
第18節第5「義援物資、義援金の受入・配分」を参照のこと。

## 第7 帰宅困難者等の臨時輸送（被害調査班、各施設所管部、各事業所）

第11節「帰宅困難者対策」を参照のこと。

## 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策

概要	災害発生時には、ライフライン施設や道路・鉄道などの都市公共施設にも大きな被害が予想される。生活関連施設の早期回復及び代替供給の提供を迅速に行うことは、応急活動、復旧活動を進める上で重要になってくる。  本節では、上下水道、電気、電話、ガスの復旧及び二次災害の防止、都市公共施設（市の施設やその他の公共施設、道路・橋梁、河川・指定地、鉄道）の応急復旧対策の手順を定める。
----	--

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
ライフライン対策	第1 大規模地震発生時の緊急対策				下水道対策部、都水道局、東京電力グループ、NTT、東京ガス、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯、災害統括班
	第2 水道の応急、復旧対策	●	●	●	災害統括班、都水道局
	第3 下水道の応急、復旧対策	●	●	●	下水道対策部
	第4 電気の応急・復旧対策	●	●	●	東京電力グループ
	第5 電話の応急、復旧対策	●	●	●	NTT
	第6 ガスの応急、復旧対策	●	●	●	東京ガス、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯
都市公共施設対策	第7 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策	●	●	●	各施設所管部
	第8 道路・橋梁の応急、復旧対策	●	●	●	道路班、公園管理班、中日本高速道路、南多摩東部建設事務所、NTT、東京電力グループ、東京ガス、交通機関
	第9 河川管理施設の応急、復旧対策	●	●	●	下水道応急復旧班、消防団、道路班
	第10 鉄道の応急、復旧対策	●	●	●	JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄

## 緊急対策

### 第1 大規模地震発生時の緊急対策

(下水道対策部、都水道局、東京電力グループ、NTT、東京ガス、LPGガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯、災害統括班)

市域を大規模地震が襲った場合における「ライフライン」の応急対策の実施に当たっては、次の6点を基本指針とする。

- 1 被害拡大要因となり得る「電気・ガス」については、ガスは地震発生直後に、また電気は消防・警察等の要請により、それぞれ被害甚大地域への供給停止措置をとる。通報・消火活動に必要な「電話・水道」については、震災後も可能な範囲で供給を継続し、早期復旧に努める。
- 2 あらかじめ調査地域分担を定め、「被災概要」の早期把握に努める。
- 3 市、都等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替供給を行う。特に、医療機関等の生命に係る施設については、最優先して代替供給の確保を図る。
- 4 各ライフラインの復旧は、「供給・処理」施設から「需要・末端」施設へ向けて行う。また、病院、避難施設、学校などの社会的な重要度の高い施設から優先的に復旧するとともに、各ライフライン機関が相互に連携・協力して行う。
- 5 道路下の共同溝など、複数のライフラインが埋設されている場所で応急・復旧対策を行う場合は、関係する事業者同士で調整し、効率的に実施する。
- 6 市は、復旧が円滑に実施できるよう復旧活動に必要なスペースの確保に努める。

## 水道

### 第2 水道の応急、復旧対策（災害統括班、都水道局）

水道施設が被災し、機能停止した場合は災害統括班から、東京都水道局に対し次のような機能回復作業を要請する。

#### 1 応急対策

##### ■被害調査

- 配水管の被害調査 ① 主要幹線系統、② 連絡管系統、③ 災害時給水ステーション
- 緊急配水調整として、① 配水池、② 配水設備、③ 連絡管の調査

#### 2 復旧対策

##### (1) 災害時の広報

災害統括班は、都水道局からの破損箇所、注意事項、復旧作業等の情報の市民への周知を広報広聴班に依頼する。

(2) 各復旧対策

- 施設：①取水・導水・浄水施設、②送水・配水施設
- 管：①送水管、②配水管、③給水装置
  - ・ 配水管：①災害拠点病院等への管路②送水管及び広大な区域を持つ配水本管③配水本管及び配水小管（φ400未満）の骨格となる路線④震災対策用応急給水施設、避難施設等へ至る管路
  - ・ 給水装置：①配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、②主要道路で発生した路上漏水、③建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

**下水道**

**第3 下水道の応急、復旧対策（下水道対策部）**

下水道施設が被災し、機能停止した場合は次のような機能回復作業を行う。

**1 応急対策**

(1) 被害調査

被災後、下水道対策部は直ちに施設の被害調査を行う。

(2) 応急対策活動

応急対策活動は、次の要領で実施する。

- 汚水管渠には、流下のそ通に支障のないよう移動式ポンプを配置する。
- 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水管渠・終末処理場等の施設が破損し流出が生じた場合には、土のう等により流出を阻止し破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

**2 復旧対策**

(1) 資機材、車両、要員の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。

工事施工中の箇所は、工事請負人に被害を最小にとどめるよう状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(2) 災害時の広報

破損箇所、排水禁止区域、下水道使用自粛（節水の呼びかけ、水洗トイレの使用自粛など）の広報を広報広聴班に依頼し、市民への周知を図る。

(3) 都流域下水道本部との連絡調整

「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「多摩地域における下水管路施設の災害時復旧支援に関する協定」に基づき、都流域下水道本部と災害時支援に関する連絡調整を行う。

## 電 気

### 第4 電気の応急、復旧対策（東京電力グループ）

災害により電気の供給が停止したり、または停止するおそれがあるときは、東京電力グループは、電力供給に関する次の応急・復旧対策の措置を講ずる。

#### 1 応急対策

東京電力グループは、多摩総支社、町田事務所、相模原支社（小山・相原地区）内に災害対策の支部を設置し、応急対策活動に当たる。このとき、復旧対策の中核となる公共施設その他重要施設に対しては、優先的に送電するとともに、医療機関については最優先で電力供給に努める。

#### 2 復旧対策

##### (1) 災害時の広報

市民に対し、切れた電線等による感電の防止、漏電等による出火の防止（電気ブレーカを切る等）、被害の状況、復旧の見通し等の広報を行う。

##### (2) 復旧計画の策定

次のような復旧計画を策定し、電力供給の復旧に当たる。

- 復旧応援チームの必要の有無及び復旧作業チームの配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（送電設備、変電設備、通信設備、配電設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 応援者の宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

## 電 話

### 第5 電話の応急、復旧対策（N T T）

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、N T Tが応急、復旧対策の措置を講ずる。

#### 1 応急対策

N T T東京支店内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動に当たる。

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| ○ 設備、資機材の発動準備及び点検                               | ○ 最小限の通信の確保           |
| ○ 非常用可搬型交換装置の設置                                 | ○ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置 |
| ○ 臨時回線の作成                                       | ○ 通信の利用制限             |
| ○ 非常通話、緊急通話の優先                                  | ○ 公衆電話の無料化            |
| ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの提供 |                       |

## 2 復旧対策

次のような復旧計画を策定し復旧に当たる。

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線復旧
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線復旧
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線復旧

## ガス

### 第6 ガスの応急、復旧対策

(東京ガス、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯)

#### 1 都市ガス

##### (1) 応急対策

###### ア 情報の収集

災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況及び復旧状況を迅速・的確に把握する。

###### イ 災害時における応急工事

非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し二次災害の発生を防止する。

###### ウ 危険予防措置

ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

##### (2) 復旧対策

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、被害状況に応じて次の復旧作業を組み合わせて行う。

###### ア 高・中圧導管の復旧作業

- ①区間遮断 ②漏えい調査 ③漏えい箇所の修理 ④ガス開通

###### イ 低圧導管の復旧作業

- ①閉栓作業 ②復旧ブロック内巡回調査 ③被災地域の復旧ブロック化
- ④復旧ブロック内の漏えい検査 ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥本支管混入空気除去 ⑦灯内内管の漏えい検査及び修理
- ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検） ⑨開栓

###### ウ 広報

各家庭でガス漏れ等の異常が無ければ、マイコンメーターの簡単な復帰操作でガスを使用できる旨、広報する。

#### 2 LPガス

各家庭等のLPガス設備には、震度5以上の地震やガス漏れが発生した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターをはじめとする安全設備が設置され、屋内配管やガス器具等に異常が無い場合には、速やかな使用再開が可能である。

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策

##### (1) LPガス業者による顧客施設被害の把握及び使用再開

LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯は、大地震が発生したときは、できる限り速やかに顧客の被害状況を把握し、余震発生等の可能性に注意して、連絡が取れた所から順にLPガス施設の点検及び使用再開に努める。

##### (2) 協定に基づく避難施設等への支援

市から応急対策への協力要請があったLPガス協定業者は、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づき、避難施設での炊き出しに必要なLPガス、また必要に応じて炊き出し釜を供給する。

## 市の施設並びにその他の公共施設

### 第7 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策（各施設所管部）

災害が発生した場合、市庁舎、市民センター、公民館、図書館等の市公共施設、社会福祉施設の管理者は、即座に施設の被害状況を把握し、利用者の安全確保と二次災害の防止のため、次のような応急措置を講ずる。

#### 1 施設利用者・入所者の安全確保の方針

- 施設管理者は、その場で即座に施設の被害状況を判断し、必要に応じて職員による利用者の避難誘導を指示し、混乱防止に努める。
- 施設利用者・入所者の人命救助及び確認を行う。
- 避難対策で講じた応急措置のあらましを、災害対策本部へ速やかに報告する。

#### 2 市有施設保全の方針

##### (1) 応急措置

市有施設については、防災活動の拠点となる施設を重点的に、まずは施設管理者による目視判断により、応急活動へ利用できるよう、体制を整える。初動期には住宅都市復興班による応急判定により、施設の利用に支障が生じないよう、必要に応じた保全措置を講じる。

- 壊れたガラスや散乱したものを取り除き、清掃する。
- ブルーシート、ダンボール、ベニヤ板等による応急修理。
- 電気、ガス機器等の点検
- 水の確保（受水槽の確認）

##### (2) その他の留意事項

- 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
- 電気の復旧による火災の防止、ガス漏れによる事故の防止
- 危険箇所への立入禁止の表示
- 市民センターは、情報収集拠点になることを想定する。
- 社会福祉施設は、「要配慮者」のための専用避難施設となることを想定する。
- 他の市の施設も災害対策のため、他の目的で供用されることを想定する。
- 避難者がきた場合は、避難施設へ誘導する。

## 道路・橋梁

### 第8 道路・橋梁の応急、復旧対策（道路班、公園管理班、中日本高速道路、南多摩東部建設事務所、NTT、東京電力グループ、東京ガス、交通機関）

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれの所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

- 高速自動車国道 ..... 中日本高速道路株式会社
- 国道、都道 ..... 国土交通省、東京都（南多摩東部建設事務所）
- 市道、街路樹 ..... 町田市（道路班、公園管理班）
- 電柱、架線、地下埋設物 ..... NTT、東京電力グループ、東京ガス、  
交通機関

#### (1) 応急対策

##### ① 被害状況の調査・把握

道路班は災害が発生した場合、道路パトロールや市民からの通報等により被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を道路対策部を通じて災害対策本部に報告する。また、関係機関から道路に関する情報を収集する。

##### ② 道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。また、道路各占用施設（水道・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。

##### ③ 交通規制

通行が危険な路線・区間については、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。また、周知措置等、市民の安全確保のための措置をとる。

#### (2) 復旧対策

##### ① 道路の応急復旧

道路班は、被害を受けた市道について、市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。なお、市道以外の道路について、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。

また、道路の応急復旧が困難な場合は、知事、自衛隊に対し応援を求める。

##### ② 仮設道路の設置

道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

## 河 川

### 第9 河川管理施設の応急、復旧対策（下水道応急復旧班、消防団、道路班）

地震、洪水等により、河川及び水路の堤防・護岸・水門・排水場等の施設が被害を受けた場合は、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努め、排水に全力を尽くす。

- 1・2級河川 ..... 東京都・神奈川県
- 水路 ..... 町田市

#### 1 河 川

##### (1) 応急対策

###### ① 施設の巡視

下水道応急復旧班、消防団は、災害が発生した場合に水防活動と並行して巡視し、その状況を災害統括班を通じて本部長、都に報告する。また、必要に応じて、道路班に応援を要請する。

###### 重点巡視箇所

- 管内施設
- 工事中箇所
- 重要水防箇所

※資料編 災害危険箇所

###### ② 被害発生時の措置

下水道応急復旧班、消防団は、災害によって堤防、護岸、水門等の河川管理施設に被害が発生した場合は、直ちに都へ報告し、次の措置を行う。また、必要に応じて、道路班に応援を要請する。

- 移動式排水ポンプ車の派遣要請
- 排水作業
- 内水被害の拡大防止
- 技術指導の要請

※資料編 災害危険箇所

##### (2) 復旧対策

下水道応急復旧班、消防団は、堤防、護岸、水門等の河川管理施設の被害について調査し、速やかに都に応急復旧を要請する。

## 鉄道

### 第10 鉄道の応急、復旧対策（JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄は、災害が発生した場合、あるいは列車や構造物が被災した場合には、（現地）災害対策本部を設置し応急措置を行う。また、復旧状況、列車の運行状況について市及び都、その他関係機関に連絡する。

- 災害発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやSNS等による情報提供を行う。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のため的確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に努める。
- 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護チームを編成し救急救護に当たる。救護は、障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。
- 重要度の高い施設から仮復旧を行う。

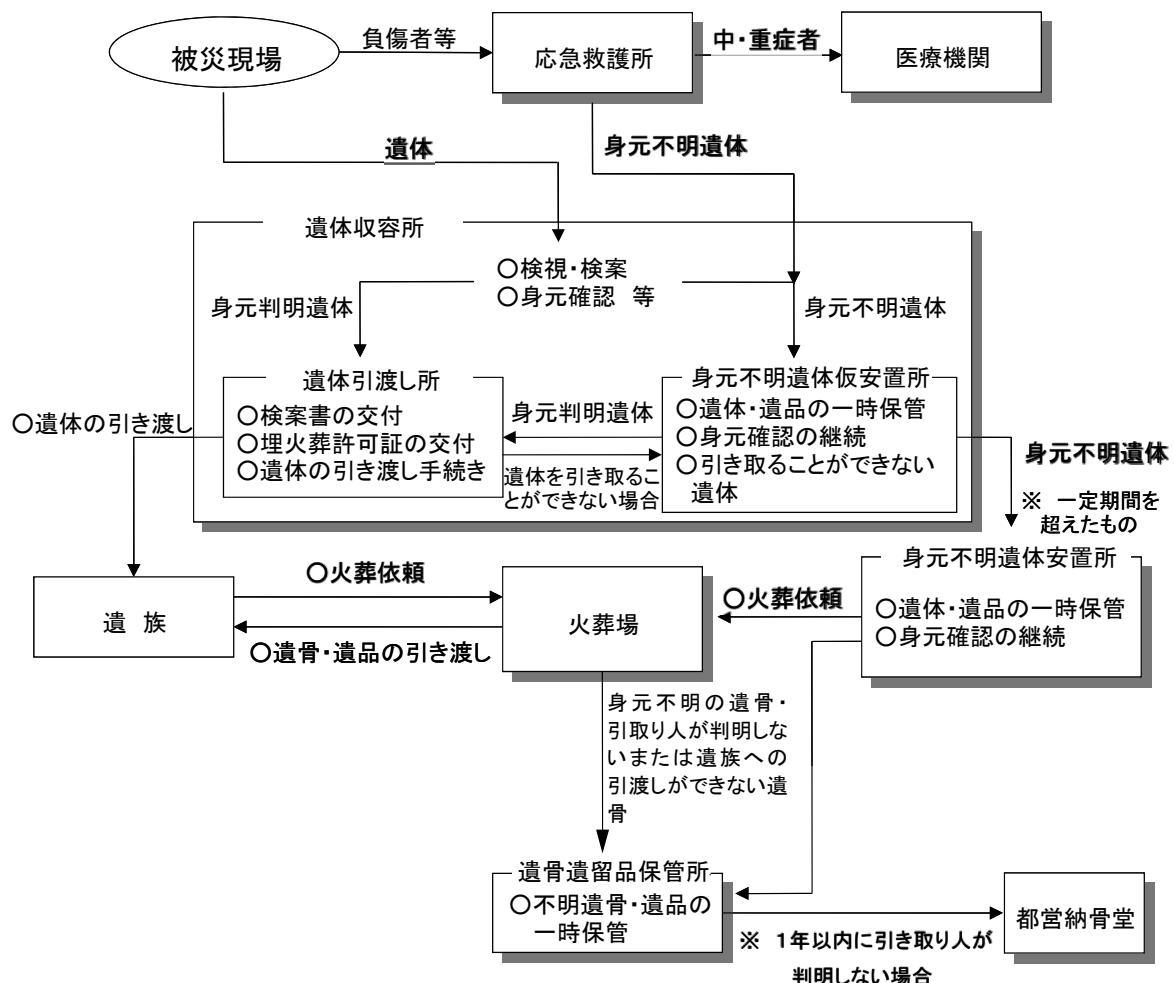
## 第17節 遺体の収容・火葬等

概要	大規模災害が発生し、多数の死者が発生した場合には、遺体の腐乱を防止するため、遺体の搜索・収容、検視検査、埋火葬等の作業を迅速に行う必要がある。
要	本節では、遺体の処置の流れを示すとともに、遺体安置所の開設や遺体の処置に要する人員・資材の確保等について定める。

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
遺体の収容・火葬	第1 遺体の収容所・安置所の開設	●	●		市民班、警察署
	第2 遺体の収容等	●	●		市民班、警察署
	第3 埋火葬の相談と埋火葬許可書の発行		●	●	市民班
	第4 身元不明遺体の対応		●	●	市民班、生活環境班
	第5 死亡者に関する広報		●	●	市民班、広報広聴班

### <遺体の収容・埋火葬の流れ>

遺体の収容・埋火葬は、次のフローにしたがって実施する。



## 遺体の収容・火葬等

### 第1 遺体の収容所・安置所の開設（市民班、警察署）

災害により多数の死者がでた場合又は出ることが予想される場合で、遺体の収容所・安置所の開設が必要と思われるときは、災害対策本部は警察署と協議し、被害状況を考慮して、市内の公共施設（サン町田旭体育館・小山市民センター）等で遺体の収容・安置に適切な場所を選定し、開設する。なお適切な既存建物が確保できない場合は、テント等で代用する。

- 遺体収容所・安置所の開設は、市民班と警察署が協力して行う。
- 安置所に必要な納棺用品、葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の指導のための要員については、市内葬儀業者等の協力を得て行う。
- 安置所を開設した場合、市は、遺体が速やかに搬送されるよう広報に努める。

### 第2 遺体の収容等（市民班、警察署）

#### 1 遺体の収容等

発見された遺体は、収容所に搬送し、死体取扱規則（1958年（昭和33年）国家公安委員会規則）等の規定により検視・検案を行う。検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。

##### ■ 遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ

- ① 遺体収容所への搬送  
遺体の搬送は遺族が行い、搬送が困難な場合は警察署、自主防災組織、調達輸送班の応援を得て、検視・検案を受けるために、指定された遺体を収容所に搬送する。
- ② 遺体収容の受付  
受付は、市民班、警察署が協力して行う。発見状況の聴取、検視カード・検視一覧表の作成、一連番号の付与。
- ③ 検視・検案  
○ 検視：警察署より派遣された検視官は、遺体の検視及びこれに必要な措置を行う。  
○ 検案：都（監察医務院）より派遣された検案医は、遺体の検案、死体検案書及びその他必要な措置を行う。
- ④ 遺体の安置  
検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。なお、安置した遺体については、必要に応じてドライアイス等を使用し、遺体の腐敗防止に努める。
- ⑤ 遺体の引渡し  
市民班は、安置所に引渡所を設け、遺族が判明している場合は検案書を交付し、遺留品と共に遺体を引き渡す。

※資料編 遺体の収容・火葬等の様式

#### 2 身元不明遺体の身元確認等

身元の分からぬる遺体（以下、「身元不明遺体」という）については、警察署、自主防災組織、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

### 第3 火葬の相談と火葬許可書の発行（市民班）

#### 1 火葬等に関する相談窓口の開設

遺体の引渡を受けた遺族等のため安置所には、火葬等に関する相談窓口を開設し、埋火葬手続きなどの相談に応じる。

また、遺族等が火葬を執行することが困難な場合は、救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。特に、東京都が広域火葬体制を取った場合は、その旨を住民へ周知するとともに、都福祉保健局は広域火葬体制の整備として各火葬場での受け入れに係る調整を実施し、市民班はその窓口として対応する。

#### 2 火葬許可書の発行

火葬許可書の発行は、市民班が行う。発行にあたっては、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう、体制を整える。

#### 3 火葬許可の特例

火葬許可証に変わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

### 第4 身元不明遺体の対応（市民班、生活環境班）

#### 1 身元不明遺体の火葬

身元不明遺体については、一定期間内に処置することが望ましいので、次の要領で市が火葬を行う。

- ① 身元引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した後、市民班が死体火葬許可証の発行手続きをとる。
- ② 遺体が多数若しくは、その他やむを得ない事情のため、市の火葬場で火葬できない場合は、都に連絡し、広域火葬の応援・協力を要請する。
- ③ 市民班は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。

※資料編 災害救助法による救助の程度

※資料編 災害救助法の様式

#### 2 火葬後の対応

安置所の閉鎖に伴い、身元不明の遺骨・遺留品は、生活環境班に引き継ぐ。

身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者取り扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

埋葬に関する支出費用は、災害救助法を基準とする。

### 第5 死亡者に関する広報（市民班、広報広聴班）

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

## 第18節 生活救援対策

概要	<p>災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者の自立復興を促すためにも、飲料水、食料、生活必需品等の供給及び罹災証明等の交付が必要である。</p> <p>また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する必要がある。</p> <p>なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分な配慮が必要である。</p> <p>この節は、災害発生直後の備蓄品の供給、需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法について「飲料水」「生活用水」の給水、「生活必需品」及び「義援物資」に分けて定めたものである。また、被災者の生活支援を行う上での「被災者総合相談窓口」開設の要領、罹災証明等の交付の手続きについても記した。</p>
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
給 水	第1 飲料水、生活用水の給水	●	●		下水道総務・応急給水編成班、避難施設・応急給水応援班、調達輸送班、福祉班、災害統括班、都水道局
食 料	第2 食料の確保・供給	●	●		福祉班、調達輸送班、情報統括班、災害統括班
	第3 炊き出しの実施			●	福祉班、調達輸送班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班
生活必需品	第4 生活必需品の確保・供給	●	●		福祉班、調達輸送班、情報統括班、災害統括班
	第5 義援物資、義援金の受け入れ・配分		●	●	福祉班、調達輸送班
災害相談	第6 被災者総合相談窓口業務		●		広報広聴班、各対策部、関係機関
金 融	第7 金融対策		●		会計班、災害統括班
罹災証明	第8 罹災証明書等の交付		●	●	被害調査班

## 給 水

### 第1 飲料水、生活用水の給水（下水道総務・応急給水編成班、避難施設・応急給水応援班、調達輸送班、福祉班、災害統括班、都水道局）

#### 1 応急給水の必要量

災害から2～3日以内は、飲料水、それ以後は飲料水と生活用水を給水する。

発災直後～2、3日	1人1日 3リットル（飲料水）
-----------	-----------------

#### 2 需要の把握及び給水計画

災害統括班は、住民の避難状況、東京都水道局が震災情報システム等により迅速かつ的確に把握した給水状況及び水道施設の復旧状況等必要な情報を把握する。

災害統括班は東京都水道局給水対策本部内多摩対策部と具体的に定めた応急給水計画に基づく応急給水方法、災害時給水ステーション（給水拠点）開設の要否等連絡調整を行う。

災害統括班は、東京都水道局多摩給水管理事務所等と災害時給水ステーション開設及び応急給水活動実施について協力調整を行う。

#### 3 給水活動に必要な資器材等の確保

浄水所・給水所及び応急給水槽における仮設給水栓等応急給水用資器材は東京都が確保する。町田市の備蓄している大容量ポリタンク及び飲料水袋も活用する。

町田市所有の応急給水車は災害統括班が確保する。

車載水槽、給水タンク等応急給水用資器材を活用した避難施設等への飲料水輸送車両は、町田市災害対策本部及び町田市管工事協同組合が協力して確保する。

#### 4 給水活動

##### (1) 災害時給水ステーションの開設

東京都水道局多摩給水管理事務所等及び町田市災害対策本部は応急給水活動に関して連絡調整を行う。連絡調整の結果、災害時給水ステーションにおける応急給水実施が決定した場合、都及び市の役割分担により、災害統括班は下水道総務・応急給水編成班に避難施設・応急給水応援班編成に指示を行うとともに、町田市管工事協同組合に協力要請を行う。

指示を受けた下水道総務・応急給水編成班は、避難施設・応急給水応援班に災害時給水ステーション開設に伴う要員配備を指示する。

##### (2) 給水活動の実施

ア 災害時給水ステーション（給水拠点（応急給水槽・浄水所及び給水所））を開設し応急給水を行う。

- ・応急給水槽においては、避難施設・応急給水応援班が応急給水用資器材等の設置及び市民等への応急給水を行う。
- ・浄水所・給水所においては、東京都水道局が応急給水に必要な応急給水資器材等の設置を行い、避難施設・応急給水応援班が市民等への応急給水を行う。

##### イ 避難施設での給水

- ・避難施設を開設・運営する担当者は、地域住民、施設管理者と協力の上、備蓄物資、応

急給水栓等を活用し、応急給水を行う。

#### ウ 町田市管工事協同組合の協力

- ・町田市から協力要請を受けた町田市管工事協同組合は、あらかじめ参集を指定している災害時給水ステーションに組合協力者の参集を行う。参集した町田市管工事協同組合協力者は、避難施設・応急給水応援班と協力して、応急給水資器材の設置及び応急給水活動を行う。
- ・また、飲料水が不足する避難施設には、組合協力員及び避難施設・応急給水応援班は協力して、町田市管工事協同組合の提供する車両に、災害備蓄倉庫に保管された給水タンク等を搭載して災害時給水ステーションにおいて飲料水を注水した上で、車両輸送を実施する。

#### (3) 車両輸送による応急給水活動

##### ア 医療施設等への応急給水

医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設については、町田市から東京都福祉保健局を通じ緊急要請を受けた東京都水道局が車両輸送による応急給水を行う。

イ 臨時応急給水所（災害時給水ステーションから概ね2キロメートル以上離れた避難施設、医療施設及び福祉施設等）は、町田市災害対策本部から東京都災害対策本部を通じ給水対策本部（多摩給水管理事務所）に車両輸送による応急給水を要請する。なお、給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難施設」の対応順位で、応急給水が行われる。

また、避難施設・応急給水応援班は臨時応急給水所に備蓄してある応急給水用ペットボトルによる市民等への飲料水配布を行う。さらに、学校内の受水槽を活用した応急給水を図る。

- ・小山田桜台地域 小山田南小学校

ウ 避難施設又は避難広場で、町田市災害対策本部から東京都災害対策本部を通じ車両輸送による応急給水の要請があり、東京都水道局が車両輸送する必要があると認める場合は、東京都水道局が町田市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、避難施設運営担当者が市民等への応急給水を行う。

#### (4) 災害時給水ステーション等の設置

災害時給水ステーション	給 水 方 法	実施者
①浄水所、給水所、配水所	災害時給水ステーションの開設を行い、市民への応急給水体制を整える。 ○ 応急給水栓の設置 ○ 搬送用水袋の配布	都 避難施設・応急 給水応援班
②応急給水槽	災害時給水ステーションの開設を行い、市民への応急給水体制を整える。 ○ 応急給水栓の設置 ○ 搬送用水袋の配布	避難施設・応急 給水応援班 町田市管工事協 同組合
③臨時応急給水所	浄水所等の施設が近くにない地域の避難施設、医療施設及び福祉施設は、タンク車等による給水所を設置する。 また、次の地域では、備蓄ペットボトルによる配布や近隣施設の受水槽の活用も図る。 ○ 小山田桜台周辺地域：小山田南小学校	避難施設・応急 給水応援班

※資料編 災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

## 第3章 地震災害応急対策

### 第18節 生活救援対策

## (5) 應援要請

## ① 応援要請

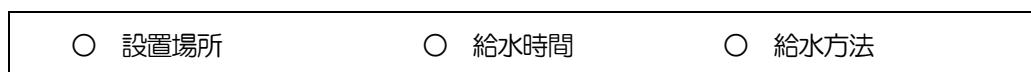
災害統括班は、下水道総務・応急給水編成班からの要請に応じ、都水道局、協定機関等に救援を要請する。また、必要に応じて災害統括班は、自衛隊に救援を要請する。

## ② 協定井戸

災害時協力協定井戸の所有者は、協定に基づき、井戸水を生活用水として、近隣住民へ提供する。

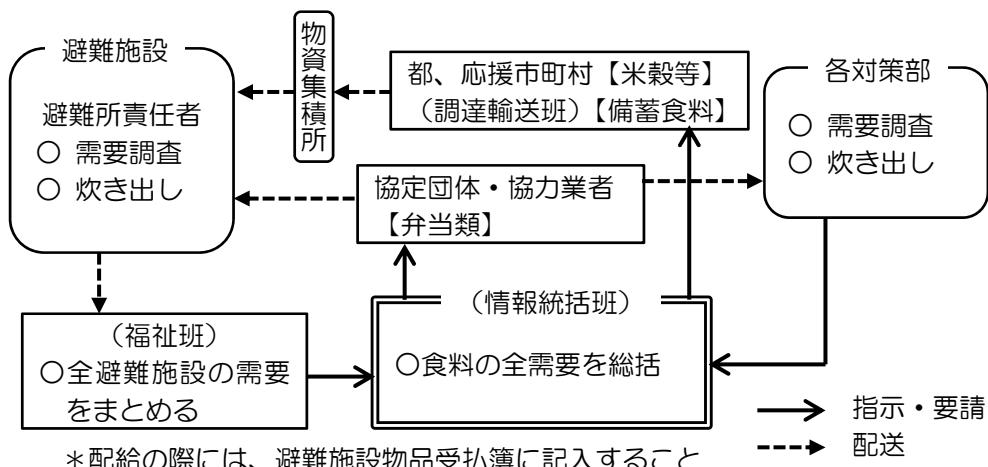
5 周知

下水道総務・応急給水編成班は、災害時給水ステーションを設置し応急給水を始めたとき、広報広聴班に給水に関する広報を要請し、市民への周知を図る。



食 料

## ＜食料・生活必需品等の供給の流れ＞



## 第2 食料の確保・供給（福祉班、調達輸送班、情報統括班、災害統括班）

## 1 備蓄食料

食料の備蓄量は、以下のとおりである（2017年（平成29年）2月現在）。

○ 主食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主食：約210,000食 (ビスケット：約70,000食 アルファ化米：約140,000食)</li> <li>・おかゆ（高齢者・幼児用）：約14,000食 (アルファ化米備蓄量の約10%)</li> </ul>
○ 調製粉乳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調製粉乳：350g/缶×918缶</li> <li>・哺乳瓶：1,170本</li> </ul>

## ※資料編 市における食料備蓄状況一覧

## 2 需要の把握

### (1) 供給対象者

食料の供給対象者は次のとおりである。

- 避難指示等に基づき、避難施設に収容された人
- 住家が被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水）を受け、炊事の不可能な人
- 供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人
- 災害応急対策活動の従事者

### (2) 配給基準

大規模災害が発生した場合、発生から2～3日以内の食料は、住民の非常持出し食料、備蓄食料、協定団体・協力業者からの調達品でまかなうものとする。

1人あたり配給数量（1食あたり 200g）に、知事が必要と認める受給者の数及び日数を乗じた数量を基準とする。また市長は、特に必要があるときは加配できる。

#### ■配給食料の目安

- ① 発災後～3日目：備蓄食料
- ② // 4日目以降：都・他市町村の応援物資や炊き出しによる配給
- ※ 乳幼児：粉ミルクを供給する。

### (3) 需要の把握

情報統括班は、福祉班、各対策部と連携し、次の方法で食料の需要を把握する。

- ① 避難施設の必要数は、福祉班が把握する。
- ② 災害応急対策活動の従事者の必要数は、各対策部が調査する。

#### ■必要量の目安

- 水・食糧等の備蓄必要数を算定する基礎人口<sup>※1</sup> = 92,758人  
( うち乳幼児（0～2歳児） = 約2,240人<sup>※2</sup> )

※1 東京都が被害想定中にいう「避難者数」のこと。算出根拠は総則-31を参照。

※2 乳幼児数は、上記の算定基礎人口に町田市の人口における乳幼児の割合2.41%を乗じて算出。（人口データは2012年（平成24年）1月1日現在のものを使用。町田市人口：425,380人、うち乳幼児人口：10,263人として算定）

#### ○主食

必要食料数：837,000食（ = 約93,000人 × 3食 × 3日 ）

#### ○調製粉乳

調製粉乳	1日 約291kg <sup>※3</sup>	3日間 約874kg
哺乳瓶		2,240本

※3 1回26g×1日5回×乳幼児数2,240人

### 3 調達・輸送

#### (1) 食料の調達

調達輸送班は、把握された必要量に基づき備蓄食料のほか、必要に応じて災害時協力協定店及び町田市農業協同組合より食料を調達する。

調達が困難な場合、調達輸送班は、具体的な物資の必要量を把握の上、都及び他市区町村からの食料の応援を災害統括班を通じて要請する（プル型支援）。なお、都への食料の応援要請は、カウンターパート団体決定後は、同団体と直接調整を行う。

また、市で正確な食料需要の把握が困難な場合、都は必要に応じて、市からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する（プッシュ型支援）。

#### ■食品、飲料水、生活必需品等の災害時協力協定店

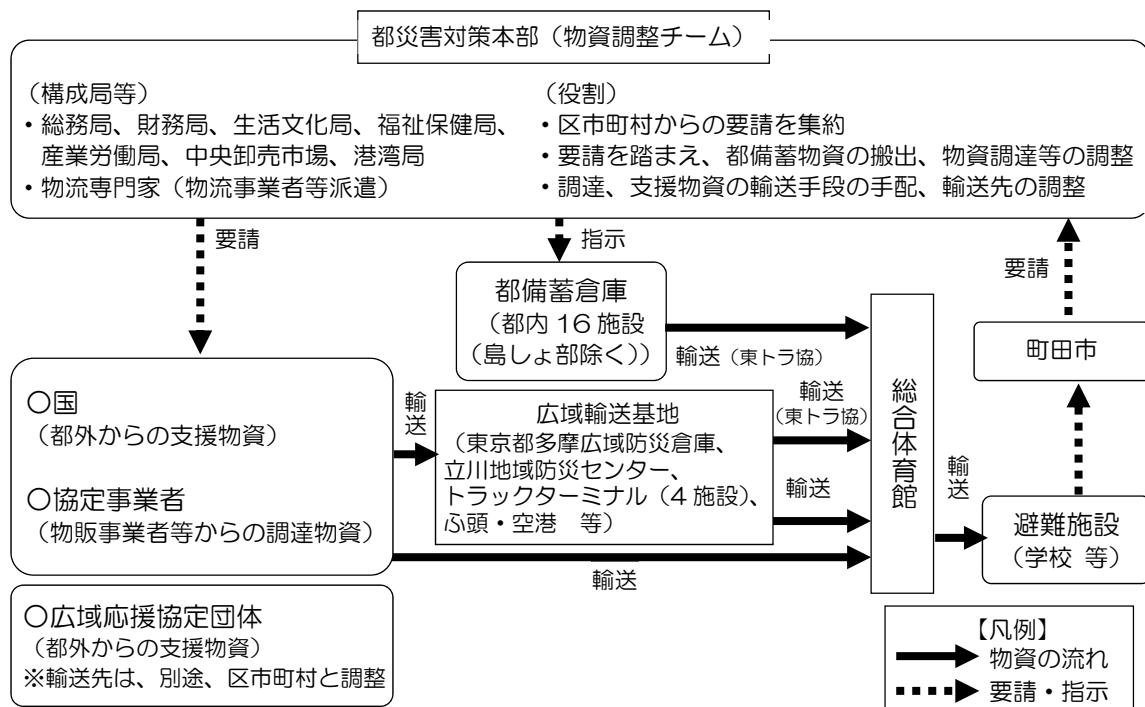
- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ○ オダキュー〇X（玉川学園店等）  | ○ 小田急百貨店（町田店）         |
| ○ 西友（町田店等）         | ○ 相鉄ローゼン（成瀬店）         |
| ○ ダイエーグルメシティ（町田店）  | ○ 東急ストア               |
| ○ 町田市農業協同組合        | ○ 三和                  |
| ○ 東急百貨店            | ○ ミスターマックス            |
| ○ 東京コカ・コーラボトリング    | ○ 伊藤園                 |
| ○ カインズ             | ○ NPO法人メリ災害対策センター     |
| ○ コストコ・ホールセール・ジャパン | ○ ボランタリー・アキテクツ・ネットワーク |
| ○ 東日本ダンボール工業組合     |                       |

#### ■プッシュ型支援とプル型支援物資供給

	プッシュ型	プル型
定義	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法
概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、支援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。

「支援物資供給の手引き（平成25年9月）」国土交通省 国土交通政策研究所より

■災害時における物資等の基本的な流れ



(2) 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、食料供給を依頼した先の協定団体・業者等が行うが、必要な場合は調達輸送班が行う。

応急対策活動に従事する者（職員、応援団体）についても、調達輸送班が配送する。  
調達輸送班は、市で調達した食料及び都等から支給を受けた食料の輸送を総括する。

#### 4 被災者への食料の配給

被災者への食料の配給は、原則として避難施設に供給拠点を設置して行う。

供給拠点における配給は、福祉班及び避難施設の開設運営を担当する班が避難施設責任者及びボランティア等の協力を得て行う。

また、福祉班は、各供給拠点における食料の配給状況を把握・総括する。

更に、時間とともに変化する被災者ニーズに対応した食料の配給を行う。

#### 5 救急告示医療機関等への食料の供給

調達輸送班は、救急告示医療機関等から食料の配給要請があった場合は、優先的に食料を調達・供給する。

#### 6 周知

福祉班は、供給拠点を設置し食料の配給を始めたとき、広報広聴班に食料の配給に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

○ 設置場所

○ 配給時間

○ 配給方法

### 第3 炊き出しの実施（福祉班、調達輸送班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班）

道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、福祉班及び避難施設の開設運営を担当する班は、避難者、当該地域の自主防災組織、ボランティア等が実施する、各避難施設における被災者への炊き出しに協力する。必要な原材料、燃料等備蓄品で不足するものは、福祉班が集約し、調達輸送班へ調達を依頼する。

## 生活必需品

### 第4 生活必需品の確保・供給（福祉班、調達輸送班、情報統括班、災害統括班）

#### 1 備蓄物資

毛布、敷物の備蓄量は、以下のとおりである（2019年（平成31年）3月現在）。

	必 要 量	市 備 蓄 数
毛 布	約45,000枚	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市の備蓄：64,000枚</li><li>・ 都（福祉保健局）の寄託：1,320枚</li></ul>
敷 物		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市床敷きマット（1.8m×2.5m）：12,300枚</li><li>・ 都（福祉保健局）の寄託カーペット：3,795枚</li></ul>

#### 2 需要の把握

##### (1) 供給対象者

生活必需品の供給対象者は次のとおりである。

- 避難指示等に基づき、避難施設に収容された人
- 住家が被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水）を受け、居住ができなくなった人（応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）
- 供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

##### (2) 供給基準

生活必需品の供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲で行う。

※資料編 災害救助法による救助の程度

##### (3) 供給品目

生活必需品の供給内容は、次のとおりとする。

供給対象	供給品目
個人	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 寝 具 ..... 就寝に必要な最小限度の毛布等</li><li><input type="radio"/> 衣 類 ..... 上着、下着等</li><li><input type="radio"/> 身回り品 ..... タオル、手拭い、運動靴、傘等</li><li><input type="radio"/> そ の 他 ..... 女性用下着、生理用品等</li></ul>
個人・共用	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 日 用 品 ..... 石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等</li></ul>
共用	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 炊事用具 ..... 鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等</li><li><input type="radio"/> 光熱材料 ..... マッチ、ロウソク</li><li><input type="radio"/> そ の 他 ..... 懐中電灯、ラジオ等</li></ul>

※ ただし、救助作業に従事するものを除く。

#### (4) 需要の把握

生活必需品の需要の把握については、「第2 食料の確保・供給 2 需要の把握」と同様に、避難施設の必要数は、福祉班が把握し、災害応急対策活動の従事者の必要数は、各対策部が調査する。

### 3 調達・輸送

#### (1) 生活必需品の調達

調達輸送班は、把握された必要量に基づき備蓄物資のほか、必要に応じて災害時協力協定店より生活必需品を調達する。

調達が困難な場合、調達輸送班は、具体的な物資の必要量を把握の上、都及び他市区町村からの応援を災害統括班を通じて要請する(ブル型支援)。なお、都への物資の応援要請は、カウンターパート団体決定後は、同団体と直接調整を行う。

また、市で正確な物資需要の把握が困難な場合、都は必要に応じて、市からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する(プッシュ型支援)。

#### (2) 生活必需品の輸送

生活必需品の供給に関する輸送業務は、供給を依頼した先の協定団体・業者等が行うが、必要な場合は調達輸送班が行う。

調達輸送班は、市で調達した生活必需品及び都等から支給を受けた生活必需品の輸送を総括する。

### 4 被災者への生活必需品の供給

被災者への生活必需品の供給は、原則として避難施設に供給拠点を設置して行う。

供給拠点における供給は、福祉班及び避難施設の開設運営を担当する班が避難施設責任者及びボランティア等の協力を得て行う。

また、福祉班は、各供給拠点における生活必需品の配給状況を把握・総括する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供、乳児など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

### 5 周知

福祉班は、供給拠点を設置し生活必需品の配給を始めたとき、広報広聴班に配給に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

設置場所

配給時間

配給方法

## 第5 義援物資、義援金の受け入れ・配分（福祉班、調達輸送班）

義援物資、義援金の受け入れ・配分は、市災害対策本部が配分計画を立てて行う。

義援金については、被害が他市区町村にわたるなど都が義援金を募集することを決定した場合は、東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」とする）を設置し、災害義援金の募集、配分を行う。

### 第3章 地震災害応急対策 第18節 生活救援対策

また、災害発生直後における個人からの義援物資は、仕分け等の対応が困難であることから受け入れしないこととし、報道機関等を通じその旨を広報する。

#### 1 義援物資

##### (1) 義援物資の受け入れ

義援物資や調達輸送班が調達した物資等の受入れ確認は、福祉班が行う。

##### (2) 義援物資の保管・仕分け・輸送

義援物資の保管・仕分け・輸送は、物資集積所である総合体育館を拠点として行う（第15節 第6）。このうち、保管・仕分けは福祉班が、輸送は調達輸送班が担当し、それぞれボランティア等の協力を得て行う。

##### (3) 義援物資の配布

市災害対策本部は、協議の上配分を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して行う。

#### 2 義援金

##### (1) 義援金の受け入れ

義援金の受付に際しては、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、市指定金融機関に口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。また、福祉班が受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に領収書を発行する。ただし、上記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

また、都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、義援金の受付状況について隨時都委員会に報告し、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。

※資料編 災害義援金領収書

##### ■東京都義援金配分委員会の構成

<input type="radio"/> 都	<input type="radio"/> 市区町村	<input type="radio"/> 日本赤十字社	<input type="radio"/> 共同募金会	<input type="radio"/> 報道機関	<input type="radio"/> その他
-------------------------	----------------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------------------	---------------------------

##### (2) 義援金の保管

義援金の保管は、都委員会に送金するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。都委員会から送金された義援金についても、被災者に配分するまでの間、同様に保管する。

##### (3) 義援金の配分・配布

市災害対策本部は、必要に応じて町田市義援金配分委員会を設立する。都委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、市の委員会で協議の上配分を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。

##### ■町田市義援金配分委員会の構成案

<input type="radio"/> 市	<input type="radio"/> 市議会	<input type="radio"/> 日本赤十字社	<input type="radio"/> 共同募金会	<input type="radio"/> 報道機関	<input type="radio"/> その他
-------------------------	---------------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------------------	---------------------------

## 災害相談

### 第6 被災者総合相談窓口業務（広報広聴班、各対策部、関係機関）

#### 1 開設

広報広聴班は、市域に大規模な災害が発生した場合、並びにその他必要と認める場合には、直ちに町田市庁舎内、市民センターに被災者総合相談窓口を開設し、相談員を派遣する。また、各相談窓口には、各種資料・申請用紙を用意するとともに、専門分野の相談員を配置するよう努める。更に、女性の相談員や女性専用相談窓口の設置や電話その他のによる受付等、女性や外国人等が相談しやすいよう、配慮する。

#### 2 設置概要

被災者総合相談窓口の設置概要は、次のとおりとする。外国人からの相談については、相談内容に応じて、担当部署へ案内する。また、保留した相談内容については、次のとおり分担して後日回答する。

事項	留意事項その他
設置場所	町田市庁舎1階、市民センター（6ヶ所）
開設・調整業務	広報広聴班
相談業務従事者	市委託の相談員、市職員
保留相談内容の分担	財務対策部 罹災証明の判定結果・再調査の申請 罹災証明書・被害届出証明書の交付、税の減免
	政策経営対策部 広報、登録ボランティア・専門ボランティア その他分掌の明らかでない事項に関する相談
	市民対策部 遺体の埋火葬・許可
	文化スポーツ振興対策部 外国人（他部署にて対応が保留となったもの）
	福祉対策部 福祉全般、一般のボランティア、義援金、救助物資全般
	健康対策部 医療・健康、国民年金、国民健康保険、保健相談
	経済観光対策部 農業・商工業相談全般
	環境資源対策部 環境保全、環境衛生
	下水道対策部 下水道
	学校教育対策部 子ども生活対策部 教育相談、保育相談
道路対策部 都市づくり対策部 病院対策部	道路、建物危険度判定、応急仮設住宅等住宅救援対策全般、 建築指導事務、災害復興計画、都市計画
	医療全般
カウンセリング	ボランティアの協力を得て行う。

※ 可能な限り、都・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。

#### 3 避難施設等での相談

広報広聴班は、必要と認める場合は、各避難施設等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望などの聞き取りに努める。

また、必要に応じて、市ホームページ、電子メール、電話等による相談受付も検討する。

#### 4 警察署、消防署、防災関係機関による災害相談

##### (1) 警察署

警察署は、警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。女性が暴力等の被害を受けた際に相談をしやすいよう、状況に応じて女性警察官の巡回等を含めた手段を検討する。

##### (2) 消防署

消防署は、災害終息後、消防署と出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

被災者に対して、出火防止として指導を行い、被災者からの申請により、市と連携して罹災証明書を交付する。

##### (3) その他防災関係機関

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の被災者総合相談窓口及び臨時市民相談所への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

## 金 融

### 第7 金融対策（会計班、災害統括班）

本部長は大規模災害時において市民生活の安定を図るために、東京都地域防災計画に基づく通貨の円滑な供給及び迅速かつ適切な調整が行われるよう、都に要請する。

#### 1 市内の金融機関の情報収集

会計班は、市内の金融機関の被災状況及び被災者に対する臨時措置の実施状況を把握し、極力通常営業を行うよう要請する。

また、把握した情報は、広報広聴班を通じて市民に広報する。

#### 2 災害時における公金事務

会計班は、災害対策事務に支障をきたさないよう公金事務処理を実施する。

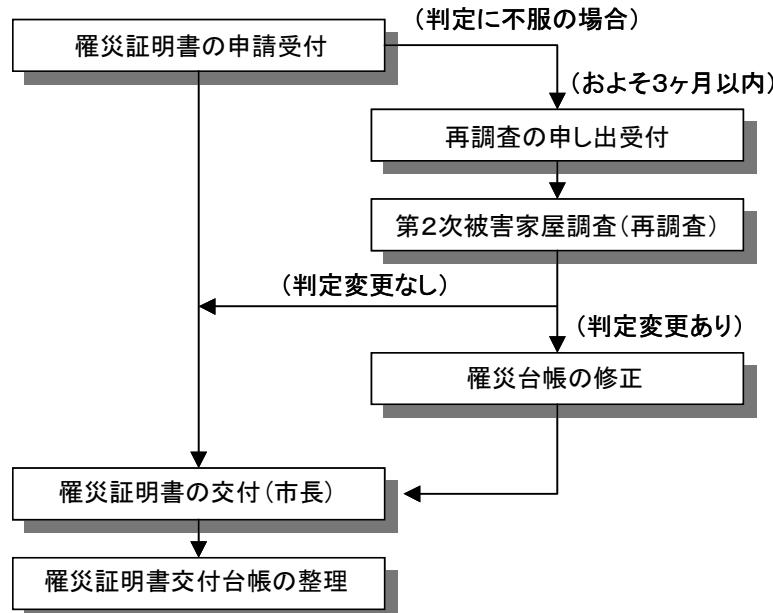
#### 3 郵便局の窓口業務の維持

災害時、郵便局では被害地における窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払い資金の確保及び窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講ずる。なお、災害救助法が適用された地域の郵便局においては、郵便貯金等の非常取扱等を開始する。

## 罹災證明

### 第8 罹災證明書等の交付（被害調査班）

#### 1 罹災證明書の交付



※ 「住家被害認定調査」は、「第20節 第4 住家被害認定調査」を参照のこと。

#### (1) 対象

被害調査班は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の「罹災證明」を行う。

全壊、流失、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水

#### (2) 実施者

罹災證明は市長（被害調査班）が行う。

#### (3) 証明書の様式

被害調査班は、「罹災台帳」に基づき、被災者の「罹災届兼証明願」による「罹災證明書」の交付申請に対し、罹災台帳で確認の上で交付する。なお、証明手数料は徴収しない。

※資料編 罹災證明の様式



#### (4) 判定結果に関する相談・再調査の受付

被害調査班は、罹災證明書の申請窓口と、判定に不服がある場合の再調査等を受け付ける相談窓口を設置して、被災者に対応する。

## 第3章 地震災害応急対策

### 第18節 生活救援対策

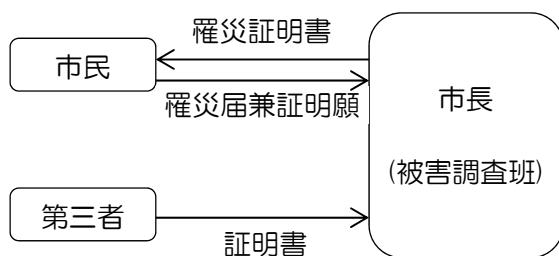
また、被災者は、①罹災証明の判定結果に不服がある場合、②第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生からおおよそ3ヶ月以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、被害調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、被害調査班は判定結果を被災者へ連絡し、罹災証明書を交付する。

#### (5) 未確認・期限切れの受付

被害調査班は、市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の交付は行わないが、写真や第三者（自治会等）の「証明書」によって罹災を証明することが可能で、かつ市長が認めた場合に限って証明書の交付手続きを行う。

※資料編 罹災届兼証明願、罹災証明書、証明書



#### (6) 迅速な罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付するよう努める。罹災証明書の迅速な交付体制を確立に当たっては、被害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化、応援職員との連携を行う。また、交付窓口等についても、必要に応じて様々な場所で設置できないか検討する。

## 2 火災による罹災証明書の交付

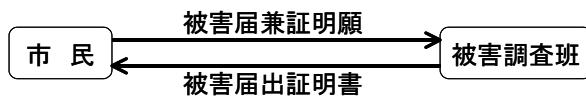
消防署長は、火災による損害状況調査などの結果に基づき、火災による罹災証明書を交付する。また、市等と、被害状況調査・窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携し調整を図る。

※資料編 罹災証明申請書（震災用・町田消防署、一般用・町田消防署）

## 3 被害届出証明書の交付

被害調査班は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により受けた、罹災証明の対象以外の被害について、必要に応じて「被害届出証明書」を交付する。

※資料編 被害届兼証明願、被害届出証明書



## 第19節 災害時の環境・衛生対策

概要	災害発生時には、ライフライン等の機能低下により、衛生状況が悪化し、感染症や食中毒、その他健康への悪影響の発生が懸念される。 本節では、被災地の環境・衛生を維持するために「衛生・防疫対策」「し尿処理対策」「災害廃棄物対策」「清掃対策」について定める。
	○ 卫生・防疫対策： 被災地及び避難施設の保健衛生活動について記した。
	○ し尿処理対策： 仮設トイレの設置及びし尿の処理について記した。
	○ 災害廃棄物対策： 災害廃棄物の処理について記した。
	○ 清掃対策： 生活ごみの収集・処理体制について記した。

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
衛生・防疫対策	第1 被災地の衛生・防疫		●	●	衛生班、清掃収集班
	第2 避難施設の衛生・防疫		●	●	保健班、衛生班、救護統括班、市薬剤師会
し尿処理対策	第3 仮設トイレの配置		●	●	下水道応急復旧班、福祉班、調達輸送班
	第4 し尿の処理		●	●	下水道応急復旧班
災害廃棄物対策	第5 大規模災害発生における災害廃棄物対策		●	●	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班
清掃対策	第6 生活ごみの処理		●	●	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班

### 衛生・防疫対策

#### 第1 被災地の衛生・防疫（衛生班、清掃収集班）

##### 1 防疫活動

衛生班は、公衆衛生の確保のため、不衛生な場所について消毒の実施及び指導を行う。薬剤・資機材は、市が保有するものを使用し、不足する場合は都及び薬剤師会等に調達を要請する。また、必要に応じ、環境整備の支援及び適切な助言を行う。

##### 2 食中毒の予防

衛生班は、被災地における炊飯所、弁当・給食調理場、食品集積所、その他食品営業施設等に対し、食品の衛生確保と食中毒の防止措置を指導する。また、被災地の市民へ食品の取り扱いについて注意を呼びかける。

##### 3 水の安全確保

衛生班は、飲み水の安全確保について、安全の確認された水を飲用するよう周知し、また、消毒方法及びその効果の確認方法について指導を行う。

##### 4 へい死動物の処理

清掃収集班は、災害時にへい死した動物について、所有者が不明または所有者が被災者であって自力で処理できない場合に、へい死動物の処理を行う。

※ 飼育動物対策は、「第12節 第7 飼育動物対策」を参照のこと。

## 第2 避難施設の衛生・防疫（保健班、衛生班、救護統括班、市薬剤師会）

### 1 環境衛生指導

衛生班は、避難施設責任者と協力し、避難施設の良好な生活環境を確保するため、指導等を行う。

### 2 防疫活動

#### (1) 防疫活動

衛生班は、公衆衛生の確保のため、不衛生な場所について消毒の実施及び指導を行う。  
また、必要に応じ、環境整備の支援及び適切な助言を行う。

#### (2) 保健指導等

保健班は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため、感染症患者の感染症指定医療機関への入院措置、患者の移送・搬送、及び保健指導等を行う。  
また、市だけで対応が不足する場合は、都に派遣を要請する。

#### (3) 資材調達

救護統括班は、防疫活動に使用する消毒薬・うがい薬等の薬剤の確保・調達を行う。不足する場合は、市薬剤師会、または都へ調達を要請し、搬送の手配を行う。

### 3 食品の安全確保

衛生班は避難施設責任者と協力して、避難施設での食品の安全を確保するため次の対策を実施する。

- 物資集積所（産業班）、避難施設（指定職員または、福祉班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班）から、食品取扱管理者を指名し、搬入された食品の消費期限、保管方法、残飯の処理等について管理・指導する
- 避難住民へ、手洗いによる消毒、食品・食器の取扱い、残飯等の処理について適正な措置をとるよう周知する
- 避難施設への巡回指導を行う。

### 4 水の安全確保

衛生班は、備蓄水や給水車の水以外を飲用しなければならない場合、避難施設での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。また、消毒方法及び消毒の確認方法を避難住民に指導する。

ライフライン復旧後、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

## し尿処理対策

### 第3 仮設トイレの配置（下水道応急復旧班、福祉班、調達輸送班）

#### 1 被害状況の把握及び配置計画

下水道応急復旧班は、下水道施設の被害状況を把握し、情報統括班に報告する。

下水道応急復旧班は、水道及び下水道施設の被害状況を踏まえて、仮設トイレの配置計画を策定する。

#### 2 仮設トイレの設置

##### (1) 避難施設における設置

下水道が使用できない地域の避難施設では、市が備蓄しているポータブルトイレ及び仮設トイレを避難施設責任者と避難者が協力して設置する。

また、マンホールトイレシステムが導入されている一部避難施設については、備蓄のマンホールトイレを設置し、使用する。

##### (2) 避難施設以外における設置

下水道応急復旧班は、配置計画に基づき水道・下水道が被害を受けてトイレが使用できない地域に仮設トイレを設置する。

また、仮設住宅の供給計画等が策定された場合は、その計画と整合をとりながら仮設トイレの配置を指示する。

なお、仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障がい者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を実施する。

設置予定場所	<input type="radio"/> 災害対策活動拠点	<input type="radio"/> 病院・福祉施設等
	<input type="radio"/> 仮設住宅地	<input type="radio"/> その他

##### (3) 仮設トイレが不足する場合

福祉班は、避難施設において仮設トイレが不足した場合、水道・下水道が被災していない地域の避難施設等に備蓄されている仮設トイレの移送を調達輸送班に要請する（なお、東京都では、災害用トイレを75人当たり1基確保することと定めている）。

下水道応急復旧班は、避難施設以外で仮設トイレが不足した場合、福祉班に市で備蓄している仮設トイレの設置状況を確認し、余裕があるときは調達輸送班に移送を依頼する。

市で調達できない場合は、災害統括班に協定市町村や都・他自治体、協力団体への簡易・仮設トイレの調達を要請する。

#### 3 設置された仮設トイレの把握及び報告

福祉班は、避難施設に設置した仮設トイレ等の数量及び使用状況を把握し、下水道応急復旧班に報告する。

下水道応急復旧班は、避難施設以外の地域に設置した仮設トイレ等の数量及び使用状況を把握する。

下水道応急復旧班は、避難施設及び避難施設以外の地域に設置されている仮設トイレの状況等について、情報統括班に報告する。

## 第4 し尿の処理（下水道応急復旧班）

下水道応急復旧班は、し尿の収集・処理体制を確立し、し尿処理を実施する。

### 1 し尿処理体制の確立

下水道応急復旧班は、被害の状況に応じたし尿処理実施のため、次の準備を行う。

- 下水処理施設等の被害状況及び当面の収集処理能力を把握する。
- 収集すべきし尿量、仮設トイレの容量等を想定し、し尿処理計画を作成する。

排出し尿量	1人1日あたり 1.7 リットルを想定
仮設トイレ容量	1基あたり 350 リットルを想定
- 収集業者等に協力を依頼するとともに、バキュームカーを確保する。
- 都への広域的応援体制の要請、し尿処理能力に余裕がある他市町村等への応援処理を要請する。
- 市民・事業所等へ、収集方式、仮設トイレの利用方法、平常時処理体制への復旧見通し等について広報する。

### 2 実施方法

し尿の収集・運搬は次のように実施する。

- 避難施設及び災害拠点病院等を優先する。
- 診療槽の2~3割程度の汲み取りとし、各戸の使用を可能にする。
- 被災地における防疫面から、不用となった便槽についても収集する。

## 災害廃棄物対策

### 第5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策

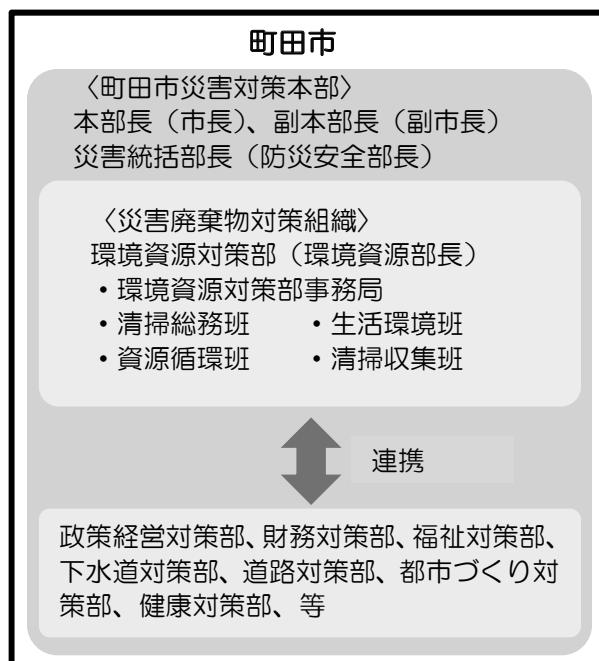
(清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、生活環境班、企画班、財政班、福祉班、下水道総務・応急給水編成班、下水道応急復旧班、道路班、公園管理班、衛生班)

市は、大規模災害時、環境大臣が定める指定災害廃棄物の処理に関する基本的な方針と町田市災害廃棄物処理計画に基づいて廃棄物処理を行う。環境資源対策部は、災害対策本部を通じ、都に対して廃棄物処理施設・家屋等の被害状況及び災害廃棄物発生量を報告する。

#### 1 災害廃棄物処理体制の確立

##### (1) 災害廃棄物処理体制

発災時の災害廃棄物処理に係る体制は以下のとおりである。災害廃棄物処理は、環境資源対策部が中心となって行う。災害時には、環境資源対策部内で臨時体制を組織するとともに、関連する対策部と連携し、各業務を円滑に遂行する。



第3章 地震災害応急対策  
第19節 災害時の環境・衛生対策

(2) 対象とする廃棄物の種類

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）</li><li>被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物</li><li>道路啓開や救助搜索活動に伴い生じる廃棄物</li><li>被災した事業場から排出される廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）</li><li>被災した住民の排出する生活ごみ</li><li>避難施設から排出される生活ごみ</li><li>被災した家や避難施設の仮設トイレからのし尿</li><li>その他、災害に起因する廃棄物、土砂等</li></ul>
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"><li>通常生活で排出される生活ごみ</li><li>通常家庭のし尿</li></ul>
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）

## 2 情報収集

(1) 被害状況の把握

清掃総務班は各班が取りまとめる建物の被災状況、道路等の被害状況、市及び委託業者等のごみ処理施設、車両、機材等の被害状況について情報収集し、被災状況の全体像の把握に努める。

(2) 市民への広報

清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、下水道総務・応急給水編成班、下水道応急復旧班は市民・事業所、ボランティア等に対して、災害廃棄物と生活ごみの分別の広報、排出場所、収集日程等の見通しや仮置場の設置状況、し尿の処理状況等について広報する。

## 3 応援

清掃総務班は大規模災害によって大量の災害廃棄物が発生した時など市の有する処理能力を上回る場合、災害対策本部を通じて、都に広域応援体制の確立を要請する。また、国や都、他市町村、一部事務組合、民間事業者の協力を広く求める。

## 4 災害廃棄物処理

(1) 仮置場の設置・管理・運営

- 災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合には、仮置場を設置する。
- 仮置場では大量に発生した廃棄物の仮置きを行い、分別や積み替えを行う。また必要に応じて、選別・破碎などの中間処理を行う。
- 仮置場の開設は清掃総務班が企画班に調整を依頼し、公園管理班が協力して実施する。  
企画班は災害廃棄物発生状況を勘案し、仮置場候補地から開設場所を選定する。周辺住民に対しては、大型車の通行による騒音・振動の発生や防疫活動の実施に関する広報を行う。
- 清掃総務班、資源循環班、道路班、公園管理班、衛生班は協力して、仮置場の監視や分別、環境対策を実施する。
- 大規模災害に伴い大量の災害廃棄物が発生した場合には、必要に応じて二次仮置場の確保に努める。

(2) 災害廃棄物処理に関する調整

災害廃棄物処理方法等に関して協議や調整を行うべき事項が生じた場合は、清掃総務班は関係各班に協力を要請して調整にあたる。

(3) 分別・処理・再資源化

仮置場では分別を徹底し、破碎・選別により可能な限り、再利用・再資源化を推進する。再利用・市資源化が不可能なものについては、減量化・減容化に努め、最終処分を行う。

## 5 実行計画策定

清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、下水道応急復旧班は災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

## 6 事務の委託及び事務の代替

市単独で災害廃棄物を処理することが困難であると本部長が認める場合は、都への協力要請及び広域処理について検討する。また、環境大臣により廃棄物処理特例地域の指定があった場合は、都と協議の上で国に処理の代行を要請する。

## 清掃対策

### 第6 生活ごみの処理（清掃総務班、資源循環班、清掃収集班）

#### 1 ごみ処理体制の確立

清掃総務班、資源循環班、清掃収集班は、被害の状況に応じたごみ処理実施のため、次の準備を行う。

- 市及び委託業者等のごみ処理施設・機材等の被害状況及び当面の収集処理能力を把握するとともに、被災施設の応急復旧措置を講じる。
- 地区別の被害状況、避難施設・災害対策活動拠点の設置状況に応じて段階的なごみ収集・処理を実施する。
  - ・生活ごみの種類に応じて、（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ等）効率的な収集体制を構築する。
  - ・生活ごみは原則、平時の収集運搬体制とし、災害廃棄物と分けて収集する。
- 生活ごみの収集処理能力が不足する場合には、都や他市町村、廃棄物事業者等への応援処理を要請する。
- 市民・事業所等へ、収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、地域単位のごみの集積を呼びかける。

## 第20節 災害時の建物対策

概要	<p>地震発生後には余震等による二次災害防止のため、早急に被災建物の危険度を判定する必要がある。また、住家が損壊した被災者へは、住宅修理や応急仮設住宅等の供与、被災建物の解体・撤去、応急修理の実施などの対策が必要である。</p> <p>本節では、災害時の建物対策として、「応急危険度判定」「被災住宅」「応急仮設住宅」「住宅の確保」について定めたものである。</p>
----	--

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
市有施設の応急措置	第1 市有施設の応急措置	●			住宅供給班、学校教育班、施設管理者
被災建築物の応急措置	第2 被災建築物の応急危険度判定の実施	●	●		住宅都市復興班
	第3 被災宅地危険度判定の実施	●	●		住宅都市復興班
	第4 住家被害認定調査		●		災害統括班、被害調査班、広報広聴班
	第5 被災住宅の応急修理		●		福祉班
	第6 一般建物の解体・撤去		●		道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班
	第7 応急仮設住宅の需要の把握		●		住宅供給班、福祉班、広報広聴班
住宅の確保	第8 応急仮設住宅の用地確保及び建設		●		住宅供給班、公園管理班
	第9 公営・民間住宅の確保・供給			●	住宅供給班
	第10 応急仮設住宅の入居者の募集・選定			●	住宅供給班、福祉班、広報広聴班
	第11 公営・民間住宅の入居者の募集・選定			●	住宅供給班、福祉班、広報広聴班

## 市有施設の応急措置

### 第1 市有施設の応急措置（住宅供給班、学校教育班、施設管理者）

#### 1 市有施設の点検

災害対策本部が市有施設の点検を指示した場合、住宅供給班、学校教育班及び各施設管理者は、災害時の拠点・避難施設となる市の施設を中心に、二次災害を防止するため、早急に点検作業を行い、その安全性を判断する。

点検に当り該当班は、施設の被害区分（一部損壊、半壊、全壊）が判かるよう点検を行うものとする。

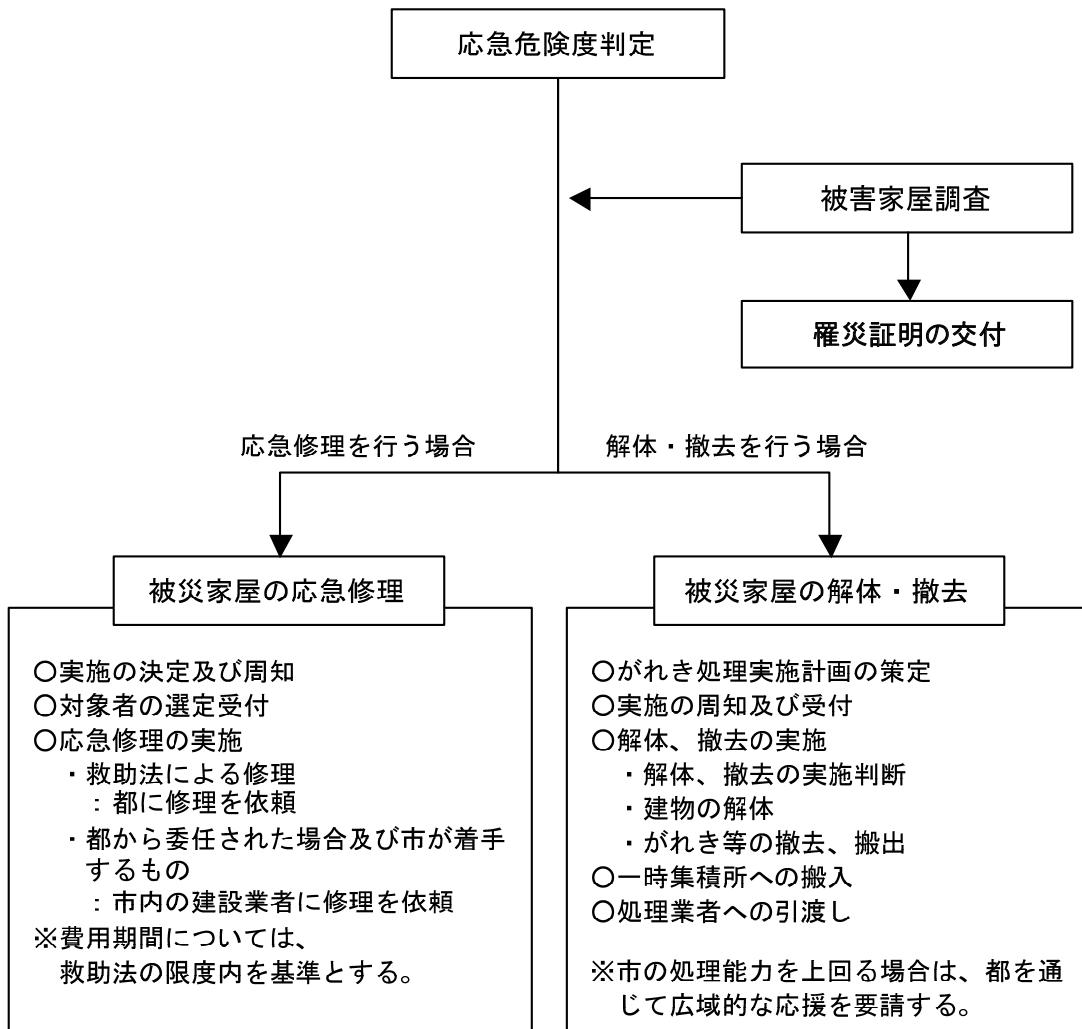
応急点検対象施設	担当班
① 町田市庁舎	市庁舎管理班
② 以下の各施設 ・各市民センター及びコミュニティセンター ・町田市保健所 ・健康福祉会館 ・町田リサイクル文化センター ・土木サービスセンター ・成瀬クリーンセンター ・鶴見川クリーンセンター ・教育センター ・町田市民病院	施設管理班 各施設管理者 市民班 生活支援班 市民センター班
③ 避難施設予定施設（小・中学校等）	学校教育班
④ 要配慮者が利用する施設（保育園、老人センター等の福祉施設等）	施設管理班 福祉班 高齢者福祉班
⑤ 物資集積所（総合体育館）	調達輸送班 産業班
⑥ その他、応急対策に活用する施設	施設管理班

#### 2 市有施設の閉鎖

施設管理者は、点検結果により施設を使用できないと判断した場合は、安全措置を講じた上で施設を閉鎖する。また、その旨を情報統括班に報告する。

## 被災建築物の応急措置

被災建築物等の応急措置は、次のとおり行う。



## 第2 被災建築物の応急危険度判定の実施（住宅都市復興班）

市は、都と協力して、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全の確保するため、地震発生後、可能な限り速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施し、所有者、管理者並びに付近の通行者等に周知する。

なお、被災建築物の応急危険度判定は、「町田市 被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき実施するものとする。

### 1 被災建築物における応急危険度判定の実施準備

住宅都市復興班は、都と連携を図り、被災建築物等における応急危険度判定の実施に向けての準備を行う。

#### (1) 応急危険度判定実施本部の設置

応急危険度判定員の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。

## 第3章 地震災害応急対策

### 第20節 災害時の建物対策

#### (2) 応急危険度判定員の確保

次の方法により、応急危険度判定員を確保する。

- 事前に登録された応急危険度判定員に参集を要請する。
- 都へ派遣を要請する。都は、東京都防災ボランティア要綱に基づき必要な支援を行う。

#### (3) 応急危険度判定員の受け入れ施設の確保

住宅都市復興班は、企画班と協議し、応急危険度判定員の受け入れ施設を確保する。なお、受け入れ施設は、原則として市の社会教育施設とし、避難施設・応急給水応援班が開設・運営を行う。

#### (4) 作業実施のための準備

次のとおり作業のための準備を行う。

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 応急危険度判定員の名簿づくり     | <input type="radio"/> 担当区域の配分        |
| <input type="radio"/> 判定に必要な資料の作成        | <input type="radio"/> 判定作業に必要な資機材の確保 |
| <input type="radio"/> 判定統一のための打ち合わせの実施 等 |                                      |

## 2 応急危険度判定の実施

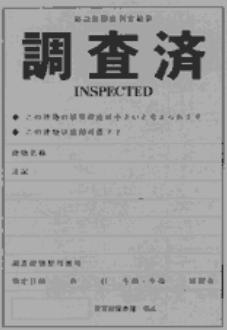
住宅都市復興班は、応急危険度判定員と協力して、被災建築物等の応急危険度判定を実施する（概ね災害発生後3日目～10日目まで）。

被災建築物の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従い実施する。

## 3 判定結果の表示及び周知

(1) 応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入り口など見やすい場所に貼りつける。

### ■ 応急危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険	要注意	調査済
ステッカー			
判定内容	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。	建築物の損傷が少ない。

(2) 応急危険度判定結果により「危険」又は「要注意」と判断された建築物については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

また、類似した調査として、宅地に危険度を判定するための「被災宅地危険度判定※1」や、罹災証明書交付のための「住家被害認定調査※2」も実施されることから、市民が混乱をきたさないよう、これらの調査の違いについて、判かりやすい内容で広報を実施する。

※1 「被災宅地危険度判定」は、被災した擁壁や法面等を含む宅地を対象として、一定の判定基準によりその危険度を客観的に判定し、「危険」、「要注意」、「調査済み」の3つに区分する。建物の応急危険度判定と同様に判定結果を3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色、応急危険度判定では緑色）で示すため、建物の応急危険度判定結果と混同される可能性がある。

※2 「住家被害認定調査」は、被災建築物の被害程度を全壊、半壊、一部損壊等に区分するための調査であり、罹災証明の根拠となる。

#### 4 危険と判断された建物の所有者等への対応

住宅都市復興班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物の所有者・管理者からの相談を優先して対応し、修理・復旧等を促進する。

### 第3 被災宅地危険度判定の実施（住宅都市復興班）

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」という）による被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止・軽減し、住民の安全を図る。

#### 【参考】被災宅地危険度判定士とは

被災宅地危険度判定士は、被災地の市区町村又は都道府県の要請に応じ、被災した宅地の危険度を判定する技術者である。東京都においては、下記のいずれかの資格を有し、東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会を受講した人が登録される（2015年度（平成27年度）現在、町田市職員の登録者数：97名）。

- ① 宅地造成等規制法又は都市計画法に規定する設計資格を有する者
- ② 国又は地方公共団体等の職員で土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験がある者

#### 1 被災宅地危険度判定の実施準備

住宅都市復興班は、都等との連携を図り、被災宅地危険度判定の実施に向けての準備を行う。

##### (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

宅地判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

##### (2) 被災宅地危険度判定士の確保

住宅都市復興班は、都に宅地判定士の派遣を要請する。

### 第3章 地震災害応急対策 第20節 災害時の建物対策

#### (3) 被災宅地危険度判定士の受け入れ施設の確保

住宅都市復興班は、企画班と協議し、宅地判定士の受け入れ施設を確保する。なお、受け入れ施設は、原則として市の社会教育施設とし、避難施設・応急給水応援班が開設・運営を行う。

#### (4) 作業実施のための準備

次のとおり作業のための準備を行う。

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 被災宅地危険度判定士の名簿づくり   | <input type="radio"/> 担当区域の配分        |
| <input type="radio"/> 判定に必要な資料の作成        | <input type="radio"/> 判定作業に必要な資機材の確保 |
| <input type="radio"/> 判定統一のための打ち合わせの実施 等 |                                      |

#### (5) 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

## 2 被災宅地危険度判定の実施

住宅都市復興班は、宅地判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する（概ね災害発生後3日目～10日目まで）。

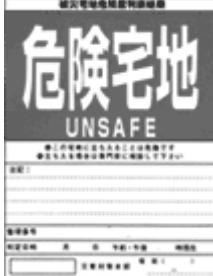
宅地判定士は、被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

## 3 判定結果の表示及び周知

(1) 被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）を当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に判るように宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

(2) 被災宅地危険度判定結果により「危険」又は「要注意」と判断された宅地については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

■ 被災宅地危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険	要注意	調査済
ステッカー			
判定内容	宅地への立ち入りは、危険である。	宅地に入る場合には、十分な注意が必要である。	宅地の被災程度は小さいと考えられる。

#### 4 危険と判断された宅地の所有者等への対応

住宅都市復興班は、応急危険度判定により「危険」と判断された宅地の所有者・管理者からの相談を優先して対応し、修理・復旧等を促進する。

### 第4 住家被害認定調査（災害統括班、被害調査班、広報広聴班）

大規模な地震災害で、多数の家屋が被災した時は、都、近隣市区町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、概況調査とは別に、被害報告、罹災証明書の交付等のため、住家被害認定調査を行う。

#### 1 住家被害認定調査（第一次）

住家被害認定調査（第一次）は、罹災証明書の交付事務（第18節 第8 「罹災証明書等の交付」参照）と連携して、次の手順で行う。

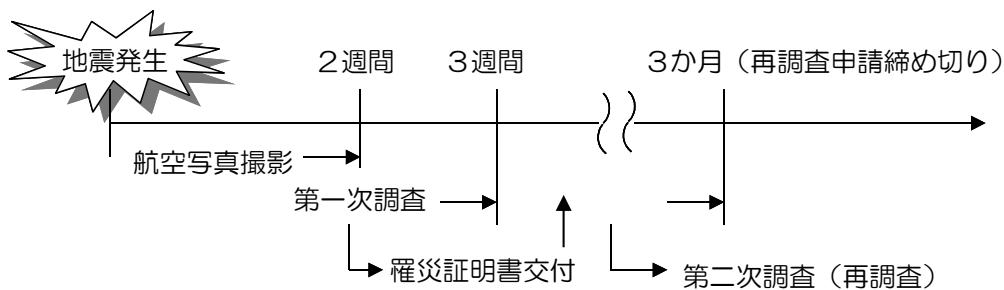
##### （1）事前準備

- ① 調査実施計画策定
- ② 調査員の確保
  - ・市職員
  - ・他市町村への応援職員の派遣要請
- ③ 調査備品等の準備
  - ・調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）
  - ・調査用地図の用意（住宅地図等）
  - ・調査員運搬用車両の手配
  - ・他市町村応援職員等の宿泊場所の確保
- ④ 参考資料の整理
  - ・建物応急危険度判定による調査結果（第20節第2参照）
  - ・消防署による火災の調査結果

## 第3章 地震災害応急対策

### 第20節 災害時の建物対策

#### (2) 調査期間



#### (3) 調査体制

第一次調査は、被害調査班の職員により実施する。また、必要がある場合は他市町村の職員等関係先に応援を要請する。

調査種類	調査員	調査方法
住家被害認定調査（第一次）	3人1組	外観から目視調査

#### (4) 判定基準

「被害調査班」は、罹災証明書を交付するにあたっての家屋被害の判定を内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（2001年（平成13年）6月28日府政防第518号。警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて）」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、被害家屋損害割合判定表により行う。

※資料編 家屋損害割合判定表

#### (5) その他

被害調査班は、罹災台帳を作成する（第18節第8「罹災証明書等の交付」参照）。

また、広報広聴班は、罹災証明に関連する必要事項を広報する。

- ① 調査の進捗状況
- ② 広報、PR、報道機関への対応等
  - ・罹災証明書交付に関する内容
  - ・応急危険度判定と家屋被害概況調査の違い等

## 2 住家被害認定調査（第二次）

#### (1) 調査体制

被害調査班は、住家被害認定調査（第一次）の判定結果に不服のあった家屋及び住家被害認定調査（第一次）ができなかった家屋について、申し出に基づき住家被害認定調査（第二次）（再調査）を実施する。

調査種類	調査員	調査方法
住家被害認定調査（第二次）（再調査）	2人1組	内部立ち入り調査

## (2) 判定基準

家屋被害の判定は、内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

判定委員会は、①専門知識を有する建築士、②不動産鑑定士、③学識経験者等から3名の委員を市長が委嘱する。

## 3 火災による被害状況調査

消防署は、震災に伴う火災による被害状況調査を実施する。

# 第5 被災住宅の応急修理（福祉班）

震災により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持するため、自らの資力では応急修理のできない者への生活支援の一環として、都知事が、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に着手したときは、市はこれに協力する。また、都知事から委任を受けたときは、市長がこれを行う。

なお、住宅の応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。

## 1 対象者の選定等

### (1) 対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者、若しくは、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

### (2) 対象者の調査、選定

福祉班は、罹災証明書及び被災者の資力その他生活条件の調査結果から、都が策定する選定基準により、対象者の選定を行う。

## 2 応急修理の方法

### (1) 応急修理

災害救助法による修理は、都が行う。なお、都知事が市長に委任したときは、福祉班が建設業協会等に修理を依頼して行う。

都は、一般社団法人東京建設業協会及び全国建設労働組合総連合東京都連合会のあっせんする建設業者により、応急修理を行うことが可能な業者のリストを作成する。市はリストを参考に応急修理を実施する業者を指定する。

一世帯当たりの費用は、国の定める基準による費用の限度額内とし、災害救助法に定める費用の限度額内を基準とし、期間は原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

### (2) 応急修理の実施

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において実施する。

## 第6 一般建物の解体・撤去（道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班）

災害により発生した建築物等の焼却灰、木材及びコンクリート等のがれきの再利用、適正処理を図る。

### 1 建物の解体・撤去の実施主体

私有財産である民間住宅等の解体は原則として所有者がその責任において行う。

ただし、個人住宅や中小事業所等（住居兼事業所である場合等を含む）であって、自らの資力では被災家屋の解体・撤去ができない場合や、解体・撤去の遅れが都市復興の妨げとなるような場合において必要と認めるときは、被災住宅等の解体・撤去を実施する。

市のみで対応できない場合は、都に応援を要請する。

### 2 特例措置が講じられた場合の措置

#### (1) 周知・受付

道路班は、広報広聴班の協力を得て、解体・撤去の概要等を広報した後、避難施設、総合相談窓口等において、希望者の受付を行う。

広報、受付、把握は、要配慮者（高齢者、障がい者等）及び外国人に配慮して行う。また、調査結果は都へ報告する。

#### (2) 解体・搬出の実施の判断

道路班は、被害調査班と協力して、希望者について建物の権利関係の確認を行い、次の基準により解体・撤去することが適當かどうか判断する。

- 応急危険度判定で「危険」であるもの
- 住家被害認定調査で半壊以上の被害を受けたもの
- その他災害廃棄物処理計画、復興計画上必要と認めるもの

#### (3) 解体・搬出

市が解体・撤去を行うものについては、市内及び近隣の建設業者及び産業廃棄物処理業者等に協力を要請して、建物の解体・仮置場への搬出を実施する。また、委託業者に対しては、解体時の環境保全や分別の徹底等の適正処理を指導する。更に、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

なお、市が家屋等の解体・撤去を行う前に、所有者等がすでに行っていた場合、その解体・撤去に要した費用は市が費用償還できる場合がある。

清掃総務班は、解体・撤去費用の償還に関する特例措置について国や都の情報を収集し、撤去費用の償還に関する手続きについて、市民に広報する。

### 3 がれき処理体制の確立（第19節 第5「大規模災害発生時における災害廃棄物対策」参照）

#### (1) 仮置場の設置及び管理・運営

仮置場の開設は清掃総務班が企画班に調整を依頼し、公園管理班が協力して実施する。道路啓開や家屋等の解体・撤去等により、がれきが大量に発生することが予想される場合には、道路班は仮置場の設置について清掃総務班と調整する。

企画班は災害廃棄物発生状況を勘案し、仮置場候補地から開設場所を選定する。周辺住民に対しては、大型車の通行による騒音・振動の発生や防疫活動の実施に関する広報を行う。

清掃総務班、資源循環班、道路班、公園管理班、衛生班は協力して、仮置場の監視や分別、環境対策を実施する。

大規模災害に伴い大量のがれき等が発生した場合には、必要に応じて二次仮置場の確保に努める。

※資料編 災害時活用可能な空地一覧

#### (2) がれき処理に関する調整

がれき処理方法等に関して協議や調整を行うべき事項が生じた場合は、道路班は清掃総務班に協力を要請して調整にあたる。

#### (3) 応援

大規模災害によって大量のがれき等が発生したときなど市の有する処理能力を上回る場合、災害対策本部を通じて都に広域応援体制の確立を要請する。また、国、都、産業廃棄物関係者・団体等に広く協力を求める。

## 4 がれき処理の実施

#### (1) 分別・減量化・再利用等

発生場所においてがれきの分別を徹底するとともに、仮置場においても分別を徹底し、破碎・選別により可能な限り再利用・再資源化を推進する。再利用・再資源化が不可能なものについては、減量化・減容化に努め、最終処分を行う。

#### ■ 分別・減量化・再利用等の目安

分 别	減 量 化	再 生 利 用
木材	焼却・破碎	製紙用・ボード用にチップ化、その他
コンクリート	破碎	埋立用材、路盤材、コンクリート骨材等
プラスチック	破碎	—
金属	—	製鉄材料等
アスベスト等 有害物質	所定の指針に基づく適正処理を徹底する。	

#### (2) 中間処理・最終処分

環境資源対策部は、再利用・再資源化や適正処理に十分留意して、産業廃棄物処理業者等に協力を要請し、がれきの中間処理・最終処分を行う。

## 第3章 地震災害応急対策 第20節 災害時の建物対策

### (3) 報告

環境資源対策部は、災害対策本部を通じ、都に対して廃棄物処理施設・家屋等の被害状況及びがれきを含む発生量を報告する。

### (4) 大規模災害発生時における災害廃棄物処理の実施

災害対策基本法第86条の5の規定による政令で指定される大規模災害となった場合は、国の指定災害廃棄物の処理に関する基本的な方針に基づいて廃棄物処理を行うほか、必要に応じ環境大臣に処理の代行を要請する。（第19節 第6「大規模災害発生時における災害廃棄物対策」参照）

## 5 アスベスト飛散防止対策

生活環境班は、応急危険度判定によるアスベストの調査結果や住民からのアスベストによる大気汚染等の情報提供等を集約し、必要に応じて建物所有者や事業者等に対し、大気汚染防止法に基づくアスベスト飛散防止のための適切な処置を行うよう助言や情報提供を行う。

## ■ ■ ■ 住宅の確保 ■ ■ ■

## 第7 応急仮設住宅の需要の把握（住宅供給班、福祉班、広報広聴班）

住宅供給班は、福祉班、広報広聴班の協力を得て、災害発生後速やかに応急仮設住宅への入居希望者を把握する。

### 1 住家被害認定調査に基づく需要の概算

住宅供給班は、住家被害認定調査に基づき仮設住宅の建設必要数の概算を把握する。

### 2 入居希望者の調査

入居資格、仮設住宅の概要等について都と調整の上、入居希望者を避難施設、総合相談窓口等で受け付ける。広報、受付、把握は、要配慮者（高齢者、障がい者等）及び外国人に配慮して行う。

また、調査結果は都へ報告する。

### 3 入居資格

次にあげる全てに該当する世帯とする。

- 住家が全焼、全壊または流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
  - 例：生活保護法の被保護者及び要保護者
  - 特定の資産のない失業者等
  - 上記に準ずる経済的弱者

## 第8 応急仮設住宅の用地確保及び建設（住宅供給班、公園管理班）

### 1 実施の決定

救助法に基づき知事が建設型応急住宅の建設に着手したときは、市は補助機関として、必要に応じて工事監理等に協力する。また、知事から委任された場合は、市が建設する。

ただし、災害の事態が急迫し、救助法に基づく知事による実施を待つことができないときは、市が建設に着手する。その際、実施状況を都知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

### 2 用地の確保

建設型応急住宅の建設地は次の条件を考慮し、住宅供給班は、企画班と調整し、用地を確保する。

＜建設型応急住宅の建設候補地＞

藤の台球場、鶴川球場、三輪みどり山球場、町田GIONスタジアム（町田市立陸上競技場）、その他

建設地が不足する場合、以下を考慮して建設地を選定する。

- 接道及び用地の整備状況
- ライフラインの整備状況（埋設配管）
- 避難広場等の利用の有無
- 用地の安全性、利便性（利便性が仮設への入居率に影響することを考慮し、環境整備等も検討）
- その他

### 3 建設の方法

救助法による建設については、都が実施するが、都から委任された場合や市が着手するものについては、次のとおり行う。

#### (1) 建設戸数

全壊、全焼及び流出世帯の3割以内を基準として、建設用地の条件を考慮して決定する。

#### (2) 仕様等

建設型応急住宅の仕様（構造・規模等）は、以下のとおりとする。

- 構造  
平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。  
必要に応じて、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- 規模  
1戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定する。
- 費用  
1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。

※「東京都地域防災計画 震災編（2019年（令和元年）修正）、第2部 第13章 第5節 復旧対策 2 応急仮設住宅等の供与」

なお、住宅の建設に当っては、地域単位での入居が可能となるよう配慮する。

## 第3章 地震災害応急対策 第20節 災害時の建物対策

### (3) 着工

災害発生日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

なお、建設に当っては、市内等の建設業者に工事を依頼し、建設費用は国の定める基準とする。

※資料編 災害救助法による救助の程度

### (4) 資材等の調達

資材等は、一般社団法人東京建設業協会があつ旋する市内の建設業者、町田市建設業協会等を通じて調達する。

必要に応じて都に対し、資材等の調達を要請する。

## 第9 公営・民間住宅の確保・供給（住宅供給班）

住宅供給班は、市営住宅、市内民間住宅の空き家を、一時提供型住宅もしくは賃貸型応急住宅として確保する。また、都に東京都住宅供給公社や、独立行政法人都市再生機構等の住宅等の確保を要請する。

### 1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

### 2 市営住宅の確保

住宅供給班は、市営住宅の空き家について、一時提供型住宅として確保する。

### 3 民間住宅の確保

住宅供給班は関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を、賃貸型応急住宅として被災者が入居できるよう確保する。

## 第10 応急仮設住宅の入居者の募集・選定（住宅供給班、福祉班、広報広聴班）

救助法により建設する仮設住宅の募集数は都が決定するが、市が建設に着手する場合には、同法の限度内を基準に入居者を選定する。

### 1 入居者の募集・選定

次の基準をもって、仮設住宅入居者の募集・選定を行う。

- 都が策定する募集計画・選定基準により行う。
- 市が行う場合は、第7「応急仮設住宅の需要の把握」の入居資格を基準とする。
- 選定にあたっては、罹災証明書、被災者の資力・その他生活条件の調査、都の定める選定基準等を参考にして、住宅供給班が選定する。
- 要配慮者へは相応の仮設住宅に入居できるよう配慮する。

## 2 管理

### (1) 住宅の管理

救助法に基づく仮設住宅の管理は、供給主体（都が供給する住宅は都、借り上げ民間住宅等であれば管理者など）が行う。

また、応急仮設住宅に対し、防火安全対策を講ずる。

### (2) 入居者の管理

入居者の管理は、住宅供給班が行う。

## 第11 公営・民間住宅の入居者の募集・選定・管理

(住宅供給班、福祉班、広報広聴班)

### 1 募集

公営・民間住宅への入居者の募集は、第10「応急仮設住宅の入居者の募集・選定」を準用する。

### 2 選定

選定は、罹災証明書、被災者の資力・その他生活条件の調査、都の定める選定基準等により行い、要配慮者の優先的入居に努める。なお、要配慮者へは相応の住宅に入居できるよう配慮する。

### 3 管理

公営・民間住宅の供給に伴い、住宅供給班は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、入居者の精神保健医療、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進するなど、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

## 第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護

概要	地震発生時には、小・中学校、学童保育クラブ、保育園等の施設では、児童・生徒・園児の安全確保を行うとともに、精神の安定を図るためにも教育活動・保育活動の再開に向けた活動が必要である。
	本節では、災害時の児童・生徒・教職員、園児の安全確保、教育の再開、学用品等の供与等について、学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育園ごとにそれぞれの行う対応を定める。また、応急期における文化財の保護についても定める。

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
応急教育対策	第1 学校の災害応急措置	●			学校教育班
	第2 児童・生徒・教職員の安否確認	●			学校教育班
	第3 応急教育		●		学校教育班
学童保育対策	第4 学童保育クラブの災害応急措置	●			子ども生活班
	第5 児童・指導員の安否の確認	●			子ども生活班
	第6 応急保育		●		子ども生活班
	第7 学童保育の再開		●		子ども生活班
応急保育対策	第8 保育園等の災害応急措置	●			子ども生活班
	第9 園児・職員の安否の確認	●			子ども生活班
	第10 応急保育		●		子ども生活班
文化財の保護	第11 文化財の保護		●		各管理者、所有者、避難施設・応急給水応援班

### 応急教育対策

#### 第1 学校の災害応急措置（学校教育班・市立小中学校）

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、学校教育班は校長・教職員等と連携し、次の応急措置を講ずる。なお、発災直後、学校教育班は災害対策本部の指示により二次災害防止のため、住宅都市復興班の支援を受け施設担当を派遣し、応急危険度判定を実施する。

##### 1 情報の収集・伝達

- (1) 学校教育班は、大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合、校長等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 校長は、市本部から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒への情報伝達については、混乱を生じないよう配慮する。
- (3) 校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、または、そのおそれがある場合、直ちにその状況を調査し、学校教育班に報告する。なお、勤務時間外に参集した場合は、教職員等の参集状況を把握し学校教育班へ報告する。

## 2 児童・生徒、施設等の安全確保

### (1) 避難の指示

学校長は、的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難広場等を迅速に指示する。

### (2) 避難誘導

避難を要すると判断したとき、学校長及び教職員は、児童・生徒を怪我のないよう安全な場所へ避難誘導する。校外への避難が必要な場合は、学校教育班やPTA等関係機関の協力を得て行う。

### (3) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、または教員及び協力団体による引率等の措置を講ずる。

### (4) 校内保護と引渡

学校長は、被害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認めた場合、保護者への児童・生徒等の引渡し準備をし、引渡しの際には各家庭の被害状況・避難先等も確認しておく。また、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことが十分に想定されるため、保護者等による引取りがあるまで児童・生徒等を校内で保護する等の臨機応変な対応を取るとともに、状況を学校教育班に報告する。

このような事態に備え、学校は、災害時の対応について、保護者と協議し、あらかじめ定めておく。

### (5) 施設の安全確保

教職員は、地震その他の災害による学校施設の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握する。また、可能な範囲内において応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置を講ずる。

なお、学校長は学校教育班へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

## 3 避難施設の開設協力

被災地域からの避難者があった場合、学校長は、以下の措置を講ずる。

### (1) 学校長は、学校教育班に避難施設の状況を報告する。

(2) 学校長は、開設を担当する市職員が到着するまでの間、学校教職員を避難施設の開設・運営に協力させる。なお、教職員の協力については、災害発生後一週間を目途に、応急教育活動へ配置できるように配慮する。

(3) 学校長（市職員）は、収容スペースを指定し、避難者を速やかに受け入れる態勢を整える。なお、受け入れ準備は、自主防災組織やPTA役員等の協力を得て行う（第12節「避難対策」参照）。

## 第3章 地震災害応急対策

### 第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護

#### 4 その他

- (1) 学校教育班は、被災した学校の復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (2) 学校教育班は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- (3) 校長は、地震発生後、自校の所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や周辺地域の被災状況等の情報把握に努め、児童・生徒等を確実に保護者等に引き渡すまで、学校等において安全を確保することを原則とする。

## 第2 児童・生徒・教職員の安否確認（学校教育班・市立小中学校）

### 1 安否確認

校長は、被災した児童・生徒・教職員の安否確認（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を行う。また、疎開した児童・生徒の連絡先についても調査する。

- 学校教職員による調査
- 保護者からの連絡
- P T A・自主防災組織その他防災関係機関の調査

### 2 リストの作成

校長は、安否確認の調査結果をもとにリスト（名前、所在、連絡先）を作成し、児童・生徒への連絡体制を確立する。また、校長はリストを学校教育班に提出する。

## 第3 応急教育（学校教育班・市立小中学校）

### 1 施設・職員等の確保

- (1) 校長は、避難施設との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	<input type="radio"/> 被害の無い又は少ない教室
	<input type="radio"/> 二部授業を実施する
校舎の全部が被害を受けた場合	<input type="radio"/> 隣接校舎の教室
	<input type="radio"/> 児童の避難先の最寄りの学校
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	<input type="radio"/> 応急仮設校舎の設置
	<input type="radio"/> 被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。
児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないときまたは、逆に仮教室が市民の避難施設として使用される場合	

- (2) 学校教育班及び校長は、応急教育計画を立て、臨時の学級編成を行うなどし、収容可能な児童・生徒を保護し、応急教育実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。
- (3) 学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、または応急救職員の緊急派遣について、都（教育委員会）に要請する。

## 2 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容は、おおむね次のとおり行う。

### (1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li><li>○ 衣類、寝具の衛生指導</li><li>○ 住居、便所等の衛生指導</li><li>○ 入浴等身体の衛生指導</li><li>○ 精神保健医療</li></ul>
その他の生活指導等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる</li><li>○ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする</li></ul>

### (2) 学習に関する教育内容

- 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
- 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。

## 3 学用品の調達及び支給

### (1) 調査

学校教育班は、校長等と協力し、次の学用品の支給対象となる被害の実状について調査し、都（教育委員会）に報告する。

#### 〈学用品の支給対象〉

災害により住家に被害（全壊、焼失、大規模半壊、半壊、半焼、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの）を受け、学用品（教科書、文房具、通学用品）を失い、またはき損し、就学上支障ある児童生徒。

### (2) 調達・支給方法

調達は、原則として都（知事）が一括して、教科書、文房具、通学用品について行うが、委任された場合は、学校教育班が指定業者に依頼する。また、支給は、学校教育班が、校長等と協力し、被害の実状に応じて行う。

費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に行う。

※資料編 災害救助法による救助の程度

## 4 授業料等の免除

被災した児童生徒等に対する学校納付金等について、必要な計画を策定する。

## 5 その他の留意事項

### (1) 救護

施設内における児童・生徒の救護は原則として、養護教諭が行う。重傷者に対しては、応急措置を施した後、救急隊、近隣医療機関、連携病院・震災時医療拠点に搬送し対応する。

### (2) 給食の措置

学校給食は、原則として一時中止する。応急給食は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を把握し、都教育委員会、都学校給食会、衛生班と協議して実施する。

### (3) 保護者等への連絡

学校再開時期が確定した時は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。

## 学童保育対策

## 第4 学童保育クラブの災害応急措置（子ども生活班）

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、子ども生活班は学童保育クラブの指導員（以下、指導員という）と連携し、次の応急措置を講ずる。なお、発災直後、子ども生活班は災害対策本部の指示により二次災害防止のため、住宅都市復興班の支援を受け施設担当を派遣し、応急危険度判定を実施する。

### 1 情報の収集・伝達

- (1) 子ども生活対策部は、大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合、各学童保育クラブの責任者に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 各学童保育クラブの責任者は、災害に関する情報を受けた場合、指導員全員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童への情報伝達については、混乱を生じないよう配慮する。
- (3) 学童保育クラブの責任者は、児童及び施設に被害を受けまたは、そのおそれがある場合、直ちにその状況を調査し、子ども生活対策部や学校教育班、その他関係機関に報告する。なお、勤務時間外に参集した場合は、職員等の参集状況を把握し子ども生活対策部へ報告する。

### 2 児童、施設等の安全確保

#### (1) 避難の指示

各学童保育クラブの責任者は、的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難広場等を迅速に指示する。

#### (2) 避難誘導

避難を要すると判断したとき、各学童保育クラブの責任者は、児童を怪我のないよう安全な場所へ避難誘導する。敷地外への避難が必要な場合は、子ども生活班や関係機関の協力を得て行う。

(3) クラブ施設内保護と引渡

各学童保育クラブの責任者は、児童の引渡準備をし、引渡しの際には各家庭の被害状況・避難先等も確認しておく。また、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者等による引取りがあるまで児童をクラブ施設内で保護する等の臨機応変な対応を取るとともに、状況を子ども生活班に報告する。

このような事態に備え、保護者は、災害時の対応を学童保育クラブとの相談や協議を経て定めておく。

(4) 施設の安全確保

指導員は、地震その他の災害による施設の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握する。また、可能な範囲内において応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置を講ずる。

なお、各学童保育クラブの責任者は子ども生活対策部へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

### 3 その他

- (1) 子ども生活班は、被災したクラブ施設の復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (2) 子ども生活班は、被災した学童保育クラブの運営について助言と指導にあたる。
- (3) 子ども生活班は、必要に応じて児童に対し、飲食物の提供を行う。

## 第5 児童・指導員の安否の確認（子ども生活班）

### 1 安否確認

各学童保育クラブの責任者は、被災した児童・指導員の安否確認（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を行う。また、疎開した児童の連絡先についても調査する。

- 指導員による調査
- 保護者からの連絡
- 保護者会・自主防災組織その他防災関係機関の調査

### 2 リストの作成

各学童保育クラブの責任者は、安否確認の調査結果をもとにリスト（名前、所在、連絡先）を作成し、児童への連絡体制を確立する。また、各学童保育クラブの責任者はリストを子ども生活班及び学校教育班に提出する。

## 第6 応急保育（子ども生活班）

### 1 応急保育の実施

- (1) 子ども生活班は、各学童保育クラブの被害状況をまとめ、応急措置を講じ、可能な限り応急保育の実施体制を整える。
- (2) 子ども生活班は、応急保育体制が整い次第、広報広聴班に広報を依頼し、応急保育の受付・措置を講じる。

### 2 施設・職員等の確保

各学童保育クラブの責任者は、学校教育班と協力し、学童保育の実施場所を、学校の校舎、公共施設等に確保する。

子ども生活班は、職員の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、学童保育クラブ間における職員の応援、または応急職員の緊急派遣を行う。また、ボランティアの要請を検討する。

### 3 その他の留意事項

施設内の児童の救護は原則として、医師会等に協力を求める。

### 4 緊急保育の実施

各学童保育クラブの責任者は、緊急的に保育が必要となった場合、一時的に保育を実施する。

## 第7 学童保育の再開（子ども生活班）

学校の応急教育の再開を目指し、学童保育の再開に努める。

各学童保育クラブの責任者は、学校教育班と協力し学童保育クラブの実施場所を、学校の校舎、公共施設等に確保する。

## 応急保育対策

### 第8 保育園等の災害緊急措置（子ども生活班）

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、子ども生活班は保育園等（保育所、幼稚園、認定子ども園等）と連携し、次の緊急措置を講ずる。なお、発災直後、子ども生活班は災害対策本部の指示により二次災害防止のため、住宅都市復興班の支援を受け施設担当を派遣し、応急危険度判定を実施する。

#### 1 情報の収集・伝達

- (1) 子ども生活班は、大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合、保育園等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 保育園等は、災害に関する情報を受けた場合、職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、園児に混乱を生じないよう配慮する。
- (3) 保育園等は、園児及び園施設に被害を受けまたは、そのおそれがある場合、直ちにその状況を調査し、子ども生活班やその他関係機関に報告する。なお、勤務時間外に参集した場合は、職員等の参集状況を把握し子ども生活班へ報告する。

#### 2 園児、施設等の安全確保と緊急保育の実施

##### (1) 避難判断及び誘導

保育園等は、的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難する場合の避難先等を迅速に判断し、必要に応じて避難行動をとる。避難を要すると判断したとき、園長及び職員は、園児を怪我のないよう安全な場所へ避難誘導する。園外への避難が必要な場合は、子ども生活班や関係機関の協力を得て行う。

##### (2) 施設の安全確保

園長及び子ども生活班は、地震その他の災害による園施設の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握し、立入りが可能かを目視確認する。また、可能な範囲内において応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置を講ずる。

なお、園長は子ども生活班へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。施設が被災し、園児の引取りまでの間の緊急保育に支障が出る場合、保護する場所について子ども生活班と協議・対応する。

##### (3) 緊急保育（園内保護と引渡）

保育園等は、保護者による引取りがあるまでの間、園児を園内で保護し、引渡しの準備を行う。引渡しの際には各家庭の被害状況・避難先等も確認する。また、園児の引渡し状況を、隨時子ども生活班に報告する。

保護者は、このような事態に備え、災害時の対応を保育園等との相談や協議を経て定めておくものとする。

### 3 その他

- (1) 子ども生活班は、被災した園施設の復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (2) 子ども生活班は、被災した園の運営について助言と指導にあたる。

## 第9 園児・職員の安否の確認（子ども生活班）

### 1 安否確認

保育園等は、被災した園児・職員の安否確認（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を行う。また、疎開した園児の連絡先についても調査する。

- 職員による調査
- 保護者からの連絡
- 保護者会・自主防災組織その他防災関係機関の調査

### 2 リストの作成

保育園等は、安否確認の調査結果をもとにリスト（名前、所在、連絡先）を作成し、園児への連絡体制を確立する。また、リストを子ども生活班に提出する。

## 第10 応急保育（子ども生活班）

保育園等は、応急活動期（災害発生数日後～1・2週間程度）において、保育を必要とする在園児に対し応急的な保育活動の実施を図る。

また、子ども生活班については、保育園等に入所していない児童、若しくは、在園している施設での保育が受けられない児童のうち、保育を必要とするもの（以下、「保育に欠ける被災児童」という）に対して、応急保育の実施等の措置をとる。

### 1 応急保育の実施

- (1) 子ども生活班は、保育園等の被害状況をまとめ、施設の応急復旧措置を講じ、可能な限り応急保育の実施体制を整える。
- (2) 保育園等は、応急的な保育体制が整い次第、保育を実施する。また、応急保育の実施状況を子ども生活班へ伝達し、子ども生活班より必要に応じて市内へ実施状況の広報周知を図る。

### 2 保育に欠ける被災児童に対する応急保育の実施

子ども生活班は、市内の被災状況等を受け、保育に欠ける被災児童に対する応急保育の実施を検討する。応急保育の実施場所については、公立保育園、若しくは公共施設等に確保する。また、広報班に市民への広報周知を依頼し、応急保育の受付等の手配を行う。

子ども生活班は、職員の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育園間における職員の応援、または応急職員の緊急派遣について、都（福祉保健局）に要請する。また、ボランティアの要請を検討する。

### 3 その他の留意事項

- (1) 施設内の園児の救護は原則として、保育園医及び市医師会等に協力を求める。
- (2) 給食は、原則として一時中止する。
- (3) 子ども生活班及び保育園等は、応急保育の実施にあたって、保育措置の手続きを省き緊急的に実施する場合がある。

## ■ 文化財の保護 ■

### 第11 文化財の保護（各管理者、所有者、避難施設・応急給水応援班）

#### 1 災害発生の措置

文化財の所有者・管理者等は、災害が発生した場合、直ちにその被害の拡大を防止し、被害状況を市災害対策本部に通報する。また、災害統括班は被害状況を都（教育委員会）に通報する。

#### 2 災害状況の調査・復旧

避難施設・応急給水応援班は、市の文化財の被害状況調査を行い、復旧計画等を実施する。なお、国または都の文化財については、派遣された係官と協力して、調査・復旧を行う。

## 第22節 被災地等支援体制の確立

概要	市は、市域外において発生した大規模地震災害等に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定または人道上の配慮から、被災自治体に対して支援活動を実施する。 特に、被災市町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応急措置について、正当な理由がない限り、応援を実施する。なお、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。 本節は、被災自治体に対する迅速で効率的な支援活動を実施するため、「被災地等支援体制の確立」に関する措置を定めたものである。

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
被災地等支援体制の確立	第1 被災地等支援対策本部の設置	●	●	●	被災地等支援統括班、該当班
	第2 被災地等支援対策本部の組織・運営	●	●	●	各対策部各班
	第3 被災地等支援対策本部会議の開催	●	●	●	各対策部各班
	第4 広域避難者の受入れ	●	●	●	避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校

### 被災地等支援体制の確立

#### 第1 被災地等支援対策本部の設置（被災地等支援統括班、該当班）

##### 1 被災地等支援対策本部の設置

###### (1) 被災地等支援対策本部の設置等

###### ① 被災地等支援対策本部の設置基準

市は、被災自治体から応援の要請があった場合又は応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、町田市被災地等支援対策本部（以下「本部」という）を設置する。本部の設置基準は次による。

###### 【本部の設置基準】

###### 【地震の場合】

- 1 災害時における相互応援協定等を締結している地域で地震が発生し、その地震災害の規模が被災自治体で対処できないものであると判断したとき
- 2 市域外において甚大な地震被害等が発生したとき
- 3 その他、本部を設置し、総合的被災地等支援対策を行う必要があると認めたとき

② 支援対策本部長

支援対策本部長（以下、「本部長」という）は、市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長又は政策経営部長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

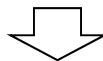
- 第1順位： 副市長（総務担当）
- 第2順位： 副市長
- 第3順位： 政策経営部長、又はその他の部長

③ 本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下、「部長等」という）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

【部長等による本部設置の要請手続き】

- 「部長等」は、本部を設置する必要があると認めたときは、政策経営部長を通じて、市長に本部の設置を要請する。



- 政策経営部長は、他の部長等による要請があつた場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。

※ 部長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあっては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

(2) 本部の設置場所

本部は、政策経営部又は、政策経営部の指定した場所に設置する。

(3) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

被災地等支援統括班は、本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

本部の標識等の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災地等支援対策本部を設置する施設の正面玄関及びその他の適切な場所に「町田市被災地等支援対策本部」の標識板等を掲示する。</li></ul>
会議室の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本部会議開催のため相当スペースの部屋を確保する。</li><li>○ 各対策部連絡員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する。</li></ul>
本部開設に必要な資機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ パソコン、プロジェクター、被害状況図板、黒板等の設置</li><li>○ 地図類の確保</li><li>○ 携帯ラジオ、テレビの確保</li><li>○ コピー機等の複写装置の確保</li><li>○ ビデオ、テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保</li><li>○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）</li><li>○ 被害状況連絡票その他の書式類の確保</li></ul>

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第22節 被災地等支援体制の確立

##### (4) 本部の廃止

本部長は、被災地等への大規模な支援の必要がなくなったと認めたときは、本部の廃止を決定する。

なお、本部廃止後も、継続して行う各班の被災地等支援業務については、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行う。

##### (5) 本部の設置又は廃止についての通知

本部を設置または廃止した場合、政策経営部長は、直ちに次に掲げるもののうち必要と認めたものについて、電話その他適切な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

【本部設置又は廃止の報告・通知・公表先】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市庁舎内各対策部	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
市民センター その他市出先機関	各施設を所管する 担当課長	市防災行政無線、FAX・電話・口頭その他迅速な方法
町田消防署長 消防団長 町田警察署長 南大沢警察署長 都知事 近隣市長 市防災会議委員 都の機関 指定地方行政機関 指定地方公共機関 公共機関 公共的団体 防災上重要な施設の管理者	防災課長	都防災行政無線 市防災行政無線 FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
協定締結先		FAX・電話・口頭または文書
報道機関	広報課長	FAX・電話・口頭または文書
市民	(広報広聴班)	市防災行政無線・広報車・報道機関・口頭・その他迅速な方法

※ 資料編 機関別指定電話及び連絡責任者一覧

## 第2 被災地等支援対策本部の組織・運営（各対策部各班）

### 1 本部における任務

#### ① 本部長、副本部長、本部員

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部会議の議長となること</li> <li>○ 国、都、他自治体からの被災地等支援協力要請への対応方針を決定する</li> <li>○ その他本部が行う被災地等支援対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li> <li>○ 本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督すること</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各対策部間の調整に関すること</li> <li>○ 本部長が不在、若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること</li> </ul>
被災地等支援統括部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての対策部が実施する被災地等支援対策活動を統括すること</li> <li>○ 本部長及び副本部長の補佐を行うこと</li> <li>○ 被災地等支援統括班の職員を指揮監督すること</li> </ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各対策部の職員を指揮監督すること</li> <li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li> <li>○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること</li> </ul> <p>※ 本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</p>

#### ② 本部会議、事務局

本部会議	災害に関する情報を分析し被災地等支援対策本部の基本方針を協議するため、本部長は隨時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、被災地等支援統括部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。本部会議事務局は、被災地等支援統括班長、同班員より構成する。

第3章 地震災害応急対策  
第22節 被災地等支援体制の確立

## 2 被災地等支援対策本部の組織

被災地等支援対策本部の組織は、次のとおりである。

町田市被災地等支援対策本部			活動組織		
本部長	副本部長	本 部 員	対 策 部	班	
市長	副市長	経営改革室長 広報担当部長	政策経営対策部	被災地等支援統括班 企画班 広報広聴班	
		総務部長 議会事務局長		災害統括応援班 情報統括班 情報システム班	
		財務部長	財務対策部	財政班 調達輸送班 市庁舎管理班 施設管理班 被害調査班	
		市民部長		生活支援班 市民班 市民センター班	
		文化スポーツ振興部長	文化スポーツ振興対策部	避難施設応援班	
		地域福祉部長		福祉班	
		いきいき生活部長 保健所長	健康対策部	救護統括班 保健班 衛生班 高齢者福祉班	
		子ども生活部長		子ども生活班	
		経済観光部長	経済観光対策部	産業班	
		環境資源部長		生活環境班 清掃総務班 資源循環班 清掃収集班	
		道路部長	道路対策部	道路班	
		都市づくり部長		住宅都市復興班 住宅供給班 公園管理班	
		下水道部長	下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班 下水処理場班	
		会計管理者		会計班	
		(教育長) 学校教育部長	学校教育対策部	学校教育班	
		生涯学習部長		生涯学習対策部 避難施設・応急給水応援班	
		市民病院事務部長	病院対策部	病院管理班 病院医療班	
		教育長		町田市立小中学校	
		被災地等支援統括部長	被災地等支援統括副部長		
		政策経営部長	防災安全部長		

※本部員については上記に記載された者のほか、必要があると認めたときは町田市の職員のうちから指名することができる。また、必要に応じて各対策部間で職員等の応援を行う。

### 3 各対策部の班編成及び事務分掌

各対策部の班編成及び事務分掌は、第3章第1節3の各対策部の班編成及び事務分掌「町田市災害対策本部所掌事務」を準用し、以下の支援項目について各班で支援対策活動を実施する。

支 援 項 目	担当対策部
○ 防災備蓄物資・資機材、その他の物資・資機材の供与及び貸与	被災地等支援対策本部付け（被災地支援統括班）、財務対策部（調達輸送班）、健康対策部（救護統括班）、道路対策部（道路班）、病院対策部（病院管理班）
○ 物資・資機材等の輸送	財務対策部（調達輸送班）
○ 災害応急対策等に従事する職員の派遣	総務対策部（情報統括班）
○ 災害弔慰金及び日本赤十字社への義援金等の支援	福祉対策部（福祉班）
○ 被災者が生活する上で必要な支援	市民対策部（生活支援班）、福祉対策部（福祉班）、健康対策部（保健班、衛生班）
○ 町田市民からの支援物資・義援金等の募集及び受付	政策経営対策部（広報広聴班）、市民対策部（生活支援班）、福祉対策部（福祉班）、経済観光対策部（産業班）
○ 被災地のニーズの確認	被災地等支援対策本部付け（被災地支援統括班）、総務対策部（情報統括班）、財務対策部（被害調査班）
○ 広域避難者の受入れ	学校教育部（学校教育班）、福祉対策部（福祉班）、文化スポーツ振興対策部（避難施設応援班）、都市づくり部（公園管理班）、子ども生活対策部（子ども生活班）、生涯学習対策部（避難施設・応急給水応援班）
○ その他市長が必要と認める被災地等支援	各対策部

なお、被災地等支援対策本部が設置されない被災地等支援に係る事案についても、「町田市災害対策本部所掌事務」を準用し、各対策部に属する部・局等において対応する。

### 第3 被災地等支援対策本部会議の開催（各対策部各班）

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度支援等の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催予定場所	町田市庁舎3階災害対策本部室又は、被災地等支援対策本部が指定した場所において本部会議を開催する。
主な報告事項	① 各対策部の配備態勢 ② 被災地の状況
主な協議事項	① 被災地情報の収集 ② 被害状況の把握 ③ 国、都、被災地自治体等からの応援要請に関すること ④ 被災地等支援対策に要する予算及び資金に関すること ⑤ 支援内容に関すること ⑥ 支援体制に関すること ⑦ その他被災地等支援に必要な事項に関すること

#### **第4 広域避難者の受入れ（避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校）**

震災、津波災害、あるいは大規模水害等により、遠隔地及び島しょにて、自治体の枠を越えた大規模な避難が必要となる場合、市は、都福祉保健局からの要請に基づき、市内避難施設の開設及び避難者の受入れについて検討する。避難者の受入等を実施する際、市は、本章第12節「避難対策」に規定された開設・運営の手順等に従い、対策を講じるものとする。

また、避難対策の実施にあたっては、要配慮者への対策についても考慮する。

## 第4章 風水害応急対策

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 情報の収集・伝達
  - (共通) 第3節 災害救助法の適用
- 第4節 災害時の広報
  - (共通) 第5節 相互協力・応援要請
- 第6節 水防活動
- 第7節 救助・救急活動
  - (共通) 第8節 災害時の医療救護・保健
- 第9節 土砂災害警戒区域等対策
  - (共通) 第10節 危険物等対策
  - (共通) 第11節 災害時の警備対策
- 第12節 避難対策
  - (共通) 第13節 要配慮者対策
  - (共通) 第14節 外国人支援対策
  - (共通) 第15節 緊急輸送対策
  - (共通) 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策
  - (共通) 第17節 遺体の収容・火葬等
  - (共通) 第18節 生活救援対策
  - (共通) 第19節 災害時の環境・衛生対策
  - (共通) 第20節 災害時の建物対策
  - (共通) 第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護
  - (共通) 第22節 被災地等支援体制の確立

※節番号前の(共通)：地震応急対策と共に通ることを示す。

本章は、風水害に対して、市及び関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本的事項を定めたものである。

各対策項目は、台風等による大規模な風水害が発生した場合を想定して、気象警報が発表される等災害発生が予測される時期から時間経過（警戒期→初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

警戒期：気象警報の発表～災害発生

初動活動期：災害発生日～2・3日程度

応急活動期：災害発生2・3日後～1・2週間程度

復旧活動期：災害発生1・2週間～1ヶ月程度



## 第1節 応急活動体制の確立

概要	市は、市民の生命、身体及び財産の確保を図るために、適切な救援救護を実施する責務がある。本節は、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外においても迅速に指揮命令系統の確立を図るため、「職員の参集・配備」「災害対策本部の設置」「動員・配置」の手順等、応急活動体制に関する措置を定めたものである。
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
応急活動体制の確立	第1 職員の参集・配備	●	●			災害統括班、該当班
	第2 災害対策本部設置		●	●	●	災害統括班、広報広聴班、該当班
	第3 災害対策本部の組織・運営		●	●	●	各対策部各班
	第4 防災関係機関の活動体制		●	●	●	各防災関係機関
	第5 公共空間の使用調整			●	●	災害統括班
	第6 緊急時の支払対応		●	●		各対策部各班

## 応急活動体制の確立

### 第1 職員の参集・配備（災害統括班、該当班）

#### 1 職員の配備態勢及び本部の設置基準

災害の発生が予想される場合、もしくは、災害が発生した場合における市職員の配備態勢は、次の基準による。

#### ■風水害時における職員の参集・配備基準

本部	配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
待機態勢	●気象警報（風水害に関するもの）が発表されたとき ●河川水位に関する水防警報が発表されたとき			<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報及び市内状況の情報収集</li> <li>●関係機関への情報連絡</li> <li>●被害予想及び対応策の検討</li> <li>●市民等からの通報への対応</li> <li>●市内の状況についての情報整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災安全部（職員の1/3以上）</li> <li>●消防団（自宅待機）</li> <li>●総務部（防災安全部長の要請により必要人数）</li> </ul>
	●住家への被害には及ばないが、市内において道路冠水等の発生が予想される場合において、防災安全部長が必要と判断したとき	●道路冠水等の発生が予想されるとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の活動に加えて</li> <li>●危険箇所の巡視</li> <li>●市民等からの通報に基づく現地確認及び対応処置（水防活動）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の職員に加えて</li> <li>●消防団（詰所待機）</li> <li>●道路部（必要人数）</li> <li>●下水道部（必要人数）</li> <li>●広報課（必要人数）</li> <li>●職員課（必要人数）</li> <li>●総務課（必要人数）</li> <li>●市有財産活用課（必要人数）</li> <li>●子ども生活部（保育園対応必要人数）</li> <li>●環境資源部<sup>(注)</sup>（必要人数）</li> <li>●都市づくり部<sup>(注)</sup>（必要人数）</li> </ul> <p>注）暴風警報発表された場合のみ</p>
警戒本部	●右記の場合において、防災安全部長が必要と判断したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住家の浸水が予想されるとき</li> <li>●長期にわたって道路冠水等が続くと予想されるとき</li> <li>●土砂災害の発生が予想されるとき</li> <li>●住民が自主的避難を開始したとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の活動に加えて</li> <li>●住民の自主的避難の支援</li> <li>●避難施設開設の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の職員に加えて</li> <li>●政策経営部（必要人数）</li> <li>●総務部（必要人数）</li> <li>●財務部（必要人数）</li> <li>●市民部（必要人数）</li> <li>●地域福祉部（必要人数）</li> <li>●いきいき生活部（必要人数）</li> <li>●保健所（必要人数）</li> <li>●文化スポーツ振興部（必要人数）</li> <li>●子ども生活部（必要人数）</li> <li>●経済観光部（必要人数）</li> <li>●環境資源部（必要人数）</li> <li>●都市づくり部（必要人数）</li> <li>●会議課（必要人数）</li> <li>●議会事務局（必要人数）</li> <li>●選挙管理委員会事務局（必要人数）</li> <li>●農業委員会事務局（必要人数）</li> <li>●監査事務局（必要人数）</li> <li>●学校教育部（必要人数）</li> <li>●生涯学習部（必要人数）</li> </ul>

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

	配水施設第1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警戒態勢以上の配備態勢が必要だと、市長が判断したとき</li> <li>●避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難を促す必要性が生じたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住家の浸水等が生じたとき</li> <li>●被災者の救助・救出</li> <li>●住家の浸水状況の把握</li> <li>●付近住民への注意の呼びかけ</li> <li>●避難施設の開設運営</li> <li>●避難準備・高齢者等避難開始発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の活動に加えて</li> <li>●総務部（必要人数を追加）</li> <li>●財務部（必要人数を追加）</li> <li>●道路部（必要人数を追加）</li> <li>●下水道部（必要人数を追加）</li> <li>●災害対策本部指定職員（必要人数）</li> </ul>
災害対策本部	配水施設第2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広範囲に災害が発生すると予想されるとき</li> <li>●人的被害が発生したとき</li> <li>●広範囲に及ぶ災害が発生したとき</li> <li>●避難勧告等を行うとき</li> <li>●市民生活に影響のある施設（ライフライン施設等）に被害が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広範囲に及ぶ災害が発生したとき</li> <li>●被災施設の応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の活動に加えて</li> <li>●係長職以上全員</li> <li>●病院事務部（必要人数）</li> <li>●道路部（全員）</li> <li>●地域福祉部（必要人数を追加）</li> <li>●いきいき生活部（必要人数を追加）</li> <li>●保健所（必要人数を追加）</li> <li>●財務部（全員）</li> <li>●下水道部（必要人数を追加）</li> <li>●その他部課（職員の50%）</li> </ul>
	配水施設第3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内全域に及ぶ災害が発生したとき</li> <li>●全局的な応急対策が必要となったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害応急対策の全ての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての職員</li> </ul>

※各態勢の必要人数については、災害に対処できる配置であり、職員の交代勤務などの措置を考慮したうえで、各部長が職員の配置を行う。

## 2 職員の動員

### (1) 招集・連絡

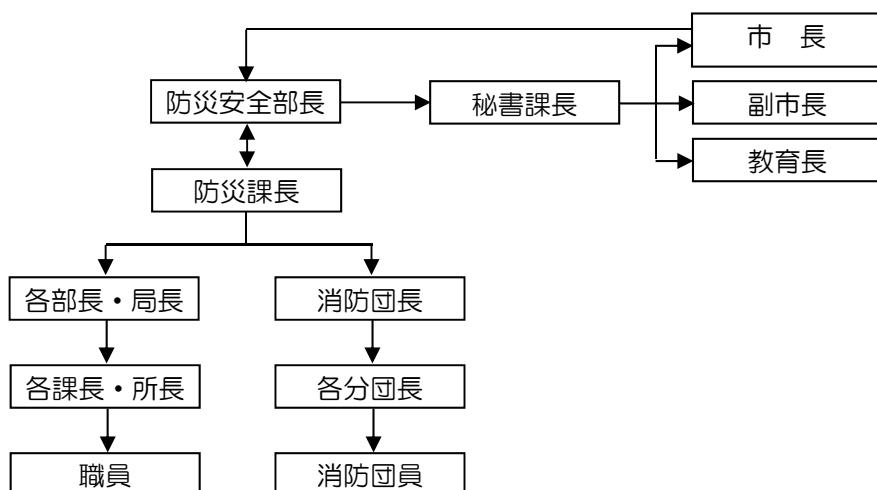
#### ① 勤務時間内

職員の動員の連絡は、勤務時間内においては、電話等を通じて災害統括班長が行う。

#### ② 勤務時間外（休日、夜間等）

勤務時間外における職員の動員の連絡は、災害統括班長が災害統括部長と協議し、「職員連絡系統（勤務時間外）」に従って、電話・市防災行政無線・伝令等によって連絡する。

#### ＜勤務時間外における町田市職員連絡系統＞



## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

#### (2) 勤員の区分

各対策部長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

#### ■職員の参集場所

参集区分	参集職員
① 本部参集職員 (警戒本部、又は 災害対策本部に参集)	ア 注意態勢、警戒態勢時において、警戒本部（注意態勢時に防災安全部）と所属部との連絡員となる職員 イ 災害対策本部の本部員、本部連絡員となる職員 ウ 災害統括班要員として指定された職員（災害対策本部指定職員）
② 所属職場参集職員 (勤務場所へ参集)	所属職場において災害対策活動を実施する職員 ・各対策部が行う災害対策活動を指揮するための職員 ・各対策部において業務の遂行上必要な職員 ・各対策部の事務局担当職員

#### (3) 所定の場所に参集できない場合の措置

あらかじめ指定された配置場所に参集することができない職員は、次のように対処する。

#### ■所定の場所に参集できない場合の職員の措置

状況	対処
災害の状況（道路閉塞や交通機関の運休等）により、勤務場所（指定の参集場所）への登庁が不可能な場合	最寄りの町田市の施設に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害対策に従事する。
災害の状況及び病気、負傷、その他やむを得ない状態により、いずれの施設にも参集が不可能な場合	なんらかの手段を以て、その旨を所属の長若しくは最寄りの町田市の施設へ連絡する。

## 3 職員の配置

#### (1) 参集状況及び被害情報等の把握

勤務時間外に災害が発生した場合において、各対策部は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を「各対策部事務局」を通じて「情報統括班」に報告する。また、参集途上において職員が収集した被害情報等についてもあわせて報告する。

「情報統括班」は、所定の様式により職員の参集状況と、職員が収集した被害情報等をとりまとめ、災害統括班を通じて、本部長に報告する。

#### (2) 職員の配置

各対策部長は、町田市災害対策本部所掌事務に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行う。なお、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、各対策部長は、各班長を通じて職員を招集し、配置する。

【職員配置を行うまでの配慮事項】

- 災害に対処できる配置であること。
- 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務などの措置が考慮されていること。
- 高次の配備態勢に移行できる措置であること。
- 必要に応じて、他部への応援の要請、派遣を行うこと。

また、防災安全部長（不在のときは災害統括班長）は、勤務場所以外に登庁した職員や、他の対策部職員に対し、必要に応じて、次の指示を行う。

- 所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じて、本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示する。
- 各対策部からの応援要請、又は職員の収集状況等から必要と認めるときは、各対策部長と協議の上、各対策部または各個の職員に対し応援体制を指示する。
- 統括責任者（対策部長、班長等）の不在により、対策部の職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示ができる。ただし、統括責任者が登庁したときは、直ちにその後の職務遂行等について協議する。

(3) 職務の代行

次の職員が不在のときは、次の順位で職務を代行するものとする。

- ① 災害統括部長（防災安全部長）  
　　災害統括班長（防災課長）
- ② 対策部長・対策副部長  
　　最初に登庁した班長  
　　最初に登庁した班長は、「情報統括班」に対策部長が不在である旨を報告し、災害統括部長の指示を仰ぐ。この場合、災害統括部長は、任意の職員をその部の臨時統括者として指定する。臨時統括者に指定された職員は、正規の職を有する者が登庁したとき、直ちにそれまでにとった処置を報告して、その職務を引き継ぐものとする。

## 第2 災害対策本部等の設置（災害統括班、広報広聴班、該当班）

### 1 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部の設置等

##### ① 災害対策本部の設置基準

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策が必要と認めたときは、町田市災害対策本部（以下、「本部」という）を設置する。本部の設置基準は次による。

##### 【本部の設置基準】

###### 【風水害等の場合】

- 1 町田市を含む地域に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風等の警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- 2 町田市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- 3 その他市長が本部を設置し総合的応急対策を行う必要があると認めたとき。

##### ② 災害対策本部長

災害対策本部長（以下、「本部長」という）は、市長とする。

ただし、市長による執務の執行が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長又は防災安全部長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

##### 【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

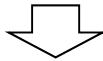
- 第1順位： 副市長（防災安全担当）
- 第2順位： 副市長
- 第3順位： 防災安全部長、又はその他の部長

##### ③ 災害対策本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下、「部長等」という）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

##### 【部長等による本部設置の要請手続き】

- 「部長等」は、本部を設置する必要があると認めたときは、防災安全部長を通じて、市長に本部の設置を要請する。



- 防災安全部長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。

※ 部長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあっては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

(2) 本部の設置場所

本部の設置場所は、次のとおりとする。

【災害対策本部の設置場所】

拠点名	設置場所
災害対策本部	町田市庁舎3階とする。

(3) 本部の開設及び運営上必要な資器材等の確保

災害統括班は、本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

本部の標識等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部を設置する施設（町田市庁舎もしくは代替施設）の正面玄関及びその他の適切な場所に「町田市災害対策本部」の標識板等を掲示する。</li> </ul>
本部の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部開設のため相当スペースの部屋を確保する。</li> <li>○ 本部会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する。</li> </ul>
本部開設に必要な資機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パソコン、プロジェクター、ディスプレイ、被害状況図板、ホワイトボード等の設置</li> <li>○ 住宅地図等その他地図類の確保</li> <li>○ 携帯ラジオ・テレビの確保</li> <li>○ コピー機等の複写装置の確保</li> <li>○ ビデオ・テープレコーダ・カメラ等の記録装置の確保</li> <li>○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）</li> <li>○ 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保</li> <li>○ 被害状況連絡票その他の書式類の確保</li> <li>○ 懐中電灯その他必要資器材の確保</li> </ul>
通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災行政無線（移動系）</li> <li>○ 携帯電話 ○ 衛星携帯電話 ○ 臨時電話 ○ ファクシミリ</li> </ul> <p>※ 第3章地震災害対策第2節第1「情報連絡体制の確立」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。</p>
自家発電設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 停電に備え自家発電設備の点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。</li> </ul>
腕章の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部長、副本部長、現地災害対策本部長、本部員、班長、本部連絡員及び班員が災害応急活動に従事するとき着用する腕章を確保する。</li> </ul>

(4) 本部の廃止

本部長は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部の廃止を決定する。

(5) 本部の設置又は廃止についての通知

本部を設置または廃止した場合、防災安全部長は、直ちに次に揚げるもののうち必要と認めたものについて、電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

【本部設置又は廃止の報告・通知・公表先】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市 庁 舎 内 各 対 策 部	防災課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
市 民 セ ン タ 一 そ の 他 市 出 先 機 関	各施設を所管する担当課長	市防災行政無線、ファクシミリ・電話・口頭その他迅速な方法
町 田 消 防 署 長 消 防 団 長 町 田 警 察 署 長 南 大 沢 警 察 署 長 都 知 事 近 隣 市 長 市 防 災 会 議 委 員 都 の 機 関 指 定 地 方 行 政 機 関 指 定 地 方 公 共 機 関 公 共 機 関 公 共 的 団 体 防災上重要な施設の管理者	防災課長	都防災行政無線 市防災行政無線 ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
協 定 締 結 先		ファクシミリ・電話・口頭または文書
報 道 機 関	広報課長 (広報広聴班)	ファクシミリ・電話・口頭または文書
市 民		市防災行政無線・広報車・報道機関・口頭・その他迅速な方法

※ 資料編 機関別指定電話及び連絡責任者一覧

## 2 現地災害対策本部の設置

### (1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す事例を目安として、災害現地の適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

- 被害が局所的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき
- 土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の勧告または指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき

### (2) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

拠点名	設置場所
現地災害対策本部	災害現地近くの公共施設

### (3) 現地災害対策本部の組織及び事務分担

現地災害対策本部の組織及び事務分掌は、次の表を目安とする。

なお、現地災害対策本部長以下の要員を指名するときは、次の権限を委譲する。

委譲権限	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現地災害対策本部所管地域の避難の勧告及び指示、警戒区域の設定</li><li>● 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担</li></ul>
------	--

### (4) 人員の配置

現地災害対策本部長は、災害対策本部副本部長とする。副本部長が不在等の場合は、本部員から災害対策本部長が指名する。

また、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の組織的行動を可能とする為、現地災害対策本部の組織及び事務分担表を参考に人員を配置し、各班の構成員の中に班長となる管理職員の配置を行う。

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

■現地災害対策本部の組織及び事務分担

	構成員となる職員	事務分担
現地災害対策本部長	副本部長、本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地災害対策本部配備職員の指揮、監督</li> </ul>
現地災害対策副本部長	本部員 (1~2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地災害対策本部長の補佐</li> <li>● 現地災害対策本部長の不在若しくは事故のときの代理</li> </ul>
現地本部班	災害統括班員 総務対策部員 (5~10名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること</li> <li>● 避難の勧告・指示等現地災害対策本部長指令の伝達に関すること</li> <li>● 町田市庁舎本部及び各対策部との連絡に関すること</li> <li>● 関係機関、自主防災組織、事業所、その他団体との連絡調整に関すること</li> <li>● 資機材、食料の調達等現地災害対策本部の庶務に関すること</li> </ul>
現地情報班	総務対策部員 政策経営対策部員 (5~10名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及びとりまとめに関すること</li> <li>● 避難の勧告・指示等の市民への伝達に関すること</li> <li>● 広報に関すること</li> <li>● 要検索者名簿の作成に関すること</li> <li>● 災害相談に関すること</li> <li>● その他当該対策部に関すること</li> </ul>
現地救護班	市民対策部員 福祉対策部員 健康対策部員 生涯学習対策部員 病院対策部員 (20~40名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者の誘導及び収容に関すること</li> <li>● ボランティアセンターとの連絡調整に関すること</li> <li>● 応急給水に関すること</li> <li>● 生活救援活動に関すること</li> <li>● 医療救護活動に関すること</li> <li>● 遺体の収容、火葬等に関すること</li> <li>● その他当該対策部に関すること</li> </ul>
現地道路班	環境資源対策部員 下水道対策部員 道路対策部員 都市づくり対策部員 (20~40名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の確保その他土木救援活動に関すること</li> <li>● 災害危険箇所に関するパトロールその他の危険回避のための監視に関すること</li> <li>● その他当該対策部に関すること</li> </ul>
現地消防団	所管地域の消防団員 (所属員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害及び火災の警戒及び防御</li> <li>● 救急及び被災者の救助</li> <li>● 避難者の誘導</li> <li>● 災害情報の収集伝達</li> <li>● その他消防・救助活動に関すること</li> </ul>

### 3 事前対策会議の開催

副市長は、台風の接近等により、警戒態勢以降の態勢が見込まれる場合、自らを会長とする事前対策会議を開催する。

会議では、収集した気象情報を共有し、市の対応方針を確認する。

#### (1) 事前対策会議の構成

会長	副会長	構成員	事務局
● 副市長	● 防災安全部長	<ul style="list-style-type: none"><li>● 政策経営部長</li><li>● 経営改革室長</li><li>● 広報担当部長</li><li>● 総務部長</li><li>● 財務部長</li><li>● 市民部長</li><li>● 文化スポーツ振興部長</li><li>● 地域福祉部長</li><li>● いきいき生活部長</li><li>● 保健所長</li><li>● 子ども生活部長</li><li>● 経済観光部長</li><li>● 環境資源部長</li><li>● 道路部長</li><li>● 都市づくり部長</li><li>● 下水道部長</li><li>● 会計管理者</li><li>● 議会事務局長</li><li>● 学校教育部長</li><li>● 生涯学習部長</li><li>● 市民病院事務部長</li></ul>	● 防災安全部職員

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

#### 4 警戒本部の設置

防災安全部長は、以下の場合、自らを本部長とする警戒本部を設置する。

- 大雨洪水警報又は暴風警報等が発表された場合で、警戒態勢を要すると判断したとき
- 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき
- 局地的な災害発生のおそれがある場合で、災害対策本部を設置しないとき

##### (1) 警戒本部の組織

警戒本部の組織は、次表による。

警戒本部長	副本部長	本部員	本部事務局
● 防災安全部長	● 防災課長	<ul style="list-style-type: none"><li>● 政策経営部長</li><li>● 経営改革室長</li><li>● 広報担当部長</li><li>● 総務部長</li><li>● 財務部長</li><li>● 市民部長</li><li>● 文化スポーツ振興部長</li><li>● 地域福祉部長</li><li>● いきいき生活部長</li><li>● 保健所長</li><li>● 子ども生活部長</li><li>● 経済観光部長</li><li>● 環境資源部長</li><li>● 道路部長</li><li>● 都市づくり部長</li><li>● 下水道部長</li><li>● 学校教育部長</li><li>● 生涯学習部長</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>● 防災安全部職員</li><li>● 指名された本部参集職員</li></ul>	

##### (2) 職員の配備

防災課長は、警戒本部を設置する場合には、各本部員、東京都及び消防署に対し、その旨を連絡する。

連絡を受けた本部員は、連絡後直ちに出勤するとともに、応急対策を行う上で必要となる職員を、自らの所属部職員から必要人数を指名し、配備する。

■待機態勢～警戒態勢における職員配備と主な活動内容

態勢		部・課名称	防災安全部 参集職員	所属職場 参集職員	主な活動内容
待 機 態 勢	注意 態 勢	防災安全部	職員の 1/3以上	—	○気象情報の収集 ○市内の状況についての情報収集 ○関係機関との連絡
		(消防団)	(自宅待機)		
		総務部	(防災安全部長の要請 により必要人数)		○市民等からの通報への対応 ○市内の状況についての情報整理
		消防団	詰所待機		●危険箇所等の巡視 ●通報に基づく現地状況の確認 ●水防活動
		道路部	1～2名	必要人数	○市民等からの通報への対応
		下水道部	1名		○各部～防災安全部間の連絡要員
		(環境資源部※)	(1名)		●危険箇所等の巡視 ●通報に基づく現地状況の確認
		(都市づくり部※)	(1名)		●所管施設における水防活動
		広報課	必要人数	○●市民への注意喚起	
		職員課	最低2名	○市民等からの通報の受理	
警 戒 態 勢	警 戒 態 勢	総務課	最低2名	○現地状況の確認	
		市有財産活用課	—	必要人数	●車両の配車及び運転 ●庁舎の浸水等対策
		子ども生活部	—		●保育園対応
		環境資源部	—	必要人数	●避難施設開設運営 ●廃棄物の排出方法に関する周知
		都市づくり部			●避難施設開設運営 ●造成中の宅地開発地等における業者 への連絡・指導等 ●公園・街路樹の倒木処理等
		市民部			●市民センターの開放
		学校教育部			●避難施設開設運営 ●学校長及び避難施設開設・運営担 当対策部との連絡調整
		地域福祉部 いきいき生活部 保健所			●避難施設開設運営 ●避難行動要支援者対策
		上記以外の避難施 設開設・運営担当 対策部			●避難施設開設運営

- ※ 防災安全部参集職員及び所属職場参集職員の必要人数は、各部・課内で調整し、決定する。
- ※ 注意態勢においても、状況に応じ警戒態勢配備部・課を招集する。
- ※ 環境資源部及び都市づくり部については、暴風警報が発表された場合のみ注意態勢に加わる。  
(警戒態勢には必ず加わる)

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

#### (3) 警戒本部の活動

警戒本部長は、配備した要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動にあたる。また、消防署・消防団と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

各態勢における活動内容は、次のとおりとする。

##### ① 気象情報及び水位情報の収集

防災安全部は、東京都災害情報システム（D I S）端末、防災業務支援情報、気象庁防災情報提供システム、インターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオ等を活用して、周辺地域を含めた豪雨の状況や降雨予測情報、台風の進路情報等の気象情報を収集する。

また、河川水位については、D I S端末や東京都及び神奈川県水防計画に基づき、南多摩東部建設事務所や、厚木土木事務所津久井治水センター、川崎横浜治水事務所川崎治水センターからの情報収集に努めるとともに、必要に応じて消防署、消防団又は防災安全部参集職員に対し、河川水位の現地確認等を要請・指示する。

##### ② 被害の予想及び対応策の検討

防災安全部は、上記①で収集した情報と過去の災害事例等に基づいて、被害状況の予測を行う。

##### ③ 関係機関及び各部への情報連絡

①で収集した気象情報、水位情報を、各部に対し、メール等で伝達する。

また、関係機関及び各部の連携の強化と、高位の態勢への移行を円滑に行うため、町田市が、次の各配備態勢を敷いたとき、又は廃止したときは、防災安全部が、関係機関及び各部に対し、その旨を連絡する。

■各配備態勢時の連絡

連絡先	待機態勢	注意態勢	警戒態勢
消防団長	○	○	○
道路部長	○	○	○
下水道部長	○	○	○
総務部長	○	○	○
子ども生活部長	○	○	○
環境資源部長	(○*)	○	○
都市づくり部長	(○*)	○	○
政策経営部長	○	○	○
広報担当部長	○	○	○
財務部長		○	○
市民部長		○	○
文化スポーツ振興部長		○	○
地域福祉部長		○	○
いきいき生活部長		○	○
保健所長		○	○
経済観光部長		○	○
会計管理者		○	○
議会事務局長		○	○
学校教育部長		○	○
生涯学習部長		○	○
市民病院事務部長			○
市長・副市長			○
経営改革室長			○
教育長			○
町田消防署（警防課）	○	○	○
町田警察署（警備課）	○	○	○
南大沢警察署（警備課）	○	○	○

※ 環境資源部及び都市づくり部については、待機態勢時に暴風警報が発表された場合のみ連絡する。

④ 市民等からの通報への対応

各部は、市民等から寄せられる通報の対応にあたり、防災情報システムを通じて庁内での情報共有を図り、必要に応じて、関係する各部に対し現地の確認及び対応を要請する。

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

#### ⑤ 危険箇所の巡視及び市民等からの通報に基づく現地状況の確認

注意態勢以降において、防災安全部職員、総務部職員（総務課、職員課）、財務部市有財産活用課職員及び道路、河川・水路、下水道の管理者である各部は、必要に応じて、河川の重要な水防箇所、土砂災害警戒区域等、過去の浸水地域等の巡視を行う。このとき、防災安全部は消防団に対して危険箇所等の巡視を要請する。

また、④により市民等からの通報に基づく現地の確認及び対応を要請された各部は、通報のあった現地にて状況の確認を行うとともに、必要に応じて監視等を行い、隨時状況を防災情報システムにて更新する。

ア 河川・水路	下水道部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
イ 下水道	下水道部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
ウ 道路	道路部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
エ 民間宅地	消防団、防災安全部参集職員が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
オ 公園緑地、街路樹等	都市づくり部、道路部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
カ 造成中の宅地開発地等	都市づくり部と防災安全部参集職員が現地確認を行い、必要に応じて監視等を行う。

#### ⑥ 水防活動等

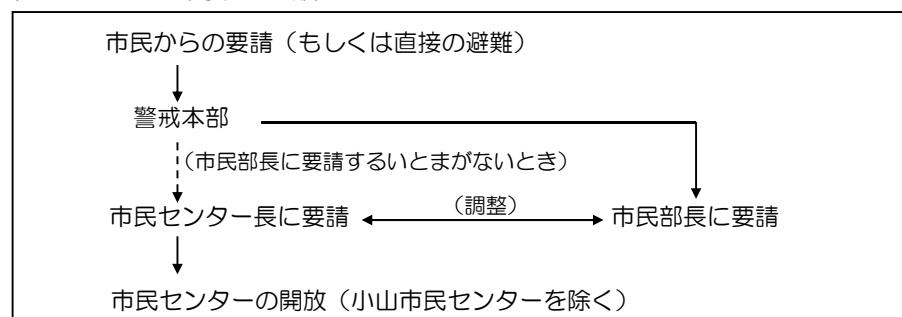
注意態勢以降において、道路部及び下水道部は、消防団及び関係事業者等と連携して、市域の水防活動等を実施する。道路部及び都市づくり部は、公園・街路樹の倒木被害が生じた場合またはそのおそれがある場合には、倒木処理等を実施する。

また、都市づくり部は、警戒態勢以降において、造成中の宅地開発地等における防災上必要な措置について、開発業者等への連絡・指導を行う。

#### ⑦ 自主的な避難の支援

市民部は、豪雨による河川・水路等の氾濫、崖地の崩壊等に対し、市民等が自主的な避難を行う場合に際して、市民センター等の和室又はホールを開放する。ただし、市民センター等だけでは避難者の収容が困難な場合には、警戒本部長は、付近の学校施設（体育館）を開放するよう、学校教育部長に要請し、学校教育部長は、校長等に連絡して学校施設（体育館）を避難者に開放する。

#### 〈市民センターの開放の手順〉



(4) 警戒本部の設置及び廃止

① 警戒本部の設置

住家の浸水や土砂災害の発生が予想される場合、又は長期にわたって道路の冠水等が続くと予想される場合において、防災安全部長が必要と判断したときは、市は、警戒態勢を敷くとともに、町田市庁舎3階に、防災安全部長を本部長とする警戒本部を設置する。

■警戒本部の構成

警戒本部		参集場所
本部長	防災安全部長	町田市庁舎3階 防災安全部
副本部長	防災課長	
本部員	政策経営部長 経営改革室長 広報担当部長 総務部長 財務部長 市民部長 文化スポーツ振興部長 地域福祉部長 いきいき生活部長 保健所長 子ども生活部長 経済観光部長 環境資源部長 道路部長 都市づくり部長 下水道部長 学校教育部長 生涯学習部長	平常時の勤務場所*

\*高位の態勢に移行する場合など、必要に応じて警戒本部の本部会議を開催する場合は、町田市庁舎3階に各本部員は参集する。

② 警戒本部の廃止

警戒本部長は、次の場合には、警戒本部を廃止して、被害状況及び対策の状況を市長に報告する。

- ア 災害の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合
- イ 警戒態勢以上の配備態勢により、災害対策本部が設置された場合

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

#### (5) 警戒期終了後の対応

警戒期終了後において、各部は必要に応じて次の活動を実施または継続する。

活動項目	担当部
● 税の減免措置に伴う被害調査	財務部
● 防疫活動	保健所、環境資源部
● 所管施設の復旧活動	各担当部
● 市民センター等における避難者への支援	地域福祉部

#### (6) 高次の配備態勢への移行

警戒本部長（防災安全部長）は、警戒態勢以上の配備態勢が必要であると判断した場合、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。市長は、必要と判断するときは、災害対策本部の設置（警戒本部の廃止と職員配備を決定する。

## 5 集中豪雨（ゲリラ豪雨）への対応

#### (1) 集中豪雨に対応した警戒本部の設置

突発的・局地的な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）では、災害対策本部を立ち上げるまでの間もしくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、警戒本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

#### (2) 気象情報の早期収集

突発的・局地的な集中豪雨による河川氾濫発生などに対しても、被害を最小限にとどめる必要があるが、事前に十分な時間的ゆとりを持つ的確な予測は困難である。

このため気象庁による気象情報などから一定程度以上集中豪雨の危険性があると予想される場合等には、気象庁予報部へホットライン（電話）により、直接気象情報について解説を求め、早期に防災活動の必要性を判断する。

#### (3) 関係機関の情報共有

中小河川の同一流域市では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、もしくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。

市では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市と連携し、必要な情報（避難勧告等の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図る。

#### (4) 集中豪雨への基本的対応

- ① 突発的・局地的水害に対する関係機関との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- ② 関係機関から気象情報や水位情報等を速やかに収集し、避難勧告等発令の判断材料として活用する。
- ③ 被害発生時は、関係機関との緊密な連携のもと、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。
- ④ 「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

## 6 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の対応

### (1) 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁が発表している。

情報	内容
ア 予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
イ 雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
ウ 竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を附加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
エ 竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などをを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

### (2) 都内において、竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達

気象庁は、東京都地域防災計画風水害編及び気象庁防災業務計画に基づき、情報を、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

伝達は、発表者（都及び気象庁）から東京都地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。気象情報の伝達については、第4章第2節第2「災害に関する予警報及び観測情報等の収集」を参照とする。

### (3) 竜巻注意情報が発表された場合の留意点

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起るなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせて利用することが効果的である。

#### (4) 市の対応

市は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての市民に対する周知、啓発等に努める。

## 第3 災害対策本部の組織・運営（各対策部各班）

本部の組織及び運営は、町田市災害対策本部条例の定めるところに基づいて行う。

### 1 本部における任務

#### (1) 災害対策本部の任務

##### ① 本部長、副本部長、本部員

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 防災会議、本部会議の議長となること</li><li>○ 避難の勧告・指示、警戒区域の指定を行うこと</li><li>○ 国、自衛隊、都、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと</li><li>○ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li><li>○ 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること</li></ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各対策部間の調整に関すること</li><li>○ 本部長が不在、若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること</li></ul>
災害統括部長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 全ての対策部が実施する災害対策活動を統括すること</li><li>○ 本部長及び副本部長の補佐を行うこと</li><li>○ 災害統括班の職員を指揮監督すること</li></ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各対策部の職員を指揮監督すること</li><li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li><li>○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること</li></ul> <p>※ 本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</p>

##### ② 本部会議、事務局

本部会議	災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は隨時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、災害統括部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。本部会議事務局は、災害統括班長、同班員及び本部連絡員により構成する。なお、本部連絡員は、防災関係機関が派遣する職員とし、防災関係機関相互の密接な連携及び情報交換に努める。

## 2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

町田市防災会議			活動組織	
本部長	副本部長	本部員	対策部	班
市長	副市長	政策経営部長 経営改革室長 広報担当部長	政策経営対策部	企画班 広報広聴班
		総務部長 議会事務局長		災害統括応援班 情報統括班 情報システム班
		財務部長	財務対策部	財政班 調達輸送班 市庁舎管理班 施設管理班 被害調査班
		市民部長		生活支援班 市民班 市民センター班
		文化スポーツ振興部長	文化スポーツ振興対策部	避難施設応援班
		地域福祉部長		福祉班
		いきいき生活部長 保健所長	健康対策部	救護統括班 保健班 衛生班 高齢者福祉班
		子ども生活部長		子ども生活班
		経済観光部長	経済観光対策部	産業班
		環境資源部長		生活環境班 清掃総務班 資源循環班 清掃収集班
		道路部長	道路対策部	道路班
		都市づくり部長		住宅都市復興班 住宅供給班 公園管理班
		下水道部長	下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班 下水処理場班
		会計管理者		会計班
		(教育長) 学校教育部長 生涯学習部長	学校教育対策部	学校教育班
				生涯学習対策部 避難施設・応急給水応援班
		市民病院事務部長	病院対策部	病院管理班 病院医療班
		防災安全部防災課長		災害統括班
		消防団長	町田市消防団	町田市立小中学校
		教育長		
			災害統括部長 防災安全部長	

※本部員については上記に記載された者のほか、必要があると認めたときは町田市の職員のうちから指名することができる。

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

#### 3 各対策部の班編成及び事務分掌

各対策部の班編成及び事務分掌は、「町田市災害対策本部所掌事務」とおりとし、各班長は責任者として班を統括するとともに、各班員は班長の指示に従い任務を遂行する。各対策部長は、毎年5月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統を作成し、同月末日までに防災課長に提出する。また、配備要員に異動があった場合は、その都度修正し、防災課長に通知する。

##### 【町田市災害対策本部 所掌事務】

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
各対策部共通	各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○班内職員の動員及び配備に関すること</li> <li>○所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及びとりまとめに関すること</li> <li>○所管施設の点検及び応急復旧に関すること</li> <li>○来庁者の安全確保に関すること</li> <li>○都への応援要請（各対策部及び班が独立して行う活動内容に関する応援要請）に関すること</li> <li>○各対策活動の財務及び庶務に関すること</li> <li>○専門的支援団体（ボランティア等）の受入れと関係業者との連絡調整に関すること</li> <li>○所掌事項に係る災害復興対策に関すること</li> <li>○災害救助法に伴う日ごとの記録と整理に関すること</li> </ul> <p>※ 災害の程度や対策の進行状況等により、他班の応援が可能な状況にあるときは、積極的に応援活動を行う。      ※ 各対策活動に必要な資機材の備蓄を行う。</p>	●		
災害対策本部付 ◎：防災安全部長	【災害統括班】 班長：防災課長 副班長：市民生活安全課長  防災課 市民生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部及び現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること</li> <li>○本部会議の庶務に関すること</li> <li>○配備態勢その他本部長命令の伝達に関すること</li> <li>○総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関すること</li> <li>○避難の勧告、避難の指示及び警戒区域の設定に関すること</li> <li>○気象情報等関連情報の收受及び伝達に関すること</li> <li>○国、自衛隊及び都との連絡調整に関すること</li> <li>○警察署、消防署、消防団等との連絡調整に関すること</li> <li>○ライフライン等防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>○防災行政無線の統制及び活用に関すること</li> <li>○各対策部への情報伝達に関すること</li> <li>○議会との連絡調整に関すること</li> <li>○他の自治体等との相互協力に関すること</li> <li>○他の対策部及び班に属さない事項に係る総合調整に関すること</li> <li>○防災会議の庶務に関すること</li> <li>○防犯に関すること</li> </ul>	●		

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
政策経営対策部  ◎政策経営部長 ○経営改革室長 ○広報担当部長	政策経営対策部事務局  企画政策課	○政策経営対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
	【企画班】 班長：企画政策課長 副班長：経営改革室課長  企画政策課 経営改革室	○災害対策本部からの指令に対する具現化の指示及び調整に關すること ・臨時ヘリポートの開設 ・公園緑地及び生産緑地等の避難広場、がれき・ごみの仮置場及び応急仮設住宅建設用地等としての利用に關する調整 ・遺体安置所の選定	●		
		○各種支援団体の受入れに關すること ・広域消防応援部隊の受入れ ・自衛隊派遣部隊の受入れ ・他自治体からの災害派遣職員の受入れ	●		
		○専門ボランティア（医療、東京都防災（語学）ボランティア及び応急危険度判定員等）の受入れに關すること	●		
		○災害復興本部に關すること ・復興方針及び復興計画の策定 ・復興対策の総合調整		●	
		○合同慰靈祭の運営に關すること			●
		○広報活動に關すること ・広報車及び広報紙等による広報 ・町田市ホームページによる情報提供	●		
		○報道機関への情報提供（プレスリリース）及び調整に關すること	●		
		○本部長及び副本部長の秘書業務に關すること	●		
		○代表電話への問い合わせ対応に關すること	●		
		○来庁者から総合案内への問い合わせ対応に關すること	●		
	【広報広聴班】 班長：広報課長 副班長：広聴課長  広報課 広聴課 秘書課	○被災者相談窓口の開設及び運営に關すること ・相談員の派遣 ・その他災害相談に關する調整		●	
		○災害視察及び見舞者等への対応に關すること		●	
		○災害支援等への対応に關すること	●		

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
総務対策部 ◎総務部長 ○議会事務局長 ○情報システム担当部長 ○次長（労務担当）	総務対策部事務局  総務課	○総務対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【各班共通】	○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
	【災害統括応援班】 班 長：総務課長 副班長：法制課長  総務課 法制課	○災害統括班への応援に關すること	●		
	【情報統括班】 班 長：職員課長 副班長：工事品質課長  職員課 市政情報課 工事品質課 議会事務局	○職員の動員及び配備の把握に關すること ○災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他のバックアップ業務に關すること ○各対策部からの情報のとりまとめに關すること ○被害情報の収集に關すること ○避難者・負傷者・死亡者等の情報の管理に關すること	● ● ● ● ●		●
	【情報システム班】 班 長：情報システム課長  情報システム課	○コンピュータシステムの保守及び復旧に關すること	●		

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
財務対策部 ◎財務部長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査事務局長 ○営繕担当部長 ○税務担当部長	財務対策部事務局 財政課	○財務対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
	【財政班】 班 長：財政課長 財政課	○災害対策予算の調整及び編成に関すること		●	
		○災害救助法の適用申請及び報告資料の作成に関すること		●	
		○復興における財政措置に関すること			●
	【調達輸送班】 班 長：契約課長 副班長：監査事務局課長 選挙管理委員会事務局課長 監査事務局 市有財産活用課（車両管理係） 契約課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 市有財産活用課（車両管理係）	○災害対策に係る物資の調達に関すること	●		
		○備蓄物資及び調達物資の管理及び輸送に関すること	●		
		○応援物資を管理する産業班との調整に関すること	●		
		○車両の配車受付と配車指示に関すること	●		
		○車両その他輸送手段の確保及び緊急輸送の実施に関すること ・水（水タンク、給水パック）、食料及び生活必需品等の応援物資の輸送 ・遺体及び負傷者の搬送 等	●		
		○下水道総務・応急給水編成班との連携に関すること ・市民への応急給水 ・災害時給水ステーション（給水拠点）の開設及び運営	●		
		○諸室等を災害対応に使用するための調整	●		
		○町田市庁舎の点検及び応急復旧に関すること	●		
		○市有施設等の点検及び応急復旧に関すること	●		
		○市有施設等の危険建築物及び危険区域の安全対策に関すること	●		
	【施設管理班】 班 長：営繕課長 営繕課	○応急仮設住宅建設に係る住宅供給班との調整に関すること		●	
		○町田市庁舎周辺の災害情報の収集及び連絡に関すること	●		
		○ターミナル駅周辺の避難誘導及び混乱防止に関すること	●		
		○帰宅困難者対策に関すること	●		
		○建物及び宅地の被害調査に関すること		●	
	【被害調査班】 班 長：市民税課長 副班長：資産税課長 納税課長 市民税課 資産税課 納税課	○罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関すること		●	
		○被災者等への税の減免等に関すること		●	

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
市民対策部  ◎市民部長 ○市民総務課長 ○市民協働推進担当 部長	市民対策部事務局  市民総務課	○市民対策部が実施する災害対策活動に係る取りまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○一般のボランティア及びNPOの受け入れの協力に 関すること	●		
	【生活支援班】 班 長：市民総務課長(兼務) 副班長：市民協働推進課長  市民総務課 市民協働推進課	○集会施設の活用に關すること	●		
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること	●		
		○町内会・自治会組織との連絡調整に關すること	●		
		○風水害時における市民センター等への一時的な避 難者の収容に關すること	●		
		○くらしの復興に關すること		●	
		○買占め、売惜しみ行為の自粛の啓発に關すること		●	
		○消費生活に關する相談及び苦情処理に關すること		●	
		○風水害時における市民センター等への一時的な避 難者の収容に關すること	●		
文化スポーツ振興対 策部  ◎文化スポーツ振興部 長 ○文化振興課長	【市民班】 班 長：市民課長  市民課	○遺体の収容並びに検視検案所の開設及び運営に 關すること ・火葬場の被害状況及び運営状況の調査に關すること	●		
		○死亡届出受理、埋火葬許可及び火葬に關すること		●	
		○身元不明遺骨等の生活環境班への引継ぎに關する こと			●
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること	●		
		○地域の情報拠点としての災害情報の収集及び連絡 に關すること	●		
	【市民センター班】 班 長：各市民ｾﾝﾀｰ長  忠生市民ｾﾝﾀｰ 南市民ｾﾝﾀｰ なるせ駅前市民ｾﾝﾀｰ 鶴川市民ｾﾝﾀｰ 堺市民ｾﾝﾀｰ 小山市民ｾﾝﾀｰ	○風水害時における市民センターへの一時的な避難 者の収容に關すること	●		
		○消防団分団本部の開設に關すること	●		
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること	●		
		○文化スポーツ振興対策部が実施する災害対策活動 に係る取りまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整等	●		
		○所管施設の点検及び維持管理に關すること ・所管施設の美術資料の被害拡大防止に關するこ と ・文化財保護活動に關すること	●		
	【避難施設応援班】 班 長：文化振興課長(兼務) 副班長：スポーツ振興課長  文化振興課 スポーツ振興課 オリンピック・パラリン ピック等国際大会推進課 国際版画美術館	○所管施設の一時滞在施設としての活用に關するこ と	●		
		○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
		○国際交流関係団体との連絡調整に關すること	●		
		○所管施設の活用に關すること ・応援隊の受け入れ施設としての活用		●	
		○外国人被災者の対応に關すること ・外国人被災者への情報提供 ・東京都防災（語学）ボランティアの受け入れ、市 内各所への派遣、及び国際交流団体との連絡調 整	●	●	

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
福祉対策部  ◎地域福祉部長 ○福祉総務課長	福祉対策部事務局  福祉総務課	○福祉対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
	【福祉班】  班 長：福祉総務課長(兼務) 副班長：生活援護課長  福祉総務課 指導監査課 生活援護課 障がい福祉課 ひかり療育園	○要配慮者の救援及び避難誘導に關すること	●		
		○二次避難施設（障がい者施設）の統括に關すること	●	●	
		○二次避難施設の開設、運営に關すること	●	●	
		○ボランティアに關すること ・都ボランティアセンター、赤十字及び個人ボランティアとの連携・調整 ・町田市社会福祉協議会へ町田市災害ボランティアセンターの設置・運営の要請 ・町田市災害ボランティアセンターとの連携・調整	●	●	
		○被災者の生活支援に關すること		●	
		○義援金の募集及び受付並びに配分計画の立案及び配布に關すること		●	
		○くらしの復興に關すること		●	●
		○支援金、弔慰金等の支給・貸付に關すること		●	●

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
健康対策部  ◎いきいき生活部長 ○保健所長 ○いきいき総務課長 ○保健総務課長	健康対策部事務局  いきいき総務課 保健総務課  【各班共通】  【救護統括班】 班 長：保健総務課長(兼務) 副班長：保険年金課長 健康推進課長  健康推進課 保健総務課 保険年金課  【保健班】 班 長：保健予防課長 保健予防課  【衛生班】 班 長：生活衛生課長 生活衛生課  【高齢者福祉班】 班 長：いきいき総務課長 (兼務) 副班長：介護保険課長  いきいき総務課 高齢者福祉課 介護保険課	○健康対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
		○医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係団体または医療機関との連携及び調整に関すること	●		
		○市災害医療コーディネーターとの連携及び調整に関すること	●		
		○保健医療調整本部の設置及び連絡調整に関すること	●		
		○病院対策部との連絡調整に関すること	●		
		○応急医療救護に関すること	●		
		○救護所の設置及び管理に関すること	●		
		○医療機関等の情報収集に関すること	●		
		○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に関すること	●		
		○専門職の支援に関すること	●		
		○医療救護に関する応援の要請に関すること	●		
		○負傷者等の搬送の調整に関すること	●		
		○毒物を保管する事業所の状況把握に関すること	●		
【保健班】 班 長：保健予防課長 保健予防課	○被災者の健康管理（感染予防、精神保健医療及びエコノミークラス症候群対策等）	●			
		○妊産婦への対応に関すること	●		
		○要配慮者の特殊医療（人工透析等）の相談・支援に関すること	●		
		○感染症の予防及び拡大防止、防疫活動に関すること		●	
	○獣医師会、支援ボランティアとの連携調整に関すること ○食品の安全確保に関すること ○飲料水の安全等環境衛生の確保に関すること ○避難施設での飼育動物（ペット）対策に関すること ○被災動物の保護に関すること	●			
		○食品の安全確保に関すること		●	
		○飲料水の安全等環境衛生の確保に関すること		●	
		○避難施設での飼育動物（ペット）対策に関すること		●	
		○被災動物の保護に関すること		●	
【高齢者福祉班】 班 長：いきいき総務課長 (兼務) 副班長：介護保険課長  いきいき総務課 高齢者福祉課 介護保険課	○要配慮者の救援及び避難誘導に関すること	●			
	○二次避難施設の開設及び運営に関すること	●	●		
	○被災高齢者の生活支援に関すること		●		
	○高齢者福祉団体との連絡調整に関すること		●		
	○福祉班への応援に関すること		●		

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
子ども生活対策部 ◎子ども生活部長 ○子ども総務課長	子ども生活対策部事務局	○子ども生活対策部が実施する災害対策活動に係る とりまとめにすること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	子ども総務課	○保育に係る総合調整にすること ○乳幼児及び児童の救助救援及び保護にすること ○各保育施設及び幼稚園等との連絡調整にすること	●		
	【子ども生活班】 班 長：子ども総務課長(兼務) 副班長：児童青少年課長 保育・幼稚園課長 子育て推進課長	○緊急保育にすること ○乳幼児及び児童に係る相談にすること ○所管施設の一時滞在施設としての活用にすること	●		
	子ども総務課 児童青少年課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども家庭支援センター 子ども発達支援課 大地沢青少年センター	○保育の再開にすること ○応急保育にすること ○くらしの復興にすること ○所管施設の点検、維持管理及び活用にすること ○避難施設の開設及び運営にすること		●	
	経済観光対策部事務局	○経済観光対策部が実施する災害対策活動に係る とりまとめにすること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	産業政策課	○所管施設の一時滞在施設としての活用にすること	●		
	【産業班】 班 長：産業政策課長 副班長：農業振興課長	○商工農業関係被害の調査にすること ○商店等の早期営業再開にすること ○物資集積所の開設及び運営にすること ○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との 調整にすること	●		
	産業政策課 観光まちづくり課 農業振興課 農業委員会事務局	○避難施設の開設及び運営にすること ○産業復興にすること ○商工農業関係の融資等にすること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整	●		●
					●

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
環境資源対策部  ◎環境資源部長 ○施設建設担当部長	環境資源対策部事務局	○環境資源対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整	●		
	環境政策課	・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等			
	【各班共通】	○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
	【清掃総務班】 班 長：環境政策課長 副班長：環境・自然共生課長	○災害廃棄物の収集及び処理に係る総合調整に關すること ・災害廃棄物の収集及び処理計画の作成 ・収集及び焼却の応援要請 等	●		
	環境政策課 環境・自然共生課 循環型施設整備課				
	【生活環境班】 班 長：環境保全課長	○有害化学物質を保管する事業所の状況把握に關すこと	●		
	環境保全課	○身元不明遺骨及び遺留金品等の市民班からの引継ぎに關すること			●
	【資源循環班】 班 長：資源循環課長	○清掃施設の点検に關すること	●		
	資源循環課	○清掃施設の応急復旧に關すること ○災害廃棄物の処理に關すること	●		●
	【清掃収集班】 班 長：3R 推進課長	○道路班の道路啓開への応援に關すること ○調達輸送班への応援（車両の運転等）に關すること	●		
道路対策部  ◎道路部長 ○道路政策課長	3R 推進課	○災害廃棄物の収集に關すること ○へい死動物の収容に關すること		●	●
	道路対策部事務局	○道路対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	道路政策課				
	【道路班】 班 長：道路管理課長 副班長：道路整備課長 道路維持課長	○道路啓開に關すること	●		
		○道路通行不能時の誘導協力に關すること	●		
		○道路及び橋梁等の応急点検に關すること	●		
		○道路施設等の水防活動及び他の水防活動への支援に關すること	●		
		○重機及び資機材を使った災害活動への応援に關すること	●		
		○道路及び橋梁等の応急復旧に關すること		●	
		○下水道対策部が実施する下水道施設及び水路の応急復旧活動への応援に關すること		●	
		○応急対策用資機材の調達に關すること		●	
		○道路啓開に支障となるかれきその他の障害物の除去に關すること		●	
		○建設業団体等との連絡調整に關すること		●	
		○都市復興に關すること		●	
		○道路施設の本復旧に關すること			●

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
都市づくり対策部 ◎都市づくり部長 ○都市整備担当部長	都市づくり対策部事務局 都市政策課	○都市づくり対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○民間住宅等の応急危険度判定実施本部の設置及び判定実施計画の立案に關すること ○斜面災害に關すること ・調査及び危険区域等の安全確保	●		
	【住宅都市復興班】 班 長：都市政策課長 副班長：建築開発審査課長  都市政策課 土地利用調整課 地区街づくり課 交通事業推進課 建築開発審査課	○民間住宅等の応急危険度判定の実施に關すること ・応急危険度判定員の招集及び班分け ・民間住宅等の危険建築物及び危険区域等の安全対策		●	
		○被災宅地の危険度判定に關すること		●	
		○住宅の新築または改築及び宅地改修等の相談に關すること		●	
		○復興まちづくりに關すること		●	
		○市営住宅の応急復旧に關すること	●		
		○応急仮設住宅建設用地の確保及び建設に關すること ○市営住宅その他住宅供給に關すること ○住宅復興に關すること ○応急仮設住宅への入居受付に關すること		●	●
	【公園管理班】 班 長：公園緑地課長  公園緑地課	○公園緑地等の災害対応に關すること ○道路班への応援に關すること ○公園緑地等の利用に關すること ・避難広場、がれき・ごみの仮置場及び仮設住宅建設地 等	●		
		○重機及び資機材を使った災害活動への応援に關すること	●		
		○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
		○下水道対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○下水道施設及び河川・水路の水防活動に關すること ○下水道施設及び水路の応急復旧計画に關すること ○都市復興に關すること ○下水道施設等への悪質汚水流出（水質事故）に關する情報収集及び関係機関への連絡に關すること ○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設調整及び避難施設・応急給水応援班の編成に關すること	●	●	●
下水道対策部 ◎下水道部長 ○下水道経営総務課長	下水道対策部事務局 下水道経営総務課	○下水道施設及び河川・水路の水防活動に關すること ○下水道施設及び水路の応急復旧計画に關すること ○都市復興に關すること ○下水道施設等への悪質汚水流出（水質事故）に關する情報収集及び関係機関への連絡に關すること ○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設調整及び避難施設・応急給水応援班の編成に關すること	●	●	●
		○広報広聴班、調達輸送班、避難施設・応急給水応援班との連絡調整に關すること ○都流域下水道本部との災害時支援に關する連絡調整に關すること ○開設された拠点からの情報収集及び各種対応の調整に關すること	●		●
	【下水道応急復旧班】 班 長：下水道管理課長 副班長：下水道整備課長  下水道管理課 下水道整備課	○下水道施設及び河川・水路の水防活動に關すること ○下水道施設及び水路の点検及び被害状況調査に關すること ○し尿の緊急収集及び運搬に關すること ○下水道施設及び水路の応急復旧に關すること ○仮設トイレの設置及び管理に關すること	●	●	●
		○下水処理施設の点検に關すること	●		
		○下水処理施設の応急復旧に關すること		●	
		○下水処理施設の点検に關すること	●		
		○下水処理施設の応急復旧に關すること		●	

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
出納対策部  ◎会計管理者 ○会計課長	出納対策部事務局	○出納対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	会計課	○災害対策に必要な金銭の出納及び保管に關すること ○避難施設の開設及び運営の協力に關すること	●		
	【会計班】 班 長：会計課長（兼務）	○指定金融機関との調整に關すること ○災害対策に係る決算に關すること ○市内の金融機関の情報収集に關すること		●	
	会計課			●	
				●	
学校教育対策部  ◎学校教育部長 ○教育総務課長	学校教育対策部事務局	○学校教育対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	教育総務課	○児童及び生徒の避難及び救護に關すること ○児童及び生徒の安否確認に關すること ○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
	【学校教育班】 班 長：教育総務課長（兼務） 副班長：施設課長 学務課長	○避難施設に關すること ・開設及び運営に係る、避難施設開設・運営担当対策部との調整に關すること ・市立小中学校との調整に關すること	●		
	教育総務課	○学校施設の応急復旧に關すること		●	
	施設課	○応急教育の実施及び学校教育の再開に關すること ・被災児童及び生徒への学用品の供与 ・学校教育体制の再建 等		●	
	学務課				
	保健給食課				
	指導課				
	教育センター	○被災学校施設の復興に關すること			●
生涯学習対策部  ◎生涯学習部長 ○生涯学習総務課長	生涯学習対策部事務局	○生涯学習対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	生涯学習総務課	○所管施設の点検及び維持管理に關すること ○避難施設の開設及び運営に關すること	●		
	【避難施設・応急給水応援班】 班 長：生涯学習総務課長（兼務） 副班長：図書館長	○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設及び運営に關すること ・都水道局により開設された浄水所、給水所等の災害時給水ステーションでの応急給水の実施 ・応急給水槽における応急給水の実施 ・臨時応急給水所における応急給水の実施	●		
	生涯学習総務課	○所管施設の一時滞在施設としての活用に關すること	●		
	図書館				
	生涯学習センター				

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
病院対策部  ◎市民病院事務部長 ○市民病院事務部総務課長	病院対策部事務局  総務課	○病院対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに關すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○災害時災害拠点病院としての体制確保に關すること ○病院施設の点検、管理及び復旧に關すること ○救急告示医療機関及び他の医療機関等との連携に關すること ○救護統括班との連絡調整に關すること ○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に關すること ○応急医療への応援に關すること ○被災患者の健康管理に關すること	●		
	【病院管理班】 班長：総務課長(兼務) 副班長：施設用度課長  総務課 施設用度課 経営企画室 医事課	○入院患者の避難、救護及び安全確保に關すること ○災害時、災害拠点病院としての活動に關すること ○応急医療救護に關すること ○妊娠婦の保護に關すること ○感染症への対応に關すること ○トリアージ（START、PAT）の実施 ○医療救護及び助産に關すること	●		
		○消火活動及び水防活動に關すること ○その他、市の行う災害対策活動等への協力に關すること ・災害情報の収集及び伝達 ・負傷者等の救助及び救出 ・行方不明者及び遺体の捜索 ・避難広報及び避難誘導 等	●		
		○消防署等との連携に關すること ○他自治体等の消防団との連携に關すること	●		
	【病院医療班】 班長：統括部長 副班長：看護部長  診療部門 看護部門	○児童及び生徒の避難及び救護に關すること ○児童及び生徒の引渡しまでの保護に關すること ○学校施設の点検に關すること ○児童及び生徒の安否確認に關すること ○避難施設の開設への協力に關すること ○応急教育の実施に關すること ○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に關すること	●		
		○学校施設の応急復旧に關すること ○被災学校施設の復興に關すること		●	
					●
町田市消防団  ◎消防団長		○学校施設の応急復旧に關すること ○被災学校施設の復興に關すること			●
		○児童及び生徒の避難及び救護に關すること ○児童及び生徒の引渡しまでの保護に關すること ○学校施設の点検に關すること ○児童及び生徒の安否確認に關すること ○避難施設の開設への協力に關すること ○応急教育の実施に關すること ○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に關すること	●		
		○学校施設の応急復旧に關すること ○被災学校施設の復興に關すること		●	
		○児童及び生徒の避難及び救護に關すること ○児童及び生徒の引渡しまでの保護に關すること ○学校施設の点検に關すること ○児童及び生徒の安否確認に關すること ○避難施設の開設への協力に關すること ○応急教育の実施に關すること ○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に關すること	●		
		○学校施設の応急復旧に關すること ○被災学校施設の復興に關すること		●	
		○児童及び生徒の避難及び救護に關すること ○児童及び生徒の引渡しまでの保護に關すること ○学校施設の点検に關すること ○児童及び生徒の安否確認に關すること ○避難施設の開設への協力に關すること ○応急教育の実施に關すること ○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に關すること	●		
		○学校施設の応急復旧に關すること ○被災学校施設の復興に關すること		●	
		○児童及び生徒の避難及び救護に關すること ○児童及び生徒の引渡しまでの保護に關すること ○学校施設の点検に關すること ○児童及び生徒の安否確認に關すること ○避難施設の開設への協力に關すること ○応急教育の実施に關すること ○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に關すること	●		
		○学校施設の応急復旧に關すること ○被災学校施設の復興に關すること		●	
		○児童及び生徒の避難及び救護に關すること ○児童及び生徒の引渡しまでの保護に關すること ○学校施設の点検に關すること ○児童及び生徒の安否確認に關すること ○避難施設の開設への協力に關すること ○応急教育の実施に關すること ○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に關すること	●		

## 第4章 風水害応急対策

### 第1節 応急活動体制の確立

#### 4 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催予定場所	町田市庁舎3階災害対策本部室とする。ただし、町田市庁舎の被災により災害対策本部が町田市庁舎に設置できない場合は、災害対策本部を設置する施設において本部会議を開催する。
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 各対策部の配備態勢</li><li>② 緊急措置事項</li></ul>
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 被害状況の把握</li><li>② 応急対策に関すること</li><li>③ 本部の配備態勢の切替え及び廃止に関すること</li><li>④ 自衛隊、東京都、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること</li><li>⑤ 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関すること</li><li>⑥ 災害救助法の適用に関すること</li><li>⑦ 激甚災害の指定に関すること</li><li>⑧ 市民に対する緊急声明の発表に関すること</li><li>⑨ 応急対策に要する予算及び資金に関すること</li><li>⑩ 国、都等への要望及び陳情等に関すること</li><li>⑪ その他災害対策の重要事項に関すること</li></ul>

#### 5 国・都の現地対策本部との連携

国・都の現地災害対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

〈国・都の現地災害対策本部の名称〉

国	<input type="radio"/> 非常災害現地対策本部	<input type="radio"/> 緊急災害現地対策本部
都	<input type="radio"/> 東京都現地災害対策本部	

#### 6 都災害対策本部への派遣

都災害対策本部が設置された後、都から要請を受けた場合は、都本部の事務に協力するため、市職員を都災害対策本部に派遣する。

## 第4 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

### 1 責務

風水害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

### 2 活動体制

指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

## 第5 公共空間の使用調整（災害統括班）

### 1 使用調整の趣旨

風水害が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて都災害対策本部で総合的に調整される。

### 2 オープンスペースの使用調整

市は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出する。都災害対策本部は、オープンスペース使用調整会議において、市の利用要望と、都現地機動班、都各局、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都災害対策本部へ報告する。

## 第6 緊急時の支払対応（各対策部各班）

非常災害により市庁舎・指定金融機関等が被災し、支払いに要する公金の準備が困難である状況で、緊急に現金での支払いが必要とされる場合、所属長等の承諾により現場の職員等が現金で支払い、後日の事務処理により職員に弁償することが可能である。

## 第2節 情報の収集・伝達

概要	災害の発生が事前に予想される場合、災害の防止・軽減に必要な情報を積極的に収集し、これらの情報をもとに、防災関係機関や市民等と協力して防災対策にあたることが望まれる。
	また、災害の発生を事前に予測し得ない、突発的な災害に対しても、市は、被害の有無・状況等をできる限り早期に把握するとともに、今後予想される事象等を整理し、必要な情報については、防災関係機関や市民等と共有しながら、応急対策活動を進めなければならない。
	本節では、上記のような観点から「情報連絡体制」、「災害予警報等の収集・伝達」、「市民等からの通報の受理・伝達」、「被害情報の報告」の手順等について定める。

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
情報連絡体制	第1 情報連絡体制	●	●	●	●	災害統括班、各防災関係機関
災害予警報等の収集・伝達	第2 災害に関する予警報及び観測情報等の収集	●	●	●	●	災害統括班、各防災関係機関
市民等からの通報の受理・伝達	第3 異常現象に関する情報の収集	●	●	●	●	災害統括班
被害情報の報告	第4 被害状況等の報告体制	●	●	●	●	災害統括班、情報統括班、該当班、各防災関係機関

### 情報連絡体制

#### 第1 情報連絡体制（災害統括班、各防災関係機関）

市域に關係する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予想される場合、市は、直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

活動の詳細については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告 第1 情報連絡体制の確立」に準じて対応するものとする。

## 災害予警報等の収集・伝達

## 第2 災害に関する予警報及び観測情報等の収集（災害統括班、各防災関係機関）

災害統括班（防災安全部）及び各防災関係機関は、市に関する気象注意報・警報及び気象に関する情報を受けたときは、遅滞なく関係する各部・班及び関係機関にその情報を伝達する。また、気象注意報・警報等は、各防災関係機関にも伝達されるが、活動の連携を図るために特に必要と認めるときは、各防災関係機関に対し、気象注意報・警報等を伝達する。

## 1 気象注意報・警報等

### (1) 気象注意報・警報の種類と発表基準

気象注意報は、災害の起こるおそれがある旨を注意喚起するために発表され、気象警報は、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告するために発表される。また、気象庁は平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。特別警報について、都、国（総務省消防庁）から通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに市民及び防災関係機関に周知させる措置をとる。

注 意 報	強風、大雨、洪水、その他
警 報	暴風、大雨、洪水、その他
特 別 警 報	暴風、大雨、その他

\*洪水警報は指定河川洪水予報があるので特別警報の対象とならない

また、気象庁は、警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕〔中〕の2段階で発表する。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す〔高〕だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す〔中〕も発表する。

## (2) 予報区分

本市に関する注意報・警報には次のものがあり、町田市の気象予報区の気象注意報・警報として発表される。



## ※資料編 気象注意報・警報の種類・発表基準

第4章 風水害応急対策  
第2節 情報の収集・伝達

■注意報の発表基準（2020年（令和2年）10月1日現在）

	府県予報区	東京都
	一次細分区域	東京地方
	市町村等をまとめた地域	多摩南部
	二次細分区域	町田市
大雨	表面雨量指数基準	12
	土壤雨量指数基準	114
洪水	流域雨量指数基準	境川流域=15.2 鶴見川流域=9.7 麻生川流域=6 恩田川流域=9.1 真光寺川流域=4.9
	複合基準 (表面雨量指数、 流域雨量指数)	境川流域= (6, 15.2) 恩田川流域= (6, 9.1) 鶴見川流域= (6, 9.7) 真光寺川流域= (10, 3.7)
	指定河川洪水予報 による基準	—
強風	平均風速	13m/s 以上
風雪	平均風速	13m/s 以上 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm 以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
濃霧	視程	100m 以下
	乾燥	最小湿度 25%以上で実効湿度 50%以上
低温		夏期(平均気温)平年より 5°C以上低い日が 3 日続いた後,さらに 2 日以上続く時 冬期(最低気温)-7°C以下,多摩西部は-9°C以下
霜		4月10日～5月15日 最低気温 2°C以下
着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2°C～2°Cの時

■警報の発表基準（2020年（令和2年）10月1日現在）

府県予報区	東京都	
一次細分区域	東京地方	
市町村等をまとめた地域	多摩南部	
二次細分区域	町田市	
大雨	(浸水害) 表面雨量 指数基準	19
	(土砂災害) 土壤雨量 指数基準	151
洪水	流域雨量指数基準	境川流域=19 鶴見川流域=12.2 麻生川流域=7.5 恩田川流域=11.4 真光寺川流域=6.2
	複合基準 (表面雨量指数、 流域雨量指数)	境川流域=(9, 18.9) 鶴見川流域=(9, 11.6) 真光寺川流域=(15, 4.8)
	指定河川洪水予報 による基準	—
暴風	平均風速	25m/s 以上
暴風雪	平均風速	25m/s 以上 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm 以上

■特別警報の発表基準（2020年（令和2年）10月1日現在）

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■記録的短時間大雨情報（2020年（令和2年）10月1日現在）

記録的短時間 大雨情報	1時間雨量	100mm 以上
----------------	-------	----------

※ 表面雨量指数とは

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、数値化している。

※ 土壤雨量指数とは

降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壤中の水分量も含め、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、数値化している。

※ 流域雨量指数とは

河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。降った雨水が、地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化している。

## 第4章 風水害応急対策

### 第2節 情報の収集・伝達

#### (3) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市区町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省水管理・国土保全局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、市区町村を特定して都と気象庁が共同で発表し、情報伝達を行う。

##### ア 土砂災害警戒情報の目的

- ・東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)の発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市区町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市区町村ごとに発表する。

##### イ 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

- ・大雨警報（土砂災害）の発表中に発表する（解除情報もある）。
- ・発表対象とする土砂災害は、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊である。降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりは、土砂災害警戒情報の発表対象とはしない。
- ・降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

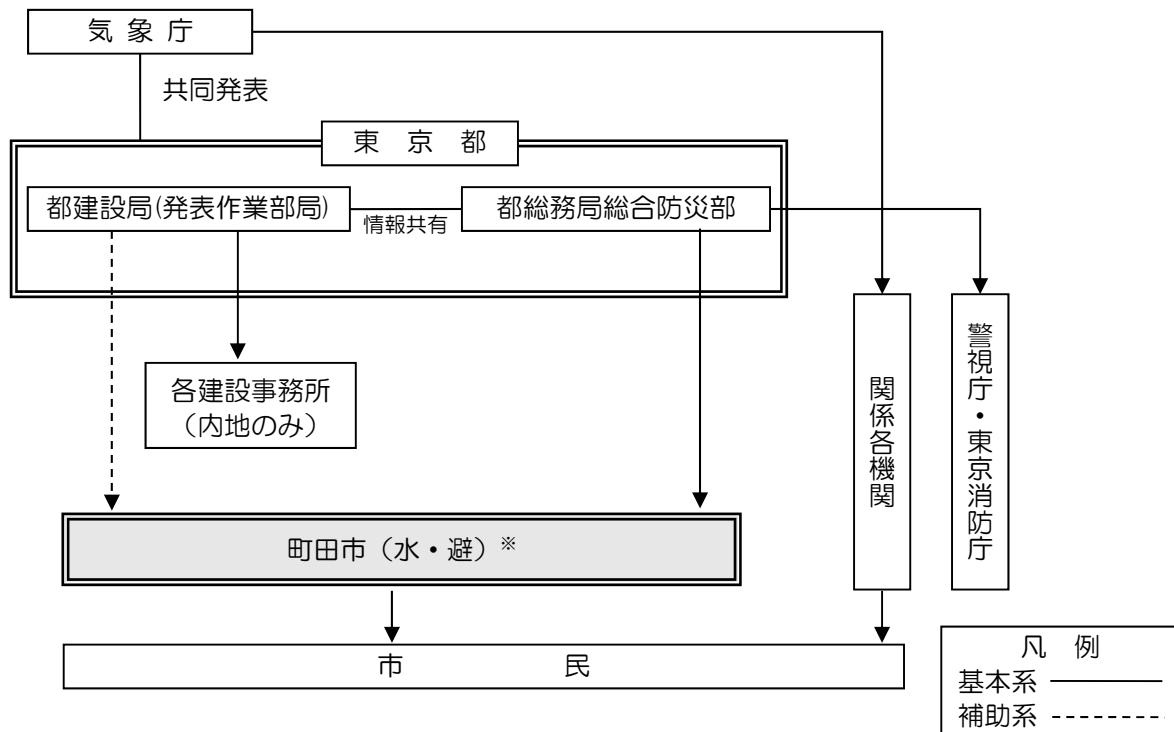
##### ウ 土砂災害警戒情報の伝達

- ・気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過すると予想したとき発表する。
- ・都は、市及び各支庁・建設事務所へ、東京都防災行政無線防災ファクシミリ及び東京都災害情報システム（DIS）を利用し伝達する。

##### エ 市の対応

- ・土砂災害警戒情報を受けた場合は、ただちに土砂災害の危険性のある地域に居住する住民に、防災無線等により伝達し、警戒体制をとる。

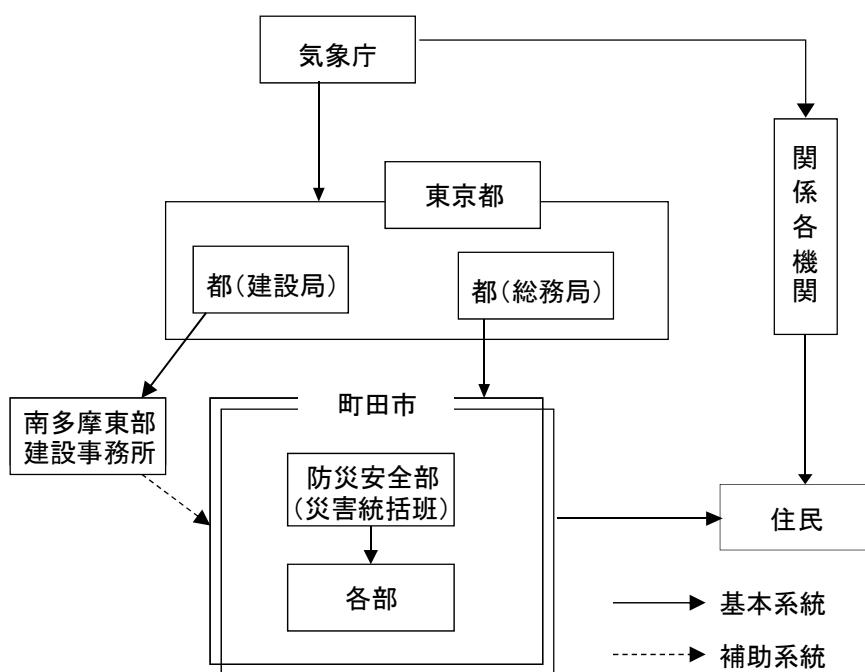
＜土砂災害警戒情報の伝達系統図＞



#### (4) 気象情報の伝達経路

気象庁が発表する気象情報等は、次の伝達経路で伝達される。

＜気象情報伝達系統図＞



## 第4章 風水害応急対策

### 第2節 情報の収集・伝達

#### 2 雨量、水位の観測情報及び予測情報

災害統括班は、気象等の状況から被害の発生が予想される場合、各関係機関と連絡をとり、情報を交換する。また、管内の雨量、水位等の情報の把握に努める。

##### (1) 雨量情報の収集

国土交通省	： 河川情報センター
気象庁	： 都総務局（東京都防災行政無線防災ファクシミリ等）

##### (2) 水位情報の収集

###### ① 待機態勢～警戒態勢

防災安全部は、待機態勢～警戒態勢時には、市内を流れる各河川の水位情報を収集する。

###### ② 災害対策本部が設置された場合

災害統括班は、市内を流れる各河川の水位情報を収集し、情報統括班に集約する。また、道路対策部及び下水道対策部は、パトロール等で得られた河川の水位状況等を、情報統括班に報告する。

- 水防警報が発せられたとき
- その他状況により、必要と判断されるとき

※ 資料編 市内の雨量・水位観測地点一覧

##### (3) 気象情報端末等からの情報収集

災害統括班（防災安全部）は、気象注意報・警報の発表を覚知したときは、次の気象情報端末や、テレビ・ラジオ及びインターネットから関連する情報を自ら収集し、必要に応じて、各部・班及び防災関係機関に情報を提供する。

##### ■市が保有する気象情報端末等

名 称	設置場所	情報内容
東京都災害情報システム（D I S）	町田市庁舎3階 防災安全部	実況雨量、雨量履歴、現況河川水位、河川水位の変動状況、その他
防災業務支援情報	町田市庁舎3階 防災安全部	民間気象事業者からFAXで警報情報等が伝達される。

#### 3 洪水予報

洪水予報は、河川の増水や氾濫などに対する水防活動及び一般住民等への周知のため、あらかじめ指定した河川について、気象庁と国土交通省または都道府県が共同で発表する。

洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。氾濫注意情報が洪水注意報に、氾濫警戒情報、氾濫危険情報及び氾濫発生情報が洪水警報に相当する。

#### 4 水防警報及び水位周知

##### (1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように、待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されたとき。 (参考：水防団待機水位（次頁表中）)
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報などにより氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。または、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・崩壊・亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報が発せられたり、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。氾濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川、流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により、必要と認めるとき。

##### (2) 水位周知の種類と発表基準

###### ■都管理河川

種類	発表基準
○○川氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水の恐れがなくなったとき

###### ■県管理河川

種類	発表基準
○○川氾濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位に到達したとき
○○川氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

## 第4章 風水害応急対策

### 第2節 情報の収集・伝達

#### (3) 水防警報河川及び水位周知河川

水防警報河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水または高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定する河川、湖沼、海岸（ただし、国土交通大臣が指定したものと除く）であり、洪水のおそれのあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水防警報を発表することが定められている（水防法第16条）。これまで都が管理する中小河川等では、5~10分という短時間に水位が急激に上昇するため、水防警報を行う河川を指定していなかったが、近年の全国的な中小河川の水害を背景として、隣接県と一体的な水防活動が急務である鶴見川、恩田川、真光寺川、境川の4河川を水防警報河川に指定した。

水位周知河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大な損害または相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である。都においては上記4河川を含む9河川を指定している（2020年（令和2年）8月6日現在）。水位周知河川には、氾濫注意水位を越える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、氾濫警戒情報を、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは氾濫危険情報として、その旨を水防管理者に通知するとともに、これを一般に周知させなければならない。

都知事及び神奈川県知事が指定する水防警報河川及び水位周知河川の指定区間及び基準水位観測所は、次のとおりである。

#### ■都知事が行う河川

河川名	水防警報及び水位周知河川の指定区間			基準水位観測所			担当事務所	
				名称	水防警報			
					水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	
					上段：A.P.* (下段：水があふれるまでの高さ)			
鶴見川	左岸	自 町田市野津田町（丸山橋） 至 町田市三輪町（神奈川県境）		下川戸橋 (大蔵町)	35.58m (3.1m)	37.38m (1.3m)	37.88m (0.8m)	南東建**
	右岸	自 町田市野津田町（丸山橋） 至 町田市三輪町（神奈川県境）						
恩田川	左岸	自 町田市本町田（上流端） 至 町田市成瀬（神奈川県境）		高瀬橋 (成瀬)	47.16m (1.4m)	47.56m (1.0m)	47.96m (0.6m)	〃
	右岸	自 町田市本町田（上流端） 至 町田市成瀬（神奈川県境）						
真光寺川	左岸	自 町田市広袴3丁目（上流端） 至 町田市能ヶ谷（神奈川県境）		矢崎橋 (能ヶ谷町)	32.37m (1.4m)	32.87m (0.9m)	33.17m (0.6m)	〃
	右岸	自 町田市広袴3丁目（上流端） 至 町田市能ヶ谷（神奈川県境）						
境川	左岸	自 町田市根岸町（根岸橋） 至 町田市原町田1丁目（境橋）		根岸橋 (根岸町)	95.23m (2.3m)	95.93m (1.6m)	96.73m (0.8m)	〃
	左岸	自 町田市原町田1丁目（境橋） 至 町田市鶴間（神奈川県境）						

（出典：2020年度（令和2年度） 東京都水防計画 に加筆・修正）

※ A.P.とは、荒川河口にある基準点からの標高を示す。

※ 南東建：南多摩東部建設事務所

■神奈川県知事が行う河川

河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	支部名	担当水 防管理 団体名	量水標管 理者 (元メータ)	区域	
		単位:m							自	至
鶴見川	岡上橋	1.10	2.70	2.80	3.70	川崎治水センター	川崎市	神奈川県 県土整備局	東京都界から (東京都区間を除く)	高速道路下流端まで
麻生川	新三輪橋	1.20	2.60	2.60	3.15	川崎治水センター	川崎市	神奈川県 県土整備局	川崎市麻生区 上麻生の大谷戸橋から	鶴見川合流点まで
真光寺川	矢崎橋	2.36	2.86	2.86	3.16	川崎治水センター	川崎市	東京都	東京都界から	鶴見川合流点まで
境川	幸延寺橋	1.30	2.00	2.00	2.80	津久井治水センター	町田市 相模原市	神奈川県 県土整備局	左岸 横浜市瀬谷区五貫目町、 右岸 相模原市緑区川尻 東京都界から	海まで
	高橋	1.10	1.80	2.20	2.80	津久井治水センター	町田市 相模原市			
	昭和橋	1.50	.2.00	2.00	2.80	津久井治水センター	町田市 相模原市			
	風戸橋	0.60	0.90	0.90	1.30	津久井治水センター	相模原市 町田市			

(出典: 2020年度(令和2年度) 神奈川県水防計画に加筆・修正)

## 第4章 風水害応急対策

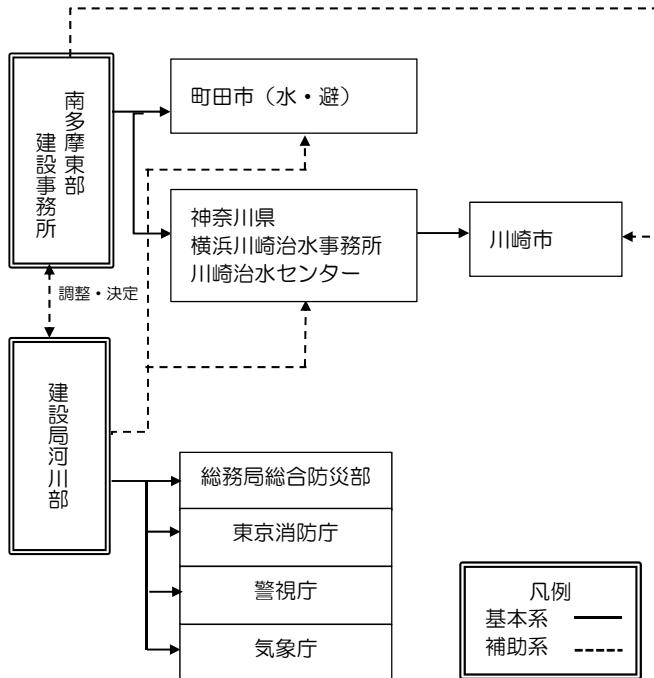
### 第2節 情報の収集・伝達

#### (4) 水防警報及び氾濫危険情報等伝達系統図

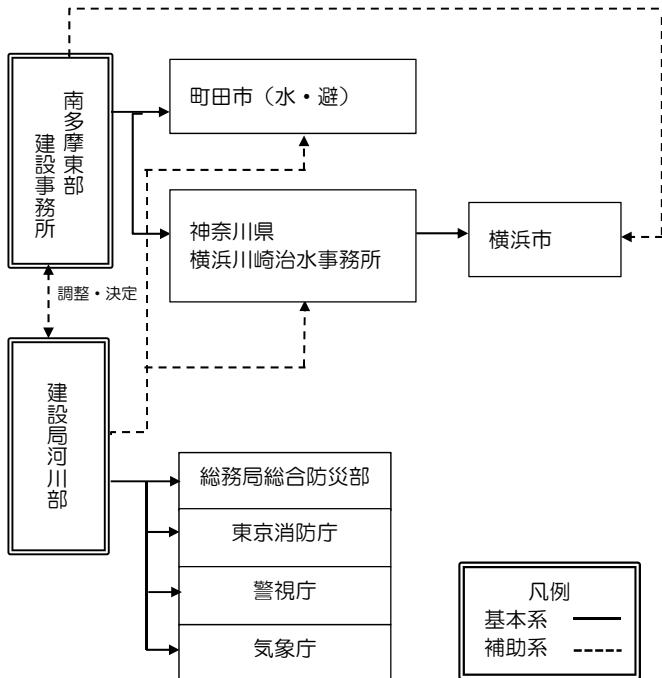
(以下、出典 2020年度（令和2年度）東京都水防計画)

##### ■水防警報（都管理河川）

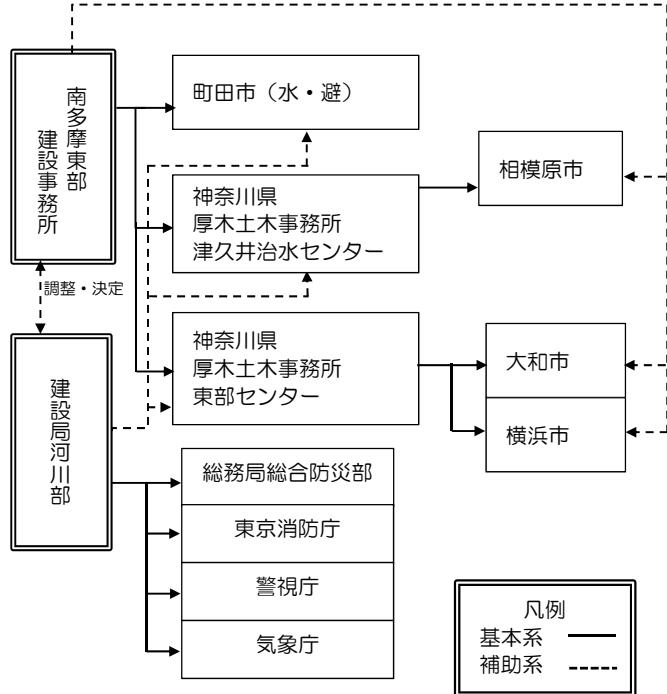
- 鶴見川（下川戸橋）、真光寺川（矢崎橋）



- 恩田川（高瀬橋）

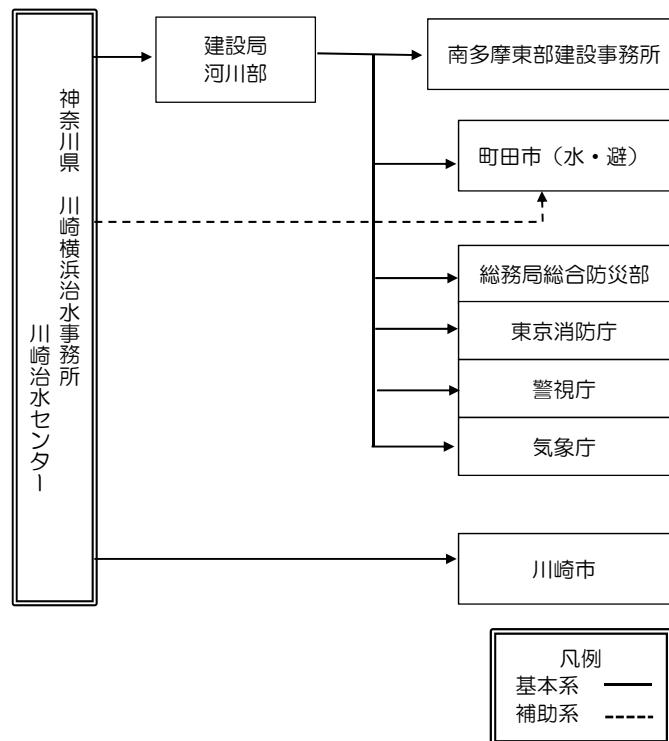


- 境川（根岸橋、境橋）

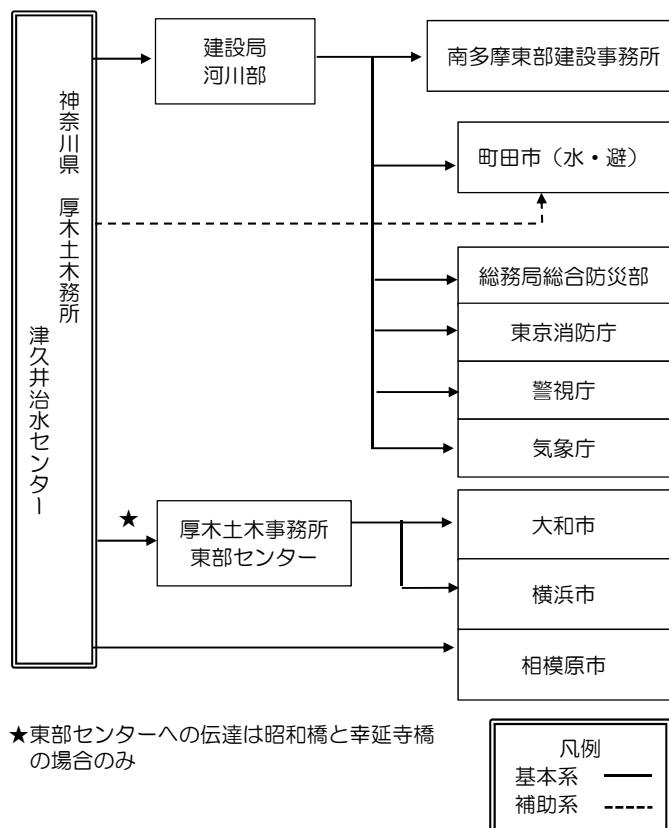


■水防警報（神奈川県管理河川）

- 鶴見川（岡上橋）・麻生川（新三輪橋）・真光寺川（矢崎橋）



- 境川（風戸橋・昭和橋・高橋・幸延寺橋）

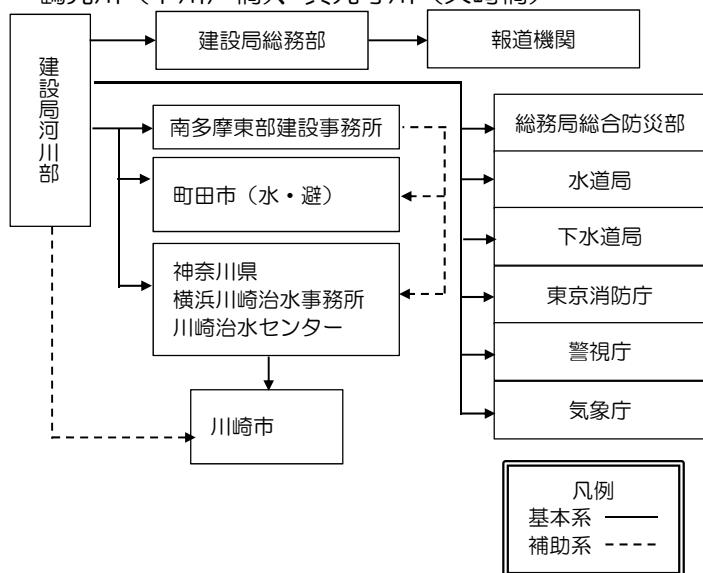


## 第4章 風水害応急対策

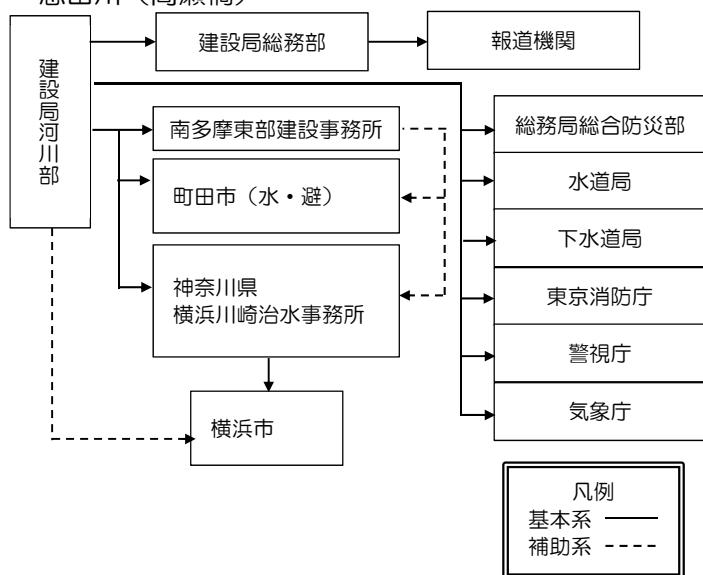
### 第2節 情報の収集・伝達

#### ■氾濫危険情報（都管理河川）

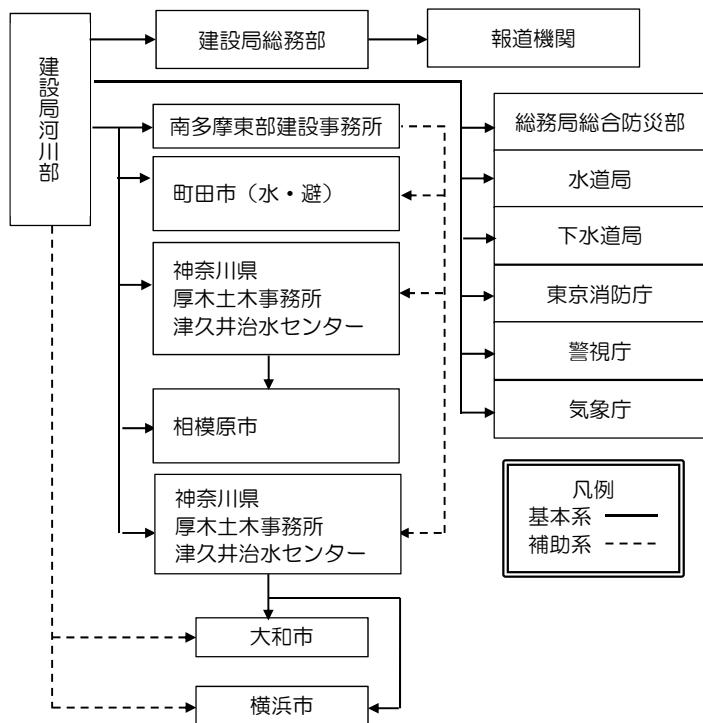
- 鶴見川（下川戸橋）、真光寺川（矢崎橋）



- 恩田川（高瀬橋）

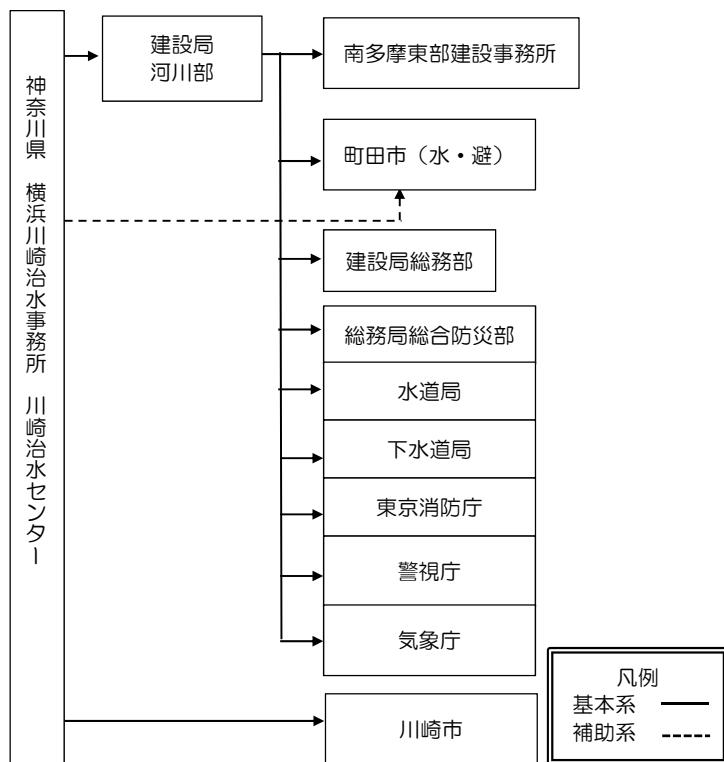


・境川（根岸橋、境橋）



■氾濫警戒情報、氾濫危険情報（神奈川県管理河川）

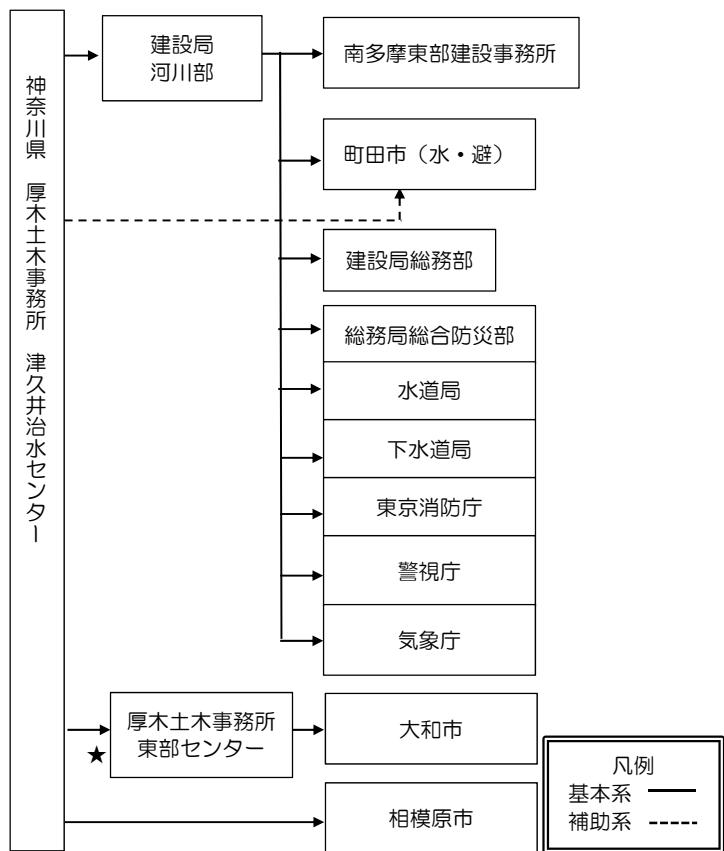
・鶴見川（岡上橋）・麻生川（新三輪橋）・真光寺川（矢崎橋）



## 第4章 風水害応急対策

### 第2節 情報の収集・伝達

- ・境川（風戸橋・昭和橋・高橋・幸延寺橋）



★東部センターへの伝達は昭和橋と幸延寺橋の場合のみ

※水防警報及び氾濫危険情報等の連絡を受けた場合、受令確認を行う。

## 市民等からの通報の受理・伝達

### 第3 異常現象に関する情報の収集（災害統括班）

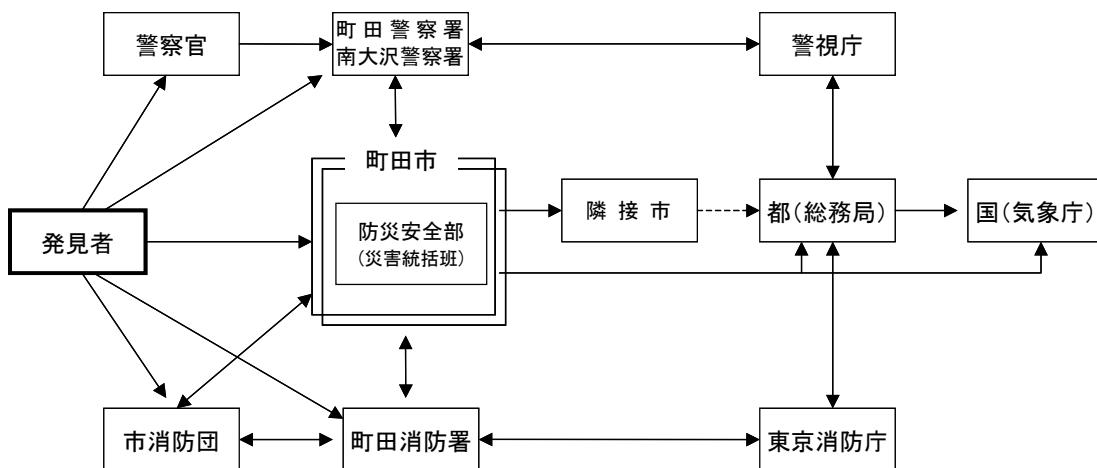
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市（防災安全部）又は警察官等に通報するものとする（災害対策基本法第54条）。

また、市は、災害が発生するおそれがある異常な現象に関する通報を受けた場合、次の系統で関係機関に通報するとともに、必要に応じて市民等に注意を呼びかける。

#### ■異常な現象の例

- 数時間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震
- 地割れや斜面の亀裂、落石等
- 河川や井戸等の水位の異常な増減
- 普段みられない異常な音、臭い、振動等
- 龍巻などの激しい突風、降ひょう

〈異常現象に関する情報の伝達系統〉



## 被害情報の報告

### 第4 被害状況等の報告体制

（災害統括班、情報統括班、各対策部各班、各防災関係機関）

#### 1 各種被害調査

市域に被害が発生した場合は、各班は直ちに災害に関する活動情報及び被害状況等を収集し、市災害対策本部に情報を集約する。

詳細については、第3章第2節第4「各種被害調査」を参照とする。

#### 2 被害情報の報告

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

被害情報の都への報告については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告 第5 都への報告」に準じて対応するものとする。

### 第3節 災害救助法の適用（共通：地震災害対策 第3節参照）

概要	大規模な災害が発生し、市域の被害が甚大でかつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることが求められる。本節では、災害救助法に基づく国による救助実施の決定を求めるにあたって必要な「災害救助法の適用基準」、「災害救助の内容及び手続きの方法等」について定める。
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
災害救助法の適用基準	第1 災害救助法の適用基準					
災害救助の内容及び手続きの方法等	第2 災害救助法の適用申請		●	●		災害統括班
	第3 災害救助法による救助の実施		●	●	●	災害統括班、財政班

※地震災害対策 第3節参照

## 第4節 災害時の広報

概要	台風、豪雨等による災害に備え、警戒期より気象情報や危険箇所に関する情報等を市民へ広報するとともに、大規模な災害が発生した場合には、被害の状況、復旧の見込み、生活関連情報等の正確な情報を提供する必要がある。 本節では、市民等へ広報すべき情報の種類、広報の手段、報道機関への対応、防災関係機関が行う広報等及び被災者からの相談受付について定める。
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
広報	第1 市からの広報及び災害の記録	●	●	●	●	広報広聴班、各担当班、消防署、警察署
	第2 防災関係機関からの広報	●	●	●	●	警察署、消防署、東京電力グループ、日本郵便、NTT、東京ガス、鉄道各社
報道	第3 報道機関への対応、要請			●	●	広報広聴班
広聴	第4 広聴活動			●	●	広報広聴班

## 広 報

### 第1 市からの広報及び災害の記録（広報広聴班、各担当班、消防署、警察署）

警戒期～初動活動期においては、災害統括班が緊急対策上必要な情報を整理する。広報広聴班は、消防署、警察署と協力し、防災行政無線（固定系）、防災情報メール配信サービス、ソーシャルメディア、広報車、拡声器、町内会自治会掲示板等への掲示、報道機関等への情報提供により、避難及び注意、市民・企業等が当面とるべき行動等について市民等への緊急広報を行う。

応急活動期においては、広報広聴班及び各担当班が、生活関連情報等の広報を行う。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮する。特に、避難施設にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

聴覚障がい者等の要配慮者及び外国人については、ボランティア等の協力を得て的確に情報を提供する。

また、各班は、広報活動と併せて、災害に関する経過記録、写真記録及び資料収集等に努める。

#### ■広報内容

時期	広報内容	主な実施機関・市担当班	参 照
初動活動期	気象・水象の情報	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	市民・企業等が当面とるべき対応	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	要配慮者等対策	福祉班、子ども生活班、広報広聴班、各班	第13節
	外国人支援対策	避難施設応援班	第14節
	避難誘導、避難の勧告・指示	警察署、消防署、消防団、道路班	第12節
	避難施設の開設・運営	避難施設開設・運営担当対策部（政策経営対策部、総務対策部、財務対策部、市民対策部、文化スポーツ振興対策部、福祉対策部、健康対策部、子ども生活対策部、経済観光対策部、環境資源対策部、都市づくり対策部、出納対策部、学校教育対策部、生涯学習対策部）	第12節
	被害状況や危険箇所の情報	住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団、広報広聴班	第9節
応急活動期	救護活動の実施	救護統括班	第8節
	精神保健医療	保健班	第8節
	要配慮者等対策	福祉班、子ども生活班、広報広聴班、各班	第13節
	外国人支援対策	避難施設応援班	第14節
	緊急輸送路及び交通規制	広報広聴班、道路班、警察署	第15節
	水道の応急・復旧対策	災害統括班、都水道局	第16節
	下水道の応急・復旧対策	下水道対策部	第16節
	飲料水、生活用水の給水	下水道総務・応急給水編成班、調達輸送班、福祉班	第18節
	食料の供給	福祉班、調達輸送班	第18節
	生活必需品の供給	福祉班、調達輸送班	第18節
	衛生・防疫	保健班、衛生班、清掃収集班	第19節
	生活ごみの処理	環境資源対策部各班	第19節
	建物の修理・解体、応急仮設住宅の募集	住宅都市復興班、福祉班、広報広聴班、生活環境班	第20節
	被災者生活支援に関する情報	災害統括班、広報広聴班	—

■広報手段

手 段	実 施 方 法
○防災行政無線（固定系）	広報文を作成し、屋外スピーカーを通じて、市内全域又は必要に応じて地域別に放送する。
○防災情報メール配信サービス	防災行政無線で放送した内容や必要に応じて災害情報等を、事前登録者のパソコンや携帯電話へメールで配信する
○防災行政無線フリー ダイヤル	防災行政無線で放送した内容を電話で確認できる音声応答サービスにより、放送内容を聞き取れなかった市民への情報提供を行う。
○代表電話	防災行政無線で放送した内容や、市が取りまとめた災害情報及び広報内容を情報提供する。また、適切な情報提供先への案内を行う。
○広報車	必要に応じて、市有車両、調達車両で出動・巡回し、広報を行う。
○テレビ・ラジオ等	必要に応じて、都及び市が協力協定を締結している下記の放送機関に放送を要請する。緊急時等のやむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに都へ報告する。 【市の協定先】 J:COM、イツ・コミュニケーションズ、多摩テレビ、横浜エフエム（FMヨコハマ）、エフエムさがみ（FM HOT 83.9）、ヤフー株式会社 【都の協定先】 日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、ラジオNIKKEI、InterFM89.7、ヤフー株式会社
○掲示板	隨時、避難施設、本部、市民センター入口等に掲示する。
○ハンドマイク	隨時、避難施設、本部、市民センター入口等にて広報を行う。
○広報紙	2~3日又は毎月ごとに発行し、避難施設、本部、市民センター等で配布する。
○町田市ホームページ	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。
○その他	ソーシャルメディア（Twitterなど）、災害情報共有システム（Lアート）等を通じて情報発信する。

## 第2 防災関係機関からの広報（消防署、警察署、日本郵便、東京電力グループ、通信各社、東京ガス、鉄道各社）

防災関係機関は（災害が発生した場合）、次の広報内容及び手段で、応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機 門	広報内容と主な伝達手段	参 照
町田消防署	気象・水象等の状況、水災及び土砂災害に関する情報、避難、水防活動状況などを広報車の巡回、消防団員、災害時支援ボランティア等で広報	第12節第2
町田警察署 南大沢警察署	避難、交通規制、防犯、二次災害発生防止のための避難をパトカー等で広報	第12節第2 第15節第2
日本郵便	災害時の業務被害、応急対策の措置状況、自社の業務運営状況及びその見通し等について、報道機関及び郵便局窓口等で広報	
東京電力 グループ	避難時の注意、復旧状況をテレビ、ラジオ、ホームページ、広報車等で広報	第16節第4
N T T K D D I ソフトバンク	利用の制限、仮設電話、災害用伝言板・災害用安否確認サービス提供開始の案内の設置等をテレビ・ラジオ等で広報	第16節第5
東京ガス	災害発生時の状況に応じ、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等を通じた広報	第16節第6
J R 東急電鉄 小田急電鉄 京王電鉄	計画運休、不通区間、復旧状況、代替交通手段をテレビ・ラジオ等で広報	第16節第10

## 報 道

### 第3 報道機関への対応、要請（広報広聴班）

#### 1 記者会見の実施

広報広聴班は、定期的に記者会見を行い、情報の提供を行う。また、機関対応のために各班の活動記録等を集約し、紙面での配布、及び災害対策本部室外壁面（アトリウム側）での掲示などの方法により必要に応じて情報提供する。

発 表 者	内 容
広報広聴班長	<input type="radio"/> 災害の種別、発生場所、日時、状況 <input type="radio"/> 災害応急対策の状況

※記者会見場については、庁舎の使用状況に応じて設置する。

#### 2 取材活動の自粛

広報広聴班は、報道機関に対し、次の場所での取材活動の自粛をお願いする。

- |                               |                               |                             |
|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> 災害対策本部内 | <input type="radio"/> 市民センター内 | <input type="radio"/> 避難施設内 |
|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|

### 3 広報の要請、依頼

広報広聴班は、都を通じて応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

ただし、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに都にその旨を連絡する。

### 4 広報内容の受け付け

広報広聴班は、災害対策本部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受付ける。広報する内容はおおむね次のとおりである。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="radio"/> 不要不急の電話の自粛       | <input type="radio"/> 被災者の情報           |
| <input type="radio"/> 開業病院の情報          | <input type="radio"/> 二次災害防止のためにとるべき措置 |
| <input type="radio"/> 交通情報             | <input type="radio"/> 食料・生活必需品に関する情報   |
| <input type="radio"/> 電気・ガス・水道等の復旧の見通し | <input type="radio"/> その他              |

## ■ 広聴

### 第4 広聴活動（広報広聴班）

広報広聴班は、市域に大規模な災害が発生した場合、並びにその他必要と認める場合には、直ちに町田市庁舎内、市民センターに被災者総合相談窓口を開設し、相談員を派遣して、広聴活動を行う（第18節第6「被災者総合相談窓口業務」を参照）。

また、広報広聴班は、必要と認める場合は、各避難施設等に相談員を巡回させ、臨時市民相談を行い、被災した市民の相談、要望などの聞き取りに努める。相談員の人員が足りない場合は、本部に要請し、相談員の増員等の調整を図る。

その他、電話による市民からの問い合わせや来庁者からの相談・要望等にも、代表電話及び総合案内にて対応・案内する。

#### ■ 関係機関の広聴活動

機 関 名	内 容
警 察 署	警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
消 防 署	災害の規模に応じて、消防署その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

## 第5節 相互協力・応援要請

(共通：地震災害対策 第5節参照)

概要	大規模災害が発生し、市職員だけでは対応しきれない事態と判断される場合、都、自衛隊、他自治体、民間団体・事業所等の応援活動が必要である。 本節では、各種団体への応援要請、ボランティアの受け入れについて定める。
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
協力・応援要請	第1 自衛隊派遣要請		●	●	●	災害統括班
	第2 自治体への応援要請		●	●	●	災害統括班
	第3 その他協力要請		●	●	●	各担当班
	第4 自衛隊、協定市区町村等の受け入れ		●	●	●	企画班、災害統括班
ボランティア	第5 ボランティアの受け入れ、活動		●	●	●	福祉班、企画班

※地震災害対策 第5節参照

## 第6節 水防活動

概要	<p>洪水、台風等による堤防・護岸被害により、水害の発生が懸念される場合は、これを警戒・防ぎよし、被害を最小限にいくとめるための措置を実施する必要がある。</p> <p>本節では、水害を警戒・防ぎよすべき区域と、それに対応する組織の構成、必要となる情報収集・伝達の要領、各関係機関の活動要領、河川が氾濫した場合にとるべき措置及び地下空間を有する集客施設等における浸水警戒活動等を定める。</p> <p>なお、災害発生時のそれ以外の応急活動については、他節のとおり行う。</p>					

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
水防活動	第1 水防区域及び組織					
	第2 水防情報の収集	●	●			災害統括班、情報統括班、被害調査班、各担当班
	第3 水防機関の活動		●	●		消防署、消防団、各対策部、南多摩東部建設事務所
	第4 河川が氾濫、または浸水が拡大した場合の措置		●	●		災害統括班、各対策部、警察署、消防署、消防団
	第5 地下空間を有する集客施設等における浸水警戒活動		●	●		災害統括班、施設管理者、消防署、消防団
	第6 費用及び公用負担		●	●	●	災害統括班、財政班、消防署

## 水防活動

### 第1 水防区域及び組織

市は、市長を水防管理者とする水防管理団体として、水防法第3条の規定に基づき、その区域内の水防活動を実施する。

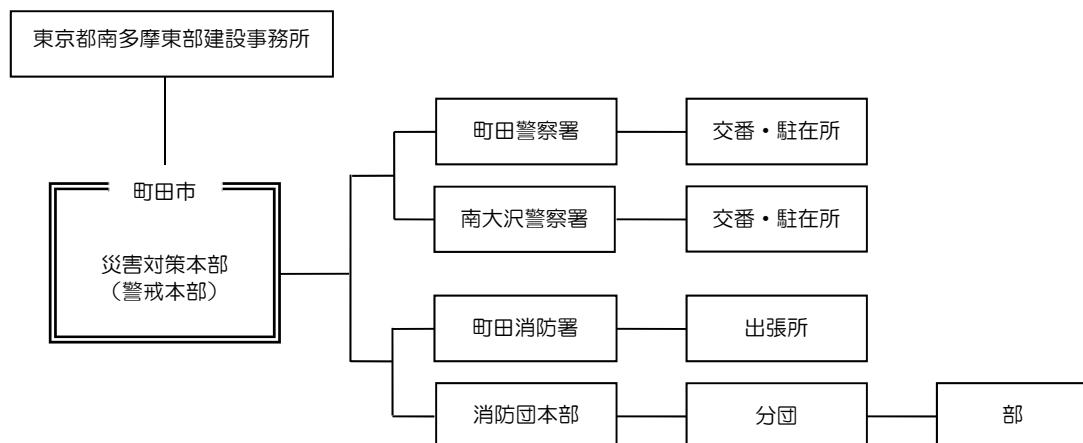
#### 1 水防区域

市の水防区域は、市域内（行政区域内）とする。

ただし、水防のため緊急の必要があるときは、この限りではない。

国・都の現地災害対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

#### 2 市の水防組織



※町田市内のみ

#### 3 水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所は、都や消防機関（及び必要に応じ近隣自治体）と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防上注意を要する箇所を中心として巡視を行う。

水防上注意を要する箇所は、次のとおりである。

- 重要水防箇所・区域
- 注意を要する箇所（都知事管理河川）
- 道路冠水等の浸水常襲箇所
- その他過去に氾濫・浸水実績がある箇所等

※資料編 災害危険箇所一覧

※資料編 都知事管理河川注意度基準表

## 第2 水防情報の収集（災害統括班、情報統括班、被害調査班、各担当班）

水防情報については、第2節第2「災害に関する予警報及び観測情報等の収集」を参照のこと。

## 第3 水防機関の活動（消防署、消防団、各対策部、南多摩東部建設事務所）

### 1 町田市

市長（本部長）は、水防活動に万全を期すため、状況に応じて次の体制を指示する。

なお、各体制の指示にあたっては、気象、水害等の状況により、地域の特性を考慮する。

#### (1) 巡視及び監視警戒

注意態勢以降において、災害統括班及び道路、河川・水路、下水道の管理者は、必要に応じて、河川の重要水防箇所、土砂災害警戒区域等、過去の浸水地域等の巡視を行う。このとき、災害統括班は消防団に対して危険箇所等の巡視を要請する。

また、市民等からの通報に基づく現地の確認及び対応を要請された各対策部は、通報のあった現地にて状況の確認を行うとともに、必要に応じて監視等を行う。

①河川・水路	下水道対策部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
②下水道	下水道対策部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
③道路	道路対策部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
④民間宅地	消防団、災害統括班職員が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
⑤公園緑地、街路樹等	都市づくり対策部、道路対策部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
⑥造成中の宅地開発地等	都市づくり対策部と災害統括班職員が現地確認を行い、必要に応じて監視等を行う。

#### (2) 水防等作業の要請

市長（本部長）は、次の場合、直ちに各対策部に準備及び出動を命じ、各水防機関に対しても、準備及び出動を要請する。

措置	状況
準備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 水防警報により、待機または準備の警告があったとき</li><li>○ 河川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき</li><li>○ 気象状況等により、水害の発生するおそれがあるとき</li></ul>
出動	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 水防警報により、出動または指示の警告があったとき</li><li>○ 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険のおそれがあるとき</li><li>○ その他水防等の活動上必要と認めたとき</li></ul>

## 第4章 風水害応急対策

### 第6節 水防活動

#### (3) 水防等作業の実施

注意態勢以降において、道路対策部及び下水道対策部は、消防団及び関係事業者等と連携して、河川の氾濫、または浸水の拡大等のおそれがある場合は、被害を最小限に止めるよう所管施設の水防活動等を実施する。

都市づくり対策部は、公園・街路樹の倒木被害が生じた場合またはそのおそれがある場合には、倒木処理等を実施する。

都市づくり対策部は、警戒態勢以降において、造成中の宅地開発地等における防災上必要な措置について、開発業者等への連絡・指導を行う。

また、市長（本部長）は、必要により次の措置を行う。

- 都や他の水防管理者に対し、応援を要請する。
- 水防法第24条に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 現場の秩序または保全維持のため、警察署に警察官の出動を求める。
- 緊急の場合は、都知事に対し自衛隊の派遣を要請（第5節参照）する。

市長（本部長）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。この場合、派遣された者は、市長（本部長）の所轄の下に行動する。

なお、水防活動を行う際には、水防活動に従事する者の安全の確保を十分に図るものとする。

## 2 消防署

#### (1) 基本方針

洪水や決壊等による水災の発生またはそのおそれがあるとき、被害の軽減を図るため監視警戒、水防工法の実施、人命救助等の活動を行う。

#### (2) 活動態勢

- 効果的な水防活動を行うために、第1～4非常配備態勢の発令により署員を動員する。
- 水防活動及び人命救助を伴う水災は、火災等の発生状況及び消防力の状況等を勘案してあたるものとし、監視警戒隊、水防小隊等の水防部隊を編成する。
- 水防部隊は、原則として火災には出動せず、水災の防除に専念する。
- 水防上必要な場合は、水防管理者である市長（本部長）に対して、資機材の調達及び輸送並びに人員派遣について要請する。

#### (3) 活動内容

- 町田消防署は、管内における水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、各水防管理団体に対し、必要な要員を派遣する。
- 河川を隨時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域から退去を命ずる。
- 消防署長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させる。
- 消防署長は、市長（本部長）から出動要請を受けたとき、または自ら水防活動の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防活動を行う。

- 水防活動、消防活動及び救急救助活動に関する諸情報については、関係機関との情報の共有化を図る。

### 3 消防団

#### (1) 水防区域

消防団が受け持つ水防区域は、市全域とする。

また、各消防分団が受け持つ水防区域は、特別の指示のない限り、各分団の管轄区域内とする。

#### (2) 通報

- 消防団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、または水災が発生した場合は、直ちに消防団分団長を通じて、消防団本部に通報する。ただし、消防団分団長と連絡ができない場合は、直接、消防団本部に通報する。
- 消防団本部は、消防団員から通報を受けた場合は、直ちに水防管理者である市長（本部長）及び町田消防署長に通報する。

#### (3) 出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施する。

種類	内 容
待機	○ 団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる体制
準備	○ 水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備体制
出動	○ 消防団が被害現場に出動する体制
解除	○ 水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制終了の通知

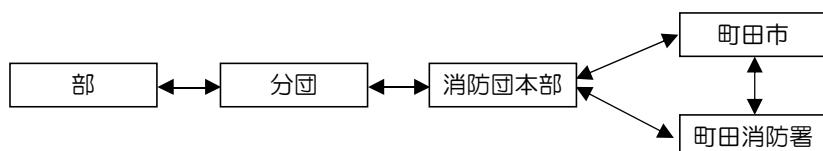
#### (4) 出動の指示・要領

出動の指示・要領は、次のとおりである。

- 消防団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、及び分団から通報を受けたときには、水防管理者である市長（本部長）及び町田消防署長と協議し、必要な消防団員に出動を指示する。
- 消防団分団長は、分団区域内に水災の発生のおそれが認められるとき、若しくは発生したときは、その被害の規模に応じた消防団員を出動させる。この場合、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を消防団本部に報告する。

#### (5) 指示の伝達

消防団本部の指示または分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



#### (6) 監視及び警戒

消防団分団長は、気象状況等により分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、消防団員に監視及び警戒を指示し、事態に即応した措置を講ずる。

## 第4章 風水害応急対策

### 第6節 水防活動

#### (7) 水防作業報告

各分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、隨時、消防団本部に通報する。団本部は、報告を集計した後、市（本部）及び消防署に報告する。

#### 4 南多摩東部建設事務所

南多摩東部建設事務所は、東京都水防計画において定めた「水防業務分担」に基づき、各関係機関と連絡を密にして水防活動を実施する。

## 第4 河川が氾濫、または浸水が拡大した場合の措置

(災害統括班、各対策部、警察署、消防署、消防団)

警戒・水防等の活動にもかかわらず河川の氾濫、浸水の拡大等が生じた場合は、各防災関係機関は必要に応じた配備態勢を整えるとともに、次の措置を講じる。

#### 1 泛濫・浸水の拡大等の通報

河川の氾濫、浸水の拡大等が生じたときは、市、消防等関係者は、直ちに関係機関に通報する。

※第2節「情報の収集・伝達」を参照のこと

#### 2 被害の防止及び軽減のための措置

##### (1) 泛濫・浸水の拡大防止のための措置

市及び防災関係機関は、できる限り氾濫・浸水による被害が拡大しないよう努める。

##### (2) 避難勧告・避難指示（緊急）及び警戒区域の設定等

河川が氾濫、または氾濫するおそれがある場合、市民の生命を守るために特に必要と認められるときは、市長は、避難勧告・避難指示（緊急）の実施、または警戒区域を設定し、当該地域への立入制限・禁止、当該地域からの退去を命じる。

また、必要と認めるときは、町田警察署及び南大沢警察署等に対し、警戒区域設定に伴う立ち入り禁止措置及び避難誘導に関する協力を要請する。

##### (3) 避難者の保護

河川の氾濫、浸水の拡大等に伴う避難者の受け入れについては、次の通り行う。

- 避難勧告等の発令前で、豪雨等による局所的な浸水等により、避難した市民等については、市民センター等において一時的に収容する。
- 避難勧告等の発令により、多数の避難者が生じた場合は、避難施設開設を担う各班は、避難施設を開設し、避難者を収容する。

※第12節「避難対策」を参照のこと

## 第5 地下空間を有する集客施設及び福祉施設等における浸水警戒活動 (災害統括班、施設管理者、消防署、消防団)

### 1 雨量情報及び洪水情報等の収集・伝達

#### (1) 地下集客施設及び福祉施設等における情報収集・伝達

地下集客施設及び福祉施設等を有する施設管理者は、施設周辺の道路冠水、または冠水するおそれがあり、テレビ等の報道により降雨の継続が予想される場合、気象情報、洪水情報等の収集に努め、従業員及び施設利用者に対しこれらの情報を提供する。

#### (2) 市からの情報伝達

災害統括班は、避難勧告等を必要とするとき、水防法第15条の2に基づき浸水想定区域内にある地下集客施設及び福祉施設等の施設管理者に対し、民間気象会社による地域に密着した雨量情報及び洪水予報等の洪水に関する情報を福祉班と協力して、電話・伝令等により伝達する。

また、市は、あらかじめ気象情報、洪水情報等が収集可能なホームページ等の情報収集先を施設管理者に周知するよう努める。

### 2 浸水警戒活動

地下集客施設等を有する施設管理者は、施設周辺の道路等が冠水し、浸水による被害が生じるおそれがある場合、防水板、土のう等による浸水防ぎよ活動を実施する。

また状況を消防署、市等に通報するとともに、必要に応じて浸水防ぎよ活動の協力を要請する。

### 3 施設利用者の安全確保

#### (1) 施設利用者の避難誘導

##### ① 施設管理者による避難誘導

地下集客施設及び福祉施設等を有する施設管理者は、浸水する危険性が認められるときは、従業員等にその旨を周知し、速やかに施設利用者等を避難誘導し、その旨を消防署及び市に報告する。

なお、避難誘導は、要配慮者等に配慮して行うものとする。

##### ② 避難勧告等

本部長（市長）は、地下集客施設及び福祉施設等の周辺地域の浸水状況、降雨情報及び洪水予報等を踏まえて、浸水の危険性が切迫していると認められる場合、地下集客施設及び福祉施設等の利用者及び従業員に対して、避難勧告等を発令するとともに、施設管理者は、消防署、消防団等の協力のもと避難誘導を行う。

#### (2) 避難者の保護

地下集客施設及び福祉施設等を有する施設管理者は、浸水するおそれのない施設等を開放し、避難者を保護する。また、避難者に対して、気象情報、交通機関の運行状況等を提供する。

市は、施設管理者の協力要請により、その施設において避難者等の保護が困難と認められる場合、公民館等の市の施設を開放する。

※資料編 避難広場一覧（洪水時）

※資料編 浸水想定区域内の地下街及び要配慮者施設

#### 4 訓練の実施

施設管理者は、これらの浸水警戒活動及び施設利用者の安全確保について、訓練を実施する。

### 第6 費用及び公用負担（災害統括班、財政班、消防署）

#### 1 費用負担

市は、市域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市と応援を求めた水防管理団体が協議して定める。

また、区域外の市区町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担する。この、費用負担の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっ旋を申請することができる。

#### 2 公用負担

##### (1) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、市長または消防機関の長は、次の権限行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用
- ③ 土石、竹木、その他の資材の収用
- ④ 車両、その他の運搬用機器または器具の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

##### (2) 公用負担権限証明

公用負担の権限行使する場合、市長または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任状を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要がある場合はこれを掲示する。

##### (3) 公用負担命令票

公用負担の権限行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準すべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後においてただちに処理する。

##### (4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

## 第7節 救助・救急活動

概要	風水害時の被害者については、迅速な救急体制が必要となる。 本節では、風水害時の「救助救急活動」、「行方不明者の捜索活動」について定める。
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
救助救急活動	第1 救助救急活動		●	●		警察署、消防署、消防団、協力団体、各対策部、市民
行方不明者捜索	第2 行方不明者の把握			●	●	警察署、情報統括班
	第3 行方不明者の捜索			●		警察署

### 救助救急活動

#### 第1 救助救急活動（警察署、消防署、消防団、協力団体、各対策部、市民）

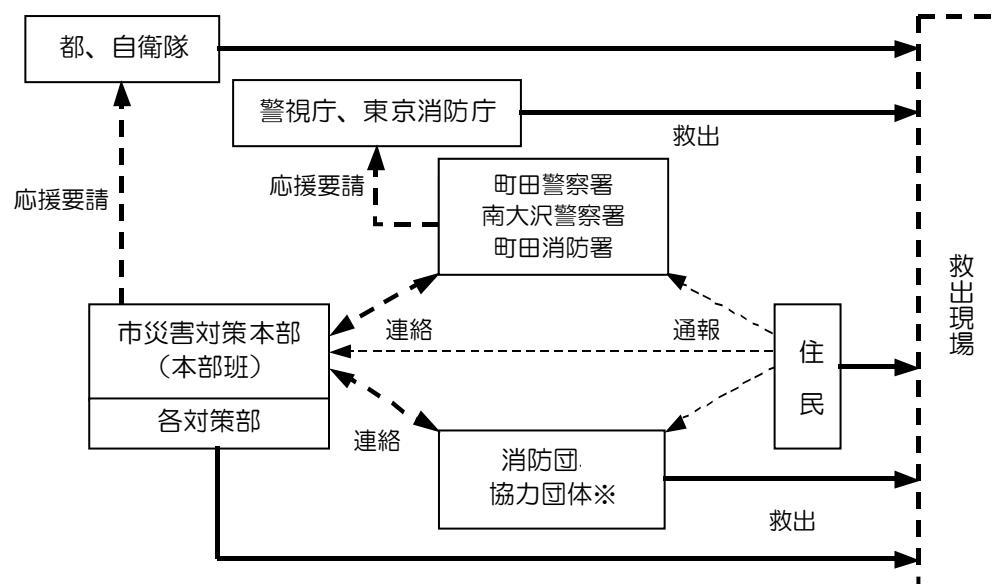
##### 1 基本方針

救出・救護にあたっては、次の事項を基本方針とし、より多くの人命を守ることを最重点とする。

##### ■救出・救護にあたっての基本方針

- その1 救命処置を必要とする者を優先する。
- その2 軽傷者は、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて救出する。
- その3 多数の要救出者がいる場合は、容易に救出できる者を優先する。
- その4 多数の救出事象がある場合は、火災現場近くを優先する。

##### 2 活動体制



※協力団体：町田市建設業協会、ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会等

## 第4章 風水害応急対策

### 第7節 救助・救急活動

#### (1) 活動態勢

警察署、消防署、消防団は、協力団体及び自主防災隊等と協力連携し、資機材を活用し救出救護・救助救急活動を実施する。また、対応が困難な場合は、都・自衛隊等に応援部隊の派遣を要請する。受け入れに際して、各部隊に地理に詳しい添乗員を派遣し案内する。

機関名	活動内容
消防署	<p>①町田市災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助救急資器材を活用し、人命救助・救急活動を実施する。</p> <p>②救助救急活動に必要な重機・救急資器材等に不足を生じた場合は、関係業者との協定に基づいて迅速な調達を図る。</p> <p>③救急活動にあたっては、消防署に仮救護所を設置するとともに、必要に応じ救助現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</p> <p>④傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車を活用若しくはヘリコプター等を要請して、医療機関へ迅速に搬送する。</p> <p>⑤発災直後の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMATチームと連携して行う。</p>
警察署	<p>①救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</p> <p>②救出した負傷者は、速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。</p> <p>③救出救助活動にあたっては、現有する装備資器（機）材のほか、協定締結事業者等から借用する建設用資機材等の重機類を有効に活用する。</p>
消防団	<p>①保有資機材を活用し住民と一緒に救出救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、救護所等への搬送に協力する。</p>
協力団体	<p>①ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会は、市からの要請に対し、災害救助犬を派遣し、救助活動を行う。</p> <p>②町田市建設業協会は、市及び地域からの要請に対し、保有する資機材を活用して救助活動を行う。</p>

※資料編 機関別指定電話及び連絡責任者一覧

※資料編 救助に関する協力業者一覧

#### (2) 救出資機材

初動活動期における救出資機材は、市及び各機関が保有するものを活用するが、不足が生じる場合は、都や建設・建築業者等に要請して調達する。

### 3 救出救護活動の援護

#### (1) 市民、事業所の協力

市民及び事業所は、近隣に軽微な救助事象を発見した場合、防災関係機関に連絡するとともに、近所の人たちと協力して可能な限り救出救護に努める。また、救出隊員に要請された場合は、救出救護活動に協力する。

(2) 交通規制・調査等

警察署は、救出活動とあわせて、救出現場の交通規制・調査活動等を実施する。また、自主防災組織は、警察に要請された場合、現場付近の交通整理等に協力する。

- 激甚被災地等、不特定多数の人が集合する場所を重点とした救出活動
- 救出活動現場周辺の交通規制
- 立入禁止地域の設定・監視
- 死傷者の身元確認
- 救出者の救出時の状況記録
- 事故原因の調査

(3) 救護・搬送等

消防署は、救助活動とあわせて、負傷者の救護搬送活動を実施する。

- 災害の状況などを判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊と連携を図り救護活動を行う（第8節第4「救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動」参照）。
- 救命処置を要する者を優先して、後方医療施設等への移送を行う（第8節第5「災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立」参照）。

## ■ 行方不明者捜索 ■

### 第2 行方不明者の把握（警察署、情報統括班）

#### 1 捜索依頼・届出の受付

警察署は、市（情報統括班）と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要捜索者名簿の作成を行う。

#### 2 行方不明者の把握

警察署と情報統括班は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- ① 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- ② 「届出」のリストを市に1部送付する。
- ③ 市（情報統括班）は、「届出」リストを、「避難者名簿（福祉班）」、「医療実施状況（救護統括班、病院医療班）」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者をリストアップする。また、その結果を警察署へ連絡する。

※資料編 行方不明者捜索の様式

### 第3 行方不明者の捜索（警察署）

警察署は、要捜索者名簿に基づく行方不明者の捜索を、自主防災組織、自治会・町内会、自衛隊、協力団体、ボランティア等の協力を得て次のとおり実施する。

市は行方不明者の捜索に際し、協力団体であるジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会に災害救助犬による人命検索活動を要請する。

- 捜索活動中に行方不明者を発見したときは直ちに保護し、警察署に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。
- 捜索活動中に遺体を発見したときは、警察署に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。
- 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し、検視を行う。

※ 検視した遺体は、第17節「遺体の収容・火葬等」による。

## 第8節 災害時の医療救護・保健 (共通: 地震災害対策 第7節参照)

概要	<p>災害発生時には、混乱の中で医療体制を確立し、多数の負傷者に対する医療救護活動が必要である。また、災害が長期化した場合は、避難者の健康管理、精神保健医療などが必要となる。</p> <p>本節では、被災直後の「情報連絡」、「应急救護」、「後方医療」、「特殊医療」及び「医療ケア」について定める。</p>
----	--

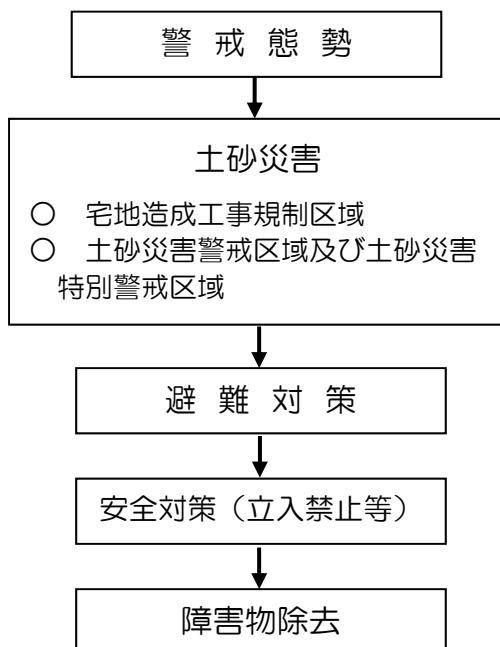
項目	活動項目	警戒	初動	应急	復旧	担当
情報連絡	第1 医療情報の収集伝達		●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、消防署、市医師会、市歯科医師会
应急救護	第2 医療救護チームの編成		●	●		救護統括班、病院医療班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会
	第3 医薬品・資機材等の調達		●	●		救護統括班、病院管理班、市薬剤師会
	第4 救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動		●	●		救護統括班、消防署、病院医療班、市医師会、市薬剤師会
後方医療	第5 災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立		●	●		救護統括班、消防署、警察署、災害統括班
	第6 市民病院の活動		●	●		病院管理班、病院医療班
特殊医療	第7 特殊医療		●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、病院医療班
医療ケア	第8 保健活動の実施			●	●	保健班
	第9 精神保健医療対策				●	保健班

※地震災害対策 第7節参照

## 第9節 土砂災害警戒区域等対策

概要	集中豪雨や台風等により、斜面崩壊や土石流発生の危険がある。本節では、土砂災害警戒区域等における二次災害を防止するために、避難対策、立入禁止等の措置等について定める。
----	--

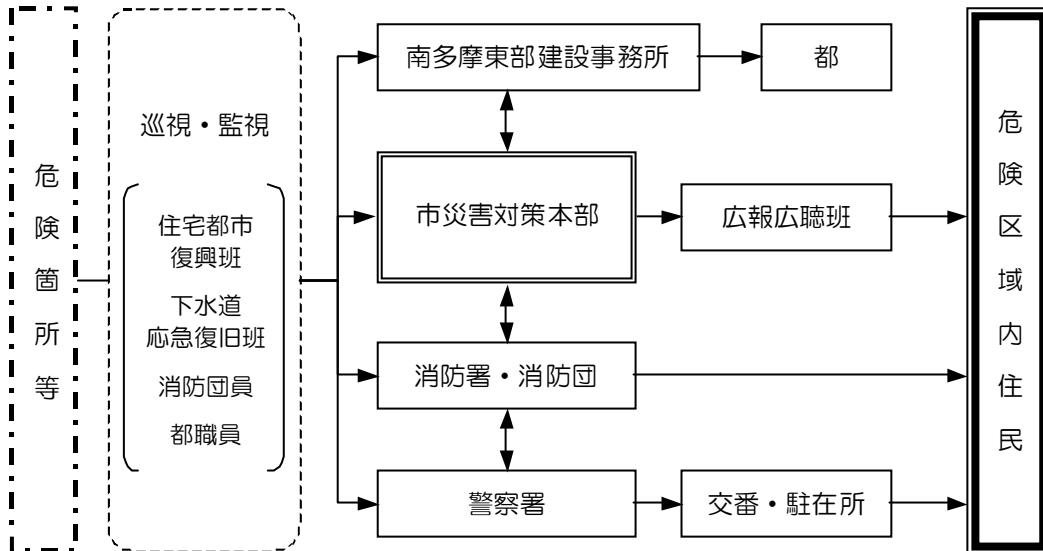
項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
土砂災害警戒区域等対策	第1 土砂災害警戒区域等の警戒	●	●			住宅都市復興班、下水道応急復旧班、広報広聴班、消防署、消防団、南多摩東部建設事務所
	第2 土砂災害に関する情報の収集・伝達	●	●			住宅都市復興班、下水道応急復旧班、広報広聴班、消防署、消防団、南多摩東部建設事務所
	第3 避難対策	●	●			住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団
	第4 安全対策			●		住宅都市復興班、下水道応急復旧班、消防署、消防団
	第5 土砂・竹木等の除去			●		道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃業務班、被害調査班



## 土砂災害警戒区域等対策

### 第1 土砂災害警戒区域等の警戒（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、広報広聴班、消防署、消防団、南多摩東部建設事務所）

住宅都市復興班及び下水道応急復旧班は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について、関係機関と連携・協力して警戒巡回等を行う。また、広報広聴班は、必要に応じて市民に広報する。



※資料編 災害危険箇所

※資料編 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### 第2 土砂災害に関する情報の収集・伝達（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、広報広聴班、消防署、消防団、南多摩東部建設事務所）

- ① 市は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ② 市は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- ③ 市は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- ④ 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

### 第3 避難対策（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団）

危険区域の住民に対しては、必要に応じ、避難の勧告・指示・警戒区域の設定及び誘導を行う。なお、これらについては、第12節第2「避難の勧告・避難の指示、警戒区域の設定等の実施」、第3「避難誘導」を参照のこと。

## 第4 安全対策（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、消防署、消防団）

各関係機関は、土砂災害警戒区域等の安全を確保するために、斜面の亀裂や変状等が確認された場合、必要に応じて次のような措置を行う。

対象地域・箇所	措置
○ 宅地造成工事規制区域	<ul style="list-style-type: none"><li>• 安全に留意した監視の実施</li><li>• 立入禁止の措置</li><li>• 安全が確認されるまで避難指示（緊急）の継続</li><li>• 落石防止、降雨対策のためのシートによる保護、応急排水路の設置</li></ul>
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	

## 第5 土砂・竹木等の除去（道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班）

災害により発生した土砂・竹木等については、次のとおり除去する。（町田市災害廃棄物処理計画参照）

### 1 住居

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次のとおり行う。

#### (1) 実施の決定

災害救助法に基づき知事が障害物の除去に着手したときは、市は補助機関として実施に協力する。また、知事から委任された場合は、市が除去する。

ただし、災害の事態が急迫し、救助法に基づく知事による実施を待つことができないときは、市が除去に着手する。その際、実施状況を都知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

#### (2) 対象者

障害物の除去の対象者は、次の基準に該当するものとする。

- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者

#### (3) 除去の方法

救助法による障害物の除去については、都に実施を依頼するが、都から委任された場合や市が着手するものについては、次のとおり行う。なお、除去費用は救助法の限度内を基準とする。

- 除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告する。
- 市内建設業者等と協力して対象となる土石・竹木等を仮置場へ撤去する。
- 障害物の搬出・仮置場の運用等にあたっては、第3章第20節の第6「一般建物の解体・撤去」と整合させる。

※資料編 災害救助法による救助の程度

## 2 道路・道路施設等

道路班は、倒壊や崩壊により道路及び橋・トンネル等の敷地内に入り込んだ、早急に除去する必要がある障害物について、市内建設業者等と協力し次のとおり除去作業を行う。

- 除去する障害物は、道路・道路施設内で応急対策活動上早急に除去が必要なもの

## 3 仮置場の設置及び管理・運営（共通：第20節第6「一般建物の解体・撤去」参照）

除去した土砂・竹木等の仮置場の開設は清掃総務班が企画班に調整を依頼し、公園管理班が協力して実施する。道路啓閉や家屋等の解体・撤去等により、がれきが大量に発生することが予想される場合には、道路班は仮置場の設置について清掃総務班と調整する。

企画班は災害廃棄物発生状況を勘案し、仮置場候補地から開設場所を選定する。周辺住民に対しては、大型車の通行による騒音・振動の発生や防疫活動の実施に関する広報を行う。

清掃総務班、資源循環班、道路班、公園管理班、衛生班は協力して、仮置場の監視や分別、環境対策を実施する。

大規模災害に伴い大量のがれき等が発生した場合には、必要に応じて二次仮置場の確保に努める。

## 4 応援協力

市の有する除去能力を上回る場合は、都を通じて、広域的応援体制の確立及び派遣を要請する。また、国、関係団体等に広く協力をもとめる。

### ※ 土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）は、土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

## 第10節 危険物等対策（共通：地震災害対策 第8節参照）

概要	危険物・有毒物の取扱施設において、災害によって誘発される爆発、有毒ガスの漏えいを防止する必要がある。また、これらの危険から従業員・周辺住民等の安全を確保するために適切な措置を行う必要がある。 本節では、災害発生時に危険物を取り扱う各機関が行うべき活動を定める。
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
対策活動	第1 石油類等危険物取扱施設対策		●	●		消防署、警察署、災害統括班、都環境局、各施設
	第2 火薬類等取扱施設対策		●	●		消防署、警察署、災害統括班、都環境局、関東東北産業保安監督部、各施設
	第3 毒物・劇物・有害化学物質等取扱施設対策		●	●		消防署、警察署、都教育庁、災害統括班、生活環境班、保健福祉班、各施設
	第4 高圧ガス等取扱施設対策		●	●		消防署、警察署、都総務局・環境局、災害統括班、各施設
	第5 流出油及び危険物等輸送車両の応急対策		●	●		消防署、警察署、都環境局・総務局・建設局、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、JR貨物、災害統括班、各施設
	第6 危険動物逸走時の応急対策		●	●		消防署、警察署、都総務局・福祉保健局・産業労働局・建設局、衛生班

※地震災害対策 第8節参照

## 第11節 災害時の警備対策（共通：地震災害対策 第9節参照）

概要	大規模災害時には、要請後すぐに救援が得られるとは限らず、個人自らが自分の身を守ることが必要となる。また、災害による危険の外、社会的混乱に乘じた各種犯罪が誘発される可能性がある。 本節では、災害発生時の「警備・防犯」「秩序維持」について定める。
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
警備・防犯	第1 被災地の警備・防犯		●	●		警察署、災害統括班、道路班
秩序維持	第2 秩序維持・犯罪の鎮圧			●		警察署

※地震災害対策 第9節参照

## 第12節 避難対策

概要	<p>災害発生時あるいは発生するおそれのある場合、市民あるいは外来者（以下、「市民等」という）の生命・身体の安全を図るために、適切な避難対策活動が必要である。また、避難施設では、避難者の把握、生活物資等の供給、良好な衛生状態の確保、要配慮者への対応等の対策が必要である。</p> <p>本節では、「一時的な避難者対策」「避難誘導」「帰宅困難者対策」「避難施設の開設・運営・閉鎖」「飼育動物対策」「避難施設の感染症対策」について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 一時的な避難者対策 避難勧告等が発令される前段階の警戒期における、臨時避難施設（洪水・土砂）における一時的な避難者の受け入れについて記した。</li><li>○ 避難誘導 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難区域・警戒区域の設定の手順、避難誘導方法について記した。</li><li>○ 帰宅困難者対策 災害発生時に市域に滞在し、帰宅が困難になった者への対処方法を記した。</li><li>○ 避難施設の開設・運営・閉鎖 災害発生直後から速やかに避難施設を開設し、計画的な運営ができるよう、避難施設の開設・運営並びに閉鎖の手順を記した。また、要配慮者及び避難施設以外で生活している者への配慮、長期化対策について記した。</li><li>○ 飼育動物対策 都及び獣医師会等関係団体との協力による飼育動物の保護や避難施設での対策等について記した。</li><li>○ 避難施設の感染症対策 避難施設を開設・運営する担当者及び避難者が、感染症対策として配慮すべき対策等について記した。</li></ul>						
	項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
	一時的な避難者対策	第1 臨時避難施設（洪水・土砂）における一時的な避難者の受け入れ	●	●			生活支援班、市民班、市民センター班
	避難誘導	第2 避難の勧告・避難の指示、警戒区域の設定等の実施	●	●			市、警察署、消防署、消防団
		第3 避難誘導	●	●			警察署、消防署、消防団、道路班
	帰宅困難者対策	第4 帰宅困難者対策	●	●	●		被害調査班、各施設所管部、各事業所
	避難施設の開設・運営・閉鎖	第5 避難施設の開設・避難者の受け入れ		●			避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校
		第6 避難施設の運営		●	●	●	避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校
		第7 避難者への配慮		●	●	●	避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校
		第8 避難施設の統合・閉鎖				●	福祉班
	飼育動物対策	第9 飼育動物対策		●	●	●	衛生班、都福祉保健局

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
避難施設の感染症対策	第10 避難施設の感染症対策	●	●	●	●	防災安全部、保健所、避難施設開設・運営担当対策部、各避難施設

※避難施設開設・運営担当対策部…政策経営対策部、総務対策部、財務対策部、文化スポーツ振興対策部、福祉対策部、健康対策部、子ども生活対策部、経済観光対策部、環境資源対策部、都市づくり対策部、出納対策部、生涯学習対策部、学校教育対策部

## 一時的な避難者対策

### 第1 臨時避難施設（洪水・土砂）における一時的な避難者の受け入れ (生活支援班、市民班、市民センター班)

避難勧告等の発令前で、豪雨等による局所的な浸水等により、避難した市民等については、市民センター等を臨時避難施設（洪水・土砂）として開放し、一時的に収容する。

#### 1 避難者の誘導及び市民センター等の開放

- ① 警戒本部長（防災安全部長）は、降雨等による局所的な浸水等により市民等が避難した場合、必要に応じて市民センター等の施設管理者に施設を、臨時避難施設（洪水・土砂）として開放するよう指示する。
- ② 市民センター等の臨時避難施設（洪水・土砂）としての開放は、市民センター等職員が対応する。
- ③ 警戒態勢の職員は、避難者を臨時避難施設（洪水・土砂）に誘導する。  
また、各町内会等で管理している中規模会館等も、地域の自主避難施設として開放するよう努める。

○市民センター ○コミュニティセンター ○中規模会館

※使用する臨時避難施設（洪水・土砂）の条件については、12節第5「1 風水害時の避難施設」参照

※対象となる施設は、資料編〇〇を参照

#### 2 市民センター等開放時の対応

防災安全部及び市民部は、一時的な避難者を受け入れるため施設を臨時避難施設（洪水・土砂）として開放した場合、避難者へ毛布の貸し出し等の支援を適宜行う。また、市民部は、以下の事項を防災安全部へと報告する。

- 開放日時
- 避難者数、氏名及び避難した理由
- その他必要事項

## 避難誘導

### 第2 避難の勧告・避難の指示、警戒区域の設定等の実施

(市、警察署、消防署、消防団)

#### 1 避難の勧告・避難の指示

市長（本部長）は災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市民の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、避難の準備又は避難の勧告・指示（以下、「避難勧告等」という）を行う。なお、被災等により市が事務を行なえない場合、都が避難勧告等を代行する。このほか、警察官、水防管理者、自衛官、消防署長またはその命を受けた職員が行うことができる。

市は、避難勧告等を実施した場合には、当該地区の近くに避難施設を開設し、避難者の誘導と受け入れを行う。避難勧告等の発令の際には、避難施設を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難施設及び避難広場への避難がかえって危険であると判断できる場合は、当該地区の住民に対し、屋内での待避その他の屋内における安全確保（2階への避難など）に関する措置の指示を行う。また、避難勧告等の発令及び解除にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（国土交通省、東京管区気象台等）の機関や都に助言を求めるなど連携を図る。

- 避難の「準備」  
避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階に発令される行為
- 避難の「勧告」  
その地域の居住者等に対し避難を拘束するものではないが、その勧告を尊重することを期待して、避難を促す行為
- 避難の「指示」  
被害の危険が切迫している場合に発令し、居住者等に避難することを拘束する指示行為

#### (1) 避難の準備

実施者	災害種類	根拠法	備考
避難の勧告・指示の実施者	災害全般	災害対策基本法第56条	

#### (2) 避難の勧告

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事 (都災害対策本部 (総務局))	災害全般	災害対策基本法第60条	被災等により市が事務を行なえない場合に代行

(3) 避難の指示

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長 (水防管理者)	災害全般 洪 水	災害対策基本法第60条 水防法第29条	
知事 (都災害対策本部 (総務局))	災害全般	災害対策基本法第60条	被災等により市が事務を行なえない場合に代行
知事 その命を受けた職員	洪 水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまがないとき
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき

2 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該地域への立入制限・禁止、または当該地域からの退去を命じる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	洪 水	水防法第21条	
消防署長、消防吏員、消防団員	水災以外の災害	消防法第23条の2 消防法第36条において準用する消防法第28条	第23条の2：火災警戒区域 第28条：消防警戒区域 第36条：消防警戒区域として水災を除く他の災害に準用
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合または市長（委任を受けた職員を含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む）、警察官がその場にいないとき

### 3 準備・勧告・指示・警戒区域の設定の基準

準備・勧告・指示・警戒区域設定の主な基準は、次のとおりである。

- 降雨の継続や台風の襲来により、災害の発生が予想されるとき
- 河川の水位が高くなり、洪水の起こるおそれがあると想されるとき
- 火災発生時において、周辺に拡大するおそれがあるとき。
- 周囲の状況から判断して危険が予想されるとき

#### (1) 避難勧告等の区分

避難勧告等	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	<p><b>【危険な場所から高齢者等避難】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li><li>・その他の人には立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</li><li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難施設等へ立退き避難する。</li></ul>
避難勧告 【警戒レベル4】	<p><b>【危険な場所から全員避難】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・避難施設等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li><li>・予想される災害に対応した避難施設等へ速やかに立退き避難する。</li><li>・避難施設等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内安全確保を行う。</li><li>・（家屋の下階のみの浸水に留まると想定される地域においては、上階への移動を避難行動に含む）</li></ul>
避難指示（緊急）* 【警戒レベル4】	<p><b>【危険な場所から全員避難】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、緊急に避難する。</li><li>・避難施設等への立退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内安全確保を行う。</li><li>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li></ul>
災害発生情報* 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"><li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。</li><li>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li></ul>

\*警戒レベル5の「災害発生情報」と警戒レベル4の「避難指示（緊急）」は、いずれも、法的には災害対策基本法第60条に基づく指示であるが、警戒レベル5は、「既に災害が発生している状況（災害が発生しているものの市が災害の発生を把握していない場合を含む）」である一方、警戒レベル4の避難指示（緊急）は、災害が発生するおそれが極めて高い状況等であり、状況が大きく異なることに留意する。

(2) 災害時における発令基準及び伝達内容

内水氾濫、外水氾濫等で洪水の性格が異なるため、市はその特性を考慮した上で、避難勧告等を発令する。

■洪水の避難勧告等発令基準（水位周知河川）

発 令 基 準	
避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>①市内の基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、上流域の水位観測所で水位が上昇してきている場合</p> <p>②市内の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、かつ、同水位観測所の付近及び上流域の気象予警報、降水短時間予報等を総合的に判断し、さらに降雨量が増加する見込みである場合</p> <p>③軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④大雨注意報・警報、降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となる程度の降雨が見込まれる場合</p> <p>⑤避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p>
避難勧告 【警戒レベル4】	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。</p> <p>①市内の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>②市内の基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、同水位観測所付近及び上流域の気象情報、降水短時間予報で、急激な水位上昇が見込まれる場合</p> <p>③異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④判断する時点（夕刻）で、市内の基準水位観測所の水位が避難判断水位を越えた状態で、かつ、同水位観測所の付近及び上流域の気象予警報、降水短時間予報等を総合的に判断し、さらに降雨量が増加する見込みである場合</p> <p>⑤避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>①市内の基準水位観測所の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>②異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがあった場合</p> <p>③消防団の巡回等により、水位が堤防天端高に到達しそうな状態が確認され、更なる降雨量の増加が見込まれるとき</p>
災害発生情報 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

■土砂災害の避難勧告等発令基準

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難勧告等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報と補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難勧告等の発令を検討する。

発 令 基 準	
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指數基準に到達」（警戒レベル3相当）する場合</p> <p>②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>④避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p>
避難勧告 【警戒レベル4】	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令する。</p> <p>①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表された場合</p> <p>②大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当）する場合</p> <p>③土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>
避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	<p>①～②のいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当）した場合</p> <p>②避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>
災害発生情報 【警戒レベル5】	土砂災害が発生した場合

#### 4 準備・勧告・指示・警戒区域の設定の伝達

##### (1) 伝達事項

避難勧告等を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は、当該地区の居住者及び滞在者等その他の者に対し、次の事項を通知する。

伝達内容	
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	① 情報の種類 ② 発令者 ③ 発令の理由 ④ 危険地域 ⑤ 避難先 ⑥ 注意事項（避難行動要支援者の早期避難等）
避難勧告 【警戒レベル4】	① 情報の種類 ② 発令者 ③ 発令の理由 ④ 危険地域 ⑤ 避難先
避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	① 情報の種類 ② 発令者 ③ 発令の理由 ④ 危険地域 ⑤ 避難先 ⑥ 注意事項（屋内での避難行動等）
災害発生情報 【警戒レベル5】	① 情報の種類 ② 発令者 ③ 発令の理由 ④ 災害発生箇所・危険地域 ⑤ 避難先 ⑥ 注意事項（屋内での避難行動等）

##### (2) 伝達方法

避難勧告等及び警戒区域の設定の伝達は、次の方法を用いて迅速に行う。

###### 【災害統括班・広報班】

- 市防災行政無線 ○広報車 ○協定機関（ラジオ・テレビ）による報道
- 市のホームページ ○メール配信サービス ○緊急速報メール
- 防災行政無線フリーダイヤル ○災害情報共有システム（Lアラート）

###### 【警察官及び現地対応職員（道路班・住宅都市復興班・下水道応急復旧班）・消防団】

- 警察官による戸別訪問（口頭） ○サイレン・警鐘・スピーカーによる周知

※現地対応職員及び消防団は、警察官及び消防吏員の対応の補助にあたる。

#### 5 準備・勧告・指示者または警戒区域設定者の措置

準備・勧告・指示者または警戒区域設定を行ったものは、その旨を防災関係機関（市・警察署・消防署・消防団）に通知する。

### 第3 避難誘導（警察署、消防署、消防団、道路班）

#### 1 危険地域における避難誘導

風水害時には、浸水等の被害を考慮して、避難施設を選定し、避難の誘導に努める。また、浸水、または浸水が拡大する恐れがある地域、かけ崩れや土石流の恐れがある地域から避難させる場合、避難誘導者は、自治会単位等で集団避難を促し、要配慮者（乳幼児、高齢者、障がい者等）及び外国人に配慮して行う。

- 警察官、消防吏員、消防団員は、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに努める。
- 施設の管理者は、学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導を行う。
- 消防署は、避難勧告等が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報する。
- 道路班は、危険箇所での活動中に市民を見つける等した場合、速やかに避難誘導や補助を行い、市民の安全確保に努める。

※資料編 避難広場一覧（洪水時）

#### 2 避難者への周知事項

避難誘導者は、避難誘導に際し市民等に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難（自動車不可）
- 非常持出品の携行
  - 【携帯品】
    - ・ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
    - ・ 食料と飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
    - ・ 動きやすい服装、着替え、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
    - ・ その他必要と判断されるもの（紙おむつ、メガネ等）
- 二次災害の防止（危険建物の使用の自粛）
- 避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断

#### 3 避難の誘導方法

避難誘導者は、次に示す事項に留意して誘導を行う。

- 避難誘導に当たっては、町内会・自治会単位等の集団避難を促し、「2 避難者への周知事項」に留意・周知する。
- 状況が許す限り、指示者はあらかじめ経路の安全を確認する。
- 傷病者、心身障がい者、妊娠婦、乳幼児、高齢者を優先して避難を行う。

特に、洪水時の避難誘導に当たっては、次に示す地域の特性と、主たる避難の方法を理解してこれにあたるものとする。

	境川上流地域（相原町・小山町）	境川中・下流地区 (左記以外の境川左岸)	鶴見川上流・真光寺川・恩田川地区	鶴見川下流地区 (三輪町)
洪水時の浸水の幅	広い	広い	狭い	狭い
洪水時の浸水の深さ	深い	深い	浅い	浅い
地区内にある洪水時避難所の数	少ない	やや少ない	多い	少ない
主たる避難の方法	バス等の指定地方公共機関等	徒歩による避難	徒歩による避難	徒歩による避難
	最寄りの避難施設（洪水・土砂）及び洪水時集合場所	境川から2km以内にある避難施設（洪水・土砂）	最寄りの避難施設（洪水・土砂）	最寄りの避難施設（洪水・土砂）

#### (1) 境川上流地区における避難誘導

境川の上流部にある、相原町及び小山町は、河川未改修の区間が多く、川沿いの平坦地のほとんどが浸水すると予想されている。また、地形も境川に接してすぐに丘陵地となるため、高台への避難条件も良くない。特に、堺中学校、小山小学校、小山市民センターは、洪水時には避難施設として使用できないことから、要避難者全員を収容することが困難である。

このため、この地区に「洪水時集合場所」を3箇所設置し、ここから「バス等の指定地方公共機関」等により、他地区にある安全な避難施設へ住民を避難させるものとする。

### 帰宅困難者対策

#### 第4 帰宅困難者対策（被害調査班、各施設所管部、各事業所）

事業所及び施設の管理者は、台風、豪雨等により交通機関が混乱することが予想される場合、従業員、施設利用者、来客者等に気象情報、交通機関の運行状況等の情報を提供し、早目の帰宅を促すよう努める。

鉄道会社、バス会社等の各事業者は、駅周辺の混乱を事前に防止するために、帰宅困難者に対し交通機関の運行状況等の情報を提供する。

復旧の目処がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であり、混乱の長期化が予想される場合は、「第3章 地震災害対策 第11節 帰宅困難者対策」に準じて対応するものとする。

一時滞在施設を開設する場合は、町田市洪水ハザードマップの浸水予想区域や町田市土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域等を考慮して開設施設を決定する。

## 避難施設の開設・運営・閉鎖

## 第5 避難施設の開設・避難者の受け入れ

(避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校)

避難施設の開設・運営及び避難者の受け入れは、避難施設開設・運営担当対策部（政策経営対策部、総務対策部、財務対策部、市民対策部、文化スポーツ振興対策部、福祉対策部、健康対策部、子ども生活対策部、経済観光対策部、環境資源対策部、都市づくり対策部、出納対策部、学校教育対策部、生涯学習対策部）が実施する。

## 1 風水害時の避難施設

風水害時に避難する場所は、洪水を想定し浸水しない場所におくため、震災時の避難広場や避難施設とは同一にならない。このため、風水害時に避難する場所を「臨時避難施設（洪水・土砂）」、「避難施設（洪水・土砂）」、「予備避難施設（洪水・土砂）」、「洪水時集合場所」と表記し、震災時の避難施設と区別する。

場所	役割	対象
避難施設 (洪水・土砂)	洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、避難してきた避難者を直接収容する避難者仮宿泊施設のある避難施設	小・中学校、都立高校等
臨時避難施設 (洪水・土砂)	洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、避難してきた避難者を一時的に収容する避難施設。避難施設よりも早期に、自主避難者の受入も行う。	市民センター等
予備避難施設 (洪水・土砂)	災害等の状況により、上記の施設に加えて、予備的に開設する避難施設	小・中学校、都立高校等
洪水時集合場所	避難施設が少ない地域に設置する、避難者をバス等の指定地方公共機関等により、他地区の避難施設（洪水・土砂）等に収容するための集合拠点	バスの発着可能な広場・駐車場

⇒避難施設は、原則（1）、（2）のどちらかの条件に該当した施設を使用する。

<p>＜浸水害の場合＞</p> <p>(1) 施設敷地内が全て、浸水予想区域 0.5m 未満</p> <p>(2) 以下 3 つが全て浸水予想区域 0.5m 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設入口（少なくとも 1 か所）</li> <li>② 滞在場所（体育館等）</li> <li>③ 施設入口から滞在場所までの経路</li> </ul>	<p>＜土砂災害の場合＞</p> <p>(1) 施設敷地内に警戒区域等の指定なし</p> <p>(2) 以下 3 つが全て警戒区域等の指定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設入口（少なくとも 1 か所）</li> <li>② 滞在場所（体育館等）</li> <li>③ 施設入口から滞在場所までの経路</li> </ul>
---	---

※避難施設の一覧は、資料編〇〇を参照

## 2 開設の担当

避難施設の開設は、避難施設の開設運営を担当する対策部が施設管理者の協力を得て行う。なお、小中学校については、避難施設として開設するにあたり、休日や夜間など施設管理者である学校教職員が不在の場合は、学校教育班が開設に協力する。

開設の協力者である施設管理者は、開設運営を担当する対策部が当該施設に到着するまでの間、次項以降に示す避難施設の開設を代わりに行うものとする。

### ■平日・日中時間帯の動きの目安

担当	段階	避難準備・高齢者等避難開始段階	避難勧告段階
本部 (災害統括班)		警戒本部 (災害対策本部へ移行)	災害対策本部
施設管理者 (小中学校・指定管理者等)		・避難施設開設準備	・避難施設運営への協力
学校教育班		・学校長及び避難施設開設(運営)担当の対策部との連絡調整 ・児童・生徒の保護等調整	・学校長及び避難施設開設運営担当の対策部との連絡調整 ・児童・生徒の保護等調整
避難施設開設・運営担当対策部		・避難施設開設要員の派遣 ・避難施設開設運営	・避難施設運営
生活支援班 市民センター班		・臨時避難施設開設(運営)	・臨時避難施設運営

### ■休日若しくは夜間帯の動きの目安

担当	段階	避難準備・高齢者等避難開始段階	避難勧告段階
本部 (災害統括班)		警戒本部 (災害対策本部へ移行)	災害対策本部
施設管理者 (指定管理者等)		・(避難施設開設への協力)	・(避難施設運営への協力)
学校教育班		・避難施設開設への協力 ・学校長及び避難施設開設(運営)担当の対策部との連絡調整 ・児童・生徒の保護等調整	・避難施設運営への協力 ・学校長及び避難施設開設運営担当の対策部との連絡調整 ・児童・生徒の保護等調整
避難施設開設・運営担当対策部		・避難施設開設要員の派遣 ・避難施設開設運営	・避難施設運営
生活支援班 市民センター班		・臨時避難施設開設(運営)	・臨時避難施設運営

### ■避難施設の施設管理者

区分	管理者
学校	学校長(教職員)
指定管理者管理施設	指定管理者
市の直営施設	担当課所長(職員)

### 3 開設の手順

開設運営を担当する対策部は、次の手順で避難施設の開設を行う。

- ① 施設の門の開錠
  - ・避難者数及び施設周辺の被害状況等の確認
  - ・避難者がいれば、施設敷地内への誘導
- ② 施設の安全確認
  - ・施設が利用可能かどうか確認
- ③ 避難者の受け入れ準備
  - ・施設（体育館等）の開錠
  - ・施設内の片づけ
  - ・収容スペースの確保・割り当て（要配慮者への配慮）
- ④ 避難者の誘導・受け入れ
  - ・収容スペースへの避難者の誘導

### 4 避難施設内事務所の開設

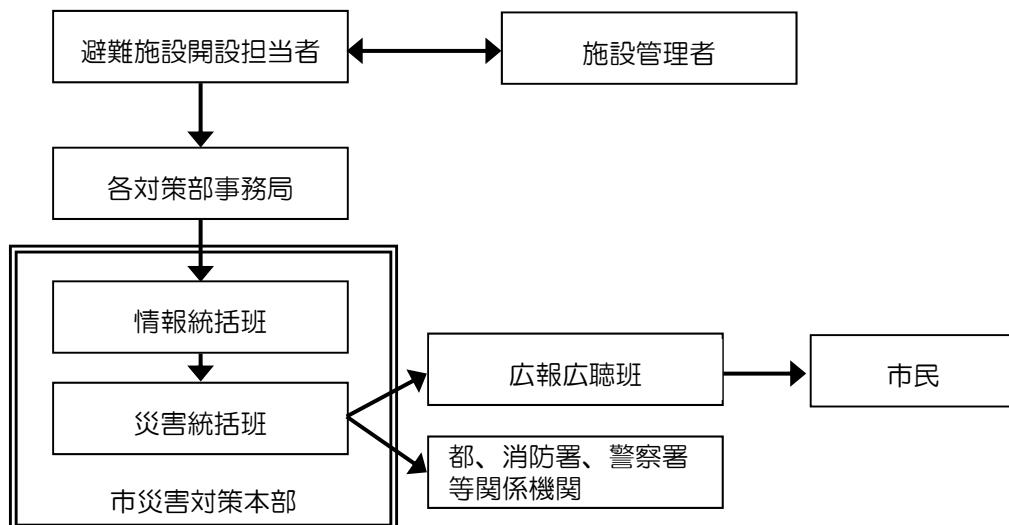
開設運営を担当する対策部は、避難施設内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難施設の開設の事実を明らかにする。なお、事務所には要員を常時配置し、避難者名簿、事務用品等を準備する。

### 5 避難施設開設の報告

避難施設を開設した者は、各対策部事務局に電話等により、以下を報告する。

- (1) 開設日時
- (2) 避難者数及びその被害状況
- (3) その他必要事項

＜避難施設開設の報告の流れ＞



## 6 避難者の受け入れ

避難施設では、避難施設の開設を担当する対策部が、施設管理者の協力を得て、避難住民を受け入れる。

### (1) 収容スペース

収容スペースとして使用する場所は、原則、避難施設開設・運営担当対策部と施設管理者で協議のうえ決定する。あらかじめ定めた場所の使用に支障がある場合、開設の担当は施設管理者と協議する。なお、避難施設が学校の場合、避難者の収容スペースは、原則、体育館を第一優先とする。更に、避難者の増加等、避難の状況を勘案して受入施設が必要な場合は、体育館以外の校舎等を可能な範囲で使用する。

自動車による避難の受け入れは、原則、徒歩による避難が困難な要配慮者が使用した場合のみとする。

なお、市は、避難施設等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

### (2) 居住区域の割振り

避難施設に収容する者は、被害を受け、または受けたおそれがある者（避難勧告等を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む）とし、次のように居住区域を割振る。

- 居住区域の割振りは、できるだけ地域地区（町内会・自治会等）ごとに設定する。
- 各居住区域は、30人程度で編成し、代表者（班長）を選出する。
- スペース指定の表示は床面に色テープ、掲示等わかりやすいものにする。

### (3) 避難者の把握

避難施設の開設担当者は、避難者名簿を使用して、避難者の人数及び状況等を把握する。避難者数は、定期的に人数等を確認し、所属する対策部の事務局へと報告する。

### (4) 物品等の支給

避難施設の開設担当者は、避難施設に設置された災害備蓄倉庫・防災倉庫等の物品を、必要に応じ、避難者に支給する。

- |     |        |     |      |
|-----|--------|-----|------|
| ○毛布 | ○エアマット | ○食料 | ○飲料水 |
|-----|--------|-----|------|

## 7 避難施設が不足・受け入れ困難な場合

本部長は、市内の避難施設への受け入れが困難なときは、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地）への移送を知事（都福祉保健局）に要請し、福祉班は各対策部と協力して被災者の移送、受け入れの指示を行う。

- |   |
|---|
| ○ 職員の中から避難施設管理者を定め、移送先の市町村に派遣し避難施設の運営を行う。 |
| ○ 移送時には、引率者を添乗させる。                        |

## 第6 避難施設の運営（避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校）

### 1 運営の担当者

- 避難施設の運営は、避難施設開設・運営担当対策部が派遣する「避難施設責任者」と「避難施設担当者（2～3人）」により行う。
- 施設管理者は、避難施設開設・運営担当対策部による避難施設の開設運営に協力する。ただし、開設が必要な際に、開設を担当する対策部が到着するいとまがない時は、施設管理者が代わりとなって初期の運営を実施する。
- 避難施設の運営は、学校教職員・施設職員の協力のもと役割分担等を定め、自主防災組織、町内会・自治会、ボランティア等により自主運営を目指す。
- 避難施設の運営には、女性の参画を推進し、女性の意見を積極的に取り入れるとともに、男女のニーズの違いに的確な対応を行う。
- 衛生管理を担当する者を指定し、避難施設の衛生管理に努める。

### 2 運営の手順

- ① 避難者名簿・台帳の作成
- ② 居住区域ごとに代表者を選出（第6の3参照）
- ③ 飲料水、生活用水、食料、生活必需品の請求、受取、配布（第18節参照）
- ④ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）

#### (1) 避難者名簿・台帳の作成

避難施設責任者は、避難施設を開設した際、「避難者名簿」用紙を配り世帯単位に記入するよう指示する。「避難者台帳」は、集まった「避難者名簿」を基にして作成し、保管するとともに各対策部事務局へ報告する。

#### (2) 運営状況の報告及び運営記録の作成

- 避難施設責任者となる職員は、避難施設の運営状況について1日に1回各対策部事務局へ「避難施設状況報告書」を提出する。
- また、傷病者の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告する。

※資料編 避難施設運営の様式

### 3 居住区域の代表者（班長）の選出及び役割

避難施設責任者は、居住区域ごとに代表者（班長）を選出するよう指示する。

選出された代表者（班長）は、代表者会議を開き、避難施設を運営するために必要な役割分担及びルールづくりを行う。

- 避難生活のルールづくり
- 公的機関・避難施設責任者からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

### 4 要配慮者等の要望の把握と支援

避難施設責任者は、避難施設の運営にあたっては、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要望を把握し、これらの者への情報提供に配慮する。

また、必要に応じて、二次避難施設（要配慮者専用避難施設）への移送を実施する（第13節「要配慮者対策」を参照のこと）。

二次避難施設が満員の場合、災害統括班は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難施設として借り上げる等、多様な避難施設の確保に努める。

## 第7 避難者への配慮（保健班、衛生班、避難施設開設・運営担当対策部、 市立小中学校）

### 1 避難生活の長期化

避難施設での受入が数日以上にわたると見られる場合、長期化する避難生活等に備え、基準にしたがい入居スペースの設定を行う。避難施設の入居スペースの基準は、次のとおりである。

- 避難施設の入居スペースの基準：居室 3.3 m<sup>2</sup>あたり2人
- 避難者への帰宅を促す段階
  - ・ 災害の危険性が去った段階
  - ・ 交通機関等が復旧した段階
  - ・ 住宅等の応急危険度判定が終了した段階
  - ・ ライフラインが復旧した段階

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難施設の早期解消に努めることを基本とする。

また、保健班、衛生班及び避難施設開設・運営対策部は、協力して、避難生活の長期化、災害関連死※の抑制のため、仮設住宅が建設されるまでの1ヶ月程度を目安に、次の対策を実施する。施設管理者は、施設管理面での協力を図る。

※ 災害関連死：当該災害による傷病の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

対策	配慮する事項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 床敷マット、布団、入浴施設、冷房器具（暑さ対策）、暖房器具、洗濯機等の調達</li><li>○ 段ボールベッド等の協定機関からの支援物資の活用</li><li>○ プライバシー確保のための間仕切りの設置</li><li>○ 報道機関等の取材、器機材持込、立入の制限</li><li>○ 被災者の精神安定</li><li>○ パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難施設における防犯及び安全性の確保</li><li>○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）</li><li>○ 食料の確保や配食等の状況等の避難施設の衛生状態等の把握に努める。</li><li>○ オムツ替えスペース（乳児・高齢者用）を生活スペースと別に配置し、プライバシー及び衛生面に配慮する。</li><li>○ 体調の優れない人、病人、妊産婦等のためのスペース（別室）等の確保</li><li>○ 郵便・市ホームページ・ソーシャルメディア等、複数の情報伝達手段による避難者への情報提供</li><li>○ 立入禁止区域、土足禁止区域、禁煙（分煙）区域の設定</li><li>○ 「運営に関わらない一般の車両の出入禁止」や「禁酒」など、避難施設ルールの明確化と周知</li><li>○ 空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保</li><li>○ 物資ニーズの把握と集約（生活の長期化に伴い変化するニーズへの対応）</li><li>○ 避難者のための通信手段確保（災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の手配）</li><li>○ 車中泊など避難施設に滞在することができないと判断した被災者への配慮</li></ul>

対策	配慮する事項
男女のニーズの違いへの対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一人暮らしの女性、妊娠婦や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースを確保</li><li>○ 仮設トイレの設置にあたり、特に女性の安全・安心に配慮して、男性用とは離れた場所を確保。夜間照明などにも配慮する。</li><li>○ 男女別の更衣（又は化粧）スペースを用意</li><li>○ 男女別の洗濯物の洗い場・干し場を確保</li><li>○ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペース用としての別室を確保</li><li>○ 巡回相談等による、女性向け相談の受けやすい体制の検討</li><li>○ 地域の自主防災組織等から女性の運営メンバーを加える等して、女性ならではのニーズが避難施設運営に活かされるような体制を構築する。</li></ul>
要配慮者対策	第3章第13節第2「避難施設等における応急支援対策」、第3「二次避難施設等の確保と移送」を参照
飼育動物対策	第12節第9「飼育動物対策」を参照

## 2 避難施設以外で生活している避難者への配慮

避難施設以外の空地等で生活している避難者や、避難施設で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者や車中泊など避難施設に滞在することができないと判断した被災者については、自主防災組織や消防団等の地域組織が、生活している場所、その状況及び要望等を把握し、福祉班に報告する。

福祉班は、状況に応じてその対応について検討する。

特に、車中泊等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群※」になる危険性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

※ 長時間、座席に同じ姿勢で座ったままでいることで、膝の裏あたりの静脈の血が流れにくくなり、血の固まりができてしまう病気。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

## 3 被災者の他地区への移送

市長は、市の避難施設に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地）への移送について協議を行う。また、隣接県への移送など県境を越える移送については、知事（都福祉保健局）に要請する。

なお、相互応援協定等の締結先市町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。

被災者の他地区への移送を実施する場合、市長は、市職員の中から移送先における避難施設管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

## 第8 避難施設の統合・閉鎖（福祉班）

福祉班は、災害の復旧状況や避難施設の人数の減少状況を鑑み、関係部署との調整を図り、本部と協議しながら避難施設の統合及び閉鎖を行う。

## ■ ■ ■ 飼育動物対策 ■ ■ ■

### 第9 飼育動物対策（衛生班、都福祉保健局）

災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。しかし、放し飼い状態になる動物又はこれらが負傷する場合が多数生じると同時に、多くの飼育動物が飼い主とともに避難施設に避難していくことが予想される。市は、動物愛護及び危害防止の観点から、都及び獣医師会、ボランティア団体等関係団体と協力して、これら飼育動物の保護や避難施設での対策を行う。

※ ここで、飼育動物とは、人に飼育されている犬や猫、小型の哺乳類や鳥類とする（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第2条に規定する特定動物及び、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令第1条に規定する外来生物は除く）。

#### 1 逸走した動物の保護

逸走した動物については、衛生班が獣医師会に要請し「臨時動物保護所」を開設し、その保護にあたる。

「臨時動物保護所」は、市が指定する施設等の場所に設置し、獣医師会及びボランティアの協力において運営する。

衛生班は、「災害時動物情報管理窓口」を設置し、捜索情報・保護情報の集約、関係機関との連絡を行い、飼育者のもとに速やかに戻るようにする。

逸走した動物が発生した場合は、市民の協力により「臨時動物保護所」に保護する。市民による確保ができない場合は、衛生班が確保を行うが、確保や保護が困難な場合は都福祉保健局と協議して対応する。逸走動物が負傷している場合は、応急手当を施す。

#### 2 避難施設での飼育動物対策

避難施設での飼育動物の対策は、下記のとおりとする。衛生班は、獣医師会等と協力し、避難施設に同行避難した飼育動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行うとともに、飼い主に対し、避難施設における適正飼養について周知する。

また、衛生班は避難施設における動物の飼養状況の把握に努め、都・関係団体への情報提供を行う。

- 避難施設の飼育動物の管理責任は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 飼育動物の避難場所は、原則、人の居住スペースとは別とし（盲導犬・聴導犬・介助犬は除く）、飼い主及び避難施設へ周知・徹底する。
- 特定動物及び特定外来生物は、避難施設へ持ち込めないものとする。
- 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。
- 飼育動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 飼育動物の避難場所の運営上、適正管理・公衆衛生上問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を求めるものとする。

## 避難施設の感染症対策

## 第10 避難施設の感染症対策

(防災安全部、保健所、避難施設開設・運営担当対策部、各避難施設)

避難施設開設・運営に当たっては、原則、第4章12節第5から第9までの対応を行うが、感染症対策を行なうべきと市が判断した場合については、下記にて対応する。

## 1 事前準備

- 防災安全部は、保健所と連携し、発災時における、体調不良者や感染者、感染の可能性が高い者（以下、体調不良者等という）が避難してきた場合の対応について、事前に定めておく。
  - 防災安全部は、避難施設の開設・運営に必要な感染防止対策物資を整備する。
  - 避難施設の運営は、原則、避難施設開設・運営担当対策部が派遣する「避難施設責任者」と「避難施設担当者（3～4名）」により行う。
  - 避難施設の開設・運営を担当する職員は、業務従事前後に検温、体調の確認を行う。
  - 施設管理者は、避難施設での「密閉空間、密集場所、密接場面」を避けるため、極力多くのスペースを開放するよう協力する。
  - 避難者は、避難に際し、マスクや体温計、手指消毒液など、感染防止対策に必要な物資を携行するよう努める。

## 2 施設の開設・運営

- 体調不良者等については、一般の避難者と避難スペースや導線、トイレを分ける。
  - 避難施設の入居スペースは、原則1世帯あたり4m<sup>2</sup>とし、通路は少なくとも1m確保する。
  - 避難者の受け入れに際しては、受付を2段階に分けるなど、体調不良者等を専用の避難スペースへ誘導する。
  - 避難施設では、定期的に消毒・換気を行う。
  - 避難施設内で生じたごみについて、体調不良者等のスペースから生じたものについては、その他一般のごみとは分けて管理する。
  - 避難者は、マスクの着用やこまめな手洗いなど、感染防止対策を行う。
  - 体調不良者等が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで必要に応じて避難施設から市（保健班）に連絡する。市（保健班）は、必要に応じて、医療機関への受診について調整を行う。

### 3 施設の閉鎖

- 避難施設内の、特に体調不良者等が使用したスペースのドアノブや手すりを中心に消毒を行う。

## 第13節 要配慮者対策（共通：地震災害対策 第13節参照）

概要	要配慮者及び避難行動要支援者は、災害が起きた時、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言葉の障がいから迅速、的確な行動がとりにくいため、災害時は被害を受ける場合が多い。 このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者及び避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。
----	---

要配慮者とは	要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（その他特に配慮を要する者の例：妊産婦、外国人）
避難行動要支援者	避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者をいう。
避難支援者	消防署、警察署、民生・児童委員、自主防災組織、消防団、その他市が判断した地域組織等、避難支援等の実施に携わる関係者

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
要配慮者対策	第1 要配慮者の安全確保・安否確認		●			福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、社会福祉施設
	第2 避難施設等における応急支援対策		●			福祉班、高齢者福祉班
	第3 二次避難施設等の確保と移送			●		福祉班、高齢者福祉班、調達輸送班
	第4 巡回ケア・広報・相談窓口の設置			●		福祉班、高齢者福祉班、保健班、広報広聴班、該当班
	第5 要配慮者向け仮設住宅の供給と復旧期ケア対策				●	福祉班、高齢者福祉班、保健班

※地震災害対策 第13節参照

## 第14節 外国人支援対策

(共通：地震災害対策 第14節参照)

概要	言語、生活習慣が異なる外国人が、災害発生時に適切な行動をとれるよう、支援体制を確立し、外国人の安全確保を図る。
----	---

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
外国人支援対策	第1 情報提供・広報活動	●	●		避難施設応援班
	第2 避難施設生活		●		避難施設応援班

※地震災害対策 第14節参照

## 第15節 緊急輸送対策（共通：地震災害対策 第15節参照）

概要	<p>災害発生時には、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等、交通対策が応急対策の生命線となる。</p> <p>本節では、災害発生時の「交通対策」、「輸送対策」について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通対策：道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する手段を記した。</li> <li>○ 輸送対策：輸送拠点を適切に配置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、緊急輸送体制を確立する手順を記した。</li> </ul>
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
交通対策	第1 緊急輸送路及び緊急交通路の確保		●			道路班、住宅都市復興班、広報広聴班
	第2 交通の規制		●			警察署、自衛隊、道路班、住宅都市復興班
輸送対策	第3 緊急通行車両の届出		●			調達輸送班、災害統括班
	第4 緊急輸送の実施		●			調達輸送班、災害統括班
	第5 臨時ヘリポートの開設		●			企画班、災害統括班
	第6 物資集積所の設置		●	●		調達輸送班、産業班
	第7 帰宅困難者等の臨時輸送		●			被害調査班、各施設所管部、各事業所

※地震災害対策 第15節を準用する。（但し、震災時を想定したものである「緊急輸送道路」、「障害物除去路線」及び「緊急交通路」については除く。また、風水害時においては、総合体育館は避難施設の役割も担うものとする）

## 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策 (共通: 地震災害対策 第16節参照)

概要	<p>災害発生時には、ライフライン施設や道路・鉄道などの都市公共施設にも大きな被害が予想される。生活関連施設の早期回復及び代替措置供を迅速に行うことは、応急活動、復旧活動を進める上で重要になってくる。</p> <p>本節では、上下水道、電気、電話、ガスの復旧及び二次災害の防止、都市公共施設（市の施設やその他の公共施設、道路・橋梁、河川・指定地、鉄道）の応急復旧対策の手順を定める。</p>
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
ライフライン対策	第1 大規模地震発生時の緊急対策					下水道対策部、都水道局、東京電力グループ、NTT、東京ガス、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯、災害統括班
	第2 水道の応急、復旧対策	●	●	●		災害統括班、都水道局
	第3 下水道の応急、復旧対策	●	●	●		下水道対策部
	第4 電気の応急・復旧対策	●	●	●		東京電力グループ
	第5 電話の応急、復旧対策	●	●	●		NTT
	第6 ガスの応急、復旧対策		●	●		東京ガス、エルピーガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯
都市公共施設対策	第7 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策	●	●	●		各施設所管部
	第8 道路・橋梁の応急、復旧対策	●	●	●		道路班、公園管理班、中日本高速道路、南多摩東部建設事務所、NTT、東京電力グループ、東京ガス、交通機関
	第9 河川管理施設の応急、復旧対策	●	●	●		下水道応急復旧班、消防団、道路班
	第10 鉄道の応急、復旧対策	●	●	●		JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄

※地震災害対策 第16節参照

## 第17節 遺体の収容・火葬等

(共通：地震災害対策 第17節参照)

概要	大規模災害が発生し、多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の腐乱を防止するため、遺体の搜索・収容、検視検査、埋火葬等の作業を迅速に行う必要がある。
要	本節では、遺体の処置の流れを示すとともに、遺体安置所の開設や遺体の処置に要する人員・資材の確保等について定める。

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
遺体の収容・火葬	第1 遺体の収容所・安置所の開設		●	●		市民班、警察署
	第2 遺体の収容等		●	●		市民班、警察署
	第3 埋火葬の相談と埋火葬許可書の発行			●	●	市民班
	第4 身元不明遺体の対応			●	●	市民班、生活環境班
	第5 死亡者に関する広報			●	●	市民班、広報広聴班

※地震災害対策 第17節参照

## 第18節 生活救援対策（共通：地震災害対策 第18節参照）

概要	災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者の自立復興を促すためにも、飲料水、食料、生活必需品等の供給及び罹災証明等の交付が必要である。 また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する必要がある。 なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分な配慮が必要である。 この節は、災害発生直後の備蓄品の供給、需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法について「飲料水」「生活用水」の給水、「生活必需品」及び「義援物資」に分けて定めたものである。また、被災者の生活支援を行う上での「被災者総合相談窓口」開設の要領、罹災証明等の交付の手続きについても記した。					

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
給水	第1 飲料水、生活用水の給水		●	●		下水道総務・応急給水編成班、避難施設・応急給水応援班、調達輸送班、災害統括班、都水道局
食料	第2 食料の確保・供給		●	●		福祉班、調達輸送班、情報統括班、災害統括班
	第3 炊き出しの実施			●		福祉班、調達輸送班
生活必需品	第4 生活必需品の確保・供給		●	●		福祉班、調達輸送班、情報統括班、災害統括班
	第5 義援物資、義援金の受け入れ・配分			●	●	福祉班、調達輸送班
災害相談	第6 被災者総合相談窓口業務			●		広報広聴班、各対策部、関係機関
金融	第7 金融対策			●		出納対策部、災害統括班
罹災証明	第8 罹災証明書等の交付			●	●	被害調査班

※地震災害対策 第18節参照

## 第19節 災害時の環境・衛生対策

(共通：地震災害対策 第19節参照)

概要	<p>災害発生時には、ライフライン等の機能低下により、衛生状況が悪化し、感染症や食中毒、その他健康への悪影響の発生が懸念される。</p> <p>本節では、被災地の環境・衛生を維持するために「衛生・防疫対策」「し尿処理対策」「災害廃棄物対策」「清掃対策」について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卫生・防疫対策： 被災地及び避難施設の保健衛生活動について記した。</li> <li>○ し尿処理対策： 仮設トイレの設置及びし尿の処理について記した。</li> <li>○ 災害廃棄物対策： 災害廃棄物の処理について記した。</li> <li>○ 清掃対策： 生活ごみの収集・処理体制について記した。</li> </ul>
----	--

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
衛生・防疫対策	第1 被災地の衛生・防疫		●	●	衛生班、清掃収集班
	第2 避難施設の衛生・防疫		●	●	保健班、衛生班、救護統括班、市薬剤師会
し尿処理対策	第3 仮設トイレの配置		●	●	下水道応急復旧班、福祉班、調達輸送班
	第4 し尿の処理		●	●	下水道応急復旧班
災害廃棄物対策	第5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策		●	●	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班
清掃対策	第6 生活ごみの処理		●	●	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班

※地震災害対策 第19節参照

## 第20節 災害時の建物対策

(共通：地震災害対策 第20節参照)

概要	災害による二次災害防止のため、早急に被災建物の危険度を判定する必要がある。また、住家が損壊した被災者へは、住宅修理や応急仮設住宅等の供与、被災建物の解体・撤去、応急修理の実施などの対策が必要である。 本節で、災害時の建物対策として、「応急危険度判定」「被災住宅」「応急仮設住宅」「住宅の確保」について定めたものである。
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
被災建築物の応急措置	第1 市有施設の応急措置		●			住宅供給班、学校教育班、施設管理者
	第2 被災建築物の応急危険度判定の実施		●	●		住宅都市復興班
	第3 被災宅地危険度判定の実施		●	●		住宅都市復興班
	第4 住家被害認定調査			●		災害統括班、被害調査班、広報広聴班
	第5 被災住宅の応急修理			●		福祉班
	第6 一般建物の解体・撤去				●	道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班
住宅の確保	第7 応急仮設住宅の需要の把握			●		住宅供給班、福祉班、広報広聴班
	第8 応急仮設住宅の用地確保及び建設			●		住宅供給班、公園管理班
	第9 公営・民間住宅の確保・供給				●	住宅供給班
	第10 応急仮設住宅の入居者の募集・選定				●	住宅供給班、福祉班、広報広聴班
	第11 公営・民間住宅の入居者の募集・選定				●	住宅供給班、福祉班、広報広聴班

※地震災害対策 第20節参照

## 第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護

(共通：地震災害対策 第21節参照)

概要	災害の発生、または災害が発生するおそれがある時には、学校、学童保育クラブ、保育園等の施設では、児童・生徒・園児の安全確保を行うとともに、精神の安定を図るためにも教育活動・保育活動の再開に向けた活動が必要である。
	本節では、災害時の児童・生徒・教職員、園児の安全確保、教育の再開、学用品等の供与等について、学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育園ごとにそれぞれの行う対応を定める。また、応急期における文化財の保護についても定める。

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
応急教育 対策	第1 学校の災害応急措置	●			学校教育班
	第2 児童・生徒・教職員の安否確認	●			学校教育班
	第3 応急教育		●		学校教育班
学童保育 対策	第4 学童保育クラブの災害応急措置	●			子ども生活班
	第5 児童・指導員の安否の確認	●			子ども生活班
	第6 応急保育		●		子ども生活班
	第7 学童保育の再開		●		子ども生活班
応急保育 対策	第8 保育園等の災害応急措置	●			子ども生活班
	第9 園児・職員の安否の確認	●			子ども生活班
	第10 応急保育		●		子ども生活班
文化財の 保護	第11 文化財の保護		●		各管理者、所有者、避難施設・応急給水応援班

※地震災害対策 第21節参照

## 第22節 被災地等支援体制の確立

(共通：地震災害対策 第22節参照)

概要	市は、市域外において発生した大規模災害に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定または人道上の配慮から、被災自治体に対して支援活動を実施する。特に、被災市町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応急措置について、正当な理由がない限り、応援を実施する。なお、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。	●	●	●	被災地等支援統括班、該当班
	本節は、被災自治体に対する迅速で効率的な支援活動を実施するため、「被災地等支援体制の確立」に関する措置を定めたものである。	●	●	●	各対策部各班
	第1 被災地等支援対策本部の設置	●	●	●	各対策部各班
	第2 被災地等支援対策本部の組織・運営	●	●	●	避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
被災地等支援体制の確立	第1 被災地等支援対策本部の設置	●	●	●	被災地等支援統括班、該当班
	第2 被災地等支援対策本部の組織・運営	●	●	●	各対策部各班
	第3 被災地等支援対策本部会議の開催	●	●	●	各対策部各班
	第4 広域避難者の受入れ	●	●	●	避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校

※地震災害対策 第22節参照

## 第5章 雪害対策

### 第1節 雪害対策

本章は、雪害に対して、市及び関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本的事項を定めたものである。



## 第1節 雪害対策

本章では、市の活動態勢について規定するとともに、①平時からの備え、②発生直前段階における予防的対策、③雪害発生時の対策、と段階を分けて、各フェーズにおける対策内容を示す。

なお、本章に記載のないものについては、原則、第4章（風水害応急対策）を準用するものとする。

### 第1 雪害時の活動態勢

#### 1 市の配備態勢

町田市内において、大雪による災害の発生が事前に予想される場合、もしくは、災害が発生した場合における市職員の配備態勢は、次の基準による。

雪害警戒本部及び雪害対策本部の設置にあたっては、「第4章 風水害応急対策 第1節 応急活動体制の確立」に準じて行う。

本部	配備態勢	状況	予想される被害等	主な活動	配備する職員
	待機態勢	●市域に大雪・暴風雪警報が発表されたとき	●一部公共交通機関の運休	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報及び市内状況の情報収集</li> <li>●関係機関への情報連絡</li> <li>●被害予想及び対応策の検討</li> <li>●除雪作業の計画及び実施</li> <li>●ごみ収集の臨時の対応</li> <li>●施設周辺の除雪等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災安全部（職員の1/3以上）</li> <li>●道路部（必要人数）</li> <li>●環境資源部（必要人数）</li> <li>●財務部（必要人数）</li> <li>●施設所管部（必要人数）</li> </ul>
雪害警戒本部	警戒態勢	●市域に大雪・暴風雪警報が発表され、大雪による災害等が現に発生しているとき、若しくは危険性が高まつたと防災安全部長が判断したとき	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共交通機関の運休</li> <li>●道路交通機能のマヒ</li> <li>●農業施設への被害</li> <li>●避難行動要支援者の一部孤立</li> </ul>	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>●帰宅困難者対応</li> <li>●関係機関等と連携しての除雪作業の展開</li> <li>●除雪した雪の一時的排除</li> <li>●避難行動要支援者の状況把握</li> <li>●緊急用車両・調査用車両の準備と運行</li> </ul>	上記の職員に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災安全部（職員の2/3以上）</li> <li>●総務部（必要人数）</li> <li>●広報課（必要人数）</li> <li>●財務部（必要人数）</li> <li>●市民部（必要人数）</li> <li>●都市づくり部（必要人数）</li> <li>●下水道部（必要人数）</li> <li>●経済開拓部（必要人数）</li> <li>●地政部（必要人数）</li> <li>●いきいき生活部（必要人数）</li> <li>●保健所（必要人数）</li> </ul>
雪害対策本部	雪害配備態勢	●警戒態勢以上の配備態勢が必要だと、市長が判断したとき	上記状態が数日以上継続し、かつ <ul style="list-style-type: none"> <li>●家屋等への被害</li> <li>●人的被害の発生</li> </ul>	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者の救助・救出</li> <li>●救出した被災者及び自主避難者の保護</li> <li>●その他の災害応急対策の全て</li> </ul>	上記の職員に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災安全部（全員）</li> <li>●震災第1配備要員（全員）</li> <li>●全部局（必要人数）</li> <li>●災害対策本部指定期間職員（全員）</li> </ul>

※所管部の対策を応援する各部については、上記の表によらず、人員配備の要請があり得るものとする。

※所管部の対策を応援する各部への人員要請は、所管部の必要人数算定を受け、警戒本部（対策本部）にて応援各部への割り当てを決定する。

※人員数及び配置には再任用職員を含む。

## 第5章 雪害対策

### 第1節 雪害対策

#### 2 各部の所掌事務

本市の雪害時における各部の活動は、雪害時には、特に次の事務を所掌する。また、これ以外にも、第4章（風水害応急対策）第1節第3に定める所掌事務を必要に応じて分担するものとする。

部	所掌事務
災害統括班 (防災安全部)	<ul style="list-style-type: none"><li>○市警戒本部（雪害対策本部）の運営に関すること</li><li>○市警戒本部（雪害対策本部）等が必要とする情報の収集・伝達に関すること</li><li>○東京都及び外部関係機関との調整等に関すること</li><li>○その他災害応急対策全般に関すること</li></ul>
施設所管部（財務部、市民部、地域福祉部、子ども生活部、環境資源部、学校教育部、生涯学習部、ほか）	<ul style="list-style-type: none"><li>○所管する施設（周辺を含む）及び施設利用者の安全確保に関すること</li><li>○施設周辺の除雪に関すること</li><li>○施設利用関連情報の周知に関すること</li><li>○必要に応じて施設利用者への大雪に関する情報の提供に関すること</li></ul>
政策経営部	<ul style="list-style-type: none"><li>○大雪関連情報の広報に関すること</li><li>○代表電話を通じた市民への情報提供に関すること</li></ul>
財務部	<ul style="list-style-type: none"><li>○庁舎の管理及び庁舎周辺の除雪に関すること</li><li>○帰宅困難者対応に関すること</li></ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民センター等の臨時避難施設利用に関すること</li></ul>
地域福祉部	<ul style="list-style-type: none"><li>○避難行動要支援者の状況把握等に関すること</li><li>○避難者が出た際の避難施設対応に関すること</li></ul>
いきいき生活部 保健所	<ul style="list-style-type: none"><li>○避難行動要支援者の状況把握等に関すること</li></ul>
環境資源部	<ul style="list-style-type: none"><li>○雪害時のごみ収集作業の実施に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>－ 積雪状況の把握、タイヤチェーンの装着</li><li>－ 収集状況の掌握</li><li>－ 応急的な収集計画の作成及び実施</li></ul></li><li>○処理施設等の受入れ準備に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>－ 構内の除雪及び凍結防止措置</li></ul></li><li>○道路部との連携に関すること</li><li>○収集計画の広報に関すること</li></ul>
経済観光部	<ul style="list-style-type: none"><li>○農業施設被害に関すること</li><li>○市内の商店・店舗等（大型店を含む）での営業状況の把握に関すること</li></ul>
道路部	<ul style="list-style-type: none"><li>○道路除雪実施計画の策定及び道路除雪の実施<ul style="list-style-type: none"><li>－ 道路除雪の実施及び実施計画等の検討</li><li>－ 通行規制区間の設定（警察署との協議による）</li></ul></li><li>○道路事故の未然防止に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>－ 凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施</li></ul></li><li>○関係機関（南多摩東部建設事務所、津久井土木事務所、国道事務所及びその他隣接する市の道路管理者）との連携<ul style="list-style-type: none"><li>－ 情報の伝達</li><li>－ 都県道の除雪依頼</li></ul></li><li>○その他道路応急対策に関する総合調整</li></ul>
都市づくり部	<ul style="list-style-type: none"><li>○市内の鉄道・バス運行状況の収集に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>－ 鉄道・バス運行事業者からの遅延情報等の収集・集約</li></ul></li></ul>
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校施設の安全確保に関すること</li><li>○通学児童生徒への安全措置に関すること</li></ul>
その他全部局	<ul style="list-style-type: none"><li>○庁舎等利用者の安全確保に関すること</li><li>○除雪の応援に関すること（施設及び道路）</li><li>○被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難施設の開設及び補助に関すること</li><li>○避難者に対する支援等に関すること</li><li>○市民への安全広報（凍結路面での転倒防止、雪下ろし中の転落防止等）及び所管事業の実施等にかかる広報に関すること</li><li>○その他所掌する災害応急対策事務に関すること</li></ul>

## 第2 平常時からの備え

市及び関係機関は、大雪による都市機能の阻害防止を図るため、除雪体制を構築するとともに、要員確保計画の策定など、雪害対策体制の構築に努める。また、必要な除雪資機材等の整備又は緊急調達についてあらかじめ定めておくものとする。

### 1 機材・凍結防止剤等の備蓄

#### (1) 資機材の整備及び維持管理

除雪・凍結防止活動等を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又はスノーティヤのほか、おおむね次の資機材等を整備しておくものとする。

部	資機材等
道路部	○ショベルローダー、凍結防止剤、スコップ等の除雪資機材
各部共通	○市民利用施設等では、凍結防止剤及びスコップ等の除雪資機材

#### (2) 資機材の緊急調達

各部局は、資機材等の保管場所の確保や維持管理が困難な場合や数量の不足が生じた場合、あるいは、上記以外の資機材が緊急に必要となった場合に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておくものとする。

## 2 除雪体制の整備

#### (1) 全市的な道路除雪体制（道路部、応援各部）

道路管理者は、道路交通を緊急に確保するため除雪を実施する。また、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保及び協定・業者委託等による除雪体制の強化に努める。また、市各部局を挙げての除雪協力体制の展開方法について、実務的な検討を行う。

#### (2) 市民等による除雪援助体制（市民部、地域福祉部、いきいき生活部、保健所）

降積雪時においては、市民一人ひとりが力を出し合い、市と一体となって除排雪活動を行うことが必要である。そのため、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。また、避難行動要支援者のみの世帯では、豪雪時の除雪作業がうまく進まないおそれがある。市は、こうした避難行動要支援者のみの世帯に対する除雪援助のあり方等を検討する。

#### (3) 雪氷対策路線の指定等（道路部）

道路管理者は、積雪、凍結、交通量、過去の大雪による車両等のスタックの発生状況等路線の諸条件を考慮し、雪氷対策路線の指定等の雪氷対策に努める。

### 第3 雪害が予想される際の予防的対策

市及び関係機関は、雪害が予想される際には、降雪前や大雪注意報発表前から、雪害対応ができるよう体制を構築していくものとする。

#### 1 路面凍結対策

市及び都県道、国道、高速道路を所管する各関係機関は、相互協力の下所管する道路における除雪体制を整備する。また、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、警報発表前でも、まとまった積雪を予想する気象情報が出ている段階から、雪氷対策路線への除雪活動及び凍結防止活動を実施する。

#### 2 情報連絡体制

市域に関する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予想される場合、市は、直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

活動の詳細については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告 第1 情報連絡体制の確立」に準じて対応するものとする。

#### 3 通常業務執行体制の縮小の検討

雪害が予想される際には、通常業務の執行や予定していた事業の実施等について延期・中止等の対応の必要性が少なからず発生する。また、雪害発生時には、人員配置・車両運行等の面で、通常通りの業務執行は困難となる。これら状況を見込んだ上で、通常業務の業務執行体制について縮小させる等、事業継続のあり方を検討しておく。

#### 4 市民への警戒呼びかけ

国が「大雪に関する緊急発表」等により注意呼びかけを行った場合、市は、市民に情報発信を行う。情報発信する内容はおおむね次のとおりである。

- 不要不急の外出抑制、外出先からの早期帰宅
- やむを得ず外出する場合は、鉄道等の公共交通機関の運行情報の収集やドライバーへのチェーンの装着・携行等を行うよう呼びかけ
- 除雪への協力依頼
- 外出ができなくなった場合でも自宅で安全に過ごせるよう、早めの準備を促すための情報（各家庭の災害用備蓄の活用など）  
※特に、人工透析や投薬、出産など、生命に関わる通院ができなくなることを考慮する
- 農林業被害の未然防止のための周知（都からの農業施設等の減災のための技術的な周知等）

## 雪害発生時の対応

### 第4 待機態勢時の対応

#### 1 情報収集（災害統括班、各部）

雪害に関する予報及び観測情報等の収集は、「第4章 風水害応急対策 第2節 情報の収集・伝達」を参照。

なお、気象注意報・警報等のうち、雪害に関するものは下記のとおりである。

#### ■注意報・警報の発表基準（2020年（令和2年）10月1日現在）

府県予報区	東京都	
一次細分区域	東京地方	
市町村等をまとめた地域	多摩南部	
二次細分区域	町田市	
注意報	風雪	13m/s以上 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ 5cm以上
	融雪	
	なだれ	
	霜	4月10日～5月15日 最低気温 2°C以下
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2°C～2°Cの時
警報	暴風雪	25m/s以上 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ 10cm以上

#### ■特別警報の発表基準（2020年（令和2年）10月1日現在）

暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

また、雪害に関する気象情報として、積雪情報にも留意する。

#### 2 市民広報・情報配信（政策経営部、各部）

市は、都及び関係機関から雪による市民生活への影響等に関する情報を収集し、消防署、警察署等の関係機関と協力し、安全情報の提供、その他必要な事項、について市民等への広報活動を実施する。また、大雪の際は、市の行政サービス実施等について、市民から代表電話への問合せが増加することを踏まえ、市各部は、代表電話への情報提供に努める。防災情報、道路除雪、ごみ収集、市施設利用案内等の情報については、不足の無いよう、特に留意する。政策経営部（広聴課）は、市各部へ、こうした情報提供を呼びかける。

#### ■広報手段の例

- メール配信サービス
- 市ホームページ
- 代表電話
- 防災行政無線放送

※ 市民等への広報については、「第3章 地震災害応急対策 第4節 災害時の広報」に準じて行う。

### 3 除雪対策

市及び道路管理者等は、災害を防止するため、所管する施設の除雪を実施するものとする。本項の除雪対策は、配備態勢の段階が上がるに応じて、人員等を拡充して対応していく。

なお、宅地に積もった雪は、所有者または管理者が対応することを原則とする。

#### (1) 所管施設等の除雪

##### ①道路の除雪（道路部、環境資源部、南東建、国道事務所、隣接する市の道路管理者、応援各部）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するほか、主要道路、バス路線などを重点に除雪の実施、障害物（チェーンの切れ端等のごみ）の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

##### ②市施設周辺の除雪（施設所管部、応援各部）

市施設の管理者は、その管理する建物の周囲等において、利用者等の転倒防止、屋上からの落雪防止等のための除雪を行い、安全確保に努める。

#### (2) 市民が除雪を行う際の注意喚起（政策経営部）

市は、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意する様、市民へ呼びかける広報活動を実施する。

■施設種別ごとの除雪対応等一覧表

施設種別		対応	担当
庁舎	市庁舎	・建物周辺への凍結防止剤散布及び除雪 ・落雪等の警戒及び危険排除	財務部 (各部応援)
	その他庁舎施設	(同上)	各施設所管部
道路	駅周辺道路	・歩道、ペデストリアンデッキ等への凍結防止剤散布及び除雪	道路部 (各部応援)
	幹線道路 (啓開道路)	・所管道路への凍結防止剤散布及び除雪	南東建
		・当該道路への凍結防止剤散布及び優先的な除雪	道路部 (各部応援)
	非幹線道路	・状況に応じた除雪作業の実施 － 関係機関及び委託による除雪作業の手配 － (ボランティアの協力に関する調整)	道路部 (各部応援) 地域福祉部

## 第5 警戒態勢時の対応

### 1 帰宅困難者対策（災害統括班、財務部、都市づくり部）

事業所及び施設の管理者は、暴風雪、積雪等により交通機関が混乱することが予想される場合、従業員、施設利用者、来客者等に気象情報、交通機関の運行状況等の情報を提供し、早期の帰宅を促すよう努める。

鉄道会社、バス会社等の各事業者は、駅周辺の混乱を事前に防止するために、帰宅困難者に対し交通機関の運行状況等の情報を提供する。鉄道会社については、運行が困難な場合、駅構内や車両等での乗客保護対応に努める。

復旧の目処がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であり、混乱の長期化が予想される場合は、駅周辺の滞留者による混乱を防止するため、帰宅困難者一時滞在施設を開設する等、「第3章 地震災害対策 第11節 帰宅困難者対策」に準じた対応を行うものとする。（災害統括班は一時滞在施設開設に係る財務部との協議及び判断調整。都市づくり部は、交通事業者との連絡調整。財務部は、一時滞在施設開設にかかる判断調整及び施設運営、駅周辺の帰宅困難者誘導等対応。下記の一時滞在施設の施設管理者及び施設職員は、開設運営対応について担うものとする）

なお、施設の開放順は、原則として、市の一時滞在施設を最初に開放し、市の一時滞在施設のみで帰宅困難者を収容できないことが見込まれる場合に民間一時滞在施設の開放を要請する。ただし、これらの施設の解放順は、施設の被災状況や発災時の施設利用状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

■一時滞在施設一覧

相原駅	○堺市民センター
多摩境駅	○小山市民センター
町田駅 ※○数字は開放順	①市施設 町田市民ホール、町田市立中央図書館、町田市生涯学習センター（まちだ中央公民館）、町田市民フォーラム、町田市文化交流センター、町田市民文学館、健康福祉会館、子どもセンターまあち ②民間一時滞在施設 ホテル・ラポール千寿閣、レンプラントホテル東京町田、河合塾町田校、メガロス町田、町田ボウリングセンター
鶴川駅	○和光大学ポプリホール鶴川
玉川学園前駅	○玉川学園コミュニティセンター
成瀬駅	○なるせ駅前市民センター
つくし野駅	○つくし野コミュニティセンター
南町田グランベリー パーク駅	○南町田グランベリーパーク

※玉川学園コミュニティセンターは、工事中のため使用不可（2021年5月開所予定）。

## 2 除雪対策の拡充

### (1) 全市的な対応（各施設所管部、道路部、環境資源部、応援各部）

積雪量が増加した際に、対象が非常に広範囲かつ作業量も甚大となるため、市は、全市的な活動態勢（協定・業者委託等の活用、応援各部からの追加要員確保等）を構築し、対応にあたる。

### (2) 通行規制（道路部、警察署）

降雪・積雪に除雪作業が追いつかない場合、道路管理者は警察署との協議の上、必要に応じ通行規制の実施を要請する。また、通行規制等を実施した場合は、適切な広報周知を行うものとする。

### (3) 地域での除雪活動協力の呼びかけ（市民部）

住宅及び私有地における除雪活動は、原則としてその所有者・管理者が行うが、町内会自治会等の地域コミュニティでは、状況に応じて共助による雪下ろし等の活動を行う。特に避難行動要支援者のみの家庭等については、民生委員等地域関係者による状況把握と、協力呼びかけによる除雪体制の確立に努める。

市は、必要に応じて、町内会自治会を通じて近隣の通路等の除雪や屋根の雪下ろしを実施するよう督促して家屋の損壊による事故等の防止に努める。

## 3 避難行動要支援者の状況把握（地域福祉部、いきいき生活部、保健所）

市は、福祉関係団体・事業者等を通じて、市域の避難行動要支援者の状況について把握し、その孤立の防止と、支援の必要性の把握に努める。また、対象者によっては、市が直接連絡する等して、安否確認に努める。

#### 4 農業施設被害等の把握（経済観光部）

市は、積雪による農業施設への被害による農業従事者・事業者等からの相談があった場合、これに対応する。また、農業施設被害の市域での発生状況について、全容の把握に努める。

### 第6 雪害配備態勢時の対応

#### 1 救助事象への対応

積雪により、以下のような事象により人命危険等が生じた場合、市及び各救助関係機関は連携して対応する。

##### (1) 家屋倒壊への対応

積雪による重みで家屋が倒壊し、救助が必要な場合、消防署及び消防団は、人命救助を最優先とした救出・救助活動を展開するものとする。また、必要に応じて市は、協定締結機関による救助を要請する。ただし、人命危険の無い住宅関連設備の倒壊（倉庫・カーポート等の破損）で、人命危険のおそれの無いものについては、これら救出救助活動を必要とする事象として扱わない。

##### (2) 車内への閉じ込めへの対応

積雪により動けなくなった車から人が出られなくなり、一酸化炭素中毒等のおそれから救助が必要となった場合、通報を受けた消防署及び消防団は、当該車両周囲の除雪を行う等して救出・救助活動を展開するものとする。必要に応じ、道路管理者及び市が要請した協定締結機関の協力を得るものとする。

#### 2 避難対策

上記救出活動によって助け出された救助者や、積雪による家屋損壊等のため避難する市民等については、市民センター等を臨時避難施設として開放し、一時的に収容する。

##### (1) 避難者への市民センター等の開放（市民部）

市は、家屋損壊等による避難者が出了場合、市民センター等施設を臨時避難施設として開放する。また、各町内会自治会で管理している中規模会館等も、必要に応じ、地域で臨時に避難するための施設として開放される。

###### ■「市民センター等」の臨時避難施設

- |         |             |        |
|---------|-------------|--------|
| ○市民センター | ○コミュニティセンター | ○中規模会館 |
|---------|-------------|--------|

##### (2) 市域全般に広範な被害が生じた際の避難対策（災害統括班、各施設所管部、地域福祉部、応援各部）

市域での家屋被害等が広範に渡り、臨時避難施設での収容が困難と予想された場合、市は、学校施設を含めたその他市施設の開設を検討する。開設の手順等は、「第4章 風水害応急対策 第12節 避難対策」に準じて行うが、開設担当者の移動困難性等を考慮し、応援各部の協力体制の下、柔軟な人員配置に努めるものとする。

### 3 他機関への応援要請（災害統括班）

雪害による被害状況が、市及び市内関係機関の対応のみでは対処しきれない場合、市は以下の機関への応援を要請する。

#### (1) 自衛隊

市は、自衛隊による災害派遣が必要と認められるとき、「第3章 地震災害応急対策 第5節 相互協力・応援要請 第1 自衛隊派遣要請」に定めた手順に従って、要請を行う。

#### (2) 東京都・他県自治体

市は、東京都からの応援・物資供給が必要と認められるとき、「第3章 地震災害応急対策 第5節 相互協力・応援要請 第2 自治体への応援要請」に定めた手順に従って、人員派遣及び物資供給等の要請を行う。

特に、遠方自治体からの応援に関しては、豪雪地帯である長野県長野市、長野県川上村、山形県川西町等の自治体への打診を行う。ただし、交通事情によっては、困難も予想されることに留意する。

### 4 市内での物販・商品流通状況等の把握（経済観光部）

市は、市内での商店・大規模店舗等の営業状況等から、市民への食料及び日用品等の供給状況について把握し、応援物資要請の必要性を判断するにあたっての参考情報とする。

### 5 立ち往生車両等の移動

市は、市が管理する道路において、集中的な積雪により、広域的に道路交通が麻痺し、地域間の主要幹線の途絶、大規模な立ち往生が生じた、もしくは立ち往生車両の拡大が生じる可能性があると判断される場合は、災害対策基本法（第76条）の権限により、区間を指定して車両の移動等の措置を行う。運転者の不在時等は、人力・牽引・重機等により道路端（やむを得ない場合は他人の土地など）へ移動し、交通路を確保する。

車両等の移動は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（2014年（平成26年）11月）」に基づき実施する。

#### (1) 道路区間の指定

立ち往生車両等の移動を含む除雪作業を行う道路区間指定は、積雪深や被害状況を総合的に判断し、災害対策本部決定や内部決裁等により速やかに行う。

なお、区間指定の際は、関係する道路管理者間で、情報収集、道路啓開に関する調整や指示等について連携を図る。

#### (2) 立ち往生車両等の移動

大雪による大規模立ち往生が生じた場合は、指定区間においてスタック車両を早期に排除するため、重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。

なお、放置自動車の移動は、第3章 地震災害対策 第15節 第1「緊急輸送路及び緊急交通路の確保」に定める。

## 第5章 雪害対策

### 第1節 雪害対策

#### (3) 運転者等への支援

大雪時の車両移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合には、運転者への健康上の配慮から、避難施設の提供や食料の配布、トイレの手配、燃料の支給等について、関係機関と連携して実施する。

## 6 その他の応急対策活動

状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3章 地震災害応急対策」及び「第4章 風水害応急対策」に準じて行う。

## 第6章 原子力災害対策

第1節 放射線使用施設対策

第2節 大規模原子力災害対策

本章は、放射性物質の漏えい・流出を伴う事故の発生により、本市で放射線が検出された場合に備え、原子力災害への対策を示したものである。



## 第1節 放射線使用施設対策

○放射線使用施設の放射性物質の漏えい、流出を伴う事故等

### 第1 基本方針

放射線使用施設において、放射性物質の漏えい、流出を伴う事故等が発生した場合、市は関係機関と連携して適切な安全確保対策を実施する。

### 第2 放射線使用施設対策の実施

放射線使用施設の破壊等に伴う、放射性物質の漏えい、流出による各関係機関の対策は次のとおりとする。なお、核燃料物質の輸送中の事故についても同様に行う。

放射線使用施設責任者*	<input type="checkbox"/> 放射線災害の防止措置 <input type="checkbox"/> 汚染地区の設定 <input type="checkbox"/> 消防隊への協力（情報）	<input type="checkbox"/> 消防署、警察署、保健所への通報 <input type="checkbox"/> 付近住民の避難
消防署	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 人命安全に関する応急措置 <input type="checkbox"/> 危険区域の設定・規制と広報活動 <input type="checkbox"/> 放射線使用施設責任者に対する必要な措置の要請 <input type="checkbox"/> 事故の状況に応じ、必要な措置の実施 <input type="checkbox"/> 事故の通報を受けた旨を都総務局に連絡	
警察署	<input type="checkbox"/> 避難の指示 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定
都福祉保健局 都病院経営本部	<input type="checkbox"/> 漏えい放射線の測定 <input type="checkbox"/> 立入禁止	<input type="checkbox"/> 危険区域の設定 <input type="checkbox"/> 住民不安の除去
市	<input type="checkbox"/> 避難勧告等 <input type="checkbox"/> 避難住民の保護 <input type="checkbox"/> 都への現地連絡調整所の設置の要請 <input type="checkbox"/> 周辺地域での放射線量の測定	<input type="checkbox"/> 避難施設の開設 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 都現地連絡調整所への協力

\* 放射線使用施設には、放射性物質を輸送中の施設も含む。

## 第2節 大規模原子力災害対策

国内の原子力施設における放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故が発生した場合、市から遠く離れた場所であっても飛散した放射性物質が風によって運ばれ、降雨で放射性物質が降下することによって、本市にも影響を及ぼす可能性がある。

### 第1 基本方針

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）<sup>※1</sup>に、本市及び都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態<sup>※2</sup>が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波災害を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた町田市においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定するものである。

#### 《注釈》

##### ※【緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）】

緊急時に屋内退避等が必要とされる防災対策の重点区域にあたり、原子力発電所から概ね半径30km以内の範囲とされている。UPZとはUrgent Protective action Planning Zoneの略。2011年（平成23年）11月に原子力安全委員会（現・原子力規制委員会）における専門部会防災指針検討ワーキンググループが示した「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の文中にて、従来用いられていたEPZ（緊急時計画区域のこと）で、原子力発電所からの距離およそ8～10kmの範囲）に代わり用いられるようになった概念。

##### ※2【原子力緊急事態】

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器器外）へ放出された事態をさす。原子力災害対策特別措置法第二条に規定されている。

### 第2 警戒及び応急活動体制

国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合、本市に影響を及ぼすかどうかは、事故の規模や気象状況等を勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集が非常に重要となる。

また、事故によって放射性物質が大気中に放出された後の降雨により、大気中の放射性物質が地表に降下することが予想される。

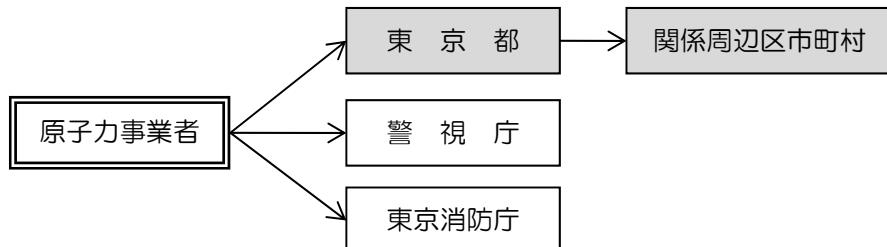
このため、放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、災害活動体制は、「第4章 風水害応急対策 第1節 応急活動体制の確立」の警戒態勢に準じた体制を確立し、状況に応じて柔軟に対応する。

### 第3 情報収集・伝達

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、消防署、警察署、都及び防災関係機関との情報収集・伝達を密に行う。

※ 情報収集・伝達については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告」、「第4章 風水害応急対策 第2節 災害予警報の収集・伝達」、に準じて行う。

原子力災害特別措置法第10条<sup>\*</sup>第1項の通報等の流れは、次のとおりである。



(注) [ ] は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報箇所を示す。  
(東京都地域防災計画 原子力災害編より)

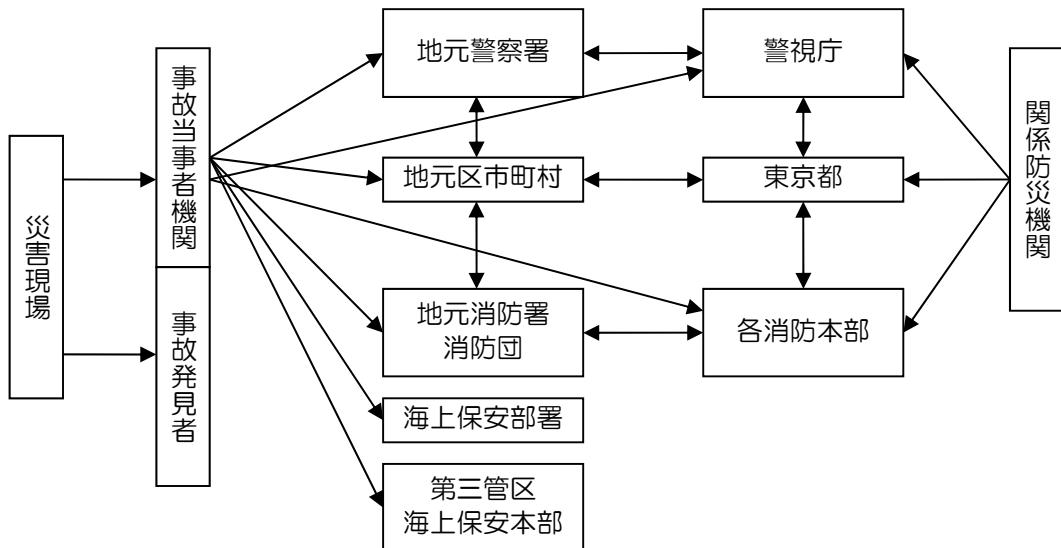
#### ※ 【原子力災害特別措置法】

(原子力防災管理者の通報義務等)

第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第十五条第一項第一号において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

なお、同法第10条第1項の通報があった場合または原子力緊急事態宣言が発出された場合の後における原子力事業者からの情報連絡体制は、東京都地域防災計画・大規模事故編に定めるところにより下図のとおりとなる。



(東京都地域防災計画 大規模事故編より)

## 第4 放射線量等の測定

放射性物質や放射線が町田市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、都が実施した放射線量等の測定結果について情報収集し、市ホームページなどにより市民に公表・周知する。また市は、必要に応じて市内の特定箇所及び水道水・農作物などについて放射線量等を測定し、同様に公表する。

### 1 空間放射線量の測定

市は、市内の特定箇所にて空間放射線量測定を実施し、その測定場所と値について公表するとともに、国・都からの情報を基に、健康への影響等について広報を実施する。

※ 測定方法については、地上 1m 及び地上 5cm で測定を行い、その平均値を観測するものとする。

### 2 清掃工場における焼却灰放射性物質濃度と空間放射線量の測定

市は、市内の清掃工場の焼却灰の放射性物質濃度と空間放射線量について測定し、測定結果を公表する。

### 3 市剪定枝資源化センターにおけるチップ堆肥の放射性物質の測定

市は、市剪定枝資源化センターにおけるチップ堆肥について放射性物質を測定し、測定結果を公表する。

### 4 町田市下水処理場における放射性物質測定及び空間放射線量の測定

市は、終末処理場において空間放射線量、汚泥焼却灰及び放流水に含まれる放射性物質を測定し、測定結果を公表する。

### 5 家畜ふん堆肥及び落葉・剪定枝堆肥の放射性物質検査の実施

市は、都が行う町田市産家畜ふん堆肥及び落葉・剪定枝堆肥の放射性物質検査について、その検査結果を公表する。

## 6 農作物の放射性物質検査の実施

市は、都が行う町田市産農作物の放射性物質検査について、その検査結果を公表する。

## 7 市内浄水所の水道水の放射性物質測定の実施

市は、都が行う市内浄水所の水道水の放射性物質測定について、その測定結果を公表する。

## 8 その他の放射性物質測定の実施

市は、必要に応じ、その他の放射性物質測定を実施し、その測定結果を公表する。

# 第5 放射性物質の除去作業

## 1 市の除去作業

本市が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、市域で、その原因となっている箇所の特定及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施し、その結果に基づき、立入制限等の措置を講じるとともに、市は、都と連携し、国の原子力災害対策本部が定めた「市町村による除染実施ガイドライン（2011年（平成23年）8月）」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し実施する。

## 2 市民が除去作業を行う際の留意事項の広報の実施

市は、市民が自宅の庭などで除去作業を行う際に備え、必要に応じて、市民が除去作業を行う際の留意事項について、市ホームページなどで広報を行う。

# 第6 飲料水、飲食物の摂取制限等

原子力安全委員会による「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」では、飲食物の摂取制限に関する指標（＝2012年（平成24年）3月31日以前の、食品衛生法に基づく暫定規制値）を設け、この指標に基づき国が必要な地域について指導、助言を行うこととなっていた。この暫定規制値に対し、2012年（平成24年）4月1日付で厚生労働省が見直しを行い、より基準を厳格化した放射性セシウム等の新基準値を発表した。

市は、この新たな基準値に従い、平素から適切な対応をとれるよう体制を整備するとともに、都を通じて必要な情報収集に努め、水道水及び農作物から規制値を超える放射性物質及び放射線量の値が示された場合には、都と協議し、出荷・摂取制限等の必要な措置を講じる。

放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値（単位：ベクレル／kg）
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

出典：厚生労働省（2012年（平成24年）4月1日施行）

## 第7 広報活動

市は、市民に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけも行う。

### 1 広報内容

広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が沈静化した段階に分けて記載する。

#### (1) 特定事象発生時から原子力緊急事態宣言解除までの広報

- ア 被害状況の概要
- イ 避難及び屋内退避の必要性の有無
- ウ 飲食物の摂取制限の必要性の有無
- エ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- オ 国・都等の活動体制及び市の関連事項
- カ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること  
(本部の設置、相談窓口の設置、交通規制情報など)
- キ 要配慮者への情報伝達協力の呼びかけ
- ク その他必要な情報

#### (2) 原子力緊急事態解除後の広報

- ア 市内の放射性物質及び放射線量測定情報
- イ 被害状況及び応急対策実施状況に関すること
- ウ 安心情報
- エ 風評被害防止のための情報
- オ 要配慮者への情報提供協力の呼びかけ
- カ その他必要な情報

### 2 広報活動の実施

広報活動の実施については、「第3章 地震災害応急対策 第4節 災害時の広報」、「第4章 風水害応急対策 第4節 災害時の広報」、に準じて行う。

## 第8 住民相談窓口の設置

市は、市民からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置する。その場合、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接対応）、連絡先等の必要事項を広報する。

また、問い合わせの多い内容については、その回答と合わせて広報活動を実施し、住民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

## 第9 風評被害等の影響の軽減

市は、都及び関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、都が実施する風評被害の払拭を目的とした消費者向けの販売促進イベント等を活用し、農林水産業、地場産業の商品等の安全性のPR及び適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

## 第10 心身の健康相談体制の整備

市は、都とともに、必要に応じて市民に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

### 1 被ばく検査等の実施

都は、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定等を実施する。

市は、都による住民等の外部被ばく線量等の測定に協力する。また、住民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

### 2 放射性物質に関する健康相談の実施

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、市は、必要に応じて、健康相談に関する窓口を設置し、市民に対する健康相談を実施する。

## 第11 その他の応急対策活動

状況よりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3章 地震災害応急対策」及び「第4章 風水害応急対策」に準じて行う。



## 第7章 火山災害対策

### 第1節 火山災害対策

本章は、富士山で大規模な噴火が発生した場合、本市にも降灰による被害が発生する恐れがあるため、富士山の大規模噴火への対策を示したものである。



## 第1節 火山災害対策

富士山で大規模な噴火が発生した場合、噴き上げられた灰は、偏西風により東に流され本市にも降灰する可能性がある。

### 第1 基本方針

- 1 気象庁から火山噴火の長期化や土石流発生のおそれ等、火山災害現象に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関及び市民に伝達する。
- 2 火山活動が長期化した場合は、その活動状況に応じた対策を実施する。
- 3 都、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等の適切な安全確保対策を講じる。

### 第2 警戒及び応急活動体制

富士山が噴火した場合、本市に影響を及ぼすかどうかは、噴火の規模や偏西風の状況等を勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集が非常に重要となる。

また、降灰後の降雨により土石流の発生の危険性が高くなることから、気象予警報等の情報も併せて収集する必要がある。

このため、富士山の噴火が確認された場合、災害活動体制は、「第4章 風水害応急対策 第1節 応急活動体制の確立」の警戒態勢に準じた体制を確立し、状況に応じて柔軟に対応する。

### 第3 情報収集・伝達

富士山の噴火が確認された場合、消防署、警察署、都及び防災関係機関との情報収集・伝達を密に行い、降灰に備える。

※ 情報収集・伝達については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告」、「第4章 風水害応急対策 第2節 災害予警報の収集・伝達」、に準じて行う。

#### ■収集する情報

収集する情報	担当部署
<input type="radio"/> 火山情報 <input type="radio"/> 気象予警報	防災安全部
<input type="radio"/> 降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること	保健所 環境資源部
<input type="radio"/> 火山灰の除去及び処理に関すること	道路部 環境資源部

■火山情報

火山情報	内 容
噴火警報	気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。
噴火警戒レベル	火山活動の状況を噴火時棟の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。 富士山では、噴火警戒レベルを導入している。

1 火山（降灰）情報

市内の降灰の状況は、以下の経路を通じて火山監視・警報センターに集約される。

■降灰の情報連絡



(出典：東京都地域防災計画 火山編)

降灰調査項目は、以下のとおりである。

- ① 降灰の有無・堆積の状況
- ② 時刻・降灰の強さ
- ③ 構成粒子の大きさ
- ④ 構成粒子の種類・特徴等
- ⑤ 堆積物の採取
- ⑥ 写真撮影
- ⑦ 降灰量・降灰の厚さ※  
(※可能な場合)

■降灰量階級表（気象庁 HP 降灰量階級表）

名称	表現例			影響とるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路		
		路面	視界				
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<b>外出を控える</b> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<b>運転を控える</b> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある	
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<b>マスク等で防護</b> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<b>徐行運転する</b> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある	
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<b>窓を閉める</b> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<b>フロントガラスの除灰</b> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可	

都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめられ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、市、都、防災関係機関に伝達される。

## 2 降灰予報

気象庁は、2008年（平成20年）3月31日から、降灰予報の発表業務を開始し、2015年（平成27年）3月24日から、新しい降灰予報（量的降灰予報）の提供を開始した。その種類等は次のとおりである。

### (1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

### (2) 降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

### (3) 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。

## 第4 火山災害対策活動の実施

### 1 市民への広報・健康相談

保健所は、都及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、市民に広報する。

また、政策経営部は保健所と協力して、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康に関する相談を受け付ける。

消防署は、関係機関と協力し、出火防止対策、降灰による健康被害防止、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、その他必要な事項、について広報活動を実施する。

#### ■市民へ呼びかけるべき情報

- |                                 |   |                               |
|---------------------------------|---|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 降灰への備え | <input type="checkbox"/> 健康への影響と留意すべき事項 | <input type="checkbox"/> 安全対策 |
|---------------------------------|---|-------------------------------|

※ 市民への広報については、「第3章 地震災害応急対策 第4節 災害時の広報」、に準じて行う。

### 2 火山灰の除去・収集及び処理

宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則であるが、一般の市民では対応が困難な対策については、市が対応する。

#### (1) 除去、収集・運搬

敷地内における火山灰の収集は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

環境資源部は、宅地に降った火山灰を運搬・処分する。

市が管理する道路や水路に降った火山灰は、道路部及び下水道部が除去し、収集・運搬を行う。

その他、宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

火山灰の除去・収集に当たっては、一般廃棄物とは別に行い、灰がまきあがらないよう散水などの対策を行うものとする。

#### (2) 処分

火山灰の処分の方法については、都や関係機関に確認した上で、環境資源部が処分する。

また、収集した火山灰の一時的な置き場が必要となった場合は、環境資源部が政策経営部にオープンスペース等の確保を依頼する。

### 3 下水道の点検

下水道部は、火山灰による目詰まり等による施設機能への影響の有無を点検する。

### 4 避難対策

降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、都市づくり部、下水道部は、土砂災害警戒区域等について、関係機関と連携・協力して警戒巡回等を行う。

土砂災害が発生する危険性が高いと判断された場合は、避難勧告等又は警戒区域を設定し、対象地域の住民を避難させる。

※ 避難対策については、「第4章 風水害応急対策 第12節 避難対策」に準じて行う。

## 第7章 火山災害対策

### 第1節 火山災害対策

#### 5 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けまたは受けるおそれがある場合、市は関係機関と協力して応急対策にあたる。

また、降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

※ 応援協力・派遣要請については、「第3章 地震災害応急対策 第5節 相互協力・応援要請」に準じて行う。

#### 6 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されるところから、適切な交通規制を実施する。

※ 警備については、「第3章 地震災害応急対策 第9節 災害時の警備対策」に準じて行う。

また、交通規制については、「第3章 地震災害応急対策 第15節 緊急輸送対策 第2 交通の規制」に準じて行う。

#### 7 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対し救助、医療救護活動を実施する。

※ 救援・救護については、「第3章 地震災害応急対策 第6節 消防・救助・救急活動・第7節 災害時の医療救護・保健」に準じて行う。

#### 8 交通機関の応急・復旧対策

##### (1) 道路

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

※ 道路の応急・復旧対策については、「第3章 地震災害応急対策 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策 第8 道路・橋梁の応急、復旧対策」に準じて行う。

##### (2) 鉄道

降灰により鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道管理者は速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

※ 鉄道の応急・復旧対策については、「第3章 地震災害応急対策 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策 第10 鉄道の応急、復旧対策」に準じて行う。

## 9 電気・電話施設等の応急・復旧対策

### (1) 電気

降灰により災害が発生した時、東京電力グループは速やかに応急・復旧対策の措置を講ずる。

※ 電気の応急・復旧対策については、「第3章 地震災害応急対策 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策 第4 電気の応急、復旧対策」に準じて行う。

### (2) 電話施設等

降灰による災害が発生したとき、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について応急対策を実施する。

※ 電話の応急・復旧対策については、「第3章 地震災害応急対策 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策 第5 電話の応急、復旧対策」に準じて行う。

## 10 農業対策

降灰により、農作物及び温室、パイプハウス等の施設に被害を及ぼすおそれがある。

農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壤の中和をはかるなど当面の対策をとる一方、降灰に強い代替作物の選定、土壤の改良が長期的には必要となる。関係機関は次の対策を実施する。

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 降灰予報やその他火山情報に注意し、状況に応じた指導</li><li>○ 土壤改良の指導及び代替作物の選定</li><li>○ 降灰除去作業の指導</li><li>○ 農協との連絡</li></ul>
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農家及び農業団体の指導</li></ul>
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 降灰による農作物等の被害に対して、各種技術対策（土壤、農作物、施設等）を指導するとともに、被害の状況を把握しながら、市及び都が実施する資金対策、復旧対策等の助成措置を講ずる。</li></ul>

## 11 その他の応急対策活動

状況より他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3章 地震災害応急対策」及び「第4章 風水害応急対策」に準じて行う。



## 第8章 大規模事故等対策

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 航空機事故
- 第3節 鉄道事故
- 第4節 道路災害
- 第5節 ガス事故
- 第6節 NBC 災害
- 第7節 危険物等災害
- 第8節 大規模火災

本章は、大規模事故が発生した場合の応急活動体制並びに、航空機事故、鉄道事故、道路災害、ガス事故、NBC 災害、危険物等災害、大規模火災に対する対策を示したものである。



## 第1節 応急活動体制

大規模事故が発生した場合、市は都及び防災関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための態勢を確立する必要がある。

### ■対象とする大規模事故

- |         |                        |          |
|---------|------------------------|----------|
| ○ 航空機災害 | ○ 鉄道災害                 | ○ 道路災害   |
| ○ ガス事故  | ○ NBC 災害               | ○ 危険物等災害 |
| ○ 大規模火災 | ○ その他大規模な事故による被害（事故災害） |          |

なお、本市の大規模事故災害における計画の策定にあたり、林野火災は大規模火災に含めるものとした。原子力災害については、2012年修正より、第5章に単独の章として独立させている。

## 第1 応急活動体制の確立

大規模事故が発生した場合、又は大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合、市民の通報や各関係機関からの情報収集活動を実施し、災害の規模に応じて警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部の設置、救援救護活動、地域住民の避難誘導、避難勧告等、避難施設の開設等を迅速かつ的確に実施するための態勢を確立する。

※ 大規模事故が発生した場合の活動体制の確立については、「第4章 風水害応急対策 第1節 応急活動体制の確立」に準じて行う。

### 1 国民保護対策本部への移行

市の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行する（「町田市国民保護計画」を参照）。

## 第2 情報収集・伝達及び広報

大規模事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、迅速かつ的確な対応を図るためにには、被災状況等の正確な情報を収集することが重要となる。

市は、市民からの通報、消防署、警察署、都及び防災関係機関から情報を収集し、被害状況の把握するとともに、関係機関との連携を図る。必要に応じて、現地に職員を派遣する。

また、関係機関と協力して、地域住民への広報を実施する。

※ 情報収集・伝達については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 応急活動体制の確立」、市民への広報については、「第3章 地震災害応急対策 第4節 災害時の広報」に準じて行う。

## 第8章 大規模事故等対策

### 第1節 応急活動体制

#### 1 火災気象通報

火災等の発生に密接な関連のある気象情報としては、火災気象通報が挙げられ、その発表基準は、次のとおりである。

実施官署	実 施 基 準	
気象庁予報部	区部及び 多摩地域	1 実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下になる見込みのとき 2 平均風速が 13m 以上吹く見込みのとき（降雨、降水中は通報しないこともある） 3 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下となり、平均風速が 10m 以上吹く見込みのとき

#### 2 火災警報

(1) 東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

##### (2) 伝達

東京消防庁は、火災警報を発令した時は、都総務局、気象庁、管下各消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。

東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

都総務局は、警報の発令を市に通報する。

## 第3 応急対策活動の実施

### 1 救助・救急、救護活動

消防署、警察署、都及び関係機関に協力して、被災者の救助・救急、救護活動を実施する。また、必要に応じて、医療救護チームを現地に派遣する。

※ 救助・救急活動については、「第3章 地震災害応急対策 第6節 消防・救助・救急活動」、救護活動については、「第3章 地震災害応急対策 第7節 災害時の医療救護・保健」に準じて行う。

### 2 避難対策

大規模事故が発生した場合、又は大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合、地域住民の生命、身体を保護するために避難勧告、避難誘導等の適切な避難対策を実施する。

※ 避難対策については、「第4章 風水害応急対策 第12節 避難対策」に準じて行う。

### 3 その他の応急対策活動

大規模事故が発生した場合の被害の拡大を防止するとともに、被災者の救助活動、地域住民の避難対策等の実施において、状況よりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3章 地震災害応急対策」及び「第4章 風水害応急対策」に準じて行う。

## 第2節 航空機事故

- 定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落

航空機事故が発生した場合は、次の事項を把握し、迅速に通報・伝達を行う。

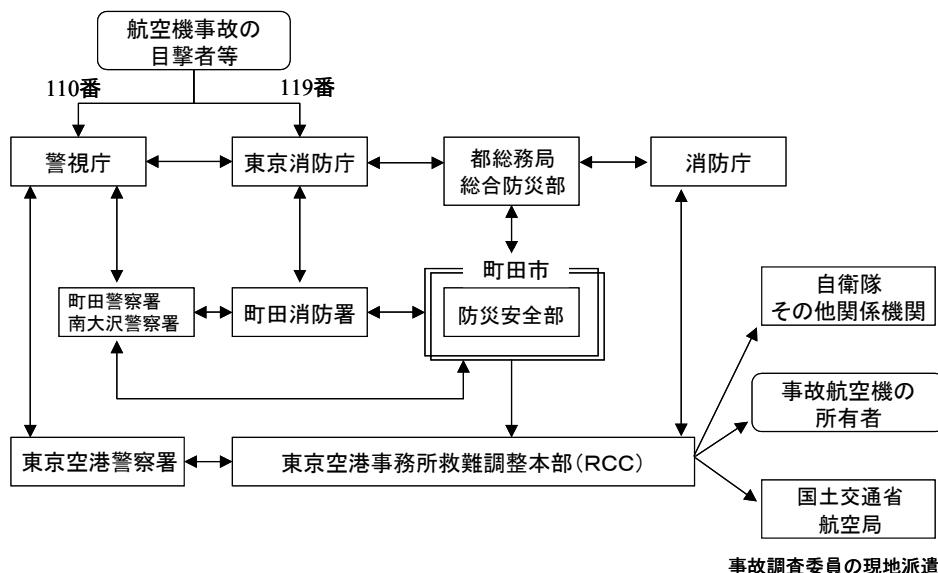
自衛隊機、米軍機の場合は「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対策活動を実施する。

### <連絡事項>

- 事故の種類
- 事故発生の日時、場所
- 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- その他必要な事項

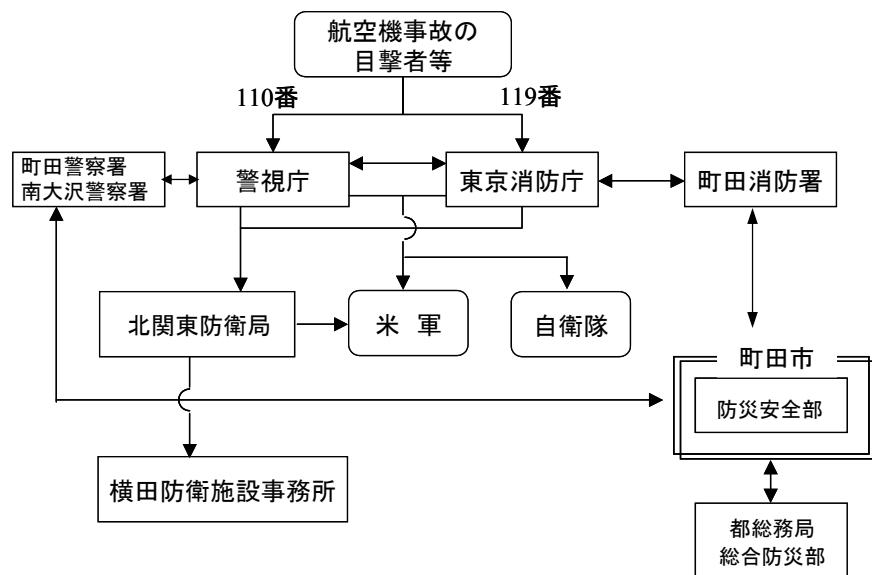
消防署	○ 大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画により対応
都及び防災 関係機関	○ 米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺 航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対応
市	○ 関係機関との連絡 ○ 都への現地連絡調整所の設置の要請 ○ 都現地連絡調整所への協力 ○ 防災関係機関の応急対策に可能な限り協力

### <通報経路（民間航空機事故の場合）>

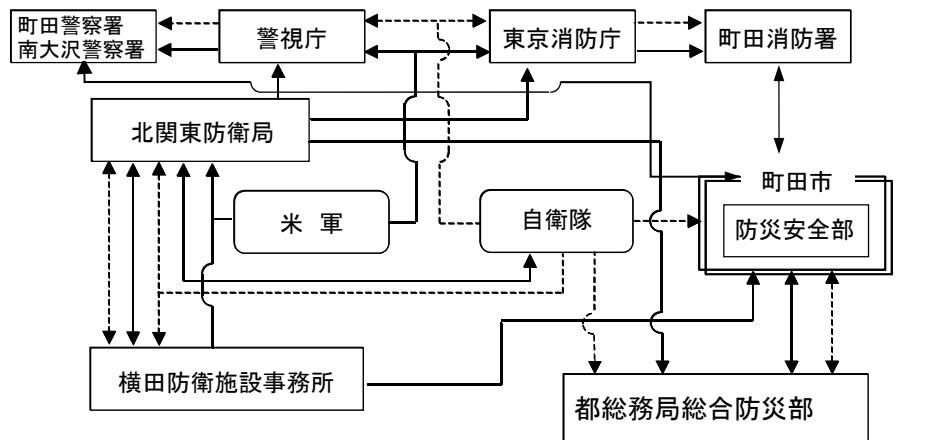


第8章 大規模事故等対策  
第2節 航空機事故

<通報経路（自衛隊機又は米軍機事故の場合）>



<米軍又は自衛隊からの通報経路>



—— 米軍航空事故等に係る通報経路

- - - - - 自衛隊航空事故等に係る通報経路

### 第3節 鉄道事故

- 旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災
- 化成品積載列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等

JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合は、(現地)災害対策本部を設置し应急措置を行う。

また、復旧状況、列車の運行状況について関係機関に連絡する。

- 災害発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のため的確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護班等を編成し救急救護に当たる。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。
- 重要度の高い施設から仮復旧を行う。

市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡</li><li>○ 都への現地連絡調整所の設置の要請</li><li>○ 都現地連絡調整所への協力</li><li>○ 関係機関の应急対策に可能な限り協力</li></ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 火災の状況把握及び消火活動</li><li>○ 延焼火災等による誘発の防止</li><li>○ 警戒区域の設定・規制と広報活動</li><li>○ 関係機関との連絡</li></ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 交通規制</li><li>○ 避難誘導</li><li>○ 警戒区域の設定</li><li>○ 関係機関との連絡</li></ul>

化成品積載列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等が発生した場合は、「第5節 危険物等災害」に準じて対応する。

## 第4節 道路災害

- 車両の多重衝突・火災
- 危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの流出等

車両の多重衝突・火災等の大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに状況を把握し応急措置を行う。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ○ 高速道路 .....  | 中日本高速道路株式会社         |
| ○ 国道、都道 ..... | 国土交通省、都（南多摩東部建設事務所） |
| ○ 市道 .....    | 市                   |

道路管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 状況の把握</li><li>○ 交通規制</li><li>○ 避難誘導</li><li>○ 障害物の除去</li><li>○ 関係機関との連絡</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡</li><li>○ 都への現地連絡調整所の設置の要請</li><li>○ 都現地連絡調整所への協力</li><li>○ 関係機関の応急対策に可能な限り協力</li></ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 火災の状況把握及び消火活動</li><li>○ 延焼火災等による誘発の防止</li><li>○ 警戒区域の設定・規制と広報活動</li><li>○ 関係機関との連絡</li></ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 交通規制</li><li>○ 避難誘導</li><li>○ 警戒区域の設定</li><li>○ 関係機関との連絡</li></ul>

危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等が発生した場合は、「第5節 危険物等災害」に準じて対応する。

## 第5節 ガス事故

- ガス管等からのガス漏えいによる事故

ガス導管等からのガス漏えい事故が発生した場合、東京ガス及び関係機関は以下の応急措置を行う。

東京ガス	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 消防、警察、道路管理者及び沿道住民等への連絡通報</li><li>○ 非常災害対策組織態勢の確立</li><li>○ 人身災害が発生した場合、医師または消防へ連絡</li><li>○ 火気使用の禁止、立入禁止の措置の実施</li><li>○ ガス供給の停止</li><li>○ マンホール開放を行った場合、通行者の安全誘導</li><li>○ 付近住民への周知</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡、情報収集</li><li>○ 都への現地連絡調整所の設置の要請</li><li>○ 都現地連絡調整所への協力</li><li>○ 避難勧告等</li><li>○ 避難誘導</li><li>○ 避難施設の開設</li><li>○ 情報提供</li></ul>
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡</li><li>○ 要請に応じて災害現場への部隊の派遣</li><li>○ 救出救助活動及び救急活動の実施</li></ul>
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡通報</li><li>○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、または市長から要求があったとき、避難の指示の実施</li><li>○ 避難区域内への車両の交通規制</li><li>○ 避難路の確保及び避難誘導の実施</li></ul>

## 第6節 NBC災害

- N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）が使用される災害の発生

NBC 災害による人身被害が発生し、または発生のおそれがある場合、関係機関は以下の応急措置を行う。

都	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡・調整</li><li>○ 必要に応じて現地連絡調整所の設置</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡、情報収集</li><li>○ 都への現地連絡調整所の設置の要請</li><li>○ 都現地連絡調整所への協力</li><li>○ 関係機関への応援要請</li><li>○ 避難勧告等</li><li>○ 避難誘導</li><li>○ 避難施設の開設</li><li>○ 避難住民保護</li><li>○ 情報提供</li></ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡、情報収集</li><li>○ 警戒区域の設定</li><li>○ 救出、救護活動の実施</li><li>○ 汚染防除</li><li>○ 避難勧告等</li><li>○ 関係機関との連携</li><li>○ 情報提供</li></ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡、情報収集</li><li>○ 関係機関との連携</li><li>○ 情報提供</li></ul>

## 第7節 危険物等災害

- 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏洩・爆発等
- 運搬中における危険物等の漏洩・爆発等

### 第1 石油類等危険物取扱施設対策

石油類等危険物取扱施設等が被害を受け、危険物の流出、火災、爆発等のおそれがある場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

施設責任者	<input type="checkbox"/> 発火源の除去 <input type="checkbox"/> 消防署、警察署への通報	<input type="checkbox"/> 油類の流出、拡散防止 <input type="checkbox"/> 消防隊への協力（情報）
都環境局	<input type="checkbox"/> 施設責任者への指導	
消防署	<input type="checkbox"/> 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業及び移送の停止 <input type="checkbox"/> 施設の応急点検 <input type="checkbox"/> 混触発火等による火災防止措置 <input type="checkbox"/> 初期消火活動と流出・異常反応等による拡散防止措置と応急対策 <input type="checkbox"/> 災害状況に応じた従業員・周辺住民への人命安全措置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動	
警察署	<input type="checkbox"/> 避難の指示 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定
市	<input type="checkbox"/> 避難勧告等 <input type="checkbox"/> 避難住民の保護 <input type="checkbox"/> 都への現地連絡調整所の設置の要請	<input type="checkbox"/> 避難施設の開設 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 都現地連絡調整所への協力

### 第2 火薬類等取扱施設対策

火薬類製造事業所等の施設等が危険な状態となった場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

施設責任者	<input type="checkbox"/> 保管、貯蔵中の火薬類の安全な位置への移動 <input type="checkbox"/> 消防署、警察署への通報 <input type="checkbox"/> 付近住民の避難 <input type="checkbox"/> 消防隊への協力（情報）		
都環境局	<input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 <input type="checkbox"/> 事業所に対する水バケツ等の消火施設の強化の指示		
関東東北産業保安監督部	<input type="checkbox"/> 施設責任者に対する監督、指導 <input type="checkbox"/> 緊急措置命令の実施		
消防署	<input type="checkbox"/> 延焼火災等による誘発の防止 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動	
警察署	<input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 避難誘導	
市	<input type="checkbox"/> 避難勧告等 <input type="checkbox"/> 避難住民の保護 <input type="checkbox"/> 都への現地連絡調整所の設置の要請	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 都現地連絡調整所への協力	<input type="checkbox"/> 避難施設の開設 <input type="checkbox"/> 情報提供

### 第3 毒物・劇物・有害化学物質等取扱施設対策

毒物・劇物・有害化学物質等を保有する事業所等が危険な状態になった場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

施設責任者	<input type="radio"/> 発火源の除去 <input type="radio"/> 漏出防止、除毒措置 <input type="radio"/> 付近住民の避難	<input type="radio"/> 毒物・劇物・有害化学物質等の安全な場所への移動 <input type="radio"/> 消防署、警察署への通報 <input type="radio"/> 消防隊への協力（情報）
消防署	<input type="radio"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告等	
警察署	<input type="radio"/> 避難の指示 <input type="radio"/> 関係機関との連絡	<input type="radio"/> 避難誘導 <input type="radio"/> 警戒区域の設定
都福祉保健局	<input type="radio"/> 毒物・劇物・有害化学物質等の飛散、漏えい、浸透防止 <input type="radio"/> 中和剤等による除毒作業の指示	
都教育庁	<input type="radio"/> 学校における事故発生時の活動について指導の実施	
市	<input type="radio"/> 避難勧告等 <input type="radio"/> 避難住民の保護 <input type="radio"/> 都への現地連絡調整所の設置の要請	<input type="radio"/> 避難誘導 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 避難施設の開設 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 都現地連絡調整所への協力

### 第4 高圧ガス等取扱施設対策

高圧ガス貯蔵施設等が被害を受け、（塩素ガス等の）有毒ガスが漏えいした場合、（広範囲に被害が拡大するおそれがあるため）市、各関係機関は直ちに都（環境保全局）に通報し対策にあたる。なお、高圧ガスの輸送中の事故についても同様に行う。

施設責任者	<input type="radio"/> 作業員の避難・安全措置 <input type="radio"/> 都（環境保全局）への通報 <input type="radio"/> 消防隊への協力（情報）	<input type="radio"/> 消防署、警察署への通報 <input type="radio"/> 付近住民の避難
都総務局	<input type="radio"/> 関係機関への必要な連絡通報	
都環境局	<input type="radio"/> 高圧ガス保安協会への連絡	<input type="radio"/> 防災事業所への出動要請
消防署	<input type="radio"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告等	
警察署	<input type="radio"/> 避難の指示 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 警戒区域の設定	<input type="radio"/> 避難路の確保及び避難誘導 <input type="radio"/> 交通規制
関東東北産業保安監督部	<input type="radio"/> 関係機関との情報連絡 <input type="radio"/> 施設責任者等に対する緊急保安措置の指導	
市	<input type="radio"/> 避難勧告等 <input type="radio"/> 避難住民の保護 <input type="radio"/> 都への現地連絡調整所の設置の要請	<input type="radio"/> 避難誘導 <input type="radio"/> 関係機関との連絡 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 避難施設の開設 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 都現地連絡調整所への協力

## 第5 流出油及び危険物等輸送車両の応急対策

施設からの流出や危険物等輸送車両の事故等がおきた場合、各機関は連携し出火防止・事故の拡大防止対策を講じる。

施設責任者	<input type="checkbox"/> 作業施設内の安全処置 <input type="checkbox"/> 出火及び拡大防止措置 <input type="checkbox"/> 付近住民の避難	<input type="checkbox"/> 消防署、警察署への通報 <input type="checkbox"/> 消防隊、警察への協力
都環境局 都総務局 都建設局	<input type="checkbox"/> 関係機関との情報連携 <input type="checkbox"/> 関係機関への要請	<input type="checkbox"/> 緊急措置命令の実施
消防署	<input type="checkbox"/> 救助・救急 <input type="checkbox"/> 被害の拡大防止 <input type="checkbox"/> 交通規制の要請	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動
警察署	<input type="checkbox"/> 警戒区域の設定、避難誘導 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 交通規制
関東東北産業 保安監督部	<input type="checkbox"/> 関係機関との情報連携 <input type="checkbox"/> 防災事業所に対する応援出動の要請	<input type="checkbox"/> 緊急措置命令の実施
関東運輸局	<input type="checkbox"/> 危険物輸送に関する対策の推進	
JR貨物	<input type="checkbox"/> 消火、火気厳禁、立入禁止等の措置 <input type="checkbox"/> 関係機関への通報	
市	<input type="checkbox"/> 避難勧告等 <input type="checkbox"/> 避難住民の保護 <input type="checkbox"/> 都への現地連絡調整所の設置の要請	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 避難施設の開設 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 都現地連絡調整所への協力

## 第8節 大規模火災

- 多数の者や要配慮者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル、デパート、病院、社会福祉施設等）の火災
- 市街地における大規模延焼火災
- 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

### 第1 消火活動

#### 1 消防署、消防団の活動

##### (1) 消防署の活動の基本

大規模火災に対応するため、災害状況を的確に把握し、全消防力をあげて消火活動及び救助、救急活動等人命の安全確保を最重点とした活動を行う。

##### (2) 消防団の活動態勢

災害発生後、直ちに町田市消防団震災時任務分掌を準用し、団本部、各分団本部、各部に参集し、活動を展開する。

##### (3) 消防団の活動の基本

- 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行う。
- 救助活動を行なう場合は、救助器具を活用し、住民と一緒に救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- 避難命令等が出された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、避難広場の防護活動を行う。

##### (4) 情報の収集と活動の留意事項

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 火災の延焼状況</li><li>○ 避難状況及び負傷者の状況</li><li>○ 建物状況及び消防用設備の状況</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 病院、幹線道路、防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。</li><li>○ 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動を実施する。</li><li>○ 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する。</li><li>○ 延焼拡大の恐れがある地区は、住民避難のために避難路を確保する。</li></ul>

#### 2 市民、事業所、自主防災組織の協力

市民、事業所等は、消防隊に対する積極的な情報提供を行なうとともに、速やかな避難を実施する。

### 第2 火災の警戒

消防署、消防団は、全ての消火が終了した後も、市民と協力して消火後の再燃を警戒する。

### 第3 火災の調査

消防署長は、火災の原因並びに火災のために受けた損害の調査を行う。

## 第9章 東海地震対策 (警戒宣言に伴う対応措置)

第1節 策定の趣旨

第2節 基本的な考え方

第3節 防災機関の業務大綱

第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報  
の発表から警戒宣言が発せられるまでの対  
応措置

第5節 警戒宣言時の対応措置

第6節 市民・事業所等のとるべき措置

本章は、東海地震に対する基本的な考え方、防災機関  
の業務の大綱、東海地震の警戒宣言が発令後、地震発生  
までに実施する対策などについて示したものである。



## 第1節 策定の趣旨

気象庁では、令和元年5月31日より、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始し、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関する情報」の発表は行わないこととした。

ただし、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）「第4部 南海トラフ地震等防災対策」では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）を受けた対応については、別途定める」とことし、「変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた『東海地震に関する情報』を『南海トラフ地震に関する情報』に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとしている。

そのため、町田市地域防災計画においても、従来の「東海地震に関する情報」を「南海トラフ地震に関する情報」に読み替えた暫定的な対応として定めるものとする。

気象庁が発表する南海トラフ地震に関する情報は下表のとおり。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表される	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	※異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することがある。 ※地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。 ※南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

## 第1 東海地震対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震の発生が予想される場合において、都や近隣市町村並びに各防災機関と一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

東京都では、大規模地震対策特別措置法（1978年（昭和53年）法律第73号、以下「大震法」という）の第6条に基づき、東京都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心に対策を進めるものであるが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）に指定されていない本市においても、地震予防対策及び応急対策について必要な事項を定めるものである。

## 第2 南海トラフ地震対策との関係

東京都では、地域防災計画において、南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合にとるべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策など、外海孤立離島という伊豆諸島・小笠原諸島の島しょの特質を考慮した対策計画を定め、都、島しょ町村、各防災機関等が一体となって災害対策の推進を図ることを目的とした計画を策定している。

### 【東京都地域防災計画における対策の目的】

- (1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。
- (2) この対策中、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という）第3条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という）に関する部分は同法第5条の規定に基づく推進計画とする。
- (3) 島しょ町村及び各防災機関等は、東京都地域防災計画での対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。

平成25年5月公表された「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになったのは、島しょ部における津波被害が中心であり、町田市においては震度5強程度と予測されている。そのため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での推進地域には指定されていない。

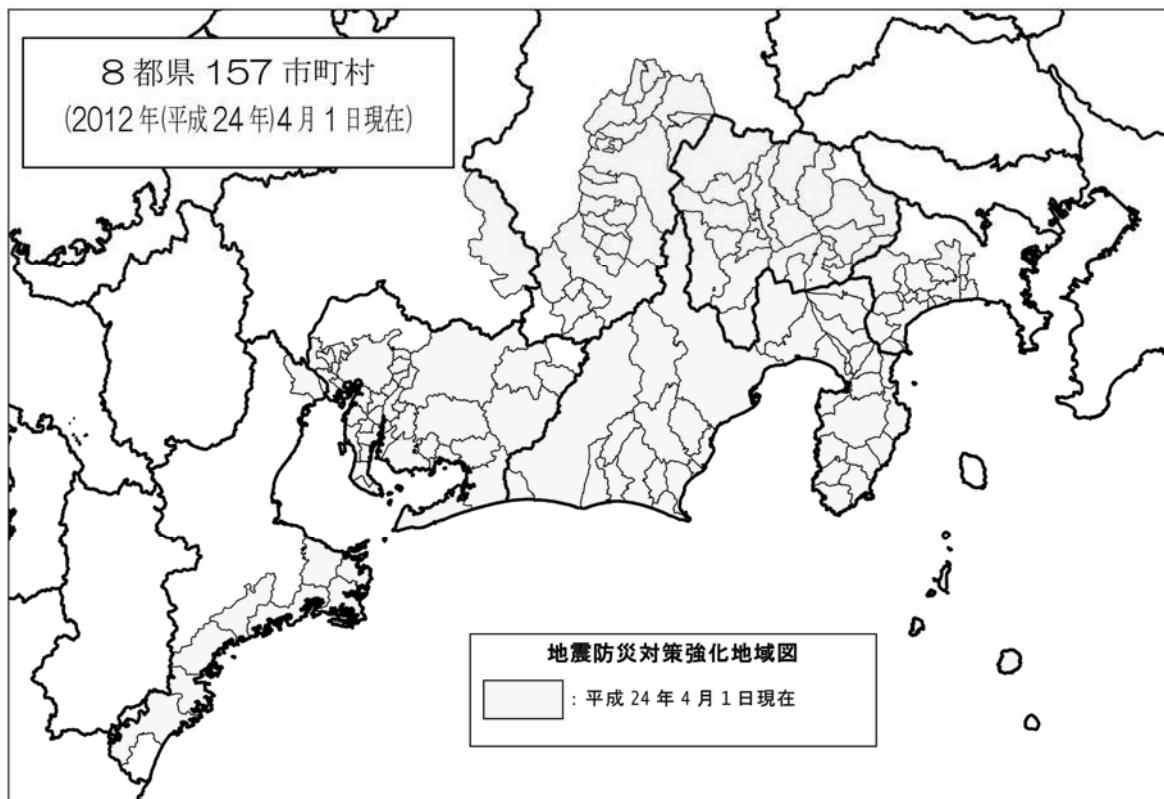
南海トラフ地震等に対して町田市は「第3章 地震災害対策」に準じた対策を推進していくこととし、市内での応急復旧活動のほか、沿岸部や島しょ部への広域的支援に関する対策の実施及び東京都との連携を重視した対策を展開するものとする。

## 第2節 基本的な考え方

### 第1 東海及び南海トラフ地震について

#### 1 東海地震について

東海地震は、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュードM8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされてきた。また、東海地震は大規模地震対策特別措置法により、地震防災対策強化地域が定められている。2002年（平成14年）4月24日付内閣府告示第12号により、三重県、愛知県など東海各県の市町村があらたに強化地域に加えられ、東京都では、新島、神津島及び三宅村が強化地域となっている。

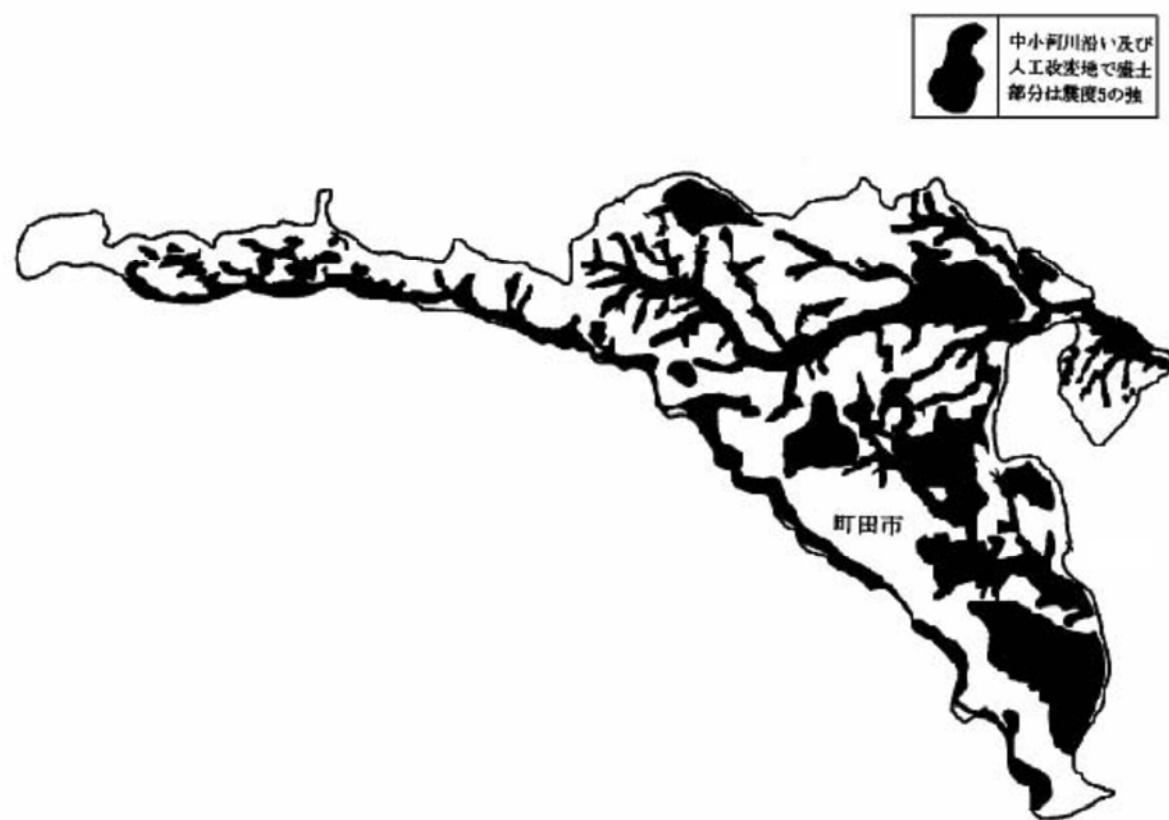


図一 東海地震の地震防災対策強化地域

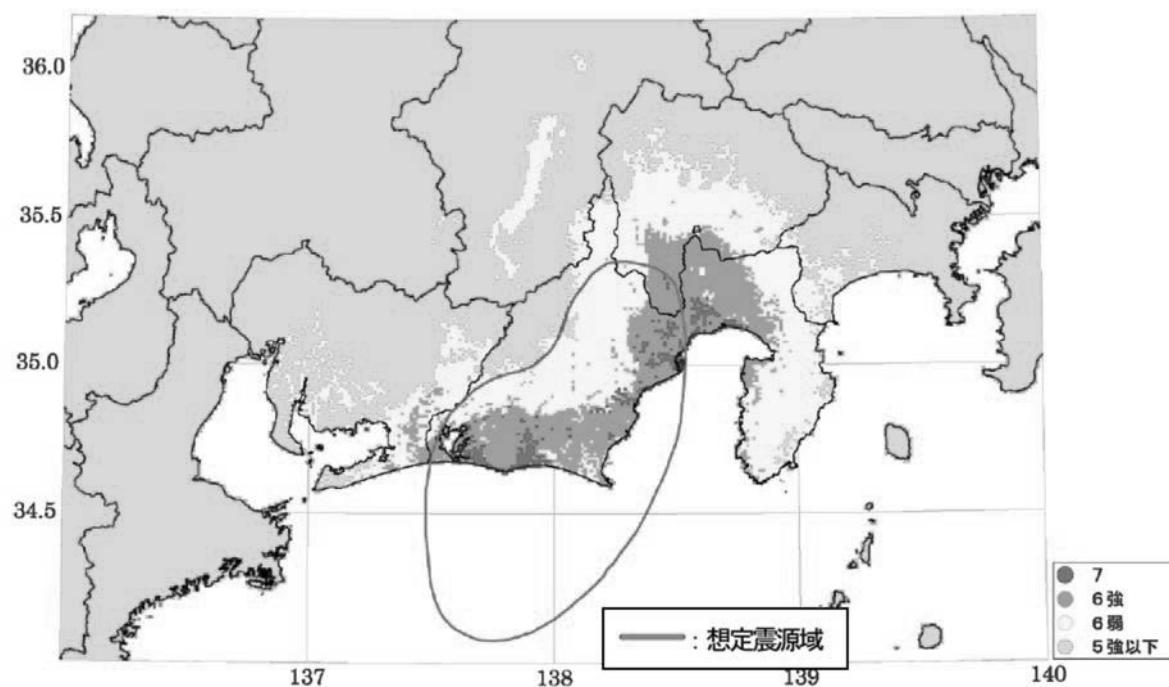
町田市は、強化地域には含まれないが、東海地震がシミュレーション上で想定した震源域で発生した場合、中小河川沿いの地域や人工改変地の盛土地域において震度5強、それ以外の地域でも震度5弱以下の揺れが予測されている。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

第2節 基本的な考え方



図一 東海地震による町田市における推定震度分布



図一 東海地震による推定震度分布（関東・東海地方）

気象庁の示す震度階級関連解説表（2009年（平成21年）3月31日）によると、震度5弱～震度5強の揺れが生じた場合、大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じ、また物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じるとされる。また、電灯など吊り下げ物が激しく揺れ、棚にある食器や書棚の本が落ちるなどの現象が発生し、固定していない家具が倒れることがある。特に、震度5強では補強されていないブロック塀が崩れることがあり、据付けが不十分な自動販売機が倒れることもあり、自動車の運転は困難となるとされる。

また、震度4程度以上で鉄道の停止等が行われ、震度5弱以上ではガス供給の停止、断水、停電の発生、エレベーターの停止が起こることがある。

表一 気象庁震度階級関連解説表(2009年(平成21年)3月31日)より作成  
(人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

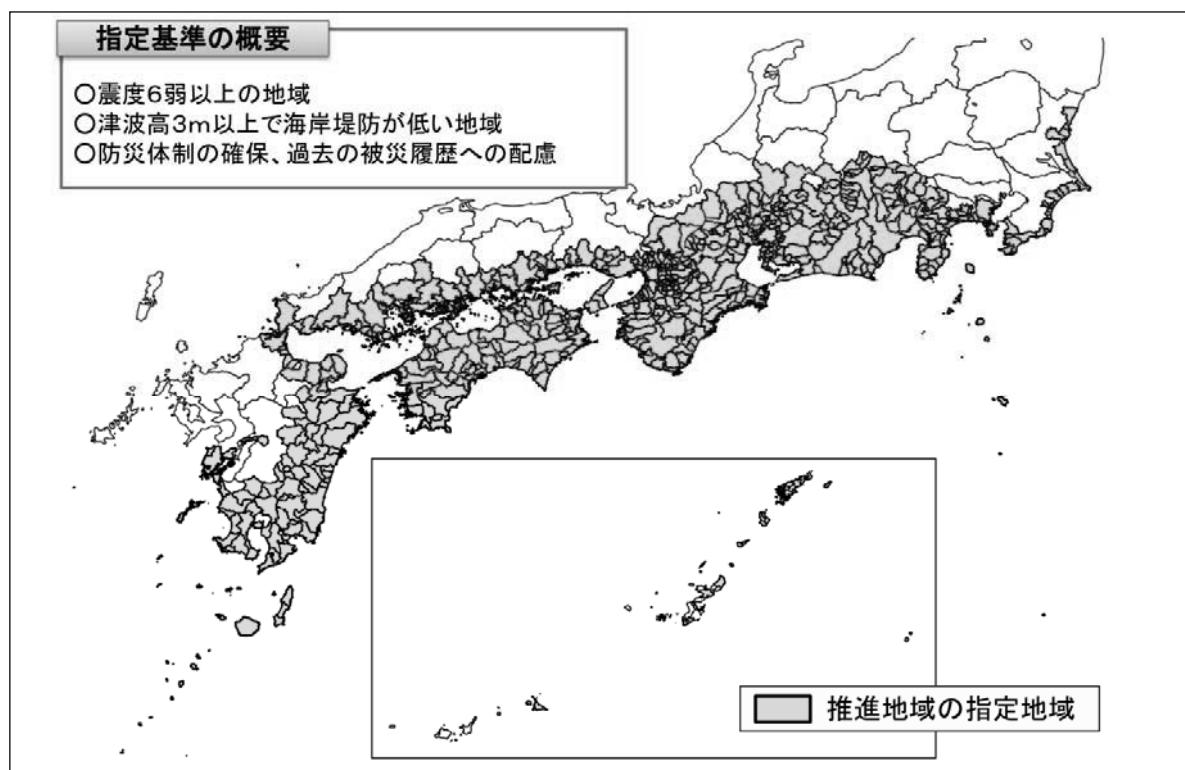
（ライフライン・インフラ等への影響）

ガス供給の停止	感震遮断機能を有するガスマーティー（マイコンメーター）または緊急遮断装置によりガスの供給を停止する。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開時には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

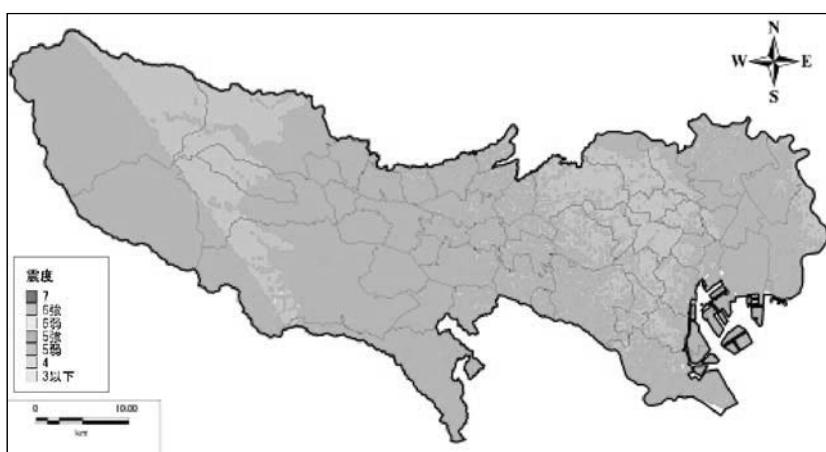
【参考】 資料編 気象庁震度階級

## 2 南海トラフ地震について（参考）

南海トラフ巨大地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源域とし、発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級の地震で、都においては津波の影響が大きい島しょ部に甚大な被害を示すとされる。また、南海トラフ巨大地震は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により、推進地域が定められている。東京都では、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村が推進地域となっている。



図一 南海トラフ巨大地震の地震防災対策推進地域  
(平成26年3月28日現在 計 1都2府26県707市町村)



図一 南海トラフ巨大地震（M9.0）の震度分布図（東側ケース+経験的手法）

町田市は、推進地域には含まれないが、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」におけるシミュレーション上の想定では、町田市全域で震度5強の揺れが予測されている。

## 第2 東海地震警戒宣言時にとられる措置

東海地震については、大規模地震対策特別措置法で「地震防災対策強化地域」が定められている。

町田市は、この強化地域には含まれないが、神奈川県の厚木市、海老名市、平塚市、茅ヶ崎市、伊勢原市、秦野市、小田原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町が強化地域に含まれている。

東海地震事前対策においては、内閣総理大臣から警戒宣言が出された場合、強化地域内と強化地域以外のそれぞれについて次のような対応措置が定められている。

表一 警戒宣言時の措置

	強化地域内	周辺地域
電気・ガス・水道	平常通りの供給継続が原則。	平常通り供給される。
電話	青色、黄色、緑色の公衆電話を除き、防災関係機関以外の電話は使えない。	利用自粛を要請。必要に応じて通話規制をする。ただし、青色、黄色、緑色の公衆電話は使える。
学校・幼稚園	直ちに授業を打ち切り帰宅させる。 (あらかじめ決められている方法で帰宅させる)	強化地域とほぼ同じ措置。
病院	外来患者の診察は中止。入院患者は保護または退避させる。	診察は平常通り行われる。
デパート・スーパー・地下街	買物客を外に誘導、安全を確認したのち閉店する。	食料品、生活必需品を中心に行なうだけ営業することになっている。
金融機関	郵便局、銀行とも払い戻しに応じるが、営業時間や金額に制限がもうけられる。	平常通り営業。
鉄道	新幹線、在来線とも最寄りの駅まで徐行し、運転を打ち切る。地域内へは侵入しない。	各鉄道会社とも混乱のない限り30~50km の減速ダイヤで運行を続ける。
バス	危険区間は運行中止。走行中のバスは、営業所や最寄りの安全な場所で運行を打ち切る。	原則として運行。(減速運行)
道路	地域内への車の流入は大幅に制限するが、流出は混乱のない限り自由。高速道路は 40km/h、一般道路は 20km/h。	高速道路は 40km/h、一般道路(首都高速を含む)は 20km/h。
人の集まる施設	営業を中止する。	特に制限はないが、営業を自粛するようすすめられている。

※ 町田市は、強化地域外である。

### 第3 東海地震に関する情報の種類と情報の流れ

気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名	情報の発表基準	
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	下記の基準でかつ、「警戒宣言」が発せられた場合 • 3か所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合 • 5か所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、気象庁で前兆すべりと判断した場合	
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	• 2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まると「判定会」が判断した場合 • 3か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	
東海地震に関する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	• 1か所のひずみ計で有意な変化が観測された場合 (臨時の「判定会」を開催) • 東海地域周辺でマグニチュード6以上(あるいは震度5弱以上)の地震を観測した場合(臨時の「判定会」を開催)
	定例	• 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断した場合

- 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

- 地震防災対策強化地域判定会

東海地域の各種観測データを検討するため開催する。毎月開催する定例の判定会と、観測データを臨時に検討する場合に開催する臨時の判定会がある。

- 前兆すべりとは

東海地震はプレート(地球表面を覆う厚さ数十～百キロメートル程度の岩石の層)とプレートの境界で起こる地震である。プレート境界の一部は普段は強くくっついている。

東海地震の前にはこの領域の一部が少しずつすべり始め、最終的に急激に大きくずれて強い揺れを発生させ東海地震になると考えられている。

この少しづつすべり始める現象が前兆すべりである。

前兆すべりを捉えようと、ひずみ計などの観測機器を東海地域に展開し、気象庁において24時間監視している。

気象庁から「東海地震に関する情報」が発表された場合、国、都や市などの自治体及び防災機関は、平常時の活動と並行して主に次のような対応をとる。

**1 東海地震に関する調査情報（定例）**

毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する。防災対応は特になし。

**2 東海地震に関する調査情報（臨時）**

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する。防災対応は特になし。国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。

**3 東海地震注意情報**

東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表する。東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられる。

- ・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる
- ・救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者棟の派遣準備が行われる

**4 東海地震予知情報**

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される。内閣総理大臣は、気象庁長官から東海地震の発生のおそれについて報告を受け、閣議を経て「警戒宣言」を発する。警戒宣言が発生されると、地震災害警戒本部が設置され、津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される。

国、都、市町村、関係機関は、それぞれの計画に従って地震防災応急対策を実施する。

## 第3節 防災機関の業務大綱

東海地震事前対策における、市、都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が実施する業務及び措置は、おおむね次のとおりである。

### 第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害統括班	<ol style="list-style-type: none"><li>市の防災会議及び災害対策本部の庶務事項に関すること</li><li>東海地震対策の連絡調整に関すること</li><li>東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること</li><li>地震予知情報等の収集伝達に関すること</li><li>市民等に対する防災対策の育成指導に関すること</li><li>通信等施設の整備に関すること</li><li>防犯に関すること</li><li>その他災害対策に必要な連絡調整に関すること</li></ol>
政策経営対策部	<ol style="list-style-type: none"><li>広報及び広聴に関すること</li><li>報道機関との連絡に関すること</li><li>災害対策関係予算に関すること</li><li>専門ボランティア（医療、東京都防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員等）の受入に関すること</li></ol>
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"><li>災害統括班の応援に関すること</li><li>職員の給与及び服務に関すること</li></ol>
財務対策部	<ol style="list-style-type: none"><li>町田市庁舎周辺の災害情報の収集及び連絡に関すること</li><li>町田駅周辺の避難誘導と混乱防止に関すること</li><li>帰宅困難者対策への協力に関すること</li><li>庁舎等の防災及び点検に関すること</li><li>物資確保及び調達準備に関すること</li><li>車両等の調達準備に関すること</li><li>災害対策にかかる物品の出納及び保管に関すること</li><li>市税の納入関係に関すること</li><li>食品（米穀及び乾パン）等の確保及び調達準備に関すること</li></ol>
市民対策部	<ol style="list-style-type: none"><li>地域の情報拠点としての災害情報の収集及び連絡に関すること</li><li>市民センター等への一時的な避難者の収容に関すること</li><li>消防団分団本部の開設に関すること</li><li>一般のボランティア・NPOの受け入れの協力に関すること</li><li>町内会組織との連絡調整に関すること</li><li>買占め、売り惜しみの監視に関すること</li><li>消費生活に関する相談、苦情処理に関すること</li><li>情報統括班の収集した情報の整理に関すること</li><li>避難施設等の避難者情報の問い合わせに関すること</li></ol>
文化スポーツ振興対策部	<ol style="list-style-type: none"><li>外国人被災者への情報提供に関すること</li><li>所管施設に関すること</li></ol>

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
第3節 防災機関の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
福祉対策部	1 福祉施設の保全に関すること 2 福祉施設の利用者等の保護安全に関すること 3 避難施設の開設、運営に関すること
健康対策部	1 医師会及びその他関係機関との連絡調整に関すること 2 妊産婦に関する指導に関すること 3 その他保健衛生・防疫に関すること 4 福祉施設の保全に関すること 5 福祉施設の利用者等の保護安全に関すること 6 獣医師会等、動物愛護関係団体との連携調整に関すること
子ども生活対策部	1 保育に関する総合調整に関すること 2 乳幼児・児童の救助救援及び保護に関すること 3 各保育施設及び幼稚園等との連絡調整に関すること 4 乳幼児・児童に係る相談に関すること 5 学童保育クラブの児童及び施設の保護安全に関すること
経済観光対策部	1 農業施設等の保全に関すること 2 商工業者、農業団体等に対し、東海地震対策指導に関すること 3 救助物資の管理及び配分の準備に関すること 4 その他救助及び保護に関すること
環境資源対策部	1 施設の保全に関すること 2 清掃に関すること
道路対策部	1 道路及び橋梁等の保全に関すること 2 道路及び橋梁等の通行確保に関すること
都市づくり対策部	1 宅地造成等の業者への指導に関すること 2 斜面災害に関すること 3 被災建築物、被災宅地の危険度判定の準備に関すること 4 市営住宅の保全に関すること
下水道対策部	1 下水道施設の応急災害対策に関すること 2 被害状況の把握及び報告に関すること 3 施設の災害復旧に関すること 4 仮設トイレの設置の準備に関すること
出納対策部	1 災害対策にかかる金銭の出納及び保管に関すること 2 指定金融機関との調整に関すること 3 災害対策に係る決算に関すること
学校教育対策部	1 学校施設の保全に関すること 2 市立学校の東海地震対策の指導に関すること 3 市立学校の児童・生徒等の保護安全に関すること
生涯学習対策部	1 社会教育施設・社会体育施設等の保全に関すること 2 施設利用者の安全に関すること
病院対策部	1 市民病院施設の保全に関すること 2 医療及び助産救護に関すること

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

## 第3節 防災機関の業務大綱

## 第2 都

機関の名称	事務又は業務の大綱
総務局	<p>1 本部の運営に係る庶務に関すること</p> <p>2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関すること</p> <p>3 区市町村との連絡に関すること</p> <p>4 警戒宣言、地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び通信連絡の総括に関すること</p> <p>5 警戒本部の職員の動員及び給与に関すること</p> <p>6 警戒本部における通信施設の保全に関すること</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、地震防災応急対策等の総合調整に関すること</p>
政策企画局	<p>1 報道機関との連絡及び放送要請に関すること</p> <p>2 大使館等との情報連絡及び調整に関すること</p> <p>3 その他特命に関すること</p>
都民安全推進本部	本部長の特命に関すること。
財務局	<p>1 地震防災応急対策等関係予算に関すること</p> <p>2 車両の調達に関すること</p> <p>3 緊急通行車両確認標章に関すること</p> <p>4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること</p> <p>5 野外受入施設の設営に関すること</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること</p>
主税局	他の局及び区市町村の応援に関すること
生活文化局	<p>1 広報及び広聴に関すること</p> <p>2 私立学校の東海地震対策の指導に関すること</p> <p>3 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること</p> <p>4 文化施設の保全に関すること</p> <p>5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に関すること</p>
オリンピック・パラリンピック準備局	<p>1 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>2 災害時における他の局の応援に関すること</p>
都市整備局	<p>1 応急仮設住宅の供給準備に関すること</p> <p>2 都営住宅等の保全に関すること</p> <p>3 地震防災における他の局及び区市町村の応援に関すること</p>
病院経営本部	都立病院の医療救護活動に関すること
環境局	<p>1 高圧ガス、火薬類等の製造・販売等における地震災害の防止のための情報連絡に関すること</p> <p>2 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること</p>
福祉保健局	<p>1 医療に関すること</p> <p>2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の安全確保及び支援に関すること</p> <p>3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること</p> <p>4 避難者の移送及び避難所の設営に関すること</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること（他に属するものを除く）</p>
病院経営本部	都立病院の医療救護活動に関すること
産業労働局	<p>1 救助物資の確保準備に関すること</p> <p>2 中小企業及び農林漁業の地震防災応急対策に関すること</p>

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
第3節 防災機関の業務大綱

中央 卸 売 市 場	生鮮食料品等の確保に関すること
建 設 局 (南多摩東部建設事務所・西部公園緑地事務所)	1 河川の保全に関すること 2 砂防及び防災施設の保全に関すること 3 道路及び橋りょうの保全に関すること 4 水防に関すること 5 河川における貯木及び流木対策に関すること 6 公園の保全に関すること
港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、都営漁港及び都営空港の保全及び復旧に関すること 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること 3 輸送拠点となる岸壁、野積み場等の確保及び在港船舶の整理に関すること 4 輸送手段を確保するための船舶及びヘリコプター等の調達に関すること 5 港湾及び都営漁港における流出油の防除に関すること
会 計 管 理 局	地震防災応急対策等に必要な現金・物品の出納及び保管に関すること
交 通 局	1 都営交通施設の保全に関すること 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること
水 道 局	水道施設の保全に関すること
下 水 道 局	下水道施設の保全に関すること
教 育 庁	1 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の共有に関すること 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 4 避難施設の開設及び管理運営に対する協力に関すること
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 人事委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	他の局の応援に関すること
警 視 庁 第 九 方 面 本 部 町 田 警 察 署 南 大 沢 警 察 署	1 避難誘導に関すること 2 警備情報に関すること 3 交通の規制に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、公安に関すること
東 京 消 防 庁 第九消防方面本部 町 田 消 防 署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

### 第3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること

#### 第4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局	1 地方公共団体に対する資金の融通のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること
関東信越厚生局	1 国立病院及び国立療養所における患者の安全に関すること 2 医療救護班の準備に関すること 3 病院施設の保全に関すること
関東農政局 東京地域センター	1 主要食料の需要に関すること 2 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること 3 農蓄産業関係金融機関に対する指導に関すること
関東森林管理局 東京分局	国有林野の保全に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給に関すること 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
関東地方整備局	管轄する河川、道路等の保全に関すること
関東運輸局	1 船舶の運航の指導に関すること 2 鉄道、バス、タクシー、ハイヤー、貨物自動車（トラック）による安全輸送の全輸送の指導に関すること
東京管区気象台	東海地震に関連する情報を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること
関東総合通信局	1 電波及び有線電気通信の監理に関すること 2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること 3 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督に関すること 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 5 非常通信協議会の育成及び指導に関すること
東京労働局	1 産業安全（鉱山保安関係は除く）に関すること 2 労働条件の確保に関すること 3 労働保険に関すること

## 第5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便	郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替の各事業の業務運行管理及びこれら施設等の保全に関すること
JR東日本 (JR運行本部)	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること
NTT東日本	電報・電話等の通信の確保に関すること
NTTコミュニケーションズ	長距離・国際電話等の通信の確保に関すること
NTTドコモ KDDI ソフトバンク	1 携帯電話等の移動通信の確保に関すること 2 通信サービスの確保に関すること
日本銀行	警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること
日赤東京都支部	1 救護班の編成及び医療並びに助産救護に関すること 2 日赤医療施設の保全に関すること
NHK	1 地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保安に関すること
中日本高速道路	管轄する高速道路等の保全に関すること
水資源機構	水資源開発施設の保全に関すること
日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸	貨物（トラック）自動車による救助物資の輸送の準備に関すること
東京電力 グループ	1 電力施設の建設及び安全保全に関すること 2 電力需給に関すること
東京ガス	1 臨時体制に関すること 2 ガス施設の点検・資機材の確保・広報に関すること

## 第6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
都 医 師 会	1 医療及び助産活動に関すること 2 会員との連絡調整に関すること
都 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること 2 会員との連絡等に関すること
都 薬 劑 師 会	応急医薬品の調達準備に関すること
献血供給事業団	血液の供給に関すること
都 獣 医 師 会	1 被災動物救護及び獣医療に関すること 2 支部との連絡調整に関すること
東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること
東京バス協会 神奈中バス 小田急バス 京王バス	バスによる輸送の確保に関すること
都 トラック 協 会 都 庁 輸 送 組 合	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の準備に関すること
東京ハイヤー・タクシー協会	タクシー・ハイヤーによる輸送の確保に関すること
都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関すること
テレビ・ラジオ放送各社※注	1 地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

※注：日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、ラジオNIKKEI、InterFM897

## 第7 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
消防団	1 水火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関すること 2 災害等の情報収集に関すること 3 地域住民への火災予防、初期消火、応急救護活動等の普及・啓発 4 その他消防に関すること
自主防災組織 (町内会・自治会)	1 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること 2 出火防止及び初期消火に関すること 3 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること 4 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難施設内の生活支援等の協力に関すること 5 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること
MFFアマチュア無線クラブ	災害時非常無線通信の協力に関すること
町田市米穀小売商組合	1 米穀の調達準備に関すること 2 地域の炊き出しの支援に関すること
東京都LPガス協会 南多摩支部町田部会	1 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関すること 2 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関すること
日本瓦斯 アストモスリテイリング	3 被災施設の応急処理と復旧に関すること 4 加盟各事業者との連絡調整に関すること
小田急百貨店 東急百貨店 西友 ダイエー オダキューOX 東急ストア 相鉄ローゼン 三和 ミスター・マックス 東京コカ・コーラ ボトリング 伊藤園 カインズ コストコ・ホール セール・ジャパン NPO法人コメリ災害対策センター	食料、飲料水、生活必需品等の調達に関すること
町田青年会議所	物資の供給・輸送に関すること
東日本段ボール工業組合	1 災害時における段ボール製品の調達に関すること 2 災害時における畳の供給協力に関すること
「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会	災害時における畳の供給協力に関すること
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク	簡易間仕切りシステムの供給に関すること
町田清掃社	し尿の収集運搬に関すること
ベクセス	避難施設等に設置する仮設トイレの調達に関すること

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第3節 防災機関の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 町田市建設業協会	1 道路・河川・下水道等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 2 救出・救護の協力に関すること 3 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 4 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること 5 その他災害時における復旧活動の協力に関すること 6 加盟各事業者との連絡調整に関すること
町田市管工事 協同組合	1 災害時における下水道の復旧活動の協力に関すること 2 救出・救護の協力に関すること 3 加盟各事業者との連絡調整に関すること 4 災害時の応急給水活動への協力に関すること
町田電設工業協会	1 災害時に開設された避難施設等の電気設備の応急措置に関すること 2 障害物の除去に関すること
東京土建一般労働 組合町田支部	1 倒壊建物等からの救助救出活動及び重機類・電動工具等の資機材の提供に関すること 2 避難施設及び市施設の応急修繕に関すること 3 応急仮設住宅の建設に関すること
町田市ホテル・旅 館業同業組合	要配慮者の緊急受け入れに関すること
赤 帽	軽自動車による輸送の確保に関すること
ヤマト運輸	災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
カーレスキュー塚本	道路啓開への協力に関すること
東京都自動車整備 振興会町田支部	災害時における応急活動に関すること
ジャパンケネルクラブ 日本救助犬協会	災害救助犬による被災者捜索活動への協力に関すること
ジェイコムせたまち イッツ・コミュニケーションズ 多摩テレビ	1 災害時における災害関連情報の迅速な放送に関すること 2 放送施設の保守に関すること
エフエムさがみ 横浜エフエム放送	1 災害時における災害関連情報の迅速な放送に関すること 2 放送施設の保守に関すること
ヤフー株式会社	1 キャッシュサイトの作成 2 ヤフー「避難場所マップ」への情報提供 3 「Yahoo!防災速報アプリ」登録者への情報発信
米海軍厚木航空施設	災害時における迅速な物資・人員等の提供による人道的援助に関すること
細野コンクリート	災害時における消火活動業務への協力に関すること
一般社団法人 町田市緑化協会	1 公園、緑地、街路樹の啓開活動に関すること 2 公園、緑地、街路樹の障害樹木の撤去処分に関すること 3 市施設植栽樹木に係る障害樹木の撤去処分に関すること
東京都理容生活衛 生同業組合町田支部	災害時の避難施設等における理容活動に関すること

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
第3節 防災機関の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
ホテル・ラポール千寿閣 レンブラントホテル 東京町田 河合塾町田校 メガロス町田 町田ボウリングセンター 東急株式会社	1 帰宅困難者一時滞在施設としての施設提供に関すること 2 トイレ及び飲料水の提供に関すること 3 物資の配布、情報提供に関すること
アルフレッサ 酒井薬品 スズケン町田支店 東邦薬品 バイタルネット メディセオ	災害時における医薬品等の調達業務に関すること
クライスマッパーズ	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関すること
町田ローン テニスクラブ	災害時等における施設提供に関すること

## 第8 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町田市社会福祉協議会	① 災害時のボランティアの受け入れに関すること ② 要介助者への生活支援活動の協力に関すること ③ 都による生活福祉資金貸付の申込み受付に関すること
市 医 師 会	① 医療救護及び助産活動に関すること ② 防疫及び遺体の検案の協力に関すること ③ 都医師会及び各医療機関との連絡調整に関すること
市 歯 科 医 師 会	① 歯科医療活動（トリアージを含む）に関すること ② 遺体の検案の協力に関すること ③ 都歯科医師会及び各医療機関との連絡調整に関すること
市 薬 料 師 会	① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること ② 医薬品の調達、供給に関すること ③ 都薬剤師会及び薬剤師との連絡活動に関すること
町田市柔道整復師会	① 接骨診療に関すること ② 都柔道整復師会及び接骨師との連絡活動に関すること
東京都獣医師会	① 動物医療救護に関すること
町 田 支 部	② 臨時動物保護所の運営に関すること
町 田 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会	要介助者への救助及び生活支援活動の協力に関すること
防 犯 協 会	① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること
交 通 安 全 協 会	② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること ③ その他災害応急対策の業務の協力に関すること
市 商 工 会 議 所	① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関すること ③ 救助物資、復旧資材の確保、あつ旋、輸送等についての協力に関すること ④ 加盟各事業者との連絡調整に関すること ⑤ 被災者に対する炊き出しの支援に関すること
危険物・有毒物等 保管施設、地下施設	安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること
病 院 等	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社 会 福 祉 施 設	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における入居者の保護に関すること
学 校 法 人	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
乳 幼 児 施 設	② 災害時における児童・生徒及び乳幼児の保護に関すること
金 融 機 関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること

## 第4節 東海地震に関する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関する調査情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本節では、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることも念頭において行動する。

### 第1 基本的考え方

町田市では、警戒宣言が発せられたときには、市災害対策本部を設置し、広報活動やその他必要な対応を行い、社会的混乱と地震に備えての防災措置の周知に努める。また、各防災機関も東海地震の発生に備えた対応態勢をとり、被害軽減のための事前措置を実施する。

表一 東海地震に関する情報と主な防災対応

情報名	発表基準	主な防災対応
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	「警戒宣言」に伴って発表。 警戒宣言が発せられると ○地震災害警戒本部が設置される ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止 などの対策が実施される。
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられる。 ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。 ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われる。
東海地震に関する 調査情報 [カラーレベル 青]	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合	防災対応は特になし。 市や国等では情報収集連絡体制がとられる。
	定期 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	防災対応は特になし。

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第2 東海地震に関する調査情報（臨時）発表時の対応

### 1 活動内容及び配備態勢

東海地震に関する調査情報（臨時）（以下、「調査情報」という）は、東海地域における地震観測データに異常がみられる段階で発表されるものであり、各防災機関は、平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合の配備態勢

情報名	情報内容	配備体制
東海地震 に関する 調査情報 （臨時） [カラーレ ベル 青]	<p>東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表される。</p> <p>また、本情報を発表後に東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。</p>	警戒配備態勢 (連絡要員を確保する態勢)

### 2 調査情報の伝達

調査情報の発表は、都（総務局総合防災部）から市（防災安全部）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。市は、調査情報の発表を覚知したときは、以下に示す情報伝達体制により、直ちに各部課及び各出先事務所に情報を伝達するとともに、市教育委員会を通じて、学校長に情報を伝達する（東海地震-20 東海地震に関する情報の連絡伝達系統図参照）。

なお、休日夜間等の勤務時間外における情報伝達は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。

#### (1) 伝達体制

- ① 防災安全部長（不在の場合は防災安全部防災課長）は、都（総務局総合防災部または都夜間防災連絡室）より東海地震に関する調査情報（臨時）の発表に関する連絡報を受けた場合は、直ちに市長、副市長及び各対策部長へ伝達する。ただし、休日・夜間など勤務時間外については、宿直職員等により情報伝達を行う。
- ② 各対策部長は対策部内の副部長に伝達する。
- ③ 各対策部長及び副部長は、対策部内の班長・副班長及び出先事業所等へ伝達する。
- ④ 各班長・副班長は一般職員（全員）に伝達する。
- ⑤ 一般住民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止のうえ特に必要と認めた場合は、市が適切な広報手段により情報の伝達を行う。ただし、この場合、報道開始後を行うことを原則とする。
- ⑥ 各対策部は、特に伝達の必要と認められる機関、団体等に対しては、報道開始後に行う。

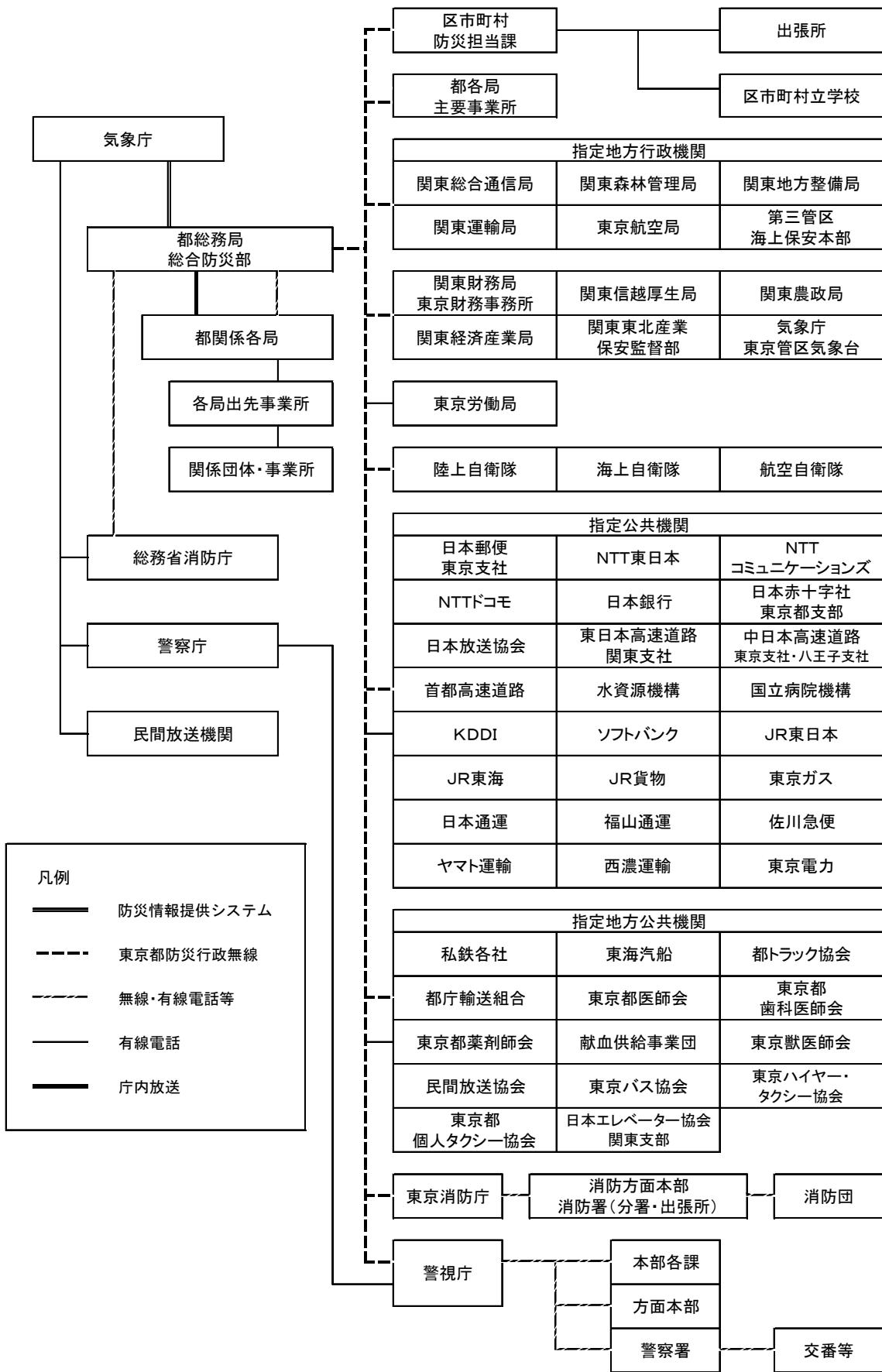
#### (2) 伝達事項

- ① 市各対策部及び関係防災機関は、調査情報の情報内容を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- ② 調査情報の発表後、東海地震と関連無いと判断された場合に発表される「安心情報」が発表された場合には、その情報内容及び活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

<参考>東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



東京都地域防災計画震災編<令和元年修正>より引用

### 3 情報の収集活動

市及び防災関係機関は、調査情報の発表を覚知したときは、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。また、夜間・休日において調査情報の発表を受けたときは、宿直職員等により必要な対応を行う。

### 4 調査情報に関する広報活動

調査情報の発表は、東海地域の地震観測データに異常データがあったことを知らせる段階の情報であり、緊急に対応措置をとるべきものではない。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等の情報に注意する旨の広報を行う。

ただし、各現場で混乱発生の恐れが予想される場合は、防災安全部が情報を収集し、政策経営対策部（広報広聴班）は、関係機関（警察署、消防署等）と協力し、必要な情報等を住民に広報する。

### 5 混乱防止措置

調査情報の発表は、東海地域の地震観測データに異常データがあったことを知らせる段階の情報であり、緊急に対応措置をとるべきものではないが、市民の間に動搖が広がり混乱を招く可能性もある。したがって、各防災機関は、平常時の活動を継続しながら、必要に応じて混乱防止のための措置を講じる。

機 関	内 容
市	<p>1 災害統括班は、各対策部及び各防災機関の協力を得て、混乱の有無を把握に努める。</p> <p>2 政策経営対策部（広報広聴班）は、市内に混乱が生じている、あるいは混乱が生じる可能性があると判断される場合は、警察及び防災関係機関と協力し、必要な広報を実施する。</p>
警 察 署	防災情報の収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、混乱防止の広報及び発生が予想される交通混雑等警察事象に対応する措置をとる。
J R 運 行 本 部	<p>旅客の安全と混乱防止のため次の措置をとる。</p> <p>(1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(2) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</p>
東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	<p>1 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、状況に応じ旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。</p> <p>2 状況により早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止する。</p>

## 第3 東海地震注意情報発表時の対応

### 1 活動内容及び配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という）は、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた段階で発表されるものである。本市は、東海地震対策強化地域に含まれていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱～5強程度の揺れが予想されるため、各防災機関は、平常時の活動を継続しながら、情報の収集、地震災害対策の事前準備、市民等への広報及び混乱防止措置等を講じる。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第4節 東海地震に関する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

#### 注意情報が発表された場合の市の配備態勢

情報名	情報内容	配備体制
東海地震 注意情報 [カラーレベル 黄]	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。	震災第1配備態勢 (担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢)

#### 注意情報の発表から予知情報発表（警戒宣言）までの各防災機関の活動

機 関	内 容
市	<p>1 市本部の設置準備 市は、東海地震注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市本部の設置準備に入る。 なお、勤務時間外に判定会招集連絡報を受けた場合は、職員が参集するまでの間、宿直室（宿直職員）及び災害統括班において対応する。</p> <p>2 職員の参集 職員の参集は、震災第1配備態勢とする。なお、動員伝達は、各対策部及び各部・局等で定める情報伝達経路により指示する。</p> <p>3 所掌事務 東海地震予知情報が発表され（警戒宣言が発せられ）、市本部が設置されるまでの間、または注意情報が解除されるまでの間、災害統括班が防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 東海地震注意情報の続報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関との連絡調整</p>
警 察 署	注意情報の発表から予知情報が発表されるまで（警戒宣言が発せられるまで）の対応として、次の措置をとる。 <p>1 現場警備本部を設置し、管内の警備に当たる 2 警備要員の招集（参集）及び部隊編成</p>
消 防 署	東京消防庁において、震災警戒態勢が発令された場合は、次の措置をとる。 <p>1 全職員非常招集 2 震災活動部隊の編成 3 関係防災機関への職員の派遣 4 緊急医療情報の収集体制の強化 5 救助救急資機材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止・初期消火等の広報の準備 9 その他消防活動上必要な情報の収集</p>
消 防 団	注意情報が発表された場合、直ちに次の措置をとる。 <p>1 所要消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 関係機関からの情報収集体制の確立 4 その他必要事項</p>
自 衛 隊	東部方面隊は、速やかに非常勤務態勢に移行して、情報・指揮・通信の整備に着手し、警戒態勢を強化するとともに、東部方面総監部から都災害対策本部に第1師団司令部から道路情報センターに連絡班を派遣する。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第4節 東海地震に関する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

J R 運行本部	<p>1 運行本部 地震災害警戒本部を設置することを前提として、本部要員は非常参集して待機する。</p> <p>2 各指導センター 運行本部と同様の措置をとる。</p>
東急電鉄	<p>1 注意情報が発表の認知と同時に地震災害対策本部の設置準備に入る。</p> <p>2 要員の非常招集を指令する。</p>
小田急電鉄	<p>1 地震災害警戒本部の設置準備及び必要により現地警戒本部の設置準備に入る。</p> <p>2 要員の非常招集を指令する。</p>
京王電鉄	<p>注意情報が発表された場合、鉄道事業本部長は防災会議を開催し、情報の収集を行うとともに、次の事項を協議する。</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>2 警戒態勢の種別決定</p> <p>3 列車運転方式</p> <p>4 その他事前対策</p>
N T T	<p>注意情報が発表された場合、次の初動措置等を実施する態勢をとる。</p> <p>1 通話量等通信状況の監視</p> <p>2 電気通信設備の運転状況の監視</p>
東京電力グループ	注意情報が発表された場合、地震災害警戒本部設置準備及び要員の非常招集、待機を行い設置準備に入る。
東京ガス	注意情報が発表された場合、臨時体制をとる。
その他の機関	注意情報が発表された場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとる。

## 2 注意情報の伝達

注意情報の発表は、都（総務局総合防災部）から市（防災安全部）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。市は、注意情報の発表を覚知したときは、以下に示す情報伝達体制により、直ちに各部課及び各出先事務所に情報を伝達するとともに、市教育委員会を通じて、校長に情報を伝達する（東海地震-20 東海地震に関する情報の連絡伝達系統図参照）。

### (1) 伝達体制

- ① 防災安全部長（不在の場合は防災安全部防災課長）は、都（総務局総合防災部または都夜間防災連絡室）より注意情報の発表に関する連絡報を受けた場合は、直ちに市長、副市長及び各対策部長へ伝達する。ただし、休日・夜間など勤務時間外については、宿直職員等により情報伝達を行う。
- ② 各対策部長は対策部内の副部長に伝達する。
- ③ 各対策部長及び副部長は、対策部内の班長・副班長及び出先事業所等へ伝達する。
- ④ 各班長・副班長は一般職員（全員）に伝達する。
- ⑤ 一般住民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止のうえ特に必要と認められた場合は、市が適切な広報手段により情報の伝達を行う。ただし、この場合、報道開始後を行うことを原則とする。
- ⑥ 各対策部は、特に伝達の必要と認められる機関、団体等に対しては、報道開始後を行う。

## 第4節 東海地震に関する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

## 各防災機関における注意情報の伝達

機関	内容
市	都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、市区町村教育委員会を通じて、市区町村立学校長に伝達する。 また、市区町村内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。
警視庁	都総務局又は警察庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、模写電報により全所属に伝達する。
東京消防庁	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・所）及び消防団に伝達する。
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに都内各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

## (2) 伝達事項

- ① 市各対策部及び関係防災機関は、注意情報の情報内容を伝達するほか、必要な活動態勢及び準備行動をとることを合わせて伝達する。
- ② 注意情報の解除が発表された場合には、その情報内容及び活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

## 3 情報の収集活動

市及び防災関係機関は、注意情報の発表を覚知したときは、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。また、夜間・休日において注意情報の発表を受けたときは、宿直職員等により必要な対応を行う。

## 4 注意情報に関する広報活動

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことに伴い、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれる。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等の情報に注意する旨の広報を行う。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予想される場合は、災害統括班に連絡する。

災害統括班は、注意情報の発表に伴う混乱の発生又はその恐れが予想される場合は、関係機関（警察署、消防署）と協力し、必要な情報等を住民に広報する。

## 5 混乱防止措置

注意情報の発表により、種々の混乱発生が発生したとき、又は混乱が発生する恐れのあるときは、これらの混乱等を防止するため、各防災機関の対応は次の対応措置を講じる。

機 関	内 容
市	<p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進</p> <p>(2) その他必要事項</p> <p>2 対応機関</p> <p>政策経営対策部（広報広聴班）が各対策部、各防災機関の協力を得て対処する。</p>
警 察 署	<p>1 情報の収集と広報活動</p> <p>注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。</p> <p>2 混乱の未然防止活動</p> <p>駅、主要交差点等、混乱が発生する恐れがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。</p>
J R 運 行 本 部	<p>1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。</p> <p>2 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。</p> <p>3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。</p> <p>(3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</p>
東 急 電 鉄	<p>1 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、状況に応じ旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。</p> <p>2 状況により改札規制及び入場制限等を実施する。</p> <p>3 状況により早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止する。</p>
小 田 急 電 鉄	<p>1 適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。</p> <p>2 状況により、階段止め、改札止め等の入場制限及び旅客の迂回誘導、一方通行等を早期に実施する。</p> <p>3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じた応援要員を派遣する。</p> <p>4 状況により、警察官の応援を要請する。</p> <p>5 状況により、乗車券の発売の中止又は制限を実施する。</p>
京 王 電 鉄	<p>1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供等を行い、混雑緩和への協力要請を行う。</p> <p>2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。</p> <p>(1) 状況により本社員の応援動員を行う。</p> <p>(2) 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。</p> <p>(3) 放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施する。</p> <p>(4) 駅構内営業の中止等、必要な措置を講じる。</p>

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第4節 東海地震に関する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

N T T 東 日 本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集と伝達</li> <li>(2) 通信の利用制限等の措置</li> <li>(3) 災害用伝言ダイヤルの提供準備</li> <li>(4) 対策要員の確保及び広域応援</li> <li>(5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</li> <li>(6) 通信建物、設備等の巡視と点検</li> <li>(7) 工事中の設備に対する安全措置</li> <li>(8) 社員の安全確保</li> <li>(9) 医療施設及び研修施設等における対策</li> </ul>
NTT コミュニケーションズ	<p>国、東京都、各市区町村及び指定地方行政機関から指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集と伝達</li> <li>(2) 通信の利用制限等の措置</li> <li>(3) 災害用伝言ダイヤルの提供準備及び運用</li> <li>(4) 対策要員の確保及び広域応援</li> <li>(5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</li> <li>(6) 通信建物、設備等の巡視と点検</li> <li>(7) 工事中の設備に対する安全措置</li> <li>(8) 社員の安全確保</li> <li>(9) 医療施設及び研修施設等における対策</li> </ul>
NTT ドコモ	<p>国、東京都、各市区町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集と伝達</li> <li>(2) 通信の利用制限等の措置及び重要通信の確保</li> <li>(3) 対策要員の確保及び広域応援</li> <li>(4) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</li> <li>(5) 通信建物、設備等の巡視と点検</li> <li>(6) 工事中の設備に対する安全措置</li> <li>(7) 社員の安全確保</li> <li>(8) 医療施設及び研修施設等における対策</li> </ul>
KDDI	<p>指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。</p>
ソフトバンク	<p>国又は都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。</p>

## 第5節 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から東海地震の発生のおそれについて報告を受け、閣議を経て警戒宣言を発する。この時気象庁からは東海地震予知情報が発表される。また、内閣総理大臣は、強化地域に係る知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。これを受けた知事等は、地震防災応急対策を実施することになっている。

都は、警戒宣言が発せられた場合、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置をとることとしており、市においても都に準じた対応をとることとする。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は、警戒解除宣言が発せられるまでの間に取るべき対応措置について定める。

### 第1 活動態勢

#### 1 市の活動態勢

##### (1) 市本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市本部を設置する。

##### (2) 市本部の設置場所

市本部は、災害対策本部室に置く。

##### (3) 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、町田市災害対策本部条例（1963年（昭和38年）条例第23号）、同施行規則（1964年（昭和39年）規則第13号）の定めるところによるが、その概要は第3章第1節「応急活動体制の確立」中の町田市災害対策本部の組織図のとおりである。

#### 2 市の業務の対応及び措置

##### (1) 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 防災関係機関との連絡調整
- エ 生活物資等の動向及び調達準備態勢の決定
- オ 住民への情報提供

##### (2) 配備態勢

本部の非常配備態勢は、第3章第1節「応急活動体制の確立」で定める第2配備態勢とする。

#### 3 防災機関等の活動態勢

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。
- (2) 指定地方行政機関は上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及び服務の基準をあらかじめ定めておく。

(3) 市内の各関係機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力する。

#### 4 相互協力

警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は、平常時から関係機関と十分協議し、社会的混乱を防止するための相互協力体制を確立しておく。

##### (1) 防災機関への応援要請

市は都に対し、応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は他の防災機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、東京都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、無線・口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める理由）
- イ 応援を希望する機関名（応援のあっ旋を求めるときのみ）
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする日時、場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

## 第2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要となる。

このため、本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

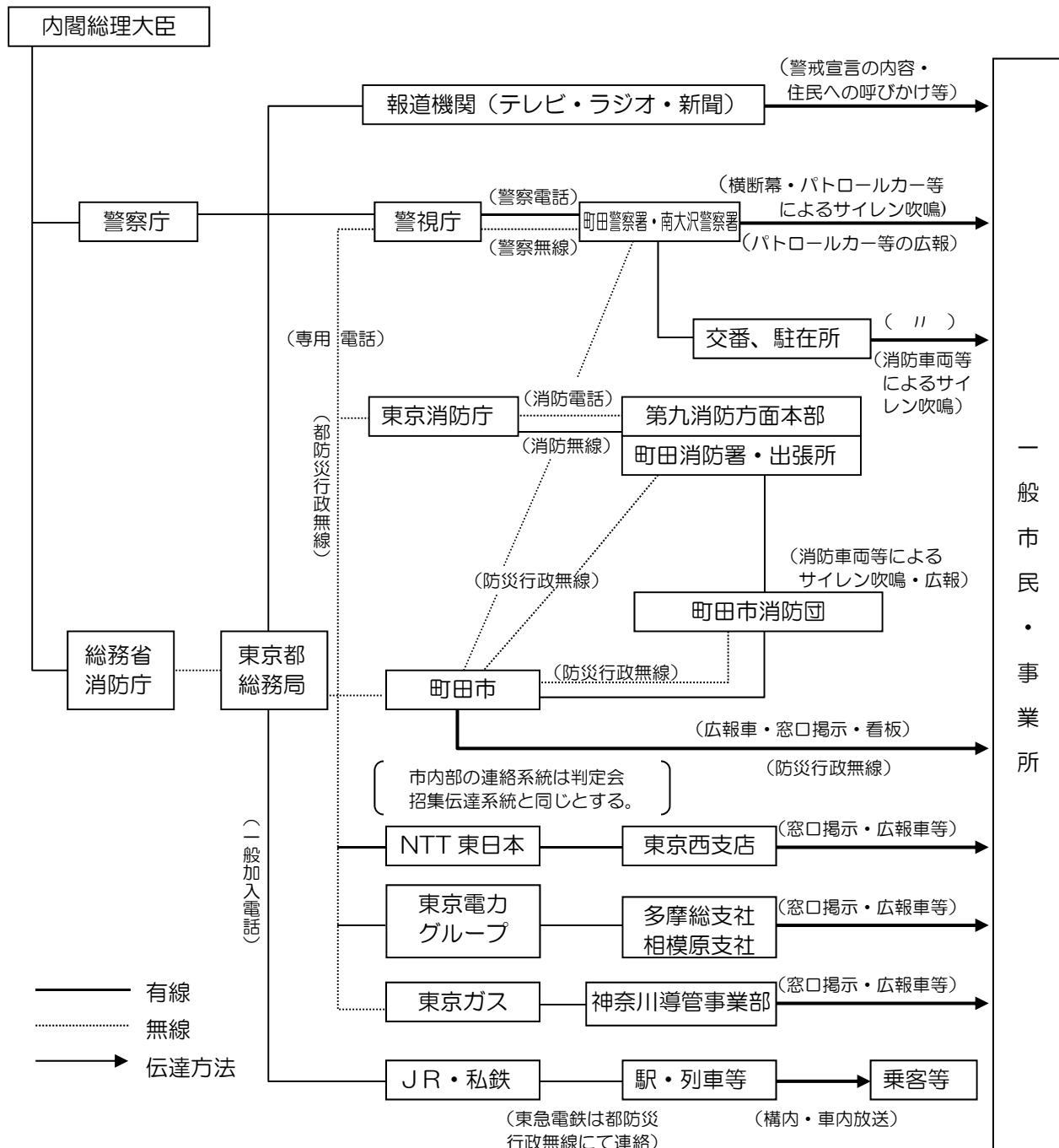
## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### 1 警戒宣言等の伝達

##### (1) 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。



(2) 伝達態勢

① 市各対策部

機関名	内 容
災害統括班	1 災害統括班は、警戒宣言及び地震予知情報等について東京都総務局から通知を受けた時は、直ちに有線電話（内線電話含む）、庁内放送等の手段により、市長、副市長並びに各対策部へ伝達する。一般市民への伝達は、防災行政無線、広報車、看板等の掲示により行う。また、各市民センター等の窓口においても掲示等で行う。 2 勤務時間外における伝達態勢は、東京都夜間対策本部を通じて行われる。この場合、宿直、防災安全部防災課長、防災安全部長の順に伝達し、防災安全部長は市長、副市長及び各対策部長へ伝達する。
政策経営対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整える。
総務対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整える。
財務対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
市民対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、出先機関へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
文化スポーツ・振興対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、所管施設へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
福祉対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、福祉施設等へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
健康対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、福祉施設等へ伝達する。また、医療救護体制の万全を図るため、町田市医師会、町田市歯科医師会へ警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
子ども生活対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、市立保育園等へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
経済観光対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。また、市商工会議所、農業団体等へ警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
環境資源対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。また施設利用者及び施設見学者に対しては庁内放送等で伝達する。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

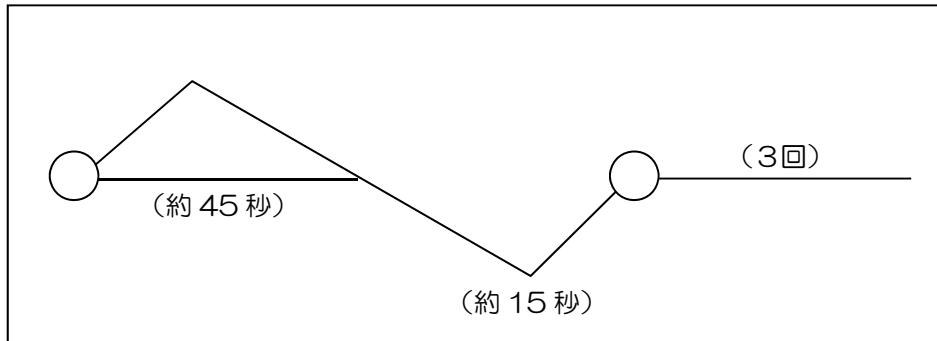
### 第5節 警戒宣言時の対応措置

機関名	内 容
道路対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。また、災害対策の万全を図るため、町田市建設業協会へ警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
都市づくり対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
下水道対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、各処理場へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達し、施設利用者（ホール）及び施設見学者に対しては、庁内放送で伝達する。
出納対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
学校教育対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、市立小中学校へ伝達する。また、教育委員会窓口等で掲示及び看板等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
生涯学習対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、社会教育施設等へ伝達する。また、社会教育施設等で掲示及び看板等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。また施設利用者に対しては庁内放送等で伝達する。
病院対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、市民病院の窓口等への掲示及び看板等により、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。

② 防災機関

機 関 名	内 容
警 察 署	市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号及び横断幕等の掲示により、警戒宣言が発せられたことを一般市民に伝達する。
消 防 署	<p>1 東京消防庁は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに次の方法で伝達する。</p> <pre> graph LR     A[東京消防庁] --- B[第九消防方面本部]     A --- C[消防署・出張所]     B --- D[消防団(本部)]     C --- D     </pre> <p style="text-align: center;">直通電話 無 線</p> <p>2 市に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。</p>
消 防 団	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班及び消防署から通報を受けた時は、直ちに消防車両等のサイレン吹鳴による防災信号により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局又は市から警戒宣言及び地震予知情報等について、通報を受けた時は直ちに部内各部課内及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

③ 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



備考 市内の吹鳴回数は3回とする。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 市での予想震度
- ③ 防災対策の実施の徹底
- ④ その他特に必要な事項

## 2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の混乱が考えられる。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び防災機関が広報活動を実施する。

### (1) 広報

#### ① 市における広報

市は警戒宣言が発せられたとき、都及び防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報はあらかじめ定めておく。

#### ア 広報項目

- a 警戒宣言の内容の周知徹底
- b 地域に密着した各種情報の提供との確かつ冷静な対応の呼びかけ
- c 防災措置の呼びかけ
  - ・火の注意 ・水のくみおき ・家具の転倒・落下・移動防止等
  - ・非常持ち出し品の確認 ・近隣の協力体制
- d 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- e 混乱防止のための対応措置
  - (a) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
    - ・列車の運行状況 ・駅等の混乱状況 ・時差退社の呼びかけ等
  - (b) 道路交通の混乱防止のための広報
    - ・道路の渋滞状況 ・交通規制の実施状況 ・自動車利用の自粛要請等
  - (c) 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
    - ・回線の輻輳状況 ・規制措置の実施状況 ・電話利用の自粛要請等
  - (d) 買い出しなどによる混乱防止のための広報
    - ・スーパー・マーケット、デパート等の営業状況 ・物資の流通状況
    - ・買い急ぎをする必要のないこと等
  - (e) 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報
    - ・金融機関の営業状況 ・急いで引出しをする必要のないこと等

#### イ 広報実施方法

防災行政無線、市及び各防災関係機関の広報車並びに自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

#### ② 都の広報

都においては、都の提供番組（テレビ、ラジオ）、インターネット・文字放送、臨時広報紙及び広報車等を最大限に活用して広報活動を行う。また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。

③ 防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、市で行う広報と同様とする。その主なものは、次のとおりとする。

- a 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- b 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- a 各機関は広報責任者、従業員、顧客、住民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- b この場合、従業員、顧客等の動搖、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- c 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- d 広報文はあらかじめ定めておく。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時において、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置が実施できることを目的として報道機関に対して、各種情報の提供を行う。この場合、災害統括班が窓口となり、都及び防災関係機関との連絡を密にし実施する。

この他、東京都地震災害警戒本部、警視庁、東京消防庁、その他各種防災機関に対し各種情報の提供が行われる。

(3) 放送要請

警戒宣言時において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分できない場合は、都を通じ放送機関に放送要請する。

### 第3 消防・危険物対策

#### 1 消防対策

(1) 活動体制

警戒宣言時は、平常時の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

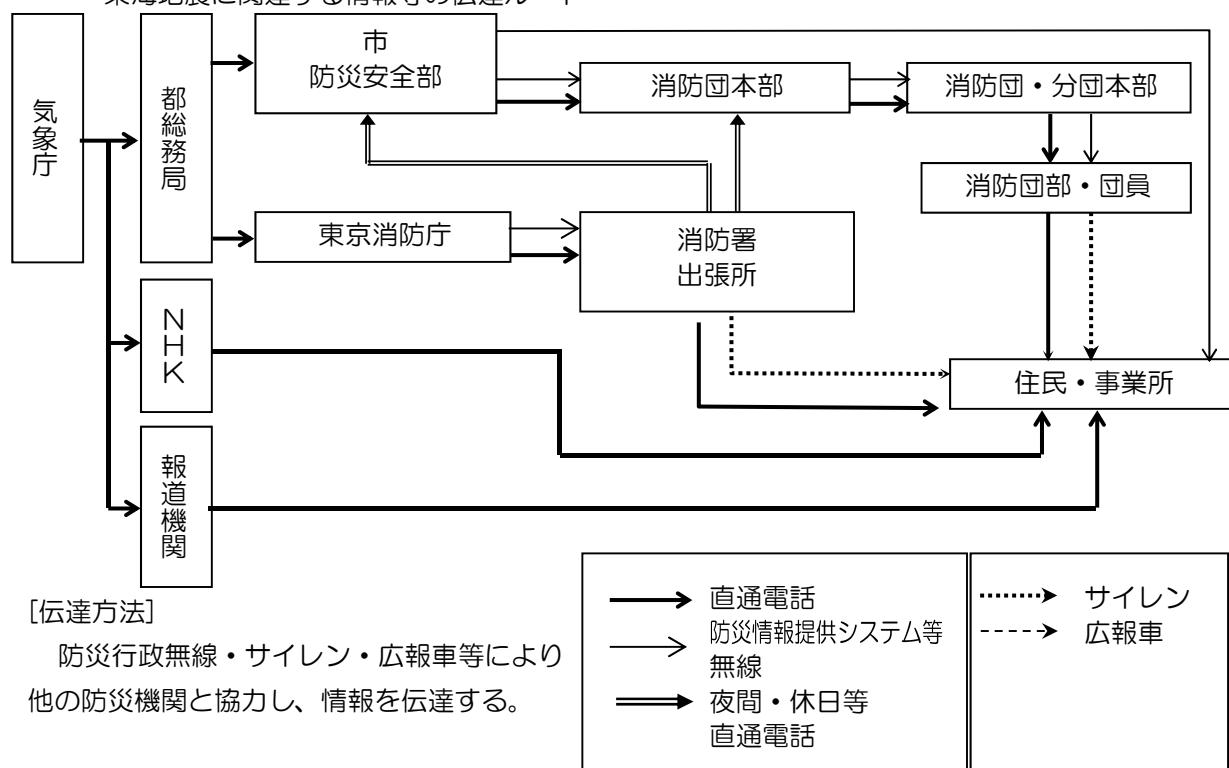
- ① 消防部隊の編成強化
- ② 関係防災機関への職員の派遣
- ③ 資器材及び救急資器材の確保
- ④ 高所見張・情報活動の部隊等による警戒態勢の確保
- ⑤ 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- ⑥ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑦ その他消防活動上必要な情報の収集

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### (2) 情報連絡体制の確立

東海地震に関する情報等の伝達ルート



#### (3) 住民（事業所）に対する呼びかけ

##### ① 住民に対する呼びかけ

情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察署、消防署、市役所等からの正確な情報の把握
出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱看板等の倒壊、落下防止措置

##### ② 事業所に対する呼びかけ

防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 スーパーマーケット等の不特定多数の者が出入りする施設に対する混亂の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
営業の継続、停止及び退社等	1 劇場、映画館等不特定多数の者が出入りする施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒步帰宅 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

## 2 危険物対策

### (1) 石油類等危険物の取扱い施設

機 関	内 容
消防署	<p>危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 操業の制限、停止</li> <li>2 流出拡散防止等、資器材の点検配置</li> <li>3 緊急しゃ断装置の点検確認</li> <li>4 火気使用の制限又は禁止</li> <li>5 消火設備等の点検確認</li> </ol>
市下水道対策部	<p>警戒宣言が発せられた場合、部長の指示に従い下記の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関連の作業の中止及び火気厳禁等の指令</li> <li>2 焼却炉を停止し、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。 また、タンクローリー貯蔵タンクへの移送中の場合は即時中止する。</li> </ol>

### (2) 火薬類取扱い施設

機 関	内 容
都環境局	<p>(一社)東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言時の伝達</li> <li>2 事故発生時に準じた保安要員の確保</li> <li>3 保安用品及び保安装置の再点検等</li> <li>4 その他特に必要な事項</li> </ol>
関東経済産業局	火薬類の保安を確保するため、火薬類を取扱う事業所に対して、法令等に定めるところにより地震防災対策を講ずるよう、十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努める。
関東東北産業 保安監督部	火薬類を取扱う事業所に対して火薬類保管の安全指導、出火防止措置の指導を実施する。

### (3) 高圧ガス等取扱い施設

機 関	内 容
市災害統括班	<p>東京都LPG協会、日本瓦斯、アストモスリテイリング等に対し、下記事項について各事業所が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 自衛保安組織の確認による防災要員の確保</li> <li>3 保安上必要な施設及び設備の点検整備</li> <li>4 地震による被害の防止及び軽減措置</li> </ol>
市下水道対策部 市環境資源対策部 市病院対策部 (市民病院)	<p>高圧ガスボンベ（酸素、窒素、水素、アセチレン、ヘリウムガスボンベ）使用中の高圧ガスボンベについては、直ちに使用を中止して、元バルブを確実に閉鎖し、高圧ガスボンベ等の安全確認を行い、以下の措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス漏洩、転倒の防止等</li> <li>2 貯蔵庫内の火気厳禁</li> </ol>

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### (4) 化学薬品等取扱い施設

機 関	内 容
消 防 署	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して消防計画による対応を図るよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>2 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> <li>3 化学薬品の取扱いの中止又は制限</li> <li>4 火気使用の中止又は制限</li> <li>5 消火用設備等の点検、確認</li> </ol>
市 教 育 対 策 部	<p>理科室、家庭科室、図工室、技術室等における化学薬品等の安全確認を行い以下の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>2 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> </ol>
市下水道対策部 市環境資源対策部 市病院対策部 (市民病院)	<p>化学薬品等の安全確認を行い以下の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>2 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> </ol>

#### (5) 毒劇物取扱い施設

機 関	内 容
市 健 康 対 策 部	<p>次の各項の実施について指導、緊急指示を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 貯蔵施設等の緊急点検</li> <li>2 監視の実施</li> <li>3 充填作業、移し替え作業等の停止</li> <li>4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置</li> </ol>
市 病 院 対 策 部 (市民病院)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発火性、引火性、薬品等危険物の安全措置の実施</li> <li>2 警戒宣言及び地震予知情報等の収集及び伝達</li> </ol>
市下水道対策部 市環境資源対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貯蔵施設等の緊急点検</li> <li>2 充填作業、移し替え作業等の停止</li> <li>3 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置</li> <li>4 ポンプを停止し、貯蔵タンクの元バルブや、関連のバルブを閉じる。</li> <li>5 分析等の業務を中止し、転倒、落下、流出拡散防止を図り、引火又は混合混触等による出火防止の措置を実施する。</li> </ol>

#### (6) 放射性物質取扱い施設

機 関	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ RI の管理測定班の編成           <p>都内の RI 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行う RI 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出動できる体制を整える。</p> </li> <li>○ RI 使用医療機関に対する指導           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設、放射線治療病室等の安全点検と補修</li> <li>2 RI 使用状況の把握</li> </ol> </li> </ul>

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
第5節 警戒宣言時の対応措置

	3 未使用 RI 及び使用済 RI の保安確認 4 RI 治療患者の管理体制の徹底周知 5 地震予知関連情報の収集
市病院対策部 (市民病院)	1 R.I の安全措置の実施 2 警戒宣言及び地震予知情報等の収集及び伝達

※ R.I ラジオアイソトープ：放射性同位元素

(7) 危険物輸送

機 関	内 容
警察署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 1 危険物取扱業者に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
消防署	1 出荷、受入れを制限するか又は停止させる。 2 輸送途上における遵守事項を徹底させる。
JR 運行本部	1 火薬類 (1) 現在、都内に着・発する火薬類積載車はないか、通過はありうるので、これらの貨車が外局ヤード又は駅の安全な場所、若しくは立地上安全と思われる途中駅に抑留の手段をとる。 (2) 市内を輸送中の貨車は、途中駅に一時抑留し警察署、消防署へ連絡する。 2 その他の危険物 市内を輸送中の危険品積タンク車は万一の場合を考慮して途中駅に抑留し、必要により警察署、消防署へ連絡する。

## 第4 警備・交通対策

### 1 警備対策

機 関	内 容
警 察 署	<p>1 警備部隊の編成 緊急又は重要業務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもつて部隊を編成する。</p> <p>2 警備部隊の配備 混乱の恐れがある駅、交差点等の対策として、次の要点箇所にあらかじめ部隊を配備する。</p> <p>(1) 第1次要点配備 ア 雜踏混乱対策配備箇所 (ア) 小田急電鉄町田駅 (イ) JR町田駅 (ウ) 町田駅中心市街地域 イ 都県境交通規制配備箇所 町田街道及び行政道路主要交差点（神奈川県方面に向かう車両の流出規制）</p> <p>(2) 第2次要点配備 状況によって他の要所に逐次、第2要点配備を行い、警備活動を実施する。</p> <p>3 混乱防止活動 日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。</p> <p>(1) 管内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。</p>

### 2 交通対策

#### (1) 道路交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置をとる。

基 本 的 方 針	<p>1 市内の車両の走行はできる限り抑制する。</p> <p>2 強化地域方向へ向かう車両の走行はできる限り制限する。</p> <p>3 非強化地域方向から流入する車両の走行はできる限り抑制する。</p> <p>4 緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。</p>
-----------	--

#### ① 交通対策部等の設置

注意情報の発表以後、交通管制センター内に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切り替えて総合的指揮体制をとる。

② 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速 40 キロメートル、一般道路（首都高速道路を含む）は、時速 20 キロメートルに減速する。
- b カーラジオ等で地震情報を継続して聴取しながら減速する。
- c 目的地まで走行したら以後は車両を使用しない。
- d バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められた計画等に従って安全な方法で走行する。
- e 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。
- f 現場警察官等の指示に従う。

イ 駐車中の車両

- a 路外の駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- b 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。
- c 警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しない。

ウ 警戒宣言時の交通規制及び処理要領

- a 神奈川県方面に向かう車両の抑制制限は次の地点において行う。  

町田街道及び行政道路主要交差点
- b 神奈川県境から流入する車両は、混乱の生じない限り規制しない。
- c 緊急輸送路である「国道 16 号」の通行確保に努める。
- d 「東名高速道路」の規制は、神奈川県警察と行う連携を密にし、横浜町田インター チェンジ付近の混雑緩和に努める。
- e 交通状況の変化に応じ、又は本部命令により規制の変更など追加等を的確に行い混雑と事故防止対策をとる。

### 3 道路管理者がとるべき措置

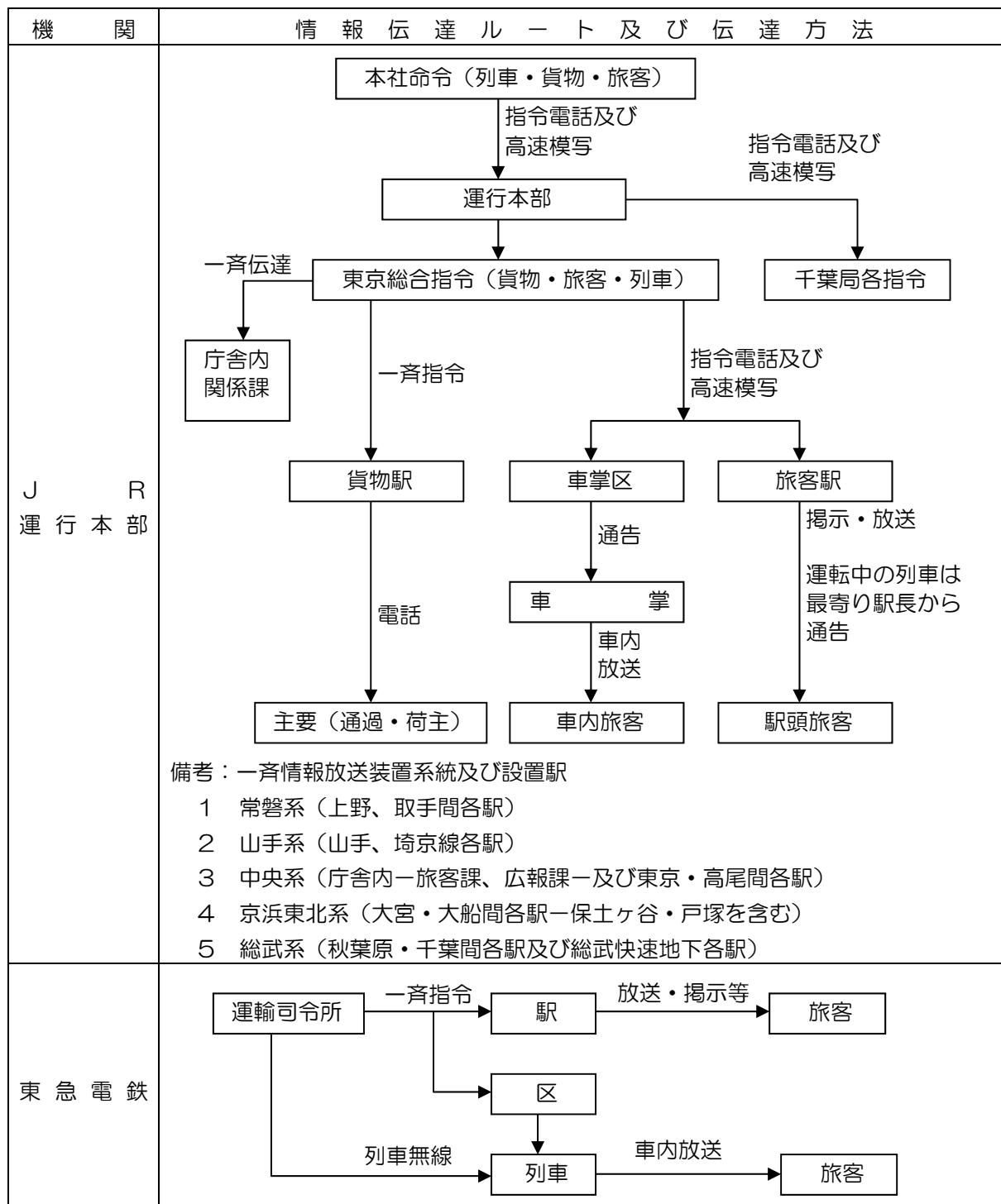
機 関	内 容
南多摩東部建設事務所	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路を重点に、地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別監察を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し緊急車等の円滑な運行の確保を図る。</p>
市道路対策部	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、緊急啓開道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別監察を実施する。また、急傾斜地、軟弱地盤等で崩壊の恐れのある箇所についても同様とする。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、埋戻し等可能な限りを行い、安全対策に万全を期して緊急車両等の円滑な運行の確保を図る。</p>

## 第5 公共輸送対策

### 1 鉄道対策

#### (1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。



## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

機 関	情 報 伝 達 ル ー ト 及 び 伝 達 方 法
小田急電鉄	<pre> graph LR     A[運輸司令所] -- 指令電話 --&gt; B[駅]     B -- 放送・掲示等 --&gt; C[旅客]     A --- D[列車無線]     D --&gt; E[列車]     E -- 車内放送 --&gt; C   </pre>
京王電鉄	<pre> graph LR     A[運輸指令所] -- 指令電話一斉 --&gt; B[乗務区]     A --&gt; C[駅]     C -- マイク放送・掲示 --&gt; D[旅客]     A --- D[列車無線]     D --&gt; E[列車]     E -- 車内放送 --&gt; D   </pre>

#### (2) 列車運行措置

##### ① JR運行本部

- ア 強化地域外周部における線区（イに記載する線区は除く）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。
- イ 強化地域に近接する下記線区は、折返し設備の不足又は落下多発区間である理由により列車の運転を中止する。

線 区	運転中止区間	線 区	運転中止区間
東海道本線 中央本線	藤沢・茅ヶ崎間 高尾・上野原間	青梅線 相模線	青梅・奥多摩間 橋本・厚木間

##### ② 民鉄各社

###### ア 運行方針

防災関係諸機関、報道機関及びJR東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

① 警戒宣言当日及び翌日以降の運行措置

機 関	警戒宣言当日	翌日以降
東急電鉄	<p>ア 警戒宣言発令後の列車運転は、原則として50km/時以下の減速運転を行う。</p> <p>イ 運輸司令所において、運転整理を行い安全かつ効率の良い運行確保に努める。</p> <p>ウ 運転の継続に危惧を生じた場合は運転の中止をする。</p>	地震ダイヤにより50km/時以下の減速運転を行う。ただし、予知情報の内容によっては運転を中止する場合もある。
小田急電鉄	警戒宣言が発せられると同時に全列車を最寄り駅に一旦停止させ、その後運転司令所の指示により可能な範囲で列車の運行に努めるが、全線の約1/3が強化地域内にあること、並びに強化地域外であっても震度5強が予想される地域が多いことから、運転速度、本数、区間等も制限されるため、輸送力は大幅に減少する。	地震ダイヤ（仮称）をあらかじめ作成して、可能な範囲での運行に努める。 なお、運転速度、本数、区間等も制限されるため輸送力は平常ダイヤより大幅に減少する。
京王電鉄	<p>警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定められた運転方式（減速運転）に変更し、安全を確保する。</p> <p>また、旅客等による混乱又は同業他社の運行中止などにより旅客の安全確保が困難と思われる事態が発生した場合は、列車の運行を中止する。</p>	あらかじめ定められた運転方式（地震ダイヤ）による。

② 警戒宣言発令時の強化地域外の列車運行区間

機 関	列 車 運 行 区 間
小田急電鉄	1 小田原線 新宿一相武台前間 運行 相武台前以西運転休止
	2 江ノ島線 相模大野一藤沢間運行 藤沢一片瀬江ノ島間運転中止
	3 多摩線 新百合ヶ丘一唐木田間 運行

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### (3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。

この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機 関	内 容
市	<p>1 平常時から市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。</p> <p>2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警察署からの情報を基に、市内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおり勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。</p>
消 防 署	平常時から市内の全事業所に対して、極力平常どおりの勤務及び退社させる場合の時差退社の徹底並びに近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
J R 運行本部 東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	<p>1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力について広報を行う。</p> <p>2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。</p> <p>3 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ協力を要請する。</p>

#### (4) 町田駅での対応

町田駅の主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会で決定した事項に従い、次の対応措置を講ずる。

なお、JR東日本、JR東海及び小田急においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は、発売を停止する。

機関	内 容
J R 運行本部 東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	<p>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</p> <p>3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。</p> <p>4 状況により、警察官の応援を要請する。</p> <p>5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。</p>

(5) 町田駅及びその他の駅の警備

機 関	内 容
警 察 署	<p>注意情報が発表されたときは、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、警戒宣言の発令に伴う混乱及び地震発生に備え混乱発生が予想される次の駅にあらかじめ部隊を配備する。</p> <p>1 第1次要点配備 ア 小田急線 町田駅 イ JR横浜線 町田駅</p> <p>2 第2次要点配備 上記以外の混乱発生又は、混乱が予想される駅については、状況により逐次部隊を配備する。</p>

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) 長距離旅客等の対応措置

JR東日本は、強化地域を運行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無償送還の取扱いとする。

(8) その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講ずる。

- ① 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- ② 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- ③ 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### 2 バス、タクシー等対策

##### (1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

##### (2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会 神奈中バス 小田急バス 京王バス	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針</p> <p>防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言を発せられたときは、減速（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切りバス</p> <p>貸切りバスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮する。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会、都個人タクシーアイ・協会	<p>タクシー、ハイヤー</p> <p>防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路 20km/h）を行う。</p>

##### (3) 混乱防止措置

###### ① 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁、各鉄道機関、及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の歩帰宅等の徹底について、住民、事業所に対する広報及び指導を行う。

###### ② バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

## 第6 学校・病院・福祉施設対策

### 1 学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修・各種学校）

#### （1）在校時の措置

- ① 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。
- ② 警戒宣言が発せられた後、児童生徒等を、計画に従って、次のとおり帰宅させる。

種別	内容
幼稚園、小学校	あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引き渡す。 保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
中・高等学校	個々に、帰宅経路手段（歩行、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないよう、下校計画に従って必要な措置をとる。 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
特別支援学校	保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは学校において保護する。スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引き渡す。 児童生徒等の通学範囲、障がいの状態、寄宿舎生及び残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障がいにより帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。
小・中学校特別支援学級	特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

なお、強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。寄宿先のない者については、学校において保護する。

#### （2）校外指導時の措置

- ① 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を都（市）教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。
- ② 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### (3) 学校（園）におけるその他の対応策

- ① 児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- ② 学校（園）に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。  
　　残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、都（市）教育委員会へ報告する。

#### (4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都及び市の広報等によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

#### (5) 私立学校への対応

私立学校については、上記事項と同様な措置がとられるよう助言・指導等を行う。

## 2 病院、診療所

### (1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
市病院対策部 (市民病院)	原則として平常通り診療を行う。  ただし、乳幼児、高齢患者等、発災時の混乱に際し、特に危険が予測される患者に対しては、受診の自粛を呼びかける。	1 施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。  2 退院及び一時帰宅を希望する患者には、担当医師の判断により、その許可を与える。	予定手術  医師の判断により、日程変更の可能な手術・検査は延期する。
市医師会 (民間病院・診療所)	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
市歯科医師会 (民間病院・診療所)	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ① 建物、設備の点検・防災措置 | ④ 非常用設備、備品の点検及び確保 |
| ② 危険物の点検・防災措置   | ⑤ 職員の分担事務の確認      |
| ③ 落下物の防止        | ⑥ 備蓄医薬品の点検・防災措置   |

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

### 3 社会福祉施設等

(1) 保育所・通所施設

① 園児(生)・利用者の扱い

ア 園児(生)・利用者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。

② 防災措置

ア 施設設備の点検

イ ライフラインの確認

ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

オ 医薬品の確保

③ その他

ア 園児(生)・利用者の引き渡しに際しては、避難施設等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員・園児(生)・保護者等の防災教育を行う。

ウ 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。

(2) 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- ① 施設設備の点検
- ② ライフラインの確認
- ③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- ④ 食料、飲料水の確保
- ⑤ 医薬品の確保
- ⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- ⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

## 第7 高層建築物・劇場等対策

高層建築物、劇場、映画館等、不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は、下記の対応措置をとる。

機関	対象	対応措置
消防署	劇場・映画館	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	高層建築物	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く）の運転中止及び避難時の階段利用
	地下街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 利用客に対しての必要な情報伝達及び、従業員による誘導の実施
市	文化施設等	1 団体利用（貸切）形態をとる施設においては、管理者が主催責任者に警戒宣言の情報を伝達して施設利用の自粛を要請し、適切な誘導を行う。その他の施設については、管理者が施設利用者に警戒宣言の情報を伝達し、適切な誘導を行う。 2 施設の危険箇所の応急補強、危険物の保安措置等を行う。
	動物園等	1 警戒宣言が発せられると同時に閉園する。 2 入園者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退園させる。 3 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保する。
	図書館・体育館等施設	1 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、体育館等団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 3 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

## 第8 電話・通信対策

### 1 警戒宣言時の輻輳（ふくそう）防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は次の措置をとることとする。

機 関	区 分	内 容
NTT 東日本	電話	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務            (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話            (2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務            (1) 一般加入電話からのダイヤル通話            (2) 防災関係機関等から緊急な要請への対応            (ア) 故障修理            (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通            (注)ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
NTT コミュニケーションズ	長距離・国際通信	<p>警戒宣言発表以降も、長距離・国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。</p> <p>ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。</p>
NTT ドコモ	移動通信	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。</p> <p>通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。</p>
KDDI ソフトバンク	通信サービス	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。</p> <p>ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。</p>

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### 2 広報措置の実施

機 間	内 容
NTT東日本	<p>1 警戒宣言が発せられた時等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる次項について、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>(2) お客様に対し協力を要請する事項 (災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む)</p> <p>(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>(4) その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。</p>
NTTコミュニケーションズ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、長距離・国際通信が著しく輻輳した場合は、報道機関の協力によるテレビ・ラジオ・新聞等を通じての広報、及びトーキ装置等により、利用者に対し次の事項を広報する。</p> <p>1 長距離・国際通信の疎通状況</p> <p>2 長距離・国際通信の輻輳対策</p> <p>3 利用者に協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む）</p>
NTT ドコモ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段</p> <p>2 支店等営業窓口における業務実施状況</p> <p>3 利用者に対し協力を要請する事項 業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</p> <p>4 その他必要とする事</p>
KDDI ソフトバンク	<p>警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。</p> <p>1 通信サービスの疎通状況</p> <p>2 通信サービスの輻輳対策</p> <p>3 利用者に協力を要請する事項</p>

### 3 防災措置の実施

機関	内容
NTT東日本	<p>警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 警戒宣言のお客様等への周知</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外機関との協調</li> <li>5 お客様及び社員等の安全確保</li> <li>6 地震防災応急対策業務の実施</li> </ol>
NTTコミュニケーションズ	<p>警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 警戒宣言のお客様等への周知</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外機関との協調</li> <li>5 お客様及び社員等の安全確保</li> <li>6 地震防災応急対策業務の実施</li> </ol>
NTT ドコモ	<p>警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 警戒宣言のお客様等への周知</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外機関との協調</li> <li>5 お客様及び社員等の安全確保</li> <li>6 地震防災応急対策業務の実施</li> </ol>
KDDI ソフトバンク	<p>警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部等の対策活動組織の確立</li> <li>2 情報連絡体制の確立</li> <li>3 通信設備の点検</li> <li>4 通信疎通の監視、管理体制の強化</li> <li>5 災害対策用設備の点検</li> <li>6 その他、一般防災に関する措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務機器等の転倒防止措置</li> <li>(2) 危険物等の保安点検</li> <li>(3) 火気の使用制限措置</li> <li>(4) 応急対策物資の点検</li> <li>(5) 医療、救護備品の点検</li> <li>(6) 局舎警備の強化</li> <li>(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準</li> </ul> </li> </ol>

## 第9 ライフライン施設対策（電気、ガス、上下水道対策）

### 1 電気

#### (1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

#### (2) 人員、資機材の点検確保

##### ① 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

##### ② 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保をする。

#### (3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

#### (4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的な事項について広報する。

#### (5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛け中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

### 2 ガス

#### (1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

#### (2) 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

#### (3) 工事等の中止

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

#### (4) 人員、資機材の点検確保

##### ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

##### イ 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用

資機材の点検整備を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の内容

- 不使用ガス栓の閉止の確認
- 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保
- 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作

イ 広報の方法

- 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。
- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

### 3 上水道

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ① 当座の飲料水のくみ置きの要請
- ② 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ③ 地震発生後の広報等の実施方法
- ④ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

- ①配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
  - ②警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
  - ③工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。
- また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### 4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

##### (1) 危険物に対する保安措置

機 関	内 容
市下水道対策部	危険物のある終末処理場、ポンプ場においては、2交代勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第二非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

##### (2) 施設等の保安措置

- ① 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

機 関	巡 視 点 検 す る 施 設
市下水道対策部	1 管渠施設 2 ポンプ場施設 3 処理場施設
都都市整備局	1 管渠施設 2 ポンプ所施設

##### ② 工事現場

機 関	巡 視 点 検 す る 施 設
市下水道対策部	工事を即時中断、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

## 第10 生活物資対策

### 1 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

市場の流通を確保するため、必要に応じて事業者等へ働き掛けるとともに、ホームページ等を通じて消費者等へ正確な情報を提供するなど混乱防止を図る。

### 2 買い占め、売り惜しみ防止の呼びかけ

防災行政無線（同報系）、広報車等を利用して、市民及び事業者等に対し、以下の広報を行う。

- (1) 事業者に対し、買占め、売り惜しみをしないよう呼びかけを行う。
- (2) 市民に対し、買い急ぎをしないよう呼びかけを行う。
- (3) 必要に応じて、専用窓口を設け、市民等からの問い合わせや相談に対応するほか、市民等からの通報により、買占め、売り惜しみ等を監視する。

### 3 物資の確保

機 関	内 容
市財務対策部	生活物資の確保については、災害時における物資の調達、協力協定業者に要請する。なお、この物資確保のためとはいえ、各協力機関での市民への売り惜しみは行わないよう指導する。
市市民対策部	

### 4 食料等の配布態勢

#### (1) 職員の配置

都及び市は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の態勢をとる。

#### (2) 運搬計画

- ① 都及び市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。
- ② 都は、都福祉保健局保有の食料生活必需品、調製粉乳・ほ乳びん及び都産業労働局確保予定の米穀、副食品（漬物、つくだ煮等）及び調味料（みそ、しょう油）を関係市区町村集積地等まで輸送できる態勢をとる。
- ③ 備蓄物品だけでは不足が見込まれる場合、都総務局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場の各局長は、食料及び生活必需品等を調達し、市指定の物資集積所へ輸送できる態勢をとる。
- ④ 市は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難施設に輸送する態勢をとる。

#### (3) 即時調達態勢の確保

都及び市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、都は関係業界団体に、市は地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼する。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

#### 第11 金融対策

機 関	内 容
関東財務局 日本銀行	<p>1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮されること。 なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮されること。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮されること。 イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮されること。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示させること。 イ 上記1(1)なお書きの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。</p> <p>(注) 1 「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。 2 本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。 3 日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営に関するこを行ふ。</p>
郵便局 (日本郵便)	<p>1 業務の確保 警戒宣言が発せられた場合であっても、東京の都市機能を極力平常どおり確保するため、原則として平常どおりの取扱いを行う。ただし、強化地域内の郵便局においては、郵便局業務の取扱いは停止する(警戒宣言が郵便貯金窓口取扱時間内に発せられた場合は、郵便貯金払戻金の払渡し業務を行う)。</p> <p>2 お客様への周知 郵便局をご利用中のお客様に対し、警戒宣言が発せられた旨を適切な方法により周知する。</p> <p>3 防災体制 (1) 発災に備え、災害対策本部を町田郵便局等に設置し、防災措置に遺漏のないようにする。 (2) 発災後、被災者援護のため必要に応じて、郵便貯金非常取扱い及び簡易保険非常取扱いを行う。</p>
市財務対策部	<p>1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税等の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>2 警戒宣言発令後引き続き、市の地域の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税等の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。</p> <p>3 東京都を通じ、関東財務局、日本銀行に対し、前記の指導を要請する。</p>

## 第12 避難対策

### 1 警戒宣言時における対応

#### (1) 避難施設開設に伴う対応措置

機 関	内 容
市災害統括班	避難施設を開設したときは、開設状況を都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（D I S）への入力により行う。
市福祉対策部	1 避難施設の運営に必要な調理、給食資器材、食料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等、及び情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を確保する。 2 食料品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は炊き出しその他にする食品の供給を行う。 3 避難施設を開設した場合、管理責任者のほか避難施設運営に必要な職員を配置する。

#### (2) 避難施設等における市職員の配置

避難施設を設置した場合は、管理責任者のほか避難施設運営に必要な職員を配置する。

#### (3) 避難生活の維持・運営

- ① (3)で配置された職員は、避難施設の維持・運営が円滑に行われるよう避難者とともに運営組織を編成する。
- ② 市長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。
- ③ 都の各機関は、市から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に市に供給する。

## 第13 救援・救護対策

### 1 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
市病院対策部 (市民病院)	1 医療班の編成準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2非常配備態勢に伴う救護班の編成</li> <li>(2) 救護班携行器材の点検整備</li> </ul> 2 救急患者の受け入れ体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師、看護師等の確保</li> <li>(2) 医療資器材の点検、補充</li> <li>(3) 患者の受入体制の整備</li> <li>(4) 水、食料の点検確保</li> </ul>
市健康対策部	1 医師会へ医療救護チームの編成準備要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>2 医師会へ患者等の受入体制確保の要請</li> <li>3 その他、医師会との連絡調整 (注)連絡調整担当（保健総務課長）</li> <li>4 医療救護チームの編成準備</li> </ul>

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第5節 警戒宣言時の対応措置

	<p>(1) 第2非常配備態勢に伴う医療救護班の編成</p> <p>(2) 医療救護チーム携行器材の点検整備</p> <p>(3) 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会（薬剤師班）、日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する医療救護班の編成準備要請</p> <p>5 救急患者の受入体制の確保</p> <p>(1) 医師、看護師等の確保</p> <p>(2) 医療資器材の点検、補充</p> <p>(3) 患者の収容体制の整備</p> <p>(4) 都医師会、日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する受入体制確保の要請</p>
市医師会	<p>1 発災時に備え、医療救護班の編成準備</p> <p>2 患者等の受入体制</p>
市歯科医師会	発災時に出動するよう計画されている地区歯科医師会医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示する。
市薬剤師会	発災時に出動するよう計画されている薬剤師班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示する。
市獣医師会	発災時に出動するよう計画されている動物救護及び獣医療班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示する。

## 2 緊急輸送

### (1) 緊急輸送態勢

警戒宣言が発令された場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は以下のとおりである。

- ① 緊急対策実施要員
- ② 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- ③ その他警戒本部長が必要と認める人員、物資等

### (2) 緊急輸送の実施

① 警戒宣言時の緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、その実施にあたり輸送手段の競合を生じないよう実施各機関は連携協力する。

- ② 輸送車両の確保

機 関	内 容
市財務対策部	あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。
日本通運	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。
都トラック協会 赤 帽	要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

(3) 道路管理者の措置

機 関	内 容
中日本高速道路株式会社 国土交通省 都建設局 (南多摩東部建設事務所) 市道路対策部	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急輸送道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>

3 災害時給水ステーション（給水拠点）における水の確保

機 関	内 容
市下水道対策部 市生涯学習対策部	地震発生に備え、情報連絡の強化、応急資機材の点検整備等を行う。

4 食料等の配布態勢

(1) 職員の配置

機 関	内 容
市総務対策部	被災者の救助に必要な物資の輸送、配布を行うため、職員の配置等態勢を整える。

(2) 運輸計画

機 関	内 容
市財務対策部	<p>1 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係運輸業者に待機の態勢を要請する。</p> <p>2 都より生活必需品の支給をうける場合、物資集積所をあらかじめ定めておき、都より集積所に輸送された食料、物資を必要に応じて避難施設に輸送する態勢をとる。</p>

(3) 調達計画

機 関	内 容
市財務対策部	即時調達態勢を確保するため、関係機関（災害時物資調達協力協定機関）の物資の在庫状況を確認し把握するとともに、供給態勢を整えるよう要請する。

## 第6節 市民・事業所等のとるべき措置

町田市では、「東海地震」が発生した場合、震度5弱～震度5強の揺れが予想されている。

このとき、家屋の倒壊等による大きな被害は発生しないと考えられるが、局地的には、ブロック塀等の崩壊や自動販売機の転倒、落下物、家具類の転倒・落下・移動等による人的被害の発生なども予想される。また、本市では住宅地の増加や町田駅周辺への買い物客等の増加が著しく、夜間人口、昼間人口ともに増加しつつある。そのため、警戒宣言等が発せられた場合の社会的混乱も深刻な課題となりつつある。

このような課題に対し、市及び各防災機関では万全の措置を講ずるものであるが、被害や混乱を防止するためには、市民及び事業所の果す役割は極めて大きい。

本節は、市民、自主防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものであり、これにより、市民一人ひとり、または各事業所が、警戒宣言等が発せられた場合においても冷静かつ的確な行動をとることで、被害及び混乱の大幅な減少を図るものである。

### 第1 市民のとるべき措置

#### 1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
  - ① 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
  - ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 都・市・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や近隣等に知らせておく。

#### 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

#### 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
  - ① 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

- ② 都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
- ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
  - ① ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
  - ② ガスマーターコックの位置を確認する（避難するときは、ガスマーターコック及び元栓を閉る）。
  - ③ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する）。
  - ④ LPガスボンベの固定措置を点検する。
  - ⑤ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (4) テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
  - ① 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
  - ② ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
  - ① 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
  - ② 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
  - ③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児、児童の行動に注意する。
  - ① 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
  - ② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りにいく。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合せる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

## 第2 防災市民組織のとるべき措置

### 1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
  - ① 市及び防災機関からされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
  - ② 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。

## 第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

### 第6節 市民・事業所等のとるべき措置

- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

#### 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

#### 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市等からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 地区内住民にとるべき措置（前節参照）を呼びかける。
- (4) 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者の安全に配慮する。
- (7) かけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

#### 4 その他

その他防災市民組織が結成されていない地域にあっては、町内会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

## 第3 事業所のとるべき措置

### 1 平常時

- (1) 地震防災応急計画、消防計画及び事業所防災計画等の作成
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

#### 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認  
又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

### 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。
- (4) 都民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあっては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要・不急の電話（携帯電話を含む）の使用は中止するとともに、特に、都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等都民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあっては徒步等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。



## 第10章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための措置

第2節 災害復旧事業

第3節 災害復興対策

本章は、被災した市民・事業者・農林従事者等の再建支援と、社会システムの回復のための基本的対策項目について定めたものである。

また、市民の生活と産業を早期に安定させ、被災を繰り返さない災害に強い都市基盤に再生させる復興体制の基本的プロセスについても定めている。



## 第1節 市民生活安定のための措置

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国・都・市等が行う「被災者の相談の受付」、「被災者の生活確保」、「農林業関係対策」、「中小企業関係対策」等の民生安定化対策に関して定める。

●被災者の相談の受付	政策経営部（広聴課）、各部
●被災者の生活確保	地域福祉部、いきいき生活部、保健所、財務部
●農林漁業関係対策	経済観光部
●中小企業関係対策	経済観光部

項目	概要	担当
1 迅速な市民生活の再建	罹災証明書の交付 遠方の避難者に対する支援	
2 被災者のための相談	相談所の開設、運営	政策経営部（広聴課）、各部
3 見舞金等の支給 及び生活資金の貸付	災害弔慰金の支給 災害見舞金の支給 災害障がい見舞金の支給 災害援護資金の貸付 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付 母子父子寡婦福祉資金の償還猶予 母子父子寡婦福祉資金の違約金不徴収 母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長 被災者生活再建支援金の支給（申請の受付）	地域福祉部、 防災安全部 都福社保健局
4 租税の特例措置	市税等の減免、納期限の延長及び徴収猶予等 国税・都税の減免、納期限の延長及び徴収猶予等	財務部 国税局、 都主税局
5 雇用の安定	臨時職業相談窓口の設置等 被災者の雇用促進 特例措置の要請及び実施	東京労働局 公共職業安定所
6 産業復興についての措置	（株）日本政策金融公庫による災害資金 経営資金等の融通 中小企業への融資及び災害貸付等	
7 公共料金の特例措置	郵政事業 電気通信事業 電気事業 都市ガス事業及び簡易ガス事業	

### 第1 迅速な市民生活の再建

迅速な市民生活の再建には、市域における被害状況について、迅速且つ正確に把握する必要がある。また、正確な被害情報は、復興の道筋を計画するためにも欠かすことのできないものである。そのため、次の措置を講じる。

#### 1 罹災証明書の交付

被災した住宅等への住家被害認定調査の体制や、罹災証明書の交付体制を早期に確立し、迅速な罹災証明書の交付に努める。

## 2 遠方の避難者に対する支援

市は、全国避難者情報システム等を活用し、市域以外の他自治体に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努めるものとする。

## 第2 被災者のための相談

各機関は、被災者のための相談に応じるため、次の措置を講じる。

機関名	相談の内容等
市	被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
都各局	1 電話による相談のほか、都庁舎又は避難施設等に被災相談所を設け、被災者の生活の早期回復に努める。 2 市区町村をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
警視庁	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
消防署	地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談にあたる。 また、火災による罹災証明書の交付については、市区町村の行う罹災証明書交付事務との連携を図り、合同窓口の開設等による罹災者の利便の向上に努める。 1 被災建物、仮設建物及び避難施設等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災による罹災証明書交付等各種手続きの迅速な実施

### 1 相談所の開設

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、都及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

#### <市町村の設置する相談所>

- 町田市庁舎
- 市民センター
- 避難施設 等

※ ただし、被災状況等により、上記の施設が利用できない場合は、別の施設に相談所を開設する。

### 2 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

- ア 生活相談： 各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置 等
- イ 職業相談： 職業のあっせん
- ウ 金融相談： 各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- エ 住宅相談： 住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

### 3 各部の応援

各部は、相談所が行う相談事項について、情報の提供や説明資料の作成等、相談業務の円滑な遂行に対し、積極的に協力する。

## 第3弔慰金・見舞金等の支給及び生活資金の貸付 (地域福祉部、防災安全部、都福祉保健局、日赤)

### 1 災害弔慰金・見舞金等の支給(地域福祉部、防災安全部、都福祉保健局)

#### (1) 災害弔慰金等の支給

市の弔慰金・障がい見舞金の支給は、次のとおりとする。

支給対象	台風、地震等の自然災害により死亡した遺族に災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障がい見舞金を支給する。
根拠法令	町田市災害弔慰金の支給等に関する条例(1975年(昭和50年)10月1日) なお、この条例は災害弔慰金の支給等に関する法律(1973年(昭和48年)9月18日法律第82条)に準拠している。
支給限度額	(1) 災害弔慰金 ① 死者1人につき主たる生計者の場合 500万円 ② それ以外の場合 250万円 (2) 災害障がい見舞金 ① 障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 ② それ以外の場合 125万円
備考	(1) 支給遺族の順位 ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹(①～⑤のいずれも存在しない場合であって、死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。) (2) 対象障がい程度 症状が固定したときの法別表に掲げる程度

※資料編 町田市災害弔慰金の支給等に関する条例

#### (2) 災害見舞金の支給

支給対象	災害救助法の適用に至らない火災・風水害・震災その他により被害を受けた被災者又は遺族に見舞金又は弔慰金を支給する。
根拠法令	町田市災害見舞金支給規則(1996年(平成8年)4月30日)
支給額	(1) 災害見舞金 ① 住家の全焼、全壊 1世帯につき 50,000円 ② 住家の半焼・半壊、床上浸水 1世帯につき 30,000円 (2) 弔慰金 ① 死亡した市民1人につき 100,000円
備考	(1) 支給遺族の順位 ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹

※資料編 町田市災害見舞金の支給規則

### 2 日赤による災害救援物資の配布(日赤東京都支部)

日赤東京都支部は、災害救援物資の配布基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。

第10章 災害復旧・復興計画  
第1節 市民生活安定のための措置

(1) 配付の対象

都支部から地区・分区へ配備した物資の配付については、原則として管内において発生した火災（爆発事故を含む）、風水害等により、住家の全半焼、全半壊、床上浸水、流失にあった都民、または避難所等に避難をされた被災者の方に対して行うものとする。

(2) 配付数の基準

品目ごとの配付数の基準は以下のとおりとする。ただし、気候や被害状況によっては、基準を超えて配付しても差し支えない。

物資	配付基準
毛 布	
バスタオル	1人あたり1枚（組）
安眠セット	
安眠マット	
緊急セット	1世帯（4人）あたり1組 (5~8人は2組、9~12人は3組)

3 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 災害援護資金の貸付（福祉班、都福祉保健局）

市福祉班は、災害援護資金の貸付を次のとおり行う。

災 害 援 護 資 金 ・ 国 制 度	貸付対象	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 • 1人…220万円 • 2人…430万円 • 3人…620万円 • 4人…730万円 • 5人以上…730万円に加えて、(世帯構成人数-4人) ×30万円 注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和
	根拠法令	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2) 実施主体 区市町村（条例） (3) 経費負担 国2/3 都1/3 (4) 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害
	貸付金額	(1) 世帯主に約1ヶ月以上の負傷 150万円 (2) 家財等の損害 ① 家財の約1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失または流失 350万円 (3) (1)と(2)が重複した場合 ① (1)と(2)の①の重複 250万円 ② (1)と(2)の②の重複 270万円 ③ (1)と(2)の③の重複 350万円 (4) 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ① (2)の②の場合 250万円 ② (2)の③の場合 350万円 ③ (3)の②の場合 350万円
	貸付区分及び貸付限度額	(1) 据置期間………3年（特別の事情がある場合5年） (2) 償還期間………据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） (3) 償還方法………年賦又は半年賦又は月賦 (4) 貸付利率………年3%（据置期間中は無利子） (5) 延滞利息………年5%
	貸付条件	

災 害 援 護 資 金 ・ 都 制 度	貸付対象	国制度と同じ
	根拠法令	(1) 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 (2) 実施主体 区市町村 (3) 経費負担 都10/10 (4) 対象となる災害 国制度と同じ (5) 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合
	貸付金額  貸付区分 及び 貸付限度額	次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付 (1) 世帯主に約1ヶ月以上の負傷 (2) 家財の約1/3以上の損害 (3) 住居の半壊 (4) 住居の全壊 (5) 住居の全体が滅失もしくは流失
	貸付条件	(1) 据置期間………3年（特別の事情がある場合5年） (2) 儻還期間………据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） (3) 儻還方法………年賦又は半年賦 (4) 貸付利率………年1%以内（据置期間中は無利子） (5) 延滞利息………年5%

(2) 生活福祉資金（都社会福祉協議会、都福祉保健局）

都社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付を次のとおり行う。

生 活 福 祉 資 金 ・ 福 祉 資 金	貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯
	実施主体	実施主体 東京都社会福祉協議会 窓口 地区社会福祉協議会又は民生委員
	貸付上限額の目安	1世帯 150万円
生 活 福 祉 資 金 ・ 緊 急 小 口 資 金	貸付条件	(1) 据置期間………貸付の日から6ヶ月以内 (2) 儻還期間………7年以内 (3) 貸付利率………連帯保証人有なら無利子、 無なら年1.5%（据置期間中は無利子） (4) 連帯保証人………原則必要だが、無でも可 (5) 儻還方法………月賦 (6) 申込方法………官公署の発行する被災証明書を添付して、地区の社会福祉協議会又は民生委員に申し込む。
	貸付対象	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯
	実施主体	実施主体 東京都社会福祉協議会 窓口 地区社会福祉協議会
	貸付上限額の目安	1世帯 10万円
	貸付条件	(1) 据置期間………貸付の日から2ヶ月以内 (2) 儻還期間………措置期間経過後12ヶ月以内 (3) 貸付利率………無利子 (4) 連帯保証人………不要 (5) 儻還方法………元利金等の月賦返済 (6) 申込方法………官公署の発行する被災証明書を添付して、地区の社会福祉協議会に申し込む。

#### 4 被災者生活再建支援金（地域福祉部）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

##### (1) 法適用の要件

###### ① 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した区市町村における自然災害  
イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村における自然災害  
ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害  
エ アまたはイの区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害  
オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害  
カ ア若しくはイの区市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、  
・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害  
・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

###### ② 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯  
イ 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯  
ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯  
エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）  
オ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯

##### (2) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）及び住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合計額となる。

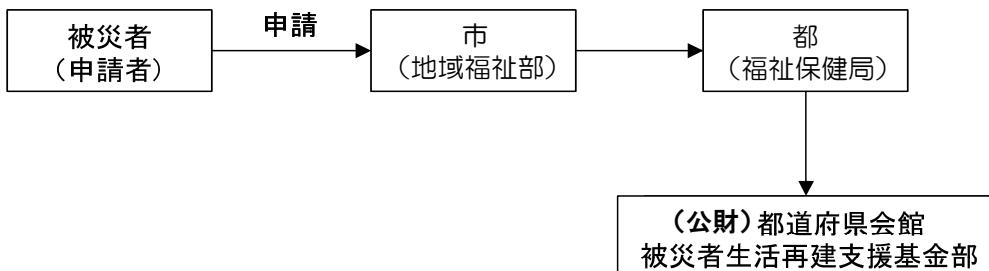
被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(3) 支給申請

① 支給申請

生活再建支援金の支給申請は、市（地域福祉部）が窓口となって申請を受付け、都を経由して（公財）都道府県会館に申請する。



② 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

③ 申請期間

- ア 基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
- イ 加算支援金：災害発生日から 37 月以内

## 第4 租税の減免及び徵収猶予等（財務部）

### 1 市税等の減免、納期限の延長及び徵収猶予等

財務部は、市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、都民税（以下、「市税等」という）の減免、納期限の延長及び徵収猶予等の措置を行う。

(1) 納期限の延長

災害により、納稅義務者等が期限内に申告その他の書類の提出、または市税等を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り災害がおさまったあと、2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。

（市税条例第6条の2）

(2) 減免

被災した納稅義務者に対しては、該当する各税目等について次により減免を行う。

第10章 災害復旧・復興計画  
第1節 市民生活安定のための措置

<市税等の減免、納期限の延長及び徴収猶予等>

税目	減免の内容																	
個人の市民税	<p>ア 災害により納稅義務者が次の各号の一に該当することとなった場合には、当該区分により軽減し、次により減免する。</p> <table border="1"> <tr> <td>○ 死亡した場合</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>○ 生活保護法の規定による生活扶助を受けたこととなった場合</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>○ 障がい者となった場合</td><td>9/10の額</td></tr> </table>		○ 死亡した場合	全額	○ 生活保護法の規定による生活扶助を受けたこととなった場合	全額	○ 障がい者となった場合	9/10の額										
○ 死亡した場合	全額																	
○ 生活保護法の規定による生活扶助を受けたこととなった場合	全額																	
○ 障がい者となった場合	9/10の額																	
<p>イ 災害によりその者（その者の法第23条第1項第7号もしくは第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は、法第23条第1項第8号もしくは第292条第1項第8号に規定する扶養家族を含む）の所有に係る住宅または、家財につき受けた損害に係る損害金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ）がその住宅または、家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の法第23条第1項第13号または法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下である者に対しては次の区分により所得割額について軽減し、または減免する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損傷程度</th> <th colspan="2">軽減または免除割合</th> </tr> <tr> <th>3/10以上、 5/10未満のとき</th> <th>5/10以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 500万円以下であるとき</td><td>1/2</td><td>全部</td></tr> <tr> <td>○ 750万円以下であるとき</td><td>1/4</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>○ 750万円を越えるとき</td><td>1/8</td><td>1/4</td></tr> </tbody> </table>		損傷程度	軽減または免除割合		3/10以上、 5/10未満のとき	5/10以上のとき	○ 500万円以下であるとき	1/2	全部	○ 750万円以下であるとき	1/4	1/2	○ 750万円を越えるとき	1/8	1/4			
損傷程度	軽減または免除割合																	
	3/10以上、 5/10未満のとき	5/10以上のとき																
○ 500万円以下であるとき	1/2	全部																
○ 750万円以下であるとき	1/4	1/2																
○ 750万円を越えるとき	1/8	1/4																
国民健康保険税	前記 個人の市民税 ア 及び イ に準じて軽減又は免除する。																	
都民税 (個人税のみ)	前記 個人の市民税 ア 及び イ に準じて軽減又は免除する。																	
固定資産税・ 都市計画税	<p>災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 被災した納稅義務者の状況に応じて減免を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損害の程度</th> <th>土地</th> <th>家屋</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき</td> <td>○ 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない、または復旧不能のとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>○ 被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき</td> <td>○ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>○ 被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき</td> <td>○ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>○ 被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき</td> <td>○ 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修繕又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table>		損害の程度	土地	家屋	減免割合	○ 被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	○ 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない、または復旧不能のとき	10/10	○ 被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	○ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10	○ 被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	○ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10	○ 被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	○ 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修繕又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10
損害の程度	土地	家屋		減免割合														
	○ 被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	○ 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない、または復旧不能のとき	10/10															
○ 被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	○ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10																
○ 被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	○ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10																
○ 被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	○ 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修繕又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10																

- ア 農作物だけに損害を受けた農地については、土地に対する減免に準じ認定する。
- イ 償却資産については、家屋に対する減免に準じ認定する。
- ウ 損害の程度は、土地にあっては一体として利用される部分、家屋にあっては一棟、償却資産にあっては同一事業所に所在する資産ごとに認定する。

(3) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者（特別徴収義務者を含む。以下「納税義務者」という）等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が、無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置をとる。

## 2 国税・都税の減免、納期限の延長及び徴収猶予等

国及び都は、被災者の納付すべき国税及び都税について、法令及び都条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

## 第5 雇用の安定（東京労働局、公共職業安定所）

### 1 特別相談窓口の設置等

東京労働局は、公共職業安定所長を通じ、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

- (1) 公共職業安定所における被災者のための特別相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施
- (3) 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

### 2 被災者の雇用促進

- (1) 東京労働局は、罹災求職者の就職条件を踏まえ、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他の道府県に対しても求人開拓を依頼し、住居確保に配慮しつつ、広域にわたる職業紹介を行う。
- (2) 都は、罹災求職者の希望に応じ、被災地において行われる災害復旧工事など公共事業に罹災求職者が優先的に雇用されるように配意する。
- (3) 市及び都は、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を実施する。また、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

### 3 特例措置の要請及び実施

#### (1) 雇用保険失業給付の特例支給

公共職業安定所長は、雇用保険失業給付の特例支給を行う。

##### ① 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書による失業の認定を行う。

##### ② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が「激甚法」第25条に定めた措置が適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

#### (2) 雇用調整助成金の特例適用の要請

公共職業安定所は、事業主が労働者に次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業 2/3、中小企業 3/4）を助成できるよう労働省へ要請する。

##### ① 被災地の事業主が労働者を休業させる場合

##### ② 被災地以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合

##### ③ 被災地の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

#### (3) 労働保険料の申告・納付期限の延長

東京労働局は、災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対して、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講じる。

## 第6 産業復興のための措置（経済観光部）

### 1 農林漁業関係対策

経済観光部は、都の協力のもと、被災した農林漁業関係者に対する次の災害復旧融資制度の広報と適用促進を行う。

#### (1) (株)日本政策金融公庫農林水産事業による災害資金

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、(株)日本政策金融公庫農林水産事業から貸付を行い、必要枠の確保、早期貸付等の適切な措置・指導を行う。

(2019年（令和元年）7月31日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
農業 関係 資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	災害 0.16～ 0.20%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	<災害復旧> 農業施設の復旧、果樹の改植又は補植	農業を営む者	災害 0.16～ 0.20%	15年以内 (果樹の改植又は補植は25年以内)	3年以内 (果樹の改植又は補植は10年以内)
林業 関係 資金	林業基盤整備資金	<造林> 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.16～ 0.20%	15年以内	5年以内
		<造林> 激甚災害による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	災害 0.16～ 0.20%	30年以内	20年以内
		<林道> 林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.16～ 0.20%	20年以内	3年以内
農林漁業 施設資金	<主務大臣指定施設> 林業用施設の復旧	林業を営む者		災害 0.16～ 0.20%	15年以内	3年以内
共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金（原則として天災）	農林漁業者	災害 0.16%	10年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合（漁業生産組合を除く）、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 0.16%	20年以内	3年以内

(申込方法) 株式会社日本政策金融公庫に直接申し込むか、あるいは、農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

## 第10章 災害復旧・復興計画

### 第1節 市民生活安定のための措置

#### (2) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上の場合は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利 率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
天災資金 へ 一 般 及 び 激 甚 ▽	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃料等の購入等	被害農林漁業者であつて市町村長の認定を受けた者	(※1) 特別被害者 3割被害者等 その他	(※2) 30%以内 55%以内 65%以内	6年以内 (激甚災害の場合は4年以内～7年以内)
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—
(融資条件)						
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(天災融資法)が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。 なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金について、償還期間等の特例を受けることができる。						
(貸付限度)						
【経営資金】○個人は、200万円以内(政令で定める資金500万円以内) なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内) ○法人は、2,000万円以内(政令で定める資金2,500万円以内) 【事業資金】○組合は、2,500万円以内、連合会は、5,000万円以内 なお、激甚災害の場合は、組合は、5,000万円以内、連合会、7,500万円以内						
注) 1 上記表の利率(年利)(※1) ○特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者又は50%(開拓者は40%)以上の樹木損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。 ○3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地或内の特別被害者を除く)及び開拓者(特別被害地或内の特別被害者を除く)をいう。 2 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して国が設定する。(※2)						

(注) この他、一般農林漁業関係資金(農業近代化資金、農業改良資金等)について、運用の範囲内で被害農家に農業特別対策資金を融資することができる。

また、既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金、農業改良資金)については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

## 2 中小企業への融資及び災害貸付等

経済観光部は、都・国に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るための、復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう促進する。また、関係各対策部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を行う。

機関名	区分	内容
都産業労働局	災害復旧資金融資※1	<p>1 資金使途：運転資金、設備資金</p> <p>2 対象企業：都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、事業税その他租税の未申告・滞納がないこと。東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により被害を受けたもの</p> <p>3 対象災害：次の(1)または(2)に該当するもののうち知事が指定するもの            (1) 災害救助法の適用があった災害            (2) (1) のほか特に知事が必要と認めたもの</p> <p>4 限度額：8,000万円</p> <p>5 利率：固定1.7% ※責任共有制度の対象外となる場合 固定1.5%</p> <p>6 期間：10年以内（措置期間1年以内を含む）</p> <p>7 保証人：原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要。</p> <p>8 担保：原則として、信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合は不要。</p> <p>9 信用保証：東京信用保証協会の信用保証をする。</p> <p>10 信用保証料：保証協会の定めるところによる。ただし都が全額補助する。</p> <p>11 返済方法：分割返済（元金据置期間は1年以内）</p>
都産業労働局	経営安定融資「区市町村認定書不要型」（略称：経営一般）※1	<p>1 資金用途：運転資金、設備資金</p> <p>2 対象企業：都内に住所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合。</p> <p>3 限度額：1億円 組合2億円</p> <p>4 利率：融資期間に応じて年1.5%～2.2%以内（2020年(令和2年) 6月現在）</p> <p>5 期間：10年以内（据置期間2年以内を含む。）</p> <p>6 保証人：原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要。</p> <p>7 担保：原則として、信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合は不要。</p> <p>8 信用保証：東京信用保証協会の信用保証をする。</p> <p>9 信用保証料：保証協会の定めるところによる。なお、従業員数が製造業等20人（卸売業、小売業、サービス業を主とする事業とする事業者については5人）以下の小規模企業者に対しては、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。</p> <p>10 返済方法：分割返済（元金据置期間は2年以内）</p>
株日本政策金融公庫	災害貸付※2	通常の各融資制度の融資限度額に1災害あたり3,000万円を上乗せ。返済期間は10年以内。
中小企業基盤整備機構	災害復旧貸付※3	<p>1 貸付対象者：既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や施設の復旧に当たって新たに高度化事業を実施する者に対し、融資。</p> <p>2 貸付割合：貸付対象施設の設置資金に要する額の90%以内。</p> <p>3 償還期限：据置期間を含む20年以内であって、都が適当と認める期限</p> <p>4 据置期間：3年以内であって、都が適当と認める期限</p> <p>5 金利：無利子</p>

注) 災害を受けた中小企業者の既往の責務の返済について、期間延長の取扱が行われることがある。

例：中小企業近代化資金等助成法による融資について激甚災害指定があったとき、返済期間を2年以内において延長できる。

出典) ※1：令和2年度 東京都中小企業制度融資要項【1月改定版】（都産業労働局、2021年1月）

※2：株式会社日本政策金融公庫HP「災害貸付」（2020年9月最終確認）

（[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/saigaikashitsuke\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/saigaikashitsuke_m.html)）

※3：高度化事業ハンドブック（独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部、2019年4月）

## 第7 労働力の確保

市は、労働者の雇用を行う場合、所要人員を東京労働局及び公益財団法人城北労働・福祉センターに、労働供給（労働者の確保または求職者の紹介）を要請する。

労務供給を要請した後、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、労働者の引き渡しを受ける。

市は、作業終了後においても、待機場所または適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力する。

賃金は、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後、ただちに支払う。

## 第8 公共料金の特例措置（各事業者）

郵政事業、電気通信事業、電気事業、都市ガス事業及び簡易ガス事業等の公共料金の取り扱いについて、各事業者は、次の特例措置を講じる。

### ＜公共料金の特例措置＞

日本郵便	(1) 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉郵便葉書等寄付金の配分
NHK	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等を実施する。 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難施設へ受信機を貸与
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	(1) 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある (2) 料金等の減免を行ったときは、ホームページ、関係の支店等に掲示する等の方法により、その旨を周知する

## 第2節 災害復旧事業

●激甚法による災害復旧事業	各部
●激甚法以外の法律による災害復旧財政援助	各部

### 第1 激甚法による災害復旧事業（各部）

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という）」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対し、次の措置を講じることが特に必要であると認められる場合に、その災害を激甚災害として政令で指定し、あわせてその災害に対して適用すべき特例措置を指定するものである。

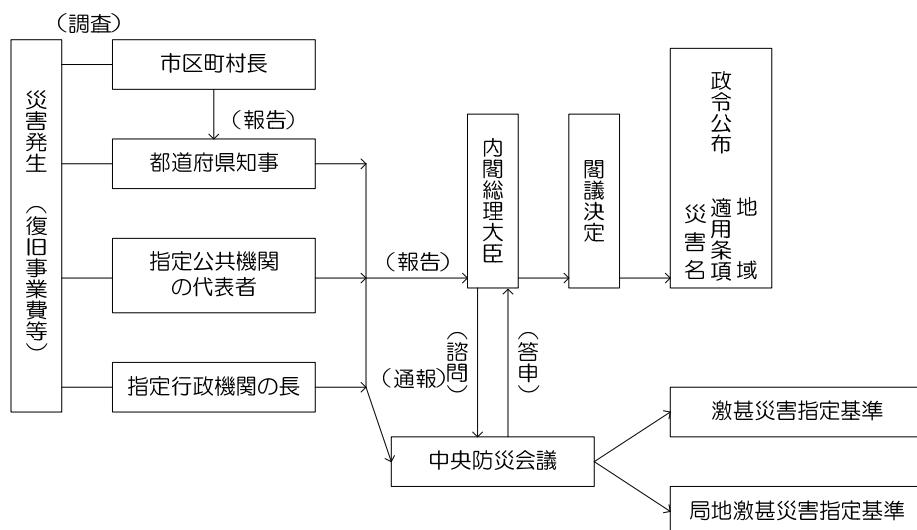
#### ＜激甚法により講じられる措置＞

- 地方財政の負担の緩和
- 被災者に対する特別の助成

当該災害が、激甚災害に指定されると、一般の災害復旧事業補助・災害復旧貸付等の支援措置に加え、激甚災害法に基づく様々な特例措置が適用される。

#### 1 激甚災害指定手続きの流れ

激甚災害の指定は、大規模な災害が発生した場合において、内閣総理大臣が、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断するものであり、市は、被害を受けた施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に報告する。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年1月～2月ごろに手続きを行う。

なお、局地激甚災害指定基準（同項の「3 激甚災害の指定基準」）による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害が発生した年の翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

## 2 激甚災害に関する調査及び報告

各部は、激甚災害に関する調査を次のとおり行う。

- ① 各部は、激甚災害の指定を受ける必要があると予測される事業について調査する。
- ② 各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、政策経営対策部に提出する。
- ③ 政策経営対策部長は、前記各部の調査をとりまとめ本部長に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事（都総務局）に調査書を添えて申請する。
- ④ 各部長は、事業ごとに都の関係機関と連絡のうえ、指定の促進を図る。
- ⑤ 市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 3 激甚災害の指定基準

激甚災害の指定基準には、激甚災害指定基準（本激指定基準）と局地激甚災害指定基準との2つがあり、この基準により指定を受けることとなる。

### ■激甚災害指定基準（2016年（平成28年）2月9日現在）

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第2章(公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額&gt;全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額&gt;全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額&gt;当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額&gt;当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%</p>
激甚法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×0.15%かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額&gt;当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額&gt;10億円</p>
激甚法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
激甚法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数&gt;当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>

第10章 災害復旧・復興計画  
第2節 災害復旧事業

激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 5% (B基準) 林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 1.5%かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 60% (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業</p>
激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率、以下同じ) × 0.2% (B基準) 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%又はその中の中小企業関係被害額が1,400億円を越える都道府県が1以上あるもの ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、第19条(市町村が実行する感染症予防事業に関する負担の特例)	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
激甚法第22条(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
激甚法第24条(小災害償に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	<p>災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>

## 第10章 災害復旧・復興計画

### 第2節 災害復旧事業

#### ■局地激甚災害指定基準（2016年（平成28年）2月9日現在）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額が、次のいずれかに該当する市町村(当該査定事業費 1,000 万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p> <p>(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収額×50%以上</p> <p>(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×20%以上</p> <p>② ①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の推服</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地農薬用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額&gt;当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p> <p>② ①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>
<p>3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ)&gt;当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額&lt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×0.05%の場合を除く。</p> <p>かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積&gt;300ha の市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積&gt;当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る)×25%の市町村が1以上ある災害</p>	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置
<p>4 中小企業関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害見込額&gt;当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第12条の措置

#### 4 激甚法による各適用措置の概要

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の社会福祉施設、公立学校等の災害復旧事業等について、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等の根拠法令等に基づく通常の国庫負担又は補助を嵩上げ。(嵩上げ率は1～2割程度)

##### (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）

農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等について、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく通常の国庫補助を嵩上げ。(嵩上げ率は1割程度)

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）

農協、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助を嵩上げ。

(4) 天災融資の特例（第8条）

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という）」に定める農林漁業者の経営資金等について、貸し付け限度額を引き上げ（一般被災農家 200万円→250万円）。また、償還期限を延長（6年→7年）。

(5) 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）\*

漁協が必要とする共同利用小型漁船の建造費について、県を経由して1/3を補助。

(6) 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）

森林災害復旧事業（被害木の伐採・搬出、跡地造林等）を行う場合に、都に対し、又は都を経由して1/2を補助。

(7) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）

信用保証協会の付保限度額に災害関係保証として別枠を設定。また、保険てん補率を引き上げ（70%→80%）。さらに、中小企業信用保険法施行令の規定に基づき保険料率を引き下げ。

(8) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）

公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧に対し2/3を補助。

(9) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）

私立学校施設の災害復旧に対し1/2を補助。

(10) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

公共土木施設、農地等の災害復旧事業のうち、1カ所の事業費が少額なものとの事業費に充てるために発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

(11) その他

- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（第7条）\*
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（第9条）
- 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）\*
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（第14条）\*
- 市町村が施行する感染症予防事業に関する補助の嵩上げ（第19条）
- 母子福祉資金、寡婦福祉資金の原資となる国の貸付枠の拡大（第20条）\*
- 水防資材費の補助（第21条）\*
- 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の嵩上げ（第22条）
- 雇用保険法による休職者給付の特例的支給（第25条）\*

注) \*の付されている措置は指定基準が定められておらず、災害発生のつど被害の実状に応じて考慮される。

### 5 激甚災害の指定を受けた後の手続き

各部は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助の交付手続に必要な関係調書を速やかに作成し、都各局に提出する。

## 第2 激甚法以外の法律による災害復旧財政援助（各部）

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う災害復旧事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

### ◆その他の法律等による財政援助等一覧

財政援助を受ける災害復旧事業等	根拠法令
河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、下水道及び公園の復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
公立学校施設の復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業	公営住宅法
災害により特別に施行される土地区画整理事業	土地区画整理法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業	
激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規程による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第4号の規程による東京都の支弁に係る感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
臨時に行う予防接種	予防接種法
農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
上水道施設の復旧事業	水道法
道路の復旧事業	道路法
河川の復旧事業	河川法
生活保護施設復旧事業	生活保護法
児童福祉施設復旧事業	児童福祉法
身体障がい者更生援護施設復旧事業	障害者総合支援法
老人福祉施設復旧事業	老人福祉法
知的障がい者援護施設復旧事業	障害者総合支援法
婦人保護施設復旧事業	売春防止法

## 第3節 災害復興対策

被災した市民・事業者及び被災地域の健全な回復は、市の復興体制の確立、復興計画の原案策定から実施までの各過程で、大別すると「生活復興」と「都市復興」の二つの対策について国・都等と連携して進める。なお、復興対策の推進にあたっては、「東京都震災復興マニュアル（復興施策編）」及び「町田市震災復興マニュアル」に基づき、市の全部局が一丸となり、事務を分担して実施するものとする。

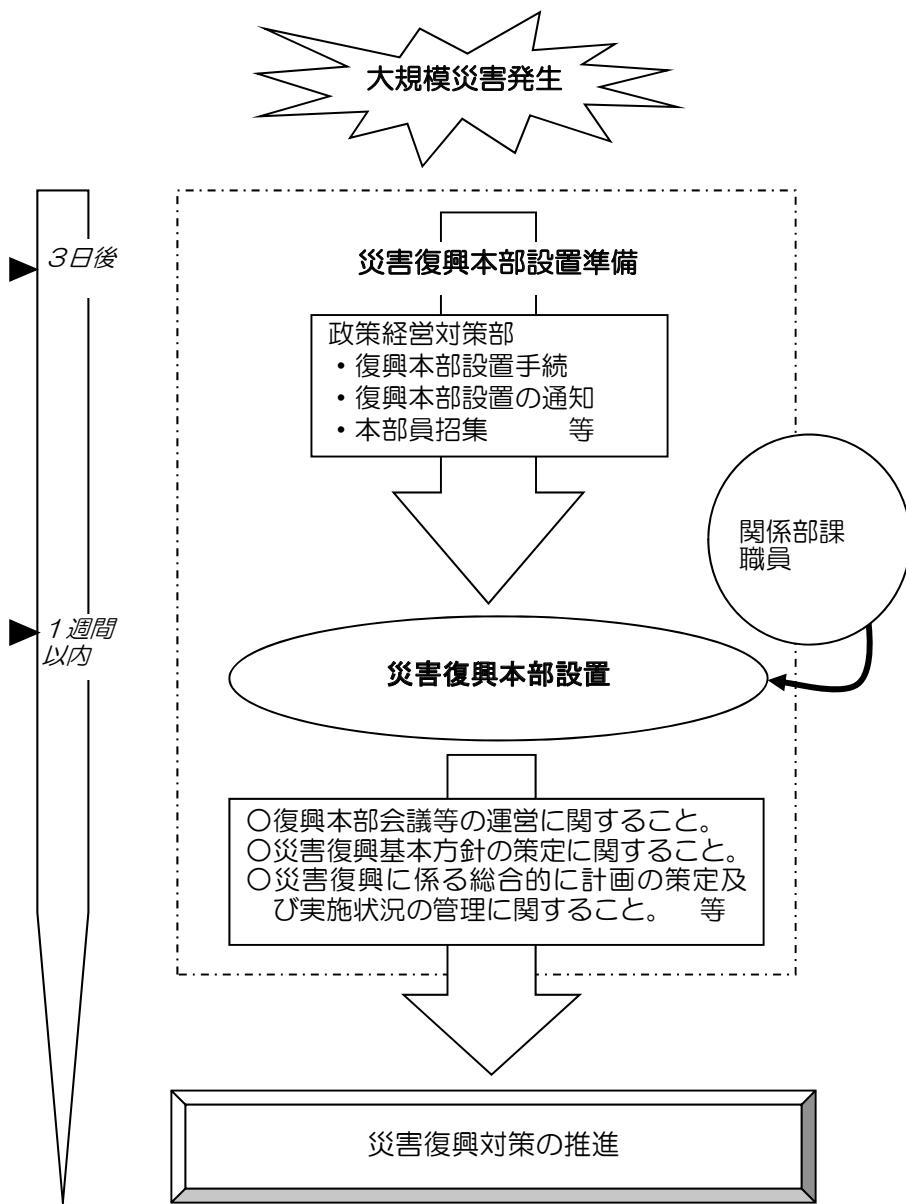
### 第1 復興体制の確立

災害からの復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（期間）を基本に災害復興体制を確立する。

#### 1 災害復興本部の設置（発災～1週間）

市長は、市長を本部長とする町田市災害復興本部を設置し、災害復興に取り組む基本的な体制を確立する。また、政策経営部長を長とし、事務局を政策経営部内に設置する。なお、都に對しては必要に応じて、災害復興に関する技術的な支援のための職員の派遣及び復興を図るために必要な都市計画の決定や変更に関する代行を要請する。

なお、災害復興本部の設置場所については、災害対策本部の規定に準ずる。



(1) 災害復興本部の設置の通知等

- ① 政策経営部長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨、国・都・各市町村長及び関係機関に通知する。
  - ② 政策経営部長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに市民への周知を図る。
  - ③ 政策経営部長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を災害対策本部員に通知する。
  - ④ 各災害対策本部員は、災害復興本部の設置の通知を受けたときは、その旨、所属職員に周知する。

## 2 災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係

災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

## 3 災害復興本部の組織

構 成 員		所 掌 事 務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	災害対策本部員	本部長を補佐し、災害復興に係る事務事業を企画立案し、実施する。 担任事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告する。 その他、本部長の特命に関することについて企画立案し、実施する。
事務局	事務局長	本部長の命を受け、本部の事務を掌理する。
	事務局員	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

## 4 災害復興本部の所掌事務

災害復興本部の主な事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害復興計画検討委員会の設置及び運営に関すること。
- (2) 災害復興基本方針の策定補助及び推進に関すること。
- (3) 都市復興基本方針の策定及び推進に関すること。
- (4) 被災市民の生活援護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
- (5) 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
- (6) 財源の確保及び資金計画に関すること。
- (7) 町田市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (8) 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。

災害復興本部における各対策部の分掌事務は、通常業務と同様の業務のほか、おおむね次の事務を分担するものとする。

なお、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に災害復興事業を推進していく体制として、分掌事務を定める。

第10章 災害復旧・復興計画  
第3節 災害復興対策

■復興本部における所掌事務

対策部名	分掌事務
政策経営対策部	災害復興本部事務局の庶務に関すること 災害復興計画の策定及び推進に係る総合調整に関すること 復興関係広報の実施に関すること 被災者総合相談の実施に関すること
総務対策部	復興事務にかかる職員配置及び派遣職員の受入等に関すること
財務対策部	復興業務にかかる財政方針の策定に関すること 復興財源の確保に関すること 税の減免、納期限の延長及び徴収猶予等に関すること 市施設の復旧・復興に関すること 罹災証明書の交付を通じた市内の家屋等被害状況の把握に関すること
市民対策部	地域協働復興の推進に関すること
文化スポーツ振興対策部	文化・スポーツ施設等の再建に関すること 復興期における外国人への情報提供に関すること
福祉対策部	復興期における社会福祉に関すること
健康対策部	復興期における市民の健康保持及び増進に関すること 社会福祉施設等の再建に関すること
子ども生活対策部	復興期における子どもを持つ家庭への支援に関すること
経済観光対策部	市内産業の復興に関すること（<生活復興対策>に詳述）
環境資源対策部	災害廃棄物の処理に関すること
道路対策部	復興期における市道の復旧及び整備に関すること 復興期における交通安全の確保に関すること
都市づくり対策部	都市復興対策に関すること（<都市復興対策>に詳述） 住宅の復興対策に関すること（<生活復興対策>に詳述） 復興期における公園・緑地等の復旧及び整備に関すること
下水道対策部	復興期における下水道の復旧及び整備に関すること
出納対策部	復興関連事務にかかる出納に関すること
学校教育対策部	学校教育施設の再建に関すること 学校授業の再開に関すること
生涯学習対策部	社会教育施設等の再建に関すること 文化財の復旧・復興に関すること
病院対策部	復興期における病院事業の運営に関すること

なお、分掌する事務のうち、生活復興対策、都市復興対策にかかる事務は、おおむね次のとおり分掌するものとする。

＜生活復興対策（くらしの復興・住宅復興・産業復興）＞

対策部名	分掌事務
総務対策部	被災者の生活実態調査（被災者センサス）に関すること
財務対策部	税の減免、徴収猶予等による被災者の生活支援に関すること
市民対策部	地域協働復興の推進に関すること 復興期における消費者保護に関すること
文化スポーツ振興対策部	復興期における外国人への支援に関すること
福祉対策部	地域福祉需要の把握等に関すること 社会福祉施設等の再建に関すること 被災者への福祉サービス体制の整備に関すること 災害援護資金・生活福祉資金の貸付及び被災者生活再建支援金の支給等に関すること
健康対策部	地域医療体制の確保に関すること 医療機関の機能回復に関すること 被災者への保健衛生対策（こころのケアを含む）の実施に関すること
子ども生活対策部	被災した子ども及び子育て家庭への生活支援対策に関すること
経済観光対策部	市内産業の復興に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 産業復興方針の策定に関すること</li> <li>－ 産業復興計画の策定に関すること</li> <li>－ 事業者の被害状況等の把握及び事業者への支援に関すること</li> <li>－ 復興期における中小企業施策に関すること</li> <li>－ 復興期における市内雇用状況の把握及び失業者の再就職支援に関すること</li> </ul> 被災した農林事業者の復旧支援に関すること
都市づくり対策部	住宅の被害状況の判定に関すること 住宅の復興対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 住宅復興計画の策定に関すること</li> <li>－ 応急的な住宅の整備に関すること</li> <li>－ 被災者への住宅供給に関すること</li> <li>－ 住宅の供給量の算定に関すること</li> <li>－ 一時提供住宅・応急仮設住宅の供与に関すること</li> <li>－ 住宅復興に関する情報提供及び相談の実施に関すること</li> <li>－ 公営住宅等の供給に関すること</li> </ul>

＜都市復興対策＞

対策部名	分掌事務
都市づくり対策部	都市復興基本方針の策定に関すること
政策経営対策部	家屋・住家被害状況調査に関すること
経済観光対策部	建築制限に関すること
財務対策部	时限的市街地に関すること
災害統括班	復興対象地区に関すること
情報統括班	都市復興基本計画の策定に関すること 復興まちづくり計画等に関すること 復興事業計画等の確定、復興事業の推進に関すること

## 5 災害復興基本方針の策定（1週間～2週間）

本部長（市長）は、学識経験者、市議会議員、市民代表者及び行政関係職員等により構成される災害復興計画検討委員会を設置し、次の事項を配慮した災害復興基本方針を策定する。

なお、災害復興基本方針を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。

- 暮らしのいち早い再建と安定
- 安全で快適な生活環境づくり
- 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- 多摩地区の中核機能の速やかな回復

市は、災害復興基本方針を基に、復興計画等を策定し、生活復興対策及び都市復興対策を実施する。

## 6 復興計画の策定（6ヶ月以内）

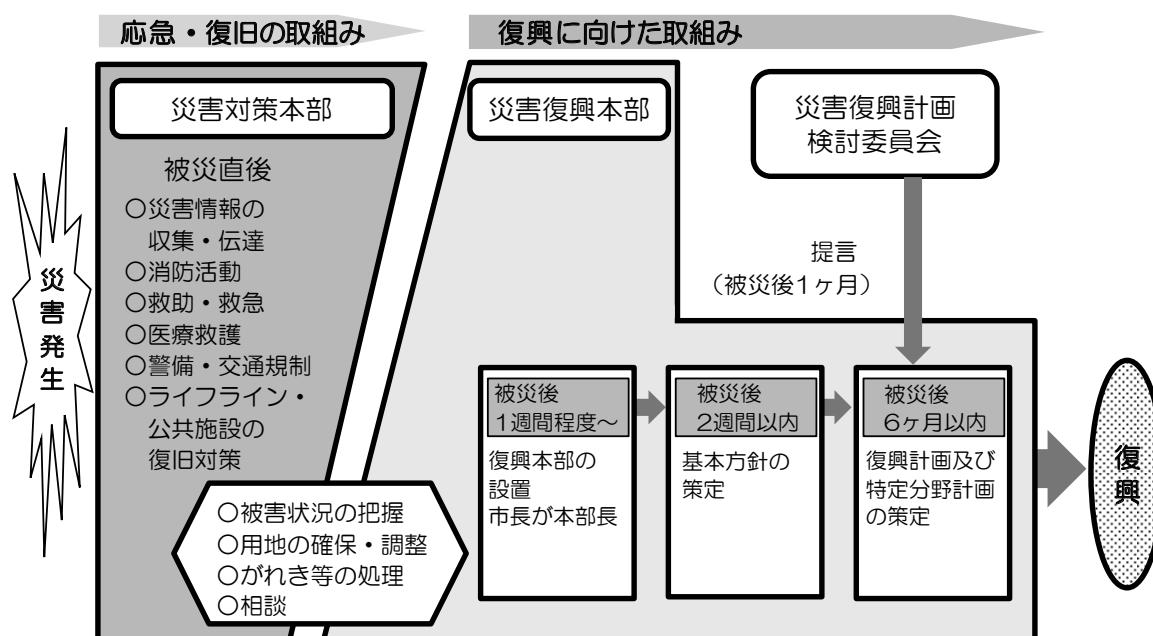
市は、復興事業の推進にあたっては、市が定める災害復興基本方針や国及び都が定める方針や計画を踏まえて、市単独または都と共同で復興計画を策定する。復興計画は、災害復興計画検討委員会の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、被災後6ヶ月を目途に策定する。

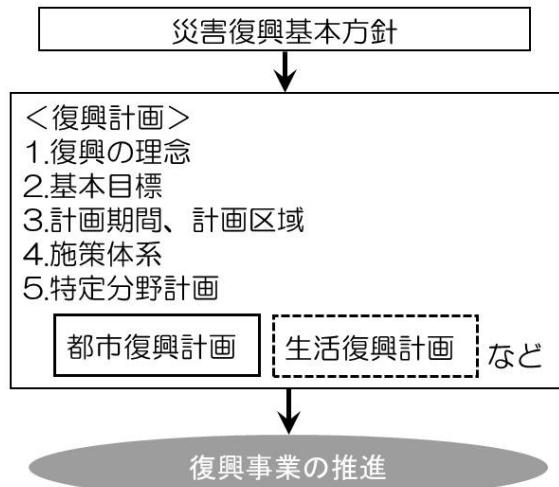
なお、復興計画を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。

## 7 特定分野計画の策定（6ヶ月以内）

生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

なお、特定分野計画を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。





## 8 地域復興推進協議会の推進

市長は、地域協働復興を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、復興にかかる市民組織を、地域復興協議会として認証することができる。

地域復興協議会では、復興にかかる自主活動を行うほか、市と共同で地域課題等に関する調査、計画等の共同立案、復興事業の共同実施を行う。

## 9 災害復興本部の廃止

本部長は、市内の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を廃止する。

災害復興本部の廃止の通知等は、災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

# 第2 復興の全体像

## 1 復興の基本理念

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。合意形式を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠である。

復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。

都では、東京の災害復興の基本目標を、『協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建』としている。

市は、首都東京を構成する市として、この基本目標を加味しつつ、策定した災害復興基本方針に則って町田市の生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。

なお、復興に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、復興対策の実施にあたっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画に努めるとともに、要配慮者の参画についても努めるものとする。

更に、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 2 「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画

### (1) 大規模災害からの復興に関する法律

「大規模災害からの復興に関する法律」では、大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念と定めている。

特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの）が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部を設置することができる。

また、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、復興基本方針を定める。

東京都知事は、災害により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

東京都復興本部は、東京都復興基本方針及び復興計画を策定し、具体的な復興事業を推進する。

市は、国の復興対策本部及び東京都復興本部が設置され、復興基本方針（「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」に基づき、復興基本方針に即して、東京都復興基本方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び東京都復興基本方針）及び復興計画が定められた場合には、それらを踏まえて市の復興対策を進める。

「大規模災害からの復興に関する法律」では、次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村を、「特定被災市町村」という。

- ① 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- ② 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く）
- ③ 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- ④ 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

※特定被災市町村は、災害復興基本方針（東京都が東京都復興基本方針を定めた場合にあっては、災害復興基本方針及び東京都復興基本方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

(2) 「大規模災害からの復興に関する法律」に従った復興計画の策定

市は、「大規模災害からの復興に関する法律」に従って復興計画を策定する場合、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 計画区域（復興計画の区域）
- 復興計画の目標
- 町田市における人口の現状及び将来の見通し、土地利用方針（計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したもの）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項）
- 復興整備事業（復興計画の目標を達成するために必要な下記に掲げる事業）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
- 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 復興計画の期間
- その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(3) 大規模災害からの復興に関する法律による災害復旧支援

市は、特定大規模災害等により行政機能が低下した場合、道路、下水道、河川に係る工事について、都知事に対し代行を要請する。

### 第3 生活復興対策の実施

#### 1 生活復興の目標

- (1) 第1の目標は、被災者の暮らしを一日も早く災害発生前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、災害発生前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようとする。

#### 2 生活復興対策の推進

市は、前項で定める災害復興基本方針に基づき、次のプロセス（期間）を基本に、くらしの復興、住宅の復興、雇用の確保と産業復興に関する対策を推進する。

また、個人や企業は、自らの責任において、あるいは共に助け合って、復興を図っていくものとする。

## 第10章 災害復旧・復興計画

### 第3節 災害復興対策

#### (1) くらしの復興対策（2週間～2年）

災害復興本部は都と協力し、市民のくらしを災害前の状態に戻し、元のくらしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合したくらしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等について検討し総合的な対策を講じる。

- （救護所の廃止に伴う）仮設診療所の設置
- 医療機関の再建支援
- 福祉施設の再建・拡充・新設支援
- 生活再建資金の貸付
- 精神相談・こころのケアの実施
- 被災者の健康管理の実施
- 公衆浴場の再建支援
- 教育・文化・社会教育施設の再建支援
- その他医療・福祉・保健・教育・文化・外国人・市民活動・消費に関する調査  
情報提供・相談・指導

なお、学校施設の復興にあたっては、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

#### (2) 住宅の復興対策（2週間～）

災害復興本部は都と協力し、被災者自身の住宅再建支援、再建が困難な被災者に対する住宅の供給等について検討し総合的な対策を講じる。

- 住宅復興計画の策定
- 住宅取得に対する支援
- マンション等の再建に対する支援
- 民間住宅の供給促進
- 公的住宅の供給促進
- その他住宅に関する情報提供・相談・指導

#### (3) 産業の復興対策（2週間～）

災害復興本部は都と協力し、失業者の抑制、失業者の再就職、事業者の早期再建、産業の活性化について検討し総合的な対策を講じる。

- 被災農林業者の支援
- 雇用確保の支援
- 事業再開の支援
- 産業復興の支援
- その他労働・事業に関する相談・指導等

## 第4 都市復興対策の実施

### 1 都市復興の目標

人びとが暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- (1) 特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、まち全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「災害による被害を繰り返さない都市づくり」を行う。
- (2) 復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
- (3) 市、市民、企業、都や国等との「協働と連携による都市づくり」を行う。

### 2 都市復興対策の推進

市は、災害復興基本方針に基づき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（期間）を基本とする都市の復興対策を、都と協力して推進する。プロセスの詳細については「町田市都市復興マニュアル」に定める。今後、町田市震災復興マニュアル（仮）が策定された場合には、同マニュアルの「都市の復興」部分の記載に基づいて対策を推進するものとする。

#### (1) 被害概況・状況の把握

- ① 家屋被害概況調査の実施（発災～1週間以内）  
災害対策本部に集約された被害状況に基づいて、家屋被害概況を把握する。  
被害の大きさごとに大被害地区、中被害地区、小被害・無被害地区に分類し、第一次建築制限区域指定の判断材料とする。
- ② 家屋被害状況調査の実施（発災後1週間～1ヶ月以内）  
被災があった地域の全建物を対象に、被災状況の現地調査を行う。  
現地調査をもとに都市復興の基礎資料となる家屋被害台帳及び地区別被害状況図を作成する。

#### (2) 都市復興基本方針の策定等

災害復興本部は、都市復興基本方針の策定、復興対象地区の設定、建築物の誘導等を盛り込んだ復興整備条例の制定といったプロセスを、以下のように行う。

- ① 都市復興基本方針の策定（発災～2週間以内）  
東京都都市復興基本方針との整合を図りつつ、次の内容を基本とする都市復興基本方針を策定する。

- 市民の暮らしの再建の早期実現
- 災害による被害を繰り返さないよう、防災性を向上させ、安全で安心して住み続けられるまちづくり
- 多摩地区の中核機能の早期回復

## 第10章 災害復旧・復興計画

### 第3節 災害復興対策

#### ② 第一次建築制限の実施（発災～2週間以内）

被害の大きい地区を対象として建築基準法84条に基づく第一次建築制限を実施する。

※ 建築制限とは、災害があった場合において都市計画または土地区画整理事業のために必要がある場合に区域を指定し、災害が発生してから1ヶ月を限度(2ヶ月まで延長可)にその区域内における建築物の制限又は禁止することができるものである。

#### ③ 復興対象地区の設定（発災～1ヶ月以内）

条例等であらかじめ定める復興対象地区の判定基準に基づき4段階の復興対象地区を設定する。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ①重点復興地区（抜本改造型） | ②復興促進地区（部分改造・自力再建型） |
| ③復興誘導地区（自力再建型） | ④一般地区               |

#### ④時限的市街地計画策定（発災～2ヶ月）、整備及び運営（発災3ヶ月以降）

甚大な被害を受けた地域においては、本格的な復興までの過渡期に暫定的な生活の場として「時限的市街地」を確保し、被災者に提供することが望ましい。

時限的市街地は、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設の住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地のことである。

時限的市街地ごとの対応方針を検討し、各地域コミュニティに配慮した時限的市街地づくりの方針を設定した上で、仮設住宅の配置検討をし、時限的市街地の整備・運営を行っていく。

#### ■（仮称）町田市災害復興の推進に関する条例

復興対象地区の設定に当たり、あらかじめ判定基準を条例で定め、市民に周知することが重要である。町田市では、事前復興の取り組みとして「（仮称）町田市災害復興の推進に関する条例」として、次の事項を基本とする条例について検討中である。

事 項	主な内容
目的	市街地の緊急な整備、円滑な復興について
用語の定義	条例で使用する各用語の定義
復興の理念	災害の教訓を生かした復興、市、市民、事業者の「協働」など
市、市民、事業者の責務等	震災復興事業に対する市、市民、事業者の責務
復興対象地区の指定・変更	復興対象地区の種類（重点復興地区・復興促進地区・復興誘導地区）や定義など
被災市街地復興推進地域の指定	重点復興地区・復興促進地区における被災市街地復興特別措置法に基づいた都市計画決定
建築行為の届出、情報の提供及び協議	復興対象地区に応じた建築制限及び誘導の方針
委任	
適用期間	「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である2年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

(5) 第二次建築制限の実施（発災～2ヶ月以内）

第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らない場合は、第二次建築制限を実施し、重点復興地区を基本とした面的整備事業等の導入が可能な地域を指定する。

第二次建築制限は、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき、都知事の同意の上、市が被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、同法第7条に基づき、地域内の建築行為等を制限する。

(3) 都市復興基本計画の策定等（発災～6ヶ月）

災害復興本部は、都市復興基本方針の考え方をより具体化して、都市づくりの骨格部分の考え方を示すため、都市復興基本計画（骨子案）を被災後2ヶ月以内に策定・公表する。

また、都市復興基本計画（骨子案）を踏まえ、復興まちづくりの重点地区及び地元で復興まちづくりへの意欲の高い地区等を対象にして復興まちづくり計画の策定を進める。

これらを踏まえて、被災後6ヶ月以内に、次の事項を基本とする都市復興基本計画を策定する。

事 項	主な内容
① 復興の理念・目標	原則5年内の完成を目指し、長期でも10年内を目指す
② 土地利用方針	長期計画や都市計画マスタープラン等の既定の計画を踏まえ、地域特性を活かした土地利用を図る
③ 都市施設の整備方針	市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的考え方
④ 市街地の整備方針	復興対象地区の明示
⑤ 被災地域ごとの復興基本方針	各地区の復興の基本方針

(4) 復興事業計画の確定（6ヶ月以降）

災害復興本部は、都市復興基本計画・復興まちづくり計画等に基づいて、新規施設整備箇所や面整備事業や修復型の任意事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、復興事業計画を確定する。

(5) 復興事業の推進

災害復興本部は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。

なお、都市復興基本方針との整合がとれた既定の都市計画事業については、住民合意の下に、被災後可能な限り早期に実施する。



# 索引

## B

BCP ..... 53, 83, 90, 91, 92, 101, 192

## D

DIS ..... 167, 172, 175, 352, 378, 380, 545

DMAT ..... 6

## E

EMIS ..... 209

## T

Twitter ..... 393

## い

一時滞在施設 ..... 5, 16, 17, 53, 57, 63, 112, 133, 155, 157, 158, 161, 193, 237, 238, 239, 241, 364, 367, 370, 425, 450, 451, 501  
一般ボランティア ..... 17, 59, 87, 90  
医療救護班 ..... 12, 49, 198, 213, 214, 261, 496, 546

飲料水の提供 ..... 16, 501

## そ

液状化 ..... 30, 32, 35, 37, 39, 48, 65, 66, 82

## お

応急仮設住宅 ..... 15, 54, 63, 126, 153, 154, 160, 180, 182, 183, 250, 252, 262, 292, 295, 307, 318, 319, 320, 321, 361, 363, 369, 392, 431, 442, 494, 500, 577  
応急危険度判定 ..... 51, 124, 125, 160, 173,

197, 249, 307, 309, 310, 311, 313, 314, 316, 318, 322, 326, 329, 369, 431, 442  
応急給水槽 ..... 161, 286, 287, 370  
オープنسペース ..... 4, 5, 14, 48, 52, 54, 66, 71, 72, 73, 100, 126, 164, 373, 467

## か

ガス施設 ..... 12, 78, 138, 277, 278, 497  
仮設トイレ ..... 15, 117, 122, 160, 193, 252, 259, 299, 301, 302, 304, 369, 432, 441, 493, 499  
がれき処理 ..... 117, 317  
感染症 ..... 50, 111, 123, 157, 162, 242, 255, 299, 300, 366, 371, 416, 417, 434, 441, 569, 571, 572

## き

義援物資 ..... 6, 12, 272, 285, 293, 294, 440  
危険動物 ..... 223, 229, 414  
危険度判定士 ..... 311  
帰宅支援ステーション ..... 57, 239, 240  
救急救護活動拠点 ..... 102, 205, 207, 209, 211, 213, 214, 215, 407, 409  
救急告示医療機関 ..... 162, 219, 291, 371  
急傾斜地 ..... 69, 108, 378, 526  
救護連絡所 ..... 6, 101, 168, 212, 214, 215, 216, 217, 220  
給水拠点 ..... 77, 119, 154, 160, 161, 286, 287, 363, 369, 370, 547  
共同溝 ..... 70, 74, 75, 274  
記録的短時間大雨情報 ..... 377  
緊急交通路 ..... 7, 115, 265, 266, 437, 453  
緊急地震速報 ..... 4, 60, 85, 170  
緊急時防護措置を準備する区域 ..... 42, 456  
緊急消防援助隊 ..... 202  
緊急通行車両 ..... 7, 9, 115, 116, 119, 219, 265,

267, 268, 269, 437, 494

- 緊急道路障害物除去 ..... 7, 115  
緊急保育 ..... 158, 328, 329, 367  
緊急輸送道路 ..... 79, 112, 115, 437, 547  
緊急輸送ネットワーク ..... 7, 266  
緊急輸送路 ..... 7, 74, 183, 265, 266, 392, 437,  
453, 524, 525
- 

## け

- 警戒レベル ..... 60, 420, 421, 422, 423, 464, 467  
激甚災害 ..... 163, 372, 562, 563, 564, 565,  
567, 568, 569, 570, 572  
下水道施設 ..... 77, 122, 159, 160, 171, 275,  
301, 368, 369, 493, 495  
血液製剤 ..... 13, 214  
健康相談 ..... 222, 259, 460, 461, 467  
減災目標 ..... 52, 53, 54  
検視・検案 ..... 6, 50, 212, 283  
原子力緊急事態 ..... 42, 456, 457, 460  
原子力災害特別措置法 ..... 457  
現地機動班 ..... 163, 164, 175, 373  
現地災害対策本部 ..... 147, 148, 152, 163, 168,  
345, 347, 348, 360, 372, 398, 471
- 

## こ

- 高圧ガス ..... 10, 14, 29, 97, 98, 223, 227, 414,  
480, 494, 496, 499, 521  
広域応援 ..... 89, 100, 105, 304, 317, 511  
広域火葬 ..... 123, 284  
広域避難 ..... 182, 199, 292, 332, 337, 338, 444  
洪水時集合場所 ..... 5, 425, 426  
洪水予報 ..... 106, 375, 376, 377, 380, 382, 403  
交通規制の実施 ..... 268, 491, 503, 518  
語学ボランティア ..... 130  
こころのケア ..... 12, 577, 582  
国庫負担 ..... 570, 572
- 

## さ

- 災害医療コーディネーター ..... 6, 53, 101, 157, 208,

209, 210, 211, 212, 213, 215, 217, 218,

219, 220, 366

災害医療支援病院 ..... 209, 217

災害援護資金 ..... 553, 554, 556, 557, 577

災害関連死 ..... 54, 222, 252, 431

災害救助法 ..... 152, 154, 163, 173, 175, 176,  
177, 179, 180, 214, 233, 234, 284, 292,  
296, 315, 320, 325, 360, 363, 372, 390,  
412, 555, 556, 558, 565

災害拠点病院 ..... 5, 102, 116, 162, 205, 209,  
211, 212, 216, 217, 219, 220, 270, 275,  
302, 371

災害拠点連携病院 ..... 5, 53, 102, 205, 207, 209,  
215, 216, 217, 218, 219, 220, 407, 409

災害情報システム ..... 86, 167, 172, 175, 352,  
378, 380, 545

災害対策基本法 ..... 1, 3, 4, 7, 56, 109, 175, 179,  
187, 189, 190, 192, 244, 267, 268, 269,  
297, 298, 318, 332, 389, 418, 419, 420,  
444, 453, 512, 580

災害弔慰金 ..... 252, 337, 431, 553, 555, 556

災害廃棄物 ..... 120, 121, 159, 233, 234, 299,  
303, 304, 305, 306, 316, 317, 318, 368,  
412, 413, 441, 494, 576

災害派遣 ..... 6, 9, 153, 187, 189, 195, 361,  
453, 468

災害派遣要請 ..... 188, 212

災害葉事コーディネーター ..... 208, 209, 211, 212,  
213, 214

災害用伝言板・災害用安否確認システム ..... 394

災害用トイレ ..... 109, 122, 301

在日米軍 ..... 11

---

## し

自衛消防組織 ..... 58, 97, 98, 520, 550, 551

自衛消防隊 ..... 52, 58, 98

市街地再開発 ..... 27, 70

事業継続計画 ..... 90, 92, 192

事業所防災計画 ..... 52, 57, 97, 98, 103, 550

指定緊急避難場所 ..... 4, 5

指定公共機関 ..... 11, 164, 357, 373, 492, 497,

- 指定地方行政機関 ..... 10, 164, 192, 334, 373, 492, 496, 511, 512  
 指定地方公共機関 ..... 5, 13, 164, 192, 334, 357, 373, 425, 426, 498, 512  
 指定避難所 ..... 4, 5  
 し尿処理 ..... 299, 301, 302, 441  
 斜面崩壊 ..... 40, 232, 410  
 車両の確保 ..... 115  
 住宅用火災警報器 ..... 19, 95  
 集中豪雨 ..... 1, 28, 40, 67, 107, 108, 344, 350, 356, 377, 410  
 受援 ..... 90, 157, 191, 192, 366  
 消防水利 ..... 48, 49, 66, 73, 74, 120, 134, 201, 202  
 消防団 ..... 14, 49, 52, 59, 72, 96, 99, 100, 138, 148, 149, 151, 152, 155, 162, 168, 182, 198, 200, 201, 202, 203, 204, 232, 233, 242, 243, 244, 245, 246, 253, 256, 273, 280, 334, 340, 348, 351, 352, 353, 354, 359, 360, 364, 371, 392, 394, 397, 399, 400, 401, 402, 403, 405, 406, 410, 411, 412, 416, 418, 419, 421, 423, 424, 432, 435, 438, 452, 472, 482, 492, 499, 507, 509, 517  
 情報連絡体制 ..... 55, 64, 145, 165, 166, 345, 374, 448, 457, 520, 539  
 食料の供給 ..... 183, 289, 291, 392  
 女性の参画 ..... 1, 55, 250, 321, 430, 579  
 初動医療体制 ..... 213  
 震災時医療拠点 ..... 5, 102, 204, 205, 212, 215, 216, 220, 326  
 浸水被害 ..... 28, 29, 67  
 浸水予想区域図 ..... 41, 42, 106

**す**

- 水道施設 ..... 9, 73, 77, 95, 120, 138, 171, 274, 286, 495, 541, 572  
 水防活動 ..... 11, 49, 159, 160, 162, 189, 270, 280, 340, 351, 354, 368, 369, 371, 380, 381, 382, 394, 397, 398, 399, 400, 401,

- 水防管理団体 ..... 382, 383, 398, 400, 404  
 水防警報 ..... 340, 380, 381, 382, 384, 385, 388, 399  
 水防組織 ..... 107, 398  
 図上訓練 ..... 64, 101

**せ**

- 生活再建支援金 ..... 84, 553, 558, 559, 577  
 生活相談 ..... 261, 262, 554  
 生活必需品等の供給 ..... 50, 285, 288, 440  
 赤十字エイドステーション ..... 12, 198, 199, 240  
 専門ボランティア ..... 59, 90, 153, 195, 199, 262, 295, 361, 492

**そ**

- 総合防災訓練 ..... 55, 63, 64, 124

**た**

- ターミナル駅 ..... 31, 71, 154, 363  
 大規模災害からの復興に関する法律 ..... 580, 581  
 耐震改修 ..... 4, 52, 79, 80  
 耐震診断 ..... 77, 79, 80, 101, 127  
 耐震マーク ..... 80  
 宅地造成等規制法 ..... 68, 69, 197, 311, 312  
 竜巻 ..... 10, 357, 358, 389

**ち**

- 地域危険度 ..... 30, 38  
 地域の行動ルール ..... 60  
 地区防災計画 ..... 56

**つ**

- 通信施設 ..... 11, 12, 145, 167, 345, 357, 469, 494  
 鶴見川 ..... 22, 23, 28, 29, 40, 41, 42, 66, 67, 70, 73, 100, 194, 271, 308, 376, 377, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 425

---

## て

- 鉄道施設 ..... 11, 13, 66, 76, 468, 497, 498  
電気施設 ..... 134
- 

## と

- 東京 DMAT ..... 6, 213, 217, 406  
東京都液状化アドバイザー ..... 82  
東京都防災会議 ..... 30, 235, 484  
東京都防災行政無線 ..... 378, 380  
東京都防災（語学）ボランティア ..... 153, 155, 197, 263, 361, 364, 492  
透析 ..... 51, 101, 120, 157, 200, 221, 366, 448  
動物救護 ..... 11, 498, 546  
登録ボランティア ..... 59, 62, 64, 90, 195, 197, 240, 295  
特定都市河川 ..... 28, 67  
毒物・劇物 ..... 29, 223, 226, 414, 475, 476, 480  
特別警報 ..... 375, 377, 449  
特別財政援助 ..... 572  
都災害対策本部 ..... 120, 163, 164, 244, 287, 372, 373, 418, 419, 507  
都市計画マスタープラン ..... 52, 70, 72, 585  
都市復興基本計画 ..... 577, 585  
都市復興基本方針 ..... 575, 577, 583, 585  
土砂災害 ..... 1, 5, 11, 40, 41, 49, 53, 60, 66, 68, 69, 106, 107, 108, 113, 147, 233, 234, 245, 340, 347, 355, 377, 378, 394, 410, 411, 412, 413, 420, 422, 425, 426, 467  
土砂災害警戒区域 ..... 41, 49, 68, 69, 105, 107, 108, 113, 232, 233, 234, 354, 399, 410, 411, 412, 413, 422, 425, 467  
土砂災害警戒情報 ..... 378, 379, 411, 422  
土地区画整理事業 ..... 70, 73, 572, 584  
トリアージ ..... 5, 101, 102, 162, 204, 209, 212, 217, 218, 371, 406, 502
- 

## に

- 二次避難施設 ..... 5, 110, 127, 130, 156, 157,

- 251, 253, 256, 258, 259, 260, 261, 365, 366, 430, 432, 435
- 

## は

- 配備職員 ..... 149  
ハザードマップ ..... 10, 41, 42, 45, 60, 69, 106, 107, 108, 425
- 

## ひ

- 被害想定 ..... 1, 30, 31, 32, 33, 35, 45, 118, 235, 236, 239, 289, 484, 488  
被災宅地危険度判定士 ..... 108, 124, 197, 311, 312  
非常配備態勢 ..... 142, 201, 400, 512, 542, 545, 546  
非常無線通信 ..... 11, 14, 168, 499  
避難勧告 ..... 10, 106, 107, 113, 138, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 243, 245, 246, 249, 341, 356, 378, 379, 402, 403, 416, 417, 418, 420, 421, 422, 423, 424, 427, 429, 455, 467, 471, 472, 477, 478, 479, 480, 481  
避難経路 ..... 64, 106, 107, 132, 245, 422  
避難行動要支援者 ..... 4, 19, 48, 59, 75, 95, 99, 127, 128, 129, 256, 257, 281, 351, 418, 423, 435, 445, 446, 447, 451, 548  
避難行動要支援者名簿 ..... 4, 128, 129, 258  
避難支援者 ..... 128, 129, 243, 256, 257, 258, 435  
避難指示（緊急） ..... 402, 412, 416, 420, 421, 422  
避難施設（洪水・土砂） ..... 5, 425, 426  
避難準備 ..... 242, 243, 257, 341, 416, 420, 421, 422, 423, 427  
避難準備・高齢者等避難開始 ..... 341, 416, 420, 421, 422, 427  
避難体制 ..... 69, 106, 108, 109, 113, 411, 413  
避難道路 ..... 112, 240, 246, 526, 547  
避難判断水位 ..... 381, 382, 421  
避難広場 ..... 5, 60, 72, 80, 82, 89, 109, 110, 112, 113, 153, 160, 197, 201, 215, 243,

246, 247, 287, 319, 323, 326, 361, 369, 403, 418, 424, 426, 482  
避難誘導 ..... 9, 11, 13, 46, 51, 58, 71, 107, 109, 113, 114, 128, 133, 154, 156, 157, 162, 182, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 238, 242, 243, 246, 247, 256, 258, 278, 281, 323, 326, 329, 363, 365, 366, 371, 392, 402, 403, 411, 416, 418, 424, 425, 435, 446, 455, 471, 472, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 492, 495

---

## ひ

風評被害 ..... 460  
復興基本方針 ..... 18, 575, 578, 579, 580, 581, 583, 585  
復興まちづくり計画 ..... 577, 585

---

## へ

ヘリサイン ..... 100

---

## ほ

保育に欠ける被災児童 ..... 330  
防疫活動 ..... 157, 234, 251, 299, 300, 304, 317, 356, 366, 413, 430  
防災教育 ..... 59, 60, 95, 535, 550  
防災訓練 ..... 19, 20, 48, 52, 55, 56, 60, 63, 64, 95, 107, 129, 135, 198, 548  
防災システム ..... 53, 84, 86  
防災リーダー ..... 107  
放射線 ..... 26, 29, 42, 97, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 522

ボランティアセンター ..... 59, 63, 90, 148, 156, 196, 199, 259, 261, 263, 348, 365  
本部連絡員 ..... 141, 145, 150, 333, 334, 342, 345, 358

---

## ま

町田市災害対策本部条例 ..... 150, 358, 512

町田市災害葉事センター ..... 102, 213, 214

---

## め

メンタルヘルス ..... 102

---

## む

木造住宅密集地域 ..... 4, 73

---

## ゆ

輸送拠点 ..... 6, 50, 115, 265, 266, 272, 437, 495  
輸送車両の確保 ..... 546

---

## よ

要配慮者 ..... 4, 5, 15, 19, 50, 51, 53, 55, 59, 64, 69, 79, 87, 96, 104, 106, 107, 110, 111, 112, 113, 127, 129, 130, 156, 157, 182, 196, 221, 237, 242, 243, 246, 248, 249, 251, 253, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 278, 293, 308, 316, 318, 320, 321, 338, 365, 366, 392, 403, 411, 416, 420, 424, 428, 429, 430, 432, 435, 460, 482, 500, 550, 579  
予備避難施設 ..... 5, 426

---

## ら

ライフライン施設 ..... 48, 50, 54, 66, 77, 82, 103, 273, 341, 438, 540

---

## り

罹災証明 ..... 50, 54, 125, 154, 285, 295, 296, 297, 298, 311, 313, 314, 315, 320, 321, 363, 440, 553, 554, 559, 576  
流出油 ..... 98, 223, 228, 414, 481, 495  
臨時応急給水所 ..... 119, 161, 287, 370  
臨時避難施設 ..... 5, 416, 417, 426, 427, 446, 452  
臨時ヘリポート ..... 265, 271, 437

## 町田市地域防災計画修正の経過

作成または修正の年	備 考
1968（昭和 43）年	防災計画作成
1969（昭和 44）年	一部修正
1970（昭和 45）年	一部修正（加除式に編さん替）
1972（昭和 47）年	一部修正
1974（昭和 49）年	一部修正
1975（昭和 50）年	一部修正
1977（昭和 52）年	一部修正
1979（昭和 54）年	一部修正（年版式に編さん替）
1981（昭和 56）年	震災編（付編を含む）を編さん
1983（昭和 58）年	風水害等編を編さん
1988（昭和 63）年3月	震災編（付編を含む）を一部修正
1996（平成 8）年3月	震災編（付編を含む）を一部修正
1999（平成 11）年3月	震災編（付編を含む）、風水害等編を合冊し、資料編を分冊のうえ一部修正
2006（平成 18）年2月	地震、風水害、大規模事故、火山災害の事象ごとに編集したうえ一部修正、資料編一部修正
2010（平成 22）年3月	本編及び資料編について一部修正
2012（平成 24）年12月	2011（平成 23）年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、本編及び資料編について一部修正
2015（平成 27）年2月	2013（平成 25）年の災害対策基本法改正や、既往災害の教訓等を踏まえ、本編及び資料編について一部修正（雪害対策の新章を追加）
2017（平成 29）年2月	2015（平成 27）年の災害対策基本法改正や、庁内の所掌事務の見直し等を踏まえ、本編及び資料編について一部修正
2020（令和 2）年2月	2019（平成 31）年の東京都地域防災計画（震災編）の修正内容等を踏まえ、本編（第1章～3章）について一部修正
2021（令和 3）年2月	2021（令和 3）年の東京都地域防災計画（風水害編・大規模事故編・原子力災害編）の修正内容や、「令和元年東日本台風」等の既往災害の教訓、感染症対策等を踏まえ、本編及び資料編について一部修正

町田市地域防災計画 本編

刊行物番号 21-6

発 行 2021 年 4 月  
編 集 町田市防災会議  
（事務局）町田市防災安全部防災課  
〒194-8520 町田市森野二丁目 2 番 22 号  
電話 直通 042-724-3218  
印 刷 八昭印刷株式会社

